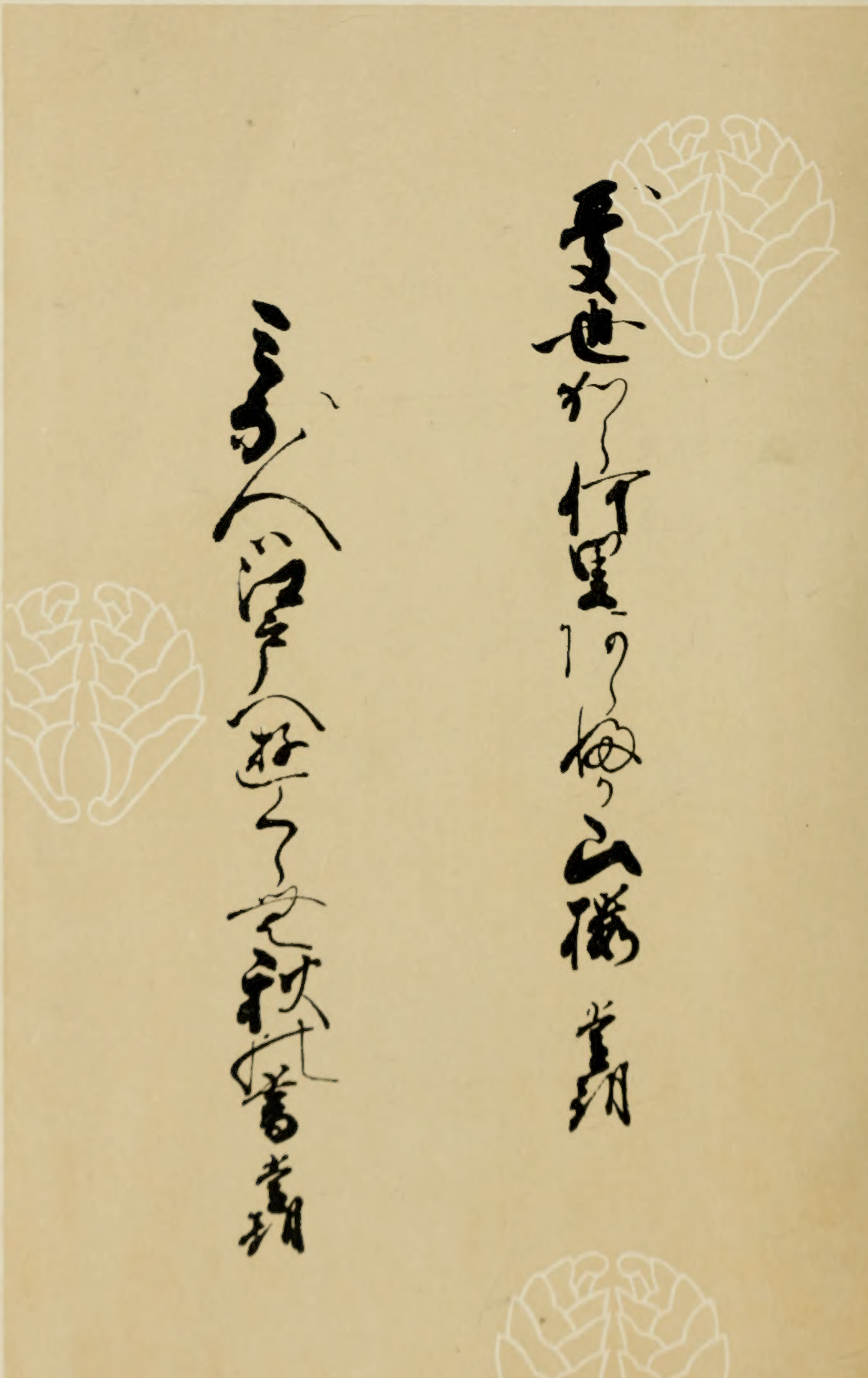


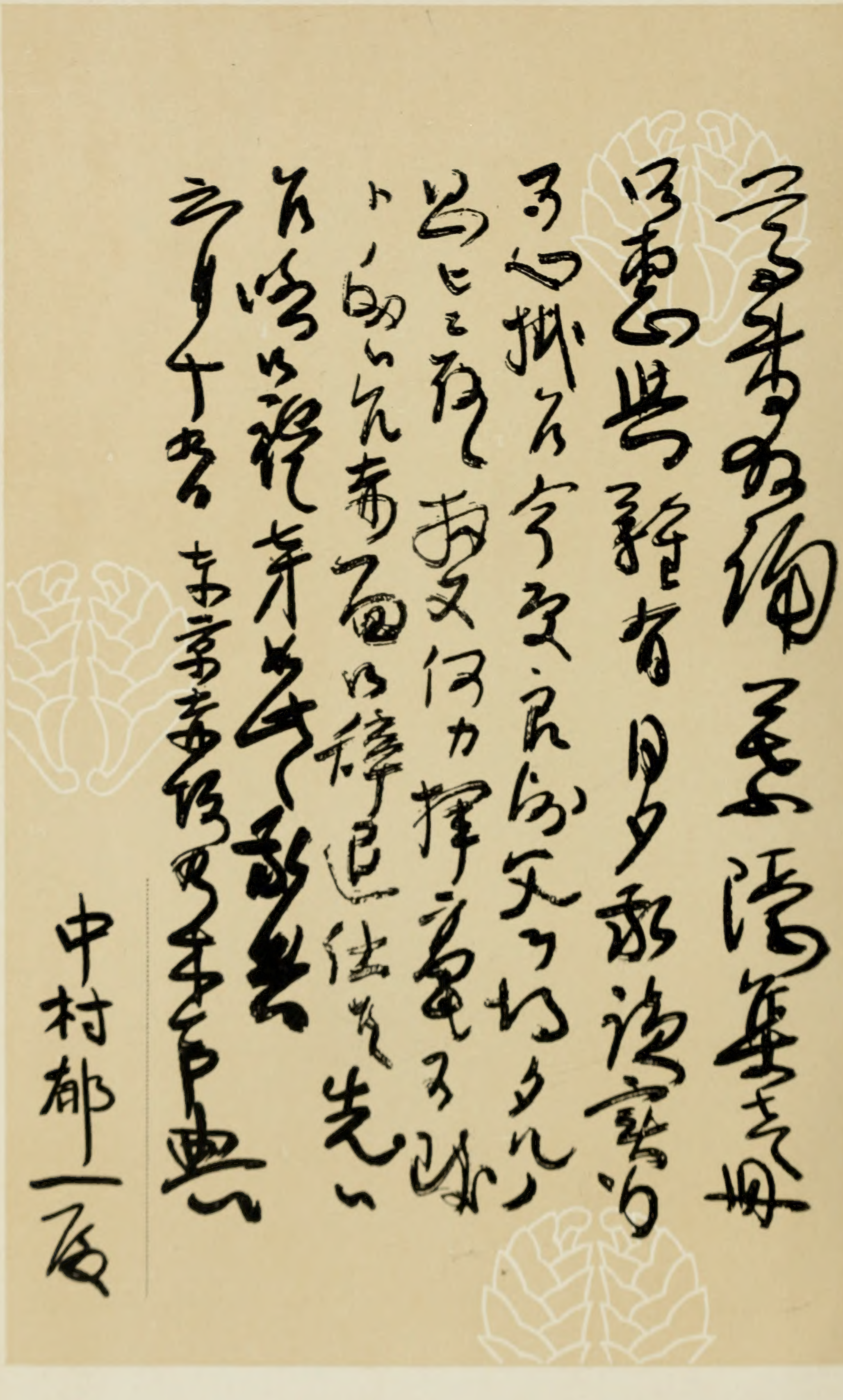
葉隠士風を尊崇躬行して、終に昭和七年三月二十八日支那上海江灣鎭の戰跡に於て、上官及部下の英靈を弔ひ、自らの道德律に則りて、父祖傳來の武士道に殉し、日本武人の精華を中外に宣揚せし、故陸軍步兵少佐空閑昇君の事績を輯錄して、慰靈の誠を捧げ、併せて江湖に本書の普及を圖り、以て遺烈を千秋に偲ばんとす。

昭和九年一月　　中村郁一

悲壯、鬼神を哭せしめ
遺烈、千秋に香はしき
空閑少佐の靈に捧ぐ

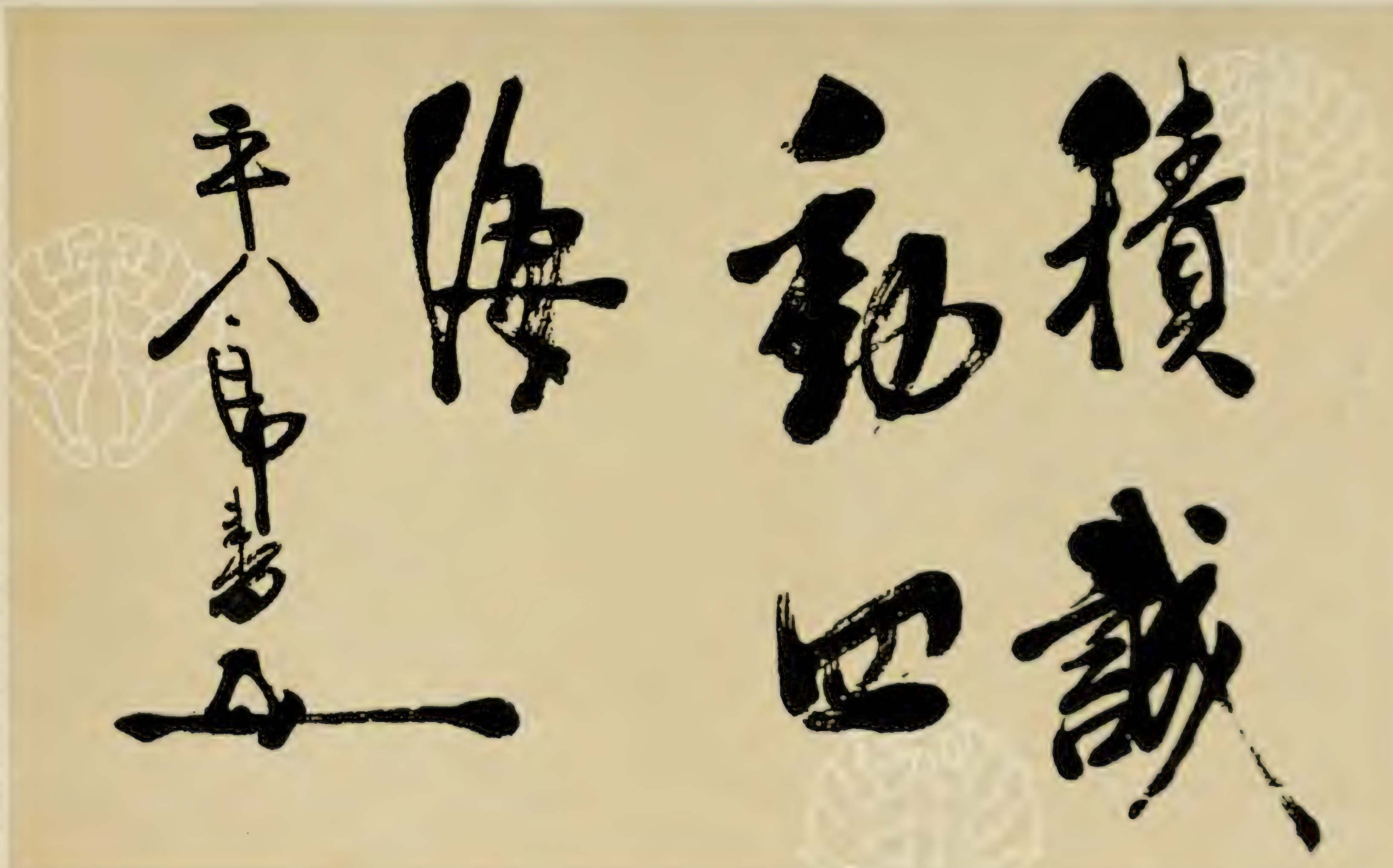


故　山本常朝先生筆蹟
文學士中野禮四郎氏藏

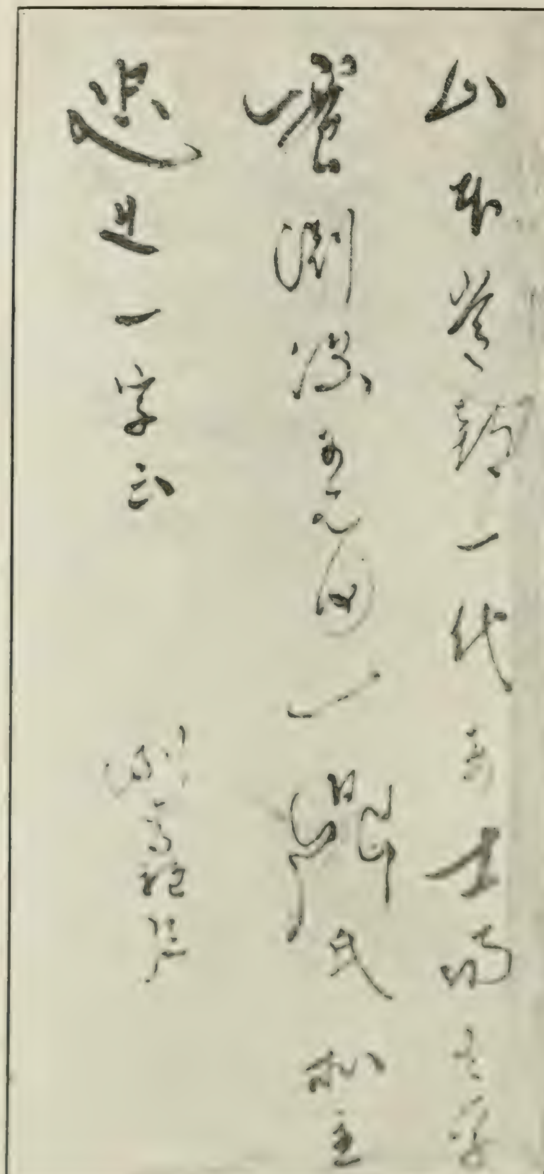


中村郁一殿

明治三十九年六月十九日乃木將軍閣下が編者に寄與せられたる御自筆の書簡



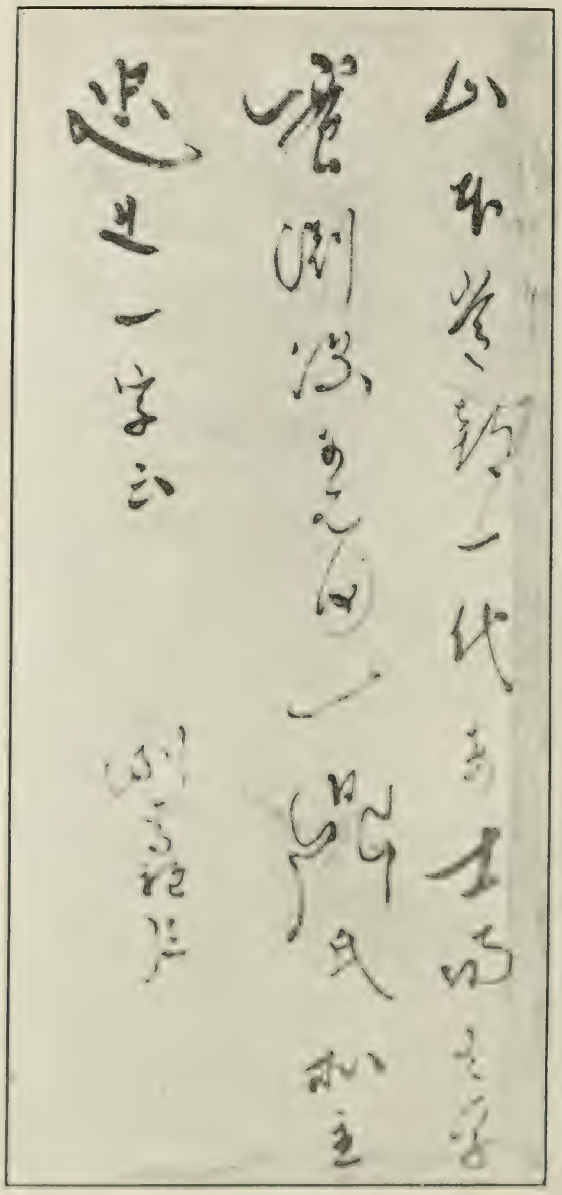
大正五年全集出版に際し東郷元帥閣下が本書に寄與せられし題字



故 伯爵 副島種臣先生の筆蹟に成る山本常朝先生の贊辭



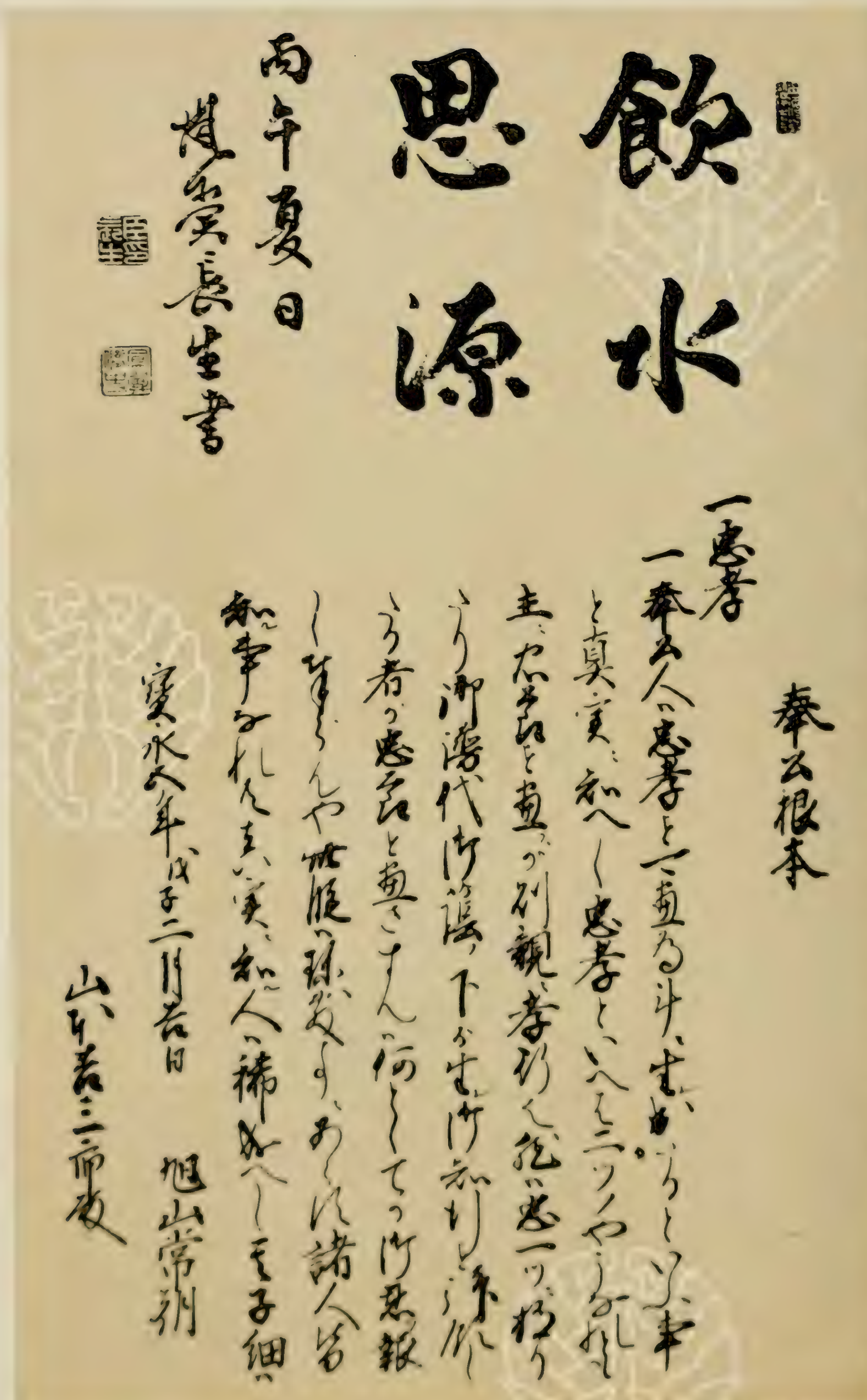
明治三十九年子爵渡邊國武閣下が揮毫に寄與せられたる石田、山本、田代、三先生の贊辭



故 伯爵 副島種臣先生の筆蹟に成る山本常朝先生の贊辭



明治三十九年子爵[illegible]國武閣下より編者に寄與せられたる石田、山本、田代、三先生の贊辭



（上）明治三十九年子爵小笠原長生閣下が編者に寄與せられたる題字

（下）山本常朝先生筆蹟（附錄山本秘書卷頭參照）



故石田一鼎先生の墓所、佐賀市與賀町精小路水月庵に在り



故石田一鼎先生居宅の趾にして佐賀郡松梅村梅野山下の下田に在り今は里人祠を立てゝ祀れり

序

葉隱は山本常朝の學問より得た、確信ある抱負を話したものの筆記である、彼の江戸幕府が戰國の疲憊を休めんと欲して鎖國政策を行ひ、小天地に偸安してから、惰氣充滿して士風墮落し、其爲に元祿の頃には憤慨の餘に成つた著作が多い、常朝は江戸の士が武道を干祿の餌と爲し、浮辨華形を競うて時好に投合し、名利名聞を漁るに齷齪し、當時盛に流行した林家の儒學其他の學風の徒に宋人の餘瀝を啜るに汲々たるものを目して上方者流と嘲り、北條流の軍法や柳生氏の劍術をば一併して兵家者流と罵り、我佐賀藩士の此大勢に靡くを見ては特に痛憤し、是をば自藩の主倚を捨てて餘所の佛を尊むものと爲し、釋迦も孔子も楠も信玄も當家の風に協はぬと斷言して四

誓願を起した、茲に信玄といふは即ち北條流の軍法を指したものである。是が此葉隱の心髓である。取長補短は宜しいけれども、それが何等內に守る所無く、一向ら他家の佛を尊むとして模倣をのみ勉めては何等それに依りて實力を期する事は出來ぬ、實力は同化より來る、外來の文物の眞なるもの善なるもの美なるものは盡く之を自家藥籠の中に收めて同化する事が肝要である、常朝は當時の通弊が此工夫を缺き、徒に世間の流行をのみ追ふて去るを見て是に反抗したので、時人を警醒するの語は往々にして矯激に過ぎ、學問を嫌うとも言つて居るけれども、其本意は家風を主張して已まざる所に存する、家風とは之を今日の語に換言すれば所謂國民性より來る國風である。植物を移植しても其土性に合はなければ育たぬ如く、如何なる文明も其國民性の適否如何を察せずして之を輸入しては害有り

て多く効は無い。是れ同化の工夫の已む可からざる所以である。さればこそ斯くいふ常朝も實は儒學禪旨に兼通した石田一鼎に學んだので、彼は一鼎に向つて鍋島家は我一人にて抱留むるといつた。是には一鼎も大膽な事をいふとて笑つたが、後には我死後は御國を荷うて上げよと頼んだとも聞く。是も實は孟子を讀み、伊尹の任底の意思より自覺し得た抱負なのである。常朝は又修業は大高慢で無ければ役に立たぬといつて、斯くして前に述べた四誓願を發起したのだ。それとても矢張り儒學の仁義忠孝の換言に外ならぬが、其言樣に萬丈の氣焰がある。曰く大慈悲を起して人の爲になるべき事とは仁である曰く武士道に後れを取るまじき事とは義である、更に又武士道は死ぬ事と見附けたといつて死身の覺悟の工夫を始め、忠は主君の御用に立つ可き事といひ、是は家老の座に直り諫言して國を治

む事と思へ、孝は忠に附く同じ物だといつた。是が即ち彼の所謂釋迦、孔子の敎を鍋島家の風に改造した武士道の鍛錬である。凡て道德は浮辨華形に玩弄されて腐敗するを常とするが、常朝の如くに精神上の學問をすれば、心血が活躍して我物となる。

佐賀は五州二島の大守と迄發展し、其時收容した人物を以て闔藩を結合して其封境を鎖し、極端なる保守主義を取つたが、是は外來の惰風を排拒して內に發達力の充實を謀る爲であつた。此の如きは頗る不自然の政略で、其効果の如何は我輩の疑問とする所であつたが、近時陸軍徵兵の實驗に依るに紀律を守るに强いのは佐賀兵の異彩とされて居るといふ。之を眞なりとすれば其等が全く鎖封の遺物とも見るべきであらう、兎もあれ此の如き鎖封の事情の爲に著述が無い。有るも上木を嫌つたが爲に次第に湮滅に歸したが、幸に此葉

隱十一卷を存して居る、此度其湮滅を憂ひて全部の印行を企て、我輩に序文を求められたが、一隅に鎖閉した葉隱を、今や世界に向つて發展しつゝある日本に弘めんとするは時代後れの感あるやも知らぬけれども、それは皮相の見に過ぎぬ、精神上の學問に時代は無い。况んや本著の要諦は國民性を經とし外來文明を緯として其同化を勉むるに在るに於てをや、然らば此葉隱の齎す敎訓は之を現代に施して顯著なる効化の有る可きを確信する、外國の遊惰なる風を排拒して內國の發達力を充實するの必要は古今を徹して一揆なる事を述べて此に掲ぐる。

大正五年八月

侯爵　大隈重信

序

葉隱は我が國武士道の精華を發揮したものであつて、其要諦とする所は、立言者其人の體驗と修養とにより得來つた所の、燃ゆるが如き奉公の至誠と、純忠無我の思想とに基づき、我が國固有の純粹無垢にして、且つ天眞爛漫たる精神氣魄を發露したものに外ならぬ。而して此書が、鍋島論語又は肥前論語と稱せられ、二百餘年來佐賀藩武士道の經典として、光輝ある存在を保つた所以は、其由來する所が、封建時代に於ける佐賀藩を中心として、專ら士風の振起と練磨とを促すの意に出でたものであるからである。

此書の淵源は遠く佐賀藩の碩學石田一鼎に發し、其門下より出でて武士道の典型とも權化とも稱せられた人傑山本常朝が訓言を、田代

又左衛門の筆錄に依つて集蒐大成し、茲に燦然たる士風の經典となつたものである。故に此書の內容中には、鍋島家及佐賀藩に關する事項が多く、之れ等の事象を基礎とし資料として、武士道の眞諦を遺憾なく闡明したものである。故に佐賀藩に關する事項を離れて、其敎義の心髓を玩味するならば、其間に橫溢する思想は悉く我が國民全體に共通するものである。

此意味に於て葉隱は日本論語と稱して不可なきものである。即ち葉隱は大和魂の結晶であつて、日本獨特の經典であるからである。然らば將來此葉隱の精神を普及、發揚して、新時代に適應した日本國民の修養に資することは、極めて必要なことである。

今年先考の十年祭を擧行するに際し、編者が靈前に捧ぐる記念として、此の葉隱の改撰を企圖せられ、余に序文を求められたことは、

感慨に堪へない所である。

先考は元來葉隱主義の教育に依つて人と成り、葉隱の精神を體して終始一貫したものであるから、此記念出版こそ、何物にも優つた供養であることを痛感し、編者に對して深く謝意を表し、以て序とする。

昭和七年正月

侯爵 大隈信常

葉隱叙（抄錄葉隱第一版）

予嚮きに武士道の著あり廣く世に公行せり、於是誤て予の虚名を信じ、武士道に關する諸種の批評を求むるもの甚だ多し、肥前中村氏其の一人なり、頃日葉隱の原稿を送り一閲を懇請せられ且つ序文の囑あり。

夫れ武士道は日本固有の倫理思想の凝結したるものなり、歴史的に云ふときは武士なる階級の世に顯はれたるは封建制度の成りたる後に在りと思ふは誤れり、其の實淵源する所深く且つ遠しと謂ふ可し、政治制度の如何に拘らず社會の變遷如何を問はず、日本の民俗歴史に現はれたる以前、既に此精神氣魄は大和民族の心の裡に胚胎せり、之を助長養成して粹を拔き短を捨て之を陶汰したるは勿論なるも大體に於て一貫して今日に至りたるものと信ず、或は曰く武士道なるものは何れの邦國にも存在せざる莫し、何ぞ獨り我邦のみに限り之を認むるものならんや、歐洲支那諸國嘗て之を認めたり、是等邦國の倫理思想は武士道を經過したるものなり、武士道

は野蠻の遺物に過ぎざるなりと、是れ一應有理の說なり、殊に嚴格豪邁勇敢等の男性的行爲は武士道に最も貴尊せらるゝものにして、女性的とも稱すべき倫理思想は比較的に輕易視せられたるは予も亦首肯する所なり、世運の進步と共に道德の感念も穩順に赴くは自然の秩序なり、日本の武士道は此の秩序を經過せざる歟、古の明將又は武士道を標榜とする碩學の言行は穩順の性質なき歟、武士は物の哀を知るの一句最も這般の事情を說明して餘あり、予は武士道の極は基督敎と接近せりと信ず、動植物の進化を見るに自ら階級あり人智亦然り、此の階段を履まず一躍して極點に達せんと欲せば永久に誤謬に陷るの弊あり、蠻人の基督敎を聞きて各自に解釋を下し蠻人相當の義を附する如き一知半解の輩、風俗人情を度外視して世人皆濁れり、吾獨り淸めりと爲し、意外の愚を演ずる如き、基督敎の愛を聞き徒らに舐牛の愛に溺れ、獨り自ら敎養を得たりと信ずる如き、人智に上下階級の存するを知るに足れり、武士道の興味も基督敎の眞味も武勇を經過したる上にあらざれば最上の味は知る可からずと信ず。

葉隱の書は鍋島藩の武士道を鼓吹し、一藩の歷代奉尊したるものなることは夙に之を聞けり

中村氏之を編纂して世に問はんと欲す、今日より論ずれば陳套なる所なしとせず、時代は既に去り、鍋島藩は霧散し、士族は僅かに名を留むるに過ぎず、昨の事今と大に異り、朝の思想は夕に陳腐たるの恐あるも靈的界に於ては殆んど新舊古今の區別なし、過去の事必ずしも現在の物に益なしとせず、現に目に映ぜざるものは昔に屬するに限らず、書中說く所固有名詞を去り其の眞髓を玩味せば二十世紀の今日吾人をして起しむるに足る、一讀の際自ら慚愧に堪へざること多し、時に予病を輕井澤温泉に養ふ、方に晩秋に屬す、金風肅殺の氣山懐に滿ち、讀み終り覺えず襟を正す、讀者徒らに予を目するに昔日を追慕するものとせず、實行的作用のあるを確認し存養の資と爲せば、庶くは編者の意を得るに幾らん歟。

明治三十九年二月十八日

臺灣南部旅行中

法學博士
農學博士　新渡戸稻造

葉隱序　（抄錄葉隱第二版）

洋の東西に於て國を成すもの少しとせず、然れども其の歴史を達觀するに、興亡盛衰常なきものにあらざるはなし、其の間に於て古今三千年の久しきを經て國家の命脈を持續し、尙ほ且つ隆々として發展するもの、獨り我日本あるのみ。世界の廣きも此點に於ては斷じて匹敵あるなし。是れ議論にあらずして事實なり。斯る一種特有の事實ある以上は、之に伴ふて生じ來れる一種特有の國民道德なかるべからず。我國の歴史を攻究し來れば、果して忠孝一致の如き一種特有の國民道德あるを知る。國民道德は我國體の結果にして又我國體を持續する原因となるものなり。而して國民道德を實行する精神は所謂大和魂なり。若しそれ大和魂が戰鬪的方面に顯はれたる時は、是れを武士道となす。武士道に類するもの、他國にも亦之ありと雖も、未だ我國の武士道の如く長き歲月に亙りて發達し、且つ特色の多大なるはあらざるなり。此の如き國民道德あり、此の如き大和魂あり、此の如き武士道あり、是れ我國の今日あるを致しし所以

にあらずや、果して然らば國民道德修養せずして可ならんや、大和魂鼓舞せずして可ならんや武士道獎勵せずして可ならんや。今の世或は武士道の鼓吹に反抗するものありと雖も、吾人其何の謂なるを知らざるなり。若し今後斷じて戰爭なしとせば武士道の鼓吹は無意味ならん。然れども何人も未だ將來戰爭なきを保障すること能はず。是れ今日尙ほ武士道の鼓吹を怠るべからざる所以なり。

佐賀の人中村郁一氏嘗て有名なる佐賀藩の武士道の書「葉隱」中より最も適切なる部分を抄出して一卷となし、以て之を世に公にせり。其書たる、武士道に裨補する所尠しとせず。然るに刊本已に盡くること久しきを以て更に之を再版に付して、世の需用に應ぜんとす。因りて書を寄せて序を余に屬す。余非常に多忙なるが爲に已に諾して未だ果たさず、再三督促せらるゝに及んで豫ねて武士道に就いて感ずる所を述べて以て之が序となす。

明治四十五年六月十日

文學博士　井上哲次郎識す

葉隱序

（抄錄葉隱第二版）

余は舊佐賀藩の家に生まれたれども、片田舍に住みたれば、見る所は稻田麥圃に過ぎず交る所は概ね農戶の子弟なりしのみならず、明治の御代に生まれて新らしき教育を受けたることゝて、舊藩の教のさまなど少しも得知らずして過ししが、稍長じて東京に遊學し、佐賀出身の人々とも多く交りけるうち、いつの頃にかありけん、舊藩には葉隱といへる遺書ありて、武士道の經典とも稱ふべき貴重のものなれども、寫本の外傳はらず、又是れさへいと稀なりとて、當時余が關係し居たる鄕友青年會にて特に一本を寫させたることありき。其の折にかしこ此處と拾ひ讀したる中に「武士道と云ふことは死ぬることゝ見付たり」「每朝每夕改めて死ぬ死ぬと常住死身に成つてゐるときは武士道に自由を得」といへる一節はいたく余が心を刺戟し、かやうの覺悟あらんには、何事か爲し遂げぬことのあるべきと思ひて、今にも尙忘れず。此語を想ひ出づる每に勇往邁進の氣いかにも橫溢する心地

し、自ら顧みて常に己が心弱きを耻づるのみ。

郷人中村君曩きに葉隱を修補して讀み易からしめ、印刷して廣く世に公にせられ、今又改版せらるゝよしにて、余にも一本を送られ且つ序を徵められたり。

つら〳〵惟ふに近ごろ青年墮落のうはさ高く、精神教育の問題世に喧かれども、こは我邦に於ける社會の舊秩序やぶれて新秩序未だ立たざるの致す所にして、いたく變ふるにも足らざるべく、さればとて此の儘うち棄て措くべきにもあらず、所詮は今の世の青年に自らかくてこそと覺悟するに足るべき何物かの暗示を得しめんことこそ肝要ならめ、まさしく云へば今の世に古き武士道もふさはしからぬやう思はるれども、是れも亦何物かの暗示を與ふることなからんや。東西古今の敎は其の根底に於ては皆一致せざるはなし、唯其の方便の異れるのみなれば、武士道とても封建時代の偏狹なる思想に出づるとのみ謂ふべからず、殊に一世を指導啓發すべきほどの偉大なる人物もなき今日に在りては、古の敎訓を取捨するの外はあらじ。

葉がくれに載する所は昔の佐賀藩を本としての教訓なれども、廣く今の世にあてはむべき節々も固より少からず讀む人の心によりては有力なる暗示となることなきに非ざるべし中村君が序をもとめらるゝにあひ、偶ま余が初めて此の書を讀みたるときの事どもを思ひ出で且つは今の世に感ずる所のあらましを記して贈ると云ふ。

明治辛亥の紀元節

京都に於て

法學博士　織田　萬

自序

葉隱の書は、二百餘年來佐賀藩に於ける、武士道の經典なりき。編者學徒の頃より、愛讀之を措かず、其中に就きて、自己の修養に最も切實なる事項若干を抄出して、私かに之を座右にし、以て準繩と爲せり。然るに、先輩友朋、切りに之が出版を勸奬せらるゝあり、爲に明治三十九年、初めて第一版を出したるに、畏くも、明治大帝陛下の天覽を賜はり、且、乃木將軍の愛讀を忝らし、特に編者の光榮として、感激に禁へざる所なりき。其の後第二版を出し、是亦世の歡迎愛讀を受け編者は衷心感謝の念に溢れたり。されども未だ廣く世に之を吹聽することを爲さず、所謂葉隱れに散り留まれる花として、認め來る人の訪ふに任かせたりき。然るに大正四年十

一月十日、
聖上陛下、御即位の御大禮を擧げさせ給ふに際し、故石田安左衛門に對し、贈正五位を賜はせらる。蓋し畏けれども、其の所以を漏れ承る儘記し奉れば、即ち鍋島藩武士道の經典「葉隱」の淵源を爲し、以て一藩の人材輩出の端を啓きたる功を、追賞せさせ給へるに因るこかや。編者、感激せざらむご欲するも能はざるなり。
然るに、黙て熟々考ふるに、廢藩以來、玆に垂んご五十年。維新後世態の變遷推移は、實に滄桑の感に勝へざらしむるものあり。即ち泰西の文明、滔々こして輸入せられ、思想界亦舊を棄て新を追ふに忙はしく、然れば文化の進展に比して、道義の觀念は日に薄く、泰西輕佻浮華の思想、澎湃こして漲り、建國以來の固有の精神氣魄、漸く衰頽し、是等に關する著書の如きも、殆んご遺棄せられて、人

の顧みる者なく、擧世滔々風を爲し、人敢て毫も怪まず、「葉隱」の書の如き亦即ち然り、日と共に散逸し、今や其の跡を絶ち、「葉隱」氣風亦漸く廢滅に歸し、復び人の之を口にする者無きに至らむとす擧世の風潮、概ね斯の如きを以て、思想國難の叫びを聞くに至り、經世憂國の先覺者は、因りて以て帝國の興廢に關はると憂ひ、爲に世道人心の覺醒と、道義觀念の挽回に、聲涙を注ぐこと寔や切なり。編者固と凡庸　敢て先覺者の顰に傚ふに非ずと雖、世道人心の現狀に對し、洵に浩歎に禁へざらしむるものあり。然るに、近時漸く思想界の、復活を見んとするの機運に會し、讀書界亦此の傾向を呈するに至れるは、帝國の爲に、洵に慶ぶべき現象たらずむはあらず。編者亦此の機運に會して、痴の沙汰に似たれども、玆に本書を推奬し、以て人心の覺醒と道義挽回の一端に資せむとす。

本書、元と其の名普く知られざるも、未だ博く流布せられざるに依り、世人或は編者の本書推奬を以て、目して不遜の毀を爲すものあらむ。然りと雖、編者曾て本書を乃木將軍閣下に敬呈せしに、將軍閣下は、即ち『上略日夕敬讀實行可心掛乍今更良師父を得たるの思ひに存候下略（卷頭參照）』の一書を編者に寄與せらる。夫れ乃木將軍は明治時代に於ける武士道の權化として、世道人心を感奮興起せしめ、一世に尊崇せられ又末世に景仰せらるゝ靈界の偉人なり。而して斯言を以て本書に臨まる。蓋本書の眞價は之を以て推知するに難からざるべし。編者今之を普ねく世人に推奬する所以のもの、決して徒爾ならざるを確信す。希くは幸に編者の微意を諒とせられ、以て存養の資とせられんことを。

本書、幸に我が大帝國民の精神修養の一助ともなるを得ば、是れ啻

に編者の幸とするに止まらず、故人亦當に地下に滿足の笑を湛へて感謝の誠意を表するならむを信ず。玆に初版以來の來歷を叙し併せて所懷を述べ、以て自序と爲す。

大正五年八月三十一日

朝鮮京城に於て

中村郁一謹識

自序

（抄錄第一版）

ああ、葉隱に散り留まれる花、固より晴の場に出ずべきものにあらざらめど、さりとて又終ひに葉隱にして朽果てさせんも惜しからずや、とても麗はしき色香とてはなけれど、二百年の昔に咲き出でてより、結びたる實は佐賀藩城の邊りに尠からずとぞ言ふ、文の林は今や百千の花の咲き咲へる晴の庭、そこに移し植ゑて「葉隱」の命、將た如何に、あはれ色あせて凋みもやする、但しは一ふしの匂ひある果をもや結ぶべき。

明治三十九年三月

編者　中村郁一謹識

第二版の卷頭に自序す

（抄錄第二版）

二百餘年の昔に咲き出でて、葉隱に散り留まれる花、明治の御代の晴の庭に移し植ゑて、色香愈々かぐはしく、畏くも雲居遙かに、九重の奧に色香を御覽ぜらる、葉隱の幸いかばかり、葉隱の譽いかばかり、かばかりの譽、かばかりの幸を、空しく筐底に秘め置かんも、あまりに本意なく思はれて、茲に第二版を出すこととしつ。

帝國の新領土なる朝鮮の主都、倭城臺下の鶉居に於て、併合第一回の紀元節を迎へたる

明治四十四年二月十一日

編者　中村郁一謹識

感謝の辭

武士道至上の經典として尊崇せられし葉隱が維新後世態の變遷推移に伴ひ、漸く世人に遺忘せられて顧みられざるを憾みとし、白面一青年の身の痴がましくも、其の抄錄を編纂し、辛うじて活刷の資を才覺して刊行し、明治三十九年春三月、初めて之を江湖に頒布せしが、幸に第二版を重ね、漸く世人の注意を喚起することを得、大正四年には畏くも

大正天皇御即位の御大典に際り、石田一鼎先生に對し、本書の淵源を爲せし功に依り、贈位の恩典を賜はる。編者感激措く能はず。仍ち此の光榮を永く記念せんが爲、更に既版の抄錄を增補し、之が出版の計畫を發表せしが、故大隈重信侯爵閣下其他諸先輩の切なる勸告と深甚なる指導を忝せしに由り中道にして其の計畫を變更し、遂に、記念出版として全集の刊行を成就し、爾來版を重ぬる事三回、益々識者の間に尊重流布せられ、葉隱の眞髓と其の眞價とを普く認識せらるゝに至りたるは、編者年來の努力の聊か報いられたるものとして、江

謝諸賢に向つて厚く感謝の誠意を捧ぐると共に、衷心欣びに禁へざるものあり。

然れども大正五年の記念出版に際しては、是に依りて若干の收益を得、以て石田・山本・田代三先生の爲に、葉隱記念碑をも建設せんことを志念し、此の旨の聲明を爲せしも、未だ其の實現を見る能はず。是れ他なし、前述の如く記念出版亦抄錄の增補に止むるの計畫に基きて、定價を公表せし後、中途にして全集の出版を斷行する事となり、活刷の費額增大するに拘らず、賣價は依然として當初の價額を据置きたる爲、收益を擧ぐる事能はざりしは勿論三版を重ねたるに拘らず、收支償ひ兼ねし狀態に陷りて、記念碑建設の資を得ざりし爲、未だ其の實現を見ざる所以にして、此の一事は實に編者の衷心晏如たる能はざる所なりとす。

併し一面に於て、記念出版の主目的たる刊行物自體は、即ち當初の計畫たる抄錄に比し、約三倍の內容を保有する全集の出版を遂行して、之を廣く頒布し得たる一事は、聊か三先生の靈を慰むるに足らんか、而して葉隱の宣傳頒布に關しては、今日に在りては前後の關係上、僭越ながら、編者の家職以外に於ける終生の事業なりと自ら信ずるに由り、此の信念を以て

將來に善處し、必ずや本全集を永く後世に傳ふるの計を樹立せしむべく、且つ、他日何等かの方法を講じ適當なる機會に於て、記念碑の建設をも實現せしめんの企願を保有する事を明かにし、玆に、豫め他日の高助を希ふて已まざるものなり。

然り而して、曩日出版せし全集の紙型は、大正十二年九月の關東大震火災に際し、燒失の厄に遭ひて絶版の姿に陷り、刊本殆んど盡きて供給の途全く杜絶の狀態に在り。而も篤志の士の之を需めらる事切なるものあり。然れども之が改版には相當の資費を要するに拘らず、需用の範圍狹少なる本書の出版は、普通營利を目的とする書肆の能くする所にあらず、洵に至難の事に屬するを以て、荏苒今日に及びしが、斯くては、再び舊態に復る虞なしとせず。是に於てか多少の困難は伴ふべきも編者自ら之が出版を決行せん事を志し、前年來其の準備を整へたるに、恰も曩日全集の出版に關して多大の賛助を賜はりし故侯爵大隈重信閣下の、薨去十周年の忌辰に會す。

即ち此の際、本全集を改撰して出版し永く之を江湖に留むるは、亦以て聊か故侯爵の惠顧

を記念するに足らんを信ずればなり。希くは、大方の諸賢各位、編者の微意を諒とし、本書の流布宣傳に深厚なる高助を賜はらん事を。

茲に、明治三十九年以來本書出版の經過を回顧し、從來本書に寄與せられたる江湖諸賢の深厚なる贊助に對し、謹みて拜謝の誠意を披瀝し、併せて將來の高助を冀ふて已まざるものなり。

昭和七年三月十日陸軍記念日

朝鮮京城に於て

中村郁一謹識

例言

一　本書は田代又左衛門先生の筆に成れる、原本の現存の有無判明せざるを以て、編者は本書の出版に付ては、力めて精確嚴密を期する爲、十數種の寫本に就て一々精細に比較校量せしも、轉寫に際し誤寫の廉ありて各孰れも多少の差異あり、孰れを是、孰れを非と定め難き點なきにしもあらず。所謂烏の雌雄は辨じ難きと同じ、然れば編者の信ずる所を採擇せり。仍ち或は流布の寫本と多少差異の點ありとするも、深く之を咎め給ふこと勿れ。

二　本書の表紙に刻刷せる『葉かくれの誠をうつす椿哉』の一句は、故子爵渡邊昇閣下が明治三十九年中本書の爲に特に編者に寄與せられたるもの、又新渡戸博士、井上博士、織田博士の三先生の序文は抄錄出版の際寄與を忝したるもの、孰れも輯錄して永く御芳情を記念する所以なり。

三　本書に輯錄したる、武士道用鑑抄は石田一鼎先生の遺著、又山本秘書は山本常朝先生の遺著、而して此の二者共に等しく武士道を訓へて、共に葉隱の前驅たり。又直茂公壁書二十一箇條は、鍋島藩上下の典規として日夕服膺したるもの、又乃木將軍と鍋島論語葉隱の一篇は、往年乃木會副會頭堀内陸軍中將閣下が乃木會に於て演說せられたる其の大要にして參考に資すべきものあり。仍ち附錄として之を輯錄したる所以なり。

四　本書に輯錄したる諸書は、孰れも德川氏の初期に成りしもの故、中には往々今日に通じ難き文句熟語あり、又佐賀の方言もあり、接續詞テニヲハなども冗略あり、アテ字アテ讀すべき所少からずして、甚だ讀み易から

ず、されば凡べて讀者の便を計りて卷末に難句略解を附して參照に便したる外、多少原文を修正せる箇所なしとせず、然れども可成原文の體を保たむことを力めたり、是れ一は古人に對して德義上愼まざるべからざると一は動もすれば、原文の妙味を失はむことを恐れたるが故なり、唯不敏にして及ばざるを恐る。

五　本書の出版に就ては古老諸先輩の指導を仰ぐを得て、編者の滿足を表する所なり、而して全集出版の成れるは特に中村常一郎君の努力に俟つもの多し、附記して永く感謝の誠意を表す。

六　楣本日南、横山健堂兩先生、曾て公にせられたる、葉隱に關する評論各一篇を、編者の爲に本書に寄贈せらる。記して其の好意を感謝す。

編　者　識

鍋島論語 葉隱全集目次

葉隱附錄

鍋島論語 葉隱全集

（目次終）

鍋島論語　葉隠全集

中村郁一編

葉隠の解題

一、葉隠の書名について

本書を葉隠と命名したるは、蓋、山家集にある

はかくれに、散りとゞまれる、花のみそ、忍ひし人に、あふ心地する。

此の和歌の意を採りて、はがくれと命名せしか、ただしは葉隠巻頭の句吟、

憂世から、何里あらうか、山櫻、　古丸（山本常朝）

白雲や、只今花に、たづねあひ、　期酔（田代陣基）

の意を採りて命名せしか、其の孰れを採りたりとするも、其の意に於ては即ち一に歸すと云はざるべからず。別

項に掲げたる本書著述の由來及び卷頭の漫草を見ば、其の意釋然たるものあるべし。

二、葉隱著述の由來

佐賀藩第四代の藩主鍋島光茂公、元祿十三年病を以て薨去す、當時殉死の禁あり、侍臣山本常朝なる者、哀悼自ら禁ぜず、殉死せんと欲するも能はず、爲に髮を薙りて世を城北の山に避け、草庵を結びて復俗事に關はらず、以て主に殉ずるの意を致す。當時草庵の近くに住居ひせる藩士にして、田代又左衞門陳基なる者あり、常朝の爲人を欽慕して其の草庵を叩く、常朝之に訓言を授け、或は古今の士道を談じ、或は當代諸士の言行を批判し、其の談片、所謂士人の爲に金科玉條たり、又左衞門之を胸臆に留めて歸り、後學の爲一々之を手記して又剩す所なく、斯して七年の星霜を經、終に約一千二百餘節を收錄し、名づけて葉隱と云へり。初めて又左衞門が常朝の草庵を訪ねしは、實に寶永七年三月五日なり、時に常朝に句あり。

　浮世から何里あらうか山櫻

又左衞門之に和して、

　白雲や只今花にたづねあひ

と是れ、實に常朝が、前途あるべき四十二歲の身にして、義を以て君に殉ひたる武士的の行爲は、其の高潔なること山櫻にも比すべけむか、又左衞門が之を欽慕して其の門を叩きしは、洵に白雲が峯を傳ふて漸く花に際會したる心地せしならんか、花や雲に待つて始めて景を爲すべく、雲や花に會して始めて趣あるべし。此の間の消息

は、よく巻頭の漫草に盡して餘蘊なく、又更に玆に贅するの要なかるべし。嗚呼、葉隱の著の成れる亦所以あるかな。

三、葉隱の著者について

世に葉隱を以て石田一鼎の著なりと稱し、又山本常朝の著なりとも稱す。而して田代又左衛門と稱する者なし。然れども、之れを仔細に討究すれば、誤傳たること明なり。葉隱の著は一鼎の歿後、十七年目に著手せられ、二十三年目に完成す。仍ち一鼎は、直接葉隱の著に關係あるに非ず。葉隱は、山本常朝の談話したる事項を、田代又左衛門が自己の後學に資せん爲手記したるもの即ち是れなり。然れば其の著者として稱すべきは、山本、田代の兩氏を以て正當と爲す。即ち常朝在りと雖も、又左衛門無くんば葉隱の著なかるべく又左衛門在りと雖、常朝無くんば葉隱の著あるべからず、此の二人者の共力に依り、始めて葉隱の著ありし所以なり。然れども山本常朝をして、葉隱の談話を爲すに足るべく、其の人品の偉大、操行の高潔を致さしめし所以のもの、蓋し石田一鼎の薫陶感化に因る、換言すれば葉隱の著あるに至らしめたるものは、石田一鼎の薫陶感化に遠因すと云ふも決して失當の言ならざるを信ず。即ち石田一鼎ありて山本常朝の人格識見を形成し、田代又左衛門ありて山本常朝の思想を發現し、以て葉隱を完成したりと斷ぜざるべからず、況んや石田一鼎には、武士道用當抄の著あり、山本常朝には、山本秘書の著あり、孰れも葉隱の前驅を爲せるものあるをや。今玆に三人の略傳を掲ぐ

石田一鼎先生略傳

『葉隠』の最初をなしたるは、實に石田一鼎先生なりとす。先生の薫陶を受け、精神的感化を蒙りて立てるの士、尠しとせず。先生は寛永六年を以て生る。名は宣之、幼名は兵三郎、通稱を神左衛門と呼び後、安左衛門と改め下田處士と號し、晩年一鼎と號せられたり。享年六十五を以て沒す。時に元祿六年十二月なり。

少にして學を好み、拮据黽勉、讀んで飽かず、學んで倦まず、勵精甚だ力め、寢食を忘れて修養せられき。母堂其の攝生の法を失ひ、身體を害はん事を憂ひて、制諭度々なりけれども、先生の堅き決心と、好學の念とは、爲に之を止むる事能はざりき。かくて先生の學、廣く百家の書に通ずるに至れり。然るに不幸、拾七歳にして父を喪ひて家を嗣がれぬ。祿二百石を賜はりけり。是に於て嘗て先生が修養せられたるものを、愈々實地に施すべき期とはなりぬ。やがて近侍に任ぜられ、泰盛公の信任ことに厚かりき。

明暦三年公世子に遺命し、先生をして顧問となし、其の左右に侍らしめたまへり。先生愈々赤心を披瀝して、君侯に仕へられしが、不幸旨に忤ひ罪を獲て、松浦郡山代郷に謫せられたまへり。實に寛文二年なり。八年の後ゆるされて、佐賀郡梅野村下田に移り、自ら下田處士と號し風月を樂み、詩文を友とする傍、子弟を教育し、武士道を鼓吹し、專念一意精神的感化を以て、諸生の品性陶冶を力められたり。然れば遠近の子弟來り學ぶものも多かりき。卷末に附せる武士道用鑑抄は、此の時の著なり。先生が施されたる精神的教育は、山本常朝先生によりて愈々發現し、先生の流れは歳と共にいやひろごりにひろごりぬ。

先生寢ねるに衾を重ねず。櫃中儋石の儲なしと雖も、決して意に介し給はず、高潔以て自ら持したまひき。先生直言鯁骨以て憚らず、剛直苟も虚飾なかりき。一日泰盛公に侍して、大學を講じたまひけるとき『與其有聚斂之臣寧有盜臣』と云ふに至り、特に色を正くして、所謂聚斂の臣とは、即ち此に在る相良某これなり、と申されければ、人皆目を側てけりと。概ね此の類なり。先生の高潔なりしことに至つては、此處に更めて說くを要せず。卷末の武士道用鑑抄を見ば、思ひ半に過ぎん。

先生逝いて、茲に二百二十餘の星霜を經たる大正四年十一月十日、

大正天皇陛下御即位の御大禮を行はせらるゝの日を以て、先生の功を追賞せられ、特旨を以て位記を賜はり、正五位を贈らせらる。蓋し贈位の恩命は、佐賀藩武士道の經典にして人材輩出の端を啓きたる、葉隱の其の淵源を爲しゝに因るならんか。嗚呼

聖恩は洪大なり。嗚呼

聖恩は優渥なり、先生必ずや、地下に感涙に咽べるたらん。先生の華譽大なりと謂つべく、生榮亦歿榮ありと謂つべきかな。

山本常朝先生略傳

葉隱集の談話をなしたる山本常朝先生は、萬治二年六月十一日佐賀片田江横小路に於て生る。父を山本神右衛門重澄と云ひ、幼名を松龜、重澄七拾歳の子なり。後神右衛門と稱し、名を常朝と呼ぶ。石田一鼎先生の門に遊び

大に其の薫陶を受け、人品操行の高潔偉大なりしことは、卷末に附せる山本秘書、並に葉隱集の中にあらはれたり。藩主光茂公、元祿十三年五月十六日に薨ずるや。哀慕痛悼自禁ぜず、翌日髮を薙り、十九日高傳寺住職了意和尚に依りて受戒、七月九日世を北山に避け、草庵を結び、日夜高僧智識と交りて、復俗事に拘らず時に年四十二。先生歌を西三條大納言實敎卿に學び、古今和歌集秘訣の傳授を受け、古丸と號し歌人として亦譽高かりき。享年六十一歲を以て、享保四年十月十日歿せられき。其の詠草の中より、一二を摘錄す。

歲　暮

松風の吹くにまかせて來し方の夢もさめ行く年のくれかな

山風はなれてぬる夜の夢をまたあられにさむるねやの寒けさ

田代陳基先生略傳

延寶六年を以て生る。龍造寺新五郎胤明の落胤なりと。父は田代小左衛門宗修なり。通稱は又左衛門名は陳基と云ひ、期醉と號す。元祿九年甫めて十九を以て祐筆をつとめられたり。爾後或は祐筆を辭し、或は復祐筆となり寛延元年七拾一歲を以て歿す。實に葉隱集は、山本常朝先生を北山の草庵に訪ねて、其の閑談を記錄せられたるものなり。其の始めて草庵を訪ねられしは、即ち寶永七年三月五日にして、此の時稿を起されたり。時に年三十三。爾來閑談の度を重ね、聞くがままに筆をとり、遂に享保元年九月十日に稿を脫す。實に七年の星霜を經てなれり。而して此の秘書は實に佐賀藩士の間に珍重流布せられて、遂には佐賀藩武士道の秘書經典として、肥前論

語、鍋島論語の名稱を冠せられ、佐賀に於ける武士道の典規となり、之によりて、材を培ひ、器を成したるもの、實に尠からず。

あゝ、また偉なるかな!!

四、葉隱の內容について

葉隱は元來談話を手記したるものなれば、斷片的にして隨筆と稱すべく、整然として系統あるにあらずと雖、自ら其の體を爲す。即ち卷頭に漫草一章を揭ぐ、是れ筆者の自序たり。之に次ぐに夜陰の閑談一篇を以てす。是れ葉隱の緖論たるべきか、而して全編を十一卷に分ち敎訓三百四十六節、武勇奉公方御國諸士の褒貶等百八十節、其の他七百七十餘節合計一千二百九十九節を收めたり。然れども二百餘年間轉轉書寫せしものなれば、多少增減せる形迹無さにしもあらず。現に編者が涉獵せし十數種の寫本中、彼にありて是になく、又是にありて彼に無き事項あり、或は記述の文章多少其の體を異にし、稍繁簡の差ありと認めらるべきものあり。加之或一本の卷末には『上略寫しけるに書損もあるまじきにあらず、外にも又事をよく書きとどめ置きけむ家々の日記などありて、正し給はば彌幸ならん、且好事の人ありて斯かる事共書き加へなば、猶々然るべき事なるべし』とあるを見れば二百年來流布の間には、多少の差異ある寫本を生じたるは、必然の事たるべからむか。

五、葉隱會について

葉隱の筆者田代又左衛門は、葉隱の卷頭に左の一文を掲げ置きけり。

『此の始終十一卷は追て火中すべし、世上の批判、諸士の邪正、推量、風俗等にて只自分の後學に、覺え居られ候を（常朝の覺え居られ候を）噺しの儘に書き付け候へば、他見の末にては意恨惡事にも可レ成候間堅く火中仕るべくと返す返す申し候也』

然れば『葉隱』は、遂に葉隱れたるまゝに、散り失せざるべからざりしかど、色香ゆかしき花の、いかでか葉隱れにして凋み失すべき、『惡しき事は世の戒めとなり、善き事は人の教とも成ぬべし』とて、二百年來士人の間に尊重流布せられ、武士道の經典として、鍋島論語、肥前論語等の稱を冠せられ、遂には一派の武風を形成し、稱して葉隱士風と云ひ、葉隱會なるものを見るに至れり。葉隱會とは一派の士人相集まり、其の一人司會者となりて、『葉隱』の毎節に付き論講し、之を實際に活用すべき覺悟を研究し、實踐窮行に資したること、儒教に於ける論語以上に崇敬せられたりきと云ふ。

六、葉隱と武士道用鑑抄及山本秘書との關係

本書の附錄として輯錄したる武士道用鑑抄は、石田一鼎の著にして其の大綱領とするは三誓願にあり、曰く

一武士道に於て未練を不ㇾ可ㇾ取
二先祖の名字を斷絶すべからず
三畢竟主君の御用に可ㇾ立

之を葉隱の四誓願に比すれば『慈悲』の一誓願を闕くと雖、說くところは慈悲を含蓄して餘蘊なし、而して其の著は寬文十二年一鼎年四十四歲、常朝年十四歲の時にして、恰も常朝が一鼎の門に學びたる當時なりとす。然れば常朝は是に依りて其の品性の陶冶を受け、精神の修養を爲したるや、疑なき所なり。山本秘書は山本常朝の著にして『奉公根本』『奉公枝葉』『可愼』の三編に分ち、更に『奉公根本』を忠孝、武勇、慈悲、智慧『奉公枝葉』を風體、藝能、『可愼』を婬酒、過言、遊興に分ちて之を說く、四誓願の綱領を明示せずと雖も是亦其の說く處毫も四誓願を外れず、而して其の著は寶永五年常朝五十歲の時にして葉隱の著に先つ僅に二年なり、是を以て之を見れば　武士道用鑑抄は山本秘書の前身にして、山本秘書は葉隱の前編なりと稱するを得べけんか、此の三者の間に一道の脉絡あること何人と雖首肯するに難からざるなり。

葉隠第一巻

（編者曰く此の一巻は、漫草、夜陰の閑談及教訓二百〇五節を輯録したるものにして、漫草は序文とも見るべく、夜陰の閑談は葉隠の緒論たり綱領たるべく、教訓に至りては士たる者の日夕服膺すべき教訓の事項なり）

漫草

松盟軒主（田代陣基）

古へ、義を以て、死に殉ふ事、情に感じて、志のせむればなり。今、何ぞ、是を禁じて、操をくじけるや。

夫れ、義士は國の幹なり、世々、これを失はゞ、嗣君何にかよらん。なくさまね、世にしばし、君を輔けたらんは、三世の義士ならん。是れ其の禁ずるこころにして、永く、此の事の止りし所なり。

爰に又、禁をされば、志みたす。さらざれば、禁に害す、兩端に一の道を行ひ、唯其の程の身を、方袍圓頂にまかせて、あるごもなく、なきにはあらぬ影法師、分け入る跡は、雲埋み、千丈雪を凌いで、松寒き夢、覺むる間の假寢の庵、かばかりに構へしは誰ぞや。常朝居士なり。居士此の道の人にて、いさたふごくぞ覺えける。岩がね傳ひ、小笹をわけて、尋ねまうで登りしは、彌生のはじめなり。

憂世から、何里あらふか、山櫻　古丸（山本常朝）

白雲や、只今花に、たづねあひ　期醉（田代陳基）

寶永七年三月五日

夜陰之閑談

初而參會

御家來としては、國學（我が鍋島の藩風歴史等を云へるが如し）心掛くべきことなり、今時、國學落ち目に相成り候、抑々國學の大意は、御家の根元を落ち着け、御先祖樣方の御苦勞、御慈悲を明かにして、御長久の事を、本付け申す爲に候。剛忠樣の御仁心、御勇武、利叟樣の御善根、御信心にて、隆信樣、日峯樣も御出現相成り、御威力にて御家御長久、今が世迄、無雙の御家にて候。今時の衆、斯樣の義は唱失ひ（忘失の意）餘所の佛を尊び候事、我等一圓落ち着き申さず候。釋迦も、孔子も、楠木も、信玄も、終に龍造寺、鍋島に被官（被管にて其のつかさの下につきたるもの即ち支配され治めらるゝの意にて奉公人の意?）かけられ候儀、之れ無く候へば、當家の風には叶ひ申さず候。如睦、甲冑、共に御先祖樣を崇め奉り、御指南を學んで、上下共に相濟み申す事に候。其道々にては、其家々の本尊をこそ尊み申し候へ。御被官ならば、餘所の學問無用に候。國學得心の上にては、餘の道も慰みに承る可き事に候。よく／＼了簡仕り候へば、國學にて不足の事、一事も無之候。今他方の衆より、龍造寺、鍋島の根元、又龍造寺の領地、鍋島の領地に成り候謂れ、又龍造寺、鍋島は九州にての槍突きと承り及び候が、如何なる武功に候哉、などと尋ねられ候とき、國學を知らざる衆は、一言の答も成まじく候。

扨、又、面々（各自の意）の家職を勤むる外、これにこす事無之候。然るに、多分家職は不好(フスキ)にて、他職を面白がり、取違へ、散々仕損じ申す事に候。家職勤めのよき手本は、日峯様、泰盛院様にて候。其の時代の御被官は、皆家職を勤め申し候。上よりは御用に立つ者を御探促相成り、下よりは御用に立ちたがり、上下の志ゆきわたり御家固み申したる事に候。日峯様の御辛勞は申し盡すべき様無之候。血みどろ（血まみれ？）に御成り、御切腹の御覺悟も度々に候へども、御幸運にて、御家御踏み留めなされ候。泰盛院様も、御切腹の場にも御逢ひなされ、始めて國守に成らせられ候。弓箭の御働き、御家中の御支配、御國の御政道、所々の御要害、雜務方の御仕組等迄、御自身様御苦勞なされ、佛神へ御信心遊ばされ候。日峯様御取立ての御家を、大形（疎略）に存じ候ては、不當介(フテアヒ)（當介は適當又は恰好の意に近く士にて才能忠勤家老に適當なる人には家老職を當介はる如斯は當介家老と云ふ）の事に候。子々孫々迄何卒家か家に長久候様不仕候ては叶はざる事に候。泰平に候へば、次第に花麗の世間（はでの世の中？）に成り行き、弓箭の道は不覺悟にて、奢出來、失墜多く、上下困窮し、内外共に恥をかき、遂には家をも堀り崩し申す可く候。家中の者共、老人は死に失せ、若者共は時代の風ばかりを學び申すべく候。せめては、御末が末まで殘り候様、書物にて家讓りに渡し置き候はゞ、夫を見候てなりとも、覺え付き申す可くと仰せられ、御一生、反故の内に御座なされ候由、其の御秘事は相知らざる事に候へども、古老の衆語り傳へ候には、カチクチと申す御軍法、御代々御代替りに、面授口決にて御傳へ遊ばされ候由、御讓御掛硯には、視聽覺知抄、先考三以記と申す御書物を、是れも御家督の時、御直に御渡しなさるゝ由に候。扨又御家中御仕置、御國内端々迄の御仕組、公儀方雜務方一切萬事の御仕置き、御鳥の子帳に御書記、又諸役々の御掟帳、御手頭迄、明細に遊ばされ候。此の御

苦勞限もなき事に候。其の御勳功を以て御家長久、めでたき御事に候。然れば、年憚御上にも、日峯様、泰盛院様の御苦勞を思召し知られ、せめては御譲の御書物なりとも、御熟覽候て、御落ち着き遊ばされ度き事に候。さるに御出生候へば、若殿々々とヒョースカシ（子供の泣く時などになだめすかす事）立て候に付、御苦勞なされ候事之れ無く、國學御座なく（國學おわきまへ御座なき意）、我儘のすき事ばかりに候。されば御家職方、大形（陳略）に候故、近年新儀多く、手薄く相成申すことに候。斯様の時節に、小利口成る者共が何の味も知らず、智慧自慢をして、新儀を工み出し、殿の御氣に入り、出頭して、悉く仕くさらかし申し候。まづ申せば、御三人の不熟の着座作り、他方者抱え、手明槍物頭組替、屋敷替、御親類並に家老作り御東解除、御提帳仕替、獨禮作り、西御屋敷御取立、足輕組まぜちらかし、御道具仕廻物、西御屋敷解崩しなど、皆御代初々に、何事がなと新儀工みの、仕損ひにて候。さりながら、御先祖様御仕組手堅き故、大本は動き申さず候。不調法なることにても日峯様、泰盛院様の御仕置、御指南を、上にも下にも守り候ときは、諸人落ち着き、手強く、物靜に治まり申す事に候。

さて又御代々の殿様、悪人之れ無く、鈍智これ無く、日本の大名に、二三とさがらせられしことは、終にこれ無く候。不思議の御家、御先祖様御信心の御加護たるべく候。又御國の者、他方に差し出されず、他方のもの入れ置かれず、浪人仰せ付けられ候ても、御國内へ召し置かれ、切腹仰せ付けられし者の子孫も、御國内へ召し置かれ、主從の契り深き御家に、不思議に生れ出で、御被官は申すに及ばず、町人百姓に至るまで、御譜代相傳の御厚恩申し盡されざることどもに候。されば斯様の儀を存じ當り、何卒御恩報じにまかり立つべくとの覺悟に胸を極め、御懇に召し仕はれ候ときは、彌私なく奉公仕り、浪人切腹仰せ付けられ候とも、一つの御奉公と存じ、山の奥よりも、

士の下よりも、生々世々、御家を歎き奉る心入れ、是れ鍋島侍の覺悟の要門（一異本初門とあり）即ち我れ等が骨髓にて候。今の拙者に似合はざる事に候へど（老年を云ふ）、成佛などは嘗て願ひ申さず候。七生迄も、鍋島侍に生れ出で、國を治め申すべき覺悟、魂膽に染み罷り在るまでに候。氣力も、器量も入らず、一口に申さば、御家を一人して荷ひ申す志を、出生申す迄に候。同じ人間が、誰に劣り申すべきや、凡そ修行は、大高慢にてなければ役に立たず候。我れ一人して、御家を動かさぬとかゝらねば、修行は物に成らざるなり。又薬鑵道心にて、さめ易き事これあり。されど夫はさめぬ仕樣あり、即ち我れ等が一流の誓願に

一、武士道に於ておくれ取り申すまじき事

一、主君の御用に立つべき事

一、親に孝行仕るべき事

一、大慈悲をおこし人の爲になるべき事

此の四誓願を、毎朝佛神に念じ候へば、二人力に成つて、後へは戻らぬものなり。尺蠖（シヤクトリムシ）の樣に、少しづゝ、先へ先へとニジリ申すものに候。佛神も即ち先づ誓願を起し給ふなり。

（編者曰く本書中藩主の法號を記せるものあり、仍て剛忠公以後の略譜を掲げて參照に便す）

◎剛忠公　諱は家兼、隆信公の曾祖父なり。

◎利叟公　諱は清久、直茂公の祖父なり。

◎隆信公　隆信とは諱なり、享祿二年に生れ、天正十二年に薨じ給ひき。
◎日峰公　諱は直茂、天文七年に生れ、元和四年に薨じ給ひき。
◎泰盛公　諱は勝茂、天正八年に生れ、明曆三年に薨じ給ひき。
◎興國公　諱は忠直、慶長八年に生れ、寛永十二年に薨じ給ひき。
◎乘輪公　諱は光茂、寛永九年に生れ、廿七歳にて封をつぎ、元祿八年に隱居し、同十三年に薨じ給ひき。

聞書の一　教訓

❁武士たるものは、武道を心掛くべきこと、珍らしからずといへども、皆、人、油斷と見えたり。其の仔細は、武道の大意は何と御心得候か、と問ひかけられたるとき、言下に答へ得る人稀なり。その平素、胸におちつきなき故なり。さては、武道不心がけのこと、知られ申し候。油斷千萬のことなり。

❁武士道と云ふことは、即ち死ぬことゝ見付けたり。凡そ二ツ一ツの場合に、早く死ぬかたに片付くばかりなり。別に仔細なし。胸すわりて進むなり。若し圖にあたらぬとき、犬死などと云ふは、上方風の打上りたる武道たるべし。二ツ一ツの場合に、圖にあたることのわかることは、到底出來ざることなり。我れ人共に、等しく生きる方が萬々望むかたなれば、其の好むかたに理がつくべし。若し圖にはづれて生きたらば、腰ぬけなりとて、世の物笑ひの種となるなり。此のさかひ、まことに危し。圖にはづれて死にたらば、犬死氣違ひとよばるれども、腰抜けにくらぶれば、耻辱にはならず。是れが武道に於てまづ丈夫なり。毎朝、毎夕、改めては死ぬ死ぬと、常住死身に成つ

てゐるときは、武道に自由を得、一生落度なく、家職を仕果すべきなり。

●奉公人は、一向に主人を大切に歎くまでなり。是れは是れ最上の被官なり（被官とは支配され治めらるゝの意にて奉公若くは奉公人の意）御當家御代々、御名譽の御家中に生れ出で、先祖代々、御厚恩の儀を、淺からざる事に存じ奉り、身心を擲ち、ひたすら歎き奉るばかりなり。此の上に、智慧藝能も有つて、相應々々の御用に立てば、尙幸なり。何の御用にも立たず、無調法千萬のものも、ひたすら歎き奉る志だにあれば、御頼みきりの御被官なり智慧藝能ばかりを以て、御用に立つは下段なり。

●生れ付きによりて、即座に智慧のある人もあり。又、退いて枕をわりて、案じ出だす人もあり。この本源を極めて見るに、生れ付きに高下はあれども、四誓願に推しあて、私なく案ずるときは、不思議の智慧も出づるなり。人皆、物を深く案ずれば、遠き事も、案じ出だす樣に思へども、これは、私を根にして案じ廻らし、皆邪智の働きにて、惡事になる事のみなり。凡そ愚人の習ひとして、私なくなることかたし。さりながら、事に臨んで、先づ其の事を差し置き、胸に四誓願を推し立て、私を除きて、工夫をめぐらさば、大はづれあるべからず。

●我が智慧一分の智慧ばかりにて、萬事をなす故、私（公明正大に對して云ふ）と成つて、天道に背き、惡事を爲すなり。側より見れば、きたなく、手よわく、せばく、働かざるなり。己れの智慧に、叶ひ難きときは、智慧ある人に談合するがよし。其の人は、我が身の上にて之れ無きゆへに、私なく、ありてい（有體）の智慧にて、了簡（思慮の意）する故、道にかなふものなり。側より見るとき、根づよく、慥に見ゆるなり。例へば、大木の根多きが如し、一人の智慧は突出でたる大木の如し。

一古人の金言、或は仕業などを、聞き覺ゆるも、古人の智慧に任する爲めなり。私を、立てまじき爲めなり。私の情議を捨て、古人の金言を賴み、人に談合するときは、はづれなく、悪事あるべからす。勝茂公(直茂公の子)は公直茂公の御智慧をお借りなされ候。此の事、御話聞書にあり、有り難き御心入なり。又、何某は、弟數人を家來として召し置き、江戸上方へ罷り越すときにも、召し連れ、常住日々の、公私の事を、弟共と談合ありし故、はづれなしと聞傳へ候也。

一相良求馬は御主人と一味同心に、死身に成つて勤めたる者なり、一人當千といふべし、一年左京殿水ケ江屋敷にて大僉議あり、求馬切腹との沙汰なり、其頃大崎に多久縫殿下屋敷三階の茶屋あり、是を借請て佐賀中の徒者共を集め、あやつりを企て、求馬人形をつかひ、毎日毎夜酒宴遊興、左京殿屋敷を見おろし大騒ぎ仕候、是れ樣にすしみ、御爲に望んで腹を切る覺悟、いさぎよき事なり。

一勝宮金之內、被引入、筆取也、後押込之僉議に及で、內一分を達し、家を立直に山居也

一諸組に御家老中より觸有、何れも存寄無之旨申出候、勝宮兩組より申出候、組中列座意趣之時、大圓寺次兵衞一分申達、同意不仕と申候、其時御臺所役也、正左衞門同意ぞと申候、寄親と爭論に及を引分、正左衞門は相役也、次兵衞は正左衞門罪也、次兵衞寄親不首尾也、正左衞門心遣にて御部屋住勤申候、後忠節之者に候間、被取立候樣にと被仰遣百石被下候

一峯五郎左衞門噂に付て、御目附朝倉傳左衞門言上して、後に父子樣よりの御書、御部屋樣御筆、傳左衞門忠心御感三度之咎には御免可被成旨御意被遊被下候

●大音讀打萬曲兩人引入被申候

●一鼎咄に相良求馬は、養壽院様御願に付て出現したる者成べし、拔群之器量也、毎歳暮御願書（別記に有）御書せ被成候、御死去前年之御願書、寶殿に殘居申事有るべし、求馬末期に不足之事有り、我等に不二相似合一大祿を被レ下御恩不レ奉レ報事に候悴助次郎幼少にて、器量不二相知一候、就ては御知行返上仕候、名跡御立於レ被レ下は助次郎器量次第相應に可レ被レ下と申所也、求馬程の者かぬくる筈はなし、病苦にて忘却かと思はるゝ也、笑止なる事は三年之内に家潰れ可レ申候、荷ひきらぬ御恩也、又何某は發明也、のたたぬ風の奉公人也、四五年之内、是も身上崩すべしと被レ申候が、少しも不レ違、不思議之眼と存居候、夫より氣を付けて見るにのふぢるなき奉公人、今何年斗りと云ふ事は、大かたみゆるもの也。

助次郎（後名求馬）牢人之事、御目附山本五郎左衛門、門の戸へ張紙有り、求馬百姓あたり不レ宜由也、御政之儀不二宜事のみ有一之故、家來數人御咎め知行主に候故、求馬牢人被レ仰付候

●主君の味方をして、善惡共に打任せ、身を擲て居る御家來は、無二他事一物也、二三人あれば御所方堅む物也、久敷世間を見るに、首尾能き時は智慧分別藝能を以て御用に立ちほめき廻る者多し、主人御隱居被レ成候か、御かくれ被レ成候時は、早後ろむき、出る日の方へ取入る者數多見及び、思ひ出してもきたなきなり、大身小身智慧深き人藝の有る人我こそめきて御用に立るれども、主人の御爲に命を捨る段に成りてへろへろとなられ候かふぼしき事少もなし、何の御益にも立ぬ者が件之時は一人當千と成る事、兼てより一命を捨て主人と一味同心して居る故也、御逝去之時ためし有り、御供之者我一人也、其後見習てされたり、日頃口を利き、はりひぢをしたる歷々衆が、御

目ふさがると共儘、後ろむき被ㇾ申候、主従の契り義を重くするなどゝ云ふは、遠い事の様に候得共、目前に知れたり。只今一はまりはまれば、屈竟の御家来現出するなり。

●御道具を仕廻物にして取かちに被ㇾ仕候、是にて了簡候へ、頼まれぬ心入なり、御秘藏御眼愛にて、七重八重の袋箱に入たる御道具共を、直段付をして奪ひ取り、主君の御魂入られたる物を我々の宅内の道具に仕ふ事、勿體も極もなき事ぞかし、御罰を蒙らず共心能有事は了簡に不ㇾ及事也、鼻の先斗りの奉公、君臣の義理はなき事也。

●山崎藏人は一生仕廻物と名の付たる物はとられず候、偖又町人の宅に一生參り不ㇾ被ㇾ申候、誠に奉公人のたしなみ斯様にこそ有度候、石井九郎右衛門も仕廻物不ㇾ被ㇾ仕候、近代の衆は仕廻物とさへいへば、我先にと望みを掛け町人抔の所には、無理に押掛振廻いたさせ、店棚に調物に參候事を慰みなどに取なし候事、風俗無敷侍の本意にあらずと存候。

●御逝去前（光茂の逝去）上方に罷在候處、何としたる事に候哉、罷下度心出来候に付て、河村へ頼み御使申乞候は、日に纔で下り候が、漸く參合不思議と存候、御氣色被ㇾ差詰ㇾ候と有事、曾て上方に不ㇾ相知ㇾ時分にて候、若年の時分より一人被官は我等一人也と思込候一念にて、神佛之御知せかと存候、差出たる奉公仕りたる事もなく、何の徳もなく候得共、其時は兼て見はめの通、我等一人にて御外聞は取り候と存候、大名の御死去に御供仕候者一人も無之候ては、さびしきものにて候、是にて能知られたり、なげうちたる者は無之者に一個、只擲ちさへすれば爲にすくたれ腰抜欲深の我爲ばかりを思ふきたなき人が多く候、數年胸わろくして罷候由、

●御返進物、火中物の事、仰せ出され候に付、選出し置申し候に付、指南一通の事口達

世界替り役人仕事にて無之事（異本世界役人替り役人仕事にて無之事）
兩樣不苦物にて候事
鑰封、年寄衆合判伺引渡の事
御不審かかり可申事
兩樣御咎めなされ候事
目錄引合置分けの事
一人に段々御尋ね御請の事

9 人に異見（忠告）をして、疵（あやまち）を直すと云ふは、大切なる事にして、然も大慈悲にして、御奉公の第一にて候。異見の仕樣、大いに骨を折ることなり。凡そ、人の上の善惡を見出すは易きことなり。夫を異見するも亦易きことなり。大かたは、人の好かぬ、云ひ憎き事を云ふが、深切の樣に思ひ、夫を請けねば、力に及ばざる事と云ふなり。何の益にも立たず。只徒に、人に恥をかゝせ、惡口すると同じことなり。而も我が胸はらしに云ふと等しきものなり。そもそも異見と云ふは、先づ其の人の請け容るゝか、請け容れぬかの氣をよく見分け、入魂（親密）になり、此の方の言葉を、平素信用せらるゝやうに仕なし候てより、さて次第に好きの道などより、引き入れ云ふなど、種々樣々に工夫し、時節を考へ、或は文通、或は雜談の末などの折に、我が身の上の惡事を申し出し、言はずしても、自然と思ひ當る樣にか、又はまづ其の人の、善良なる行爲を褒め立て、氣を引き立つる工夫を碎き、渇くとき、湯水を飮む樣に受け合せて、疵を直すが異見なり。されば、殊の外なしがたきものなり。年來曲（くせ）たるも

のなれば大體たやすくにては直ならず。我が身自身にも、覺えあり。されば、諸朋輩と、日頃入魂にして、曲を直ほし、一味同心に、主君の御用に立つところなれば、御奉公大慈悲たり。然るに、恥を與へては、如何でか直り可申哉。

●何某へ異見之事(口達)浪人之身にて、上を怨み候事、何某浪人內實に非を知り候故、五六年目に歸參之事、前方仰付御斷、二度めに御請申詞之事、最初御斷にて崩すか、剃髮にて崩すかの時は見事にて候事、同前にて浪人の事斯樣の我が非を不存間は、歸參有間敷候、今にも御情無きの誰がにくき者などゝ計り、胸をこかしては、彌々天道の惡みを受るなり、何某の評判に、御罰よと被申たるとなり、人がのがさぬなり、罪一人に有りと思ひ返され候へ、歸參程有ましと申候由。

●深邊平左衛門を介錯致し候時分、中野數馬江戶より褒美狀遣被レ申、一門の外聞を取り候よと、事々敷書面にて候、介錯之分にて、斯樣に被二申越一候事餘り成事と其時分存候得は、其後能々案じ候へば、老功の仕事と存候、若き者には少の事にても、武士の仕業を調候時は、ほめ候て氣を付、勇み進み候樣に仕るためにて可レ有候、中野將監より早速褒美狀參り候、乍二兩通一保存し置候由也、五郎左衛門よりは鞍鐙を遣り申候なり。

●人中にて缺(アクビ)仕候事不嗜なる事にて候、不圖缺出候時は、ひたひを撫であげ候得ば止み申候、左なくば舌にて唇をねぶり口をひらかず、又は襟の內袖をかけ、手を當てなどしてしれぬ樣に可レ仕事に候、くさみも同前なり、此外も心を付けて可レ嗜事也。

●翌日の事は前晩より夫のみ案じ、書付被レ置候、是も諸事人より先にはかるべき心得なり、何方に衆役にて御出の

節は前夜より向様の事を萬事萬端挨拶咄時宜等の事迄案し被レ置候、何かたへ御同道申候時分、御咄に何方に参候時は、先づ亭主の事を能思ひ入て行かよし、和の道なり、禮儀なり、又貴人抔より呼ばるゝ時苦勞に思ひ行くは坐つき出來ぬ物なり、偖々忝き事かな、左こそ面白有べきと思ひ入て行きたるがよし、惣て用事の外は呼ばれぬ所へ行ぬがよし、招請に逢はば偖も能き客振かなと思はるゝ様にせねば、客にてはなし、いづれ其座のすべを前方より腹に入れて行くが大事なり、酒などの事が第一なり、立しほが入つた物なり、あかれもせず、早くも歸らざる様に有度きなり、又常々の事にも馳走抔しんしやくを仕過すも却つてわろきなり、一度二度云ふて其上には夫を取持たるがよし、不圖行掛りて留らるゝ時抔の心得も如レ是なり。

●四誓願の極上は（異本は錄上けとあり）武士道に於て後れを取るべからず、是を以て武勇を天下に顯はすべき事と覺悟すべし、（其の事愚見集に悉し）主君の御用に立つべく是れを家老の座に直りて諫言し、國を治むべき事と思ふべし、（愚見集に悉し）孝は忠に附くなり。同じ物なり。人の爲になるべき事、是れをあらゆる人を御用に立つ者に仕なすべしと心得べきなり。

●御祝言御道具意識の時分、何某殿御申候は、琴三味線其の書付に不相見候、是はなくてはと也、何某被レ申候は琴三味線無用に候と、あらゝかに申して差留候、是にちと當りて被レ申たる也、翌日被申候は、御道具になくては事不レ足物なり、極上に二通と書付候へと被レ申候由、咄申す人有り、偖も氣味の能き人かなと申し候へば、いや〳〵夫がよからぬ所存なり、皆我威勢立の申分なり、大かた他方者に有る事なり、上たる人に對して先慮外なり、御爲にもならぬなり、道を知る者たらば、たとへいらぬに極りたる物にても、御尤に奉存候、併し夫は追て吟味可レ仕

抔と申して、其人の耻に不ゝ成樣によき樣にするこそ侍の仕事にて候、しかも入るべき物故、題目は書き加へ申し候物を、當座に貴人に耻をかゝせ、何の詮もなく、きたなく鹿相の心入にて候となり。

●日峰樣御百年忌の時分、諸浪人殘らず、召し出され度き事なり。是れが御亡者樣の、第一に御悅び成さるべき、御法事にて、其の段は我等請に立つなり。さりながら、儉約、儉約にて、行兼ね申すべし、近年は浪人切腹の跡などは打捨に成り、手明槍浪人など取立無之格の樣に相成候。國學御存無き故手明槍などを物頭に仰せ付けられ候となり。

●覺の士、不覺の士と云ふことは軍學に沙汰あり。覺の士と云ふは、事に逢うて仕覺えたるばかりにてはなし。前方に、夫々の仕樣を吟味して置き、其の時に出合ひ仕果すを云ふ。然れば、萬事前方に極め置くが、覺の士と云ふなり。不覺の士と云ふは、其の時に至つては、よしや例令は間に合せても是は時の仕合なり。前方に詮索吟味し置かねば不覺の士と申すなり。

●凡そ酒宴の樣子はいかふあるべき事なり、心を付けて見るに、大かた只飲むばかりなり。抑酒と云ふは、打ち上りきれいにしてこそ、酒にてあれ。氣が付かぬはいやしく見ゆるなり。大概、人の心入れのたけも、酒の席にては見ゆるものなり。公界ものなり。

●何某當時儉約を細かに仕る由申し候へば、よろしからざる事なり。水至つて清ければ魚棲まずと云ふことあり。凡そ藻がらなどのあるにより、其の蔭に魚はかくれて、成長するものなり。少々は、見のがし聞きのがしある故に下々(下に立つ人)は安穩なるなり。人の身持・素行なども、此の心得あるべき事に候なり。

一請役所にて、何某へ町方何某訴訟を可ㇾ渡と申候時、請取間敷と申候を、色々申合候處、何某居合せ先づ請取り置候て無用に候はゞ返し被ㇾ申候へかしと申候に付て、さらば請取り置くべしと申候時、受取らする者、請取らずに置く事か成るものかといやしめ被ㇾ申候由咄す人有り、何某は最早直りたるかと思ひたれば、いまだ角がおれず、惣て心安き人にても、役所々々にてはいんきんに取合候が士の作法なり、左樣に恥しめ候事きたなき仕方、士の作法にあらずとなり。

一甲某の屋敷を乙某（貴人）より所望に就き、差出すべき旨申し達せられしかば、甲某は移轉先きまで探ね出したるところに、乙某より、突然に不用になりたる旨申し來りしかば、甲某大に怒り、不屈の由云ひ募り、途に乙某より詫ぶる事となり、金子などつかはし、漸く事濟みとなりし由、笑止の事共なり。凡そ、人は他人より瞞されて負けて居るは、元氣なきことゝ思ふものなり。されど之とは事が違ふなり。たとへ貴人たりとも、一言も云はせぬ抔と云ふは、別段の事なり。是は損德の事にして、根本が臆病なることとなり。夫を歴々（貴人）に向ひ、過言など申し候事、無禮慮外と云ふものなり。殊に金子など取り候へば、却て負なり。以後の支に成るべきなり。公事沙汰言分など云ふ事は、皆これ損德の事なり。損さへすれば對手はなきものなり。これぱかりは、よしや勘忍したりとも、おくれにならぬ事なり。智がほそきゆゑ見えず。

一時右衞門、彌三郎へ色紙を書かせける時、紙一ぱい（全面）に一字書くと思ひ、紙を書き破ると思うて書くべし。字の善惡は夫者（斯道風流の嗜あるもの）のすべき事なり。武士にはあくまでは、一種にて事濟むなりとて、染筆せしめたり。

一 每朝禮拜の仕樣は、先づ主君、次に親、夫より氏神、守佛と仕り候なり。主をさへ大切に仕り候はば、親もよろこび、佛神も納受あると存じ候、此の方は君を思ふより外のことは知らず、志つのり候へば、平素御身邊に氣がつき、片時も離れ申さず候。又女は第一に、夫を主君の如く存ずべき事なり。

一 何某屋敷出火の時、山本五郎左衛門當番御目附にて罷在候處、門を固め入れ申さず、火事は此方にて燒之と申し候、五郎左衛門せき上り、御意を承り罷越し候者を入れざれば、端で切可仕と刀を拔き申し候て門を開き申し候由、內には何某一手ばかりまゐり取消申され候由。

一 仕付方(シツケカタ)の口傳に時宜の二字をダテとよませ候、伊達する心にてなければ、時宜はたらずとなり。

一 正德三年春雨乞僉議の時會所にて金立山へ雨乞にて每年度々の浮立(フリウ)上下の雜作なり。此の度は浮立を企入れ皆し驗し無くば重ねて無用と候て成程結構の三十三囃子踊狂言など仕入申し候、金立の雨乞は前々より不思議の靈驗にて候、此の度は驗し無之候、其の日太鼓を打ち候者、無相傳に打ち候とて傳授の者撥を捩ぎ取り申し候末にて喧嘩に及び、下宮にて切合ひ打合ひ死人も出來、又見物人にも喧嘩出來手負有之候。其の比下々の說、今度の浮立、會所僉議實なき事故、權現御祟にて惡事其の場に出來候と申し候。神事の場の不吉は前表に成る事ありと實長御咄にて候。考へ候へば此の年の內に會所役者奸謀にて數人斬罪寺井邊津浪にて死亡多し、府邊に金立の下の宮有之由又殿中にて原十郎左衛門打果し有り、斯樣の事共如何と奉存候由。

一 湛然和尙の前にて、草紙御讀み候が、小者小僧達皆參り候ゝ聞候へ、聞手がすくなければ讀みにくきと御申候、和尙感心小僧共へ何事もあの氣ぞと也。

●石井又右衛門は大器量の者にて候、病氣出で馬鹿に成り申候、一年御側仕組僉議の時、何某殿より又右衛門へ御歎害者の事談ニ相成候、又右衛門申候は、病氣以來今の事さへ覺え不レ申候、たとへ覺え居候共、殿樣が人に言ふなど讒仰候事を各に可レ申哉、増て覺え不レ申候と申候由。

●何和尚は近來の出來者なり、寛大なる事量なし、夫れゆゑ大寺能く治りたり、頃日も噂にかゝらぬ病身にて、大寺を預り能く勤むべしと思ひたらば、仕損じ可レ有レ之候、成る分と存候ゆゑ、氣色勝れざる時は、名代にて諸事濟し何卒大過れ無き樣にと心掛るばかりなりと被レ申候、先々住は驕(キビ)し過て大衆あき申候、先住は任せ過て不レ屆なる所有り、今の和尚に成り是非の沙汰なく、大衆能く治り申候、此境を思ふに、麁に入り細に入り、能く事々を知りて偕打任せて、かまはずに役々にさばかせて、若し尋ねらるゝ時は聞き事なく、差圖被レ致故能く治り申候と思はるゝなり、夫頭何長老小見解などにて口を利き申候を呼び寄せ、法の邪魔に成る打殺すべしとて擲き被レ申候が、片輪に成候由、皆是れ能き所多き也、又病氣に隱れ被レ申候也。

●今時の奉公人を見るに、いかう低い眼の着けどころなり。恰も掏摸(スリ)の目遣ひの樣なり。只身の爲めの慾得か、或は利發だてか、又少し魂の落ち着きたる樣なれば、身がまへをする許なり。我が身を主君に奉り、死しては幽靈となりて、二六時中主君の御事を歎き、事を調へて進上申し、御國家を固むると云ふ所に眼を著けねば、奉公人とはいはれぬなり。上下の差別あるべき樣なし。されば、此のわたりにギスと居すわりて神佛の勸めにても、少しも迷はぬ樣、覺悟せねばならぬ事なり。

●或人の噂に、松隈前之享庵先生申候は、醫道に男女を陰陽に當て、療治の差別有事に候、脈も替り申候、然るに

五十年以來男の脈が、女の脈と同じ物に成り申候、爰に氣が付候てより、病の療治男の脈も女の療治に仕て相應と覺え申候、男に男の療治をして見申候に、其驗し無レ之候、偖は世が末に成り、男の氣おとろへ、女同前に成り候事と存候、是れは慥に仕覺え申候事ゆゑ、秘事に仕置候と申候由、是れに付て今時の男を見るに、いかにも女脈にて可レ有と思はるゝが多く、あれは男なりと見ゆるはまれなり、夫に付今時少し力み申し候はゞ、安く上は手取る筈なり、偖又男の勇氣ぬけし證據には、しばり首にても切りたる者すくなく、増て介錯抔といへば、斷りの云ひ勝を利口者、魂の入たる者抔と云ふ時代に成りたり、股ぬき抔と云ふ事四五十年以前は男役と覺えて、疵無き股は人中に出されぬ様に候故、獨してもぬきたり、皆男仕事血ぐさき事なり、夫を今はたわけの様に言なし、口のさきの上手にて物をすまし少も骨々と有る事は、よけて通り候、若き衆心得有度き事なり。

●六十、七十まで奉公する人あるに四十二にて出家致し思へば短き在世にて候、夫に付難有事哉思はるゝなり、死身に決定して出家に成りたり。今思へば今時まで勤めたらば扨々いかい苦勞可仕候十四年安樂に暮し候事不思議の仕合せなり。夫に又我等を人と思ひて諸人の取持に合ひ候我心を能々顧み候へばよくもすましたる事に候、諸人の取持勿體なく罪も有るべきとのみ存じ候事に候。(編者申す山本常朝五十五歳の時の述懐たり略傳參看のこと)

●何某の主人、初聟入の供に參り候由、夫に付今度の覺悟に在所にて酒だらけたるべく候間、酒を仕切り可レ申と存候、夫れも禁酒と申候はゞ酒曲にても有る樣に候間あたり申し候と申して二三度捨て見せ可レ申候、其上にては人も強ひ申間敷候、隨分禮を腰の痛む程仕り、人の言掛けざる時に、一言も物を申間敷と存候と語り被レ申候、魂の入たる者にて候。先の事を前方に分別する所が人の上をする基なり、夫れ故尤の覺悟にて候、其方は過分十騎が

前方には見苦りて、おとなしく成たりと云はるゝ程に致されよ、初口が大事にて候と申候由なり。

●堪忍和尚の物語に、無念無心ばかり教ふる故に、落ち着かぬなり。無念と云へば正念のことなりと仰せられつ。面白きことにて、實教卿(西三條公)も一呼吸の中に、邪を含ませぬところが、則ち道なりと仰せられ候。然れば、道は一なり、此の道の光を、まづ見付くるものもなきものなり。純一に成る事は、功を積むまでは成るまじきことに候なり。

●心の問はばいかが答へんと云下の句程有難きはなし、大かた念佛に押並ぶべしと思はるゝ、先は人の口に多く止まりてあるなり、今時の利口者と云ふは、智惠にて外をかざり紛らかす事ばかりをするなり、夫れ故純成る者には劣るなり、純成る者は直なり、右の下の句にて心を究めて見れば隱所はなきなり、能き究役也、此究役に逢ふて耻かしからぬ様に心を持度なり。

「なき名ぞと人には云ひてすぎなまし心のとはばいかゞこたへん」

●何某事老耄かと思はるゝなり。方々招待に參られ心入に成り咄抔致され候由、此の前數年の内も人の爲に成る事ばかりを案じ極々の奉公好きなり。夫故一かど御用にも立たれ候。得方（ヱハッ）に老耄する者なれば奉公老耄、人の爲に成る老耄はあぶなきなり。他出せぬが重くしてよきなり。

●幻はマボロシと訓むなり。天竺にては術師の事を幻出師と云ふ世界は皆からくり人形なり。幻の字を用ひるなり

●御緣組の時何某一分を申達候、此事若き衆の心得可レ置事なり、申分は成程聞えたり、さすがなりと云ふ者も有るべし、其身氣味能く思ひて、一言を云ふて腹切りても本望と思はるべし、能々了簡候へ、何の益にも立ぬ事也斯様

の事を曲者抔と思ふは、以の外なる取違なり、先づ申出たる事其詮なく、我身は引取り御養育も不ㇾ仕、追付御死去被ㇾ成候に御看病も不ㇾ仕、殘念千萬なり、氣過ぎ成る人は多分誤る所なり、然て其位に至らずして、諫言するは却つて不忠なり、誠の者ならば我存寄りたる事を似合ひたる人に、潜かに內談して、其人の存寄りにさせて云へば其事調るなり、是れ忠節なり、若し內談にて、其人不二請合一は、又外の人にも內談して、兎角色々心遣をし、其事さへ調る樣にすれば、我身は大忠節も知れぬ樣にして居るものなり、縱人に內談しても、不ㇾ時明ㇾ時は、力に及ばず、其分にて打過ぎ、又は起し立〳〵すれば、多分叶ふ物なり、我こそ曲者と云はるゝ名聞計りにて、我手柄にする故調はざるなり、申出たる事益には不ㇾ立、人には惡せられ、我身を崩したる人數多有ㇾ之なり、畢竟國の志したき故なり、我身を一向に捨て、主君の上どうなり共して、能き樣にとさへ思へば、紛るゝ事は無ㇾ之候也。

●不義を嫌ひて、義を立つることは、成りがたきものなり。然れども、義を立つるを至極と思ひ、一向に義を立つる故に、却つて誤り多きものなり。義より上に、道はあるなり。是を見つくること、容易に成り難し。高上賢知たり。これより見るときは、義などは細きものなり、こは我が身に覺えたるときならでは、知れざるものなり。成らずとも、此の道に至るべき法はあるものなり。そは人に議合なり。よしや道に至らぬ人にても、脇より(局外の意)人の上は見ゆるものなり。碁にさへも、脇目八目と云ふが如く、念々非を知ると云ふも、議合にしくものあらず、談話を聞き覺ゆるも、書籍を見覺ゆるも、我が分別を捨て、古人の分別に付かん爲めなり。

●或劍師老後の物語に、一生の間の修行に、次第があるものなり。下の位は、修行すれども、ものにならず、我れも下手と思ひ、人も下手と思ふなり。此の分にては、用に立たざるなり、中の位は、未だ用には立たず共、我が不

足も目に見え、人の不足も見ゆるなり。上の位は、我が物に仕成して自慢出來、人より褒めらるゝをよろこび、人の至らざるをなげくなり。是は用に立つなり。上々の位は、知らぬふりして居るものなり。人も上手と見るなり。大體はこれまでなり。此の上に、尙ほ一段立ち越え、道の勝れたる位あるなり。其の道に染め入れば、終に果もなき事を見付くる故にこれまでと思ふことならず。我れに不足あることを、實に知りて、一生成就の念これなく、自慢の念もなく、卑下の心もこれなくして、果すものなり。柳生殿が、人に勝つ道はしらず、我れに勝つ道を知りたり、とて申され候よし、昨日よりは上手になり、今日よりは上手に成して、一生日々仕上ぐる事なり。是も果はなきと云ふ事なりと。

●直茂公の御壁書に「大事の思案は輕くすべし」とあり。一鼎の註には「小事の思案は重くすべし」と致され候。凡そ大事と云ふは、二三ケ條ならではあるまじく候、是は平生に詮議して見れば、知れてゐることなり。これを前以て思案し置いて、大事のとき取出して、輕くすることゝ思はるゝなり。平素は不覺悟にして、其の場に臨んで、むつかしく分別することもなりがたく、圖に當ることは、甚だ少し。されば平素、地盤を堅固に据ゑ置くが、大事の思案は輕くすべしと、仰せられ候、個條の基と思はるゝ事なり。

●宗智寺(異本に宗龍寺とあり)和尙江南坊は、美作守殿や、石田一鼎などの學問仲間なり。面談のをり申され候は各は物知り(博識の意)にて、結構にて候、されど道にうときことは、平人(ヒラビト)には尙ほ劣るなりと。其の時一鼎申され候には、聖賢の教の外に、道はあるまじくと。然るに江南申され候は、凡そ物知り(識者)が道にうとき事は、例へば東に向つて行くべき筈の者が、西に向つて行くがごとし。物を知るほど道には遠ざかるなり。其の仔細は、昔の

聖賢の言行を書物にて見覺え、話にて聞き覺え、見解高く成り申し、早や我が身も夫に成りたる樣に思うて、平人を虫ケラの樣に見なすなり。是れ道に疎きところなり。道と云ふは、何も入らず、只我が非を知ることなり。一念々々に非を知つて、一生打置かざるを道と云ふなり。聖の字をひじりと訓むは、非を知り給ふ故に非知りなり。佛は「知非便捨」の四字を以て、我が道を成就すと說きたまふなり。心に心をつけて見れば、一日の間、惡念興ること、數限りなきものなり。故に吾はよしと思ふ事はならぬ筈なり、と申され候に付、一鼎は、これにて得道されし由なり。然れども、武邊は別筋なり。大高慢にて、吾は日本無双の勇士と思はねば、武勇をあらはすことはなり難し、武勇をあらはす氣の位これあるなり。口傳

❸武士道功者書に、功者の武士はせざる武篇に名を取る道ありと書かれ候、後々の誤可有之候。もの字一字書き加へて見申し候由、又志田吉之助生きても死してものこらぬ事ならば生きたがましと申し候、志田は曲者にて、戯れに申したる事にて候を、生ひ立ちの者共聞き誤り武士の疵に成る事を申し出づべくと存じ候。此の追句に喰ふか喰ふまいかと思ふものは喰はぬがよし、死なうか生きようかと思ふ時は死したがよしと仕り候。

❸何某大坂へ數年相勤罷下り、請役所へ罷出候節、上方口にて物を申し候に付、一興千萬の物笑ひにて候、夫れに付江戸上方に久敷詰め候節は、常よりも御國口をひらき可レ申事に候、自と氣前、他所風に移り、御國方の事は田舍風と見をとし、他方に少しも理の聞えたる事有る時は、夫れをうらやみ申儀、何の味も不レ存、うつけたる事に候、御國は田舍風にて初心なるが御重寶にて候、他所風をまね候ては似せ物にて候、或人春岳へ法花宗はしゆふがこはき物にて不レ宜と被レ申候、春岳被レ申候は、しゆふのこはきゆゑ法花宗にて候、しゆふのこはくなければ淨宗にて

こそ候へと被レ申候尤の事に候、（異本じゆふとあり自由の意かしゆふは宗の意か）
○何某立身御僉議の時、此前大酒仕候事有レ之、立身無用の由衆議一決の時、何某被レ申候は、一度誤り有レ之たる者を御捨被レ成候ては、人は出来申間敷候、一度誤りたる者は其誤りを後悔致す故、随分嗜み候て御用に立申候、立身被二仰付一可レ然由被レ申候、何某被レ申候は其方御請合候哉と被レ申候、成程某請に立可レ申と被レ申候、其時何れも何を以て請に御立被レ成候哉と被レ申候、一度誤りたる者に候故請に立申候、誤り一度もなきものはあふなく候と被レ申候に付、立身被二仰付一候由。

○中野數馬は科人御詮議の時相當の科より一段づゝ輕く申出て候。一代一ふりの秘藏の智慧にて其の頃は數人の出座に數馬一人ならでは口を開き申さるゝ人無之候。夫故口明け殿。二十五日殿とも申し候由。

○殿の御心入をよく仕直し、御誤りなき樣に仕る人が大忠節にて候。凡べて、殿、御若年の時分に、御家の樣子、御先祖樣の御心入れなど、篤と御合點遊ばさるゝ樣に、仕り度き事に候、御傳が大事に候。

○昔人の刀は落し差に仕候今時の刀の差樣を吟味する人無之候。柳生流にては抜き出し差させ候由申し候。夫を相傳もなく何の了簡もなく抜出し候を見習ふて差し申すと相見え候。直茂公、勝茂公も落差しに遊ばされ候。先抜出しては不圖とられさうに思はれ候、光茂公は勝茂公の御差圖にて落差に遊ばされ候由。

○光茂公綱茂公御在府の内正月元日上御屋敷にて光茂公へ御目見有之候に付て其の間は綱茂公御式臺裏の間へ御座成され候。光茂公信濃はどこに居り候哉と仰せられ候時、御小姓何某若殿樣は御隱れ御座成され候と申し上げ候。斯樣の誤り可有之事なり。

●何某喧嘩打返しをせぬ故、恥に成りたり、打返しの仕樣は踏込むで切殺さるゝ迄なり、是にて恥に不ㇾ成也、仕課すべきと思ふ故間に合はず、相手は大勢抔と云ふて時を移し終に止めに成る相談に極る也、相手何十人もあれ片端より撫切りと思ひ定めて、立向ふ迄にて候が成就也、多分仕濟す物なり、又淺野殿浪人夜討も、泉岳寺にて腹切らぬが落度なり、又主を討せて敵を討つ事延々也、若し其中に吉良殿病死の時は殘念千萬なり、上方衆は智慧かしこき故、褒めらるゝ仕樣は上手なれ共、長崎喧嘩の樣に無分別する事はならぬなり、又曾我殿敵討も殊の外の延引、幕の紋見物の時祐成圖を逃したり、不運の事なり、五郎申樣見事也、惣て斯樣の批判はせぬものなれ共、是れも武道の吟味なれば申す也、前方に吟味して置かねば行當りて分別出來合ひ不ㇾ申候故、大かた恥に成候、咄し聞覺え物の本を見るも兼ての覺悟の爲なり。就中武道は今日の事も知らずと思ひて日々夜々に箇條を立て吟味すべき事なり。時の行掛りにて勝負は有るべし、恥をかゝぬ仕樣は別なり、死ぬ迄也、其場に叶はずば打返しなり、是れには智慧も業も不ㇾ入なり。曲者といふは勝負を考へず、無二無三に死狂ひする計りなり、是れにて夢が覺る也。

●奉公人に疵の付く事一つあり。富貴になりたるなり。逼迫にさへあれば、疵は付かざるなり。又何某は利口者なるが、人の仕事の非が目にかゝる生れつきなり。此の位にては、立ちかぬるなり。世間は非だらけと、始めに思ひ込まねば、多分顏付が惡しくして、人が請取らぬものなり。人が請取らねば、如何樣のよき人にても本儀にあらず。是も一つの疵と覺えたるがよし。

●何某は氣情者なり。何某の前にて斯樣の義を申すと咄す人有り、夫れがさらに似合はぬ云ひ分也、曲者といはれ度き迄なり、ひくき位なり、青き所が有る人と見えたり、得たる者は先づ禮儀正敷きとそうつくしけれ、其樣に人

の前にて物を云ふは、鑓持仲間の出會同前にて賤敷き事也。

（居宅衣裳諸道具等にさらに似合ぬ事する人多し、屑はな紙料紙臥具抔少しよき物にても不苦也）

●一世帶構るがわろきなり、精を出して見解などのあれば、早済して居る故間違ふたり、尤精を出して先づ師子は慥に掴つて、催能く熟する樣にと修行する事は、一生止る事は成らず、見付けたる分にて其の位に叶ふ事は思ひもよらず、只是も非也々々と思ふて、何としたらば道に可レ叶哉と、一生探捉し心を守りて打置く事なく、修行可レ仕也、此内に則ち道有る也と。

●何某が養子鈍に候故、氣に入らず、殊に養親長病にて、氣短く相成り、不斷折檻仕り、惡口を申候に付て、養子居こたへ候義難レ成、近々引取可レ申樣子に相見え候、此事を養母參候て、何共迷惑に候間、乍病氣諸事堪忍候樣に親へ御異見賴み候由申候、斷り申候得共、是非共賴み申すと涙を流し申候故、不レ及レ力受合申候、親に異見は道にて候、殊に病中也倅を此方へ遣し候へと申す、母不二落着一候て罷歸候、倅參り候に付申候は、惣て人間に生れ出るも、生々の大幸と可レ存事に候、其上御當家の士と成る事、生前の本望なり、百姓町人を見て思ひ知るべし、實父の遺領を取るさへ難有事なるに、末子に生れ出で、他の家を繼ぎ御被官の一人と成る事は、うどんげの仕合也、是れを取迦して無息(フツツカ)人に成る事は不忠、親の氣に入らぬは不孝なり、忠孝に背きたるものは置き所なし、能く樂じて見られ候へ、今其方の忠孝は、只親の氣に入る迄なり、氣に入り度くても親の氣向きがわるきとのみ可レ被レ存候、親の氣の直し樣を敎へ可レ申、私の面つき其外物每に、親の氣に入り申樣にと、血の涙を流し、氏神に祈るべし、是れ私の事にあらず、忠孝の爲也、此一念忽ち親の心に感應有るものなり、歸りて見られよ、早親の心直りて居るべ

し、天地人感通する不思議の道なり、殊に長病なれば、久しかるべからず、纔の間の孝行、逆立する其安き事也と申し候得ば、涙を流し忝しと申て歸り申候、後に承り候へば、歸り掛に親申候は、異見に逢ひたりと見えて、先づ見掛が能く成りたりと、其儘機嫌直り候由、誠に不思議の道理、人智の及ばぬ所なり、其時の異見ゆゑ、忠孝共に立候て忝き由、禮に被レ參候、眞の道を祈りて叶はぬ事なし、天地も思ひほかすものなり、紅涙の出る程に徹する所則ち神に通ずるかと存候。

山本神右衛門常に申し候詞數ヶ條書き留め候內

一、一方見ゆれば八方見ゆる

一、スラ笑する者は男はスクタレ女はヘラハル（ヘラハルは女の多淫なるを稱し所謂尻輕女のことをへらへりと云ふ、現に鹿兒島の或る地方には此の方言存す）異本にはヘウケルとあり、（ヘウケルは慓輕、慓疏、氣輕にたはむる、ざる、おどけるの意か）

一、口上又は物語などにても物を申す時は向ふの目と見合せて申すべし、禮は始にしてすむものなり、うつむきて申すは不用心なり。

一、袴の下に手を入るゝこと不用心なり

一、草紙書物を取扱候へば則ち燒失被申候、書物見るは公家の役、中野一門は樫木握つて武邊する役と被申候

一、朝は七ツ時に起き日行水、日さかやき、食は日の出にし、暮より休み申すべし

一、組付かず馬持たぬ侍は侍にてなし

一、士は喰はねど空楊枝、内は犬の皮、外は虎の皮

一、曲者は頼母敷者

◉人として、肝要に心がけ、修行すべきことは、何事に候かと問ひ候時、何と答へあるべきや、まづ申して見るべし。只今正念して居る様になり。諸人心がぬけてばかり見ゆるものなり。抑々活た面は正念の時なり。萬事をなす中に胸に一つ出來る物あるなり。これが君に對して忠、親には孝、武道には勇、其の外萬事につかはるゝものなり。是を見付くる事も成る事に候。見付けて不斷持つ事は成り難し、只今の當念より外は無之候なり。

◉昔しは寄親組子無ニ他事一心入有り、光茂公の御代、御馬廻御使番母衣一人不足之時、御家老中御僉議にて若手に器量の者に候間、馬渡源太夫可レ被レ仰付ニ旨相〆り候、此事源太夫親市之允隱居にて罷在候が承り付、寄親中野數馬へ早走りにて參候て申達候は、倅も不レ及ニ是非一仕合に候、御組の儀、皆御一門衆計りにて候故、拙者覺悟には御一門衆を追越寄親の用に可ニ罷立一と存部り源太夫にも一門組にて候間、油斷不レ仕一門衆を押しのけ、寄親の用に罷立候樣にと、兼々申聞置候、然る所に御組內より源太夫御選のけの義面目次第も無レ之、無ニ御情一被成方にて候、此上は知行主に罷成候、源太夫は不レ及レ申隱居仕候拙者とても世間に無ニ面目一に付て父子共に覺悟を相極申候由、乾度申候、數馬承レ之、以の外の了簡違にて候、今度の組代りは源太夫規模の仕合不レ過レ之候、御家老中御僉議、器量者に候故、被レ仰付候由、乍ニ父子一成程悅び被レ申筈に候と申候へば、市之允申候は御僉議の節彼者は私一門同前に組內寄合中者に候へば差出候義不ニ罷成一と被ニ仰達一筈に候を、御請合被レ成候は兼々無ニ他事一もレ不被ニ思召一故にて候、爰を以御見限被レ成候儀と骨髓に通り意恨に存候由、中々存部りたる樣子に申候、其時數馬申候は

成程尤にて候、今日御家老中に御斷申候て見可レ申候由申候に付て、責て其御一言成共不レ承候では難二罷歸一と申候て、歸り申候、數馬致二登城一御家老中へ申候は、人の命は知れぬ物にて候、私儀今朝すでにふと腹を突れ申候か樣〱の仔細にて候間、源太夫儀は御免被レ成候樣にと申候故、餘人に被二仰付一候由也。

●五六十年以前迄は（筆者より見たるもの今よりは凡そ二百八九十年前）士は、毎朝、行水、月代、髮に香をとめ、手足の爪を切つて、輕石にてすり、こかね草にてみがき、懈怠なく、身元の嗜を專一とし、尤も武具一通は、錆を付けず、塵埃を拂ひ、磨き立て召し置き候。身元をわけて嗜み候事、伊達の樣に候へども、風流の儀にてなく、今日討死、今日討死と、必死の覺悟を極め、若し無嗜みにて討死いたし候へば、平素の不覺悟もあらはれ、敵に見限られ、不心得の程賤しまるゝものなれば、老若共に、身元を嗜み申したる事にて候。事むつかしく、隙費ゆる樣の心地せんも、武士の仕事は、箇樣の事にて、別に忙はしき隙入ることも無之、常住討死の仕組にて、得と死身に成り切つて奉公もつとめ、武邊も仕り候はゞ、恥辱あるまじく、さるを、其の心掛なくして、欲得我が儘ばかりにて日を送り、行きあたりては恥をかき、それも恥とも思はず、我が身さへ快くば、何も構はすなどゝ、放埒無作法の行跡に成り行くは、返す〲も口惜しき次第にて、平素必死の覺悟之れ無き者は、必定死場惡しきに極り候。平素必死に極め候はゞ、何とて賤しむべき振舞あるべきや。されば、此のあたりよく〱工夫仕るべき事なり。又三十年以來（今より凡二百四五十年前）風規相替はり、若武士どもの、出合の節に話すことの、持金銀の噂、損得の考へ、內證事の話し、衣裝の吟味、色慾の雜談のみにて此の事のなければ一座しらけて見ゆるはまことにまことに是非なき風俗になり行き候。昔しは二十、三十共迄は素より心の中に賤しき事持不レ申候故、詞にも出し不レ申候、年

筆の者も、不圖申し候得ば、怪我の樣に覺居申候、是れは世上花麗に成內證方計りを肝要に眼付候故にて可レ有レ之候、我身に不レ似レ合驕りさへ不レ仕候へば、兎も角も相濟む物にて候、又若き者の始末の心有レ之をよき家持抔とほむるは淺ましき事にて候、始末の心有レ之ものは、義理を缺く也、無義理者は寸口齒なり。

●大事の狀手紙書付を持ち居け候節、道すがらも手に握りて片時も離さず向き樣にて直ぐに相渡すものにて候由。

●一刪咄に、能き手本を似せて精を出し習ふ人は、惡筆も大體の手跡に成るなり、奉公人も能き奉公人を手本にしたらば、大體は成るべし、今時能き奉公人の手本がなきなり、夫れゆゑ手本作りて習ひたるがよし。作り樣は、時宜作法一通は何某、勇氣は何某、物言ひは何某、身持正敷き事は何某、律義成る事は何某、つゝ切れて胸早くする事は何某と、諸人の中にて、第一の能き所、一事宛持ちたる人の、其能き事計りを選立れば、手本が出來る也、萬の藝能も、師匠の能き所は及ばず、惡敷曲せを弟子が請取て似するもの計りにて、何の益にも立ざるなり、時宜能き者に不律義なる者有り、是れを似するに多分時宜は差置きて、不律義を似する計り也、能き所に心付けば、何事も能き手本師匠と成事に候由。

●奉公人は、二六時中氣をぬかさず、常住、主君の御前に、公界に罷り在るときの樣にするものなり。休息の間にても、ウカと成つては、それだけ公界にて、ウカと見ゆるなり。此の氣の位在る事なり。

●短氣にてしてならぬこともあり。氣ながくすれば、時に或はよきをりの出來するものなり。かゝれば、先づ勘忍が第一なり。されど、こゝぞと思ふときは、手早く躊躇（タルミ）なき樣にしたるが能なり。案じ廻して、逡巡して、却つて仕損ずることとあり。又初より、一途に蹈み破つてよきこともあり。又愛想も、興も盡きて、却つてよきこともあり。

斯樣なるときは別して一言が大事なり。しかし兎角、氣をぬかさず、度胸を据うる事が肝要なり。

●古來、大酒にて不覺を取りたる人數多なり、甚だ殘念の事なり。先づ我が酒量をはかり、其度を過ぎぬ樣、心掛肝要なり。其の內にも時により醉過す事あり酒座にて就中氣をぬかさず、不圖事出來ても間に合ふ樣に、了簡可レ有レ之事なり。又酒座は公界物なり。心得べき事なり。

●上下によらず、誰人にも、已が身の分際を越えたることをするものは、結局は、卑怯卑劣なることをなすものにて、下々は、逃走をもするものなり。下人抔に氣を付け申すべき事なり。

●武藝に貪著して、弟子など取つて、武士を立つると思ふ人多し。骨を折つて、術藝者になるは、惜しきことなり。藝能は、只事缺かぬ分に習うてすむことなり。凡べて多能なるものは、下劣に見え、肝要なるものが、疎略になるものなり。

●吉凶に付、仰渡の時、無言にて引取たるも、當惑の體に見ゆるなり、能き程の御請可レ有事也、兩方の覺悟が肝要なり、又役抔被仰付候節、內心に嬉敷思ひ、自慢の心などあれば、其の儘面に顯るゝものなり、數人見及びたり、見苦敷ものなり、我等無調法者なるに斯樣の役被二仰付一何と可二相濟一哉、偕々淺薏千萬、氣遣ひ成る事哉と、我非を知りたる人は、詞に不レ出共、面に顯れ、おとなしく見ゆる也、上は氣にてひやうすくは道にも違ひ、初心にも見え、多分仕損じ有るもの也。

●後醍醐天皇隱岐國より還幸の時、赤松、楠御迎に參上、御感の勅諚あり、正成は御請申上げたり。よき御請なり。本書にて之を見るべし。

●何某欠落者追手に罷越候處駕籠に乘り戸を差して通り候者あり、走り寄り戸を引あけ何某にては無レ之哉と申し候へ共、他方の者にて候、傍輩を待兼ね麁相仕り候と申して差し通り候由。

●先年大僉議の時其の頭討果つべき覺悟にて何某仕懸け其の理聞屆申上候。又御仕置の上何某は御領掌早く候て御側手薄賴み少くなく存すべくと申上候。

●役所などにて別けて取込居り候處に無心に何彼用など申す人有之候時多分取合惡しく立腹などする者あり、別けて宜しからざる事なり。左樣の時ほど押しづめよき樣に、取合ひ仕るべき事、侍の作法なり。かどがましく取合ふは、仲間などの出合の樣なり。

●學問は能き事なれ共、多分失出來るものなり。江南和尙のいましめの通なり、一行有る物を見ても我心の非を知るべきためにすれば、其儘用に立つなり。然れども斯樣には成り兼るもの也、大かた見解が高くなり、理好きになるなり。

●人の難に逢ふたる折、見舞に行きて、一言が大事の物也。其人の胸中が知るゝものなり、兎角武士はしほたれ草臥れたるは疵なり、勇み進みて物に勝ち、浮ぶ心になければ用に立ざる也、人を引立る事有レ之也。

●時に依り、人に用をいひ、物を貰ふ事有り、夫れも度重れば、無心に成る也、賤しかるべし、何卒濟む事ならば用をいはぬやうに有度也。

●大雨の感（イマシメ）と云ふ事有り、途中にて俄雨に逢ふて、濡れじとて道を急ぎ走り、軒下抔を通りても、ぬるゝ事は替らざるなり、始より思ひあきらめてぬるゝ時、心に苦なし、ぬるゝ事は同じ、是萬にわたる心得なり。

●萬の藝能も、武道奉公の爲にと心に構へてすれば、用に立つものなり、然らざれば多分藝好きに成るものなり。學問抔就中あやふき也。

●唐に、龍の圖を好める人あつて、衣服、器物、悉く龍の模樣をちりばめけるが、其の愛心の深き處、龍神に感通やしけん、或る時、眞の龍、窓前に顯はれければ、此の人驚きて氣絶しけるとなり。凡そ常には廣言を吐く人も、事に臨んでは、却つて畏縮する人多し。

●中道は物の至極なれ共、武邊は平生にも人に乘越えたる心にてなくしては成るまじく候、弓指南に左右ろくのかねを用ひれ共右高に成りたがるゆゑ右ひくに射さする時ろくのかねに合ふなり、軍陣にては武功の人に乘越ゆべきと心掛け、强敵を可二討取一と晝夜望みを掛ければ、心猛く草臥もなし、武勇も顯す由、老士の物語なり、平生にも此の心得可レ有レ之なり。

●鑓つかひ何某、末期に一の弟子を呼び、遺言致し候は、一流奥儀少しも不レ殘相傳仕候上は、今更申置くべき事なし若し弟子を可レ取と存候はゞ、毎日竹刀を手馴るべし、勝負あひの事は格別なりと申候由、又連歌師の傳受にも、會席の前日より心をしづめ、歌書を見るべき由也、一事三昧なり、面々の家職三昧に可レ有事也。

●鐵山、老後に云ひけるには、凡そ組打の際は、一旦下になつても、後に勝ちさへすれば、よろしき事の樣なれど近年思ひ當り候は一旦下になりなば、如何なる機會にて、負けとなるやも計りがたく、されば、始めより勝ちたるが、眞の勝ちにて、始終の勝となるものなりと。

●武士の子供に育て樣あるなり。先づ幼稚の時より勇氣をすゝめ、苟くもおどし、だますことなどあるべからず。

幼少の時にても、慵病の氣あるは、一生の疵なり。親たるべきものゝ、よく心得べきことなり。又幼少の時分に、いたく呵責を加へ候へば、卑屈になるものなり。又悪しき習慣の染み入らぬ様にすべし。一旦染み入つては、意見しても、なほらざるものなれば、よく氣をつくべし。物言ひ禮義抔、そろ／＼氣を付けさせ、欲義などしらざる様に、其外育立様にて大體の生れ付なれば、能く成るべし、女夫中悪敷き者の子は、不孝成る由。尤の事なり、鳥獸さへ生れ落るより見馴れ聞馴る事、移るものなり、又母親愚にして父子仲悪敷く成る事、母親は何わけもなく子を愛し、父親意見すれば子の贔負をし、子と一味する故、其子は父に不知になるなり、女の淺ましき心にては、行末を頼みて子と一味すると見えたり。

●決定覺悟薄き時は、人に轉(コロバ)せらるる事有り、又集會咄の時分、氣ぬけて居る故に、我覺悟ならぬ事を、人の咄抔するに、うかと移りて夫れを同意に心得、挨拶もいかにもと云ふ事有り、脇より見ては同意の人の様に思はるゝ也夫れに付、人に出會ては片時も氣のぬけぬ様に可レ有事なり、其上咄又は物を申掛られ候時は、轉(コロバ)せらるまじきと思ひ、我胸にあはぬ事ならば其趣申すべしと思ひ、其事の發端を可レ申と思ひて取合ふべし、差したる事にてなくても少しの事に違却出來るもの也、心を付くべし、又兼て如何と思ふ人には副奇(ツヒヨ)らぬがよし、何としても轉(コロバ)せられ引入れらるゝものなり、爰の儘に成る事は功を積ねばならぬ事也。

●何某數年の精勤にて、我人一廉御褒美可レ被二仰付一事と存居候處、御用手紙參り、諸人前方より祝儀を申述候、然る處役米加増仰付候に付て、皆人案外の儀と存候、然れども仰付の事故祝申候得は何某以の外顔振悪くして無面目仕合に御座候抔と取合、畢竟御用に不二相立一者に候故如斯の行掛り是非御斷申上候て引取可レ申抔と申候を、入魂

の衆色々申宥め候て相勤申候、是偏へに奉公の覺悟無レ之、只我身自慢ゆゑにて候、御褒美の事は擲置き侍を足輕に被二召成一、何の科も無レ之を切腹被二仰付一候時、一入勇み進み候こそ、御譜代の御家來にて候、無二面目一抔と申候は、皆私にて候、此所に得と可二落着一事也。但し曲者の一通は別に有るべき事なり。

●藝は身を助くると云ふは他方侍の事なり、御當家の侍は藝は身を亡ぼすなり、何にても一藝有レ之者は藝者にて侍にあらず、何某は侍なりといはるゝ様に心掛くべき事なり、少しにても藝能あれば侍の害に成る事と得心したる時諸藝共に用に立つ也、此當り可二心得一事也。

●過つて改むるに憚る事なかれといへり、少しも猶豫なく改れば、誤り忽ち滅する也、誤りを紛らさんなどゝする時、猶々見苦しく苦しみ有り、禁句抔云ひ出したる時、手取早に其趣をいへば、禁句少しも不レ殘、心掛せさる也、若し又咎る人ならば、誤りて申出候故、其謂れを申披き候に、無二御聞分一は不レ及レ力候、不存當候て申候得ば、無二御聞一同然にて候、誰か上をも沙汰に致す事に候と云ふて覺悟すべし、常に陰事人事曾て云ふべからず、又一座をはかりて一言も云ふべき事也。

●風體の執行は、不斷鏡を見て直したるがよし、是は秘藏の事なり、諸人鏡を能く見ぬゆゑ、風體惡しく、口上の稽古は宿元にての物言ひにて直す事なり、文段の修行は一行の手紙も案文する迄なり、右何れも閑かに強み有るが能き也、又手紙は向様にて掛物に成ると思へと、了山上方にて承り候由也。

●手跡の行儀正しく、疎略なきより上は有まじけれども、其分にては堅くれ賤しく見ゆるなり、其上に格をはなれたる姿有るべし、諸事に此理有るなり。

●何某が云ひけるは、凡そ浪人などゝ云ふは、難儀千萬、此の上もなきものゝ樣、皆人思ひて、浪人などするなりは、殊の外落膽して、失望するものなり。されども、一旦浪人して後は、左程にはなきものなり。所謂、案ずるより生むがやすきなり。死の道も同樣なり。平生に、死を覺悟して、心のどかに死すべきことなり。災難は、前方より杞憂したる程にはなきものなり。さるを、先づ以て、如何あらんなどゝ、杞憂して苦しむは、愚かなる事なり。奉公人の打留めは、浪人か、さもなくば切腹と、定まりたる事と平素心得覺悟し置くべし。

●役儀を險呑に思ふは、スクタレ者なり。其の事に備へたる身なれば、其の事にて仕損ずるは、當然のことなり。但し、私の事にて仕損ずるこそ、辱にてあるなれ。されど、無調法にて、何と相勤まるべきや、との心づかひはあるべきなり。

●人の心の、厚薄を見んと思はゞ、煩へと云ふことあり。日比は、懇意にして、寄り合ふものが、一旦病氣・災難等の際には、疎略にして、取り合はぬ者は、腰抜けなり。凡べて、人の不幸變事の際は、とりわけて立ち入り、世話を燒くべきものなり。恩を受けたる人には、一生疎遠になすべからず。斯かることより、人の心の中は、見ゆるものなり。我が難儀のをりは、人を賴み、後には、思ひも出さぬ人多し、よく愼むべきことなり。

●盛衰を以て、人の善惡は、沙汰せられぬ事なり。盛衰は天運なり。善惡は人の道なり。されど、教訓の爲めには盛衰を以て云ふなり。

●山本前神右衛門召仕の者に不行跡の者あれば、一年の内何となく召仕ひ、暮に成候てより無事に隙をくれ被レ申候由。

●鍋島次郎右衛門切腹の時、何某へ四段の異見有り、御仕置中に世上の聞を不ㇾ憚して却て悪名に成る事あり、最前此汰汰有る共、不ㇾ被ㇾ取立ㇾ筈なり。次に窮の節、僞候半は、其分にて被ㇾ差置ㇾ筈たり。其次に替の僉議の時、先祖の功先年、公儀へ四郎が旗被ㇾ成ㇾ御覧ㇾ候儀申達可ㇾ差留ㇾ事なり。其次に右の條々難ㇾ成は御用意可ㇾ被ㇾ申上ㇾ候事なり。

●諸岡彦右衛門用事有ㇾ之由にて召寄被ㇾ申聞ㇾ候一通の事神文と被ㇾ申候得共、侍の一言金鐵より堅く候、自身決定の上は、佛神も被ㇾ及間敷と申候て、神文相止候、廿六歳の事也。(此財公事極意の事)

●將監介錯一通之事、御目付鍋島十太夫石井三郎太夫なり。三郎太夫見屆申候と、詞をかけ屛風引明候由。

●造酒切腹に付て一通の事・八助殿附兩人の子細の事、預り物御改の時、數馬へ申請候事、書付の時一言申者内に入候事、女房病氣に付醫師呼候一通の事、申様聞合の事。

●お抱者には心得あるべき事なり。器量を顯はし、御用に立ち、名を上げ、子孫の爲めに成ることも、するものなり。子孫にも、多分此の風移るものなり。御譜代の者は、過失罪科は、我が身に引き受け、主君の御爲めになる様に、と思ふ所あり。何某三家出入の時の諫言の樣なる事なり。

●常に無き事あれば怪事と云ふて、何事の前表かと云ひ扱ふは、愚なる事なり。日月重出、慧星、旗雲、光物、六月の雪、師走の雷などは、五十年百年間に有る事也。陰陽運行にて出現する也。日の東より出、西に入るも常に無き事ならば、怪事と云ふべし、是れに替る事なし。又天變有ㇾ之時、世上に必ず惡事出來る事は、旗雲を見ては何事ぞ有るべしと、人々心に怪みを生じ、惡事を待つ故に其心より惡事出來するなり。

一張良が石公の書を傳へたると云ひ、義經は天狗の傳を繼ぐなどゝ云ふは、兵法一流建立の爲也。

一御側、長崎御仕組に、一年貳番立に割付、御帳出來候を見候付て、役人へ申候は、陣立の時分、殿の御供不レ仕儀、拙者は不ニ罷成一候。弓矢八幡、僞狀に判不レ仕候間、左樣に心得可レ被レ申候。是は書物役仕る故にて候半と存候、斯樣に申候不屆と候て、役を被ニ差迦一は本望、切腹幸にて候と申捨罷立候。其後僉議候て、仕直被レ申候。若き內强み無レ之候ては、不ニ罷成一候、心得有る事に候由。

一一鼎の咄に、何事にても願ひさへすれば、願ひ出す物也。御國に昔しは松茸と云ふ物なし、上方にて見候者共、御國內の山に出來候へかしと願ひ候が、今北山に願ひ出し、いか程も出來たり、以後は御國の山に、檜出來可レ申候。是我が未來記なり。諸人願ひ候故也。然らば人々願事可レ有也。

一人相を見るは、大將たるものゝ專要なり。楠木正成が櫻井驛にて正行に渡したる一卷の書は、只眼ばかり書きたりと言ひ傳へたり、人相に大秘事有之事なり。口傳

一火急の場合にて、人と相談もならざるとき、分別の仕樣は、他にこれたく、四誓願に推しあて見れば、其の儘わかるゝなり。立ち越えたることはいらぬものなり。

一主人に諫言をするに、色々あるべし。赤心より出でたる諫言は外に知れぬやうにするなり。主君の御氣に逆らはぬやうにして、御曲を直し申すべきものなり。昔御道中にて、脇道へ立ち寄り、迂回なさるゝ旨、仰せ出され候節御年寄何某は、某一命を捨てゝ、申し上ぐべく候。只さへ延引の末に、脇道へ迂回せらるゝ事、以ての外然るべからず、と諸人に向ひ、暇乞ひなどして、行水・白帷子・下着にて、御前へ罷り出でしが、間もなく退出し、又諸人

に向ひ、拙者申し上げ候儀、御聞届け遊ばされ、本望至極、皆様に二度御目にかゝり候儀、不思議の仕合せなどゝ廣言せられたり。こは、皆、主人の非を顯はし、我が忠を人に知らしめ、威勢を立つる仕事にて、眞の諫言とは似て非なるものとや申すべき。多分他國者に有之なり。

●風體の執行には、不斷鏡を立見候て直したるがよし、十三歳の時髪を御立させ被成候に付て、一年計り引入り居候、一門衆兼々申候は理發成る面にて候間、軈て仕損じ可申候、殿様別て御嫌ひ被成候は理發めき候者にて候と申候に付て、此節顔つき仕直し可申と存立、不斷鏡にて仕直し、一年過て出候得ば虚労下地（今時わかり不申）と皆人申候、是れが奉公の基かと存候、理發を面に出し候者は、諸人請取不申候、ゆりすわりて、しかとしたる所のなくては、風體不宜也、うやうやしく苦み有りて、調子靜か成るがよし。

●目附役は、大意の心得なくては害に可成なり、目附を被仰付置候は、御國御治め可被成爲にて候、殿様御壹人にて端々迄御見聞不被成に付、殿様の御身持御家老の邪正、御仕置の善惡、世上の唱、下々の苦樂を分明に被聞召、御政道を御正し可被成ためなり、上に目を付るが本意也、然るに下々の惡事を見出し、聞出し、言上致す時は惡事たへず、却て害に成るなり、下々に直成る者は稀れなり、下々の惡事は御國家の害にはならぬもの也、又究役は科人の言分け立て、助かる樣にと思ひて可究事なり、是れも畢竟御爲なり。

●事に臨んで、勘定を第一義とする人は、スクタレ者なり。仔細は勘定のことは、損得の考へ走れば、かゝる人は心中絶えず、損得のことを去らざるなり。然れば、死は損にして、生は得なり。故に、死を恐るゝものを以て、スクタレ者なり。又學問者は才智辯口にて本體の臆病慾心抔を仕隠すものなり。人の見誤る所なり。

一追腹御停止に成りてより、殿の御味方する御家來なきなり、幼少にても家督被二相立一候に付て奉公にはげみなし小々性相止候に付、侍の風俗悪しく成りたり、餘り御慈悲過ぎ候て奉公人の爲に不レ成候、今からにても小々性は被二仰付一度事なり、十五六にて前髪取候故、引嗜む事を知らず、呑、喰、わる雑談計りにて禁忌の詞、風俗の吟味もせず、隙を持て徒ら事に染入、能き奉公人出來ざる也、小々性勤る者は幼少の時より、諸役見馴れ御用に可レ立、副島八右衛門四十二歳、鍋島勘兵衛四十歳にて元服也。

一武士道は、死狂ひなり。一人の殺害を、數十人して仕かぬるものと、直茂公も仰せられ候。本氣にては、大業はならず、氣違ひになつて、死狂ひするまでなり。又武士道に於て、分別出來くるときは、早後るゝなり。忠も孝も入らず、武士道に於ては、死狂ひなり。此の中に、忠孝は自らこもるものなり。

一志田吉之助か曰く、死しても、生きても、同じく殘らぬ場合には、生きた方がましと。されど、こは裏をへさかしまに云ひたるものなり。よく心すべし。又行かうか行くまいかと、思ふときは、行かざるをよしと、此の追加に、喰はうか喰ふまいかと、思ふときは、喰はぬがよろし、死なうか死ぬまいかと、思ふときは、死ぬをよろしと。

一大難大變に遭遇しても、毫も動轉せぬと云ふは、まだしきことなり。大變大難に遭つては歡喜雀躍して、進み勇むべきなり。これ、一難關を越えたるところなり。諺に「水增されば船高し」と云ふが如し。村岡氏御改め前異見の事。口達

一名人の上を見聞して、己は及ばざる事と斷念するは、腑甲斐なきことなり。名人も人なり、我も人なり、如何でか劣るべきと思ひて、一度打向へば、最早其の道に入りたるなり。十有五にして學に志すところが聖人なり。後に

執行して聖人になり給ふにはあらずと、一鼎申され候。初發心時辨成正覺ともあるなり。

●武士は萬事に心を付け、少しにても、後れになることを嫌ふべきなり。就中、物言ひに不吟味なれば、我れは臆病なり、逃げ申すべし、おそろし、痛しなどと言ふことあり。夢にも、寢言にも、あくびにも出すまじき詞たり。心あらん人の聞きなば、心の奥も推しはからるゝものなり。兼て吟味して置くべき事なり。

●一分の武邊を、確と我心に極め置き、疑ひなき樣に覺悟すれば、自然の時一番に選び出さるゝ事必定也。是れは折節の仕形（シカタ）物言にて顯るゝもの也。別けて一言が大事也。我心を披露する者にてはなし。兼てにて人が知るもの也。口傳

●峯公の心掛をする時分、内にても、外にても、膝を崩したる事なし。物をいはず、言はで不レ叶事は、十言を一言で濟ます樣にと心掛候也。山崎藏人など如レ是也。

●首打落させてより、一働きはしかとする物なりと覺えたり。義貞、大野道賢などにて知られたり。何ぞ人が人に劣るべきや、三谷如休は、病死も二三日はこたへ可レ申と申候なり。口傳

●古人の詞に、七息思案と云ふことあり。隆信公の言に、分別も久しくなればネマル（腐敗）と仰せられ候。直茂公は、萬事したるきこと十に七ツ惡し、武士は物事手取早にするものぞとも仰せられ候。凡べて心氣うろうろとしたるときは、分別も埒明かず。拘泥（ナヅミ）なく、爽快に凛としたる氣にては、七息の中に分別すむものなり。胸すわつて、つッ切たる氣の位なり。口傳

●小理屈などを合點したる者は、頓て高慢の心を生じ、一風變りたる者などゝ云はれては、目出大になつて喜び、

我れ今の世間に合はぬ生れつきなどゝ云ひて、我れを此の上なしなど思ふは、天罰あるべきなり。何等の善き能ありても、人の好まぬ性質の人は、益に立たぬものなり。御用に立つこと、奉公することには、好きて随分へりくだりて、傍輩の下に居るを悦ぶ心入の者は、諸人嫌はぬ者なり。

●凡そ諫言の道も、我が身其の位にあらずば、其の位の人に言はせて、君の御誤り直る様にするが大忠なり。此の階の爲に諸人と和熟にする所なり。それを我が爲めにするは、追従なり。一方は我等荷ひ申す心入からなり。成程なるものなり。

●御家中に、善き被官出來る様に、人を仕立つるも忠節なり。志の有る人には指南申すなり。我持分を人を以て御用に立つるは本望なり。

●隠居、當住、父子、兄弟仲悪しきは、いやしき慾心より起るなり、主從仲悪しきことのなきが證據なり。

●浪人などして、取りみだるゝは、沙汰の限りなり。勝茂公の御代の人は、七度浪人せざれば、まことの奉公人にてなし。七ころび八起きと口付に申候由。成富兵庫など七度浪人の由、起き上り人形の様に合點すべきなり。主人も試みに仰せ付けらるる事あるべし。

●若き内に立身して御用に立つは、のふぢなきなり、發明の生れ付にても、器量熟せず、人も請取らぬもの也、五十計りよりそろ〳〵仕上げたるが能きなり、其中は諸人の目に、立身おそきと思ふ程なるが、のふぢ有るなり、又身上崩しても、志ある者は私曲の事にて無之故早く直る也。

●病氣抔は氣持から重く成る物なり、吾れは老後御用に可立との大願有之故、親七十歳の子にてかげぼし（影坊

師）の樣に有りしか共、一機を以て仕直し、終に病氣出ず、皆淫事を愼み、灸治を間もなく致し候なり、是にて慥に覺え有、蝮蛇(マムシ)は七度燒きても本體に返ると云ふ事有り、我大願有り、七生迄も御家の士に生れ出て、可レ遂二本望一としかと思込み候也。

◉直茂公御意の通、志有る士は、諸傍輩と懇意に寄合ふ筈なり、夫れ故侍より足輕迄に大分入魂致し置きたり、此衆は自然の時、一働き存立候が、主人の御爲に同意有間敷哉と申す時、二三といはぬ處見届置きたり、然は能き家來を持たる始なり、御爲に成る事也。

◉義經軍記に大將は人に詞を能くかけよと有り、組被官にても自然の時は不レ及レ申、平生にも度々能く仕たり、爰を一つ働き候へ、曲者かなと申候時、身命を惜まぬ物なり、兎角一言が大事のもの也。

◉山本神右衛門（善忠）兼々申候は、侍は人を持つに極り候、何程御用に可レ立と存候ても、一人武邊はされぬものなり。金銀は人に借りてもあるものなり、人は俄になきものなり、兼て能き人を懇に扶持すべきなり、人を持つ事は我が口に物をくふてはならず、一飯を分ちて下人にくはすれば持るゝ物なり、夫れ故其上通に神右衛門程人持ち候人は無レ之、神右衛門は我に增たる家來を多く持候と其時分取沙汰有レ之候也、仕立の者に御直の侍御抱に被レ成候衆數多有レ之事候、猶又組頭に被二仰付一候節組の者の儀は神右衛門氣に入り候者を新に召抱候樣にと被二仰付一御切米被レ下候、皆家來共にて候、勝茂公月待被レ遊候時分は寺井の神水を取りに被レ遣候、神右衛門組の者申付候樣に、此者共は深みに入りて可レ汲者共と被レ成二御意一候、斯樣に御心付き候ては志を勤め候はで不レ叶也。

◉山本神右衛門が云ふに、曲者(クセモノ)（俠にして剛者の意）は賴もしきもの、賴もしきものは曲者なりと、我れ年來ためし

みゐに、賴もしき者は、首尾よき時は入用ならず、人の落目になり、難儀する場合くゝり入りて、賴母しするが賴母しなり。斯樣の心掛あるものは、必定曲者なり。

●御異見を申上候得ば、一倍御こだ被㆑遊候。却て害に成候故、御異見不㆓申上㆒、御無理の事ながら畏り罷在候と被㆑申候は、皆言譯なり。一命を捨て申上候得ば、聞召分けらるゝものなり。なまじいに申上候故、御氣にさかひ、御意出さるゝ半ばにて打崩され、引取る案計りなり。先年相良求馬御氣にさかひ候御異見を、強く申上候に付て、御立腹被㆑成切腹と被㆓仰出㆒候。生野織部山崎藏人參候て内意被㆓申聞㆒候得ば、求馬は本望至極、乍㆑去今一事申殘し、死後迄の殘念に候。各年來の御よしみに此事を被㆓仰上㆒被㆑下候樣にと申候に付て、則兩人より求馬申上候趣被㆑達㆓御耳㆒候。猶々御立腹被㆑遊事にて候ひつる由候處に、救馬切腹相待候樣にと被㆓仰出㆒被㆓聞召分㆒被㆓差免㆒候。又中野數馬年寄の時分、羽室清左衛門、大隈五太夫、江副甚兵衛、石井源左衛門、石井八郎左衛門御意に背き候に付、切腹と被㆓仰出㆒候、其時、綱茂公の御前へ數馬罷出、右の者共は御助被㆑成候樣にと申上候。公被㆓聞召㆒御立腹被㆑成、僉議相極申付候に、助くべき道理有㆑之申儀に候哉と、被㆑成㆓御意㆒候、數馬承㆑之道理は無㆓御座㆒候と申上候、道理無㆑之處に助け候樣にと申儀不屆之由、御呵り被㆑成引取、又罷出右の者共何卒御助け被㆑成候樣と申上候に付、如㆓最前㆒又々御呵り被㆑成候に付、引取、又罷出如㆑斯七度まで同じ事を申上候。公被㆓聞召㆒道理は無㆑之處に、七度迄申事に候間、助る時節にて有るべしと、忽ち被㆓思召直㆒御助け被㆑成候。箇樣の事共數多有㆑之候也。

●何某歸參仕初めて御目見の時申候は、御禮仕候節、扨々難㆑有事哉、埋れ候者が、御目見を仕り、冥加の仕合不㆑

過ㇾ之、此上は身命を擲ち、御用に可ㇾ罷立ㇳと觀念可ㇾ有候、此一心則御心に感應有ㇾ之御用に立可ㇾ申事候ㇳ申候、

一、又御禮前、殿中にて目に物を見ず、口に物を言はずと合點して、居すわりたる處を動かす、人より申掛け候共、十言は一言にて濟し可ㇾ申候、脇より見てしつかりと見え申候、八方を眺め口をたゝき候に付て、内心が外にあらはれ、うかつけに見ゆるなり、心のすわりと申物なり、馴れ候程失念有間敷ㇳ申し候也。

一、小智慧あるものは、當代を譏するものなり。災の基なり。口を嗜む者は、善世（治世）には用ひられ、悪世（亂世）には刑戮を免るゝものなり。

一、神文に深き秘事有之候事

一、人に越えたる處は、我が上を人にいはせて異見を聞く計りなり、並の人は、我が一分にて濟ます故、一段越えたる所なし、人に談合する分か一段越えたる所なり、何某役所の書付を相談被ㇾ申候、我等より能書調ふ人なり、添削を請はるゝが人より上なり。

一、修行に於ては、此の點まで進めば、成就せりと思ふべからず。決して成就と云ふことは、なきものなり。成就と思ふ所其の儘道に背くものなり、一生の間、不足不足と思ひて死するところ、これを跡より見て、即ち成就の人と云ふなり。純一無雜に相成一片になることはなかなかに、一生になりかぬべし、混りものありては、道にあらず、されば奉公武邊一片になることを心がくべきなり。

一、物が二つになるがあしきなり。武士道一つにて他に求むることあるべからず。道の字は同じき事なり。然るに、儒道、佛道を聞いて武士道などゝ云ふは、道に叶はぬところなり。如斯心得て諸道を聞いて彌道に叶ふべし。

●武士は、當座の一言が大事なり。只此の一言にて、武勇顯はるゝなり。即ち、治世に勇を顯はすは詞なり。亂世にも一言にて剛憶見ゆ、と見えたり。されば此の一言が心地尤なり。口にて言はれぬものなり。

●武士は、假にも弱氣のことを云ふまじ、すまじと、平素心がくべきなり。かりそめの事にも、心の憶氣見ゆるなり。

●何事にても成らぬと云ふ事なし。一念發ると天地をも思ひほがすものなり。成らぬと云ふ事なし。人がかひなき故思ひ立ぬなり。力をも入れずして、天地を動かすと云ふも只一心の事なり。

●歌の讀方に、つゝけから、てにはが大事なりと云へり、是れを思ふに常々の物言ひ心を付くべき事也。

●禮に腰折れず、恐惶に筆つゑずと申事、親神右衞門常に申候、當時の人は禮がすくなき故、うつかりとも見え、風體惡敷候、わけへだてなく禮々敷きがよし、又長座の時は始めと終りに深く禮をして、中は座の宜きに隨ふべし相應に禮をすると思へば不足になるなり、近代の衆は無禮調子早に成りたり。

●奉公人は、喰はぬ共空楊枝、內は犬の皮。外は虎の皮と云ふ事、是又神右衞門、常々申候、侍は外めを嗜み、內は費無き様にすべきなり、多分逆に成る也。

●藝能に上手といはるゝ人は、馬鹿風の者なり。是れは唯一篇に貪着する故なり、愚痴故餘念なくて上手に成るなり、何の益にも立ぬもの也。

●聖君賢君と申候は、諫言を被二聞召一計り也、其時御家中力を出し、何事がな申上、何事がな御用に可レ立と思ふが故、御家治るなり、侍は諸傍輩に賴母敷、寄合中も智慧有る人に我が身の上の異見を賴み、我非を知りて一生道

を探促する者は御國の實と成る也。
●四十より内は强みたるがよし、五十に及ぶ頃よりおとなしく成りたるが相應也。
●人に取合ひ咄などするに、夫と相應がよきなり。善き事とておはぬ事を言ふは、興無きものなり。
●御前近き出頭人には、親しく仕るべき事なり、我が爲にするは追從なり、何ぞ申上度き事あるときの階なり、尤も其の人忠義の志なき人ならば無用なり、何事も皆主人の御爲也。
●人が意見を申すときは、益に立たぬ事にても、忝しと深く請合申すべきなり。左様に仕らず候へば、重ねて聞き付け見付けたる事をも言はぬものなり。何卒心安く意見言ひよき樣に仕なして、人に言はしむるがよきなり。
●諫言の仕樣が第一なり。何もかも御揃ひ被レ成候樣と存じ候て、申上候へば、御用ひ成されず、却つて害に成るなり。御慰の事などは如何樣に被レ遊候ても苦しからず候。下々安穩に御座候樣に御家中の者奉公にすゝみ申し候樣にと、思召され候へば、下より御用に立ち度と存じ候に付て、御國家治まる儀にて、此の御苦勞に成る事ても無レ之候と申上候はゞ、御得心可レ被レ遊候。諫言異見は和の道、熟談にてたくば用に立たず候。屹と仕り候申し分などにては當り合ひに成りて、安き事も直らぬものなり。
●世に教訓をする人は多し、教訓を悦こぶ人は少し。況して、教訓に從ふ人は殆んど稀なり。齡二十歲位にもなれば、教訓する人もなし、されば教訓の道ふさがりて、我がまゝなる故、一生非をかさね、愚をまして、身すたるなり。故に道を知れる人には、よく馴れ近づきて、教訓を受くべきなり。
●名利薄き士は多分えせものに成つて人をのゝしり、高慢にして益に立たず、名利深き者には劣るなり。今日の用

には立たず。

●大體(躰)は遲く(晩く)成ると云ふ事あり。二十年三十年して仕果す事にならでは、大功は無きものなり。奉公も急ぐ心あるとき、我が役の外に推參し、若し功者と言はれ、乘り氣さし、苛察に見え候、出來したて功者振をして追從輕薄の心も出來、後指(ウシロユビ)さゝるゝなり。修行には骨を折り、立身する事は人よりも引立てらるゝものならでは、用に立たざるなり。

●役を務むるものは、其の役の肝要を僉議し、今日ばかりと思ひ、念を入れて、主君の御前と思ひ、大切にすれば誤なきなり。役を勤めて本意を違すと言ふ事あり。其の役を手に入るべきなり。

●不氣味なる事ありとて、役を斷はり、引き取などする事は、御譜代相傳の身として、主君を跡になし、逆心同前なり。他家の士は不氣味成るとき、引き取るもたてはにするなり。仰せ付にさへあらば、理非に拘らず、畏り、さて氣に不レ叶事は、いつまでも訴訟すべし。

(異本)他家の士は以下左の如くあり。

他家の士は不氣成るとき、是は爲にする故なり。又人を先きに立て、爭ふ心なく、禮義をみださず、謙遜(ヘリクダ)りて、我爲の惡しくても、人の爲によき樣にすれば、いつも初參會の樣にて、仲あしく成る事なし、婚禮も作法も別道なり。終を愼む事、始めの如くならば、不和の儀有るべからざるなり。

●何事も、人よりは、一段立ち上りて見ねばならず、然らざれば、同じあたりにグドつきて、ガタヒシと、當りあひにたる故、ハツキリとしたることとなし。何某身上崩しの事を諸人嘲り申し候故不レ苦事にて候、不運にて殘念の事

と申し候、又御主人の御懇も御だまし（御僞りの意）にて候故、難レ有も不レ存と申す人候故、扨て〳〵不當介の人かな、志の深き者は、だまさるゝが一入嬉しきものにて候と、申聞け候なり。

●楠木正成兵庫記の中に、降參と云ふことは謀の爲めにても、君の爲めにても、武士たるものゝすまじきものなりとあり。忠臣は如斯あるべきなり。

●奉公人は、唯奉公にすきたるがよきなり。又大役などを危き事と思ひ、引取りたがるは逃げ尻スクタレ者なり。其の役にさゝれて、心ならず仕損ずるは、虎口の討死同然なり。

●役儀を見立好み、主君頭人の氣風をはかりて、我が爲に勤むる者は、たとへ十度はかりてあたる共、一度はかり迦したるとき、滅亡してきたな崩しをするものなり、手前に一定したる忠心なく、私曲邪智の深き故する事なり。

●一門同組に介錯、捕者など武士道に係りたる事ある時、我に續く者なき樣に平生覺悟して置くは自然の時人の目にも目立つものなり、常に武勇の人に乘越えんと心掛け、何某に劣るまじきと思ひて勇氣を勵ますべき事なり。

●戰場にては人に先を越されじと思ひ、敵陣を打ち破り度しとのみ心がくるときは、人におくれをとらず、心氣たけくなりて、武勇顯はす由。古老申傳へ候なり。又討死したる時、敵方へ死骸向いて居る樣にと覺悟すべきなり。

●諸人一和して、天道に任せて居れば、心安らかなり。一和せざれば、大儀を調へても、忠義にあらず。朋輩と仲惡しく、かりそめの出會にも、顏出し惡しくこね言云ふは、胸量せまき愚痴より出づるなり。自然のときのことを思ひて心に染まぬことありとも、出會ふ度ごとに會釋よく、他事なく、幾度にてもあかぬ樣に心をつけ、取り合ふべし。又無常の世の中、今の事も知れず、人に惡しく思はれて果たすは、益なきことなり。但し賣佞、輕薄は、見

苦しきなり。これは我が爲にする故なり。又人を先に立て決して爭ふ心なく、禮儀を亂さず、へり下りて、我が爲めには悪しくとも、人の爲めによき樣にすれば、いつも初參會の樣にて、仲悪しくなることなし。婚禮も作法も別の道なり。終を愼む事始めの如くならば、不和の儀あるべからずなり。

●よき人は無きものにて候、功に成る咄さへ聞く人なし、まして修行する人はなし、此の前より方々にて數人出會申し候に、皆加減して咄し申し候、一はいを咄候はゞ嫌ひ申すべく候。

●何和尚利發にて萬事を押付けて濟まし申され候。今日本に手向ひ申す出家なし。替りたる事少しもなし、大根を見屆くる力ある人なきものなり。

●老耄は得方にするものと覺えたり、氣力強き内は差引をし、隱し果すれども、衰へたる時、本體の得方が出て恥しきものなり。色品こそかはれども、六十に及ぶ人の老耄せぬはなし。せぬと思ふところが早老耄なり。一鼎は理屈(リクツ)老耄と覺えたり、我一人して御家は抱へ留むるとて、歷々方へ老いぼれたる形にて、駈け廻り入魂を被レ仕候諸人尤と存ずる事にて候。今思へば老耄なり。我等がよき手本老耄身に覺え候。

●新規と云ふは、よき事にても悪事出來るものなり。先年御參覲前。御側年寄など僉議にて、此度將軍宣下の御能に、人多く入り申し候間、御馬廻組の手明槍・侍役をさせ僉々御見知り成され候ためにもよく候とて、數人召し連れ候樣に仕られ候、功者の衆は悪事の基と申し候が、爭論出來、御部屋付、羽室、大隈など五人浪人仕候。又侍御見知成され候とて、究役二十人に申し付け候、夫より究役の際は無レ之樣に悪事多く候。

●本筋(モトスヂ)をさへ立てはづさぬ樣にすれば、枝葉の内、飛手をも、案外の事をも爲して苦しからざるなり。枝葉の事に

結句大事はあるなり。少しの事に枝ぶりのよしあしなるなり。

●龍泰寺の咄に、上方にて易者申し候は、御出家方にても、四十より内の立身無用にて候、誤あるものにて候、四十にして惑はすと云ふは、孔子の上ばかりにてはなし、賢愚共に四十になれば、たけだけ相應に功の入りて、惑はざるものなり。

●武功は、敵を討ち取つたるよりは、主君の爲めに死したるが手柄なり。佐藤繼信が忠義にて知れたり。

●若き時分、殘念記と名付けて、其の日其の日の誤りを、書き付けて見たるに、二十三十なき日はなし、果てなかりし故止めたり。今も一日の事を、寢て後案じて見れば、言ひそこなひ、仕損なひ無き日はなし。扨ても成らぬ物なり。利發任せにする人は、了簡に及ばざることなり。

●物を讀むは、腹にて讀みたるがよし。口にて讀めば聲が續かずと式部に指南候なり。

●仕合せよき時、自慢と、奢が、危きなり。其の時は、日來の一倍、愼まねば追付かざるなり。よき時進むものは、惡しき時草臥るゝものなり。

●忠臣は、孝子の門に尋ねよとあり。隨分心を盡くして、孝行すべきなり。亡き跡にて、殘り多きことあるべし。奉公に精を出す出頭人は、自然にはあれども、孝行に精を出す人は稀なり。忠孝と云ふは、無理なる主人、無理なる親にてなくば、知れまじきなり。よきものには、他人迄も懇にするなり。松柏は霜後に顯はるとあり。元政法師は、夜明けに魚の棚に行きて、苞を衣の内に隱し、母に進められたりとあり。案じて見ても、常體のことにてなし。

●物を書くには、紙と筆と思ひ合ふ様になるが、上りたるなりと、一鼎申され候、はなればなれになりたがるなり

●文庫より書物を出し給ふ。あけ候へば丁子の香致し候也。

●大氣と云ふは、大慈悲の儀なり、神詠「慈悲の目に憎しと思ふ人あらじ科のあるをばなほもあはれめ」と、廣く大なること限りなし。普くと云ふところなり。上古三國の聖業を、今日まで崇め奉るも慈悲の廣く至るところなり。何事も、君父の御爲め、又は諸人の爲め、子孫の爲めとすべし。是れ大慈悲なり。此の大慈悲より出づる智勇が眞のものなり。慈悲の爲めに罰し、慈悲の爲めに賞し、慈悲の爲めに働く故、强く正しきこと限りなし。我が爲めにするは、狹く小さく小氣なり。惡事となるなり。勇智の事は前得心せり。慈悲の事は頃日篤と手に入りたり。家康公の仰せに、諸人を子の如く思ふとき、諸人また我を親の如く思ふ故（天下泰平なり）。天下泰平の基は慈悲なりと又寄親組子と申す事、親子の因み一和の心を付けたる名かと思はれ候。直茂公の理非を糺す者は、人罰に落るなりと仰せられ候も、慈悲よりの御箇條かと存ぜられ候。道理の外に理ありと仰せられ候も慈悲なるべし。無盡なる事味ふべしと、精々御咄し候なり。

●某然和尚の申され候奉公人の利發なるはノダタヌ（首尾よくない意或は立身出世、又は幸運などの反對なり）ものなり。然れども風毛（フゥケ）ものが人と成つたることはなし。と

●式部に異見あり、若年の時、衆道にて多分一生の耻になる事あり。心得なくしては危ふきなり、云ひ聞かする人が無きものなり、大意を申すべし、貞女兩夫にまみえずと心得べし、情けは一生一人のものなり、さなければ野郞かげまに同じく、へらばり女にひとし、是は武士の耻なり、「舊友の前髮なきは緣夫もたぬ女にひとし」と西鶴が書きしは名文なり。人が嬲りたがるものなり、舊友は五年程試みて志を見屆けたらば、此方よりも賴むべし、浮氣者（ウワキモノ）

は根に入らず、後には見離す者なり、互に命を捨つる後見なれば、よく／＼性根を見屆くべきなり、くねる者あらば障ありと云ふて、手強く振り切るべし、障はとあらば、夫は命の内に申すべしと云ひ、尚むたいに申さば、腹立猶無理ならば切り捨つべし、又男の方は若衆の心底を見屆ること前に同じ、命を抛ちて五年はまれば、叶はぬと云ふ事なし、尤二道すべからず、武道を勵むべし、爰にて武士道となるなり。（異本に念友とあり）

●星野了哲は、御國衆道の元祖なり。弟子多しと雖、皆一つ宛を傳へたり。枝吉氏は理を得られ候、江戸御供の時了哲暇乞に若衆好きの得心如何と申し候へば、枝吉答に、好いて好かぬ者と申され候。了哲悦び其の方を其れだけに成さんとて、多年骨を折りたりと被レ申候。後年枝吉に其の心を問ふ人あり。枝吉申され候は、命を捨つるが衆道の至極なり。さなければ耻に成るなり。然れば主に奉る命なし。夫故好きで好かぬものと覺え申し候由。

●中島山三殿は、政家公の御小性なり。船中にて死去、高尾龍王院に墓あり。中島甚左衞門の先祖なり。或るもの戀の叶はぬを意恨に存じ、七ツ通れば、二合半戀し、と云ふ小歌を教へ申し候。御座にて諷ひ申され候。古今無双の少人と譽め申し候由、勝茂公も御熱心御座候由、御出仕の時分、山三殿通りかけに御腰に足さはる、則ち居さがり、御膝を押へ、御斷申上られ候となり。或夜百武次郎兵衛辻の堂屋敷に山三殿參られ、申し入れられ候に付、次郎兵衛驚き驅け出て、外にて出合ひ、御前の首尾外見共に宜しからず、則御歸り候樣と申し候。山三殿申され候は、唯今遁れぬ行懸（ユキカカ）りにて、三人切捨て、即座の切腹は殘念の事に候故仔細を申上てよりと存じ、其の間の命、御自分を見立て、御近付にてもなく候へども、御賴み致すとなり。次郎兵衛胸さきり、私を人と見者して御賴み過分至極にて候、御心安く候へと内に入り身仕度も少しおくれ、直にと有之、案内に伴ひ、先づ筑前の方へと志し

都渡城迄手を引いたり、負ふたりして、夜明に山中に入りて隠す、其の時此の事偽にて、御心底見届け申し候と、御褒せられしなり。其の前二年の間、次郎兵衛懈怠なく、山三殿登城を道筋の橋に通り合せ、下城にも通り合せ、毎日見送りしとなり。

○一聞申され候は、よきことをするとは何事ぞと云ふに、一口に云へば、苦痛をこらふる事なり。苦をこらへぬは皆あしきことなり。

○大人は、言葉すくなきものなり。日門様へ、一雲御使者にまゐられ候時、御面談にての御返答は只丹後守へよき様に、とばかり申され候。

○四十歳より内は、智慧分別を除け、強み過ぐる程がよし。人により、身の程により、四十過ぎても、強みなければ響きなきものなり。

○古老の評判に、武士の意地を立つることは、過ぐる程にするものなり。よき加減に仕て置きたることは、後日の評判に不足出来るものなり。仕過ぎと思ひて仕たるとき、迦れなしと承り候。斯様の儀、失念すまじきことなり。

○物頭などは組衆に深切に可レ有レ之事なり。中野数馬（利明）大役にて暇無レ之に付て、終に組衆の所へ参り候事無之候。然れども、組衆病氣か何事か有之時は、御城より歸りに、毎日見廻り申し候。夫故、組中思ひ付候なり。

○何某今度江戸表へ宿より細書を差越され候、取紛れの時分は、大形無沙汰するものなるに、斯様に心の入り廻りたる分が人より上の所なり。

○打ち果すと、はまりたる事あるとき（はまるとは決心して取りかゝらんとする意）たとへば、直に行きては仕課せ

がたし、遠けれども、此の道をよぎりて行かんなどとは、思はぬものなり。手延びに成つて、心にだるみ出來る故大概は仕届けず。されば武道は卒忽なれば無二無三に可然なり。或人川上御經會中に渡し舟にて、小性酒狂にて船頭とからかひ、向へ上りて、小性刀を抜き候を、船頭竿にて打ち申し候。其の時附近の船頭共櫂を提げ馳け集り打ひしぎ可申と仕候、然るに主人は知らぬ振りにて通られ候。小性一人走り歸り船頭共に謝罪を言ひ申し宥め連れ歸り候。其の晩、右の酒狂の者大小を取抑へ申され候由、承り候。先づ船中にて、酒狂者を呵り、船頭を宥めざるところ不足なり。又無理にても頭を打たれてからは、謝罪どころにてなし。謝罪云ふ振りにて近寄り、相手の船頭打捨て酒狂者も打捨つべき所なり。主人ふがひなしとなり。

●或る人覺悟の體覺書に主君の身邊勸むる者は、別けて、身持ち覺悟愼むべきことなり。御側の者の様子を見て、主人のたけを人がつもるものなり。又諫言は、時を移さず申し上ぐべきこと、今は御機嫌惡し、序の折りなどと思ひて居る内に、不圖、御誤もあるべきことなり。又科人を惡しざまに云ふは不義理なることなり。又仕合よき人には無音しても苦しからず、落ちぶれたるものには隨分不便を加へ、何とぞ立直す様に致しつかはすこと、武士の義理なり。

●何某、今の役にて音物を請けず、其の上返したるとき、家來共が據なくして、潜に留置かんことの心もとなしとて、時々に手形を取らせ候由、其の外一切取入云入頼入ならず、今の日の出の役人と、佐賀中取沙汰の由に候、初心なる事にて候、慾深きにはまされども、眞の志にはあらず、我身の立ち候仕かたなり、今時分する筈もなき故に沙汰をすると見えたり、少し踏みのれば、名を取る事などは易きものなり、慾は内心に離れ、目に立たぬ様にする

が、ならぬものなり。

●富存権之允處へ、御入致し候時、去る暮より出米休息にて、八月迄は隙を持ち申候間此の間に一字一行など書き申すべくと申し候に付異見申し候は、第一隙なき時節にてこそあれ。當九月に人並に勤めに出ては、本望にてなし出米休息の内に、選み出されてこそ、嬉しかるべけれ。然れば、只今が最も隙なき時なり。有無出米の内に、選り出さるべきと、粉骨相はまり候へば、其の儘叶ひ申すものなり。是は我等覺えある事なり。十二歳より髪を立て候様にと仰せ付けられ、引入り、十四歳迄不奉公にて居り申し候。然る處、御兩殿様御下國御行列を拜し奉り、頻りに奉公仕度存候に付巨勢宮へ參詣致し、當年五月朔日に召出され候様にと、願を懸け申し候。誠に不思議の事にて四月晦日に、明朔日より相勤め候様にと、仰せ付けられ候。其の後若殿様御前に罷出度、寧ろ御出の懸合ひ申すべきかと、夜白(ヨルヒル)心を懸け居り申し候處に、或夜若殿様御出成され候間、小小性罷出候様にと、申し來り早速罷出候へば、扨も早く罷り出て候、外に出合の者、一人もなく候、よく罷り出て候と呉れ〴〵御意成され候。此の時の難有さ、今に不忘候、一念志候へば叶はぬと云ふ事なきものなりと、申し候處、今度權之允出米内に御使者仰せ付けられ、一家の者不思議と申し候、前年の頃より、見懸りの拙者に候へば、御用に立つ事もなく、出頭人などを見、羨ましく候へども、殿様を大切に思ふ事は、我に續き申さるまじくと存じ出し、是れ一つにて心を慰め、少身無策をも打忘れ、勤め申し候。案の如く、御卒去の時、我等一人にて、御外聞取りたり。

●我が身にかゝりたる重きことは、一分の分別にて地盤をするゝ、無二無三に踏み破りて、仕てのかねば、埒明かぬものなり。大事の場を人に談合しては、見限らるゝ事多く、人が有のまゝに云はぬものなり。斯かる折が、我が分

別、入用なるものなり。兎角氣違ひと極めて、身を捨つるに片付くれば濟むなり。此の際、よく仕ようと思へば、迷ひが出來て、多分仕損ずるなり。多くは味方の人の此方爲を思ふ人より轉(コロバ)せられ、引きくさらかさるゝ事あり。出家願の樣なる事に候なり。

○山崎藏人が、見え過ぐる奉公人は惡し、と云ひたるはまことに名言なり。忠の不忠の、義の不義の、當介(アテガイ)（あてがひにて適當の意）の不當介のと、理非邪正のわたりに、心の付くがいやなり。無理無體に奉公に好き、無二無三に、主人を大切に思へば夫にて濟むことなり。これはよき御被官なり。奉公に好き過ぎて、主人を歎き過ぐして過ちあることも有れども、夫が本望なり。萬事に過ぎたるは惡しき事と云へど、奉公ばかりは、好き過ぐして、あやまりたるが本望なり。萬事を捨てゝ、奉公三昧に極りたり、忠の義のと言ひ立て上げたる理屈が返すがへすもいやなり。

○養子緣組に金銀の沙汰ばかりにて、氏素性はわけもなくなり行き、あさましき事なり。斯樣の事もまづ不義ながら今日が立たぬと理を付けて、不義を行ふは重々の惡行なり。理を付けては道は立たざるなり。

○或人何某は惜しき者、早死したると申され候。惜しき者の內にて候と答へ申し候。又世が末に成りて義理は絶え申すと申され候に付、窮すれば變すと申し候へば、追付(オッツケ)よく成るべき時節にて候と答へ申し候。斯樣の落着(オチツキ)が大事なり。中野將監切腹の當時、大木前兵部の所にて組中參會に將監事を樣々惡口仕られ候。兵部申し候は、人の亡き跡にて惡口をせぬものなり。殊に科仰せ付られ業は、不便の事にて候へば、よき樣に少しなりとも言ひなすこそ、士の義理にて候へ。二十年過ぎ候はば將監は忠臣と取沙汰有るべき由、誠に老功の申分にて候。

●古川六郎左衛門申し候は、主人として用に立つ者をほしからぬは無レ之候。我々式さへがほしく候へば、大人程人御望の事にて候、然る處、何卒御用に立度思へば、其の儘一致して御用に立つものなり。我がほしきと兼々存する物を人が呉れ可申と申し候はゞ飛び懸りて取るべきなり。此のあたりを諸人氣付申さず、一生むだに暮すことと、老後に漸く存じ付き候。若衆、油斷あるまじくと申され候、耳に留まり候て覺え居る。何角の分別をやめて、唯御用に立度と思ふ迄の事なり。如斯思ふまじきにてはなけれども、色々隔て物が有りて、打破らぬ故、あたら一生をむだに暮すは、返す返す殘念の事なり。我等式は、何として御用に立つべきと、卑下の心にて暮らすもあり。御用に立ち度眞實さへ強ければ、無調法者程よきなり。智慧、利口者などは、多分害に成る事あり。小身にして、田舍などに居る者は、家老年寄など云ふ者は、神變不思議にても有る様に、思ひ上せて、寄りも付き得ず、親しく成りて心安咄など仕てみるに、不斷御用の事を忘れず、歎げかるゝより外、替りたること少しもなし。御用の筋に左程奇妙の智慧入らぬものなり。何卒、殿の御爲、御家中民百姓迄の爲に成る事をと、思ふ事は、愚鈍の我々式にて濟むものなり。されども、御用に立ち度思ひ立つ事が、いから成り惡くきものなり。

●先祖の善惡は、子孫の請取手次第と(直茂公御意)被レ遊候、先祖の惡事を顯はし、善事に成り行く様に、子孫として仕様あるべき事なり。此れ孝行にて候。

●仕合せよき時分の、第一の用心は、自慢侈なり。常の一倍用心せでは、あぶなきなり。

●武具を立派にして置くは、よき嗜なれども、何にても數にさへ合へばすむ事なり。深堀猪之助が物具の様成るものなり。用意銀なども、大身の人持などは入る事なり。岡部宮内は、組中の人數程袋を作り、銘々

相應の軍用銀入置申され候由、斯様に嗜む事奥深き事なり。小身などは、其の機に用意なくば、寄親に賴みはぐくまれて濟むべし。されば兼々寄親に入魂して置くべし、御側の者は殿様に付てさへ居たらば、用意なくとも濟むべき事なり。何某は大坂夏陣の時、灰吹十二匁持て、多久圖書殿に付て、罷立れ候。唯早々、駈出さへすれば濟む事なり。斯様の世話ものけたるがよしと覺えたり。

●昔の事を改めて見るに、諸々有之、決定されぬ事あり、夫は知れぬ分にて置きたるがよきなり。實教卿御咄に、知れぬ事は知るゝ様に仕たる物があり。又自得して知るゝ事もあり。又何としても知れぬ事もあり、是が面白き事なりと仰せられ候。奥深き事なり。甚秘廣古の事は知れぬ筈なり、容易すく知るゝ事は淺き事なり。

葉隱第二卷

聞書二　教訓

（編者曰く、此の一卷亦士人の教訓に養すべき事項を輯錄したるもの、而して本卷收むるところ百四十一節なり）

●奉公人の禁物は、何事にて候かと、尋ね候へば、大酒と、自慢と、奢となるべし。不仕合せの時は氣遣ひなし。然れども、少し仕合せよき時分、此の三ケ條危きなり。人の上を見るに、やがて乘氣さし、自慢、奢が付きて、散々見苦しきものなり。夫故苦を見たるものならでは根性すわらず、若き中は隨分不仕合せなるがよし。不仕合せのとき、草臥るゝものは役に立たざるなり。

●人に出會ひしときは、其の人のかた氣を早く呑み込み、夫々に應じて、會釋あるべきことなり。其の内、理堅く强勢の人には、隨分折れて取合ひ、かど立たぬ樣にして、其の間に、相手になる上手の理を以て云ひ伏せ、其の跡は少しも遺恨殘さぬやうにすべし。是れは胸の働き、詞の働きなり。何某へ和尚出會の異見なり。

●角藏流とは如何樣の心にて候やと申し候へば、鍋島喜雲草履取角藏と申す者、力量の者にて候故喜雲組術者にて取手一流仕立て、角藏流と名付、方方指南致し、今に手形殘り居り申し候、組討やわらなど申し、打上たる流にては無レ之候、我等が流儀も其の如く上びたる事はしらず、げす流にて草履取角藏が取手の樣、端的の當用に立ち申し

候故、此の前から我等が角藏流と申し候、又此の前、寄合ひ申す衆へ咄申し候は、戀の至極は忍戀と見立て候、逢てからは戀のたけが低きくなり、一生忍んで思ひ死する事こそ戀の本意なれ。歌に

戀死なん後の煙にそれと知れ終ひにもらさぬ中の思ひを。

是こそ長高き（ケダカ）戀なれと、申候へば、感心の衆四五人ありて、煙仲間（ケムリナカマ）と申され候。

○多久美作殿、老後に家中の者へ、無情無理の仕形（シカク）とも有之候故、誰か異見申候へば、長門が爲なり。我が死後に枕を高くして、休み申さるべしと答へ候由、總べて家中を憐愍し、隱居前に無理の事ともあれば、嫡子に家を讓り候時、家中の者、早直代に思ひ付くものにて候由、是秘說の由或人咄し候也。

○加州大乘寺隱居、了爲和尙下國前、北山宗壽庵普請掃除等有之時分、行寂和尙上堂の掃除は自身なされ候。又天祐寺雪門和尙隱居海音和尙へ夏衣持參候處、新物にて、よく過ぎ、不似合とて返し遣はし、雪門の古衣所望にて候又宗壽庵へ水岩和尙御越前新上堂建立申し候、御待設（オマチマウケ）にとて、壁は了爲和尙御塗り候。冥加に叶はれ候處なりと。

（北山黑土原（クロツチバル）に了爲和尙隱居所長陽軒と申し候、正德二年四月十九日寺號引合濟、宗壽庵と申し候）

○夢が正直のためしなり。切死、切腹の夢折々見候が、勇氣すわり候へば、段々夢中の心持替り申し候由。閏五月二十七日夜の夢の事。

○武士の大括の次第を申さば、先づ身命を、主人に篤と奉るが根元なり。斯の如くして後は、何事をするといへば內には智、仁、勇の三德を備ふることなり。三德兼備など云へば、凡人の及びなきことの樣なれども、易きことなり。智は、人に談合するばかりなり。量もなき智なり。仁は、人の爲めになる事なり。我れと人と比べて、人のよ

き様にするまでなり。勇は、歯がみなり、前後に心付けず、歯がみして、踏み破るまでなり。此の上の、立ち上りたることは、知らぬ事なり。扨て、外には、風體、口上、手跡なり。是は、何ぞ常住の事なれば、常住の稽古にてなることなり。大意は閑かに強み之れ有る様に、心得べし。此の分、手に入りたらば、國學を心掛け、其の後に、氣晴(キハラシ)に諸藝能もならふべし、思へば奉公などは、易きものなり。今時少し御用に立つ人と見れば外の三箇條迄なりと。

●或る出家の云ひしに、淵瀬も知らぬ川を、ウカと渡りては、先方へも届かず、用事もすまず、流れ死も仕るものなり。こは、時代の風俗、主君の好嫌をも合點なく、無分別に、奉公に乘氣さして、御用にも立たず、身を亡ぼすことあるとおなじ。されど、御意に入るべくと仕るは、見苦しきものにて、先づ引き取つて、此の淵瀬をも心得て御嫌ひのことをせざる樣に可仕事と存じ候よし。

●前神右衛門(法名善忠)に沓(クツ)・鞋(ワラジ)作る事上手にて候。組被官抱へ候時も、鞋作り候や、此の細工ならざる者は足もたずと申し候。又一里外へは、一人に一升づつの兵糧を袋に入付けさせ候。向より直に出陣の仕組なり。先づ一升宛さへあれば其の内に才覺(サイガク)成り候。夫故淺黄木綿の袋、數多作り置き候。太閤樣名古屋御下向の時、朱鞘の大小に脚絆を御かけ候て高木上道御通り候。又家康公の御家中の騎馬を、太閤樣へ御目に懸けられ候時、成瀬小吉紅の沓を鞘にかけ候由なり。軍中にて第一の用意なり。今にても長時立と申し候時、上下の數萬人の用に立ち候に付て、沓鞋一束もあるまじく候、然れば夜々心にかけ用意あるべき事なり尤も作り習ひ候はで叶はざる儀なり。芝原・山道・川中にては鞋は滑り候。脚絆(アシナカ)がよく候となり。(アシナカ……足半草鞋のこと)

● 丁子袋身に付け候へば、寒氣風氣に中らず、先年前數馬寒中早打にて罷下り、老人少しも痛み申さず、右の傳故と申され候。又落馬血止め法蘆毛馬の糞を煎じ呑むとなり。

● 結構者はすり下り候。强みでなければならぬものなり。

● 内氣に陽氣なる主人は、隨分譽め候て、御用に落度なき樣に、調て上げ申す筈なり。御氣を育て申す所なり。扨又御氣勝、御發明なる御主人は、チト御心置かれ候樣に仕掛け、此の事を彼者承り候て、何とか存ずべしと思召るるものに成り候事、大忠節なり。斯樣の者一人も無之ときは御家中御見こなし、皆手もみと思召され、御高慢出來申し候。上下に依らず何程善事を成し候ても高慢にて打崩し候なり。右のあたりに眼を付くる人無きものなり。求馬吉右衛門などは慥かに見らせ申して置きたる者也。吉右衛門は病中にも隱居後も、事に依り御相談なされ候由有難き御事に候。成りにくき事と計り存ずる故、ならず候。十年骨を碎き候へば、確と成ることに候。覺ある事に候一國一人の重寶なれば、成り度く思はぬは腑骸なき事なり。先づ仕寄は信方・喬朝の如きものなり。疎まれては、忠を竭す事叶はず。此處が大事なり。大形（おほかた）は、人の見付かぬ所なり。其の後は少しづつ、ずめかせ申して置く迄なりと申され候。

● 火事の節受取の場へ駈け付くる事は火消の爲ばかりにあらず、敵方又は逆心の者共は付け火をして其の騷の紛れに取りかくる事あり。其の心得を仕るべき事なり。然れば、火事の不懸合は不覺悟なり。常々心掛罷在るべき事なり。御門門の固めも、其の爲なり。又、御法事の節の堪忍番は、非常を禁むる爲なり。寸善寸魔にて、法會には、必ず邪魔入り來るものなり、喧嘩口論其の外不意の事有レ之節、御法事の障に相成らざる樣に、早速取鎭むる役と心

得て、堪忍番仕るべき事なり。斯様のこと我れ人能く存じたる事なれども、多分ウカと罷出る故、事に臨みて、仕おくれ申し候と相見え候、證據の咄など承置くべく候由、助右衛門殿御咄しなり。

㊂御用に立度と思ふ奉公人は、其の儘引上げ召さるる儀、疑もなき事なり。上よりは御用立つ者かなと兼兼御探促成され候事に候へば、縦へばよき拍子に御好き候。御主人數ある者を御探促成され候様に、百姓町人にても、笛なりとも、太鼓成りとも、得方(エホウ)の者候へば其の儘召し出さるると同じことなり。よき役者よりは、御國家の御用に立つ奉公に心がけ候ものは、何時の御時代にも、御探促の事に候。又上の御好き成され候事は、其の道、其の道の者出來申す事に候へば御用立つ者を、御好き遊ばさるべき事なり。昔より其の位其の位には出來兼ね候。下より登り大功を遂げ候御用に立ちたる人、御代代數人有之たる事に候とぞ。

㊃御位牌釋迦堂より御移り被レ成候を、何某見付け候て、申し達すべきやと、相談申され候に付、よもの事に候、斯様の事存寄の人今時御手前ならでは無之事に候。然れども仰せ達する儀は御無用に候、右申分迄に候とて本の如く相成候時、世上に相知れ、御手前御外聞よく成り申す事に候、若し相濟まざる時は嘸ゝ宜しかざる儀を取沙汰仕り、御手前御外聞ばかりよく候。惡事は我身に被(カブ)り申候ぞ、當介(アテカニ)にて候。今の如くして先づ召し置かるる時は誰ぞ氣の付く者も無之何の沙汰無く相濟み申事に候、左候て、何時ぞ、時節次第沙汰なしに元の如く御直り候様に、致す様有之べく候と申し候て、差留め置き申し候。斯様の事にて、上の御不調法(ブチョウホウ)、世間に知れ申す事有レ之儀に候。心を付け罷在候へば、確(シ)かとよき時節がふり來るものに候、大方(オホカタ)惡事は、内輪(ウチワ)から言ひ崩すものなり。上の批判は一向申出ざるものと覺悟可仕事に候。親子・兄弟・入魂の間などは格別と存じ、隱密沙汰なしなど申し候て、咄仕り

候へば、頓て擴がり、後には自國・他國・日本國に洩れ聞え申す事間も無きものに候。又下人あたり其の外、內證にて仕方あしき人は、やがて世上に惡名唱へ申し候。內輪ほど愼み可申事なりと。

一、諫言、異見抔も、惡事出來てよりなしては、其の驗ありかぬるのみならず、却つて惡名をひろげ申す樣なものたり。病氣に罹つてより、藥を用ひるが如し。豫て養生をよくすれば、終に病氣も出でず、病氣出でゝ後、養生するよりも、平素の養生は、手間も入らず、仕よきものなり。未だ、惡事思ひ立たざる前に、平素心持になることを、何となく、異見し置かば、平素養生する如くならん。

一、端的、只今の一念より外は、之れなく、一念々々と重ねて一生なり。此の所に覺えつけば、外に急しき事もなく求むることもなく、唯、此の一念を守つて暮すまでなり。皆人此の所を取り失ひ、別に有る樣にばかり存じて、探促いたし、こゝを見付けし人なきものなり。さてこの一念を守りつめて、拔けぬ樣になることは、功を積まねばなるまじく、されども、一度たどり付けば、常住に無くても、最早別の物にてはなし、此の一念に極まりしことを、よく〳〵合點せば、事すくなくなるなり。此の一念に忠節備はるものなり。

一、時代の風と云ふものは、かへらぬものなり。段々と落ちさがりて、世の末となりたる處なり。一年の內、春ばかりにても、秋ばかりにてもなく、又一日にても同樣なり。されば今の世を、百年も以前の良き風に成し度くても成らざることなり。然れば、其の時代々々にて、善き樣にするが肝要なり。昔風を慕ふ人に、誤りあるは、此處を合點なき故なり。又當世風ばかりを存し、昔風を嫌ふ人は、カマチ（思慮分別なきをカマチなしと云ふ）もなくなるなり。

●奉公に志有りて、工夫修行など致候時、多分高上に成到り過ぎ、本を唱へ失ひ候、唯何の合點も入らず、世間並にして主を歎き、奉公に好くまでなり、本に立歸り勤めたるがよし、尤も初より此の心入にては役に立たず。一通は工夫修行して、夫をさらりと捨て、如レ此心得候事なりと。

●附紙の仕樣は、端を劔先に切り、尖りに糊を薄く付けて、書物の裏に附け候由。又小状其の外内事の包物は、兩の折返しを一度にするなり。夫故に常には片々づつ折候。其の時は左の方を初に折返し申す可く候と。

●當念を守りて、氣ぬかさず、勤めて行くより外に、何物も入らず、一念々々と過ぐす迄なり。

●古來の勇士は、大概ソケもの（アバレモノの意ならん）なり。ソケ廻りたる氣情故、氣力強くして勇氣有るか。此のあたり不審に候と、尋ね候へば、氣力強き故、平生、手荒くソケ廻り申すと、相見え候。さるに、此方は氣力弱く候故、ソケ候事は成らざるなり。よし氣力は劣り候も、人柄は優り候、ことに勇氣は別事なり。此方無氣力故、おとなしくしても、死狂ひに劣るべき謂れなし。抑死狂ひは、氣力の入用なることにてはなきものなり。

●奉公は、色々の心持、これありと相見え候。大概にては、なりかね申すべく、と申し候へば、左樣にてはなく、只生れ付きの分別にて、濟むものなり。勝茂公よく御選みなされたる御掟に合せて行く迄なり。安き事なり。唯御家中、下々までの爲めになる樣にと、思ひてするが上への奉公なり、不了簡の出頭人抔は、上の爲めになるとて、新儀を企て、下の爲にならぬことを構はず、下の愁ひ出來る樣に致し候、これは第一の不忠なり。御家中下々まで皆殿樣の物にて候。又上よりは、御慈悲にて濟むものなり。其の時は、礫もお慈悲になるものなり。

●權之允殿參られ、長崎仕組の事尋ねられ候返答に、我等は御側に居候故其方の今のかねには合はず、其の時分

昔人御供の仕組仕られ候に、我等は唯不斷の枕一つにて濟し候。其の仔細は殿樣御發足の時、御供にて罷立ち候迄武具も金銀も、上の物にてすます合點なり。御納戸道物の事口達其の折は、御前へも可申上事御側役人も其の期に成り、何とて異議申さるべきや、仕組如斯にて相濟申候。尤も夫丸荷付馬(ブマルニツケウマ)等の引合は、張紙仕置候へども、大根は殿樣と一所に居り候へば相濟むものと存じ罷在候由。

○奉公仕り候時分、內證事（活計上のこと）のこと共、何とも存せず候、若し飢ゑ申し候時節は、御側の衆へも、御前へも申上げ、江副兵部左衞門が如く、拜領可レ仕と存じ居候。先年京都より罷下り又登られ候時分、年寄衆へ拙者事久敷在京仕候に付て、內證差支申し候、上方罷立候時分、引懸など候ては、御外聞宜しからざる事に候、御僉議成され下さるべく候。全く私欲にて無之、御用にて在京仕事に候故申上候由申し候に付て、則御前へも申上られ、銀子拜領致し候。又病氣にて服藥仕りながら相詰め居り候時分、醫師より人蔘用ひ候樣にと申され候へ共、手支(テツカヘ)故相叶はず候處、諸岡彥右衞門聞き付け、神右衞門服用の人蔘は、御用の內より何程にても相渡すべく候間、用捨なく御用ひ候樣にと、申され、少しも遠慮仕らず請取申し候。彥右衞門申し候は、御門分方は殿樣御情に入られ候、御用相調へ申す人に候へば、人蔘など何程遣はし候ても苦しからずと申され候。總べて奉公人は何もかも根からグヮラリと、主人へ打まかすれば、濟むものなり。隔て候故むつかしく成るものなりと。

○直茂公御軍法は、兼兼御家中の者、何共存せず、其の場に臨み、御一言にて、萬事バラリと埒明き申す處が、御一流にて候。內田庄右衞門咄し申され候、既に御他界の時分御家老衆御尋ね申上られ候にさへ、仰せ聞けられず候となり。

一德川家康公、或時軍不利なりしが、後の評判に家康は大勇氣の大將なり、討死の士卒一人も後向て死したるものなし、皆敵陣の方を枕にして死しゐたりと沙汰有之候由。武士は日頃の心掛が死後まで顯はれ申すものにて候。死後の耻とならぬ樣心掛くべきなり。

一今時の衆、陣立など無レ之候て幸せと申され候、嗜無き申分にて候、纔の一生涯なれば、其の手に會ひ度き事にて候、寢蓙の上にて息を引切り候ては、先づ苦痛堪へがたし、武士の本意にあらず、古人は別して歎き申したる由に候、討死ほど死によき事はあるまじく候、右體申す衆に、一言申し候も、事々敷き人など申され候時は、まぎらかして居り申す事も候が、脇より心ある人聞候はば、同意の樣に存すべく候へば、障らざる樣に一言可レ申候は、左樣にても無レ之候、今時の者無氣力に候は、無事故にて候、何事ぞ出來候はば、ちと骨折も成り可レ申候、昔の人に替る筈にて無レ之候、よし替り候ても、昔は昔にて候、今時の人は世間押なべて、落ち下り候へば劣り可レ申候、申謂無レ之なと一座を見量り可レ申事に候、誠に一言が大事の物なり。

一安田右京が、盃の收め事を申ししごとく、只仕舞口が大事にて、一生も斯の如くあるべし。客人の歸る時分など名殘盡きぬ心得、肝要なり。然なきときは早あきて見たる樣にて終日終夜の咄も無になるなり。凡べて人の交りは飽く心の出來ぬが肝要なり、何時も何時も珍らしき樣にすべきなり、是は少しの心得にて、替はるものなり。

一萬事、實一つにて仕て行けばすむものなり。されど、其の中に、奉公人は、御側・外樣・大身・小身・古參・取立などに付いて、夫々少しづゝの、心入は異るべし。御前近き奉公抔に、差出でたること、第一惡しきなり。大人の御嫌ひ候物なり、御前の仕事は、成る丈け引取つてあれにては埒が明きかぬるが、されども、別に人がない故と

思召さるゝ位が、よきなり。扨先役はもとより、同役を、成る丈け御用に、立つる様に仕なし、若し病氣や、差支へ役替にて、御事缺ぎのとき、我が身が勤めるやうに心得たるがよし。是が道にてもあるべし。兎角、忠節を根にして見ればよく知らるるなり。早出頭ののうちなきものなり。古來より例多し。幼少より御前へ相勤め候へば、一言を尖に申上げたる事なし、慈にはいから心得ある事に候となり。

●身は、無相の中より生を享くとあり、何もなき處に居るが、色即是空なり。其の何もなき處にて萬事を備ふるが空即是色なり。二つにならぬ様にとなり。

●武勇と云ふことは、我れは日本一と、大高慢にてなければならず。道を修行する今日の事は、知非便捨にしくはなし。斯様に分けて心得ねば、埒明かずとなり。

●此の事此の中にも承り候、此の節の御咄如斯なり。戀の至極は忍戀なり。「戀ひ死なん後の煙にそれと知れ、終ひにもらさぬ中の思ひを」かくの如きなり。命の内に、それと知らするは、深き戀にあらず、思ひ死の、けだかきこと限りなし。たとへ先方より「斯様にてはなきか」と、問はれても「全く思ひもよらず」と云ひて、只思ひ死に極むるが至極の戀なり。廻り遠き事にては無く候や、此の前是を語り候へば請合ふ者共ありしが、其の衆中を煙仲間と申し候なり。此の事は、萬の心得にわたるべし。主從の間など、此の心にて濟むなり。又人の陰にて嗜むが、即ち公界にてのたしなみなり。獨り居るくらがりにて、賤しき擧動をなすは、まことによろしからず、又人の目にかゝらぬ胸の中に、賤しきことを思はぬ様に、心がけねば公界にて、奇麗に見えず、俄かにたしなみては、垢が見ゆるものなり。

●照庵は連歌好き、素方は俳諧好き、たけがあれ程違ふなり、常々の嗜み方にも、長の高き方に眼を可ヽ習事かと我れ見立なり、連俳よりは狂歌なりと讀み習ひ度き事なりと。（私言ふ腰折とは武家にては言ふ間敷事なり）

●謙信の「始終の勝など」云ふ事は知らず、只場を迦さぬところばかりを仕覺えたり」と申され候由。是が面白きことなり。奉公人なども、其の場をはづしては、口はきけずとなり。右の如く、當座々々の働き、挨拶、感心あさからずとなり。

●病氣を養生すると云ふは、第二段に落つるなり。六箇敷なり。佛家にて有相に付て沙汰するが如く、病氣以前に病氣を切斷することを、醫師も知らぬと見えたり。是我確と仕覺えたり。其の仕様は飲食・婬欲を斷つて、灸治間もなくする此の分なり。我は老人の子成る故、水少しと覺え候、若年の時醫師などは、二十歳を越すまじくと申され候に付、適々生れ出で、御奉公も仕屆けず相果て候ては、無念の事に候、されば生きて見るべしと思ひ立ち、七年不婬したるが、病氣終に發らず、今まで存命仕候、藥呑みたる事なし、又小煩ひなどは氣情にて押したくり候。今時の人生れ付弱く候處に、婬事を過す故、皆若死をすると見えたり、たわけたる事なり、醫師にも聞いて置き度きは今時の病人を半年か一二年か、不婬せさせ候はゞ、自然と煩は直るべし、大形虚弱の性なり、是を切り得ぬは腑骸なきなり。

●貴人老人などの前にて、左右なく學文かた、道德の事、昔咄等遠慮すべし、聞にくし。

●上方にて花見提重あり、一日の用事なり。歸りには踏み散して捨つるなり。さすがは都の心づきなり。萬事仕舞口が大事なりと。

●武士たるものは、武勇に大高慢をなし死狂ひの覺悟が肝要なり。平素の心立て、物云ひ、身の取り廻し、萬きれいにと心がけ嗜むべし、凡そ奉公方は、其の位に落ち着きたる人に、よく談合し、大事のことはそのことに構はぬ(關係なき)人に相談し、一生の仕事は、人の爲になるばかりと心得、雑務方を知らぬがよし。

●無謂傍輩に席を越され、居肩(イカタ)さがりたる時、少しも心にかけず、奉公する人あり、又夫を腑甲斐(フガイ)なきと云ひて愚意な申し、引取などするもあり、いかがと申し候へば、夫は時により事によるべし。

●「水増されば船高し」と云ふことあり。器量か、又我が得方(得手)のことは、むづかしき事に出會ふほど、一段進む心になるものなり。迷惑がるとはいかい違ひぞとなり。

●築山喇に上方にて指南を受け候。書き物は殘る物なれば、手紙一通も則ち向ふ様にては、掛物になると思ふて、嗜みて書く可きなり。然らざれば恥を書き置くばかりなりと。

●奉公人は、風體・口上・手跡にて上手(ウハテ)を取るなり、風體の元は時宜なり、見事なるものなり、今時ちと目に立つ業は、書讀(カキヨミ)の分なり、やすき事を人が油斷するなり。

●御生殿傳授に、道にて牛に行合ひて、恐るゝ氣色あるは見苦しきなり、牛の人を突く時は常の形にて其の儘突くものにあらず、屹と角構へをしてから突くものなり。斯様に心得候へば脇を通りても恐るゝ事なしと有之由。如斯事迄武士に嗜むべき事なりと。私言ふ馬のハヌルを度々見候にハヌルにてはなし、足を引上げて延べて踏むなり、馬に寄り付かずはハネても當るまじ。一足立ち直りてもあたるまじきなり。

●奉公人は良き手本がいる事に候へども今時手本はなきものなり。風體口上は石井九郎右衛門にても可有之候、律

義なる事は村岡五兵衛にて候、物を書き調へ候事は原田殿、其外に見及ばず候。扨も人は無き物なり、アレ〳〵に當せても昔の一人前にも成らず候。尤も昔も少きものなるべし。若き業は少し精出し候はゞ上手（ウハテ）取る時節なるに油斷ぞとなり。

●道すがら考ふれば、何とよくからくつた人形ではないか。糸をつけてもなきに、歩いたり、飛んだり、はねたり言語まで言ふは、上手の細工なり。されど、明年の盆祭りには客になるべき、さてもあだな世界かな、忘れてばかり居るぞと。

●權之允殿へ咄に、只今が、其の時、其の時が只今なり、二つに合點して居る故、其の間に合はず只今御前へ被ν召出ν是々の儀を其處にて云つて見よと被ν仰付ν候時、多分迷惑なるべし、二つに合點して居る證據なり。只今が其の時で、一つにして置くと云ふは、終に御前にても、家老衆の前にても、公儀の御城にて公方樣の御前にても、キツパリと云つて濟す樣に、寢間の隅にて言習ふて置く事なり、萬事如斯なり、夫に准じて吟味すべし、鑓を突く事も、公儀を勤むる事も、同前なり。斯樣にせり詰めて見れば、日來（ヒゴロ）の油斷、今日の不覺悟、皆知らるゝかとなり。

●公儀方などは、仕損じ候ても、無調法、不調などゝ云つて、すみ申すべく候。今度不慮の座に居合候者が、遁れを取つては何と云ひわけ仕るべきや、善忠樣常に武士は曲者一種にてすむと御申し候も斯樣の事にて、若し無念なりと思はゞ、武運に盡きて即座の働きをもせず、惡名となるからには、身の置き所もなし。なかなかに生きて耻をさらし胸を焦さんよりは、腹を切る方せめてなるべし。是も命を惜しみ、なだ死などとて、生き方の分別に仕かへ見よ、よし今よりさき、五年か十年二十年の間、生きてんとも、諸人に後指さゝれ、耻をさらして、死傷の上に耻を

ぬりつけ、子々孫々、皆もなきものまでも、緣によりて、生來耻を受け、先祖の名を下し、一門親類にも疵をつけ無念千萬の次第にて候、偏に日來心掛なく武士とは何としたる物やら夢にも存せず、ウカウカと日を暮すは罪と云ふものなるべし。出し拔きに切られたる者は力及ばず、武運に盡きたると言ふものなるべし。切りたる者は、遁れぬ行懸りにて、殘らぬと思ふ心にて、命を捨てしからはどこと云ふ事は見えぬ筈なり、短氣にて不當介者と云ふ成るべし。相手向二人はスクタレとはいはず（異本いかず）一座の者は生きて耻をかき、武士にあらず。其の時が唯今と、兼て吟味工夫して、押直して置かねばならぬ筈にて候。皆人油斷にて大形(疎濶)にも一生を過すは不思議の仕合なりと申し候へば、武道は每朝每朝死習ひ、彼に付け、是に付け、死んでは見、死んでは見して、切れ切れて置く一つなり。尤も大儀にてはあれども、爲れは成る事なり。爲まじき事にてはなし。又詞の勢が武篇の大事なり今度も取留むれば上なり。手に餘らば打捨て、取遁さば何某やらぬぞ比興者迯るか抔と時に應じ、變に乘じ、詞を掛くる勢にて、仕すますなり。何某目心きゝ候者と兼ねて諸人の目にも乘り候が仕留めたり。唯今が其の時の證據なり。横座の槍も是なり。兼てが入りたるものなり。兎角兼て吟味仕置くべき事數多可レ有なり。殿中殺害人は若し取迯がし切働き、御次の邊まで參るべきも見知らず候へば、切捨て可然候。尤も後の御咎め、同類が、意趣有るかとの御僉議も有之べく候へども、唯仕留申す計りの所存、科の儀は不顧と可申事に候。

一　日來の心掛け程仕果する證據は、此前何事ぞ、男の仕事にてさへあらば、三谷千左衛門手に廻り合ひ仕果し申候軍神の加護なるべし。

一　殿中にては、拔きかけられても手向致さず、其の段御目附へ斷はり候はゞ、非分たり共、理につくべしと、承り

傳へ候。後の利運と存じ、當座の耻を堪忍致す事如何と申し候へば、元心師の指南に闘の働き要る所なり。相手を召し連れ申すか、我身ばかりにても、御目付へ面談如斯仕合せ、誠に堪忍仕難く候へども、殿中憚多く御上に對し奉り、當座の耻辱を、堪忍仕候心底、御推量可被下候、某一命は遍に捨て、置き申し候、此の段御屆仕り候段、當座の趣次第に申し達すべく候。若相手御構無之候はば、初に捨て置きたる一命に候へば、何の手もなく打果し可申候由。

●武道奉公方に付、段々心得打替はり申し候、不圖氣に乘り、此の上はあらじと存じ候事も、暫してイヤ／＼危き事にてありしと打替はり候事共御座候。時々心相改め行ひ申す事共、若し書き記し候はば、若き年より只今、百度や二百度と出す事はあるまじく候、さてさて埒あき申さるゝ事に候、何とぞ仕屆け度候と申し候へば、其の內が非なり、仕屆け候へば早や違ひ候、一生と存じ候へとなり。

●出し拔に首打落されても、一働は確(シカ)と成る筈に候。義貞の最期が證據なり。心かひなく候て、其の儘打倒るゝと相見え候。大野道賢が働などは近き事なり。是は何かする事と思ふぞ唯一念なり。武勇の爲、怨靈・惡鬼とならんと、大惡念を起したらば、首の落ちたるとて、死す筈にてはあらず。

●正德三年八月三日夜夢中騷動場の事

●或る人の物語に、大人の名言を仰せ出さるゝこと、不思議に存ぜしが、今不圖存じあたりたり。下々は常德をはじめ、常々きたなき事ばかりを思ひ、胸中をけがし候に付き、俄かに思慮をめぐらさんとしても、詩歌等の作意も出がたし。然るに、大人は元來けがれたる事、胸中に出來申さず、淸淨心に自然と相叶はれ候と存じ候。

○人は貴となく賤となく、老となく、少となく、悟りても死し、迷ひても死す、何れにしても死ぬ事かな。我れ人共に之を知らぬにてはなし。されど爰に奥の手あり、そは死ぬと知りては居れど、皆人死に果てゝのち、我れは最も終りに、死ぬ事の様に覺えて、今時分にてはなしと思ひ居るなり、はかなき事にては無之哉、然る終りなき事にては、何もかも益に立たず。夢の中の戯なりなどゝ思ひて、油斷してはならず。死は足もとに來る事なれば、隨分精を出して、早く仕舞ふべきなり。

○不慮の事出來て、動轉する人に、笑止なる事なりといへば、倘々氣ふさがりて、物の理も見えざるなり。然様のとき、何もなげに、却つてよき仕合などゝ云いて、氣を奮ふ位あるべし、夫に取付けて、格別の理も見ゆるものなり。定めなき世界の内にては、歎ひも悦びも心を留むべき様なきことなり。

○主人にも何氣もなく思はれては、大事の奉公はされぬ物なり、此のあたり一心の覺悟にて顯るゝなり、御叱り(シカリ)の時は、御悪口のみ仰せられ候へども、終に御悪口に逢ひ申さず候。若殿様は主人を見限りさうなる者と度々御意なされ、本望と存じ居候。光茂公御卒去の時分などは我等申上候事は少も御疑無之候由。

○悪逆の者の仕方は、人の上の非を見出し聞出して、語り廣げ慰むものなり、亦何某こそ斯様の悪事故、御究にも逢ひ、閉門蟄居仕居候などと、無き事までも言ひ流行(ハヤラ)かせ、世上普く取沙汰させて其の者の耳に入り、扨は此の事顯はれ候と存じ、先づ病氣分にて引入候時、我身に悪事有る故、手前から引取たり、其の仔細御改め可レ有レ之と沙汰して歴々の耳にも入り、止む事なく悪事に成る様に仕なすなり。此の手を知らで狼狽(ウロタヘ)る者を笑ひ、悪事となして面白がり、又我身の爲の工(タク)みにも仕るものにて候。度々ありし事なり。辨財天御下袋酒盛二法師、江戸頭人斷何れ

もり口達、廣き御家中なれば斯様の佞悪の者、何時の世にも、あるものなり。覺悟すべき事なり。

◯同座に若輩の人欠伸仕られ候時、欠伸は見苦しきものなり。欠伸、くさめにすまじきと思へば一生せぬものなり氣の抜けたる處にて出るものなり。不圖欠伸出で候はば口を隠すべし。噫は額を押へ候と止まるものなり。又酒を飲む衆はあれども、酒盛よくする人はなし。公界物なり。氣を付くべき事なり。斯様の事共、奉公人の嗜若き内一々躾け置き度き事なりとて、箇條書き百ばかり出來申し候。尚々僉議して書付け候へとなり。

◯帯の仕様社袮つきは御國の風に優りたるはなしと加賀守殿仰せられ候由。昔加州の御仕出なり。帯の結び目摘むこと他國になし、別してよきなり。

◯山崎藏人の話に、見え過る奉公人は悪しと、是れ金言にて候。唯奉公にすぎたるは當介（全く適當の意か）家職なり。或は理非の穿鑿強く、又は無常を觀じ、隠者を好み、濁れる世の中、非禁き都などゝ見なし、佛道修行にて生死を離れ、詩歌を翫び、風雅を好みなどする事を、よき事の様に思ふたり。これは、我が一身の安樂のみして、心を淨く持つばかりなり。隠居人出家など世外者はよし、されど奉公人は第一の禁物にて、此の如き者は、皆腰ぬけなり。武道奉公は、骨を折り、仕悪くき故、逃れて安樂を好むものなり。世間にて、無學文盲にして、奉公一篇に精を入れ、又妻子以下の、育てに心がくる者は一生美事に暮すものあり。奉公人にてありながら、商賣をつとめ詩歌に心を寄せ、境界を風雅に、異風にする人は、多分身上を持ちそこたない、無力に（無力者にもの言か）責められ、俗にも亦僧にもあらず、公家隠者にもあらずして、見苦しき有様なり。又一偏に傾かず、家職の隙に、氣晴し慰みに、餘の事をするは、苦しからずと申す事あり。是れは障りまでにはなるまじく候。さりながら、家職一片に

心がけ候へば、曾つて少の隙もなきものなり。隙のあるは未だ打ちはまらざる故なりと、まことに老功の士の一言は、厚きことなり。藏人年寄役の時分俳諧はやり、殿中にても俳諧する人多く候へども、藏人一人終には仕習ひ申されず、御用濟候へば各は俳諧成され候へと申し候て歸り申され候。隱居以後連歌三昧にて日を暮し申され候由。

●奉公人は、心入れ一つにてすむことなり。分別藝能にわたれば、事むつかしく、心落ち着かぬものなり。又業(ワザ)に御用に立つは下段なり。分別もなく、無藝無男(ブヲトコ)にて、何の御用にも立たず、田舍の果にて、一生朽ち果つべきか、されど、我れは殿の一人被官なりとの心をふり起し、御懇にあらうとも、御情なくあらうとも、御恩の忝なきことを骨髓に徹し、涙を流して大切に存じ奉るまでなり。これは安きことなり。是れがならぬ生れ付とては、有るまじく、又此の如く思はれぬ事もなかるべけれど、斯樣の志の人は、稀なるものなり。只心の內ばかりの事なり。是けだかき御被官なり。戀の心の樣なる事なり。情なき程、つらきほど、思ひを增すなり。適々も逢ふときは、命も捨つる心になるものなり。忍戀こそよき手本なれ。一生云ひ出す事もなく、思ひ死する心入が、深き事なり。又、自然僞に逢ひても、當座は一入悅び、僞の顯るれば、猶深く思ひ入るなり。君臣の間も此のごとくなるべし。奉公の大意、これにて埒明くなり。即ち理非の外なるものなり。

（私に曰く君臣の間と戀の心一致成る事宗祇註に見當り申し候）

●御側の奉公は、可成差出でざる樣に、ブラ〳〵として年を重ね、自然と御用に立つ樣になければ物に成らざるなり。一家の中の樣なればなり、外樣の奉公は夫にては追附かず、隨分迦なく心掛け上たる人の目にも付く心持あるなり。

○何の徳もなき身にて候へば、させる奉公も仕らず、虎口前（コクチマヘ）（虎口前は小口前一已人の詰め前）仕たる事も、これなく候へども、若年の時分より、一向に、殿の一人被官は我れなり、武勇は我れ一人なりと、骨髓に徹し、思ひ込み候故か、何たる理發の人や、御用に立つ人にても、押し下げ得申されず、却つて諸人の取持も勿體なく候。唯御國を大切に存じ、何事にてもあれ、死狂ひは我れ一人と、内心に覺悟したるまでにて候。今こそ申せ、誰に今まで人に語り申さず候へども、一念天地を動かす故にて候か、人にゆるされ申し候。御子樣方始め、諸人の御懇意に痛み入り申す事に候。主人に思ひ付く事は御譜代の士は奉公する、せぬのにはより不申候へども、働なると言は又、品ある事に候、知行御加增金銀過分に拜領ほど有難き事はなく候へども、夫よりは唯御一言が忝なくて腹を切る志は發るものなり。火事御仕組に江戸にて御書物心遣と申上られ候へば、若き者に候間、供申し付け候へと仰せ出されれ候時、忽身命を捨つる心に成りたり。又大阪にて御夜の物御蒲團拜領の時、其方に召仕ひ候者に加增とは遠慮故志までに取らするぞ、年寄共へ禮にも及ばぬと仰せられ候時、あはれ昔ならば此の蒲團を敷き此の夜着を被り追腹仕るべき物と骨髓に徹し難有く存じ奉り候なり。

○或方に見廻に御同道申し、暫く咄しありて、罷り歸るとあり。亭主先づ暫らく御咄し候へ、緩咄と存じ候へども客約束と申され候、追付罷立ち候。差合と言はれてから歸るは追立てられたるにてこそあれとなり。

○寫し紅粉を懷中したるがよし。自然の時に、醉覺めか、寢起などは、顏の色あしき事あり、斯樣の時紅粉を出し引きたるがよきなりと。

○相良求馬ほど發明なる人出來まじくと思はれ候、打見たるところ、扨も理發なる人と相見え、分別するほど發明

聞れ申し候。光茂公歌道一篇の御熱心故、勝茂公より御意見、年寄役に蟄居仰せ付けられ候、其時御側の者召され御呵りにて候、求馬若年の時分にて末座に罷在候が、申上候は、丹州様の御氣質を某ならでよく存じ上候者御座なく候。御氣質を和ぎ申す爲には御歌學頂上の儀に候拔群の御器量にて御短氣御手荒く御座なされ候。然れば御歌御好き遊ばされ候は、御家長久の基と存じ奉り候。と申上候由なり。後迄も斯様に申し候。後日に勝茂公仰せに、丹後守が側の者共、呼出し呵り候に、一言も申す者なし、タワケ者共にて候、末座に若輩者居候が、面付（ツラツキ）器量に見え候と御意成され候由、（此の一段脇説に承り候へば、相違あり、尚可尋）

●新儀はたとへ良き事にても、如何となり。中野又兵衛元祖の者申し候は、旦那様御苦勞なされ、我々弓二十五人御仕立召置かれ候處、散々りに相成候に付、責て御形見にと存じ、器量の者十人選（ス）ぐり澤野殿組に遣はし候が、組中膽を潰させ、御恩報じと存じ奉り候、殘りは鐵砲組に成り候故弓切り折り、今より火繩扱ひ成るまじくと申し候て、氣味をくさらし申し候。一人は一石組の押へに參る筈に候へども、請合申さす候に付、某申し候は、弓は我等に續く人なし、然れ共老年にて業相成らず候、御上の仰付を、罷成らずなどと申し候は、慮外にて候間、我等一石組に參るべしと申乞ひ、今は弓を手にも取り不申と淚を流して咄し申し候。斯様の儀、上に相知れ不申、下の不和出來笑止の事に候、尤も有難き御家にて候へば、追ては、不合點の者あるまじく候、直茂公は一和の所を肝要に遊ばされ候、又有馬の軍功一二の入札に遊ばされ候、備へ備へに御目附有之候由、其の頃諸人不合點の由、敵合の働何として見分明白に成さるべきや、御目附武功の人にて無之候はば相違有之べく候。江戸御式臺にて石井彌七左衛門有馬咄を仕出し候時、門田市郎左衛門罷在、よき折柄にて候、一番乘を我等より先きに參られ候者有之哉申して

見候へと申し候に付て、夫は乘口が違ひ可申と申し候由、斯様の事に、多く手柄隠れ、殘念に存じ候者、數多有之候由。

何某或る御方にて笄失ひ候事を、何角と申し候を、同道の衆意見申し候て、沙汰なしに歸られ候。追て吟味の人相知れ仕置有之候。御亭主に耻かゝせ申候事を不行當に言ひ出して、若し見出さざる時は、猶々興無きたり。刀のこしらへ様、置き處、失せたる時の事をも兼々吟味仕るべき事の由。

一藝ある者は、藝敵を思ふものなるに、左仲先年正珍へ連歌の宗匠を讓りたり。奇特の事なり。

堪然和尚、風鈴を懸け置かれ候。音を愛するにてはなし。風を知りて火の用心すべき爲なり。大寺を持つ氣遣は火の用心専一なりと御申し候。風の吹く折は自身夜廻り成され、一生火鉢の火を消されず、枕元に行燈付木（ツケギ）取揃置き、俄の時は狼狽（ウロタ）へて火を早く立るものなきものなりと御申し候。

歸り新参などは、さても鈍になりたると見ゆる位なるがよし。しつかりと落ち付いて、動かぬ位があるなり。御譜代の忝なさ、有り難き御國なることは、氣の付くほど、御恩が重くなるなり。斯様に行き當りて見れば、浪人などは、何氣もなきことなり。この主従の契より外には、何もいらぬことなり。斯の事はまだなりとて、釋迦・孔子・天照大神の御出現にて御勸め候ても、ギスともすることにてはなし。地獄にも落ちよ、神罰にもあたれ、此の方は、主人に志立つる外はいらぬなり。惡しくすれば、神道の佛道のと云ひて、結構な打上つた道理たどに、轉ぜらるゝものなり。神佛は右をわろしとは思召さるまじきなり。

輿に乘じては口柄にて咄をもする事あり、我心浮きて實なく、脇よりも左様に見ゆるなり、其の跡にて實儀たる

事を見合せ申べし、我が心に實が出來るなり、輕く挨拶をする時も一座を見計りて人の氣に障らざる樣、少し案じてより申すべきなり。又武道の方御國家の事に、難を申す衆候はば愛想盡かして、したたかに申すべし。兼て覺悟可レ仕候由。

◇

●談合事などは、先づ一人と談じ合ひ、其の後聞くべき人々を集め、一決すべし。左なければ、恨出來るなり、又大事の相談は、關係なき人、世外の人などに、潜かに批判させたるがよし。贔負なき故、よく理が見ゆるなり。一和の人に談合すれば、我が心の利方に申すものにて、是れにては益に立申さず。（二法師口傳）

●圖體と言ふものは、平生にあてゝ見ては當らず。別段あるものなり。御留守居二度の口達。

●公界と寢間の内、虎口前（コクチマヘ）（小口前）と疊の上、二つに成り、俄作り立候故に、間に不レ合なり。只常々にある事なり、疊の上にて武勇の顯るゝ者ならで、虎口（コクチ）へも選出されず。

●神右衛門の言はるゝに、今にてもあれ、御家一大事の出來候時は、進み出で、一人も我れより先には、やるまじきものぞと存じ出で候へば、いつにても落涙申し候。今は何事も入らず、死人同然と思ひて、萬事捨て果て候へども、此の一事は、若年の時分より、骨髓に徹り思ひ込み候故か、何と忘れんと思ひても、心にまかせず、天晴れ我れ一人ならではとのみ存じ候。家老衆を始め、御家中の衆、斯樣に御家を思ひてあげらるまじきかと思ふなり、と御申し候て、涙落ち、聲ふるひ、暫は話しもなり申さず。いつも此の事さへ存じ出で候へば、かやうにこれあるなり。夜半、曉、獨居、對座のときも同然なり、誠に益體もなき事なりと。此の咄にて落涙のこと數度見及び申し候。

●一鼎に逢て、御家（鍋島の御家）などの崩るゝと云ふ事は、末代までも無レ之候、仔細は生々世々御家中に生れ出

で、御家は我一人して抱留め申すと申し候へば、大膽なる事を申すと笑ひ申され候。廿四五歳の時の事なり、卓本和尙へ一鼎申され候は、御國に變りたる者出來申し候。昔耻しからぬと咄し仕られ候を承り申し候、出家物語なり。

〇神は穢を御嫌ひなさるとあれど、一分の見立てこれありて、日物（日々の禮拜日々の供物）怠り申さず候、其の仔細は、軍中にて血を切りかぶり、死人乘り越え〳〵、働く時分、運命を祈り申す爲にこそ、捩々は信心仕る事に候。其の時穢あるなどゝ、後へ向く神ならば、詮なきことゝ存じ極め、穢も構ひなく拜み仕り候。

〇大難大變の時も一言なり。又仕合せよきときも一言なり、當座の會釋話の內にも一言なり。されば、工夫して云ふべきことなり。しつかりとするものなり。慥に覺えある精氣をつくし、平素心がくべきことなり。是はめつたに話しにくきことなり。皆心の仕事なり。心に覺えたる人ならでは、知るまじきとなり。

〇湛然和尙御申し候は、常に氏神と心を釣合せ居り可申候。運强くあるべく候。親同前にて候と指南の由。

〇御國に生れ候者の日峯樣を拜み奉らざる事大形（オホカタ）（疎略）の事なり。御存生の內にも立願かけ申す者共有之候由に候。大切の事と存じ候は、宿願をかけ候が、一度も叶はざる事無之候と、前神右衛門常々咄し申し候由。

〇或方にて咄しなかば出家見舞あり、上座にて候か。則末座に下り、一通の禮儀あり。其の後は常の通なり。軈て敎訓の禮儀の處なり。

〇權之允、長崎御仕組、假物頭仰せ付けられ候、夫れに付き心得の爲書付に、早速打立候仕組、夫丸に宿元見せ置き候事ともあり。又組の者召寄せ、馳走など致し、會釋の心入ある事に候。一言にてアノ樣なる奢覯哉と思ふものなり。御爲の志堅固なれば此の次は物頭に仰せ付けらるべきよしなり。

●人間一生は誠に纔の事なり。好いた事をして暮すべきなり。夢の間の世の中に、すかぬ事許りして苦を見て暮すは愚なることなり。此の事は、悪しく聞いては害になる事故、若き衆などへ終に語らぬ奥の手なり。我は寝る事が好きなり。今の境界相應に、彌禁足して、寝て暮すべしと思ふなり。

●慚愧懺悔と云ふは、器物に入れたる水を、打ちこぼす様なるものなり。或御方の竊盗人白狀の仕様を聞き候へば不便になるなり。則ち改むれば、忽ち跡は澄みて行くなり。

●少し眼見え候者は、我が長けを知り、非を知りたりと思ふものなり。夫れは、我が長けより上のよき人にくらべて、我が長を知りたりと思ひ、仕損じたることに、行き當つて非を知りたるなり、と思ふ故、なほ〳〵自慢に成る物なり。實に、我が長け我が非を知る事難きこととなるものゝ由、これは潮音和尚の話。(潮は異本に海)

●打ち見たるところに、其の儘、其の人々の丈け分の威が顯はるゝ物なり。引き嗜む處に威あり、調子靜かなる處に威あり、詞寡き處に威あり。禮儀深きところに威あり。行儀重き所に威あり。齒がみして眼差尖なる所に威あり是れ皆外に顯はれたる處なり。畢竟氣をぬかさず、正念なるところが基にて候也。

●正德三年十二月二十八日夜夢の事、志强く成る程夢中の樣子段々變り申し候。有體の例しは夢にて候。夢を相手にして、精を出し候がよきなり。

●奉公人の心入れは、何時にても根本に替る事はこれなく候へども、御時代々々々にて、趣は多少替はり申し候。直茂公勝茂公は麁に入り細に入り何事も御闇き事無く御存知成され候に付、萬事御下知の通りに勤め候へば、迯れ無之、疑はしくば御尋ね申上げ御指南を受け申す事に候。是れは仕よき奉公にて候。又御不案內の御主人の時には、

隨分工夫思案致し、御國家を治めて上げ申さす候はで相成らず。是は大儀にて候由。

●貪・瞋・痴と、よく選り分けたるものなり。世間の悪事出來たる時、引き合つて見るに、此の三ヶ條に洩るゝ事なし、吉事を引き合はするに、智・仁・勇にもれず。

●數馬申し候は、茶の湯に古き道具を用ひること、むさくるしきものなれば、新しき器、奇麗にして然るべしと申すものあり。又古き道具は、しぼらしき（古雅にして愛らしき意）故、用ひるなどゝ思ふ人あり。皆相違なり。古道具は、下賤の者も取り扱ひたるものなれども、よく〳〵其の德ある故に、大人の手にも觸れらるゝものなり、これ德を貴んでなり。奉公人も同然なり、下賤より高位になりたる人は、其の德ある故なり。然るを氏もなき者と、同役はなるまじ、只今まで足輕にてありし者を、頭人はまかりならず、と思ふは以ての外取り違ひなり。もとより其の位に備りたる人よりも、下より登りたるは、德を貴んで、一入崇敬すべき筈なり。

●御家の事御家中の事、古來より根元よく存せず候ては叶はざる事に候。然れば時によりて物識が寄合ふ事有之ものなり。了簡入るべき事なり。平生の事にも案内知りて差支になることある者なり。了簡入るべし。石井新五左衛門山本翁の事口達。

●詮議事又は世間の話を聞くときも、其の理を尤もとばかり思ひて、其の邊りにグド付いては、立ち越えたる理が見えず。人、黑と云はゞ、黑き筈にてはなし、白き筈なり、白き理があるべしと思ひ、其の事の上に理を付けて、案じて見れば、一段立ち上りたる理が見ゆる物なり。斯樣に眼を付けねば、上手取ることはならず。扨其の座にて云ふべき相手ならば、障らぬ樣に云ふべし、云はれぬ相手ならば、障らぬ樣に取り合ひして、心には其の理を、見

出して置きたるがよし。人に越えたる理の見ゆる仕様は、此くのごときなり。何某縁邊切の事口達惡推量、裏廻、物疑抔とは違ふなり。

●主人にも、家老にも、年寄にも、ちと隔心に思はれねば大業はならず、何氣もなく腰に付けられ候ては働かれぬものなり、此心持有之事に候由。

●前神右衛門申付にて、幼稚の時分、市風(イチカゼ)に吹かせ、人馴れ申す爲とて、唐人町出橋に、折々遣し候由、五六歳より各様方へ名代に遣し候、七歳より嚴重(ガンジョウ)の爲とて武者草鞋を踏ませ、先祖の寺參り仕らせ候由。

●春岳の咄に(異本青岳)「其處を引くなと云ふまゝに二人張る」と草紙にあり。これが面白き候、反的(タンテキ)(差當つての意)濟まぬことは、一生埒あかず。其の時一人力にてはなし難し。二人力に成つて埒明くべし。後になどゝ思へば、一生の懈怠となるなり。又左足を踏み鐵壁も通すと云ふも面白き候。忽ち飛込み直に踏み破る事は、一歩の左足なり。又大機を得たる人は、日本開闢以來、秀吉一人と思はれ候由。

●何某は、第一顔の皮厚く、器量あり、利發者にて御用に立つ所もあり、此の前其の方は利發は殘らず外へ出て、奥深き所なし、チト鈍に成りて、十の物三つ四つ内に殘す事は成るまじきやと申し候へば、夫は成り申さずと申し候、ホシメカシ(おだてること教唆、煽動の意)て公儀前などなさしむれば、何處までも爲して行くところあり、さりながら、御身邊、國家篇、重き事は少しもせさせられぬだけなり、誰誰と一風のものなり、利發・智慧にて何事も出來るものと覺えて居るなり、智慧利發ほどきたなきものなし、先づ諸人不ニ請取一帶紐解いて入魂されぬものなり。何某は不辨(不敏の意)には見ゆれども、實が有る故、立つて行く奉公人なりと。

●殿參りするも奉公人の疵なり、總べて御內緣、殿御贔負を以ては、口のキケヌものなり。指南骨を折りて奉公しても、引き(贔負の意)にて仕合せ能きなど、後ろ指をさゝれ、奉公が無になるものなり。何の引きもなきが奉公は仕よきものなり。

●さもなきことを、念を入れて委しく語る人には、多分其の裏に、申し分があるものなり。夫を紛らし證さん爲めに、何となく繰立てゝ語る事なり。夫は、聞くと胸に不審が立つものなり。

●或人に異見申し候には、身持ち心入れ、今時の人に勝れ申され、結構の事に候。此の上ながら、立ち上りたるところに眼を付けられ候へかし。今の分にては惜しき事に候。藝にすかれ候こと、低い位なり。若し名人に成り御用に立ち候とき、先祖以來の侍を立て通し、藝者にならるゝことに候。御國の侍は、藝は身を亡ぼすと、中墨見立しは、此處にて候。尤も低い丈けにては、よきこととならんも、立ち上りたることと云ふは「何某儀は武士なり、さすがの奉公人なり」と見られ、御家老御用の時、選び出さるゝことなり。されば、御無人の時は、昔の侍も皆まで行くことなり。御國家治め申し上ぐるの忠節、何かあるべきや、たとへ召し出されずとも、一分の覺悟は、已に御用に立ちたる事なり。多分大事の時は、潜に相談にまゐるものなり。夫に指南申すは、なほ〳〵忠義なり他事なきものなる故、少々立ち上つたる者は、人が捨て置かぬものなり。此のあたりに眼を付け候へかし、と申しゝに、夫は稽古にてなり申すべきか、と申し尋ねられしに付き、そは易きこととなり、當念に氣を拔かさず、上手の理を見出すまでなり、少し精を入れなば惜になるものなり。又十日の中に、國中に器量鳴り響く仕樣もあり、と、何和尚が千葉話し候由、彼の和尚は、皆人恐れて居るなり。上手の理が得方にて、鳴り響くところを覺えたる人なり。明日にて

も、何事ぞ申され候はゞ打ち崩し、上手の理にて云ひ伏せ、理詰せらるべく候故、諸人肝を潰し、云ひ傳へ云ひ傳へて、頓て沙汰するものなり。とかく大たをかみ伏せねば、響きなきものなりと申し候へば、誠に利發なる和尚と申され候故、左様に阻み申され候故、大業がならず、何の香ばしき事あるべきや。誰にても一足もやるまじとかゝらねば、ホコ手はのびず、又義經の勇・智・仁とのたまひしも、面白う候。今が世にも、四十より内は勇・智・仁なり、埋れ居る輩は四拾過ぎても勇・智・仁にてなくば響きあるまじく候。彼の和尚など、たつた勇・智・仁を以て鳴り廻り、名高く聞えしなり。又殿様の御上、御家老御年寄衆などの上は、たとへ上手の理を見付け候ても、人に批判をせぬものなり。聞えぬ事にても御尤と理を付けて、諸人思ひ付く様に、褒め崇めて置くが忠義なり。人の信ぜざる様にしたすは、勿體なきことなり。人の心は、移り易きものにて一人褒むれば早や夫れにかたぶき、一人謗れば悪ろく思ふなり。又どこに有り付き候様にと何某申され候由。先年承り候。左様の時は日來の悪意愛想も盡きて、強たかに申たるがよく候事を、破ざる様に結構ヅクに取合候へば、迂散に思はるゝものなり。斯様の事に味方の人より嫌ばせられ、引くさらかさるゝ事あるものなり。飢死でも御家來の中なり、殿立て迦すことは佛神の勸めにも見向も仕らざる合點にて、朽果て申さるべしと申し候由。

●當時の養合ひに成る如き事は、言はぬものなり、氣を付け可レ申なり。世上に何彼と六ケ敷事など有レ之時は、皆人浮き立つて、覺えず知らずに、其の事のみ沙汰する事無用の事なり。動々もすれば口引張に成るか、さなくとも口故に詮なき事に敵を持ち、意恨出來るなり、左様の時は、他出を止め、歌など案じて居たるがよしと。

●人の身の上の事を云ふは、大きなる失なり。譽むるも、似合はぬことなり。兎角我が丈けをよく知り、我が修行

を精出し、口を愼みたるがよし。

●徳ある人は、胸中に綽りとしたる所がありて、物事にいそがしきことなく、小人は、靜かなるところなく、當りあひて、ガタツキ廻り候なりと。

●智惠ある人は、實も不實も、智慧にて仕組み、理をつけて仕通すべし、と思ふものなり。これ智惠の害になるところなり。何事も實にてなければ、のうぢ（價値、効果）なきものなり（のうぢのなき、俗語なり、ながもてのせぬ又効果の思はしからぬ等の意）

●公事沙汰、又は云ひ募ることなどに早くまけて、美事な負けがあるものなり。相撲の様なるものなり。勝ちたがりてキタナ勝するは、負けたるに劣るなり。多分キタナ負になるものなり。（上り屋敷のことと口書）

●自他の思ひ深く、人を惡み、えせ中（俗にツマラヌことよくなきことをエセと云ふ）などするは、慈悲の少き故なり。一切悉く、慈悲の門に括り込んでからは、あたりあふことなきものなり。

●夢の世とはよく見立なり。惡夢など見たるとき、早く覺めよかしと思ひ、夢にてあれかしなどと思ふ事あり、今日も夫に少しも違はざるとなり。

●少し知りたる事は、知りだてをするなり、是れ初心なる事なり。よく知りたる事は、其の風見えず奥ゆかしきものなり。

●權之允殿へ話に、今時の若者、女風に成りたがるなり。結構者、人愛（ヒトアイ）の有る人、物を破らぬ人、柔なる人と云ふ様なるを、よき人と取はやす時代に成りたる故、矛（ホコ）手延びず、つつ切れたる事でならぬなり。第一は身上を抱き留

なる合點が強き故大事と計り思ひ、心縮まると見えたり、其の方も我知行にてたく、親の苦勞して取立させられたる物を蚕子に來て、崩し候てはならぬことと大事に思はるべきが、夫は世上の風なり、我等が所存は格別なり、奉公する時分身上の事などは何とも思はざりしなり。本より主人の物なれば、大事がりて惜むやう無き事なり。我等世の中に奉公方にて浪人切腹して見すれば、本望至極なり。奉公人の打留は、此の二箇條に極りたる物なり、其の内きたな崩しは無念なり。おくれ、不當介（フアテガヒ）、私慾、人の害になる事などは有るまじき事なり、其の外にては崩すを本望と思ふべし。如斯落著候はゞ、其の儘ぞ手延びて働かれ、勢ひ格別にて見事に候。

●奉公の志の出來ぬも、自慢故なり、我れを善しと思ひ、最負の上から理をつけ、悪（ワル）かたまりに堅まり、一世帶構へて濟して居る故なり。歎かはしきことなり、分別・藝能・大身・富貴・器量・發明など、一つの取柄に、自慢して、我れはこれにて濟むと思ふより、人に問ひ尋ねもせず、一生をあらぬことに果すなり。奉公の志と云ふは、別のことなし、當介（アテガヒ）を思ひ、自慢をすて、我が非を知つて何とすればよきものかと、探促して、一生成就せず、探促仕死に極まるなり。非を知つて探促するが、則ちとりもなほさず道なり。

●前神右衛門申し候は、娘の子を育てぬがよし。名字に疵を付け、親に耻をかかする事あり。頭子は格別、其の外は捨て可ㇾ申となり。

●何方へ咄などに行くには前方申し通じ候上にて行たるがよし。何分隙入可ㇾ有も不知、亭主の心懸りの所へ行ては興無きものなり。凡べて呼ばれぬ所へは行かぬに如くはなし。心の友は稀なるものなり。呼ばれても心持入るべし稀の參會たらではしまぬものなり。慰講は失多きものなり。又問ひ來る人にたとへ隙入るとも不會釋すまじき事な

り。

一生駒壹岐守殿家老前野助左衞門惡行に就て、生駒將監公儀へ訴へ、御糺明の上助左衞門御成敗生駒殿領地召上られ一萬石下され候。此の聞書讀み申し候處、將監忠義ながら主の家を崩したるなり。訴へずば二三年成共ユタヘ申すべし、其の中に如何樣なる變も有之候はば抱へ留申す術も可ㇾ有ㇾ之候。又助左衞門立て置きては、成らずと存じ候はば、跡の事は餘の家老共申含んで、內向に打果すべき事に候。其の時は家の瑕とはなるまじく候。斯樣の事を牛の角直すとて牛を殺す仕形(シカタ)なり。

一海音申され候は、先年普周に尋ね候は、御異見僉議の時、一人御迦し候儀如何樣の仔細に候哉と申し候へば、御異見は仕樣がある事に候、擧て申上るなどと云ふは、惡事を銘打つて世上に出す樣なる物なり。大人は非僻に有て、くせあるに定りたるものなり、大抵の曲(クセ)にては國を失ふ程の事はなし、多分仕直すとて、ドシメキ候時、世上に洩れ聞え、國を失ふ事あり。先年の僉議相止候が、御國少しも別條無ㇾ之と申され候由、大府諫言と申には、候が我が手柄立か、又後見など有りてする事なり。忠義の諫言と申すは、よく御請けなさる筋を以て、潛かに申上るものなり。若し御請成されざる時は彌々隱し候て、我身は彌御味方に成りて、御名立たざる樣仕る者に候、多分御立に成りたがり、御請なされざるとき後向き(ウシロム)申すが多く候、ドシメキ廻り候は、不忠の至極に候、又御家などは根元不思議の御建立故か、惡しき樣にても、又自然とよき樣になるものなり。

一よき事も過ぐれば惡し、談議・說法・教訓なども、云ひ過ぐしなば、害になるものなり。

一佞人に、氣力强く、邪智深きもののあるときは、主人を僞はり、我が立身の才覺のみいたし候、主の氣に入る筋を

考へ覺えたる者は少々の邪の處は見えぬものなり。よくよく見にくき物なればこそ權現様を彌四郎ダマシぬき申し候。斯様の者は多分新參成り上り(アガ)にあるものなり。譜代の大身には稀にあるなりと。

●前數馬申し候は、茶の湯の本意は六根を清くする爲めなり。眼に掛物・生花を見、鼻に香をかぎ、耳に湯の音を聞き、口に茶を味ひ、手足の格を正し、五根清淨なるとき、意自ら清淨なり。畢竟意を清くする所なり。我は二六時中茶の湯の心離れず、全く慰事にあらず。又道具はタケダケ相應にするものなり。梅一字の詩に「前村深雪裏昨夜數枝開」此數枝富貴なりとて一枝と直されたりとなり。一枝の所かあい數寄なりと申され候。

●惠芳和尚噺に、安藝殿物語は武篇は氣違にならねばされぬ物なりと御申候由、我等覺悟に合ひ候儀不思議に存じ其の後彌氣違ひに極め候となり。

●恩を受けたる人、懇意の人、味方の人には、たとへ惡事ありとも、密かに意見いたし、世間にはよき様にとりなし、惡名を云ひふさぎ、譽め立て、無二の味方、一騎當千に成り、内々にてよき様に意見すれば、疵もなほりてよき者になるなり。譽め立て候へば、人の心も移り、自然と惡沙汰止むものなり。都へて慈悲門に攝わり込みて、よくなさねば置かぬと、念願すべきなり。

●或る人云ふ、意地は内に有ると、外にあるとの二つなり。外にも内にもなきものは、益に立たず。たとへば意地は刀の如し、鋭利なるものを研ぎハシラカシて鞘に納めて置き、自然には拔きて眉毛にかけ、拭て納るがよし。外にばかり有つて、白刄を常に振り廻すものは、人がよりつかず、一味の者無きものなり。されど、内にばかり納め置きては、錆もつき、刄も鈍り、人は思ひこなす（消(ケ)なすの意又高をくゝるの意）ものなり。

㊀小利口抔にては、物事すまぬものなり。大きく見ねばならず。是非の沙汰など、むざとすまじき事なり。又グナツキてはならず。切るる所は早く揺つてツキ切りて、埒明ければ、武士にてはたきなり。

㊁意趣・意恨・出來、公事沙汰など致す人は、扱ひ様にては何の事もなく濟むものなり。一つ橋にて、奴、出會ひて互によけず、打果さんとせしところを、大根賣が中に入り、天秤棒の先に双方を取りつかせ、荷ひ皆まで通し、漸く事を濟ましたることあり。やり様は、幾筋もあることなり。是れ亦主君への奉公なり。大事の家來なれば、あつたに死なせ、不和になしてはならぬ事なり。先年京都にて江島正兵衛を源藏酒の上りに意見を申し候、是が源藏酒癖にて候。翌朝正兵衛大小を指し源藏長屋へ仕懸申候を、木村武右衛門聞付スカシ候て、長屋より連れ歸り樣申にて、武右衛門我等長屋へ參り如何可仕哉と申し候へば、源藏參り正兵衛は居申さず候哉、先程あの方へ申事我仕懸參り候由、たわけたる家來共拙者へ申聞けず、只今參りたると申し候て、正兵衛小屋へ參るべくと仕候を差留め、先づ歸らるべく候、我等請取候間正兵衛所存聞屆け知らせ可申由申聞け歸し申し候、左候て正兵衛を呼ばせ候へば、諸人の中にて過を數へ意見申され候は意見とは存せず意趣有之て恥をかかせ申さるる儀かと存じ候。直勝負に來るべくと存じ仕懸候由申し候。其申し候は、尤の事なり、さり乍ら源藏意恨ある間敷候、意見が酒癖にて候。本山六郎は我が酒癖にて候、癖は色々ある物にて候。酒の言たる事を實に取り持ち大事の御家中二人打果し、主人に損とらせ、どこが忠節にて可有之哉。其の方も御重恩の人に候へば、何とぞ御恩を報ずべきとこそ存ぜらるべく候へ曾て恥に成る事にて無之候、源藏心底我等聞合せ申達すべく申し候て、歸し、源藏へ斯樣斯樣と申し候へば、夜前申し候事、曾て覺え申さず候。本より意恨少しも無之候。と申し候に付、さらば正兵衛に其の旨申聞け、謝入に向

ひ事事數仕難候事は不屆に候へども、年若くて不了簡も可有之候。向後嗜み候樣に申聞べくと申し候て、罷歸り、正兵衞に申聞け何の事もなく候、其の上にて正兵衞納戸役斷り申候に付、我等頻りに　留候處、漸に北島甚左衞門へ相賴み御國許へ斷申遣候由、武右衞門申聞候に付、武右衞門より申遣し甚左衞門手元を差留め、正兵衞へ右の通り申達し候へば、何れ仲よくは有るまじく候間代り申すべくと申し候、夫に付仲よく成し候事は我等請取申し候、先了簡して見られ候へ、半途に代り申され候節は、源藏と酒事の上にて意恨出來下り申され候と、沙汰有之時は、其の方も酒呑みにて候へば、奉公の障りに成り、源藏爲にも罷成らず候、暫らく時節を待ち申され候樣にと申宥め、寄寄に源藏と、無二の仲に成り候へと申し候へば、我等左樣に存じ候ても源藏殿心解け申さるまじくと申し候。其の解し樣相傳へ可申候、向には構はず其の方心ばかりに、扨て扨て痛入たる事かな、能く顧み候へば我等に誤あり、殊に頭人に無禮を仕懸け、無調法、此上は彼方役中は粉骨差はまり、勤むべくと存ぜられ候べし、其の心忽ち向ふに感じ、其の儘仲よくなる事に候。其の方も酒癖あり、我非を知りて禁酒して見られ候へと節節申し候に付不圖得心致し禁酒仕候、其の後正兵衞心入れ、源藏へ咄し候へば扨扨感じ入たる事、痛入耻かしき仕合、此の上は我が中には代へ役申すまじと無二の仲になり、源藏代り申し來り候節、源藏より申遣し正兵衞へも代り申候。仕樣により斯樣に成事に候。扨又當座にて、酒狂にても妄言にても、耳に立ち候事申す人有之節は、其の相應の返答したるがよし、愚痴にて早胸ふさがり、心せき、即座の一言出合はず、之にては殘らぬ仕合せと、打果し申す事タワケたる死樣なり。愚魔ものと申し懸け候はば、タワケ者と返答して濟む事に候、正兵衞も其の座にて御異見忝候へ共、夫は追て差向に承るべく候、諸人の中にては、耻御かかせ候樣聞え申し候、又人の上言ひくらべならば御手前

の上にも御座あるべく候。兎角酒の上にて申す理屈は違ひ申し候。本性の時承り嗜み可申候、先づ御酒御上り候へなどと輕ろく取るならば耻にも成らず、腹も立たず、其の上にても理不盡に申懸候はゞ相當相當の返答して濟む事なり、又茲にはチト様子あり。平素シツカリとしたる所ある者には酒狂人もメツタに言ひ懸り得ぬものなり。先年御城にて何某へ何某ザレ言の上にて碌道具よと申し候を憤り、可打果と仕り候を左郎左衛門成富藏人宿り番にて聞付け扱に、何某夜中に態々出仕候て斷り言はせ濟み申し候。是も其の座にて其の方こそ尖笑り道具よと返言すれば何の事もなく候、始終沈默は腰拔なり。詞の働當座の一言心懸べき事なり。

㊀源藏御究の沙汰承り候に付、何某殿へ參り人を御除け被下候樣にと申し、何事相究めらるゝ事に候哉、幸ひ爰元に參り居り承り屆けず候ては罷り上り難く候、無遠慮千萬の儀に候へども、私心底默止難く御尋仕候、御知らせ被下候樣にと、據なく仕懸申し候に付て、御屋形道具を自分に取遣ひ節々御門外へ出し遊山所へ參り、又下女を召抱へ大酒仕候事、言上の次第申され候に付て扨て扨て落着申し候。何事も無事にて候、數年の留守居にて似合の諸道具は、事缺き不申、御手前樣御越の時分も御覽の通りに候。留守居寄合三四十人の客に不足のもの、御道具より借り申す事に候。是れ御用筋にて候。又御役人方當上方勤に間もなく、外へ出て他方の留守居、國主會合には茶屋之居不參にては御用相すまず候。下女召抱置候事は、數年詰の者は足輕手男迄召仕申す事、御存知の通りに候。大酒仕候事は今に初まり申さず候へ共、酒狂したる事は一度も無御座候。然れば皆以て御咎なさるべき事にて御座なく候。不慣(フナレ)の歩行目附見なれ不申事故御法を背き候樣存じ候て言上仕候は尤に候、留守居役は右の通仕らず候て難成らざるものに候。安堵仕候由申し候て罷歸り候。然れば此の節御免にて、居付に相勤め申され候譯に相成候。物は

言ひ様にて理よく聞え申し候。仕難様にて聞取申す事も有之由。

●何和尚へ耳に口を付け、追院の時分も申し候様、暫は行方も知れざる様成され、夫には及ばずと御差圖の時、佐賀へも御出候時は、現在の時よりは光りさし申し候。今程佐賀御出頭諸人受取申さず候。若し上より御沙汰も御座候ときは、何事も捨て申し候。何和尚追院の後高傳寺に居られ候事御耳に達し、内意にて二度佐賀へ出て申され候儀、罷成らず候。よくよく了簡候へと申捨て罷立候。我身は見えぬ處があるものに候。

●小小性中間五六人、同船にて罷上り候時分、夜中に此方の船廻り他船へ突當申し候、舸子五六人飛乗り舟作法に任せ碇を取上げ申すと、ひしめき候を、承り走り寄り、作法は已れ中間の事、武士の乗たる船の道具を取らせて置くべきや、一々海に切ハムル由唱へ廻り候に付、悉く逃歸り申し候。斯様の時、武士の仕事振か入るものなり。輕き事にはなり廻りて濟ましたるがよし。輕き事に重くかかり手延になり、末は纏らず不出來の事有之ものなりと。

●何某帳納の時、銀不足にて、寄親へ申し達し、金銀の事にて、腹を切らせては殘念の事に候。寄親役に銀子差出され候様にと申し候に付、尤の由にて合力致され、無事相濟候。悪事も破れぬ仕様あるものに候由。

●將監常々申候は、諫と言ふ詞が早私なり。諫はなきものなりと申し候。一生御意見申上られ候を知りたる人なし又一度も理詰にて申上られたる事なし。潜に御納得成され候様申上候由前々數馬も終に御用と申して罷出御意見申上られし事なし。御序に潜に申し上候に付よく御請成され候、外に存じたる者無之候故御誤終に知れ申さず候、理詰にて申上候は、皆我忠節立て主君の悪名を顯はし申し候に付大不忠なり。御請なされざるときは、彌御悪名に成り、申上ざるに劣るなり。我ばかり忠節者と諸人より知られ申す迄に候。密かに申上御請けなされざるときは、力

及ざる儀と存じ果て愈隱密に致し、色々工夫を以て又も申上げ又も申上げ仕候へば、一度は御請成さるる事に候、御請成されず御惡事有之時は彌御味方仕り、何卒世上に知れ申さざる様に仕るべき事なりと申し候。

◯若年の時、一鼎の申されしには、其の方は末頼もしき器量になり、我が死後には、御家を偏に頼み申すなり。大儀ながら、御國を荷うて上げられよ、と涙を流して、申し聞かされ候。其の時、不圖胸にこたへ、此の一言が、荷になり、今に於ても、未だかつて忘れ申さず。斯様の詞、始めて承はり候、今時流行らぬ事にて候。人に教訓するも、身持、心持唷よく、奉公仕り候へと申すが一番なり。是れは我身の慾なり。いかい行違ひなり。斯様の一言最早言ふ人もあるまじ、歎しき事のよし。

◯上下萬民の心入を直し、不忠不義の者一人も無之、御用に立て、面々安堵仕候様仕なすべしと、大誓願を起すべし、伊尹が志の如し。大忠節大慈悲なり。人の僻を直すは我僻を直すよりは仕にくきものなり。先づ一人もえせ申を持たず。近付は本より、見知らざる人よりも、戀忍ばるゝ様に仕なすが基なり、我身にても覺えあり。相口の人より云はるゝ意見はよく請るなり。さて意見の仕様は應機說法にて人々のかたぎ次第に、好みの道たとより取入て言様品々あるべし。非を見立て言ひたる分にては、請けぬ筈なり。我はよき者に成り、人は與敷者に言ひなしては何しに悦び可申哉、先づ我が非を顯はし、何としても直らぬ故、宿願をも懸置きたり。對意の事仕候間潸に意見召され給ひ候様抔といへば、我等も左様にありと申し候時、さらば申合て直す可しと言ひて心に能く請け候へば軈て直る者なり。一念發起すれば過去久遠多劫の罪を滅するも此の心入なり。何程の惡人にても、直き中には直るをじくと思ふべし不了簡の者程不便の事なり。色々工夫して直せば直らぬと云ふ事なし。ならぬと云ふは、なし様足らざ

ろ故なり。何某子を諸人憎み、よからぬ生れ付なれども、祖父以來賴むと云はれたる一言故に、今捨てず、毎朝佛神に祈誓致候、誠は天地に通じたる物なれば驗あるべし。是れ我等一生の願なり。人の好かぬ惡人ほど懇意にして通りたり。誰も請人請取らぬ者どもなれど、我等一人の最負にして、人に逢ては、扨々一ふり有り秘藏の者ども第一は御爲なりと褒立候へば、人の心も移り思ひ直し候、人に少し宛の取柄あるものなり。惡き所ありとも取柄を取持ち候へば益に立つたり。段々取合候者は殿に近年の內御他界あるべし、其の時拙者追腹の覺悟にて、髮を剃り、五六十人の御側の者共へ目を覺さすべし。平素御叱りばかりに逢ひ、大事の時は身を捨て損なる事なれども、是こそ眞の御被官なれ、日陰者公の小身者共が、歷々衆追倒し御外聞を取る事他事なき儀なり。隨分打任せて勤む可しと申合ひ候出頭などのあたまかぶせに苛察成る事申し候時は、打果す可しと申したる者も候へども、扨々取違ひかな、あれは殿の尻拭き役なり。終には潰さるゝ奴なり。夫が目にはかゝらぬか、四五年の內に殿の御外聞取て上げ申す大事の御被官が、今かつたいと棒打ちするものかと申し候て差留め申し候。殿の御爲に諸朋輩と入魂致し、人のよく成る樣に、爲に成る樣にとの大誓願を起し候、奇特にや、我等が申す事は何事もよく請け申され候。又御爲と存じ、着座より下足輕迄に究竟の者數十人入魂にて手に付け、我等が一言にて、忽ち御爲に一命を捨て申し候樣仕置候。又人々心入少しも直り候時は、夫を育て隨分褒め候て、嬉しがらせ、愈よく成り候樣にと申し候へば、進みて直り申すものなり。

●皆人氣短故にて、大事を仕損ずる事あるものなり。何時迄も何時までもとさへ思へばしかも早く成るものなり。時節が降り來るものなり。今十五年先きを考へ見候へ。扨も世間違ふべし、未來記などと云ふも、あまり替りた

る事あるまじ、今時御用に立つ業、十五年過ぐれば一人もなし。今の若手業が打て出ても、半分だけにても有るまじ。段々下り來り、金拂底すれば銀が寶となり。銀が拂底なれば銅が寶となるが如し。時節相應に人の器量も下り行く事なれば、一つ精出し候はば、今の生立には劣る間敷事なり。さすれば十五年過ぎて、丁度御用に立つなり。十五年などは夢の間なり。身養生さへして居れば、終には本意を達し御用に立つ事なり。名人多き時代こそ、骨を折る事なれ。世間一統下り行く時代なれば、其の中にて拔け出るは安き事なり。

●精を出して、人の癖を直したらば、直る筈なり。但我蜂の如し。養子抔も、我に似よ〳〵と云ひ教へいたし候はゞ、似るべきなりと。

●倖人出頭の時か、又上に惡事ある時、多分構なき者迄も氣すさびして、欠伸(アクビ)氣色になり、奉公に精を出さず、沙汰評判ばかりするものなり。斯樣の時、第一口を愼むべし。茲に眼の着け所あり。左樣に在すときは、殿は何と成さるべきや、斯樣に仕にくき時こそ、一入精を出し、よき樣にして上げ申す筈なり。古き家は倖人出來候ても、上に惡事何程出來候ても、十年より内に崩るゝものにてなし。二十年も續き候はゞ危き事もあるべし。是を呑み込んで、左樣の時分十年より内に仕直して御家を抱き留めて上げ可申しと存ずべき事に候。身にかゝらぬ者迄も早氣草臥れして、宜しからざる事と、ソゾメキ廻り、御家中範になり、ウソソケ候故、世上へも洩れ聞え、十年の内にも崩るゝなり。惡事は内輪から多分言ひ崩すもの、總べて人の上の惡事を、惜まぬがよきなり。いらぬ處に敵を持ち害に成る事あり。惡人も此方を賴む樣にして、折あひよき樣に仕なして遣はすべきなり。

●氣力さへ強ければ、詞にても、身の行にても、道に叶ふ樣に成るものなり。是を膽よりは褒るなり。然れども心

に聞にれたるときは、一句も言へぬものなり。心の間はどの下の句は、諸道の極意とも申すべきものなり。よき目附なりと。

●功者の咄など聞くときは、たとへ我が知りたる事にても、深く信仰して、聞くべきなり。同じ事を十度も二十度も聞く中に、不圖胸に請取る時節あるものなり。其の時は格別のものになるなり。老の繰言と云ふも功者なる事なり。

●事によりては、よしや主君の仰せ付けにせよ、又諸人に愛想を盡きさせても、ダダを踏み廻つて打ち破つてのけねばならぬことあり。これも畢竟主君の御爲め、一偏の心入れさへ出來れば、紛れぬものなり。何某事御前樣附にて御死去の時、上より差留らるゝと申し候て髮を剃り申されず、表より仰せ付けられ候人さへ、剃髮仕り、興無く候故、附役業剃り申し候。斯樣の時などは、御意にても、差圖にても聞入れず、上にも御家老衆も御存有るまじく候。傳高院樣附の男女六人追腹、上代には八並武藏覺悟仕候。上の御外聞にて候へば承引仕らずと申し切腹候となり。

●山の奥まで閑(シツカ)にして、適々(タマタマ)問ひ來る人に世間の事を尋ね候へば、殿樣公儀御首尾よき事御慈悲の御仕置きの沙汰ばかり承り候て、日出度御家、日本に並ぶ所有間敷候。此の前宜敷からざること共有之候へ共、自然とよき樣に成り行き候は、不思議の御家、御先祖樣方の御加護有之て御仕置被遊候儀かと存じ候由。

●或る浪人衆申され候は、他國出を差免るされず、浪人者に飯料も下されざるは、御無理成る事、他國へなりとも出候はゞ、渡世の仕樣も可有之候。追付惡事に罷り成るべくと申され候に付て、他國を差免されざるが難有事にて

可有之候。浪人は御意見にて候。大切に思召さるゝ故、他國へは差出されず候。斯様なる主従の契り深き家中は又有るまじく候。御懲らし成され候て、段々召出さるゝ事にて候。惡事に成ると申す事は、數年前より申す事に候、面々苦痛さに上を恨みて申す拵らへ事と相見え候。御罰危き事に候と申し候へば、又今佐賀の士とも朝は辰まで休み、役義には虚病を構へ、自墮落千萬の風俗と申され候に付、夫が御家の强みて候、利口發明にかせぎ廻り申す者は、斯様に仕候はば、他方にては大身にも成るべきに、御褒美も無之などと存じ、臆心(ワキゴコロ)出來可申、御譜代相傳の侍に候へば元來臆心出來申さず、誰教ふるとなしに、爰に生れ出で爰に死ぬと落着き、我宿と存じ候に付、緩々と朝寝も仕り候、是程の强み何處に可有之やと申し候へば、又御家の鑓先鑓先と云ふ、武國なりと申し候手前の言ひなしにて、他方には知れざる事にては無之哉、書物にも見及び申さざる事と申され候に付、御鑓先の事は記錄に相見え候。島原戰死四百に及び候は鎌倉崩には勝り申すべく候。是は武國と申さず候て叶はざる事にて候。他方の知り手にては太閤様權現様など御褒美の事、是は近代目持たずとは言はれぬよき證據人にて候。と取合ひ申し候。永浪人(ナガラウニン)などは退屈にして意恨に存じ、惡口を仕り候。夫故運盡きて歸參も仕らず候なりと。

●すてものも盡くしたる者にてなければ用に立たず、丈夫窮屈ばかりにては、働なきものなりと。

●愚見集に書付け候事、奉公人の至極は家老の座に直りて御意見申上る事に候、此の眼さへ付け候へば、餘の事すてものなどは免し申し候、扨々人はなきものにて候、斯様の事に眼の付たる者一人もなし、適々私欲の立身を好みて、追從仕廻る者あれども、是は小欲にて、終に家老には望みかけ得ず、少魂(コダマシヒ)の入らぬ者は、利欲を離るゝと思ひて、踏込みて奉公せず、徒然草撰集抄などを樂み候。兼好西行などは腰ぬけスクタレ者たり、武士の業がならぬ故に

ぬけ風をこしらへたる物なり。今にも出家極老の業は、學びても可レ然候、武士たる者は、名利の眞中（マンナカ）か地獄の眞中（マンナカ）に駈け入りても主君の御用に立つべきとなり。

○我等親七十歳の子にて鹽賣になりとも呉れ可レ申と申し候處、多久圖書殿神右衛門は陰の奉公を仕ると、勝茂公常常御重なされ候へば多分子孫に罷出て御用に立ち申すべしと御留め、松龜と名を御付け、枝吉利左衛門より袴著せ申され、九歳より小僧にて、光茂公被ニ召仕一不携と申候、綱茂様よりも御屏被レ成御火燵の上に居り候て、ワルサ致し御かるい成され候ては、御遊なされ、其の時分何ともならぬワルサ者にとられ申し候、十三歳の時髪立て候様にと光茂様被ニ仰付一、一年引入居申し、翌年五月朔日出申し、市十と名を改め申し候て御小姓役相勤め申し候。然る處倉永利兵衛引入れにて、元服いたし御書物役手傳被ニ仰付一餘りの取りなしにて、權之允は歌も讀み申し候に付、若殿様よりも折々召出され候と申上られ候に付、差支暫らく御用無レ之候、利兵衛心入れは其の身の代人に仕立て可レ申存入と後に存じ付き候、右の後江戸御供も仕らずブラリと致し罷在候に付て、以ての外不氣味に成り、其の頃松瀨に湛然和尚御座候に、親より賴み申すと申置候に付て、懇意に候故節々參り出家仕かとも存入候、其の様子五郎左衛門見取、前神右衛門加増地を差分け可レ申と數馬へ內談仕りたる由承り候、弓矢八幡取間敷と存し候處、請役所へ召出され新に御切米仰付られ候、外に兩人あり、此の上は小身者にて人より押下げらるゝは無念に候、何としたらば心よく奉公可レ仕かと晝夜工夫申し候、其の頃每夜五郎左衛門噺しを承りに參り候に、古老の噺に名利を思ふは奉公人にあらず、名利を思はざるも奉公人にあらずと申傳へ候、此のあたり工夫申し候様にと申し候故、彌々工夫一篇に成り、不圖得心申し候、奉公の至極の忠節は、主に諫言して國家治る事なり、下の方にグドツキ廻りては

益に立たず、然れば家老に成るが奉公の至極なり、私の名利を思はず、奉公名利を思ふ事ぞと得と胸に落ち付き、さらば一度御家老に成りて見すべしと、覺悟を極め申し候、尤も早出頭はノウヂ無く候間、五十歳より仕立可ㇾ申と存み込み、二六時中工夫修行にて骨を折り紅涙までにはなく候へども、黄色などの涙は出て申し候程に、此の間の工夫修行則ち角藏流にて候、然る處に御主人におくれ兼々出頭仕り候者は、スクタレ御外聞を失ひ申し候に付て、如ㇾ此罷成り候、本意は不ㇾ遂候へども、捷(シカ)と本意を遂げ申し候事、段々咄申し候通にて候、思ひ立つと本望を遂ぐるものに候、又御用立ち候ものゝ罰こき候は自慢の天罰故に候、此の事愚見に書附候通なり、誠に身の上咄、高慢の樣に候へども、奥底なく不思議の因縁にて、山家の閑談他事無き有體咄申し候となり。

翌朝

手こなしの、粥に極めよ、冬籠り　期醉

朝顔の、枯蔓もゆる、庵かな　吉丸

葉隱 第三卷

此の一卷は直茂公御咄、茂宅聞書、柴田聞書、御代々御聞書に無レ之事を書付候也。

（編者曰く、此の一卷は主として、直茂公の言行を録取したるものにして、總て五十八節あり、尙直茂公聞書より四十五節を摘出し、之れを補遺としたり）

●或る時直茂公の仰せに、義理ほど感深きものはなし。從兄弟などが死にたるときでも、涙を流さぬこともあるなれども、少しの縁故も、些細の由緒もなき、つまり見もせぬ人や、知りもせぬ人や、又五十年も百年も、以前の人の上を聞きて、義理なる事なれば、覺えず落涙するものなりと仰せられし由。

●小早川隆景より、何方へ使者を以て事六ヶ敷口上申遣さるゝに付て、直茂公へ口上指南被レ下候樣にと、右使者佐賀へ差遣はされ候、御面談の上口上聞し召され、仰せられ候は、御口上に申す處（非難すべき處の意）少しも無レ之候、但し是は詞の色の入る口上にて候、凡べて舞・平家なども上手のを聞いては落涙に及び候、下手のは同じ文字節にて候へども、涙出不レ申候、是は御手前心得の爲め申し候由、御意成され候へば、右の使者難レ有由奉レ感服歸候となり。

●直茂公寒夜に御火燵を成され、陽泰院樣へ御意被成候は、扨々寒き事にて候、火燵に居てさへ堪へがたく候間、下々は何として夜を明し可レ申哉其の内に別して難儀の者は誰にて可レ有レ之哉と仰せられ候、陽泰院樣も誠に火燵

にても寒さを防ぎ兼候が、百姓どもは火燵も持申すまじく候と仰せられ候、去りながら薬火なりとも温を取り、火箱などにても温まり可ν申、別して凌ぎ兼ぬる者は何にて可ν有ν之哉と色々御評判なされ候末に、直茂公仰せら候は、第一難儀なる者は牢屋の者共なるべし、火の取扱相成らず、壁もなく着物も薄く、食物も有る間敷候、扱々不憫の事かなと御大儀様返す〴〵も御意なされ、牢屋へ幾人居申候哉、即刻相改めて、申上べき旨仰せ出され、筋々の役人より申遣し、夜中俄に改め、書面差上、何の仔細に候哉と、役所々々に控へ居り申し候、右書面御覧なされ御台所に粥を仰せ付けられ、即刻牢屋へ遣され、罪人ともに拝領せしめられ候、涙を流し有難く頂戴仕り候由、右は少時の尼(正誉)若年の時分御前に罷出候が、御直に承候趣、老後に咄申され候を常朝師承り候由、直茂公陽泰院様への御詞つかひさうせよ、かうせよと仰せられ候由なり。

○太閤秀吉公薩摩入の時(島津征伐のとき)、軍奉行より、先陣龍造寺の道押しが、軍法に背き、不埒に御座候間、行列直ほし申すべ由申され候。太閤聞こしめされ、申さるゝには、凡そ軍に法なし。只敵に勝つを軍法とす。抑々龍造寺家は、九州の鎧突なり、さればあの通りにて、仕覺えあるべし、なまじひなる事を云ひ出でなば却て恥をかくべしと、御呵にて候由。

○太閤秀吉殿下の御前にて、諸大名、集つて挿花を催されしとき、直茂公の御前にも、花入花具等出だされ候。(元来直茂公は)終に生花などなされしこと之れなく、御不案内にて花を雙手に一握りに握り、根元を突きて揃へられ花入にそつくと御立てなされ候、殿下御覧候て花わろく候へども、立てぶりは美事と、仰せられ候よし。

○佐賀御城御普請、御成就の上、直茂公御覧なされ候様にと御座候に付、御駕にて御出なされ候、勝茂公は立付(タツツケ)を

召し、御出なされ、物合ひの一通り一々御講釋なされ、彼方此方と御働きなされ候、直茂公御側の衆へ御意成され候は、信濃殿(勝茂)は城取の敵合を出し、講釋せらるゝが、腹切場所を忘れては居られぬかと仰せられ候由。

●直茂公は總べて繩張備立などゝ申す事は大形(疎略)に遊ばされ、唯御家中一和仕り御主人を敬ひ奉る様に成され候、自然のときは上下一致に突き懸り、切崩し申す事を大切に思召入られ候由なり。又御軍法一通は國主より外には、家中の者、誰も存じ不申様成され候が、直茂公の御流儀にて候物前にて唯御一言にて埒明申し、御仕組秘事御座候由、御軍法の大概にても、御家中の者存じ候へば、自然敵方に漏れ聞え、又は其の場の指圖を不うけ我儘仕る事も可有之哉となり。カチクチと申し口傳授御世替の時有之事に候由、又小城にも御代々御傳へ御座候由。十三箇條とも申候なり。

●隆信公(龍造寺隆信、島原の城主有馬義純が反して薩摩に從ふに及び、之を攻め、利あらず、島原に戰死す)の御首、薩摩より送り來り、筑後國榎津に參着す。是れ即ち、我が肥前の風の、强弱を試しみんとの、島津の計略なること、直茂公早くも看破なされ、大隈安藝守に仰含められ、御首を差返され候。これより島津家も、極めて用心致し候由、御首は、薩摩の使、肥後國高瀨願行寺に埋めて歸國せりとのことなり。

●元茂公へ直茂公御話し相成り候には、上下によらず、時節到來すれば、家が崩るゝものなり。然るを、其の時崩すまじとすれば、見苦しき崩し様するものなり。時節到來と思はゞ潔く崩す方、當に見よきものなり、其の時は抱へ留むる事もありと仰せられ候由、月堂様御咄を禪界院殿御覺の由なり。

●直茂公、當時氣味よき事は、必ず後に悔ゆる事あるものなりと、御意なされ候由。

●隆信公、御軍功段々募りしかば、或る夜御酒宴を催され候。そのとき御庭の隅に、人影見ゆと女中など云ひけるをもて、何者ぞと御尤めありければ「左衛門太夫」と答へ抜鎗を持ちゐたりければ「何故に其處に居るか」と隆信公仰せられしに、答へて「世上に敵多きをりからなれば、御油斷なさるべき時節にはあらず、今夜御酒盛と承りしを以て、心もとなくて御番仕りぬ」と、隆信公御感心淺からず、是にて酒まゐられ候と仰せられ候に付御座に御通り成され候處、寒夜にて御手こごえ御持なされ候鎗、御手より離れ申さず候由。

●太閤樣の仰せに、龍造寺隆信といひしものは、天晴の名將と思はれ候、其の仔細は、鍋島飛驒守（直茂）に、國家を打まかせ候は、能く人を見知りたるものなり。今飛驒守を見て思ひ知り候と。

●直茂公の仰せに、我が氣に入らぬことが、我が爲めになるものなり。

●太閤樣名古屋御在陣の節、九州大名の内方を召し寄せられ、御遊興成され候、陽泰院樣にも御出成され候にと申來り候に付、御斷り仰せられ候得共、一度は御目見（オメミエ）成され候樣にと申し來り候に付、御額角（オヒタイカク）に御つくり、異形の御面相にて、御出御目見成され候、其の後御出なされず候。

●或る山伏が黑田長政（筑前の國主）へまゐり、昨夜の夢に、長政公五ケ國の大守に、ならせられ候と見申し候と申す。長政答へてさて〳〵瑞夢早々知らせくれて、過分に思ふ、やがて五ケ國の大守に相成りなば、其の節祝儀遣すべくと申され候て、お返し申され候。彼の山伏は案に相違し、直茂公の御前へ罷越し、御目にかゝり、貴公五ケ國の大守となられし靈夢を、ゆめみ申し候と申し上げ候、公答へたまひて、さて〳〵祥夢、早速知らせくれ過分のことゝ仰せられ、金子百疋下され候。或る時家來申し候に、筑前にては云々のよし申し候に、金子など下され候は

いかになど〻、下々取沙汰仕り居り候由、申し上候。公仰せられ候には、凡そ道のものは、其の道にて、立つて行かねば叶はぬものなり。山伏などは、彼の様たる事共を云つて、人の施を受くるものなり。夫故に金子を惠みたる由申され候。御心のほど感じ入るばかりに候。

●陽泰院様勝茂公へ仰せられ候は石井一門の者に以後迄雑務役を申付けらるまじく候、此の役澤々積み申し候。雑務方致し候者は多分盗をして死罪に逢ひ候、手に觸れ候故欲しく成りて盗をするかと相見え候。役を仕らず候はゞ欲しき念も起らず、盗み致すべき様無之候、我等身の切れ（血緣の者）の者共に候へば、不憫にて斷り申すと仰せられ候由。

●直茂公御小姓衆を呼ばせられ、泉水の水は何程あるや見て參れと御意なされ候、八合ばかり御座候と申上げ候。又一人呼ばせられ同様に仰せ付られ候、八分程御座候と申上候に付、八分がよく候、八合は聞きにくきぞと仰せられ候。

●直茂公御側に、御懸に召仕はるゝ新參者あり。或時古老の衆申合せ御前に罷出て、今程何某を別て御懸に召仕はるゝと相見え申し我々鑓突き候時分終に相見え不申、先途の御用に相立候儀心得申さず候が、如何様の思召入にて御懸に召し仕はれ候哉と申上候。直茂公聞召され、如何にも兄の存じ分にて候、彼者先途の御用に立たる者にても無く候へども、我等氣に入り、安心く候故、尻をも拭（ヌグ）はせ申し候、其の方達には斯様の事はあつらへ難し、鑓突き候時は、其の方達を頼み申す事に候と御意なされ候由。

●直茂公高麗御陣の時、御武運の爲、京都愛宕山威德院へ護摩堂御建立なされ候、是れ愛宕護摩堂の始なり。其の以後細川殿より護摩堂建立夫より後公儀護摩堂御建立あり、一年燒失の後、勝茂公御再興成され候。其の律院に

及び候を、吉茂公の御代、威德院訴訟、京都留番高木惣兵衛取次、御再興成され候也。

●玉林寺住持金峯和尚直茂公御新爲の師なり金峯和尚嘉瀬に居住あり、直茂公仰せられ候は多年の厚恩報い難き事に候、今嘉瀬の隱居所へ知行百石附進すべしと御意なされ候。金峯和尚承り其方數年の武篇は我等珠數の房を揉み切て致させ候に候事を早忘却候や、今知行百石にて、付け離すべき所存と見えたり。恩を知ろし召さば、一生懸意ある筈なり。夫にては、此の先き危きかと殊の外立腹にて候直茂公聞召され、さらば知行は遣はす間敷候。御勘忍候へと仰せ候由。

●直茂公は梅林庵にて御手習遊ばされ候。其の時分梅林庵近所の實持院、御齋、御衣裝、諸事の御給仕心に入れ勤められ候、公御成長の後、實持院へ、何にても望みの事、相叶へ遣はさるべき旨、仰せられ候處、私何も望み無之候、蒟蒻を一生給はり申度候、御懇に仰せ下され候事にて候間、此の望御叶へ下され候へかしと申上られ候。夫より一生の内二日に一度宛、御使者にて蒟蒻を遣はされ候由。

●直茂公へ金峯和尚見舞の節は、御咄久しく有之候、一宿の時は、御夫婦樣の中に、臥り申され候。或時夜明けて目を覺まし見申され候へば、直茂公御座なされず御前樣ばかり御寢み御座成され候、金峯和尚驚き起上り見申され候へば、公は次の間に靜座にて御座成され候。何時も夜明けに、長脇差御さし靜座遊ばされ候、金峯立腹にて以の外ねだり申され候由。

●慶長二年四月五日大阪御城にて高麗奉行蜂須賀阿波守、安國寺、鍋島加賀守、右三人にて談合可申由仰せ出され候。同六日太閤樣御手前にて、御茶遣はされ候楽直茂公、池田伊豫守、京極侍從、さ候て直茂公へ御引手物（オヒキテモノ）、御脇差

御筒服、銀子五十枚、秀頼様より御筒服壹重御拜領成され候。

五月九日辰の刻、數寄屋へ御成なされ同席の人數太閤様、羽柴大納言殿、富田左近將監殿直茂公御手前にて御茶の湯過ぎ候へば書院へ御移り、藤八郎殿へ御目渡され候。夫より廣間へ御出成さる直茂公藤八郎殿よりの御進物御覧成され候、即ち廣間にて御目見えの衆龍造寺作十（諫早石見殿なり）後藤木情次（鍋島若狹殿なり）鍋島平五郎（主水殿なり）小川平七 鍋島和泉守なり）右四人置太刀にて御目見え、夫よりかく屋舞屋へ御移り夫より御クツロギの間に御移り成され候、夫より風呂屋御覧成され夫より又書院へ御移成され、書院にて終日の御咄の事、書院にて、こしめされ候、御膳部其の他直茂公へ遣はされ候、銀子三百枚即直茂公に御拜領、晩方還御成さる、直茂公御禮の爲御登城の時又御膳遣はされ候事同十一日の朝於山里太閤様御手前にて御茶遣はされ候衆鍋島加賀守、寺澤志摩守、生駒雅樂頭、有樂様なり（以上栗山書付にあり）

●慶長二年酉三月、太閤様より召させられて候て、加州様（加賀守直茂）高麗より御歸朝、佐嘉へは御立寄なく、柚瀬山へ一泊（今の通天庵なり其の時池上六太夫宅なり）直様大阪御上り同五月九日大阪此方屋敷へ太閤様御成の事。六月初頃は加州様佐賀へ御下着成され、萬事仰せ付けられ、早々高麗へ御渡海、御打立の日は御祝酒の塚崎（柄崎とも書し現時の武雄）へ御一宿、翌日伊萬里御越候事。（栗山書付にあり）

●齋藤用之助、内證（家事向）差支へ、晩の飯料も無之候に付て、女房歎き申し候。用之助承レ之、女なりとも武士の家に居る者が、米などの無きとて、草臥(クタビレ)候事、腑甲斐なし、米は何程にてもあるなり、待つて居り候とて刀を取り外に立出候へば馬十疋ばかり米を負ふて通り申し候。用之助之を見て是は何處へ參り候哉と申し候へば、百性共藏

は御本丸の下臺所に納め申すと申し候、さらば斯ら參り候て我等臺所へ下ろし候へ、我等は齋藤用之助と云ふ者なり。役者衆へ引合申す米有る事に候。彼方此方(アチコチ)(運搬)致すは其の方共太儀にて候。手形は出し申す事に候間、是を庄屋へ見せ候へと申し候、百姓共請合申さず、直に罷り通り候に付用之助立腹致し、刀をスパと抜き、一人もやるまじきと申し候に付、持々手を立て斷り申し候て、用之助所へ持越、手形を取り罷歸り候。用之助女房へ申し候は、是程米は澤山にあるなり。心任せに使ひ候へと申して罷在る處に、右の段相聞え、用之助御究に相成候處有體に申出候。御衆議の上、死罪に相極り、例の如く、加州樣御耳に達し候樣にと、仰せ付けられ、當役の衆三の丸へ罷出、右の次第申上候、直茂公聞召され候て、何共御取合なく御前樣に申され候は用之助は殺され候由、扨も不憫千萬の事なり日本に大唐を副へても替ゆましき命を、我等の爲に數度一命を捨てゝ、用に立ち、血みどろに成りて肥前國を突き留め、今我等夫婦の者、殿と云はれて安穩に日を暮し候は、彼の用之助共が働き故にてこそあれ。就中用之助は究竟一の兵(ツハモノ)にて數度の高名したる者なり。其の者が米を持たぬ樣にして置きたる我こそ大罪人にて候。用之助には咎は少しも無きものを、彼を殺して我は何として生きて居らるゝものぞ。扨も可愛想なる事と御夫婦御落涙にて、御愁歎大形(オホカタ)(一通)ならず候。御意を請けたる衆、迷惑致し、引取罷り歸り、勝茂公へ右の儘に申上られ候へば、扨々勿體なき事にて候。何をがな孝行可申上とこそ存候へ、左樣に被思召用之助何しに殺し可申哉、早々三ノ丸へ罷越し則ち差免し候通、申上候にと仰せ付けられ、用之助差免さるゝ段御耳に達し候へば、子ながらも過分なる事、之に過ぎすとて御本丸の方を御拜み被遊候由。

●勝茂公鐵砲的御覽成され候處、齋藤用之助火蓋を切り空に向て放ち申し候。矢廻の者共玉なしと答へ申し候、用

之切立ながら高聲に申し候は、何しに玉があらうか、此の年まで終に土射たる事なし、然れども妙な生れ付にて敵の胴中は迦したる事なし、其の證人飛驒殿生きてござると申し候、勝茂公以の外立腹御手打の御氣色に相見え候が其の儘歸城なされ、諸人興をさまし居申し候。則三の丸御出、唯今斯の次第にて御座候、私を主人とも不存人中にて耻を與へ申したる者にて候間、手打可仕と仕候へども、御前樣御秘藏の者にて候故、滿堪忍致し、是迄罷出候、どの通にも仰せ付けられ下され候樣にと、殊の外御せき成され仰せ上げられ候。直茂公聞召され其の方立腹尤も至極に候、則寄親何某に腹を切らせ候へと、荒らかに仰せられ候。勝茂公聞召され、組親何某は無調法無御座候。唯用之助をどの通にも仰せ付け下され候樣と仰せられ候。直茂公聞召され、頃日組頭共へ申聞け候は、斯樣に打續き天下泰平の事に候へば、若き士とも油斷致し、武具の取扱も存ぜず、徒に罷在候ては、自然の時、用に立たざる事候間、先づ近々鐵砲的を射させ、信濃守に見せ候て可然と申し付け候。是は不鍛錬の若輩者どもの事にて候。夫に老人の用之助を引出し、若輩者並に的を射させ候事、無調法千萬、寄親落度此の上なく候。用之助が申し分尤も至極に候。彼者が證人は成程我等にて候。早速組頭切腹可申上由、嚴敷仰せられ候に付て、勝茂公重ねて御詫罪仰せ上げられ相すみ申し候由。

●直茂公口宣の事

一從五位下口宣

一加州樣に御受領の時口宣

豊臣信生と有之

天正十七年正月七日

㊀豐前守殿御身形は最初鹽田にて候、直茂公仰せ付に御家中の者、豐前守御家來衆と公事沙汰喧嘩口論等仕出候はば、理非に依らず、御家中の者負に仰せ付けらるべく兼て仰せ出し置かれ候由(脫室老咄なり)

㊀於伏見御城高麗陣御僉議の時、太閤、御前にて、隆景色繪圖をひろげ、赤い國へは此の道より打入り、白い國を通り候てなどゝ申され候。直茂公其の座に御座成され、委許にて面々の御僉議は益に立つ間敷と思はれ既に其の旨仰せ上げらるべくと思召され候へ共、若し御意に逆ひ申す儀もと御控へ成され候。扨高麗にて段々御仕寄成され候に、伏見にて御僉議と少も違ひ申さず、直茂公其の時の御一言、御控へ、御仕合せと思召され候と御咄の由。助左衞門殿咄なり。右は前方に隆景など、潜に渡海候ての事かとなり。

㊀三ノ御丸にて、密通仕候者御僉議の上、男女共に御殺成され候。其の後、幽靈夜毎に御内に顯はれ申し候。御女中衆恐ろしがり、夜に入り候へば外へも出で不申候。久しく斯樣にて候故、御前樣へ御知らせ仕候に付て、御祈禱施餓鬼など仰せ付けられ候へども相止まず候故、直茂公へ仰せ上げられ候。公聞召され、扨々嬉しき事哉。彼者共は、首を切り候ても事足らず、憎くき者共にて候、然る處死し候ても行き處へは行かず、迷ひ廻り候て、幽靈になり、苦を受け浮び不申、嬉しき事なり。成る丈け久しく幽靈に成りて居り候へと仰せられ候。其の夜より幽靈出不申候由。

慶長十一年丙午、公上方御留守の間、密通露顯御歸國の日捕レ之候。其の内慶賀と申す坊主を取損し、御藏に入り戸を立て切籠る、依之牟田茂馬刀を差さず、内に入つて面談し、和議を以て搦取候、女中は乳人、おとら、お千

代、お龜、松風、かるも、おふく、あいちや合せて八人なり。男は中林清兵衛、同四右衛門、三浦甚之丞、田崎正之助、慶加、七右衛門合せて六人なり。本庄若村の廟にて成敗仰せ付けられ候。

⦿直茂公千栗(チクリ)御通の時、此の處に九十歳餘の者罷在候。目出度老人にて候間、御覧遊ばされ候様にと申上候。公聞召され、夫ほど見苦しき者はなし、幾人の子孫どもを見倒したらん。何がめで度かるべきと仰せられ、御覧遊ばされず候由。

⦿直茂公の御前妻は高木肥前守の娘にて候。此の高木の末は諫早(イサハヤ)の三村惣左衛門の由なり。御離別以後、筑後の鐘ケ江甚兵衛に嫁娶候なり。高木の正徳寺に御收まり候。主水殿(日妙)の御内方元林様は右御前妻の御腹に御出生たり。日妙事は陽泰院様の御甥にて候。日妙の御袋は石井安藝守殿御戰死以後、深堀茂宅へ嫁娶仰せ付けられ候由、助右衛門殿の御咄なり。

⦿隆信公御戰死以後、直茂公御念じ成され候は、某儀島原にて御供仕筈に候へ共、一度薩摩に仇を報じ申すべき爲存命仕乾度取懸申す可くと存じ候處、勇士共は島原にて討死仕り生殘り候者は、老人若輩共故、所存に任せず、推し移り候。此の事相叶はざる以前に御弔ひ仕候ても、御請遊ばさる間敷と存候間、御弔仕らず候、一度念願相叶候様に御守護遊ばさるべき由御祈念遊ばされ候、然る處大閤様薩摩退治の爲御下向に付て、直茂公より仇敵の間柄故先陣仰せ付けられ候様にと御願成され相叶申し候。直茂公御祈念に今度先陣仕り念願相叶ひ罷歸り候て濱城鬼門に一寺建立仕り御弔を始め永々當家の弓箭の守護神と崇め可申候。偏に御威力を加へらるべき由、隆信公の尊靈に御祈誓被成候て、御出發遊ばされ候。島津兵庫頭降參に付御褒美の爲政家公へ羽柴御苗字直茂公へ豐臣氏並小袖二襲

拜領成され候（政宗公御苗字御拜領は天正十六年大阪御参上の節、大友立花御同前に御官位御苗字被下候由、馬渡咄なり）御歸國の上金剛山宗龍寺御建立、御七年忌の御法事より、初めて御弔被成候。戰死の面々も同前に弔成さるべき由にて直茂公御自筆にて書付遊ばされ候、右御拜領の小袖一つは御寺納成され候。一つは御城にあり、宗龍寺の住持年頭には右御小袖を着仕り、天下泰平、國家安全の御祈禱仕られ候由、扨又川上棟木の銘に羽柴肥前守政家と有之由、宗智寺御塔には鍋島加賀守豊臣朝臣直茂公と有之候由なり。

一直茂公耳に瘤出來候、誰か申上げ候は、蜘蛛の元（絲）にて卷き切り候へば、切れ申すものに候と申上候故、世話しきものなりと仰せられ、右の通遊ばされ候、其の跡ただれ段々に腐り申し候。御養生成され候へども、癒申さず候に付、我等唯今まで人の爲に良き樣にとばかり何事も致し候へども、聞候處に違有之て、我知らずに誤り候事ありと見え、天道より耳に御尤めある事と存じ、くされ死しては子孫の耻に候間、大破に不成内に死に候へかしと仰せ、其の後は唯御病氣とばかり仰せられ、深く御秘し遊ばされ候が、御絶食にて御藥も召し上られず候。勝茂公より、親の死場に藥を呑ませ申さぬ事、後日の批判も面目御座なく候間、御藥を呑ませ候樣にと仰せ上げられ候に付さらば信濃守が爲に候間、輕き藥を呑ませ候樣にと仰せ付けられ、御藥煎じ役林榮久仰せ付けられ候御藥差上候處榮久召し出され、以の外の御立腹にて、其の方は心安者にて律義なる者と存じ候故藥の事申付候へば、不屆千萬の儀を仕候、此藥には米を加へたるものなり、有體に申し候へと御意なされ候。榮久涙を流し、數日御絶食、御力も御座あるまじく候へば、せめて御藥に少し米を入れ煎じ候て差上げ、御力付遊ばされ候はば、御本復可被遊と存じ候て成程米を加へ申し候由申上候。斯樣に仕らざる樣にときびしく仰付けられ候。御病中石井正礼を召出され、今

夜中に書院を解き除け度く候。人足物音仕らざる様に可成哉と御意成され候。安き御事にて御座候由御請申上げ一
夜に解き除け少しも物音仕らず候。翌朝御覧成され何と致し候へば物音仕らず候哉と御尋ねなされ候。正札申上候
は夫丸(人夫)に柴の葉を噛へさせ申し候と申上候。公聞召され、よく仕候、夫故其方には申付け候、扨泉水の中島
の石を、書院の跡に逆修に立て可申候、野面石(ノヅラーイシ)にて塔を立て候へば、子孫がなきものと、ウバ、カカ共申し、人が
不氣味に存ずべく候間、石の裏を斧にて切形付候様にと仰せ付られ、御銘書は暫く御工夫遊ばされ、鍋島加賀守豐
臣朝臣直茂と御書かせ成され候。右の御屋敷宗智寺なり。御塔も有之候也。但し御死去前年御建成され候なり。
●直茂公御夢に、與賀の宮の前を御通遊ばされ候處、御跡より加賀守加賀守と呼ぶ聲仕候に付、御見返り遊ばされ
候へば、白張裝束の人石橋の上に御立ち、闇くしてたらぬと仰せられ候。御夢心に扨は常燈をあげよとの御事なる
べしと思召し夫より常灯差上げられ候。御隠居以後も直茂公より差上げられ候に付、今に小城よりあがり候由。
●直茂公最前の御前様御離別以後ウハナリウチ(後妻打)に折々御出で候へ共、陽泰院様御取持御町噂に候故、納得
にて御歸の事度度にて候由。
●日峯様御存世の内より、在々の者共、わかり兼たる事有之候時は、佐賀の方を拜み、鬮を取り候て加州様御教え
なされ候と申し候て、相定め候由。
●藤島生益宅に、早朝本庄院住持参り、今朝御神體御身拭仕るべき爲、寶殿を開き候へば、御首落ち居り候。早々
申上べき爲、御首も持参仕り候と、袈裟に包み差出し申され候。生益申し候は御首は御覧成さるる物にても無之候間
御持歸成さるべく候、右の段は則申上べくと申し候て、出仕致し申上候處に、直茂公以の外御立腹扨々憎き坊主か

た、加賀守をダマシ可申と仕候哉、則穢多共召され、拷問にて有體に言はせ候樣にと仰せられ候。生盆落着難く、御駕を存じ候て申し候處拷問仕候儀は如何と申上候へば、殊の外御叱り、其の方は成るまじく、余人に可申付と仰せられ候に付、生盆申上候は、成り申す間敷にては御座たく候、左樣に御意成され候はば、則罷り越すべしと申上範守（年番）織部召連れ罷越候處に、住持出會申され候を、手を取り加州樣御立腹則拷問と仰せ出され候と申し候へば段々迷惑成る儀合點參らず候と申され候。生盆申し候は、出家たる者が、穢多の手に渡り候上にて、白狀は見苦敷可有之と申候に付住持申され候は、然らば有體可申上候、御身拭仕御神體動き候故、御首落ち申し候に付、不圖心付き、斯樣に申上候はば、御造營も成され、寺も榮え可申しと存じ候て申上候由白狀仕候を生盆急ぎ罷歸り、白狀の通申上候へば、最前に違ひ、御笑なされ候。生盆せき上り、私をダマシ申たる意恨晴しに磔に懸け申べく候間、其に被下候樣にと申上候。直茂公愈御笑ひ成され、其の方は最初眞實と思ひ候故、今腹立ち候。我等は謀計の儀を早く察し候に付て、其の節は腹立ち候へども、今は左樣に無し、彼の坊主此の中、我等社參の度々に寺に立寄候樣にと申し候故、一度立寄候へば吸物出し候が、椀の底に土付居り候。左候て、頭を地に付け難有事などゝ申し、左樣に存じ候はゞ、我等に拵ゆる膳の心遣をこそ、念入れ申可き事、賣主奴と日來存じ候が、斯樣の事工み出し候。新圖所の事に候間、唯住持を代へ候樣にと、仰せ付けられ候由、生盆痛み入候と物語の由、清左衞門咄の由なり。

●稻垣權右衞門御暇被下候事

直茂公の御代に、御家中の者共上方の事一向存ぜず、公儀方勤めの者倉町九郎一人ならで無之候。國廻り上使の付廻りを九郎に仰せ付けられ候處、上方業は銀の轡をはめ申し候間、早々仰せ付けられ候樣にと註進仕候。又野かけ

にて上使より辨當振廻の時、毛氈を敷き有之候を、何としたる致樣かと色々に工夫致し、毛氈を膝に懸け辨當をたべ申し候。みがき轡、毛氈などさへ見知らざる體の人に候へ共、責めて公儀方九郎ならで無候わけで御事缺に候故、稲垣權右衛門と申す浪人を二百石にて召抱へられ候。其の時分高傳寺御參詣の處に門前に張紙

御譜代の、ものだに取らぬ、知行をば、稲垣が來て、二百石取る

と書付あり。御歸りの上譜代の衆にさへ無沙汰致し、他方の者に知行呉れ候事、何れも不合點の段尤至極我等誤り痛入候、公儀無調法にても、國家の害には成らずと仰せられ、權右衛門へ右の段仰せ附られ、御暇被下候由。

●永祿十八年の秋、太閤大明征伐の爲、道を朝鮮に求められ候へども、朝鮮請合不申候に付、先づ朝鮮を御征伐として、名護屋御城直茂公へ仰せ付けられ候、文祿元年高麗御陣、加藤清正直茂公御先陣、公の御勢一萬二千なり。三月下旬御出船、四月二十八日朝鮮釜山浦御着なり。文祿三年中戻り諸軍休息の爲、召寄せられ候。慶長二年三月直茂公召させられ御歸朝、大阪御逗留、六月上旬御暇蜂須賀、安國寺、直茂公朝鮮軍事三奉行に仰せ付けられ、同三年十二月皆々歸朝、直茂公勝茂公直に登城、伏見にて家康公御面談、大阪にて秀賴公へ御禮なされ候、同四年三月直茂公御暇にて御下國、朝鮮立より八箇年御歸國成されず候なり。

●大正十八年小田原御陣に、直茂公御越の節下ノ關御留、道山平兵衛にて御宿となり。

●慶長八年十一月中野甚右衛門代官所の百姓共、下代八並善右衛門と申者の事を、生三方へ訴狀仕り御改めの上無實に付、磔と申上られ候處、直茂公磔に臺木も入間も腐り捨たるものにて候。殊に甚右衛門合點申間敷候。いゝ、庫社いゝ、めいい島に千田嶋ほらせ候樣にと仰付けられ候。訴訟人とも千田嶋をほり申し候由。

●有田皿山は直茂公高麗より御歸朝の時、日本の寶に成らるべくと候て、燒物上手頭六七人召連れられ　金立山に召置かれ燒物仕候もの、後伊萬里の內、藤の河內山に罷移燒物仕候、夫より日本人見習ひ、伊萬里、有田方方に罷成候由。

●鹿ノ子村龍昌寺の天神は隆信公寄附御勸請成され候、安藝守殿若輩の時分、天神の森にて鳩を打申され、逃れ申し候。腹を立て今の鳩に中り不申は天神の業にて有るべし、憎くき天神なりとて二つ玉をこめ、寶殿を裏表に射拔き罷歸られ、直茂公へ右の段申上られ候。公聞召され、扨々勿體なき事を仕候と、則御行水成され御社祥を召され御祭詣唯今疎早の者以の外の儀を仕り御怒可被遊と近頃迷惑千萬に奉存候。彼者は兼て右の通の疎早者に御座候間平に御免可被遊候爲御斷某罷出候と。地に平伏高吟に御斷仰せられ候由。

●陽泰院樣は御前夫納富治部大輔殿御討死後、石井兵部大輔殿飯盛の屋敷に御座成され候。或時隆信公御出陣御供の業、兵部大輔殿御方へ立寄られ、辨當つかひ申され候。兵部大輔殿內衆へ鰯を燒きて遣はし候樣にと御申付られ候。內衆燒き申され候へ共大勢にて中々間に合ひ申さず、陽泰院樣のれんの陰より御覽成され候が、ツト御出で、大竈の下の火を搔き出し、鰯籠を打移し、大團扇にて煽ぎ立て箕にカスリ込み、炭を篩出し、其の儘差出され候。直茂公御覽成され、あの樣に働きたる女房を持ち度しと思召込まれ其の後御通ひなされ候。或時盜人と申し候て、追かけ候故塀を御飛成され候へば、刀打懸候に付、御足の裏に少し疵付申し候。此の外に多久夜懸の時分、薄手一箇所御負ひ成され候由なり。又一說に天正四年二月橫澤城攻の時御手を負はれ候ばかりなりと。

●或時御側の衆直茂公へ申上げ候は、當時日本にて名將と申すは隆景と直茂公の由、風聞仕候と申上候へばおよびも

なき事なり。先年太閤樣の前へ諸大名列座の時御意成され候は、何れも數年苦勞致され候に、知行を出し度く候へども、如何にも日本小國にて、土地足らず、唐天竺を切り取り、其の方などに存分に知行を遣はす可と存じ立ち候如何あるべきやうと仰せられ候。其の時は亂心かと存じ候程にて、一人も御挨拶申上る者無之候處、隆景一人成程御尤の儀、可然存じ奉り候と申上げられ、御機嫌よく候て、繪圖を差出され、山川・清濁・馬艱等の事即座にて御僉議成され候に、隆景差引申上られ候。其の時は輕薄なる事を申上られ候。何として此の方より相知れ可申哉と存じ候處參り懸り候て、隆景申す分少しも違ひ申さず、天下の名人にて候と仰せられ候由。

●直茂公へ御用にて安藝殿三ノ丸に罷出でられ候處、御留守にて候處何方(トナタ)へ御出なされ候哉と尋ね候共、相知れ申さず、翌日罷出られ候へ共御座所相知れ不申、方々相尋ね候處隅矢倉へ成られ候間罷り上り、如何樣の儀にて大に御座成され候哉と相尋ねられ候へば、二三日此の所より、國の風俗を見候と仰せられ候、それは如何樣の儀に候哉と相尋ね候へば人通を見て考ゆる事なり。數かはしき事は、最早肥前の鑓先は弱みが付きたると思はるゝなり。其の方など心得候て罷在可し、往來の人を見るに、大かたはまぶた打下ろし、地を見て通行するものばかりと成り、氣質がおとなしく成りたる故なり。凡そ勇むところなければ、鑓は突かれぬ物なるよ、律儀正直にばかり覺えて、心逼塞して居ては、男の業成るべからず。間には大言壯語をも云ひ、肩臂を張る位の氣持が、武士の役に立つなりと仰せられ候。夫より安藝殿虛言多く申し候由、中野氏噺なり。

●直茂公千葉殿より御歸の時、究竟の士十二人相付られ候、御被官の始にて候。鍋尼。野邊田。金原。平田。巨勢。井手。田中。深野。陣內。仁戸田。堀江。小出

〇直茂公御寝み成され候時は、御次の間にて古老の勇士共罷在、茶煙草を下され、寄合咄仕様に仰せ付けられ、間遠に御聞成され御不審の事は、御問答成され、御聞寝入遊ばされ候よし。

〇日峯様(直茂公)御側の人々へ、仰せ付けるには、凡そ侍たらん者は不断心ゆるす事なかれ。不慮の事に遭遇するものなり。油断すれば、必落度(過誤失錯)あるものなり。又人が言ふとて人を悪しくは言はぬものぞ、奉公の道には人を薦め、物見遊山には人に勧めらるゝがよし。人が知らぬことを語るを聞くも、知つたふりするは悪きぞ。されど、又知つたことを人の尋ぬるとき、云はぬは悪しきものぞ、と仰せられ候よし。

〇直茂公御前へ綾部右京、千布太郎左衛門、大隈玄蕃、罷出御咄申上候。其の時右京申上られ候は上方大名も大形(オホカタ)(概略)承及候。中にも小早川殿分別も武の道も懸合たる大将との取沙汰なり、御前様には武道は隆景よりは数多大切なる鑓も成されたる事なり。世間に隠れなく誉め申し候由、御咄申され候時、殿の仰せに、如何なる事を聞いて左様に隆景と我等と似たる様に申すぞ。田舎者にて世間上方の事知るまじ、たくらべて言ふべき人に非らず。其の仔細語りて聞かせん。小田原御陣の翌年、大阪御城に諸大名召寄せられ、高麗御陣の御吟味ありし時、我等も其の時末座に居て、御詮議を聞きたるに、太閤様仰せ出され候は、高麗を攻め取りて末代の物語にせんと有之時、隆景進み出で一段可然思召立と申上られ候。其の時我等が存じ候は、隆景は日本にては分別者と聞きつるが、扨は實主の人と存じ、未だ見もせぬ高麗の事を、思召立たれ候へと申上られ候事、物おかしく聞居たり、さらば祐筆呼出し一ツ書にて掟書を定めんとて、高麗御陣中の事段々御詮議なり、太閤様仰せ出さる御詞に御尤もとばかり申上られ候。自然自然夫は闕可申、夫は如何と、又は山のさはりなどと御請なり。高麗七年中事、一々申上られ候事、如何

なる事ぞと我等思ひてありけるに、其の時隆景の申上られしに、高麗七年の中一ツも相違なく、皆々割符を合せたるが如しと、右京へ御咄の由。

◉直茂公御前に多久與兵衛殿、諫早右近殿、武雄主馬殿、須古下總堪忍にて御咄の節、美濃柿を差出され、何れも賞玩あり、與兵衛殿柿の實を尋と敷居との間に、潜に押入置かれけるを直茂公チラと御覽候て、臺所に大工は居らぬか、道具を持ち罷出候へと仰せられ、其の敷居を外せと仰せられ、柿の實捨て、元の如く敷居をハメ候へと御意なされ候。其の通り仕候、何れも迷惑此の上なく與兵衛殿は其の後一生吊し柿をまゐらず候由。

◉齋藤佐渡守若き時分、武道勝れ、度々の手柄仕、直茂公別けて御懇に召し仕はれ候へ共、世間無調法にて如何の御奉公罷成らず、諍論の後、朝夕の營み成り兼ね、既に飢に及び、一夜の歳を越ゆべき樣もなく、腹を切らんと申し候を、悴用之助何事なりとも營みて見んと申し候へば、鄙劣なる業をしては活きても詮なし、中々に大なる惡事成共して死ぬは本望なりと云ふ。用之助尤と言ひて親子連立ちて高尾の橋に出で、仕合せを待ちけるに、米負ふたる馬通りけれ共、一駄二駄に目を懸けず、十駄許り一連に通りけるを、親子刀を拔き、馬主共を追ひ散らし、其の米を我家へ取入れたり。其の事世上隱なく、目附方扨又米主大塚懃兵衛よりも言上に成り、奉行中會議の上、勝茂公へ申上られ死罪に相極、奉行中三ノ丸へ罷出藤島生益を以て直茂公へ御披露あり、御夫婦樣御一所にて聞召され御愁歎大形(一通)ならず、兎角の御意なかりしかば、生益引取右の段奉行中へ申達有に付て、勝茂公へ申上られ候へば、御驚なされ、佐渡浪人仰付られ候旨重ねて奉行中を以て三ノ丸へ仰上げられ候處、御前へ罷り出、彼の佐渡が豊嶋儘は我等がさせたるに異らず、度々手柄高名仕たる者なれ共、如件の御奉公、軍役と無之故、シカシカ仕行

たども知らです、無事の世間故我等も思ひ忘れたり。其の儘に斯様の事も仕出すべし。無面目事なり。我等に對し浪人申付けられ候事信濃奉行無右靖數事なり。斯様の悪事仕出し候ものを、助けよとは云ひ難し、最前は返答もせざるなりと仰せられ、奉行退出あり。追付生害に仰せ付けられ、佐渡へ米十石下されけるとなり。直茂公御他界の時、佐渡追腹の御暇申上候を、勝茂公聞召され、其の心入を以て我に奉公仕候へと、御留め成され候へども、頻に御暇申上切腹仕候。悴用之助も同前に追腹仕候。用之助次男權右衛門勝茂公の追腹父子三代御供仕候なり。

（編者曰ふ、本節の事實は、前顯用之助一人の事實と略相似たり。或は其の孰れか一方の事實を、兩様の孰れか誤傳したるには非ざるか、然れども其の内容多少異れるを以て各別に之を收錄す）

●横尾内藏丞無双の鑓にて、直茂公別て御懇に召仕はれ候。月堂様へ御咄にも内藏丞が若盛りにて虎口前（コグチマヘ）の鑓を其の方抔に見せ度き事なり。誠に見物事にてありしと御褒美遊ばさる程の者なり。内藏丞も御懇忝存じ追腹の約束誓紙を差上置申し候。然るに百姓と公事を仕り、御披露あり、無理の公事にて内藏丞負になりたり。其の時内藏丞立腹致し、百姓に思召替らるゝ者が追腹罷成らずと誓詞差返され候様にと申上候に付、直茂公一方よければ一方悪ろし、武道はよけれ共、世上知らで惜しき者なりと御意なされ、誓詞御返し成され候由。

●直茂公曾て御船嫌にて、船の匂ひ礒邊の匂ひ、御胸につかへ、御食曾て召上られず候、慶長年中御下國十月八日の順風にて御出船の處、八ツ時より難風吹き出で、夜に入り大浪打かけ、楫を研き行方も相知れず。船頭舸子其の外船中の者前後を知らず、其の内舸子一人と藤島生益唯二人相働き候へども、手に及ばず、餘り危く候に付、御屋形

の内に、生益参り、持永助左衛門を漸く呼起し、兩人にて奉ニ抱起一、屋形の上に揚げ奉り、欄干に取付かせ申し、萬一誤り有之節、何に成共御取付遊ばされ可然と申上、御後より助左衛門欄干と共に奉レ抱、公御逆吐成され、助九衛門も逆吐仕り公の御顔、御胸、御懐に吐き込み、言語道斷なり。生益戯れに申上候は、御様體は童共の遊びに致す兒の子取ろ」に似申したると笑ひ申し、船底の代へ楫を舸子と兩人にて取出し漸く押ハメ、夜半に及び風少しダルミ御船少し靜まる、然る處に御供船二三艘御召船の脇を通る、月影に公御覧成され言問ひ候へと仰せらるゝ、聲々に呼び懸け候へども、風波荒く、耳にも入れず、行方知れず吹かれ行く、公大に立腹、何某参りたるを慥かに見届けたり。此船安穩せば切腹さすべしと御怒成され候。生益申上候は、此の浪風にて心に任せざる儀に候、見捨参るにては可有らずと申上候。暫らくありて又大浪吹き出で、代楫を打折御船漂ひ廻り候。公又楫を吹折られたかと御尋ねの時、何者とも知れず、板を踏折たると申す、公大に御立腹、我をクブラカス奴成敗仕れと御怒りなされ候、既に御船沈むべき様子なり。公生益を召寄せられ、最早力に及ばずと見えたり。腰の物落させよと仰せられ、生益申上候は、如此時誤りある物に候。事極まり候節は、御腰物奉るべしと申上ぐる、公重ねて平に落させよ、臨卒ばかり成りとも差させよ、乍不肖天下に名を知られたる加賀守が何國の浦にても死骸丸腰と云はれん事、子孫の恥なり平にと仰せられ候。生益推量仕り、事極まらざる以前に御自害成さるべき御氣質、兼てよく存じ奉り候故、曾て御意に應ぜず、船底に入り、米俵を二俵取出し、細引にて結び合せ、楫穴より海底に下ぐる、依之御船靜まり御安堵遊ばされ候。然る處、舸子の者申すは夜も明け方に成り山見え申し候と申す、諸人悦び見候へば、播州明石の前濱五六丁沖の方なり。風波も靜まりければ、橋船に公を乗せ、御打物を持たせ、漁屋を借り、暫らく休み奉り、御衣

宴召替られ、御一睡遊ばされ候へば、御眼色直り、御行水成され、四ツ時分御膳上り、御機嫌よく、生益が終夜の働故、安堵遊ばされたりとて御印籠より延壽丹御呑ませ被下候。其の後無事に御歸國なり、右の始終御前様（陽泰院様）勝茂様聞召され、御前様より御頭巾、勝茂公より知行御加増被下候。御前様其の時の様子具に物語仕候へと即ち御前に於て御子様方殘らず御座成され、聞召上らる、御前様御聲を揚げ、御落涙御合掌なされ、生益を御拜みなされ候と宮内卿、清左衞門姥に噺し申され候（姥は生益の女房なり。宮内卿は木村主馬の母なり）、右噺を直茂公も聞し召され御笑ひなされ候、今笑候へども其の節は中々可笑心なし、生益脇差を呉れなば突くべしと思ひけれども呉れず不屆に思ひしに今は大慶なり。其の節脇差を取るべき氣力なかりしと仰せられ候。御歸國の後御召船を見捨て乘通り候者、御沙汰無之、諸人感じ奉り候となり。

●生益の孫清左衞門右乘通り候者の名を尋ね候へば生益以の外立腹、御主人さへ其の後御意成されざる事を我等口より其の方へ申聞すべき哉、奉公をも勤め候者が其の様なる無遠慮の事を申すものかとシタタカに叱り申し候由。

●天守御普請の時、大工棟梁何某、奸謀仕候に付て死罪行はれ候、此の儀に付て口傳あり。

●直茂公より興賀社、本庄社、大堂社此の三社へ常燈差上られ候、大堂は月堂様御産神にて候故、差上られ候由、興賀社は直茂公三ノ御丸より多布施御通遊ばされ候砌、興賀御神前にて、社内より暗きと申す聲仕候故、神前に人を走らせ、御見せ遊ばされ候へば人は居り申さず、殊の外暗らく御座候と申上候。夫より常燈を差上られ候由、右三社共に御隱居以後も、直茂様御自分に御燈遊ばされ候故に、今に小城より料銀上り申し右の如く覺罷在候。（左仲）

補　遺（四十五節）

●武士は、メヅラしからぬ事なれども、武篇々シナムべき者也。武篇の嗜は、まづ相當相當の武具油斷なく所持し左候て傍輩といかにも心よく折合、親子兄弟の如くなるべし。斯様に互に眞實あれば、自然の時互に見捨てず、一人が二人に成り、二人が五人十人に成る物也、然れば一虎ロ（小口に一人前の盡し方即一人前の仕事）すべし。又一身計りたてたる者は、人が見つかぬ者也、一身ヲヒカヘ踈略にはなけれ共、犬のかみあひの如し、斯様の事専一にする者也。是は我等能覺えたる事有り、多分侍をたつるとて、飽亂・舞歌・連歌の樣成る事計に貪着する事、扨々心得武士の道調り候てよりは、尤侍の作法何にても苦しからず候、たしなむべし。

●武士は毎物かろく手取早にする物也。兼て身持可レ入事と被レ仰候。

●若者かねて嗜むべき事あり、假へば軍陣にて敵陣の事何色にて見廻など云付るに、未だ左様なる事仕たる儀無レ之と云ひ惣て武道に師匠なし。二つ取りのめにも道ひ、數度無儀したるが武士道の功者と云ふ。然らば武道に師なし、兼て心に掛けぬによりて也。今の如きは、返事せぬものなりと被レ仰候。

●城などは入つて入らぬ者也。良大將が良き人持ちたるに、城廓如何にも入用なるべし。悪き大將が、良き人もたねば、城廓堅固無益也と被レ仰候。

●人を持つ事は情也。但情深くカケ候ても、大將心持悪ければ無益也、大將は無欲に慈悲深く、如何にも由にすべし。左様なる人には人集る。已に集りたる人數は、一騎當千たるべしと被レ仰候。

一人の不圖の身持は如何樣に仕る者に候哉と御尋申人有り。公被レ仰候は、如何にも正直に道を道にする者なり。奉公と云ふは主人の爲を思ふ事也、今時の侍は我身計に奉公をする也。假へ今日は雨中也、定て加賀殿（直茂）さびしく可レ有レ之候間御伽可申と存出仕候て終日咄し歸りたる後、心無事なる可し。夢にも良き夢見る可し。又加賀守をダマシ、何成共もらひ可レ申と思罷出歸りたる後の心、案じて見よ、ムサキ事にては無きか、夢にも犬などにくはれて見るべしと、御伽の衆へ被レ仰候。

一人の事を陰にてもそしらぬ物也、能々嗜むべし。我事を陰にても、人の沙汰せば如何可レ有哉、不斷心に掛け可レ嗜と被レ仰候。

一敵程恐ろしき者は無之、但左樣にのみ思ひ候へば、臆病付くもの也。敵も此方を見てエズガルベシ（恐しかるべしの方言）と思ひ返せば心安きもの也、夜步行程心安きものはなし、人が知らぬによりて也、然るに、闇として能く知りたる所も恐るる者多し、能く合點せずによりて也と被レ仰候。

一或人度々に手柄を仕たる者、知行などしか〴〵碌碌不レ被レ下候間、或時直訴申上候は、某し度々御用に相立候へ共、御褒美など不レ被レ下と申候は、尤の事也。曾て御失念なく候。但鎗は男業、知行抔は不ワザと被レ仰不レ可レ恨の由。今に思召合せられ候得ば、此中汝が男業は、物のホシサに仕たりと見えたり、其儀を直せ、此脇差可レ被レ下と被レ仰候。

一世上の者の業は諸の器の結構成る物、又は當時人の威勢などを見て羨むも、金箔よりも見事成るは、能人（コキヒト）の身持覺悟也。風雨にもそこねず、朽せぬもの也。見ても〳〵見あかず、斯樣成るを柳は綠、花は紅と云ふべし。此の道

知りたる者は心ニクシ。又知るまじき事にては無レ之。肩衣付計の嗜侘言なり、被レ仰候。

●或時公、木を接がせ被レ成二御覧一候。何某參上申候、其方は木をつぎ候哉と被レ仰候、此者御返事に、最早年が末に罷り成り候間左様成る儀は不レ仕候と申上候、偖々汝は沙汰之限の者じや、汝が見るべきと思ひ候哉、子共孫共へはとらせぬぞ、物事我が爲計にせぬ者ぞ、末代他人の爲にする者ぞ、他人とて無二別條一ぞ、不レ及二是非一儀を申すと、シタタカに被レ仰候。

●諸人毎物ハヤマリタガル故に成就せず、却て失有る事あり。人には常々、一寸づつ仕廻と心得れば、無レ難物也。

●愚人取違る事多き內に、第一身カタクナ成ることを云ふ、我生れ付不具なれば、何と嗜候ても、人、躰體にも見るまじ。骨折に入らざる處に苦勞無益なりと申す人多分あり。是大なる誤也。身の愚にして生付揃はずば、猶も嗜て爪根迄能研ぎ、髮をも時々に結び、古き衣裝にても見よく着し、言葉迄やさしく嗜べき事也。何も身持は人にまかするに非ず、能く獨を愼みて一生淸くすごし度きかなと被レ仰候。

●人に心を置まじき物に置はウツケ也、又人に心を置べき者に置かぬもウツケ也、能く人の心を見る事專一也。

●物每に平生の分別也、何事も其の時に當りては千金つくしても入らぬ者也。

●人は口にて云ふ可き事は、少し延引し、心にてすべき事は先き達が本儀也。

●人に物を取らする事、金銀積ても一言キビナキ（機微）事にてムソクする者也。假へば少の扇子一本成り共、一言身にしむ程、心實にて取らせ候得ば、忝けなる者也、是は少欲大損とやらんか。

●假へば、我一人の利にて家の爲に成らぬ事あり、我は身を捨てても、家の爲にさへ成る事有るに於ては、我身を

捨て、假へば命も捨てよ、後に名を揚る也。

一人は平生の覺悟第一也。假へ少しの越度たりと云ふ共、平生の無性が先達也。假令如才の身成り共、平生の存じ分、人より譽めらるる人は、少々の事は隱るる物也。

一果報は我が招く所に有り、災と福は其身の心持により成る物也。

一物毎に、如何に能き事成り共、夫れ計に染めば悪し。人の心は、何も能成(ヨキナリ)をする也。

一家は輪番持なり。其番に當り候時、家を崩さぬが分別者也、尤も子の代迄の仕置言置して、家を抱ゆれば其上なき也。

一人の武篇の心持の事、一に心、二に人、三に武具。

一恐れて宜しき者、主人・女・法度・身の出世・無分別人・天道・闇夜。

一上・中・下の分別の人、上は人の能(ヨ)き所作・分別を見取て、我が分別になす也。中は人より意見をされて、我が分別に成す。下は人より能(ヨ)事を云ひ聞せられては笑ふ也。

一上・中・下の人の分別、上は能事(ヨキコト)を胸の内より腹に呑み込で致す所に出す也。中は能事胸迄來る共下に落着せず假令落着ても二度出る事なし。下は能事(ヨキコト)聞きても耳に不レ入。

一身を自由に持て、樂と思はば、占もするな、主人の前は違ふと心得べし。又身を術無しと思ひ、辛勞する間は主人の前違はぬと思ふべし。又は右の分と心得違はぬと我思はば、違と可ニ心得一。

一元より小身の者は、元を忘れぬがよし。元大名にして、小身に成り候者は、元を忘れよ。

●諸事分別眞中（マンナカ）をするが上也。能々仕惡者（シニクキ）にて候得ばこそ、道を搢人中はふまずして、端（ハシ）計り通る成り。

●能者を集め、或は諸沙汰、或は分別を云はせ、夫を我分別に能事（ヨキコト）を取なすが専一也。

●敵に恐間敷事、只味方手違（テチガヒ）惡敷を可ㇾ恐事。

●搢人は、眞實の外は無ㇾ之事。如何に分別者成りと云へ共、主人に眞實たきは、却てアダと成る物也。大小知行の役目は、公役と云ふもの也。主人の思眞實也。

●魚は海老を以て取り、鷹は鳥を以て取り、人は祿を以て遣ふ也。

●能腹（ヨワ）の立つ時は、無理を云ふべし。能物（コレ）を惜む時は必ず此與を可ㇾ致と可ㇾ心得ㇾ。

●向（サキ）の事を能今（コゲ）より知る事、何か向（サキ）の事は今は知れず。只氣遣（キツカヒ）さへすれば向（サキ）を知る。

●如何に知惠持候得共、賴まずに、只我身一心と可ㇾ心得ㇾ。

●不斷諸方にても、內にても、心の內は用心して、末代の怪我かき候はぬ樣に覺悟可ㇾ有ㇾ之、傍には心有る者を置事尤也。

●盤の遊びも何の勝負も、人に勝たりと云は、惡敷也。分別には、勝ても上に出ぬがよし。

●我辛勞を辛勞と不ㇾ存、家中の用に立ち可ㇾ申也。

●「常盤なる、松の綠も、春くれば、今一しほの、色增りけり」此の心持可ㇾ仕何日も不ㇾ出不ㇾ入一つ樣仕り、春來る時色增りたるがよし、春は其の時刻の事也。

●人惡かれと不ㇾ思、無理不ㇾ仕、心正直にして居よ、[illegible]佛は拜みせず共、夫が氣に入事にて候、神佛も人の氣に入

事が氣に入るなり。心には惡心を持て、神佛に祈るは、奉公せずして悪敷事計をして、無理に知行被ㇾ下候得と、主人に申す心也。何か氣に合ひ可ㇾ申哉。

●一命を可ㇾ捨に至り、身を構候故、キタナキ死を致す。潔く一命を捨て候得ば、事により身を不ㇾ捨して事済む儀も有ㇾ之者の由。

●數寄の道は數寄て不ㇾ苦候。但數寄の物故に誤り無ㇾ之樣に可ㇾ仕候。

●我氣に入らぬ事が、我爲に成る物也と被ㇾ仰候。

●若き者の直り候は、鷹同前に候歟、或は一つの鳥屋にて直り、或は二つの鳥屋、三つの鳥屋にて直り、又は幾鳥屋にても、不ㇾ直鷹有ㇾ之。人の直り候も如ㇾ此の由。

葉隱第四卷

此の一卷は、勝茂公御咄、御年譜に無レ之事を書き記し、忠直樣御事書き加へ候なり。

（編者曰く、此の一卷は總て八十一節を輯錄し、勝茂公、忠直公の言行及年譜に闕する事項なり）

一 或る時の御話に、大事の分別に行當り、何共分り難き時分、暫らく目を閉ぢ、此の事を日峯樣は何と遊ばさるべき哉と案じ候へば、理が分るゝものと仰せられ候由。

一 光茂公の御側に召仕はれ候樣にと、御隱居の時、百武伊織、生野織部、岩村源右衛門此の三人讀はされ候、伊織は物をよく言ひ碎くものなり。織部は精強く留り、露さらはず勤むるものなり。源右衛門は物に念を入れ落ちなく勤むるものなり。大名の側に持たで叶はぬ者共なりと仰せられ候由。

一 高源院樣御年十七より伏見松の丸より此の方御屋敷へ御輿入遊ばされ候。御迎には須古下總殿、鍋島主水殿、久納市右衛門等參上の事（栗山七郎右衛門書付にあり）

一 久納市右衛門方知行七百石かと覺申し候。御祝言膳主水殿御肝煎にて三百石增加と覺申し候。其の後數打過ぎ候てより本多上野殿より學校御方迄御同意の儀御座候て、五百石の御加增にて御座候事（栗山書付にあり）

一 有馬御歸陣成され、有馬事仰せ付けられ候半、松平伊豆守殿より信州樣小倉へ御越候樣にと御座候て、細川越中守殿抔御同前、同月二十九日小倉へ御着成され、御用相濟まされ、御歸城成され、色色御國元御用仰せ付けられ、

六月六日江戸へ御發足成され、彼地御着、追付開門にて、寅十二月晦日に御開門にて候。明日卯年は御手前より御暇仰せ上られ江戸へ御逗留成され、辰年御下國にて、其の年は御國許にて御越年成され候事（栗山書付にあり）

●諸國居城を殘し置き、其の外の城悉く破却あるべきの旨、上意の通閏六月十三日勝茂公へ御奉書參り候なり。

●勝茂公御代には、風説書と申すものを差上候由。たとへば何山を只今の通御伐り被成候ては、末々支所(ツカヘ)有之候由何の筋罷通候時分、道通りの者咄候て、罷通り候を承候。又唯今の御仕置斯樣に成され候ては、百姓共迷惑仕候由何町罷通り候時分、道通の者申し候を承候などと書付差上候由。古老の物語にて候。尤風説書差上候樣にと、功者の者どもへ兼て仰せ付け置かれ候哉、誰にても存寄次第に書付差上申たる事に候哉、相知れず候。下々の支所も壅りなく聞召上げらるべき爲に、御意に背き申す事をも、風説にて聞召上られ候事。誠に有難き御事、御明意に候ひつる由（金丸氏咄なり）

●明暦三年御病中に、江戸大火事出來、松雪（正雪）が餘黨燒立、紀伊國樣大將の由、風説に付て右の段々申上候へ共、虚説たるべしと仰せられ、御驚き遊ばされず、然れども段々大火になり、御城にも火懸り、必定謀叛の企と申拵らへ候に付御耳に達し候處、さらば見分すべしと仰せられ、二階に御登り暫らく御遠見候て、氣遣仕ましく候。併て兵火の色にて無之と仰せられ候。

●勝茂公御目附(オメツケ)御供の内、下目附(シタメツケ)共遊山所見分の節、笠頭巾を被り不申、袴着せ不申、尻を高くかかげ、竹の杖を突き罷越候樣にと仰せ付け置かれ候由なり。

●勝茂公の御代、白石百姓關右衞門と申す者、二十一度御褒美頂の銀廿一拜領仕候。子孫として取遣(トリツカ)ひ候ては、

罰に罷成事候間、大麦を整へ相渡置候、永永家の梁に釣置可申由申置候に付て、今に蟲干仕り子孫所持仕り罷在候

扨又御正當月毎に懈怠なく御寺參詣仕候。五十年忌の節拜領銀仕候由。(雪門和尚咄なり)

●勝茂公御鷹師何某は、用に立つ者にて候哉と、頭人に御尋ね遊ばされ候處、御請に右之者は、不行跡者にて何の役にも立ち申さず候へ共、御鷹一通は無類の上手にて候と申上候に付て、即御褒美被下候。其の後又一人の御鷹師の儀を御尋遊され候。御請に御鷹一通は無類の上手に候へども、不行跡者にて何の役にも立不申と申上候に付御拂なされ候由。(金丸氏咄なり)

●代替の時、最初に上下萬民、思ひ付候樣にするものなりと仰せられ候由(金丸氏咄なり)

●忠直公御側の人、不屆仕出し、死罪に相極仰出有之候處、高源院樣より御命乞成され候。忠直公聞召され、以後の締に罷成らず候條、助け候儀不相叶候、御女儀樣御存被遊候事にて御座なく候間重ねて仰下さる間敷由、きびしく仰せ切られ候。然れども高源院樣御合點遊ばされず、色々仰せられ、三度御使遣はされ候、此の上は理非を差置き、助け可申由仰せ上げられ、御助け被成候。此の儀は罪科難遁者にて候故、高源院樣へ御內意仰せ上げられ、右之通遊ばされ候由。(金丸氏咄なり)

●忠直公御前髮の時分、何方へ御能御見物に御出成され、夜に入り候迄、御取持にて御滯座成され候。其の內御菓子饅頭出申し候を、御包み成され、御懷中にて御立成され、御供の[illegible]彌左衛門御呼、隙入候て飢え可申候、是をたべ候樣にとて御菓子を下され候由。

●勝茂公每夜寢酒を召上られ候。左候て御咄など遊ばされ、御酒氣少しも無之樣に、御覺め成され候てより御寢み

遊ばされ候。又お寢み遊ばされ候節は、御下帶御締直し、御不斷差の長脇差、御拔き御眉毛に御懸け、御寛候て、精に御收め、御寢み成され候儀、終に御懈怠無之由なり。

●勝茂公御若年の時分、直茂公より、黑田如水軒へ萬事御差引御頼成され候に付、別けて御入魂御國にも罷越され筑前へも御越、長政の代迄はお互に御懇意成され候。筑前守殿(後名右衛門祐忠之)代に、江戸屋敷高石垣、筑前大堀ほられ、大早船作られ候事にて、公儀首尾惡く、家滅却たるべきとの取沙汰有之候內、御用にて江戸へ召させられ家中上下周章騷ぎ申し候。筑前守殿御申し候は、若し難儀に及ぶ程の儀ならば、信濃守殿在府の事に候間、知らせ申さるべし、此の到來無之內は、氣遣無之と、道中宿宿にて飛脚相待たれ候へ共、知らせ申し來らず、江戸近くにて御飛脚參り候に付、筑前守殿立腹、首尾よき時ばかり入魂にて難儀に及び候節餘所に見られ候儀、聞えずとの由にて、其の後御間柄惡しく相成候由。又一說には何事か中國筋騷動(廣嶋立と申候なり)有之時分、勝茂公と筑前守と御同道にて御下成され候。萬端仰せ合され、同宿に御泊り可被成の由に候處、勝茂公御通過遊ばされ候に付て、筑前守殿立腹にて、夫より御中惡しく相成候共申し候。又大坂石引喧嘩にて不和に罷成られ候とも申候なり。

右高石垣に付筑前守殿は一本鎗に取成られ候、細川、立花なども不和にて宜しからざる人の由なり。

●勝茂公は元朝每に夜の內に與賀社、御參詣遊ばされ候、右に付嶋內新左衛門は、闇なき所に夜中心もとなしと存じ、歲の夜(大晦日の晚)公私の祝ひ濟まし候てより、與賀の宮の四方の堀を探し、夜を明かし、御參詣以後直に御城へ罷上り候由なり。

●御步行十人衆に、三尺三寸の刀を御差させ成され、途中不圖御詞を掛けられ、度度御拔かせ成され候處、後には

御詞の下より拔合候樣に、鍊磨を得申し候、夫より一寸宛長き刀を御差させ成され、段々鍊磨仕候上にて又三尺三寸の刀を不斷御ささせ成され候由。（金丸氏咄）

〇御閉門の時、中合候百人餘の出家共、五人三人宛小屋小屋町宅へ潜に召し置かれ、隨分馳走仰せ付けられ、御閉門仰出以後、面面の落着所へ參らるべく候。此の節の志、報じ難き事に候。向後は廿年に一度宛歸國あるべく候。せめて在の安否をも承度候と御意なされ、住所を記し、面々に御切手被下候。此の後出家他國出の年限初より申し候。其の後五年限に成り候を、高傳寺梁重和尚斷にて十年限に罷成候由なり。

〇御閉門前方御著府の節、中屋敷へ御着成され候へば、月堂樣の御內方御出會、御遠島の取沙汰に付、皆皆申合ひ其の節は六箇所屋敷に火を懸け、殘らず切死仕覺悟に候間、跡の儀御心遣なく、公儀にて潔よく仰せ達せられ候樣にと御申し候。次の間には武具悉く取出し召し置かれ候由、（助右衛門殿咄なり）

〇勝茂公御代には、毎年元朝に御願文御認、與賀本庄八幡へ御籠めなされ候。遠の夜御願解被遊候。其の意趣は、

一家中に能き者出來候樣

一家中の者當介（アテガヒ）を取失ひ不申樣

一家中に病者出來不申樣

右三箇條にて候。御死去の年、御願書殘り居可申由、一鼎咄の旨なり。

〇天正年中に勝茂上人（證善坊とも云ふ）と申す眞言の權者あり、生國伊豆也（又出羽とも云ふ）六十六部の札を打ち神埼郡圓福寺に住し、後に寺井長福寺に五箇年住居す、直茂公度々御請待成され、石井六左衛門、三郎左衛門を御

副御轉生成され候、聖人申され候は、直茂公の厚恩淺からざる儀、報恩の爲に我れ水定して當國の主に生れ、法を立て國を治むべしとなり。直茂公聞召され、六左衛門を以て頻に御留めなされ候へ共承引無之、名を阿運と改め、小船に乘り、寺井の海に漕ぎ出でられ候時、北山の宥譽上人（生國美濃の人なり）も參り合ひ、共に水定をかくべくと同船にて押出され候。阿運申されけるは我國主に產れ出づべくは穿きたる草鞋片方は死體に付き、片方は有るべからず、又海上に夜々火を現はすべしと申し候て、合掌稱念して水定仕られ候。見物人袂を絞る、其の後死骸を捜し見候へば、果して片草鞋無之候。兩聖人の骸を長福寺の東に一緒に築き込み、印の松二本植え、今、上人塚とも勝茂塚とも申し、北山に上人嶽と云ふ山あり。然るに伊勢松樣御長年の後、勝茂と申し奉り候へば、上人の再來と云ふ說あり。又一說に上人水定は勝茂公御出生の後なり。然れども再來の證據多多。斯樣の例有之、聖德太子は南岳大師の再來と申し傳へ候。太子出生以後に、南岳は遷化の由なり。勝茂公御齒痛まれ候時分、長福寺の本尊藥師に願懸け候樣にと仰せ出され、御平癒の上繪馬御かけ成され候、今に有之由。

●勝茂公、御禮日御退出の時分、林道春不圖差寄り、鍋島の御先祖は、誰にて候哉と申され候へども、御元付（オモトツキ）成されず候へども、御當坐の御了簡にて少貳にて、御座候と仰せられ候へば、扨は御歴々にて御座候、今程御系圖改め御座候。追付太田備中守殿より仰せ入らるべくと申され候。御歸城成され、御僉議候て、平原善左衛門少貳の系圖所持仕り罷在候を召上げられ、御系圖書立、公儀へ差出され候由。一說には道壽樣は佐々木の末にて候由なり（御道具に佐々木宇治川先陣の時の太刀有之）

（編者曰く世俗に鍋島氏の太祖を鍋島平右衛門尉淸久と爲す。按ずるに淸久公は直茂公

の祖父なり。淸久公の父を良本公と稱し祖父を道壽公と稱す、本節に所謂道壽公なり）

●勝茂公御代加判御家老鍋島安藝、鍋島玄蕃（千葉氏なり宗碩と申し候）中野數馬（前名兵右衛門）

●同御年寄勝屋勘右衛門（此の末五郎右衛門）關將監（御茶道役二千石）

●松平土佐守殿、勝茂公と無二の御挨拶にて御入魂成され候處、其の御首尾にて御代々今以て御懇意成され候由。

●肥前様御年寄成富五郎兵衛（次郎左衛門親）鍋島右近（生三の子縫殿助）

●野田七右衛門へ西目山心遣仰せ付け置かれ候處、自分に木代り賣拂候由、御目付より言上仕候。其の後七右衛門御前に罷出候時分潛に仰せ聞かれ候は、斯様の事を人の沙汰致すにて可有之と存ず、其の分にて差置き候、彌相嗜候様にと御意なされ候由。

●中野杢之助仕立の時分宜敷からざる事有之候段、御目付より言上仕候。杢之助を召出され、斯様の儀承候、隨分嗜候様にと潛に仰せ聞けられ候。此の時追腹の覺悟仕候由なり。

●寛永九年加藤肥後守殿取潰され候節、家來共城を持ち申す者と專ら沙汰有之候。其の節近國の事に候へば、此方よりも人數差出さるべき事に候、夫に付き、成富兵庫其の時老體病身ながら、御僉議の爲召出され候處、兵庫申上候は曾て城を持不申候、武功の家中に候へども、功者は一人も生き殘り居り申さず候。其の上兵糧御座なく候。數ねて家來を遣はし、見分仕らせ候處、近き中實り強く兵糧の用意無之由申し候、三年の兵糧無之候ては籠城は罷成さるものにて候へば、城は持ち申さざるに極り申候と申上候、又公儀よりも上方町人に仰せ付けられ、肥後の米大分買取上方へ差廻はされ候とも申し候。

○勝茂公御具足祝の節は御納戸へ御飾成され候由。

○御同人様元朝に興賀、本庄、白山八幡へ御参詣成され候、或年元日甲州様遅く出仕せられ候に付其の方は如何様の義にて延引仕候哉と御意成され候。甲州様御答に、御前に何時も三社御参詣成され候に付、私も御後より参詣仕候と仰せられ候。公仰せられ候其の方などは元朝の参詣に不及候。我等は御両親も御座なされず、在國にて公方様に御目見も仕らず、我より上の禮儀、歳の首に無之故、三社へ参詣申す事に候。其の方抔は、我等へ祝儀申さるゝにて相濟む事の由御意成され候由、光茂公は元朝に、向陽軒の御宮に、御参詣遊ばされ候なり。

○千葉の先祖は父母も不知童子現前、其の前に太刀一振、妙見菩薩の像一幅有之候。成長の後國守に成られ候、或る時雷石の太刀に望を懸け、落ち懸り、つかみ申し候を、童子顯はれ取返候由なり。今に爪形(ツメカタ)あり。千葉胤頼に傳り候を、役落しの後、神代家に寄宿候が、右の二寶神代家に持傳へられ候。勝茂公聞召及ばれ、大炊介殿に御所望成され、今御城什物になる。其の節の證文神代家に有之由なり。

○勝茂公、御鷹野に御出なされ候處、従是甲斐守領分と札を立て有之候を御覧成され、殊の外御立腹にて、則札を御抜かせて御歸、御城の數寄の柱に立懸、召置かれ候を、甲州様御登城の節御覧成され、様子御聞殊の外御迷惑にて御斷仰せ上られ候。御科代として鷂(ハイタカ)二連(モト)差上られ候様にと仰せ付けられ、御進上なされ候由。

○甲州様十間堀にて藻まくり成され度、山城殿を以て、勝茂公へ仰せ上られ候に付て、随分藻まくり仕り候様に、其の節は我等も見物申べく候間、知らせ候様にと仰せ遣はされ候。扨其の日に成り、公は土橋より御覧なされ候處に、甲州、城州立走り、御下知成され候を、其の方など堀に入り候様にと仰せられ候に付て、御兩人堀に御入成さ

れ候。此の事仰せらるべき爲、御見物には御出遊ばされ候由。

○白石御狩の時大猪御撃ち成され候、皆々立寄拔々珍ら敷大物を遊ばされと見物仕候處、猪不圖起き上り、駈け出候に付、見物の衆狼狽迯申し候。鍋島又兵衛拔打にのばし申し候。其の時、勝茂公ゴミがするぞと仰せられ、御顏に袖をかぶせ成され候。是は狼狽（ウロタヘ）衆を、御覽なさる間敷となり。

○御城坊主御入初の事……勝茂公御登城の節御城お供は何時も成富十右衛門、久納市右衛門にて候。或時十右衛門御玄關より上り、坊主衆に逢ひ、私朋輩唯今氣分惡しく難儀仕候間、存慮外湯を下され候樣と申し候、坊主暫らく案じ居候が、天目に湯を注ぎ遣し候に付、持出市右衛門に呑ませ、翌日彼坊主宿許へ、十右衛門主從引續ひ、禮に參り卷物など持參致し、其の後市右衛門も金子など持參候て、禮を申し、近付になり、夫より心安く、諸事取合後には、殿中にて勝茂公御用も相達し候。御出入坊主の始まりにて候。此の事諸家に相聞え段々御用御賴み坊主出來申し候由、右の坊主は鈴木久齋と申し候。

○勝茂公へ井上筑後守殿御申し候は、御在所の海、川、堀の深さ、淺さ、間數等迄も、悉しく公儀へ相知れ居候と物語に御座候由。

○勝茂公御一代丸絎（マルクケ）の帶を遊ばされ候由、昔人は大かた丸帶仕候由なり。

○直茂公或時、御本丸へ御出なされ候に、御通筋にて、刀に切柄を仕はめ申候を御覽なされ、夫は何に成り候哉と御尋ね成され候に付、明日御仕置者御座候間、御腰物試めし申候切柄にて御座候と申上候。直茂公仰せられ候は、信濃守は人を切り候時、切柄をはめ候て切申され候哉、我等などは終に左樣の事したる事無之と、御意なされ候。

此段勝茂公聞召され、御尤の事、無調法の仕方に仰せられ、悉く切柄御取のけさせ、翌日御仕置者水ケ江にて（後は神代殿屋敷になり申し候）御前に引出し、縄を解いて、逃延び候はゞ御助けなさるべしと仰せられ候故、走り出候を披打に御切被遊候、此の事、直茂公へ誰か申上、見事に遊ばされと申候へば、御笑ひなされ、夫は我等が切柄の事申し候故にてあるべし、と仰せられ候由

⑪勝茂公御若年の時分、直茂公より、御仕習に御仕置者を、御切りなされ候様にと、御座候に付、今の西の御門内に十人並べ置き候を、續け切に九人まで御切りなされ候處。十人目の者、健（スコ）やかなる若き者にて候を、御覧なされ最早切飽き御候間、此者助け候様にと仰せられ、御助け遊ばされ候由（助右衛門殿咄なり）

⑫勝茂公御在府の砌、加賀守殿（初は飛彈守直能）御縁組方々より來り、其の内御老中御取持にて、大形（オホカタ）（概略）御議定なされ紀州様（元茂）へ仰遣はされ候處、御返事に先年甲斐守へ松平伊豆守息女御縁組なされ、其の後下總守殿姫を再嫁なされ候に付て、伊豆守縁切れ、味悪ろく罷成り候。加賀守などには、御家中の者より、縁組仰せ付けられ可然奉存候。他方に縁組仰せ付けられ候はゞ、末末は他家の様に罷成り、御家の害に相成事御座あるべく候、日峯様仰せ置にも、我我儀御家をなげき、外の望仕るまじき由仰せ聞けられ候は、斯様の儀かと存候由、申し來り候に付御相談相止、鍋島平八（後名彌平左衛門）へ相濟居候、美作の息女、勝茂公の御孫にて候を御養子なされ、御本丸にて、御養育候を、色々に御斷り仰せられ候て縁御切り、加賀守殿へ遣はされ候。御本丸より西の丸へ輿入あり、御臺所の前に、勝茂公徳壽院殿、長壽院殿御出、御見立なされ候、輿を鍋島式部受取、御迎は山城衆皆々參候なり右に付清光院殿幾念の様子聞召され、隼人娘を和泉守直朝に縁組仰付られ候なり。清光院殿登城候へば、勝茂公御

祥にて次の間より御禮なされ、御會釋の由、後には登城無之候、政宗公の御姫なり。

一勝茂公西日御鷹野にて鶴取飼候へば、其の場より侍一人御使に仰せ付けられ、高傳寺へ遣はさる、和尚日峯様御位牌に披露有之候由。

一松寺下總守殿より西御丸にて、將軍様へ踊御馳走なされ候に付て、此御方より須古踊を差出され候様にと、御頼みされ候故、小小性衆御子様附の衆迄、御選びなされ、踊り御仕立、拍子方迄、侍數人差出され、小歌の文字皆らに御作らせなされ、此の爲に順長老召寄られ候共申し候。

一勝茂公高傳寺御參詣の節、何時も御吸物出申し候、或時御吸物差上候處、御意なされ候は、例の通豆腐の吸物差上候様にと御意なされ候故、仕替差上申され候由。

一勝茂公軍物語遊ばされ候節、高麗にて加藤左馬助番船乘取られ候時分、鑓には簑の毛の如く、矢を射付けられ、敵船に乘込働き申され候、一年太閤様の吉野の御花見にも御供を致し候が、何よりも何よりも左馬助が働ほど見事なる事はなかりしと仰せられ候由、又上方にて立花攻仰せ付けられ候御供の節、井伊直政專者にて候が、關ケ原にて肩先に手疵負はれ、白き布にて結び、首にかけ、片手つき候て、作法容儀勢ひ見事成事、詞にも述べ難し、天下無双の英雄、勇士百世の鑑とすべき武士なりと御意なされ候由。

一泰盛院様御一周忌御法事の節、御靈前方役を、御一生御膳上げ候人にて候間、太田與右衛門可然由にて仰せ付けられ候。追て勘定の書付、酒五石入り候由書出し申され候。役人より、是は書違にて可有之由申され候、與右衛門申候は、曾て書違にて無之候、各々は御側の事無御存候故、左様に御申し候、拙者は數年相勤め、御側の役儀存に

候ものに付、今度の役仰せ付られ候なり。先泰盛院様御一代朝夕晩の三度の御酒中椀にて三ツヅツ一日には九ツ召上られ候。御供の衆奎之助殿を始め二十八人共に、下戸一人も無之候。今度の御法事中、何卒上下共に御酒をあがり候にと存じ一人にて相作成かね候故、寺中の出家衆相頼み、數日の間隨分精を入れ御酒を遣はし申し候へども、御存生の時の半分も入り申さず候と、落涙候て申候由。

◎勝茂公より光茂公へ御代讓り成され候、前方二十箇條ばかりの御書き方相渡され候。皆以て直茂公御意ばかりにて候。其の內直茂公御病氣差詰まり、五月二十六日に勝茂公御面談の時分仰せられ候は、國家を治むるは、よき人を持つに極り候と御意成され候。夫に付きよき人出來候樣には立願などかけ申すものにて候哉と御尋ね成され候得ば直茂公仰せられ候は、總べて人力に及ばざる事を佛神に御願申すものにて候。よき人出來候事は、我力にて成る事なりと仰せられ候。夫は如何樣仕候へば出來申し候哉と重ねて御尋ね成され候へば、物每に好き候者は集るものなり。花に好き候へば今迄一種も持申さざるものも暫しの間に品々集まり、世に珍らしき花なども出來申すものにて其の如く、人に好き候へば、其の儘出來るものなり。唯好き申す迄にて候と御意成され候。又何の事も誠にて無之候へば、益に立ず候由、其の外數箇條有之。

◎勝茂公白石御逗留の時分、夜に入り御寢みなされ候てより、御庭を御覽成され候ば、月陰に、御緣の袖壁の裏より、人影さし申し候、潜かに御起き遊ばされ、袖壁共に、御切り成され候へば、壁切れ通り、裏に立居り候者、大袈裟に御切落に成され候。此の者誰共相知れず、秀牛右衛門一黨にて有之べしと沙汰仕候由、右御脇差は加賀淸光にて候。光茂公御若年の時分御定差に遣はされ候後に綱茂公へ遣はされ候。其の節古き物に候間試めし候樣にと仰

せ付けられ、中溝半兵衛三ツ胴切落申し候由（金丸氏咄なり）

●白石秀林寺の事　勝茂公御狩の爲白石御逗留の時分御先祖様方御命日に御燒香の爲、秀林寺御建立遊ばされ候由なり。

●勝茂公御老中御招請、前方御馳走の爲、築山を珍らしく遊ばさる可くと御工夫成され、經山寺の圖手を書し、築立候にと仰せ付けられ、成就の上忠直公御若年の時分にて候を、御同道成され見せまゐらせられ、老中方も、珍らしく思召さるべしと、仰せられ候へども、忠直公兎角御意成されず候に付、勝茂公仰せられ候は、其の方は何と存じ候哉と御尋ね成され候。其の時忠直公愛らしきものにて御座候とばかり、御意なされ候。忠直公御歸跡にて、即刻取崩し候樣にと仰せ付けられ候由。

●勝茂公御代には、御家中大身小身によらず、子供十二三歳より御側に召仕はれ、諸事指南遊ばされ、御用に立ち申す者數人出來候、七十餘人相詰申し候由、副島八右衛門は四十二歳迄、鍋島勘兵衛は四十歳迄前髮立御小性にて候。夫故御前の御勝手をも存じ、江戸御國諸役の事も、見馴れ聞馴れ、御大名方御給仕に馴れ候故、御顏も見知り御前馴候に付、嗜も深く、元服以後早速より御用に相立ち申し候。扨又親相果候時分、本知を下されず候に付て、幼少の時より御奉公に勵み申し候一年參勤の時分、小田原より公儀へ御使者を以て、委細御老中方へ御直に仰せ入らる儀有之候て、御供立中御吟味成され候へ共、口上を申兼ね御心に應じ候者無之、御小性齋藤作大夫を元服仰せ付けられ、御使者に差上られ候由。

●勝茂公、常々仰せられ候は、人數一萬にて、朝鮮七年の在陣の用意を、仕置候では叶はざる事なり。重ねて一圍

取合の時不覺悟無之様にと仰せられ、雑務方御精入れられ候由、勘定所に朝鮮在陣の脚積帳有之由。（金丸氏咄なり）

●或説に勝茂公御評定所御出の時、夜内に御屋敷御出、甲州様手燭、紀州様御腰物、御持御出なされ、紀州様は直にかち御供成され候。御評定所御上りなされ候時御腰物如何なさるべきやと仰せられ候へば、紀州様仰せられ候は、私大小共に抜き申し候。御脇差は御さし候て御出候様にと仰せられ、其の身御大小は玄關の前に抜捨奥迄御供にて御通成され候。勝茂公一通仰せ置かれ候上にて、私儀、老體に罷成物言ひも不埒に御座候。悴紀伊守に委細申させ度候と、仰せられ候に付、召し出され候時、敷居の外に頭を疊に付け御座候を是へ、是へ、御時宜に及ばずと再三有之候時、間内(マノウチ)に入り、御茶業御茶を下さるべく候。一大事の申事に候へば、得と落着候て可申上候。御免候へと平座になり。書き物二卷取出し、委細仰せ上られ候と、申傳へ候。御年譜などには、紀州様御出の儀、相見えず候なり。

●勝茂公御寢みなされ候時は、侍四人御寢間四方に罷在刀引直し、寢ず番仕候。諸番の内に御仕組召置かれ候に付今に於て御城に不寢番有之なり。

●勝茂公或時御噺に、小身なる者程亢を忘れ申間敷由、又うしろを前に心得候事專一に候と、仰せられ候由。（金丸氏咄なり）

●御家老中への仰せ出しに、沙汰裁許の時何卒死罪に相成らざる様に心得候て、承り申さるべく候。直茂公常々仰せられ候事を、今に於て忘れず候故、申渡しの故。又大事の時酒無用の事に候、總べて酒は不好物の由、此の儀も

直茂公御意成され候と仰せられ候由(金丸氏咄なり)

◉寄り合目の書付を御覽成され候て、仰せ出され候は、僉議の書付難澁方ばかりにて候、國家の事一事も相見えず沙汰の限り不屆千萬と以の外御叱り、捺書を以て仰出され候由。(金丸氏咄なり)

◉德善の十二坊御建立の時、隨分御信心被成、此の御入用、清き米、清き銀にて相調へ、萬事清淨に信心を以て仕候樣にと、山本前神右衛門へ勝茂公、御印の御書き物被下候由。(金丸氏咄なり)

◉了關樣へ蒲原彌三郎を以て御尋ね申上候節御答の書付寫

一泰盛院樣御死去の地何方にて候哉

一高源院樣同斷

一惠照院樣同斷

一興國院樣同斷(私に云ふ右は三島屋敷にてなり下屋敷今は增上寺內に成り居候)

一義峯樣御屋敷始め何方にて候哉(寛永十一年)

◉寛永十二年正月勝茂公御下國に石藥師宿御泊に、江戸より飛脚參著、忠直公御死去の段申し來り候。二度此の宿に御泊り成さる間敷と仰出され、其の以後御家中の者も、一宿不仕候由。今に於て本陣お目見も仰せ付けられず候由。

(此の儀相違其の年勝茂公御在府なり。石藥師本陣の仔細、追て可相尋)

◉寛永二年肥前樣御鎧着の節、伊豆守(鍋島安藝なり)より鑓一筋進上仕候、身七寸左文字の由、此の鑓者茂公より

左内樣へ遣はされ候處、御死去に付、御寺へ上り候由。深江二左衞門咄なり。或說に右の鑓は、柳川一戰の時の鑓にて候由。

(此の儀相違なり柳川一戰の鑓は勝茂公の進上、御居間へ懸け置かれ候由。賴母聞書にあり)

○肥前樣追腹、林刑左衞門は、肥前樣御存生の中、御側無人に付、御望なされ、罷上る支度仕候央に死去の段申し來り、一日も御奉公は申上げず候へども、御家中數百人の中より、御望なされ候儀身に餘り有難き由にて、山城殿御差止め候へども承引仕らず追腹仕候由。

刑左衞門を御望成され候仔細は、勝茂公誰にても御望なされ候樣にと仰せられ候に付、林刑左衞門と申者、去年御使者に差越され候て見知申し候。外には淵底存じたる者も無之候と仰せられ候に付、刑左衞門仰せ付けられ候由。一說に林榮久相果候時分、刑左衞門へ申聞候は、我等は侍從樣へ追腹の所存にて候處御先に相果殘念の事にて候と申し候。刑左衞門承之、其の段は御心易く思召され候へ、名代に某御供可仕と申し候に付て、榮久悅び相果候。刑左衞門儀病者にて短命に可有之、自身存居候處、肥前樣御死去に付此の節と存じ追腹仕候由。

○日峯樣二十五年御法事の節、勝茂公仰出され候は、三十三年の御法事迄は、御存命成さる間敷候間此の度一度に成さるべき由にて御經營相濟候上、僧衆へ御酒を振舞御親類御家老中も列座にて御物語成され候は、日峯樣御意に我等十三年忌迄、國を治めて見候へ、と仰せられ候、此の御言大事に存じ、大なる荷になり。晝夜心を盡し、國を治め候事のみ苦勞申し候處、十三年も過ぎ、今二十五年迄別條なく、大慶此の上なく候と、御落淚にて御咄の由。

(老士物語に云ふ。此の時分は殿御自身骨を折られ、何とぞ國を失はざる樣に、家中連續、用に立ち候者出來樣に

と、御心遣淺からず、御家中の者も何卒御家長久成され樣にと相はまり、御國家を身に引懸申し候て、上下の志行渡り、よき人も多く出來、御國家厚く相見え候、又日峯樣御遺言國替の事共承り候ては、命限りとはまり申し候に付て、諸朋輩一味同心に覺悟仕候、其の世の威德、日の字の御光り今が世迄輝き、比類なき、御家にて候是を存じ、若き衆も覺悟あり度しとなり。）

㊟高傳寺釋迦堂御建立の時分、下奉行頭石井十助下人喧嘩出仕し、相手を切殺し候に付て、御耳に達し候處、御佛に對し此の節は何程の科にても御免成され候由、仰せ出され候、宮崎利兵衛申し候は、勝茂公御存生の內、常に御意成され候は、其の身樣御命日には參詣仕らず候共、以來家中の者御佛に御無沙汰仕間敷候由を承居候。御前の御給仕同前にて候と、出家衆へ相談開帳の毎度利兵衛御備物一品の給仕々候。

㊟明曆二年勝茂公御參勤の御供、多久美作申乞ひ罷上り候。翌年御隱居光茂公御家督の御禮に付て美作公儀御目見に差出さる筈の處、罷成らざる由申切り、餘人差出され候。

先年甲州樣御取立の樣子に相見え、御家中合點仕らず、御家の大事と存じ、美作儀と江戶罷越、光茂樣御取立の儀申置候に付て、此の替り目見届の爲申乞ひ御供仕り、然る處に御目見に出候へば、其の堂にて罷上り候樣に相成候に付、御供仕候は存じ入有之ての事に候。公方樣へ面談の用事無之と申切られ候。

㊟勝茂公御病氣差重られ候時分、光茂公へ志波喜左衛門申上候は、私儀は、兼て御供の御約束申上候。御本復不定に御見え遊ばされ候間、御命代りに、御先きに腹を仕り、自然御本復の儀も可有御座哉と奉存候。何れ御供仕る儀に候間、差免され候樣にと申上候に付、增上寺方丈へ、命代りと申す事御座候哉と御尋ねに遣はされ候處、曾て[illegible]

らざるものに候。大切の士御保存(オンカコイ)成され候樣と申來り、差留められ候。其の忠心御感遊ばされ、子ども躰に遊ばざる間敷よし御自筆の御書被下候。今に子孫持傳へ候由。

●中野杢之助（年寄役）去年御參勤の御道中にて、、或者讒言致し首尾惡敷、御目通罷出られず候。御機嫌御勝れ成されざるに付鍋島釆女申上候は、自然御本復遊ばされざる節は、杢之助志波喜左衞門某三人は御供仕筈に平素申合せ置候。外にも數人御座あるべく候へ共、申合せざる分は分明に心得申さず候。然れば杢之助儀御存生中に召し直され候樣にと申上げ候に付、即ち御前へ召出され候。釆女は御小性にて召仕はれ御進物役仕り罷在候。喜左衞門は御印役にて候。

●勝茂公若年の時、御大名方數人御一座の折り、誰か「九州ものは魂か一つ足らぬと申す事世間に申し候」と話され候。御一座の衆勝茂公の事氣付かず、誠に左樣のよし申す」とありければ、公進み出で「これに九州もの居り候、御評判の通り九州ものは魂一つ不足に候事、たしかに覺え御座候」とあらゝかに申され候へば、御一座の衆不興にて「誠に信濃守殿（勝茂）は西國育ちにて御座候よな、御覺え御座候は如何樣の事に候か」と申され候。公は直に「九州ものは膽精魂一つ足り申さず候」と御取合なされ候よし。

●忠直公御十五歲の時、御臺所手男、無禮を働きしが、足輕のもの、手男を打擲せしを以て、手男は足輕を切り殺し申し候故、最初上下の禮儀をやぶりながら、及傷せしを以て、死罪仰せ付けらるべき旨年寄衆より申しあげしに忠直公聞かせられて、上下の禮儀を背きしと、武士道をはづせしとは、何れが落度なるべき、と仰せられ、罪の撰はしきは、輕くすと書物にて讀み候、手男を輕く罰せよ、と仰せられしよし。（金丸氏咄なり）

●忠直公、御若年の時分伊達正宗へ御招請に御出なされ候。種々御取持の上にて、伊達家傳來の刀を御慰に御目にかけられ候、忠直公御覽の上御譽め差置かれしに、御接伴の衆など會釋にて、御目につき候はば遣はさるべく候、重代の刀にて隨分斬れものにて候由、忠直公聞しめされ、何が斬れ申し候やと、仰せられ候に付、御接伴の衆、胴試しなど仕り候ても、無事に候と挨拶候、公仰せられ候は人の切れ申すは珍らしからず候、殊に御重代は御家にての重代にて候、私方にも重代の刀數多所持仕候へば、用事無之と仰せられ候由。

●勝茂公仰せられしには、凡そ武士たるものは、二十八枚の歯を、悉くかみをらねば、物事埒明かずと、御直なされ候よし。

●勝茂公の御代には、彦山へ代拜を遣し、御參籠なされ候、其の趣意は

一公儀御首尾よろしき樣にとの事

一御國家御長久、御子孫繁昌の事

一御家中に御用に立ち候もの、出來候樣にとの御事

●勝茂公白石御鷹野に成らせ候處、殊の外御凍えなされし故、農家に御入りなされ、溫を取られしに嫗一人居りしが、甲斐々々しく焚火なし、今朝より一しほ寒う候ほどに、ゆるりと御溫り候へかしとすゝめぬ。暫くありて、御禮申され出立なされ候をり、庭に米をひろげ置き候上を、何心なくまたぎなされしに、嫗殊の外に立腹し、是は殿(藩主)へ差上ぐる年貢米なるを、勿體なき事をする人かな、と云ひながら、手にせる箒にて、勝茂公の御足を打ち申し候、蓋し嫗は勝茂公を知らざりし故なり。公は、只管、己が粗忽をわびて、御歸城なされ、御感なされ、其が

て緑を白石十八百姓の内に御加へなされ候よし。

◎肥前鍋島の者は、死を惜み申さゞることは、御心づかひに及ばず候。されど、行儀作法正しく御下知を守り候事御心元なく、此の段第一に思召され候。御家老御親类を始め、粉骨過ぎて、却つて御下知、作法を守ること、やゝもすれば、疎略と相成る傾きありと、勝茂公御物語りなされ候。

◎勝茂公平素御意なされ候には、凡そ奉公人は四通りあるものなり。急ダラリ、ダラリ急、急々、ダラリダラリなり。急々は、事を命ずるときもよく請合ひ、よく始末するものにて、是は上々なり。ダラリ急は、申し付け候時は不便にて、事を調べ候ときは手早く、よく埒明かすものなり。急ダラリは、申し付け候時は、成程埒あき候も、事を調ぶるときに手間入りて、延引するものなり。世の常は多くこれなり。其の外は、皆ダラリ〳〵にて、一向埒のあかぬものなり。

◎忠直公御側の人を勝茂公へ、御使に遣はされ候處、御口上相違の儀申上、埒明き不レ申候に付、不屆者にて候間、御呵成さるべきの由、年寄共申上候、忠直公右の人を又御使に仰せ付けられ、御口上委しく仰せ聞けられ、篤と合點致候様、數回仰せ含め口上振をも練習せしめ差遣はされ候處、此の度は少しも無二相違一相勤罷り歸り候、其の時年寄共召出され、最前口上の申含疎略にて候故、彼者聞違ひ申誤り候、此の度は委細に申聞け候故、相違無レ之候、然は最前の無調法は我等なり、彼者咎少しも無之と仰せ出され候由。

◎勝茂公、御容體御危篤に渡らせらるゝとき、御前様、御暇乞ひに御出でなされ、枕邊に寄られ、扨々目出度き臨終にて御一生越度なく、弓矢の御働き國家を御治め、子孫數多御持ちなされ、家督をも御讓り、八十の御高齢まで

もゐらせられ、此の上は少しも思召殘さるゝ事は有之まじく候、只今御暇乞仕ると、高聲に申され候。御側たるお長樣(御息女)御悲みの情に耐へたまはで、御落淚なされ候を、御前樣ハッタと御にらみ、如何に女なればとて、物の道理を辨へざるものかな。末期の親に淚を見せ申すものかと、御引き立て御內に入らせられ候とかや。

●御藥役、采女相勤め、御臨終(勝茂公の御臨終)の時、御藥道具打碎き、御印役喜右衛門、光茂公御前にて御印を打割り申し候、左候て兩人にて、御行水相仕舞御棺に入れ奉り、差俯き泣入罷在候不圖起ち上り、殿は一人御旅成され候に、一刻も早く追ひ付可ㇾ申と浴衣の儘にて表に出て候へば、大廣間には美作殿初め御側外樣の衆並居申し、兩人手を突き何れも樣、數年の御懇意、新らしく申すに及ばず候、御名殘は幾日語り候ても盡き申さざる事に候、さらばにて御座候と申して罷通り候諸人落淚より外は詞もなく候、さしも强勇の美作殿も、聲出でず跡より見送り嗚呼曲者かなとばかり申され候、圭之助は最後迄讒人の事を申し候て憤られ候。采女は小屋に歸り、日頃の勞れ休めに行水して、少しの間休み可ㇾ申とて暫らく寢入り、目覺め候て、枝吉利左衛門餞別の毛氈敷き候へと申し付け、二階一間に一枚の毛氈をしき追腹介錯三谷千左衛門なり。或日圭之助常に所持せし扇に歌一首あり。

　惜まるゝとき散りてこそ世の中の花も花なれ人も人なれ。

●御葬禮の儀翌日よりは、公儀に相障る儀有之に依り夜中に相濟まさず候ては罷成らず、美作殿より申付られ候へ共、誰にても出來間敷と申し候。枝吉利右衛門へ申付られ候へば、心易く請合ひ、其の夜の中に御葬禮相濟まし申し候由、美作殿は御病中より御屋形の大廣間にて夜晝酒もり致し、御葬禮相濟候迄銚子取申されず、其の內萬事の下知仕られ候。此の時落髮の儘終に髮立て申さず愚溪と申し候。

●老士の物語に云ふ、勝茂公初めて國守に成らせられ、弓矢の御働き御切腹の場にも御逢ひ、御家中の御支配、御國の御仕置御城所々の要害、雑務方の御仕組等まで、御一生御苦勞勝へ難き計りに候。常々御意成され候にも、日峯様御勳功にて、御取立の國にて候へば、子々孫々迄何とぞ家が家に續き候様に致さず候ては相叶はざる事に候天下泰平の御代に候へば、次第に華麗の世間に成り行き、失墜多く上下困窮し、弓矢の道は唱へ失ひ、不意の時節は内外共に耻をかき、家をもほり崩し可申候。云聞せたる迄にて候は、年移り、老人は死失せ、若き者は時代の風ばかりを學び、末末に殘し申事あるまじく候。責て書き物にて、家の譲に渡置き候はば、末代にても覺付くべくと仰せられ、御一生反路(キヅ)の内に御座成され候て、御書物御仕立成され候。御秘事の相知れざる事候へども、カチクと申す御軍法、御代々御代替の時、面授口決にて御傳へ遊ばされ候由に候。御譲の御懸硯(オカケスヾリ)には視聽覺知抄、先考三以記と申す御書物、是も御家督の時、御直に御渡遊ばされ候由に候扨又御家中御仕置、御國内端々(ハシバシ)迄の御仕組、公儀前、雑務方一切萬事の御仕置、鳥ノ子帳に御書記召し置かれ候。斯様の御苦勞限りなき御事に候。其の御勳功を以て御家御長久目出度御事に候。末代になり候ては斯様の儀を存ぜず、又は昔風にて時代に合はずとて替り行き候事歎しき事に候。一旦詮なき様に候ても、御名人の爲し遊はされし御仕組に迯はあるまじく候。假詮なく候ても、御先祖様に對し奉り其の風を改めざるが古き御家の銘にて候。然れども數年改り居り候事を、今又急に古法に成し候はば、又々新儀の様に可有之候へば、時節を以て、漸々に古法に返り度き事に候。扨又御國は根元、剛忠様御願力隆信様御武勇、利叟様御善根、日峯様御勳功、泰盛院様御苦勞にて、御家御長久に候へば、御家中として、毎朝拜み奉るべき事に候。且又御代々の太守に惡人無之、鈍智無之、日本の大名に劣らせらるゝ御器量遂に無之、他方に

ては鍋島律義と申す由、御慈悲の國守ばかり御出來遊ばされ候事、不思議の御事に候。扨又御國内の者他方へ差出されず、他方の者召入れられず、浪人者も、切腹の子孫も御國内に召置かれ、御家中、上下、百姓町人まで、何十代も相かはらず、馴染み深き御譜代の御深恩、申しつくされぬ事共にて候。他方の衆などは、移り替りにて、心落ちつかず、浪人限りに他方へ出で、夫れ限りに主從の縁も切れ、不便の事に候。御家にては、一旦御意見の爲めに浪人仰せ付けられたるもの、又は切腹の子孫共にも、程經ては召し出だされ、死にても御國の土となり、兎に付け角に付け、有り難き御國、日本に比類なき御家に不思議にも生れ出で候事、本望此の上なき事に候。殊更に先祖代々より、御恩を受け身をはたしても奉報事は相叶はず候。斯様の味ひを篤と合點申し、數代の御恩報じに、何とぞ御用に立つべしとの覺悟に胸を極め、御懇に召しつかはれ候時は、彌々私なく御用に相立ち、御情なく御無理の仰付け又は不運にして、浪人切腹仰付けられ候とも、少しも恨み奉らず、一々御奉公と存じ、生々世々御家を歎き奉る心入れ、是れ御當家の侍の本意、覺悟の初門にて候。知慧・分別・器量・藝能は二番にて候、御當家風の胸の落付き所を、最初得心候て、諸傍輩一和し、粉骨を盡し、御用に相立ち申す可き事に候となり。

一勝茂公ロ宣

一從五位下ロ宣　　一御受領のロ宣

豊臣清茂と有之永祿四年二月十四日

一侍從御昇進寛永三年八月十九日藤原勝茂と有之。

葉隱　第五卷

此の一卷は、光茂公、綱茂公、了關樣、御姬樣方の御事共、取交ぜ記レ之。

（編者曰く、此の一卷は光茂公・綱茂公の年譜を主として輯録し、之に其の言行を取交ぜたるもの聞書、總べて百〇四節なり）

●光茂公は、凡べて深く識人を御嫌ひなされ、召させられし人など、延引の時分にても、「何某は未だまかり出ざるか」とのお尋ねのをり「未だまかり出で申さず」と即座に御答へを申し上ぐれば、そは「那樣を、聞し申すものものなり」と仰せられ候に付て、出仕延引の時も、何と御座候哉見合可申と申し候て、御前を立ち、使などを遣し候由、又斯樣の無調法何某仕候哉と御意の時も誰と申し候儀無之由。

●お仙樣土井大炊頭殿へ御祝言以後、光茂公仰せられ候は、大炊殿緣座になるべからず、其許（ソナタ）取返し何方（イヅク）へなりと可レ遣と御意成され候、お仙樣御返答に、不足の人に添ひ候は恥になり申さず、一度夫婦となり、女の方より離別し又二度夫を持ち候事は不義にて御座候、重ねては思し召しも出されざる樣にと、屹と仰せられ候よし。

●申の年大火事の時、光茂公柳原へ御見舞成され候處、早長屋に火懸り申し候、奥は何處に立退候哉と御尋ね成され候へば、未だ御内に御座なされ候と申上候、則ち御通成され樣子聞召され候へばお付の方先程より立退候樣にと申し候へども、大炊殿御留守に女の屋敷を立退き候事は、本意ならずと存候に付て、燒死仕る覺悟にて罷在候と仰せ上げられ候故、光茂公御同道にて、御立退き成され候由。

㊀お春様御藏前の脇、御長屋へ御出成され、人通御見物成され候。江戸御旗本衆、御大名方、御通り御行列立派(リツパ)に威(イカ)めしく候を、御覧成され、何角御評判成され候處、光茂公御通遊ばされ候、何方(イツカタ)の供廻にくらべ候ては、中々不行義にて、男振りも衣裳も劣り候に付て、殊の外御不氣味に思召され候。其の後光茂公御出なされ候に、仰上げられ候は、頃日長屋より人通を見物仕候處、何方の供廻は殊の外立派に御座候、御前様御供廻りは散々見劣り口惜御座候、急度(キツト)仰せ付けられ候様にと、殊の外御せき成され、涙ぐみ仰せられ候、光茂公聞召され候て、其の方などの知る事にては無レ之と計り仰せられ候故、如何様の仔細にて御座候哉と御尋ね成され候、光茂公仰せられ候は、云ひても合點行くまじく候へども、餘りせき候間可ニ申聞一候、他方の供の者は見掛(ミカケ)(外觀)よき男を選み、寸尺に合せ見場(外見)一篇に取集めたる抱者にて候、夫故スワ事と云ふときは、主をも見捨て逃る者共なり、我等が家中は譜代相傳の者共ばかり故、見掛の善悪には構はず、有合ひの者を供に連れ候故、見物所(外觀)は無レ之候へども自然の時は一足も不レ退、主の爲に命を捨つる者ばかりにて候、此方の家は不男(ブオトコ)が名物にて候と仰せられ候由。此事は井上市五郎呼御前に罷在、承り候と咄にて候由、右同日承り候なり。

㊀光茂公へ、吉良上野介殿申され候は「御大身にても、官位ひきくては、不氣味にて可有之候、少將御免など候はゞ知行(封土)半分どもには、御替へ成さるゝか」と候時、御答に「官位ばかり、結構にても、喰ふものなくては、ならざる事なり」と御せられ候由。

◎光茂公御代

●明曆三年丁酉二月御家督御相續、二十六歲

○二月十九日阿部內膳正殿、同丹波守殿、鍋島泉州御成へ召て御隱居御家督の仰渡有之、爲御禮光茂公御登城

○三月朔御禮光茂公より御太刀豐後行平代金十枚白銀三百枚色羽二重百疋、勝茂公より貞宗御刀代金八十枚、御掛物ホツタン、御家老御禮銀馬代ツツ主水、縫殿助、有田勘解由。

○正月十八日大火事、櫻田御屋敷類燒に付光茂公青山へ御移左月四日麻布へ御越成され候

○正月十九日又復大風大火御城燒失西丸殘る、死人三百七十人餘、道程二十二里八丁

●萬治元年戊戌二十七歲今年五月明曆改元なり

○二月御暇同晦御發駕四月五日御着城なり○二月五日彥法師樣左衛門樣に御改名○五月當家御一國并諸寺萬部執行○同十二日御代始○八月十六日山內御越、佐保十兵衛宅に於て三山內の者御目見

●萬治二年己亥　二十八歲

○九月二十九日爲御參勤御發駕○十二月二十八日侍從御昇進○十月六日佐賀に於て御綱殿出生

○今年より着座人數御定、御家誓詞仰せ付けられ候

勝茂公御代迄は長袴御着せ成され候、御誓詞は御人差（オヒトサシ）にて仰付られ候由。

●萬治三年庚子二十九歲

○三月御暇

●寬文元年辛丑三十歲

○九月二十八日御發駕御參勤
○七月七日盛德殿死去追腹の者差留められ候以来、御法度に仰付られ候。其の後紀州光貞公御感心御家中追腹法度成され候。寬文三年癸卯五月二十日公儀御法度に成候なり。
●寬文二年壬寅　三十一歲
○二月御暇○今年向陽軒の御社御勸請○今年公仰出にて御家中追腹御法度に成候、但去年盛德院殿御死去追腹の者差留られ候なり。右の段紀伊様聞召され御感心、後御家中追腹御法度成され候由。
●寬文三年癸卯　三十二歲
○九月二十九日御發駕御參勤○六月十一日佐賀一里方大雷八十餘所に落、黑白毛降、正月二日御天守雷火にて燒失○五月二十日追腹御停止の段公儀より仰出さる○今年中院通純卿の御姬お甘様御下國二ノ丸に於て御祝言○今年御即位御使者諫早豐前茂眞差上られ候、○今年十月非人屋相建られ、彌陀、釋迦、觀音、藥師石佛四方に建置かれ、奉行友田彥兵衛なり。同七年國廻上使御尋聞召届られ候なり。○四月八日北山天寺に薪山御寄附、鍋島六左衛門書出し有り三瀨觀音寺、杠淸龍寺、杠龍護寺、畑瀨曹源寺、松瀨通天庵、鹿路（ロクロ）用音寺右は山田六箇寺なり（此の外可尋候）
●寬文四年甲辰　三十三歲
○二月二十八日御暇
○四月十九日甘姬様御產右兵衛様御出生御產所二ノ御丸なり。此時御城より龍上り候由。甘姬様御祈誓の初瀨々

觀音後に淸心院へ御安置、吉茂樣御代堂御立成され候。

●寛文五年乙巳　三十四歲

○九月御參勤

○六月二十三日榮正院樣御產にて御死去、御出生の御子樣も御消え成され候

●寛文六年丙午三十五歲

○二月御暇

●寛文七年丁未三十六歲

○九月御參勤○七月國廻上使岡野孫九郎殿、青山善兵衛殿、井戸新右衛門殿蓮池町にて公御出會○十二月二十五日左衛門樣十六歲御一字綱御稱號四品御免、同二十六日御前髮御取成され候、綱茂公と奉申なり。

○七月津廻上使竹野又兵衛殿、向井三郎兵衛殿、寺井、竹崎、諫早、脇津、深堀、伊萬里、諸御巡見公寺井にて御立會

○春牛島射場に於て足輕、弓、鐵砲的御名代翁助殿

○秋片田江新馬場に於て御家中馬究馬責御名代翁助殿

●寛文八年戊申三十七歲

○二月朔日江戸大火事櫻田御屋敷類燒、御兩殿樣麻生(布)に御座成され候。同四日又大火事麻生御屋敷類燒に付て青山にて和泉守殿御屋敷に御座成され候。

○二月御暇

○十二月二十一日綱茂公御縁組、松平越前守様御姫様御願の如く仰せ出さる。

●寛文九年己酉三十八歳

○九月御參勤

●寛文十年庚戌三十九歳

○二月御暇

●寛文十一年辛亥四十歳

○二月十二日綱茂公二十二歳御祝言、お普代様十八歳、鍋島若狭、鍋島彌平左衛門、相良求馬江戸差越さる。

○光茂公十一月朔日御著府翌三日朝上使板倉内膳正殿

●寛文十二年壬子四十一歳

○綱茂公初て御暇、御兩殿様御同前に御下國三月十三日江戸御立四月十三日御著城（多久屋敷御在留）○三月六日光茂公御暇の上使土屋但馬殿○九月十三日より御兩殿様長崎御越、同二十二日（異本二十日）御歸城

○十月（異本九月二十六日）綱茂公御參勤

●延寶元年癸丑四十二歳

○九月御參勤

●延寶二年甲寅四十三歳

○二月御暇

●延寶三年乙卯四十四歳

○九月御參勤

○綱茂公御暇、十二月二十九日御著國光茂公御留守なり

●延寶四年丙辰四十五歳

○二月御暇

●延寶五年丁巳四十六歳

○御參勤として御發駕、十一月十一日御著府なり○綱茂公御暇御拜領十一月晦日江戸御立○十二月鶴御拜領○今年御著府中御供廻多人數無用と思召され相減ぜらる。其の後公儀より御供廻相減候樣にと御觸あり、

●延寶六年戊午四十七歳

○正月二十九日おきら樣御祝言なり。加賀守殿御姫を公御養子成され三浦壹岐守殿へ御緣組なり。二月十五日お春樣伊東出雲守樣へ御祝言なり。○二月二十八日御暇三月二日江戸御立四月二日御著國なり。○十二月三日櫻田御屋敷御納戸脇より出火。本多越前守殿類燒に付て御使者丹羽新兵衛遣はさる、御遠慮に及ばず。

●延寶七年己未四十八歳

○十月十一日御參勤の爲御發駕○四月土屋但馬守殿（御老中）卒去○同月久世大和守殿卒去

○五月二十二日櫻田西の屋敷御請取、是は愛宕下御屋敷を松寺若狭守殿へ遣はされ、若州高輪ノ屋敷を大田原備

前守殿へ遣はされ、備州櫻田の屋敷此の御方の御取成され候。御願相濟候なり。

◉延寶八年庚申四十九歳

○綱茂公正月廿九日、御下國九月十三日佐賀御立○公四月五日御著國○五月二十四日江戸增上寺に於て嚴有院樣御法事夾(ナカバ)、永井信濃守殿を、內藤和泉守殿討果され候なり。○二月御暇○五月八日家綱公御他界、御使者鍋島若狹、綱茂公より鍋島十太夫仰付られ候。○綱吉公御家督御祝儀御使者村田隱岐

◉天和元年辛酉五十歳

○御參勤九月二十六日御發駕（此の年より前髮立小小性召連れられざるなり）十一月六日御著府○十一月十二日堀田筑前守殿宅にて御代替に付て公誓詞遊ばされ候なり○十一月二十六日綱茂公江戸御立成され候。○來春將軍宣下の御祝御能御興行に付御作事方其の外調の爲木下五兵衛仰付けらるる旨三月二十二日仰渡され候なり○七月國廻り上使奥田八郎右衛門殿、戸川杢之助殿、柴田七左衛門殿蓮池町にて公御出會。

◉天和二年壬戌五十一歳

○二月九日、十三日、十六日三度に、將軍宣下御祝の御能御興行、同二十一日公御供立中に御料理下され候、○三月朔日當將軍綱吉公より御暇、御代替初て故御腰物拜領、同七日江戸御立、美濃路中國御旅行四月七日御著城、同九日より長崎御越なされ候。戸町御番所にて御供の主水殿志摩殿、番頭千葉太郎助方へ御番の大意仰せ聞かせられ候なり。

○七月十一日長崎御越今年新非人屋相建てられ、土手籠(ドテコモリ)の者共召し置かれ。

●天和三年癸亥五十二歳

○御參勤の爲御發駕なり。十一月十二日御著府、上使戸田山城守殿○綱茂公御暇十二月五日江戸御立なり○閏五月二十八日徳松様御他界「淨徳院殿靈獄崇心大童子」

●貞享元年甲子五十三歳

○三月朔日御暇出づ。此度當御代御感狀、御感書等家中迄に相改められ上覽に及ぶべき旨、正月二十二日に仰せ出され候に付、野口新右衛門罷下り御感狀持越差上られ候（茂里御感狀相良市右衛門持越差上候）右に付御立御延引三月二十二日江戸御立なり。

○綱茂公五月二日佐賀御立成され候。

○五月十五日天守修理成就に付、御親類、御家老中御供にて天守に御上り上段にて修理人主水殿へ御腰物遣はされ候（御城御普請頭人は昔より主水にて候由）○八月二十八日江戸御城に於て堀田筑前守殿を稲葉石見守殿打果され候事○正月二十八日興國院様五十年忌御法事○今年光茂公思召出され幼花様御靈屋龍雲寺へ新に御立御施餓鬼仰せ付けられ、毎年御名代盆には御堂參遊ばされ候。右勝茂公の御子萬千代様なり。

●貞享二年乙丑五十四歳

○二月二十二日當將軍綱吉公御判物江戸より多久長門殿持下らる、同二十九日御本丸御書院へ召置かれ御祝の爲御家中惣侍殘らず召出され、光茂公御手自ら御酌にて御酒拜領させられ候。

○六月三日日峯様御影御讃出來、高傳寺へ公御持參遊ばさる、長崎より南蠻船來著の注進有之、直より御歸城、

則御仕組御座候。同七日長崎御越、同十三日御歸城遊ばされ候。〇九月晦日光茂公御發駕十一月七日御着府遊ばされ候。〇十二月四日綱茂公江戸御立〇三月二十四日隆信様御影御讃宗龍寺へ御寺納。

〇貞享三年丙寅五十五歳

〇二月御暇

〇今年諸組に能(ノウ)仰せ付けられ候。彌平左衛門(高砂)主水(八島)志摩(加茂)圖書(田村)數馬(船辨慶)大木(藤戸)岡部七之助(源氏供養)左太夫(忠度)多久兵庫(ばせを)馬場勝右衛門(清經)石井修理(橋辨慶)百武善左衛(元服曾我)

貞享四年丁卯五十六歳

〇三月十六日公向陽軒御移徙御作事間は彌平左衛門屋敷に御座なされ候。〇九月晦日公御發駕〇十二月二十五日春岳邪宗企てられ候由。道心者淨心長崎御奉行衆へ申出候。相改められ候處無實に付て追て差免され候。

〇四月二十八日御即位に付御使者神代彈正殿差上られ候。

元祿元年戊辰五十七歳

〇正月十六日綱茂公御着國疱瘡流行候故。滿溝(ミツミゾ)に御廻被成候なり。

〇二月二十八日江戸櫻田御屋敷家老小屋出火。光茂公御遠慮。三月七日御登城御暇御延引の處御能御拜見四月五日御暇同十三日御發駕五月七日御着城(此の年御家老御供無之)〇五月十六日綱茂公佐賀御立〇九月晦日年號改元〇十二月松平右衛門祐(光之)隱居。肥前守綱政家督相續

元祿二年己巳五十八歳

○九月中旬より顧正寺にて密談。同二十三日夜和泉守殿、攝津守殿御屋敷御用御密談御用、同夜中野將監、馬場勝右衛門（兩人年寄役也）大和殿御宅にて御改。同二十六日將監切腹、介錯山本權之丞、勝右衛門浪人仰せ付けられ候。○十月朔日光茂公御發駕○同二十日肥前守殿家督以後初めて長崎見廻、御領内通路顧正寺に於て光茂公御面談。供立上下千四十二人外に御雇九十人先立加へて都合千三百人なり。

元祿三年庚午五十九歲

○正月二十六日綱茂公御着國○二月二十八日御暇○四月十一日光茂公御着國○四月二十一日綱茂公佐賀御立。此の日中野數馬加判家老仰付らせる、御加増本知合せて現米八百石下さる。

元祿四年辛未六十歲

○九月晦日光茂公御發駕十一月五日江戸御着○十二月十六日綱茂公江戸御立○五月二十三日公六十御賀に付綱茂公より銀の鳩の御杖遣はされ候。著座迄御料理拜領。御杖拜見仰せ付けられ候。

元祿五年壬申六十一歲

○二月二十八日御暇、三月十三日公江戸御立

元祿六年癸酉六十二歲

○九月二十九日光茂公御發駕、十月二十九日大阪御着、御逗留中辨才天（背振山）へ參詣御利運の儀、江戸より申來り此の節御意有之。

○十月二十九日江戸御屋敷出火（田尻團平小屋より）沼津にて聞召され候。

○十一月七日光茂公江戸著。出火故暫らく御遠慮の處十四日御奉書參り十五日御登城。

●元祿七年甲戌六十三歲

○三月光茂公江戸御立、同二十六日大阪御著、四月十五日御著國

●元祿八年乙亥六十四歲

○二月八日江戸淺布（麻布）御屋敷類燒の事

○五月十六日お光樣佐嘉御立、八月十六日榊原式部太輔樣へ御婚禮の事。但綱茂公御養子成され候、夫に付麻生御前樣より葵の御紋遣はされ。諸御道具二通宛に出來立候事

○十月五日光茂公御發駕、同二十二日大阪御著、二十五日大阪御立此の御在府青山に御座成され候○十月二十九日光茂公御隱居綱茂公御家督御相續なり。

○十二月十五日御父子樣御登城御禮相濟候なり。御獻上御刀義弘代金二百枚金馬代御服二十御壺繻羅細柴賣赤地錦御臺樣へ新古今集二條爲重卿筆外題闕小松院代二十五枚。桂昌院樣に和漢朗詠集二條爲世卿筆代二十五枚水戸樣へ盛衰記中御門定衡卿筆同宰相樣へ百首（百人一首）軸物定爲代十枚、大久保加州へ拵御刀吉房二十枚、土屋相州へ備前兼光二十枚、阿部豐州へ延壽國資二十枚、戸田山州へ城州菊永十枚、柳澤羽州へ備前長光十枚、松平右京亮へ備前兼光十枚、秋元但州へ備前義景十枚、加藤佐州未青江へ十枚、松平彈正貞吉十枚、小笠原佐州へ三原十枚、土岐興州へ石州貞綱六枚、宮城越州へ備前盛景五枚、丹羽遠州へ青江五枚、本庄因州へ了戒十三枚、六角越州へ是助十枚、林大學頭へ信國六枚、松平右衛門佐へアサ御壺松平肥前守へ來國光廿五枚、松平

右京へ駿河守鞍鐙、三十枚十五枚、其他御一門樣方へ御遺物あり。

◎綱茂公御代略譜

●元祿八年乙亥四十四歲

〇十一月二十二日光茂公御隱居御願仰せ入れられ、同二十九日召させられ、御父子樣御登城、光茂公御隱居、綱茂公御家督仰せ付けらるる旨御家中申せ渡さる。

〇十二月十五日御禮仰せ上られ候。長崎御番仰付けらるる旨御老中御列座にて仰渡せられ候。委細別記にあり。

〇十二月十八日侍從御昇進、同二十八日御禮仰せ上られ候。

●元祿九年丙子四十五歲

〇三月朔日御父子樣御登城、公方樣御講釋御拜聽の事

〇二月二十七日上使戸田山城守殿御用御取、御小袖五十白銀五百枚御拜領翌二十八日御禮の爲御登城、御前に於て御馬御拜領、長崎御番の儀上意有之、三月十四日御發駕、四月十一日御着城、初て御暇に付御禮御使者御家老鍋島彌平左衛門差上らる、委細別記にあり。

〇三月九日御家督の御祝の爲御老中御招請御饗あり

〇四月朔日光茂公御暇御馬御拜領、同七日江戸御立、五月十二日御下着、直御屋敷御入〇十一月十日太院樣御卒明臣院と奉號なり〇長崎御番請取

◉元祿十年丁丑四十六歲

○長崎御番、松平肥前守殿へ相渡され候。○當春背振山辨才天の像京都にて出來御下の事

○櫻田御屋敷甲府樣へ御成、御殿御用地召上られ、代地三田新堀端に於て水谷左京上り屋敷御拜領なり。

○四月二十一日光茂公御參府の爲佐賀御立、六月十五日御著府麻生（布）御在館○九月二十九日綱茂公佐嘉御發駕（御供鍋島十左衛門、原田吉右衛門、鍋島庄兵衛、鹿江伊左衛門）○十月七日光茂公江戸御立、石部にて綱茂公御面談、同廿三日大阪御著○十月九日珪光院樣御死去中院通茂卿御母堂なり。○十一月十七日西三條彌千丸殿御出生○麻布御屋敷御著府、御禮仰上らる御在府中に武藤善衛、丹羽喜左衛門、年寄役仰せ付けらる。溝口主馬と申す者御老中御用御賴、土屋相模守殿より仰入られ召抱られ候。野崎吾左衛門と申者大御目付高木伊勢守殿より御賴、御出入扶持被下候。（三十六石か）

○麻布南町に於て大久保隱岐守殿又中間酒狂にてモサ馬を切り申し候。此の御方辻番の人疵馬御屋敷にて養生候馬醫桑島甚五左衛門殿御出御療治、平癒の上馬主へ相渡され候。右の中間は籠舍仰せ付けられ候。

○御在府中小石千右衛門、野田二右衛門、權藤七兵衛、惡所へ參り候段御歩行目付直塚茂兵衛言上、三人苗木山へ籠舍、追て切腹仰せ付けられ候。

◉元祿十一年戊寅四十七歲

○二月御暇上使……御發駕四月十二日御著城

○長崎御番御請取○八月二日京都烏丸通四條下ル町水野美作殿元屋敷御求め請取候。堺町元御屋敷御拂に成候な

り。○西御屋敷御取立成され候事○江戸御留守頭人丹羽卯左衛門御留守居副島左右衛門、羽室清右衛門、○光茂公御病氣に付參勤御斷。

㊂元祿十二年已卯四十八歲

○光茂公當年四月中御參府候樣にと御差圖御座候處、御腰痛故御斷仰上られ候。

○四月十一日御前樣麻布御屋敷に於て御卒去、法號寂光院殿、初は臺齋院樣と御付候を、臺の字御遠慮の旨仰せ越され、御改め成され候。御膝氣御尋ねとして御奉書、御用番にて相渡され候、納富九兵衛、東海道五日宿にて持越候。御禮御使者。

○鍋島主稅殿召させられ候。溜池端水野松之丞殿上り屋敷御拜領三田の御屋敷召上られ候旨、綱茂公仰越さるべく候旨仰渡され候。

○九月二十九日佐賀御立御供

○閏九月二十一日佐嘉御本丸にて、御姬樣御出生春中、伊勢峯樣なり。

○溜池御屋敷御在府成され候

○八月十二日(詳かならず)洪水、諫早、山潮出て人畜死傷多し

㊂元祿十三年庚辰、四十九歲

○二月御暇、上使

○御留守頭人鍋島市兵衛、武藤主馬御留守居羽室清左衛門大塚平次兵衛

○五月十六日光茂公御卒去十七日夜高傳寺へ御入寺二十日御野焼、二十二日御骨拾、六月十四日御葬禮、其の日より御中陰一七日、五月二十九日より七月二日迄千部御執行の事、御法事頭人鍋島内記殿仰付られ候。

○六月三日江戸溜池御屋敷へ上使田村右京太夫殿御出御香典銀子三百枚御拜領、御朦氣御尋の御奉書、右兩樣三上新助、中島三左衛門持下、六月十八日佐賀參着。即御寺へ綱茂公御持參遊ばされ候。

○御法名は初は大輪院様と御付候を、大の字御遠慮にて邦輪様と御改め成され候。高傳寺了爲和尚御引導なり

○十二月二十日長崎に於て高木彥左衛門中間と深堀三右衛門、志波原武右衛門喧嘩、同夜彥右衛門家來共打返し夜明に深堀の士十九人立越、彥右衛門以下數人打取候事。（委細別書に記之）

○光茂公御卒去に付剃髪染衣の人、牛島源藏（一仲）同女房、山本神右衛門（常朝）同女房、落髪の人江副彥次郎、野田元右衛門、村岡五兵衛、原清右衛門、高木忠五郎、竹下八兵衛、戸田次郎兵衛、三谷助右衛門、山崎惣右衛門、牛島御鷹副四人、此の外隱居等有り。

●元祿十四年辛巳五十歲

○四月十七日長崎御奉行丹羽遠江守殿下向、寺井に於て御面談、此の節御黑印御下知狀御條目の御寫御請取御拜見成され候、是は前方御願遊ばされ候なり。公儀へ御禮使者の事。○長崎御番相渡され候。○十月朔日佐賀御發駕、御供諫早豐前、成富九郎兵衛、○月日御禮仰せ上げられ候。溜池御屋敷在府なり。○正月綱姫様御疱瘡綱吉公御姫紀綱教御簾中なり。○今年御家中手明鑓迄親族改めて有之。

●元祿十五年壬午五十一歲

○二月御暇の上使○三月二十九日御著城○御留守頭人平右衛門殿、後、資太郎殿御留守居大塚平次兵衛、鍋ヶ江杢左衛門○長崎御番御請取○三月九日桂昌院様従一位御叙位、綱吉公の御母堂なり。○七月北山所々洪水、山潮出、八月大風。

元祿十六年癸未五十二歳

○稲葉對馬守殿、安藤筑後守殿、萩原近江守殿、石尾部殿所々巡見として長崎迄御下向御領内御通に付て、四月十七日神崎に於て御參會成され候。

○長崎御番相渡され候。○十月朔日佐賀御發駕○御參勤の御禮仰せ上げられ、溜池御屋敷御在府なり。

○十一月十八日麻生(布)御屋敷類燒、坂部源右衛門、仁戸田文右衛門燒死

○十一月二十一日夜大地震手男一人塀に押されて死す。

寶永元年甲申五十三歳

○二月御暇、上使、三月晦日御著城。三月五日江戸御立なり。○三月晦日年號改元の仰渡有之○四月十二日鶴姫様御逝去○五月八日嚴有院様二十五年忌御法事○九月十七日御老中阿部豊後守武幸去○十二月五日甲府中納言綱豊卿御養君、同九日家宣公と改めらる○當年御留守頭人鍋島市兵衛、武藤主馬、御留守居鍋ヶ江平衛門、石井鶴左衛門。

寶永二年乙酉五十四歳

○正月九日綱吉公六十の御年賀なり。○三月五日綱吉公右大臣家宣公従二位大納言御任叙なり。○六月二十二日

一位様御逝去綱吉公の御母堂なり。六月萬部御執行導師本庄社大乗院覺賢僧正○十月朔日御參勤の爲佐賀御發駕。十一月十日江戸御著。御供鍋島十左衛門の大阪より成松又兵衛御國許へ遣はされ十月七日下着、神代彈正様同十五日御出足十二月十日江戸御著成され候（又兵衛は御國元より御用仰せ付けられ江戸へ遣はされ、大阪へ打向ひ罷著候なり）○十二月二十六日綱茂公彈正様召させられ、御老中御列座にて秋元但馬守殿御願の如く御養子に仰付られ候旨仰渡され候，彈正様御名乗改められ、矩茂（元直利なり）○彈正様今年四十二歳。公儀へ御願書には四十歳と遊ばされ候なり。

寶永三年丙戌五十五歳、吉茂公四十三歳

○二月二日櫻田御屋敷御拜領、代地として麻布御屋敷差上られ候。

○二月御暇、上使井上河内守殿、三月五日江戸御立同二十九日御著國○四月四日長崎御番御請取、○當年御留守頭人副島五太夫、成松貞右衛門、御留守居鐘ケ江平左衛門，石井彌左衛門なり。五太夫、貞右衛門は彈正様年寄役なり，溜池御屋敷北東の隅長屋に御座成され候なり。

○三月二十四日泰盛院様五十回忌御法事有レ之（高傳寺にて千部執行）

○五月十六日乗輪院様七年忌御法事有之（千部同斷）

○十二月五日彈正様召させられ御元服仰せ付けられ候、御稱號御一字四品御刀（則光）御拜領。左衛門佐吉茂公と御改稱。即日御禮相濟候なり。

○綱茂公御病氣の段申來候に付て、御典藥相願はれ、長島的庵老御看病仰付らる，吉茂公御暇御願、十二月六日

曉御用番大久保加賀守殿宅にて仰せ付けられ候。御闕所御證文相渡され候。道中にて若御與左右相濟候共御當番の事に候間直に御下國成さる旨相達せられ翌七日江戸御立、同十三日熱田にて二日御卒去の御到來聞召され同二十八日御著城なり。

○十二月六日曉病氣御尋の御奉書御留守居へ相渡さる。

○十二月二十二日上使水野監物殿御香典銀子三百枚御拜領なり。御病氣御尋の御奉書御留守居へ相渡され候彼是別記に委し。御法事頭人村田宮內殿御引導行寂和尙千部御執行。

●寶永四年丁亥吉茂公四十四歲

○四月二十一日長崎御番所相渡され候。同二十六日吉茂公佐賀御立、五月九日大坂御着、五月二十五日江戸溜池御屋敷御著遊ばされ、御參勤時分の儀に付て、段々御伺の上、公儀より御差圖有之なり、別記に委し。

○三月二十八日高傳寺行寂和尙隱居、當住川久保松陰寺寂照仰付られ候。

○五月二十日隱居松寺右衛門佐光之筑前福岡に於て病死。江龍院殿淳山宗眞と號す。

◎聞 書

●慶安四年將軍家綱公御代替にて候。此の暮、勝茂公御參府候處、御道中にて御病氣、御著府御延引、御代替初めて御參勤に付、別けて御氣の毒に思召され、御急ぎ成され候へども、御力付遊ばされ中候、扨御著府即刻御老中廻り遊ばさるべくと、右延引の謂れ、御口上書御案文成され候へども、一圓御心に叶ひ申さず、其の中時刻押移り、

御老中御出仕時分に相成候に付、殊の外御世話成され候。光茂公御次に御座成され候が、御老中御上られ候に、今朝の御著、御老中登城前に御屆成されず候ては、罷成らざる事に候。御病氣故御延引成され候處、早速の御出は不相應に御座あるべく候。今朝は先づ某を御名代に遣はされ、晩景に御廻り成され候ては、如何御座あるべきやと仰せ上げられ候。高源院様も御同座に御座なされ候が、聞召上られ、丹後守申し候儀尤もに御座候。彼者に御任せ成され候へ、時刻も押移り候と仰上られ候に付、勝茂公も尤も至極よく氣が付候。夫とても口上書は遣はすべき由仰せられ候。光茂公又仰られ候は御口上は篤と合點仕候。御書付に及申さず候と仰られ候に付、さらば申して見よと仰せらる、即座に御口上仰せられ候。御夫婦様ながら仰せられ候は、唯今迄の僉議の書付よりよく聞え、其の通申達候様にと仰せられ、御歸にてあれ程智慧可有とは思ひ寄らず候と、殊の外御褒美成され候由。御十九の時の由。

◎光茂公御十四歳の時御詠歌

さむき夜に、はだかになりて寢たならば、明日の朝はこごえ死ぬべし。

是れ御詠歌の始の由申し傳へ候。又一説に多久美作より、「唐の山邊も、紅葉しにけり」。と申す歌を聞し召され候て、御歌の御執心に相成候由。

◎光祿十年櫻田相屋敷甲府様へ御成、御殿の御用地に召上られ候。光茂公御隱居以後、四月御參勤御旅中に右の段申し來り、御供立の上下不氣味に存じ、御前にも御殘念に思召さるべくと存候處、御意成され候は、扨々信濃は冥加に叶ひたる事なり。難有事かなと御意にて候。御參府の上御城に於て、御老中御列座の席にて、今度信濃守櫻田屋敷御殿の御用地に召上げらる、斯ばかりの御用にも相立ち候儀、冥加に叶ひ候儀と、難有奉存候。此儀は數年相

勤候に、何事の御用にも罷立たず候、信濃守代に罷成り間もなく、右の仕合せ、其は實に宜しく存じ候と仰せ述べられ候。

〇御老中廻り遊ばされ候節は御道緣無之。御順の通、御廻り成され候由。

〇御側の者共への御噺にも御旗本衆の事は何某殿斯様にシャッテと仰せられ候、御小身の衆の事にて公儀衆の御事は、陰にても疎略に仰せられず候由。

〇先年長崎御越前御子様方御病氣にて御出立少々御延引故、早々御出會遊ばされ候樣にと、年寄中より申上げるさらば即ち出立すべしと仰せられ、御膳召上られ候樣にと仰せ付けられ候へども、出來會ひ申さず候に付て、半分煮の御飯を澤山に召上られ、御往來六日何にても召上らず、御歸城の上、御膳召上られ候。總て御膳方尋常にて無之、一度に十度分も召上られ、又幾日も召上らざる儀も御座候。常體の御生付にて無之と、取沙汰仕候由。

〇御法事の節は御寺へ御參詣、讀經の間は御堪忍遊ばされ候。頓寫有之節は、硯の水を始終御はこび遊ばされ候由。

〇何な(ドナタ)にても、江戸の方を御枕元に御床(オトコ)取り候樣にと仰せ付け置かれ、道中たどにて御寢なされ候節は、江戸の方は何方(ドチラ)にて候哉と御尋ね遊ばされ候由。

〇死罪の者披露(ヒロウ)聞召され候節は早速仰せ出されず、暫らく、御案じ成され、遁(ノガ)るべき方無之ときは、一等づゝ御減じ仰せ出され候由。

〇御側の者へ御異見など仰聞られ候節は、外樣の者承候はゞ、側の者故愍にする樣に可ㇾ存候へども屹度仰せ出され、全く御側外樣御隔成されず、仰せ分御座由候。

○先年御子様付の悴共へ「能」稽古仰せ付け置かれ候。田中覺兵衛に悴共は稽古仕候哉と御尋ね成され候處、童(ワラベ)共故に疎に稽古仕らずと申上候。以の外御立腹なされ、幼少の者共の上を讒言仕候と候て覺兵衛は浪人仰せ付けられ候由。

○御慈悲深く御座候故、御家中下々迄の上に、痛み候事無之様にと平素思召上られ候。先年堀田玄春御屆分にて罷下居候節、東御屋敷にて、月の御詠歌の爲御座に御出なされ、御次には玄春、藤本宗吟、恩田恕情罷在候。水ケ江あたりに花火あがり候を、玄春見付け候て、會釋仕候を聞召され御立なされ候て御次に御出、玄春へ仰せられ候は、其の方は法度の樣子不存事に候。城下にて火の取扱はきびしき法度にて候。今夜の事必沙汰仕間敷候。外に知れては科(トガ)申付ず候ては叶はず候。是より見候は見ぬ分にて候と御意なされ候。玄春感涙を流し、天下にて、主君の望外に無之候。則御家來に罷成候祿は御了簡次第と奉願候に付て召抱へられ候。平素公儀を望罷在候に付て、最前より召抱らるべくと候へども御斷申上候故、先御屆分にて罷下居候時の事にて候由。

○先年久波御泊の翌日御供當番御小性役中野七郎右衛門古賀源太左衛門船にて海田へ罷越し、御供はづし申し候。僉議の上是より差下され候樣にと申上られ候へば、夫は宮島の遊女町へは參らず候哉、改め候樣にと仰出され候。又又僉議の上、遊女町へは參り申さざる通り申上られ候。左候はば差免さるべく候。供番の者供を迦し候はば、科申付べく候へども、彼者共は男にて候へども、小性役と申す名に候へば、前髮立同前の者共に候。右の科には大阪迄先に遣はし候樣にと仰出され候由。

○先年大阪御逗留中、(御隱居以後御參府なり)不寢番馬渡角兵衛、矢島彦兵衛兩人相勤め候節、彦兵衛小用に參り

候跡に、角兵衞寢入申し候，其の折御目覺まされ候て、御呼び成され候へども御返詞申上ず候，御起遊ばさるべしと成され候へども、御腰痛の時分にて、御這ひ成され候て御次へ御出なされ候。其の時彥兵衞寄り合ひ申し候，相番は誰にて候哉と仰せられ候へ共、兼ての御氣質心得居り申し候に付て兎角申上ず候，角兵衞は膝立ながら俯臥に寢入居り申し候。角兵衞にて候を御覽じ、兩人引取り候樣に、又年寄共罷出べき旨仰出され、年寄衆罷出られ候へば、兩人不番不屆千萬にて候、夜中は唯不寢番ばかりを賴み申し候，不覺悟者共に候間、きびしく相改め、確と申聞べき旨仰出され候。僉議の上、無調法申譯御座なく候。此の上は御國許へ差下され、殿樣仰付次第と仰せ越され候樣にと、申上られ候。又々仰せ出され候は彥兵衞は科無之者にて候，角兵衞枕を致し寢入り居候儀改め候樣にと仰せ出され候。改め有之候處、居ながら眠り倒れ候段、紛れ無く候に付て、其の段申上候へば，扨は不覺悟にて無之候。極々疲れ候時は、眠り倒れ候事不及力事にて候，佐賀へ遣はし候は休息にて候。其の上信濃守承り候はゞ切腹も申付べく候。右の科には江戸へ先に遣はし候樣にと仰出され候由，總べて科人の上に是は申開き有之事と思召付かれ候時は、成程きびしく御穿鑿なされ、申譯を聞召され差免され候、申開き無之事と思召され候時は、飾り御改めも無之、御前より色々かはりたる道理を御付け成され、差免され候。斯樣の事共一入御慈悲深く御座成され候故と諸人感じ奉り候由。

●御參勤大阪御逗留中、伊東大和守樣御出の時分、藥酒出し申し御酌取遠藤六兵衞、未兜羅瓶を脇差の鍔に當て打破り、御座無興にて候，六兵衞儀可差下旨申上られ候へば、皆案じても見候へ、客人の前にて瓶打破り、興をさまさせ可申と存じ候て仕る者可有之哉、知らざる誤りは、科に成らずと差免され候由。

●公は何事にても前々押出し候て、申上候事ならでは、聞召上げられず候。御目付より言上の書付は御近習頭取次差上候、御請取成され、其處立ち候へとて、御近習頭御除け成され、多分封の儘刀箱に御入れ、御覽成され候分にて毎歳暮御焼かせ成され候由。

●先年密通事披露の節御意成され候は、他人の妻を犯すと云ふ事終に聞かざる事なり。重罪の者なれば仕置すべしと仰出され候由。私曰環翠軒式目の抄に、密懐の箇條に昔はありたる事にや源氏物語にも見えたり、今はなき事なりと書かれしなり。

●光茂公御若年の時分何事にても思召立たれ候御慰み事は一偏に御はまり成され候。御年寄何某、あれもこれも差止め申し、何れ後々には害に成るべしと存じ候て、差止め申され候。人並の御生付にて無之、一途(イチヅ)に御傾成され候故にて候。御十九歳の時より御歌書御好なされ候。是れは御好み過ぎ候ても苦しかる間敷と御心に任せ置かれ候。夫故萬事を御捨て、御歌書一偏に御貪着成され候。此の事勝茂公聞召され、以ての外御立腹、嚴敷(キビシク)御意見成され、御歌書幾らや御屋敷にて焼捨てに成り、年寄役兩人差廻され、光茂公へも二度御歌書成さる間敷由、神文仰せ付けられ候。歌は公卿の所作、武家の家に用なし。面々家職を捨て、何として國家相續可成哉。唯武邊政道の事を心懸く可き事なりと嚴敷御意見にて候。夫れより御歌も御止め成され候、數年過ぎ候てより、公思召付かれ候は、政道を脇になし、歌道一偏の貪着を、御制道成され候、祖父樣の御心入、御尤至極にて候。政道を專に心懸け、其の隙に歌道を弄び候事は、祖父樣御存命にても差免さるべき事に候。扨又御先祖樣方は亂國に御生合ひ、日本に名を御揚げ成されたる御武篇にて候。人と生れ後々迄名を殘す事をせては無念の事なり。然れども御治世なれば、武篇を以て

名を殘すべき事叶はず、亂世ならば御先祖樣に劣るまじきと思ふなり。今の時に名を殘すべきは、歌學を遂げ、日本第一の實武篇に於て幽齊ならで類もなき、古今傳授を受け、一生の思出にすべし、政道の障さへならずは、御父樣への申譯も有之、不幸にも成るまじ、然りながら御制道に成たる事に候間、隱密にすべしと思召されはきり候て より御末期迄に古今傳授相濟誠に例なき御事に候。又世上に御詠歌洩聞ゆべき事も深き御愼にて候、幽齊傳授も一物殘申候由、公の御傳授は、西三條家の正統にて、無双の御秘書迄相渡され、御家に殘り居候事、不思議の次第に候。正統の古今傳授は今仙洞樣西三條家、此御方、此の三所に留り居申候由。

〇興國院樣五十年御回忌の節、惠峯和尚へ御弔の成され樣御尋の事

〇御參勤の大阪逗留中、辯財嶽境公事御理運の段申來候節、同役と云ひ隣國の事なるに、笑止の事と御意成され候事

〇右の公事、起り立候節、論地に成らるべくと仰せ遣はされ候儀、扨又御述懷御詠歌の事

〇御城にて御矢倉に、鳥付居候を、鐵砲にて的つべき哉と御大名方御評判、公へ御尋ねのとき御取合の事

〇德松樣御不例の節御歸國にて、御上下(カミシモ)召させられ、數日御座成され候事

〇禁裡御祟敬の御心入の事

〇酉の年大火事の節夜中御巡見の事

〇長崎御番所に於て鍋島主水、鍋島官左衞門、千葉太郎助へ長崎御番所の大意御物語候事

〇江戸大火事の節、御見舞に御出の時分、御供立殘らず御供仕るべしと出立候を、御一言にて御分けなされ候事

右九箇條委細追て可記之

㊀御病中に和泉守殿（後紹given）御出、御面談の節、御蒲團の上にて御會ひ成され候儀は、慮外と思召され、御下（オ）り成さるべく（蒲團より）と遊ばされ候へども、叶はせられず、御コロビ成され候て、御下り遊ばされ候へば、御氣色に中り（容體に障りの意）御絶入り遊ばされ候由。

㊀綱茂公初めて御暇にて、御父子樣御同前に御下國遊ばされ候。若殿樣初めて御下國と申して、在々（ゐなか）の者も道の左右に罷出で、拜み上げ申し候。後に光茂公へ、私、通り申し候を皆々拜み申し候と仰せられ候へば、夫は心入が入る事なり。我は人より拜まるゝ位などと、存ず間敷由、きびしく仰せられ候由。

㊀御病中來床擦（とこずれ）出來候へども、終に痛むと仰せられたること無之、御苦痛の御氣色少しも御見えなされず機嫌は「ようぞ」とばかり御意成され候。

㊀御在府中、増上寺御成のときは、御上下（カミシモ）を召し、御居の間に御座成され、御付人（オツキビト）參り、唯今御通りと申上候へば暫らく禮遊ばされ候由。

㊀堂に御寺參り遊ばされ候砌、御道絶無之、御先祖樣御次第の通に御參詣遊ばされ候由。

㊀光茂公は、水戸黄門樣（光圀）と御間柄よく、折節御振舞（オリフシオフルマヒ）に御出成され候。或時黄門樣船の御咄成され、丹後守殿（光茂）は西國業にて、殊に長崎御番御請取候へば、船中の事は、よく御存じあるべく候、愈斯樣にて候哉と仰せられ候。公御答に斯樣の委細の事迄、よく御存じ遊ばされ候と、御會釋成され候てより、終に知らぬ事ながら、存ぜずとは云はれず、漸く間に合せ候と、御咄成され候。

㊀水戸様、紀伊守殿（元武）へ御断成され候は、鍋島風は丹後守殿限りと見え候。攝津守似られ候へども、遙かに似劣られたり。其方などは旗本者ぞと仰せられ候由。

㊀先年江戸にて、攝津守殿供立の者、何事か候て、五六人浪人仰せ付けらるべき由、家老共申上候へば、仕置なれば力に及ばず、其の通なるべし。さても不憫の事哉、嘸ぞ難儀をすべきと御落涙候故、家老共も落涙にて罷立候。御側の者へ仰付られ候は、浪人者共罷立候時分、潜に聞かせ候へと仰含め置かれ候。今夜罷立候由申上候に付て、潜に右の者共へ、夜更け候てより、小庭の中門を開（ア）け置き候間、小者にも知らせず、罷通り候様に申聞かすべき由、仰せ付けらる、夜更け候て皆々忍び候て御居間に罷通り候。扨々不憫の事哉、何として暮すべき哉、仕置なれば、我れ一人の了簡にも任せぬ事なり。最早老體に成りたれば、其方共が歸參迄生きながらへて、又逢ふべき事不定なり。暇乞（イトマゴヒ）と思ひ、召寄せ候。歸參間もあるまじく候條、隨分息災にて暮し候へ、命あらば後逢ふべしと仰せられ御落涙候へば、皆々立場も忘れ泣き沈み罷在候を、脇より時移り候と申し候に付て、漸く立上り候由。

㊀御同人佐賀へ御越、今宿御通成され候が、牢屋を御覧候て、アレは何家かと御尋ね候故、牢屋にて候と申上候。扨々此の温氣にアノ内に居て、さこそ窮屈なるべし、不憫の事なりと仰せられ候て、我が内に（自分の家中にの意）牢に入りたる者は無き哉と、御尋ね成され候。鹽田に、兩人入れ置き候と申上候。今日佐賀の牢屋を見て思ひ付きたり。殿様の御仕置は、成さるべき様尤もなる事なり、我が内に左様に致置き苦しめ候事、如何にも勿體なく、不憫に思ふ間、早々出牢させよと仰付けられ候由。

㊀御同人毎朝御手習成され候。是は養峯様御存生の時、手習を仕り候へと仰せられ候事、忘れ奉らずせめて御死後

になり共、御心に叶ひ候樣にと思召候て、御習成され候由たり。又御參勤の時は、御靈屋へ御參詣、御存生の時御暇乞の如く成され御詞仰られ直に御發駕、御下國の時も直に御靈屋へ御參詣御詞仰せられ候てより、御入城の由なり又先年誰かに御物語成され候は、最早よい年（相當の年齡の意）に成候間、隱居したく思へども、家中の者が不憫にて、今に勤めて居るなり。甲斐守少し年ふけ、家中憐愍の心など付き候迄と思ひ、延引すると仰せられ候由。

●了關樣辨財天を信仰有べき由にて、秘法傳授の出家を御招き、辨天の法を行はせられ候。左候て家中の者皆々罷出、禮拜信心仕候樣にと御申付候。其の後仰せられ候は、我は老命纔の儀なれば、辨財天に用事少しもなし。甲斐守家督以後、家中に地三部を懸けて取上げ候。もとの儘でさへ難儀の者共が、何として續くべきや、頓て飢え申可くと存じ候へば、如何にも不憫に候故、歎のあまり辨天の法を修し、家中の者、内證續き候樣にと祈る事に候間、隨分信心をして呉れ候へと仰せられ候由。（蒲原彌左衛門咄）

●牛島源藏、京都聞番山本甚右衛門、御歌書御用に付て、在京の時分、光茂公より御書の中に源藏事を目付共より言上致し候へども、何事にて候哉、早打忘れ候、神右衛門も其の座に居合せ候とやらん申聞せ候へども、何事にて候か、忘れ候。兎角源藏事身持、たしなみ候て可然候と仰下され候。其の後綱茂公へ御見付中より、源藏不行跡の段及言上候に付、差下され、相改めらる筈にて候、此の段光茂公聞召され、綱茂公へ仰入られ候は、源藏事我等懸方に持たで叶はぬ者なり。今度下り候上にて國家の害に成らぬ事ならば、科を宥し、我等へ與へ申され候へかし。若し其の方氣に入らぬ事あらば、入道させてつかひ度き由、仰遣はされ候。綱茂公聞召され、扨は左樣に思召上らるゝ者にて候哉、全く國家の害に罷成る事にて御座なく候。何事なりとも孝行申上度候、せめて斯樣の事成共、思

召に叶ひ候樣に可仕候。彼者科僉議に及ばず。其の儘京都に罷在、御用相調へ候樣に申付べき由、仰せ上げられ相濟申し候由なり。

●光茂公の御乳兄弟高山宇兵衛、母は御國に納まり申され候由。(宇兵衛母法名寒照院正定寺に位牌有之宇兵衛子孫相知れざる由。元文五年八月八日太田喜內にて御知らせ下され候。)お岩樣御乳兄弟太田良庵、お春樣御乳兄弟羽室清左衛門なり。

●光茂公御在府の時分、誰か御心安き御旗本衆御申し候は、疱瘡をさびしく御嫌ひ成され候が、御大名樣には差支申し候事御座あるべくと存奉り候由御申し候。公聞し召され曾下の御返答に親の敵と存じ候に付て、嫌ひ申し候と仰せられ候由。

●光茂公金丸氏より聞書

寛永九年壬申御誕生同十一年甲戌御中剃並御袴着〇同十二年乙亥霜月、初めて御內方より家光樣へ御目見〇慶安元年戊子十二月二十二日御元服、御名字御一字御免〇同月二十五日御前髮御取〇同二年己丑卯月十六日御祝言〇同三年九月お仙樣御誕生〇十月光茂公御麻疹〇承應元年壬辰正月十八日御老中御請はる〇二月勝茂公光茂公江戶御歸國〇三月上關に於て光茂公御疱瘡〇五月彥法師樣御誕生〇十一月光茂公御參府〇同二年癸巳六月廿六日光茂公日光へ御參詣〇十月お岩樣御誕生〇三年甲午三月二十六日光茂公江戶御發駕〇十一月光茂公御參府〇四年乙未正月七日御はは樣主殿頭殿御內儀樣此御方へ御嘉例御振舞〇四月九日曉山の手へ御振舞にお出、四月十日御酒井讚岐守殿へ御振舞に御出、御相客松平右衛門佐殿、黑田市正殿、大久保加賀守殿、松平山城守殿、松平越中守殿、御存の由〇三月

朝日初めて御鷹の雁御拜領上使下谷根三十殿○同右雁御披御囃子あり。○七月廿三日はは樣光茂公へ雲雀三十宛御拜領上使三十殿○八月十三日晩右拔き○九月二十九日亥子御祝に付御登城被遊候にと御奉書遣はされ候○十月八日朝鮮人御城へ御禮に付て御衣裳にて御登城成され候樣にと御奉書到來十二月十三日勝茂公鶴御拜領の御禮として御老中へ御出○同月十四日右御禮の爲御登城○明曆元年乙未二月二日雁御拜領○三月四日右御拔き○同二年丙申二月五日お仙樣御紐とき○二月お春樣御誕生○八月彥法師袴着○十二月二十三日勝茂公御參勤の御禮物、光茂公御名代にて上る○同三年丁酉正月二日御登城、御流れ御頂戴○同月十九日大火事に付光茂公御二方樣御子樣方青山へ御移り○二月八日勝茂公御煩に付上使阿部豐後守殿召出、則御禮の爲神尾備前守御同道にて光茂公御登城○同月十九日御家督の儀に付岡部內膳正殿丹波守殿和泉守殿御城へ召出され仰渡され候に付同晩御禮の爲御登城○三月朔日御家督の爲御禮御登城○五月四日青山より麻布へ御移○同十六日御老中へ御出但し御忌あけさせられ候に付て○同二十六日御鷹○鵙五羽御拜領○六月十三日右御拔き○同十六日御嘉祥に付て御登城初めて御著座。

● 光茂公御國居以後、御參勤の御供、御家老色々御相談の上、中野數馬（是水の父なり）仰せ付けられ候。御發駕前に數馬御用の由にて、光茂公御前に召出され、誓詞仰付られ候。前書を中島善太夫讀聞せ候樣にと仰付られ候。其趣は、某儀信州樣御若年の時分より附き奉り候て、信州樣御身の上委細心得罷在候。此の以後信州樣御身の上何事に依らず、丹州樣へ申上間敷候。若相背き候はゞとの趣なり。數馬落涙仕り、扨て扨て難有御心入にて御座候と憚ながら感心し奉り候に付て覺えず落涙仕候と申上候由、御前に居合候人の咄の由。

● 先年小城・蓮池・鹿島御三人の御方々へ、公儀より御役等仰付られ、獻上物等御並の通り、段々差上られ候格に

相成候。其の時分、綱茂公御部屋住にて御在府成され、右の段聞召され、御格式相違に相成候儀、仰計せられ、御國許へも相聞え、光茂公より御三所の御方へ御取合御座候へば、不合點の返答共有之、以の外六ケ敷、不和に成行き、御家老中晝夜御僉議にても埒明き申さず、其の時中野數馬唯一人御前へ罷出申上候は、頃日より御三人の御衆御取合、今に相濟み申さず、不熟の上は御家の大事にも罷成るべくと存奉り、色々了簡仕候。夫に付き私存じ寄り御座候を申上ぐべく候。私儀御懇に召仕はれ、子供迄銘々御知行下され、御厚恩身に餘り申し候、私へ御知行下さるゝよりは、子供へ御知行下され、御懇に召仕はれ候が、別して難有存奉り候。是は親子の道かと存じ奉り候。然候へば、御三人の御事をよく〳〵了簡候へば、公儀の御三家、他方の分知とは違ひ申し、綱茂様御子様公儀へ御勤め遊ばさるゝ迄の御事に候へば、御三人何時何時迄も御子様方と思召され、御前には信州様御同前に思召上らるゝ筈に候。其の時は公儀首尾よく候程、御前には御太慶に成る筈に候。御三人公儀前よく候とて、御家の害に成り候事は無之。結句御家の御威光にて候。此の根元の御了簡、行違ひ候て、御三人の衆の、御上の首尾よき事を御立腹成され候に付て、御三人の衆は御情なき儀と御憤、御互に悪事を見出しくらべに成り申し、此の末は何と納り申す可き哉相知れず候。泰盛院様御代迄は、御三人へ相付けられ候者共、御用の節は直に御前へ罷出、御禮日御祝事などの時、少しも取分け成されず、御懇に成され候を、近年又家中などにて御隔て成され候に付て何も不氣味に存じ、佐賀を立退き申し候、斯様の事共にて、御主人も御憤出來申し、其の上に御三人の衆、上前首尾よく候とて、御立腹成され候ては、不合點の筈に候、然れば御非義は此方より始まり申し候。然れば唯今の成され様は、加州を御呼び成され、御面談にて仰せらるべく候は、扨々我等無調法痛み入たる事にて候、若き者共の何彼と申し候に、年寄り

たる者同意し、何角と双方の非義を言募り、言語道斷、是は我等一人の無調法にて候。實に誤りと知り候。此上は何も信濃守同前に一和致し、國家相續の所頼入候。其の方年役に候間、餘の者へも此の旨申聞かせられ得心させ給はるべく候。信濃守へは我等より申聞かすべくと仰せらるべく候。必定加賀守殿感心にて無事に罷成べくと申上候光茂公不圖御得心遊ばされ、尤至極、我等誤にて候。加賀守迎には、其方罷越すべき由仰付られ候。將監（中野數馬）存じ候は、此の半ばに候へば、小城へ罷越候ても加州御面談可有儀不定にて候。(故)女房共へ續も有之候に付て澤江藤右衛門を先達て(先以ての意)小城へ參り候樣申聞け、將監(追て)罷越候、御用は加州樣殊の外御太儀遊ばさる儀にて候間、御面談成され候樣申上べき旨申含め遣し候。左候て小城へ罷越候へば、早速御面談にて候故、丹州樣御直に仰達せらるゝ御用御座候間、一兩日中に佐賀へ御越成され候樣にと御意に御座候。御用の筋は何れも相心得ず候へども、御双方御太儀成さるゝ儀にて、御座あるべき樣存奉り候と、申し候に付て、何日に御越なさるべきとの御返答にて、將監は罷歸り候。其の日になり候へば紀州も御同道にて、自然其方も承る事にても有之べく候間、西ノ丸へ控居候樣にと御申付、加州は御城へ御出成され候。光茂公御面談にて頃日より三人に對し何角六ケ敷取合出來、今に相濟まず候と承り候。よくよく了簡申し候處、畢竟我等實に誤り候と一々仰せ碎かれ候に付て、加州樣頻に御落涙、最早末まで仰せらるまじく候。扨々難有御心入、篤と合點仕候。年打寄(ウチヨリ)候某罷在ながら、若き者共に斯樣の儀を申させ候儀、某の無調法此上御座なく候。某請取申し候間、少も御心に懸けさせらる間敷候。紀伊守も召寄せ置き候迚(トテ)もの儀に彼者へ、御直に仰聞らるべくと申され、早速紀州御出、委しく聞れ候上にて加賀守殿午王を御乞ひ、御前にて、父子血判誓詞成され、差上られ、忽に無事に相成申し候由。

此事御前に申上候段、將監終に他言仕らず、偏に御前の思召寄に仕成し申し候。實に忠臣の心入にて候。此の儀常朝へ密談の由正德三年十二月七日安住にて潜に物語承り候。此の序に、總べて器量の奉公人、智慧深く御意見など申す人は、我が手柄に仕成し殿には耻をかかせ申す事、古來より數多見及び申し候。御意見などゝ申すは、殿の思召寄にて、御自身思召當かれ候と、皆人存じ候樣に密々に仕り、殿の惡事は我身に引き被(カツ)り、候てこそ、御譜代の士の覺悟とは申べく候へ、中野内匠有馬一番乘をも隱し置き候。又右の通に御味方の者一人にて潜に申上候時は、御得心遊ばさるる筈に候。扨又御三所の事古老の評判には、末々御家の崩申べきは三所の不熟よりにてあるべしと申し候由。

古老の士の物語には、勝茂公御代には、御三人の衆御子樣方にて候へば、御取分け遊ばされず、若殿樣御四人御座候樣子にて候故、御家の御威光と相見候。何も御城内の屋敷々々に御座候て、相附けられ候衆、小城へは直茂公御取立の名士、蓮池鹿島へも御賴切の衆、數人相附られ、御家の骨切士共にて、御堀を取廻し、住宅致し、勝茂公へ申上候儀有之節は、御次へ罷通り御用御座と申上候て御前へ直に罷出、扨又役儀御使者等、多く遣し候時分は孰れも御用仰付られ、御祝儀事御禮日等には、御家の都合打込み、少も御取分成さるる儀無之て、一味に召し仕はれ候。然る處に勝茂公御卒去光茂公の御代になり、江戸御育立(ヲソダチ)にて、御家の古き事共御存じ遊ばされず、年寄中も御家風相心得ず、高傳寺月堂樣御靈屋をかかえ直し、垣にて仕切り、御三人を公儀御三家の格に仕成し三家と名を付け、附々(ツキヅキ)の衆を又家中と取成し、御城へ罷出候時分も、御式臺などに待たせ、少々にては面談も仕らず諸事に付き、阻(ヘダテ)出來候に付て、御三人附の者共、立腹致し、御家の御譜代、御國を取固め候は、此方共にて候

に、罷下られ是非に及ばず候。二度御城へ罷上らず候などと、憤り候て、皆々佐賀を立退き、御主人方も在所在所へ御引取、月堂様御靈屋宗智寺に引取、隔心出來、其の後殿様を御本家と唱へ、御主人方を殿様と申して、別籏立て申し候。他家の内分分地などと申候とは様子違ひ、勝茂公思召入にて成されたる儀、罷違ひ候段、歎かはしき由申し候に、近年又又純熟の様子に相見え、日出度御事と物語にて候。又前山本神右衛門咄に、小城御家中は直茂公御頼切の衆にて候。追腹數人、其の後も段々相果て、昔の衆纔く半分生殘り申し候。此半分に殿様御家中殘らずと比較（クラベ）候ても、中々及び申間敷と申され候由。同席にて咄なり。

●中年大火事の時、櫻田御屋敷に火懸り候を、取消し申べくと仕候處、光茂公御意成され候は、大名衆屋敷皆燒候處に此方ばかり消留候事無用に候。其の儘にて燒候へと仰せられ候。左候て、御父子様御出成され候。諸方燒塞がり申し候。中野數馬罷出、某先乘り可仕と申し、乘り廻り申し候。數馬儀、江戸詰中、際の時は道筋の僉議仕り、毎度見分に罷出、平素よく案内存度候。此時御先乘の働、其の時分摩利支天と申し候由。翌夜明に漸く淺部（麻布）御屋敷迄御越し成され候處、又々出火、麻生（麻布）御屋敷に火懸り候に付て、此度は執れも精を出し消留め候樣にと仰せ出され候。若殿様は長屋の屋根に上り、御采牌にて御下知成され候。光茂公御覽成され、見苦しき仕方にて候と、御叱り遊ばされ候。御家に火懸り、諸方燒塞がり候に付、最早手に及び申さず、御退道（ノキミチ）危く候間、早々御立退遊ばされ候樣にと、度々申上られ候へども、御退き遊ばされず、命限に防ぎ候へと御下知に付て、下々（シモジモ）ども燒疵燒死申し候。其の時相良求馬罷出、申上候は下々（シモジモ）ども段々燒死手負申し候。御慈悲に御退き遊ばされ候樣にと申上候に付さらば御退き遊ばさるべくと仰せられ候へども、草御門御門燒塞がり、其の時御歩行野中杢兵衛刀を拔き、塀

を切り破り、總人數取て懸り、塀を押倒し石垣の上より御兩殿様ながら、御馬を飛ばせ成され候て御退きなされ候由。

●一年、攝津守殿へ公家衆御馳走仰せ付られ候。何分へ仰付られ候節の間合せ共有之候中、武家の家來不調にて、公家の御家來に取合候ては、間迦れの事のみ有之候に付て、御馳走方前々より貫付(熟練)候者を一兩人御屆候て、共者に御任せ候がよろしく候由に付、兩人御屆候。攝津守殿は平生の御律儀の儘に、唯御體を成され候に付、公家方も御迷惑にて御手を御突き御會釋成され候。右馳走人內意申し候は、今度の御役は別て御首尾宜しく候間、御心遣成さるまじく候。公家方より武家に手を突き候御會釋は終に無之事に候。頃日御供の衆に今度の馳走人は殊の外時宜深き人にて候。必慮外など仕らず候様にと仰付られ候と咄申し候由。蒲原彌左衛門咄なり。

●光茂公御隱居當座青山御屋敷にて御年寄中島善太夫江副彥次郎なり、御隱居付人數書付御目に懸られ候處、以の外御立腹成され國家を付屬したる上に、何か隱居の物あるべきや、然れども事缺ぐるに付て、信濃守が物を當分請借りて濟む事なり。隱居附と名を付け、仕分け候に付て、早父子の間に阻て出來て宜敷からぬ事なり。父子の間阻て候様に仕成し候儀不屆至極の由、きびしく御叱り遊ばされ候。其の後御讓道具度々に御請、御意候に付て、一式目錄にて濟し候様にと仰出され候て、不殘遣はされ候。其の內御讓御硯は御家一大事の御讓り御相傳有之事に候。御兩殿様御隙の節御直傳遊ばされ候てより、遣はさるべく候殘し置き候にと仰付られ、追て御國元にて御相傳御座候由なり。又青山御在府中、御道具等何にても無之候故、御客などの時分は、時々櫻田より取寄申され候。御書物の外には何にても御貯へ遊ばされ候儀御座なく候由なり。

●光茂公御卒去の節、願にて出家仕候人數(落髮半髮末に記す)

牛島源藏（一中）山本神右衞門（常朝）江口幸左衞門母御局（清印）嬉野九郎左衞門姉妙（了）增田藤次左衞門母（[illegible]）木塚市之允姉（桂室）小森九兵衞姉（空月）石井久彌（道閑）（石井久彌は願奉らず候處、後日仰付られ候て出家仕候

自分に出家仕候人數）

野田元右衞門（捨入）（是は御遺言の通最前は落髪仕、隱居以後出家仕候）松崎彥右衞門、同女房、中島善太夫、前山又兵衞、三谷如休、同女房、野口宗慶女房、牛島源藏女房、山本神右衞門女房、御臺所男（直運）鍋島、本庄の百姓五人剃髪十德着仕候（鍋島村兩人今泉忠左衞門法名元眞、同名新右衞門、法名元亨、本庄村三人山田刑左衞門法名道香、近右衞門法名覺圓、御廚利左衞門法名宗賢。

● 了關樣、或時高崎寺御參詣成され、出家衆へ色々御咄成され、唐茶御好き、豆腐煮〆御好きなど仰せられ候に付て差出し候。暫らく御休息成され、御立の節長咄を仕り、御退屈にて有之べく候。さりながら、供の者休息させ候と仰せられ候由。

● 忠直公御卒去の時、翁助樣は四歲に成らせられ候。御幼少にて候へば、勝茂公御家督甲州樣へ遣はさるべくと、御夫婦樣御相談にて、先づ惠照院樣と甲州樣へ御婚禮成され候。其の時上﨟小倉殿（元來下總守殿御一門なり）爵憤にて、御供仕らず、翁助樣御養育に晝夜心を盡し、片時も離れ申さず御食事は干物の御汁花鰹の外には何にても上申されず、一人にて守立申され候。然る處に甲州樣御取立の儀、家中上下共に、合點仕らざる樣に僉議仕候に付て、美作殿態々江戶罷越され、翁助樣を差置かれ、甲州樣御取立の儀、御家中合點仕らざる通、申上られ候。勝茂公聞召され、尤も儀に候へども、我等餘命なく候へば、幼少の嫡子にては長崎御番相濟む間敷と存じ候由仰られ候。

美作殿申され候は、夫は翁助殿物立申されざる節、甲州に御讓成さるべく候。御家中請合申さゞる儀は何分に思召され候ても、相叶はざる通申上られ候に付て、御納得成され候。然れども御前様思召共候て、御老中御招請成され候。其の前日に紀州様御出、小倉殿召出され、翁助殿御爲にて候間、明日御座へ不圖翁助殿を懐き候て、罷出申候へ、されど定めて御立腹にて科をも仰付らるべく候と仰聞られ候へば、そは固より一命を捨て罷在候由申し、請合申し候、翌日酒井讃岐守殿、（一説に土井大炊頭殿）初め御老中御出、御夫婦様盃事相濟み、讃州盃御かゝへ候時分甲州様御呼出成さるべくと仰談し置かれ候處。紀州相圖成され候に付、小倉殿御座へ罷出、翁助様を御目に懸られ候。紀州御差寄り肥前守忘れ形見にて候、御目に懸け置き候間、御盃下され候様にと御申し候に付て、御老中方御悦び、斯様の御子御座候事、終に承はらず、扨々目出度御事、よき御世継にて候と仰せられ御盃事相濟申し候。此上は御夫婦にも成さるべき様無之、御議定成され候。小倉殿心氣を砕き御意見申上られ候に付て、翁助様御成人の後も、如何様の儀仰せられ候ても、小倉殿叱り申され候と申上候へば、御留り遊ばされ候。何方へ御遊山に御出の時分も、小倉殿相付罷越御膳の向に居り候て、袂より花鰹を出し、餘の物は何にても上げ申されず、御養育よく候故御達者に成らせられ候由なり。

小倉殿老後に食物衣類等の儀迄光茂公御差圖成され、朝夕の料理百疋ヅツに定められ、其の外種々拝領數限りも無く候。夫を皆以て御祈禱の爲に擲申され候由、藤本宗眞の養母なり。〔小倉殿寺唐人町一宗妙念寺、慶安二年己丑八月十六日死去元祿十一年五十年忌〕

●光茂公御代加判御家老、相良求馬、生野織部、鍋島彌平左衛門（後に御家老の家に仰せ付られ候）中野數馬、原

田吉右衛門、
●同御傅父、納富九郎兵衛、同御年寄馬渡市之丞、副島五左衛門（此兩人御部屋住の時分相付られ候。勝茂公より蟄居仰せ付けられ候）。

●紀州御病氣の段、光茂公御參勤の御道中にて聞召され、道中御急ぎ成され、ハタコ飯を召上られ候、小石小助申し候は、平生の御物嫌とは違ひ申し候由、右の通御急成され候へ共、御著前に御死去なり。加賀守殿は御死去前に御著成され候。紀州御悦び、頃日より晝夜相待候は、別の事も無之候。浮沈共に丹州に一味同心可仕と、我が目の前にて、誓詞を致し、午王を燒き、呑で見せ候へと御申候加州仰られ候は其の段は御心安く思召さるべく候。日來其の覺悟に御座候と、即座に血判誓詞成され、午王を燒き呑み候て、御目に懸けられ候へば安堵なり、外に云置く事はなしと仰せられ、頓て、御死去の由なり。

●光茂公御家督相續の御禮として、方々御廻り成され候節、紀伊樣へ御出成され候へば、取次の衆申され候は、丹後守樣御出成され候はゞ御目に懸るべく候條、奧へ御通成され候樣にと申付置かれ候由に付、御通成され候處、即御面談成され、御吸物御盃事の上にて、今度御家督御相續一入目出度存じ候、御手前御年若にて御存有間敷候。拙者儀信濃守殿御内方と同部屋にて育ち候に付て別て御心安く存じ候。御夫婦御大慶たるべくと存じ候。御祝儀申し候段、御心得仰達られ候樣にと仰られ候由。

御門外にて御駕籠に召させられ候節、右の趣、百武伊織に仰聞かせらる、即御夫婦樣へ仰遣はされ、御禮有之候由

●綱茂公御若年の時分、北條安房守殿御弟子に成らせられ、軍法御稽古成され、此の段光茂公聞召され、御家には

御相傳の軍法有之事に候間、他家の軍法稽古無用の由仰せられ候に付て、御止め成され候。又廣瀬傳右衛門事御見限り成され候事有之候に付て、召寄せられずと、綱茂公御意の趣は當朝御直に承候由なり。

●興國院樣五十年御忌の節、光茂公江戸にて御老中へ仰達せられ候は、父肥前守死去の時分、某四歳に罷成、何の孝行も仕らず、當年五十年忌の法事は何卒追善仕度候。夫に付肥前守早世故諸大夫にて相果候、此處追善に侍從の贈官を願奉る由、仰達られ候。然れども先例も御座なき事に候へば仕難き由御返答に付、左候はゞ某侍從官返上仕候間、亡父に仰付られ候樣に奉願候由仰せられ候。御老中御感心左樣の思召入候はゞ、例にも依り申間敷とて相濟申候由。其の後京都御裝束の儀仰遣はされ、中島五郎衛門持下り高傳寺へ差上申し候。扨又御位牌樣御仕直し遊ばさるべき由にて「鍋島家三代相續前肥州太守興國院殿敬英賢渠大居士」と御案圖成され、是亦京都にて出來立ち、御下り候を、伊東新五郎高傳寺へ持上申候由。

右贈官の事江戸にて御老中方々役人など近年取沙汰仕申し候由、御裝束寺納成され候へば、御贈相濟申す爲にて可有之候、追て可尋。

●光茂公有馬陣の時六歳に成らせられ候。勝茂公御金書仰せられ候由。追て承知すべき由なり。

●光茂公御卒去の節落髮差免され候面面、

御年寄江副彥次郎。御同役野田先右衛門。御懸硯役村岡五兵衛。御書物役竹下十助。同原權兵衛。同高木忠五郎。同戶田次郎兵衛、御馬役山崎惣右衛門。御鷹匠心遣三谷助右衛門。御鷹匠副四人半髮願の如く差免され候。

此の外落髮願深江六左衛門、半髮願の衆數人差留られ候なり。

❶木下左兵衛宅出火、御家に火の子参り候に付、火消共御家に上り可申哉の段、御年寄相良求馬山崎藏人より中野市左衛門（後十右衛門と呼ぶ時に十三歳）を以て御意を請候處、我は眠むたき程に唯今一寢入り候。火懸りて、出てよき時分（家を逃げ出してよき頃合）起し候へ、家は燒ても苦からず書物藏（ショモツグラ）へ火消を上げ候へと仰せ出され、其の儘御休み遊ばされ候由。

❶御隱居當時青山御屋敷にて、臺所役野田左五右衛門、明朝の御膳圖を相伺ひ候處、御添削成され差出され。御客前にても御膳召上らるべき由仰せ出され候。左五右衛門承り違ひ致し。御客前にて相濟候儀と心得、御膳の用意不仕候。然る處に御客御相伴（オシヨウハン）（應接の意）相濟み候に付、御膳差上候樣にと仰出され候へ共、用意仕らず、俄に取懸り候へば延引致し漸く御飯ばかり出來立候に付て、右の段御耳に達し候處、花鰹ばかりにて差上候樣にと仰出され暮に及び御膳相濟み候。年寄共を召出され、老人を一日こなし（いぢめる意）寒氣にあたり候樣に仕候謂れきびしく相改む可き由仰出さる、左五右衛門相改め候處、了簡違ひ仕り、無調法の由申上、小屋に引取、相仕舞ひ、仰出を相待候處、右の段聞召され、左五右衛門儀明朝より風毛申間敷由誓詞仕らせ、遠慮に及ばず御膳差上べき由仰出され候。

❶究事披露聞召され候節、究役口書を讀み候内に、一方よりは御意を請候事を申上候に、一方には仰付られ候事を御意なされ、其の身樣は御書を遊ばされ候。一度に四筆も五筆も御すまし遊ばされ候。さ候て究事など違却の事は少も聞落し遊ばされず、御穿鑿遊ばされ候由。

❶光茂公へ、江戸にて誰か御會釋、御道中御乘馬の儀不思議に存じ候、一日二日さへ難儀仕候、如何樣御傳授御座

あるべく候。御弟子に罷成度由仰られ候。公御答に傳授とては御座なく候。馬に乗たると存ぜず、鞍の上に座し候心持にて候へば、少も草臥申さず候と御意成され候由。

㊂御參勤御往來、陸路御通成され候に、御馬ばかりに召させられ候。上感の御馬にて無之候へば續き不申候箱根八里の山坂は何時も早乘遊ばされ候。扨又御膳は御泊にて一度づゝ召上られ、其の外何にても召上られ申候。何時に御膳上置候樣にと仰出され候に付、盛立差上置き、役人は向きの御泊宿へ罷通候、遲く御着遊ばされ候ても、冷え申し候御膳の儘にて召上られ候由。

㊂光茂公より加賀守殿へ遣はされ候御文

昨晩は音信御心はせ、今滿悅に候。扨々竹取の翁が成しゝは玉とかかやく姫とこそ聞候。竹の中よりウマキ肴の出候例は昔も知らず、今よりは竹の子の料理を禁物にして、斯かるウマキ肴も出そうなる大竹を噛み割りたることそ右の物を便りに興を増し最中の月とは知らねども、もゝを突きぬく樣に若衆を取持ち酒宴を催し、東の方聞たれし武藏野と云ふ盃を取交はし、夜を明かしの無限遊興に候。恐々拜具　萬治元年八月十六日

肥前の侍従　段子のかひみつすき

小城五品殿

㊂或時一日に御膳を一度召上られ、松永宗雲へ御腹御伺はせ成され候處、平生の御腹體に相替る儀無之と申上候由。

㊂先年諸組に能仰せ付られ候節。御書物役牛島源藏、山本權之丞兩人は御用多く候に付て、差出さるゝ儀相叶はざる由仰出置かれ候。然る處に御能の日に相成候てより、仰出され候は、家中一人も殘らず能役を仕候に、兩人の者ばかり罷出でず候ては、如何と思召され候。當日ばかり一組の人數に交り居申すべき由仰出され候。扨又組頭、組

振舞の日を御尋ね成され、御書物役一日の隙も差免されず候へども、組に付置かれ候者を、一年に一度づゝの振舞に遣はされず候はゞ、寄親存所も可有之候間、組振舞には罷越候樣にと仰出され候由。

●光茂樣御城御退出の時分、御長袴の裾を、誰か御蹈みかゝり候に付て、少し御跌(ツマヅ)き遊ばされ候。加賀守殿御覽候て、御行抜け、其の人の長袴の裾を、確かと御蹈み候に付て、俯(ウツブン)に倒れ申され候由。

●光茂公御卒去、御塔石川上より出申し候、未だ人夫の當觸(アテブレ)も無之處、山内の者、川上近くの者、聞付け〳〵馳け參り佐賀へ引屆け候、遂に公役の者一人も要り申さず、人數は大分あまり申し候由。

●綱茂公御乳兄弟、坂部又右衛門なり(東陽院と云ふ)

●綱茂公御卒去の節、願にて出家仕り候人數

年寄相談人生野孫左衛門(沖天一志)○御側野口千左衛門(本宗・一通)年寄相談人田原源兵衛。○御道具役御切米四拾石田尻次左衛門(鐵關・眞入)○御神事役御切米二十石伊東喜兵衛(量外五虛)○御茶道御切米二拾石山本玄曄(不寧了白)○御茶道御切米二拾石増田宗信(鐵關不芳)○御茶道御切米秋山良甫(眞叟未生)○手明鑓御居間番深堀長兵衛(心海常安)○手明鑓坊主小出三甫(藥郡淨念)○坂部又右衛門母御局(了心院眞寂性空)○綱姬樣の御袋京都吳服所鳥谷太京妹京都罷歸候於花樣(性海院)○京都女中於竹殿京都罷歸候(眞觀貞心)○小石軍平娘(屋バセ良桂)○出家仰付られ候人數○丹羽喜左衛門(笑山愚叟)○原伊三衛(幼外長空)○原口刑左衛門(實相無三)○自分に出家仕候人數○相浦淸五左衛門(鐵舟宗國)○高城寺東林西堂弟子○淸五左衛門儀太鼓御門番仕罷在候處御棺御通りの節不圖髮を切、出家仕候、追て跡式相立られ候○浪人内石井傳右衛門○手明鑓御扶持取放され候者栗浪彌右

衛門○丹羽喜右衛門女房○隠居人田代孫助○鍋島本庄の百姓剃髪十徳着仕候。

㊟光茂公御目付中へ

御目付共心得

一我等身の上の事

一信濃守行跡の事

二江戸批判の事

一家中武道の事

一親類家老其外請役所覺悟の事

一公議御法度附私の法度肝要の事

一奉公感不感色々有可事（付病氣の者出仕其外不勤の者極老致し奉公は罷成らず候て隠居の願も仕らざる者）

一請役方の風俗何より以て我等信濃守是に極り、深く存入候事

以　上

貞享四年卯二月　　口

㊟寛永十三年丙子勝茂公、土井大炊頭殿御招請此の時元茂様當に小倉女に御下知成され、翁助様を小倉女懐き奉り元茂様御附添御書院に不圖御出、肥前守嫡子翁助にて候と元茂様御會釋成され候大炊頭殿御面謁有之、肥前守殿御嫡子、御家御長久目出度存候由、御取合成され候。是は甲州御取立の御様子に付右の通り成され候なり。

一小倉女父は藤本誓宗と申し候て、河内の國の人にて八歳より京に居、十四歳伯父村上周防守（加賀分國の内領主）國許へ連れ下り養育五百石扶持あり。小倉女母は同國七萬石の領主戸樫の末孫江沼郡蓮谷山の城主の娘を周防守養子にして誓宗妻とす、法名妙念、此の腹に嫡子藤本宗甫（妙念寺親藤本清左衛門祖父なり）二男同久德（同宗吟祖父なり）三女小倉女なり。久德子宗眞を小倉女養子にして京六條に住居す。

一秀頼公の御前樣大阪落城の節、大堀に御落成され候折、小々性三人御供に召連られ、此内一人は誓宗の娘なり。松平下總守殿權現樣へ仰上られ、誓宗娘を下總守殿内室に仰付られ候。法名妙源院殿此の娘惠照院樣なり。忠直公御祝言の時小倉女相頼まれ、上臈を勤められ候。惠照院樣の御伯母なり。小倉女慶安二年八月十六日死去。

●勝茂公有馬御陣の後、御評定所御出の上、自然御改易抔の時、光茂公はねぶ川通御立除成され候樣にと、納富九郎兵衛仰付られ七箇所御屋敷、御仕組仰付置かれ候。

櫻田、中屋敷、麻生、三島町、打越、青山、御藏屋敷

●寛永二十年夏、淺草川へ光茂公（十二歳）御遊の爲に御出なされ候節、尾張義直卿も御出御座候て誰にて御座候哉と御尋に付、納富九郎兵衛御答仕候。尾州御船に相招かれ、信濃守殿内方とは兄弟分の儀に候處、初めて御面談太慶の事に候。向後御心安く成さるべき由仰せられ、御退出にて候なり。

●慶安元年十一月二十二日光茂公御元服、御獻上御太刀（國行）小袖二十白銀三百枚右は家光公へ、御太刀白銀二百枚小袖十

右は大納言樣へ、白銀十枚御袋樣へ、上は白銀十枚宛中は五枚宛下は三枚宛右は女中方へ、御太刀金馬代御小袖十

ツッ堀田加賀守殿、井伊掃部頭殿、酒井河内守殿松寺和泉守殿へ、御太刀金馬代御小袖五ツッ右は酒井雅樂頭殿、松平甲斐守殿、中根壹岐守殿、朽木民部殿へ、御太刀小馬代御小袖五ツッ右御奏者番、詰人、奉行衆、大目付衆、町奉行衆、寺社奉行へ。御太刀小馬代御小袖三ツッ右は小目付衆、二荷三程尾州義直卿紀州光貞卿御父子、水戸様へ。

●慶安三年十二月五日勝茂公御人差の人數。

光茂公へ御家誓詞仕差上候旨、翌年勝茂公江戸御持越相渡され候なり。

●萬治元年五月十六日納富九郎左衞門へ御加增御自筆の御書

其方儀我等夫婦子共に至て奉公振、中々申所なき（云分なくの意）陰（カゲ）、日向（ヒナタ）も無之、隔候時分なども色を變へず、萬事苦勞に不拘、精々人に抽で候儀。感じ入り候、殊に我等幼少の時より九郎左衞門苦勞、尤も失念不申候、努

今度加增申付候。少分の事に候へども、先以如斯候。彌精を入れ奉公申べき儀肝要に候

五月十六日　　光茂御判

納富九郎左衞門殿

（編者曰く納富九郎兵衞、と納富九郎左衞門と兩様の人名本卷に散見するも恐らく別人には非ざるべし。然れども數種の寫本皆混記しありて孰れを是とも定め難く、今は姑く兩様に混記し、後日研究の上是正する所あるべし）

●萬治元年六月十五日仁比山山王へ御參詣、御願書

今日社參仕候儀、先以て公方様御氏神、次に四人の子供も乍恐御同前に奉願候ては叶はざる御事に候。殊更山王權現は就中難有神慮の儀度々身に覺申し、一入信心添り候

右作荒増（アラマシナガラ）（概略ながらの意）書立候覺

一在所へ勸請致し重く信心し奉るべきとの事

一領中に於て猿殺生禁斷早々申付候事

一以來中の年此地御祭の度に神馬二疋ツツ幾久敷拜進可仕の事

一大分小分に依らず每度本願相叶候儀、今更能く申上げず、神慮申上讜難候事

一今日社參仕候はお江戶六月十五日御祭に候、此地は十三箇年目の事に候故、如斯候事。

右五箇條一に成され御受納下さるべく候。

公方樣御長久天下御平安の儀、諸人に勝（マサ）り祈奉候も、某式抑て推參ケ間敷申上ず候、唯公方樣御嫌事又は少々御災難にて遁れさせられざるときは、某御身に代り候樣にと迄を奉願候。某儀長崎御番迄仰付けられ、忝次第に奉存候。併し何時迄も延命仕候樣にとも只管には（願奉らざる）存念に候。唯左衛門に家相渡候ても心安き時分、三人の娘共も抱擁如何にも輕く相濟み、夫夫緣に付安堵致し四十の上にては內々の望相叶候へば相果候ても苦からず候。併ながら罷成れば何時迄も延命の儀奉願候今に一人の親の事に候へば、一入武運長久息災延命の儀、夫のみ朝暮案じ申し候、彌奉願候御氏子數々に御座候處。四人ながら物强く。無病に成長仕り偏に神慮の御かげと申上るも大形（オホカタ）の御事に候。誠に此の趣抽て願奉り候條御守護成さるべき儀、偏に仰奉り候。仍精誠如件

明曆四年六月十五日　　肥前侍從藤原光茂敬白

○興國院樣御菩提の爲開基の地興國山長安寺、萬治元年御建立、御位牌安置仰付らる。賢崇寺前住萬休和尙相居ら

れ、御切米拾貳石、敷地田畑御免許成され候。
◉萬治二年卯月四日仁比山山王へ三拾石御寄附、御印山王權現、御社領として當年より永代米三拾石寄進し奉り候。
右祈願は四人の子供武運長久息災延命殊に左衛門當年難年に候。増々平安四人ながら悦(ヨロコビ)のみ重り候(ナリ?)、偏に抽で
祈奉る所仍狀如件

萬治二年卯月四日肥前侍從光茂朝臣敬白　吉祥院

◉寛文元年八月十六日小倉十三年忌菩提の爲宗眞一門の者九歳に成候を、願正寺に於て剃髮、但聞と申し候、本願寺に仰入れられ小倉山誓宗寺と御命名、大財村に一向寺御建立成され候、寛文十三年二十五年忌に寺地御免成され候。右心遣相良求馬藤本宗眞仰付られ候、寛文三年公儀より新規の寺社御法度に付、旧代の妙念寺舊境の寺號を引承け、小倉毋の法名に付妙念寺と改め候樣にと仰付けられ候。
◉寛文二年御武運長久御子孫繁昌の爲向陽軒御建立、奉行永山十兵衛　大工西原與兵衛（寛文六年左衛門様お仙様お春様お岩様の御爲に拜殿一宇御建立、奉行重松善左衛門　大工西原與兵衛）
天照太神宮、外宮内宮兩社○住吉○天滿宮○玉津島○人丸社○御奇特所○御門○加茂社○素盞鳴尊(右社より)上二社は御門外にあり。東照宮○彦山○山王○八幡○水無瀬○春日○稻荷(右社より)此の七社は萬部島に建立、此内八幡、水無瀬○春日三社は寶永二年六月十八日綱茂公向陽軒に御移なされ候。
右社の御祭、御供拔あり。
春日社二月十日初午○彦山二月十五日○天滿宮二、六月二十五日○水無瀬二月十二日○人丸二月十八日五月二十

五日○東照宮四月十七日○加茂五月五日○山王六月十五日○住吉六月二十九日○玉津島九月十三日○太神宮九月十六日○八幡宮十一月中ノ卯○稲荷十一月八日。

◎寛文五年九月二十五日より光茂公德善御參籠御自筆御願文二十六日朝御法樂御歌

維寛文五年乙巳九月二十六日己酉吉日良辰乎擇天掛毛畏氣大日本國天神七代地神五代天孫降臨三十二神式外案上筆下三千一百三十二神總天波宮中洛中洛下六十餘州仁跡乎垂禮坐須程乃大小神祇冥道別天波彥山大權現廣前仁恐美恐美毛申賜波久止申左久誠吾國乃源者天地乃兩儀陰陽乃尊形也寒暑晝夜者陰陽乃進退也此神風乃作法者身口意乃三業清淨乃審法也皆天地乃行比陰陽乃本多利故天地乃間仁鎭座乃尊神降臨影向志無不歡喜給殊彥山大權現當家代代爲守護神故如何云仁先祖鍋島平右衛門十八年歲籠仁志而奉祈念所靈乎受旣俗體纔釋迦尊像授給雖末世信心堅牢佛力神力乎得左良牟元元東先事迷則可謂凡夫故深歎御坐天五濁塵交給是廣太神德也爰乎詳天光他念光他心爲凝精誠奉抽丹祈上者心中大願不空仁速仁納受御座天加護冥助授賜陪止恐美恐美毛申須辭別仁申佐久若不慮外仁不信不淨乃事在止毛只今乃啓白乃驗仁因天曲邪乎退毛猶々冥應乎加賜比光谷毛光崇毛護幸賜陪止恐美恐美毛申須

大願主肥前侍從從四位下行松平丹後守藤原光茂朝臣敬白

從四位下行松平丹後守藤原朝臣光茂

たのもしな、なほゆくすゑも、かぎりなく、まもるめぐみの、かみのちかひは

◎寛文八年家綱公御判物御頂戴十郡の御書付なり。此前は八郡の御書載なり。右は勝茂公より一國御繪圖差上られ候村付には十郡の御書載に候へども、御判物の御副書には松浦、高來の兩郡の村を杵島、彼杵の内に書入有之候故

なり。家綱公御代に成り候へども御幼年故、御判物巡見使も御延引、去年巡見使當年御判物差出され候に付、多久長門仰附られ、江戸差越され候處。此度より十郡の御書附出候なり。

●同三月島原城主高力左近殿改易、上使松平備前守殿上下七百人内騎馬三十七人、御目附加藤新五郎殿上下七十五人、上使附森川小左衛門殿上下四十五人、内田傳右衛門殿上下四十五人、御勘定頭青木此右衛門殿、酒井善之丞殿御代官松村吉左衛門殿、小野七左衛門殿四月十六日神代御着、翌二十七日島原城入、小笠原内匠殿三千人内騎馬百騎、松浦肥前守殿三千人内騎馬百騎、同二十日湯江村多良村に陣取、上使同前に城入、無異儀相濟候。御領内御泊此方より御使者、上使へは城受取相濟御上御使者遣はされ候。

●寛文十二年高來郡井樋の尾にて乗掛馬の口副ひ、馬の跡より口縄を取り、馬を追かけ候處、馬とふみ乗人あやまち仕候。公の御耳に達し馬方を井樋の尾にて生害仰附られ、以來追掛け馬御法度の旨仰渡され、其の後公儀御法度に成候なり。

●勝茂公御逝去の節、光茂公へ孫平太殿仰せられ候は、不幸にして御逝去の節伺候仕らず、是非なき仕合にて候。責めて、御燒香差免し下され候樣にと相願はれ、御許容なされ候。さりながら御面談は遊ばされず候なり。

●延寶元年丑五月二十五日エゲレス船一艘長崎入津、商賣の訴訟仕候へども、相叶はず、七月二十六日歸帆仰附られ候。右に附神代左京殿長崎へ差越され、深堀に相詰め、七月十六日大木勝右衛門、多久兵庫遣はされ、副島所本八郎兵衛遣はさる。其の後鍋島志摩、同安藝、中野九郎兵衛、喜多島外記、土肥縫人、大隈組より諸備物頭鍋島左衛門、相浦源左衛門、深堀頼母、石井備之丞、堤六左衛門、石井十郎左衛門、西右大夫、石井外役原次郎兵衛、

大家兵左衛門、平方利兵衛、伊東八右衛門、武富平兵衛、富永次右衛門、井原八郎左衛門、高木與左衛門、内田作右衛門、島内三兵衛、武富三之丞、大庭六右衛門、馬場新右衛門遣はされ候、多人數一同に參り候儀目に立宜敷からざる由、左京殿より申來り、追々罷越し候。左京殿初め、海上に備有之候に附、手頭を以て備仕組あり。

手　頭

一船懸場へ差廻候儀、エケレス船歸帆前の夜に、銘々の懸場に段々潜に可置事

一一番白崎に懸り候、鍋島志摩、右の乗組所西濱北の先

一二番神の島の前に懸り候、中野九郎兵衛一手の船、右の乗組所、同所志摩の次

一三番神の島の前沖の方に懸り候、鍋島安藝一手の船、右乗組所、中野九郎兵衛一手の次

一四番博奕島と一ツ家との間に懸り候、左京一手の船並多久兵庫船、大木勝右衛門船、西五太夫船、右乗組所大波止の前

一五番高鉾臺場の北に懸り候喜多島外記船、土肥藏人船、原次郎兵衛船、石火矢船五艘、右乗組所マヨメの下

一諸手雜兵共に認めの仕組、前晩明日一日の內用意仕べく候若滯留致す儀も可有之候間兵糧覺悟夜々に明る一日宛のこしらへ仕置然るべき事

一船印角取(スミトリ)紙迄にて銘々船印並差物都合無用たるべき事

一たとへ雨降り候ても苦仕らざる事

一銘々船に相かぎ、がんづめ用意の事

一鐵砲相止め、何も手振に申付候事

一相圖の事、左京船より大旗を振立鼓立貝すべく候、其の節惣船綱を切押懸べく候、右相圖之無間は曾て船を動かし申間敷候事附石火矢荷船は物船押懸候時分も動申間敷候事

一石火矢放候儀、左京船より鐘を鳴らし次第、放ち可然事

一石火矢荷船を押出し追懸け石火矢を放ち候儀、停止たるべき事

一火石矢の儀石火矢同前に置きながら、石火矢相圖有之候てより、見合次第火矢を放懸べき事

一エケレス船或は乗取、或は乗沈候節は、此方相殘候船の儀は、エケレス船を取包み、次第不同に警固べく候、左京無事に罷居らざるに於ては、相殘候組の内頭立ち候人より、早速内の場の次第、御奉行所鼓佐賀へ註進可仕、右左京別条無きに於ては其の節申付べく、エケレス船の儀は、御奉行へ引渡候て、行儀よく深堀の様に罷歸るべき事

一エケレス船何事なくよく返り候時、御上使より相付られ候船歸從上、諸手の船離場を動かず、左京船より貝を相立つべく候間。

一番貝にて碇を取り艪間にはまり罷在、二番貝にて左京船を押出し、其の次に鍋島安藝組家中、次に中野九郎兵衛船、鍋島志摩組家中次に喜多島外記、土肥藏人、石火矢船召連、孰れも罷歸るべく候事

一深堀に於て船上の儀、乘組所に段々行儀よく上り申べき事

一歸行儀の儀西五太夫より船頭共へ委て申付置くべき事

七月十九日　神代左京

エケレス諸異議に及ばず七月二十五日歸帆、左京殿卻め二十七日深堀出足同二十九日佐賀着

一船数三十四艘

一御川の宗老十時攝津守左京殿船に見舞、行儀褒美申され候なり。

●經實二年江戶へ御急用にて原口作右衛門罷越荒井にて馬より下り候節、腸差ぬけ懸り候を、存ぜず馬の首に押かけ候に付て、馬の首深く切れ、血出で候。馬子ネダリ銀拾枚出候樣にも申し候。此の取合を御番衆見付られ、三人參られ鍋島殿より急の御使者にて候六ツかしく申しかけ、不屆に候御構なく船に乘られ候樣にと申され候に付、一禮を遂げ罷通り候。平素御往來ともに御付屆よろしく候に付て、右の通りの由なり。

●御隱居の時、御一門樣方へ御遣物

松兵部樣御茶入〇神原樣駿河守鞍貞誠鐙(三十枚、十五枚)〇お光樣縮緬紅白一卷箱肴〇水野隼人正樣貞宗鞍辻山城鐙(十枚、三枚)〇伊東出雲樣貞宗鞍辻山城鐙(十枚、三枚)〇水中書樣御刀實壽(五枚)〇水刑部樣御刀波平(三枚五兩)お長樣繻子三卷緞子二卷〇伊駿河樣御刀備前盛景(五枚)〇松主殿々御懸物林良筆二幅對〇松左膳殿大方山城守鞍辻山城鐙(五枚、三枚)〇岡部美濃守殿辻左近鞍辻山城鐙(五枚、三枚)〇相良上野介殿御懸物雪舟文珠〇大加賀守殿內方色繻子五卷色緞子五卷〇大隱岐守殿辻山城鞍鐙(五枚、三枚)大長州樣辻山城鞍御定紋付(五枚)〇宇津雲州樣辻山城鞍鐙御定紋付(五枚、三枚)〇岡部丹州樣辻山城鞍鐙御定紋付(五枚、三枚)〇岡部兵庫樣御刀重國(三枚)五枚〇お龜樣縮緬紅白五枚箱肴內匠樣候御刀青江(三枚)〇內匠樣御內方繻子二緞子三卷

●元祿十三年四月二十六日光茂公江副彥次郞へ仰付られ善應庵へ御收め成され候品々

◉御胞の緒一包、包紙に御誕生年月日書付、高源院様御自筆
◉御生衣四（白二浅黄二）御附帯二（黒縮緬一赤羽二重一）
是は勝茂様御夫婦様より進られ候
◉御生髪一包高源院様御自筆の書付あり
◉御前髪一包御書付右同、お虎様へ申渡置候由の御書載あり、右御前髪を葉にて結付あり是は武士の前髪を取り男になるは穀に付く始と申し候故に右の通なり。住持取除け申さざる様にと御意なり。
◉御珠数一聯（袋あり）是は勝茂様へ南光坊より御授物遊ばされ候に付、南光坊より遣はされ候を、御守に御持成され候様にと勝茂様より遣はされ候ものなり。
◉玄梁院様寛永三年戊十月十二日より御不快の事、同十五日の御禮は請させられ候、十一月朔日御不快にて御親類御家老中ばかり御目見、其の外御禮無之、大阪町醫青木林性召下され同月十一日より御藥召上られ候。同十九日御親類御家老中ばかり御目見、同二十二日晩より以の外御重り、江戸へ御註進の爲三上新助早打にて二十三日夜罷立十二月三日江戸参着、同四日御典藥御醫長島的庵仰付られ、同六日夜發足有之候。御本丸御書院にて五壇の法御執行、白山八幡にて温座護摩十二箇寺社にて大般若其外諸寺社御祈禱又醫家中侍らずより御祈禱御願書等差上候。
十一月二十六日夜田中九左衛門江戸へ差立られ、御容體差請られ候趣、御註進、長崎御奉行衆へも右の段、山崎久太夫御使者にて仰遣はされ、同二十八日夜明、御逝去、非常の大赦、御國中諸罪人總て免許され、當時究め置け居

り候者も、殘らず差免され、牢舍の者悉く出牢御付られ候。但し牢舍の内科を縛り候者一人殘る。

同二十九日御親類御家中御居間通御目見

十二月二日夜五ツ時御逝去、同夜江戸へ飛脚、扨又御註進の爲原權兵衛、御典藥間に杉町甚五左衛門差立らる。

同五日夜鍋島彌平左衛門武藤主馬江戸へ差越され候。同七日夜十左衛門江戸へ差越され候。

同三日夜御入棺、同四日酉の刻御出棺、御本丸東の塀の内を取明け、御出て片田江小路より北御堀端、西御堀端、十五組手に御沛遣ばされ候。此節御側の者殘らず御供、御親類御家老中御本丸に於て御燒香の上、御先に高傳寺に罷越され堪忍、着座獨禮高傳寺山門の外に堪忍惣士以下手明鑓、御步行、足輕迄片田江より十五組手迄一組一組堪忍。

同五日夜御野燒、此の節御親類御家老中着座獨禮迄高傳寺に罷出堪忍。

同六日御骨拾此の節は孰れも罷出づるに及ばず、同七日より十八日迄千部御法事

同二十二日より二十八日迄御中陰、御親類御家中孰れも毎日御堂參堪忍、同二十四日申ノ刻御葬禮、御親類御家老中孰れもいろ着にて御供御名代內記殿、御騎御持御供着座の內あらあら御供御側の業の內あらあら御供、着座獨禮惣士、並に又家來の士迄罷出、白砂に順々に堪忍。御引導師當住行寂和尚、諷經の出家百六十人、諷經の次第二十三日曹洞宗、天台宗二十五日眞言宗濟家宗黃檗宗二十六日淨土宗法華宗律宗一向宗二十七日山伏盲僧。

同四年亥正月二十四日出家頭御出相濟候。人數。丹羽嘉左衛門、生野孫右衛門、田原源兵衛、野口千左衛門、原口形左衛門、田尻次左衛門、伊東喜兵衛、原喜右衛門、增田宗愼、秋山良甫、山中玄晧、手明鑓深堀長兵衛。

無屆に出家仕、唯今の通罷在候樣にと仰付られ候人數相浦淸五左衞門(出家)江里口九郞左衞門(出家)追て跡式仰付られ候。

寄親迄落髮の願差出し、差免されざる處に、中付を用ゐず落髮仕候に付、遠慮仰付られし人數山崎平次郞、山田勝五郞、石橋太左衞門追て跡式相立られ、右の外落髮半髮數人有之

御障氣中に付歲暮年始御規式無之、門松は太鼓御門二御丸御門ばかりに相立て、其の外御國中相立てず、元日には御親類、御家老中は麻上下着諸士は袴羽織にて御機嫌伺に罷出、年始の御禮は中止せず候。

公儀より御病氣御尋の御奉書國繼にて戌十二月十七日到着、喜村太郞左衞門を以て對の儘江戶へ差戾さる

御香奠三百枚御拜領、原權兵衞江戶より持下り亥二月七日到着翌八日高傳寺へ吉茂樣御持參、此の御禮使者高畝殿同十日發足

戌十一月十八日十二月二日、松平右衞門佐殿より御見舞の使者、二日晩景に筑前家老中より御家老中へ御機嫌伺の使者有之御逝去の由承り罷歸り候。其の以後東は神崎、西は牛津へ士遣置かれ隣國の御家來より、御見舞の使者飛脚差留られ候。

亥正月六日水野隼人正樣より御見舞の爲、江戶よりの使者參着、同正月八日松平肥前守殿より御悔御使者吉田久太夫、同大隅守殿より四宮庄助江戶より參着。

戌十二月十八日伊東駿河守樣、三浦壹岐守殿より御家老中へ御悔、且又御代香として御使者差越され候、御中陰前に付取次にて御香奠寺納

松平大膳太夫殿御香奠白銀十枚十二月二十三日（御使者）梨羽源左衛門〇松平右衛門佐殿同白銀十枚同二十五日（御使者）田中傳左衛門〇松平主殿頭殿同白銀五枚同二十七日（御使者）田村市左衛門〇五島主税殿同五枚十二月二十九日（御使者）三輪長兵衛〇伊東大和守殿同五枚正月九日（御使者）俵佐熊〇土井周防守殿同五枚同十三日（御使者）山本諸右衛門〇松寺肥前守同三十枚同二十日（御使者）御家老鎌田八左衛門〇同大隅守殿同十枚同日（御使者）杉山四郎太夫〇水野隼人正様御父子様より同十枚同二十六日（御使者）坂部藤太夫〇松平兵部太輔様同二十枚同監物殿同十枚同二十七日（御使者）垣岡安右衛門〇榊原式部太輔様同十枚二十八日（御使者）河野德右衛門。

彦山座主より使僧、二十五日參堂納經あり。

〇亥正月二十九日高傳寺に於て寂光院様御改葬。玄梁院様と御靈屋御一所に入らせらる。

〇同二月六日慶誾寺に於て榮正院様御改葬、新に御靈屋相立入らせらる。右兩御改葬の節、吉茂様御自身いろ御着け御供遊ばされ候。高傳寺にては大木八右衛門御骨箱持ち候慶誾寺にては深江六左衛門御骨箱持ち候。

葉隱第六卷

此の一卷は、御國古來の事取交ぜ書き記し候なり。

（編者曰く本卷收むる所全部百九十九節、總べて肥前古來の事蹟、古事來歷、若は古人の言行等なり）

㊀隆信公、豐軍（大友勢）と御取合のなかばに、敵陣より使者を以て酒肴を贈り申し候、公は則ち召上がらんとせらるゝを御前の人々「敵方の贈物、毒害のおそれあれば、大將たるもの〻召上がるべきものにあらず」と、留め奉りしを、公聞しめされ「何毒なればとて、いかほどのことのあるべきぞ」とて、其の使者を呼びて、即座に樽を打ち破り大盃にて三度召し上がられ、使者へ御盃下され、御返答仰せ聞かせられ候よし。（博多御在陣の時立花道雪合戰の時乎）

㊁鍋島舍人助草履取、十四歲になるが、諫早家へ御供仕り、供部屋にて、石見殿（諫早）の中間を切り殺したるが、仕方よろしくて、たすけられしが、此の者存じ立ち候は、適〻人間に生れきて、思ひ出なくて死なんことは、無念なり。いでこれより、天下を取るべし。と思ひ立ち、日夜工夫しけるが、倘又考ふるに、天下を取ること、確かに手に入るとすとも、非常に骨の折るゝものなり。よし天下を取りしとも、仕置など、萬端苦勞多し、一生を、苦勞にて果つるも、詮なきことなり。夫よりは、却つて、出家になりて、成佛したる方甲斐あらん、と出家の修行を又工夫し、眞言宗に成り後に溫泉のホトケと言はれ、日本に名を揚げ候名僧にて候。詠歌に。

我他彼此と、思ふ心のとけぬれば、自已智も無くて、無性なりけり。

●有馬落城二十八日詰の丸にて、三瀨源兵衛壠に腰掛け居り申し候。中野內匠通り懸り、仔細尋ね候へば「疝氣起り一足も引かれず、組の者は、先きへ遣はし候間、下知よろしく賴み申し候」と、申しゝが、此の樣子、御目付け（目附役）言上に及び、腰ぬけの由にて、切腹仰せ付けられたり。昔は、疝氣のことを、臆病草と申し候。突然、遽かに差し起り、働ならぬ故なり。

●玉林寺金峯和尙の時、末寺禮德寺に、寶前の紅梅あり。金峯割けて玉林寺に植らる。爾來梅の名を、禮德寺と唱へ來れり。金峯此の梅を二本接生て、一本を直茂公へ進上、今多布施の宗智寺にあり。一本は金峯隱居の地、嘉瀨に植らる、東光寺と號す、落命の地なり。梅今にあり。

●隆信公島原にて御戰死の所、沖田太原と申し候。此所に御卒都婆御座候。今は溫泉山眞言宗一乘院へ引直し候、御祟有之故となり。

●高木鑑房龍造寺家に背き、前田伊豫守を賴み、寄宿せられ候。鑑房は無双の勇士、早業打物の達者なり。家來に因果左衛門、不動左衛門とて是も劣らぬ曲者なり。晝夜鑑房の身邊を離るゝ事なし斯くて隆信公より、鑑房征伐の事を伊豫守へ賴み遣はされけり。或時鑑房椽に腰を掛け、因果左衛門に足を洗はせられ候を、伊豫守鑑房の後より走り懸り首を打落す、鑑房首の落ちざる間に、脇差を拔き振上て打ちければ、因果左衛門が首を打落し、二人の頭盥の中に入る。（鑑房の首は座中に飛上りたり。如斯の早業常常魔法の術を得たり。）

（編者曰く鑑房の死に付ては、直茂公三德譜には「隆信公より前田を深く賴まれし故、伊

豫守が爲敢なく佐留志にて討たれぬ。首を落されし骸（ムクロ）立上り、前田が下人數輩切殺す

云々」とあり。多少相違するを以て、參照の爲註す。）

●佐嘉神埼の文字相違の事……………嚴有院樣御代替の時、御判物差出され候。前方郷村帳差出され候。先小川舍人持越申され候、江戸にて御役人方へ、相納められ候處、右信濃守殿差上置かれ候御帳に佐嘉神埼此の文字書載有之候今度の御帳には、佐賀神崎と書載有之候。以前の如く書直し差出され候樣にと有之候に付て、書替相納られ候。其の以後嘉埼の字を用ゐ申し候。正德三年十一月十九日承り候なり。

鐵炮改め御帳には、佐賀と書載有之候。先年鐵炮替目書付に、佐嘉と書載仕候處。御役人衆より、本帳に賀の字有之候、最前相納められ候御帳の通書載可然由申され候。其の鐵炮改書付ばかり、佐賀と書載仕候。此段江戸遣物帳の袋に、書載有之候なり。

●天正六年寅十一月十二日日向耳川にて、豐後の大友殿沒落○同十五年亥四月二日秋月殿落城○慶長元年申閏七月九日大地震○同三年戌八月十八日太閤樣御他界○同年十月高麗より惣歸陣在陣七年なり○同五年子六月下旬關東御越江州八日市に五日御逗留、盆の頃は彼地にて相撲など御取らせ成され候○元和六年申三月鍋島左衞門大夫殿改易

●鍋島和泉守直朝の御內方は、花山院定誠（モト）入道白寛の御妹にて候なり。

●御國執行名字根元の事……昔神埼櫛田宮の祭禮に毎歲勅使下向あり。數度下向の公家衆神埼に住宅、社務を勤められ候。社務を執行と申し候。年を經て社職を其の儘、家の名と定められ候。此の末執行越前守等なり。

●佐嘉御城御普請、御圍塀御塀らせ成され候時分、黑田長政殿より加勢にて、北の御門際塀らせ申され候。此の御

禮として、筑前福岡城普請の時、圍堀此御方より御堀らせ成され候。今に肥前堀と唱へ申し候。此堀に付直茂公御賢慮有之由。

○政家公口宣の事

上卿中山大納言

天正十六年七月六日　宣旨

豊臣政家

宜令叙從五位下

藏人頭左近衛權中將藤原慶親奉

上卿中山大納言

天正十六年七月六日宣旨

從五位下豊臣政家

宜令任侍從

上卿式部大輔

天正十六年七月二十八日　宣旨

從五位下豊臣政家

宜叙從四位下

○鍋島平左衛門尉清久公本庄村に御座成され候、所の（居村の）祭禮前方には毎夜御夫婦様、棹を御持ち御出、終夜堀を御突き方々成され候、祭禮用に、人々堀を干し、鮒を捕り候に付て魚逃げ候様にと思召され、右の通遊ばされ候其の外御善根御慈悲限り無く候。平素、彦山御信仰成され、毎歳年越に御參籠成され候、或時上宮成され候處、大雪降り、道筋相知れず、崖(ホキ)墮ち成され、谷へ御落成され候、其の邊を御探し成され候へば、彌陀の三尊御拾ひ成され候。御持歸成され、德善彦山御勸請の御本尊に遊ばされ候、彦山の本地彌陀の三尊にて候由、不思議の御事に候其の御功德にて御家御繁昌と相見え候由、古老の咄にて候。

○德善權現御本尊の寫し、彦山增丁坊の御本尊にて候由、一年燒失の時分、御本尊は井戸へ沈め申し候に付、恙なき由に候、先年住持の咄承り候、（德善權現の御身體御代替の時御拜見遊ばされ候由）

○鍋島主水殿御幼稚の時分、直茂公御養子にて召置かれ候處、勝茂公御出生に付て、横岳の跡御附行を主水殿に遣はされ候由。

（字太郎五郎左衛門太夫平五郎主水佐、直茂公御付人別に記之一說に主水殿は、梯(カケハシ)雅樂守子にて候を、石井安藝守養子の由。

○同主水殿（直朝）御男子出生に付て光茂公へ名御付下され候様にと申上られ候へば、實名は親の付け候ものにて候先づ何と成とも付申すべく、追て名を遣はさるべき由にて、萬五郎と御付け候、後光茂公より播磨と御付成され候其の時の御意に、先手の家に候へば、井伊殿を取て付候、成長の後江戸へ罷越時分は、通度にて懸間、替へ申すべ

く仰出され候由、後に主水正恒、正德二年茂の一字拜領、茂主と改められ候なり。

◎多久長門殿隱居の時、光茂公仰出され候は、伊豆を長門子に仕置候へども、幼少に候間家督は兵庫に仰付らるべき由に候。此段家來共承り、太守の御子樣を養子仕置候へば、彌々伊豆殿に家督仰付られ被下べく候、兵庫を主人に仕る儀難成らざる由申し候に付て、伊豆殿に家督仰付られ候、夫より伊豆殿を譽め立て、崇敬致し、恙なく家連續にて候、多久家中の義、敦きことゝ沙汰有之候由なり。

◎清光院殿二歲の時、政家公御卒去に付て、妙安樣御養育成され候、妙安樣御死去の後、直茂公御養子なされ候て鍋島隼人助嘉安へ御祝言あり婚禮は直茂公御卒去の後陽泰院樣御心遣にて遣はされ候。其の時御祝言道具の事陽泰院樣御自筆の御書付安達既室所持にて候なり。

◎鍋島豐前守殿の御内方確と誰とも相知れず候。一說に家來と密通候に付、切捨られ吊とても無之、家中にも申傳へ候者無之由なり。鍋平左衛門茂昌の御袋にて候由、妾は鍋島大膳殿の御妹、谷平次兵衛に嫁娶、此娘を後には本妻の樣に成され候とも申し候平次兵衛入道名は壽齋と申し候由、又馬渡氏書傳へには、茂昌の母に德島土佐守鳳順の女と有之候なり。豐前守殿知行所嬉野鹿島神代に替申候由。

◎時代勝利遺言に長良事、我に劣らぬ大將なれども、龍造寺の威勢追付强大に成り候へば、始終家を抱え候事、成り難かるべく候。我死後に龍造寺に合體して、龍氏の子を養て家を相續すべき由なり。長良信思惟して、隆信威ありと雖、仁心なし家長久すべからず、鍋島飛驒守勇智兼備して慈悲深し、子孫繁昌すべしと、直茂公の御弟、小川武藏守殿の二男を隆信公の子として養ひ家良と申し候なり。

●高傳寺鷄峯和尚隱居の時、後住月舟和尚相願はれ候。月舟は武雄素生にて、曹洞宗のすたれたる宗風を再び興されし名僧なり。其の比は三河國にて。板倉周防守殿の菩提所長遠寺の住持に成り居られ候。防州と別て入魂にて候由。高傳寺住職の儀、申來り候へども、防州の菩提寺を預り居り候者が、別に寺持ち候とて斷はり申す儀、罷成らず候由、返答に付鷄峯和尚より復又申越され候は、高傳寺の儀は月舟に相渡すべくと決定致し候上は、外に後住相願候儀、罷成らず候。下國叶はざる事に候はゞ、高傳寺は月舟に附屬申し候間、後住を月舟見立にて、申越され候にと申越され候其の跡にて追付遷化にて候。夫に就き月舟より、堪然梁重和尚可然と差圖に依り、御國より、使僧懷芳を以て請待に付、下國、住持相勤められ候。其の節迄は三河國何とか申す寺に住職たり。此前は高傳寺に小性など置かれ、酒の取扱共有之候。堪然入院以後　禁酒嚴重の法式に相成候。其の比圓藏院村了、由緒を申上、知識地の願、十二箇寺へ召加へられ候樣にと、度々訴訟候へども、相叶はれず。或時光茂公興聖寺御參詣遊ばさる、佛壇の下に隱れ居り候て、直訴仕候。（此の時睡雲主水殿一雲齋平左衛門殿駈け付けられ候へば村了逃げ申され候。御從の者追ひかけ、田の中にて捕へ申し候。御小性役拵、不働にて差迦され候なり。）之に依て、御糺明の上斬罪に仰せ付けられ候。其の時高傳寺堪然、出家を御殺遊ばさるものに無之候、衣を被せ申し候間、御助下さるべき由御斷申上られ候。然れど御承引無之、斬罪仰せ付られ候。堪然は其の場より直に出寺致し、新庄の東福寺へ駈入申され候に付、光茂公より上使を以て高傳寺へ罷歸られ候樣にと、重疊御斷に候へども、承引なく他國の願申上られ候に付、色々仰せられ、他國差留られ、隱居仰せ付られ候に付、松瀬通天庵へ引越申され候。夫に付隱居所御建可被下候間地元望申され候樣にと有之候て、華藏庵御取立、十石御付成され候。十三年甚足寄居の體にて相果られ候。

堪然遷化の後高傳寺永芳菴藏庵の十石差上べき由申され候に付、上り申し・此後御僉議是ら中、殘念なり、青山四町五反餘今に相付、慶誾寺には惠照院樣御靈屋御座候、後に高傳寺へ御直し遊ばされ候なり。

●湛然和尚、平生の身に、出家は慈悲を表にして、内には、飽くまで勇氣を蓄はへざれば、佛道を成就すること能はざるものなり。武士は、勇氣を表にし、内心は腹の破るゝほど、大慈悲心を持たざれば、家立たざるものなり。これに仍つて、出家は、武士に伴つて勇氣を求め、武士は出家に便りて慈悲心を求むるものなり。我れ數年の遍歴に、知識に(高僧の意)逢つて修行の便に成りたること一つもなし。されば所々にて、勇士とさへ聞けば、道の難易遠近をも問はず、尋ね行き武道の話しを聞きしが、是れにて、佛道の助けと成りたること、確かに覺えあり。先づ武士は、武具を持つに依りて、夫を力にしてなりとも、敵陣に斬り込むなり。出家は珠數一連にて、槍長刀の中へもかけ入ること、これ柔和慈悲の心ばかりにて、何として出來うべきや、大勇氣なくしては、かけ入らるゝものにあらず。其の證據には大法事の時燒香をする和尚などが、震はるゝなり。勇氣なき故なり。蘇生(ヨミガヘル)の死人を蹶倒し、地獄の衆生を引上ること皆勇氣の業なり。然るに近代の出家、皆あらぬ事を取持ち、殊勝柔和になりたがり、道を成就する事なし。剩へ武士に佛道を勸め、スクタレ者に仕なすこと、殘念の事共なり。若年の侍などの佛道を聞くは以外の僻事なり。仔細は物が二つになる故なり。一方向きにてなければ、役にたゝぬものなり。隱居閑居の老人などは、遊び仕事に佛道を聞くもよし、武士たる者は、忠と孝とを片荷にし、勇氣と慈悲を片荷にして、二六時中肩の割り入る程、荷ふてさへ居れば侍は立つなり。朝夕の禮拜、行住座臥、殿樣殿樣と唱ふべし佛名眞言に少も違はざるなり。又常に氏神に釣合て居るべし。運強きものなり。又慈悲と言ふ者は、運を育つる母の樣なものなり。無

慈悲にして勇氣ばかりの士、斷絶の例、古今に顯然なりと。

○相良求馬は高源院様付の手男、鶴源兵衛と申者の子にて候。源兵衛儀掃除の者にて數年相勤め候處、手明鑓に召成され候、左候て高源院様より宮内と申す女中を嫁娶仰付られ候。出生の子助次郎、御側にて御養育成され、光茂公御幼年の時、御遊相手に御付成され候。段々御仕立て、千二百石被下、加判家老仰付られ候。一說には成富兵庫弟、小城へ相付られ候。持永助左衛門末子にて候を、出生の時産月(ウミツキ)悪しく候に付て、捨て申され候を、高源院様潛かに御貰ひ成され、源兵衛子に召成され候、夫故成富の歸依寺本行寺を、求馬も歸依寺に仕られ候由なり。

○野邊田傳之助は寺中間(テラチウゲン)仕り罷在候。光茂公御代に、三岳寺學校の一門野邊田氏の者は無之哉と、探促仕候樣にと仰出され、僉議の處、傳之助罷在候。御耳に達し候處、即ち侍に召成され、御切米下され候。扨又丹羽氏は學校御賴にて、御家に召抱られ候なり。

○勝屋勘右衛門は勝茂公の年寄役相勤められ候。此の末五郎右衛門なり。和泉守殿紹龍を最初は勘右衛門養子に遣はされ、後に鹿島に遣はされ候。勝屋勝一軒の末は孫太夫にて候なり。

○四天王十人衆と申すは、勝茂公の御時、御駕籠副四人究竟の者を御選み、四天王と申し御歩行の内十人御選み長刀指させ、御供に召連られ候を十人衆と申し候。市太夫より十太夫迄有之候。御道中にては四天王の一人御先へ罷越し、御本陣御居間の天井、板敷を一枚宛放し、改め申し候。又十人衆より一人宛、御居間の縁の下に、終夜番仕罷在候由。今に此の例にて、御裏番と申して、御道具の者より番所立ち相勤め申し候なり。

○石井正札嫡子雅樂次男傳右衛門にて候。安藝殿子無之候に付て、雅樂を養子の處、早生致し候。然る處安藝殿當

子出生後、志摩殿と申し候。然れども父子少々不愛にて、雅樂一子小左衞門を養子あるべき由、內證にて僉議候へども相濟まず候。夫故小左衞門へ安藝殿地行の內を遣はされ、今に其の通にて候なり。

一說に有馬御陣の後、勝茂公より、志摩を嫡子に仕候樣にと仰せられ、安藝殿も御同意仕、雅樂に深堀知行の內より百石御奉公仕候に致し、勝茂公よりも知行被下、相勤申し、今以て百石は深堀家石高の內にて候、此の儀正說成るべし。

○當國石井の元祖は駿河守忠吉なり、關東安倍野の城主石堂上總介の末なり。忠吉初て當國下向、與賀庄飯盛村に居住の由なり。（此事石井系圖と相違なり。可糺之）

○前田與四右衞門と申すは、陽泰院樣御里より附參り候の由。

○田原次左衞門大門聞番の內、妾腹に男子出生候を、罷下し候時分、原田又兵衞、新三郞仲人(ナカダチ)にて、京都の醫師春庵とか申す者に與れ、以來音信不通の證文取置き申し候、後に次左衞門は無調法有之候て、浪人仕候。子供は倉町勘左衞門、鶴七右衞門、小宮六兵衞等銘々養子に參り居申し、右春庵養子の子春宅と申し候が、徒(イタヅラ)者(モノ)にて勘當致し候へば、放火企など仕候故、養子差返し可申由御奉行所へ申上候。其の頃七右衞門大阪御目付に罷越候に付て、七右衞門へ相渡さるべくと存じ、右の首尾など申上候由、夫に付京都御留守居江副太郞左衞門召出され、春宅相渡さるべき由仰聞られ候、太郞左衞門申し候は以前の儀篤と心得申さず候間罷歸り樣子承合ひ候て、御請申すべき由申し達し、罷歸り候。其の頃、山本神右衞門京都御書物方御用にて逗留の時分にて相談候處に、先づ御用聞共召寄せ、以前の儀僉議あるべき由申し候に付て、呼寄せ申され候へば又兵衞新三郞心遣ひ候由にて、證文等差出候。夫

に付書付相認め實父次左衛門國許にて改易死去、跡式斷絶七右衛門は他家を繼ぎ候へば、請取候ても渡所無之樣更以後不通の證文仲人の者今に所持仕候儀、扱又每年人改め旦那判形仕る國法にて嘗に國許に相加へ候儀、相叶はず候間、別に御支配願奉り候。此上にも相渡さるべき由に候へば、旦那へ申越し差圖の上ならでは、請取候儀成らず候趣、書立て申し、其の上にて雜式を御用聞所へ潜かに招き、書付を見せ候處、少々添削仕候仰付の如く大阪へも申送候上御奉行所へ差上候處、尤の由にて此方へ相渡されず、京都御拂成され候。此の趣意上一通委細に書調差越申され候に付、御感の旨年寄中より演達なり。

●小森覺右衛門は光茂公御部屋住(時代)より、御懇に召仕られ御歌書役仰付られ、京都へ差越置かれ候。御公家方より覺右衛門へ短冊拜領させられ候。取紛候て御用の物の內に入居候を御覽成され不案の仰付に詫び候に付、浪人仰付られ候由なり。最初は御臺所役なり。

●本庄村東光寺は、平右衛門樣歲暮・年始、御祈禱御願成され候寺なり。

●室節次左衛門は勝茂公御病中に神尾備前守殿、恩田次郎は御線院樣御女中高津殿甥にて候。大猷院樣御代には御走り(おはしりと訓み御歩行の事なり)奉公仕り、後に浪人に罷成居候を、光茂公御寫物御用仰付られ、召抱られ候。山村孫太夫は土井大炊頭殿御家來にて候、家老と出入有之候て、暇を取り申し、大炊頭殿御惜み、此方へ御賴み、召抱られ候。子供十左衛門、清右衛門、助太夫、平左衛門。外記にて候。平左衛門は多久家中に罷成候。殘四人は孫太夫知行分け下され、外記事、神道傳受仰付られ候處、神田樣年寄罷成候に付、神職を闕地助之丞弟造酒を養子致し、造酒女房は助太夫娘にて候を、外記娘に致置候を、取合せ申し候。又助太夫娘橫平左衛門何常娘妻なり。

大野喜内は阿部豐後守殿（久世大和守殿乎）より御賴にて召抱えられ候。其の後北島外記隆氣にて跡潰れ候を喜内に被下、北島覺左衛門と申し二ノ丸牡丹矢の節覺左衛門、副島兵左衛門浪人、覺左衛門は多久殿へ御預け成され候。

○隆信公の御時四天王と申したる勇士は、百武志摩守、木下四郎兵衛、成松遠江守、江里口藤七兵衛なり。（江里口の末は神代家中に有之由）

○中野名字兩流の事……中野甚右衛門一流は武雄の分れ西目の中野の城主なり。中野杢佐一流は古瀨鄕中野村の城主なり。杢佐嫡子勘解由次男勘右衛門なり。

○中野八兵衛・相良權右衛門、光茂公の御衣裝納戸役にて候。兩人同船にて上關に於て破損、兩人共に相果て申し候。八兵衛實子無之弟宗三江戶にて醫學仕り罷在候を。召寄られ、八兵衛家督下され、還俗仰付られ勘右衛門と申し候、始め實子無之候故、中野杢佐次男勘右衛門（前兵七兵衛）を養子仕候後に、宗三實子兩人出生仕候。一人は竹田權右衛門へ養子に遣はし候。權右衛門は元來上方衆にて候。御料理人に召抱られ候。段々御奉公仕上申し候由。左候て宗三隱居後又々醫師に成り申され候。醫師の御用にて新に百石下され候。此の御知行を實子宗見に譲り申され候。宗三江戶在番の內妾腹の子出家致し、上野三別當の內東漸院と申候なり又宗三娘藤井淸右衛門妻なり。相良權左衛門は當歲の娘一人有之候。求馬（最前の名鶴助次郞）を家督に仰付られ、權左衛門娘と後々嫁娶可仕旨仰出され候。其の後求馬儀、段々御加增下され候に付求馬願奉候は相良跡式の儀は娘に似合の入聟を取り候樣、仰付らるべく候。娘の年某に似合申さざる由申上候に付て、權右衛門跡式は福地彌左衛門弟八左衛門を入聟に仰付られ候。求馬には鍋島一雲妹嫁娶仰付られ候。福地吉左衛門嫡子彌右衛門次男八左衛門三男太左衛門なり。

●大木兵部入道宗繁は、堀切の城主蒲地一門にて候。鎭並御征伐の時、筑後より御國へ罷越、御恨み申上げ、切腹可仕と申し候を色々御宥め、忠心を御感成され、御召抱候。最前は小身にて內證事組業被官の出入に茶煙草出し申す儀も罷成らず候。夫故夫婦代り飯を取り、茶の間に甕を据置き朝夕の米を分け候て打ち入れ、夫にて組衆の取持ち仕り候由。元祖兵部入道（入道宗繁）二代兵部（子息有馬働）三代彌左衛門四代兵部（始權之丞後勝右衛門）五代左助（後勝右衛門、八右衛門、兵部）

●鍋島喜雲の子五郎左衛門と申し、無双の曲者にて候。有馬討死なり。中野將監妹婿にて候。實子無之候處、鍋島市正殿の弟養子仕られ、千手外記と申し、勝茂公の御代に鍋島傳右衛門惡事仕出し、御仕置仰付られ、其の後小身の者に御名字下置かれ候へば、惡事等仕出候節名字の難に成候間、惣領家ばかり、鍋島を名乘、其の外名字を替へ候樣にと仰出され候。此時千手名字に成り候なり。

●御船印角取（スミトリ）紙の事……高麗陣の時諸手の船には印ありて此御方の船ばかり印無之候に付て、御船頭池上六太夫用座に鼻紙を取集め隅取紙（スミトリガミ）にて御船印に仕り候事。

●政家樣御舅有馬越前守入道仙岩義貞（或は義定）と申し、前名修理太夫晴純と申候なり。子息左衛門佐義純なり。後鎭純と改む）義直は仙岩の養子波多氏なり、政家公の夫人は仙岩の女なり。

●慶長十九年有馬左衛門太夫日向へ領代仰付られ候節、此御方御領に成り候に付、加番の爲多久長門守罷越十月より十二月迄相勤罷在候。

●盛德院殿家來何某、或時咄の次に申し候は、賴切の人を御持ち成されず候。拙者は常々は何の御用にも立ち申さ

す候へども、一命を捨て候節は、拙者一人にて候。と申し候。盛德院殿の以外立腹家中の者一人も命惜む者可有哉、高慢の儀を申すと候て、手打あるべき様子に候故、脇より引立て申し候由。

●寛永二十年長崎御番、向後松平右衛門佐殿と一年代に仕るべき由仰渡され、翌正保元年二月御暇にて御下國の上、筑前より右御番の儀に付、使者參り、北の使者屋に罷在候。此の節勝茂公使者屋へ御見舞成され候に付、座の前に中門出來申し、今に有之候、左候て御差し遊ばされ候御腰物、御手自ら使者に被下候由、普周咄の由なり。

●高瀬興乘院增闇は（能書なり）筥崎の別當なり。病氣にて歸國、肉食無之候ては本復無之症の由に付、直茂公より潜に肉を遣はされ候、本復以後之を承り、扨は出家にては無之と候て山伏に成り申され、其の屋敷今の圓成院なり。重て直茂公より介抱の爲鹿江氏の娘を遣はされ、出生の子圓城寺美濃守なり、島原にて戰死なり。此跡權兵衛なり。（增闇弟增算は川上實相院住持なり。）

●紀州樣は勝茂公の御嫡子に候へども、高源院樣御子樣御取立成されず候て叶はざる事に候故、直茂公思召に惣領に生れ、器量勝れ候へば後に大事も有之べくかと、養子に成られ、小城御隱居遣にされ御仕立の御家來御付成され公儀御勤め御願成され候。甲州樣は忠直公御死去後過半御惣領に相定られ、惠照院樣御再嫁迄遊ばされ候へ共御家中合點仕らず候に付て、光茂公御世に成候故、自然不氣味にも思召さるべきやと、公儀御勤相願はれ候。泉州樣は初は勝屋勘右衛門養子にて候。勝茂公御舍弟和泉守殿は小川の家督にて小川平七（半助とも）と申し候。江戸へ證人差上られ候に付、小川名字にては罷成らず、鍋島和泉守と御名乘り、御上り成され候。御前首尾よく、矢矧五千石御加增にて候。御子の孫平太殿、勝茂公御不和にて、鹿島召上られ、義絶にて候。其の節和泉守殿跡を紀龍樣へ

遣はされ。公儀御願御勤成され候。前廉（マヘカド）孫平太殿養子なり。

◯石井前傳右衛門江戸御參勤御供の留守、女房弟と密懐致し候に付て、一門中より打擲申され候。彼家を其の頃畜生門と言ひて一門殘らず不通に致し候。悴次左衛門女房は山本前神右衛門娘にて候を中野一門より取返し申され候。傳右衛門は江戸にて遊女狂ひ仕り候央、御式臺へ鍋島主膳様と書付候文箱、遊女町より持參候に付、斯様の名前此方御家中に無之由申し候へば、紋所人體（モントコロジンテイ）委しく申達し何れ相渡さず候ては罷成らざる由申し候。傳右衛門に紛れ無之候に付、引付歸し申し候。此事隱れなく、御耳に達し、科（トガ）仰せ付けらるべきやと聞合せの爲、吉原へ中野將監遣はされ、其の後何となしに差下され候。一番乘仕候者故差免され候と相聞え候。然る處、右の遊女御國へ尋ね下り候。傳右衛門力及ばず、先づ宿許へ呼入れ申し、此の事顯然切腹仰付られ候、其の時分大木兵部、中野内匠、鍋島舍人御前へ罷出候由、是は御殺成されざる様にと、申上らる爲かとなり。次左衛門十二三年浪人にて罷在候處、歸參仰付られ候。其の子傳右衛門又浪人なり。

◯千葉の先祖西國下向の時、海上にて難風吹き船破れ、難儀の節、鮑集りて舟の破れ所を塞ぎ、助けたるとなり。其の後千葉一家家來迄も鮑を喰はず、若誤て食すれば身内に鮑の形顯れ出候由

◯松崎彥右衛門は金右衛門弟にて候。御小姓に召仕はれ、おらんと申し、後御名字下され三百石拜領、諫早豐前殿（水月院）御娘緣組仰付られ候實子無之に付て、十左衛門御末子内記を養子仕られ候。父子中悪しく公事（クジ）出來身上召潰され、御扶持方下し置かれ候、綱茂公御代に松崎名跡に鍋島一雲末子頭太左衛門（後に不入と申し候）を相立られ、百五十石下され候なり。

●馬場甚右衛門は土肥進之允組足輕にて候。女房に娘一人附け離別致し候。右女房母子共に、お春樣御側に御奉公に罷登り候。娘は光茂公召仕はれ、後に岡部權之助女房に召成され候。其節實父甚右衛門侍に召成され候。母は野口普右衛門女房召成され候。新右衛門後の女房にて候。男一人出生候を、光茂公御卒去の節玉林寺に出家になし、其の身も尼に成申され候なり。

●來迎寺村は白水（シロウヅ）村と申し候、寺有之故、唱替申し候。川久保に白水名字有之なり。

●星野惣右衛門は母懷體の時、常に抹香を呑み候由。五歳の時、「浮世はつきせぬもの」と云ふ小歌を聞て疑團を起し半日程座禪致し候。一生不思議多し、上洛の時、夢中相傳の高王觀音經を、女院樣より御所望に付書き候て差上候。御禮の爲、名香八重垣外一種拜領仕候。此事相知れ、浪人仰付られ候。三十一か二十八歳にて死去。元來大木正兵衛子なり。星野へ養子に參り、部屋住にて浪人故大木惣右衛門とも申し御小性役の時文四郎と申し候。

●相良市右衛門書置の奥書に、右之通申置候ても子々孫々に至り相守り申間敷と存じ候、其の謂は我等五歳の時より酒を好み、大酒仕候に付、度々異見に合ひ申し候へども終に承引仕らず候。然れども異見に逢ひ申し胎（當座の意）は少し控へ申し候。夫故書置如斯候と。

●德善院の歌仙、繪は土佐、歌は飛鳥井雅章なり、彦山の歌仙（倉永利兵衛）櫛田歌仙（鬪正伯）川上社（増岡）鎬久天神（星野惣右衛門）

●翁助樣（宗茂公）は鍋島彌平左衛門與賀石橋の屋敷にて御出生、與賀の御氏子なり。向陽軒御普請の間右屋敷に御座成され候。

㊂東福寺の大涅槃、日本一幅なり（兆殿司筆）て綱茂公より藤木父子へ仰付られ候へども寫相叶はず畫師若井利左衞門へ仰付られ、役僧へ頼み入、衆會に詮議の處何れも罷成らずと申し候、役僧申し候は、日本一幅の重寶なるが、自然燒失などしたらば斷絶なり。由ある所望と見へたり、かげを預け置き度と申して寫させ候。成就なき内に御卒去に付、利左衞門より、高傳寺に寄進仕候。日本二幅の大涅槃なり。

㊂鍋島玄蕃は千葉なり、身上八百石、内方は壽峯妹桃隱院と申し嫡子玄蕃二百石にたる。内方相良求馬娘、後に暇返し申され候。玄蕃跡に志摩弟孫太郎へ五十人扶持下され、後に出入有之候て、召上られ候なり。

千葉氏
（加判家老）鍋島宗碩 ─┬─ 鍋島　玄蕃
　　　　　　　　　　　└─ 千葉太郎助（初名大學）

㊂光茂公御他界の時、御香典の儀御家老中御僉議に、近年御並方の御大名の例、御悔み御奉書遣はされ候迄に相極居り候。其の頃村山長左と申す御城坊主、久敷御出入仕り、娘は寂光院様召仕はれ、此御方より御出入扶持なども下し置かれ候者にて候が、御城にて日記役柴田助右衞門殿へ申し候は、私は古き者にて鍋島家は久しく出入仕り候。故信濃守殿卒去の時分、御香典拜領と覺え居申し候。明祿三年にて候御日記御覽成され度よし申し候に付て、御改め候處、長左覺の通にて候。助左衞門殿申され候は、今日御僉議相〆奉書判形も唯今相濟み參り、明日相渡さるる筈に候。よき折存付き候。則月番の御方へ申遣はさるべくと候て、夜中に伺はれ候處、別格の通たるべく候。明日御僉議あるべく候。御香奠は今夜御納戸へ申付候様にと御返答の由、此段翌朝長左御屋敷へ參り、老後の御奉公本望の由咄仕られ候なり。

○宗龍寺に佐々木宇治川先陣の時の鞍有之由、御寄進物の由、由緒可尋之。

○妙雲寺は佐々木殿の寺にて候。佐々木殿へ日本の半分下さるべき由頼朝御約束の所、治世の後、右の驗に一國に一郷宛下され候となり、管川（神崎郡三田川村箱川なるべし）佐々木知行の由なり。

○一鼎は浪人にて、梅の山に住居にて候、伜安左衛門に知行下され、一鼎は隱居分にて山居仕られ候、御用仰せ付られ、上京の時分、下村三郎兵衛聞番にて候が、一鼎に申され候は、長々の浪人にて酒などもまゐるまじくと申され候へば、山中にて見たこともなし。夫よりは（酒どころでなくの意）食もなく、麥粟ひえなど釜に入れ置き、望の時たべ申し、汁もクタ（喰べた）ことなしと申され候へば、先づ寒夜など酒なしには寢入られ申すまじ、其の食は喰はれ申すまじと申し候に付、一鼎申され候は、寢られぬときは寢ず、眠らるゝときねる、喰はれぬ時は喰はず。喰はるゝとき喰ふと申され候。又三郎兵衛もきどうに物を反切故、夫にては人の爲に成らず、徒然草のあつまおとこなりと異見候よし。

○六角主計、白石六角の住人、佐々木氏の由、歸依寺過去帳に先祖書載有之候を、正德四年下向の節改め申され候由。

○多久長門殿首尾惡しく候て、隱居仰付られ候節、家中大勢迎に參り候、即ち多久に引取候樣にと申し候。長門殿御申し候は多久へ引取候ては上を恨み申す樣に相聞え候。一生佐賀の地を離れ候儀罷成らざる由にて、赤松屋敷に隱居の由。

○江戸三島町とは、昔島津、鍋島、對馬（異本に福島、鍋島、久留島とあり）屋敷有之候に付、三島町と申し候

由。此御方の御屋敷は、今増上寺所化寮の邊の由、長興畑の由なり。右の代り打越屋敷鳥森の近所なり。此代愛宕下なり。今松寺若狹守殿屋敷なり。此代櫻田西の御添屋敷大田原殿屋敷なり。

●青山御屋敷と蓮池の屋敷證人屋敷なり。其の脇に籠屋敷あり。其の脇にお長様の御屋敷あり。今は一つに成候由。

●下村左馬助三男を枝吉利左衛門と申し、善右衛門養子なり、左馬助娘石田安左衛門（一鼎の親）女房なり。下村七右衛門弟勝屋新右衛門にて候。五郎右衛門親なり。最初はシヤウヤと唱へ候へども、他方の衆聞き知り申さず候に付。後はカツヤと唱へ申され候七右衛門勝茂公の御側役の時分、御藏の銀五十貫目失せ申し、御藏役坊主江藤傳介申上御穿鑿候へども相知れ申さず、傳介自分に山伏を頼み、よりを立て祈り申し候處に、より、口走り候は髪を掴で是が取たると申し候。扨は七右衛門にて候と取沙汰有之、御前にも聞召され、七右衛門家内改有之候へども、相知れ申さず、其の時分御城供部屋の前に札を立て、此の下に御藏失銀ありと書付有之候を、中野數馬（三太夫）見付け、御城にて申達候に付、堀らせ申し候處殘らず出申し、其の時是も七右衛門致し候事と申拵へ（傳介に付下村一門より訴出候に付、別に遊ばさるべき樣無之、傳介と山伏兩人生害仰付られ候。七右衛門後には御留守居役相勤め、小男白髮御國口を申し候て、人に知られたる人にて候なり。（下村の長興寺は生運開基にて候なり）

●御寄合日の事……小寄合日（御親類、御家老、年寄、大目付、請役所、中目付、大物頭、寺社奉行、町奉行役人）

大寄合日、四日、五日、二十一日、二十二日（御親類、御家老、年寄、大目付、請役所、中目付今は御傍頭なし）

評定所參會十四日（元十三日今又十三日）二十六日

○向陽軒は勝茂公御建立召置かれ候。御宮は光茂公御建立なり。

○千布太郎左衛門女房は勝茂公の御女中にて候を、太郎左衛門へ被下候。戸田殿御姫御腹に御出生の伊勢松樣御死去の節太郎左衛門女房呪咀し奉り候に申拵へ、生害仰付られ、太郎左衛門浪人仕候。其の後柴田宗俊と改め申し候。直茂公の御物語を書き集め申され候。柴田聞書と申し候なり。

○泰盛院殿御死去の時、追腹人光茂公差留られ候、御使彼屋敷に參じ申渡候へども、兎角の御請申上る者無之候。其の中に石丸采女（後名清右衛門）末座より申し候は、若輩者の推參に候へども、御意の趣御尤に存じ候。私儀山城殿の御恩を忝し候者に候へば、一途に追腹と存じはまり候へども殿樣御意を受給はり、其の理に詰り候上は、面々は兎も角も某に於ては、追腹存じ留まり、世繼に奉公可仕と申し候に付て、何れも同前に御請申上候由なり。

○大膳妻女は鍋島市佑娘にて候を、勝茂公御養子に成され、大膳へ下され候。有馬陣の時、御引離し成され候。配所へ内方より使を遣はし申され候へども、一度も文を見申されず、可愛事（カアユキコト）は限りなき事に候へども、主人より離別致させ候女房の文を、陰にて候とて、見申す事は本意に非ずと申て返し申され候。後には最早存命の用事無之と申し候て食を絶ち、大酒仕候故、血を吐き相果候由、後には妻女に飯米料百五十石下され候なり。

（元名長助）
大膳子次郎右衛門 ┬ 正左衛門、次郎右衛門（切腹跡斷絕）
（有馬初陣十四歲） └ 岡山庄九

次郎右衛門切腹の時、四郎が旗預りの爲庄九へ御切米下され、旗預り申し候。御老業書き物留り居申し候。大膳事元來蒲原氏なり。始御小性相勤、段々立身四百石下され、無双の曲者にて候故、故鍋島大膳殿の跡式下され、武勇にあやかり候樣にと仰せられ、御名字下され大膳に召成され候。御小性三年相勤め、手枕をさせ申し候に付、片腕なえ申し候由。

◉深堀茂宅事太閤樣より直茂公へ御預け其の後、御免成され候へども、御斷にて、御家來に罷成られ候。御預の謂口達あり。

◉深堀猪之助は元田代名字なり。一說に鎭並落胤にて候が鎭並御征伐の後母御國に落ち來り、隱し置候を、安藝殿抱へられ候とも申し、勝茂公長崎御番仰せ付られ、御下り深堀御逗留の內、猪之助召出され、柳川有馬の戰功に付て、諫早の內にて高百五十石下され候、右の御禮に御成仕度由、中野數馬を以て願ひ奉り、成らせられ候節、御紋付御小袖二、忠吉の御腰物拜領せられ候。此の節猪之助より兼て用意仕置候物にて候間、何ぞに召仕はれ下され候樣にと申し候て、銀子百貫匁進上仕候。志は御太慶成され候由にて、御返し遊ばされ候。此の節深堀置物に成り候由。深江氏咄なり。

◉有馬左衛門佐所替に付、島原を此御方へ御預り成され候節在番安藝殿、代官有田氏仰付られ候。此節安藝殿自分に米千石籠置かれ候。此の段勝茂公聞召され、御書遣はされ候由（右島原領、直茂公へ御預にて候、大阪御陣時分も御代官にて候由）

◉鍋島助右衛門殿近所の法華寺（異本淨土寺とあり）に談義有之、聽聞の爲、助右衛門殿每夜詣、寺より直に若黨

と二人、欠落（カケオチ）方々探捉候へども相知れ申さず、程過ぎ候てより、肥後の家老に姿奉公仕居申され候段相聞え、取手嚾々遣はされ候へども、差出申さず候に付、成富兵庫仰付られ、則熊本へ罷越、加藤主計頭殿へ御目に懸り、右女幕出され候様にと申し候へども、此方へ欠込申たる物に候へば、相渡候事罷成らざる由、其の時兵庫申し候は、御自分高職にて御難儀を見次ぎ申し候節は此返報に何事にても以来承べくと仰せられ候。此の無心を右の返報に申請くべくと存じ、罷越候が、御一言無に成され候哉と申され候。主計殿、此上は力及ばず相渡すべく候、命を御助け給はるべきやと御申し候に付、其の意を得申し候由申し候て、連れ歸り、後に生害、扨助右衛門父子には切腹仰付られ候旨、検使押懸られ候。折節碁を打ち居り候處、検使罷通り候へば、御尤の事に候。先づ碁を御覧候へとて、打仕舞（打ち終りの意）申され候。然る處家來共十八人罷出御供仕るべしと申し候。検使如何と申され候へども、子息織部殿庭に下り、思ひ切たる者共に候間、某介錯仕るべくと、十八人共に首打落し。父子切腹なり。屋敷沿ひの川、一筋血に染み申し候故、其比は血川と申し候由、助右衛門殿末子二人乳持ども抱き逃げ申し候。蒲原善左衛門、鍋島又兵衛（蓮池修理先祖入道して不入と云ふ）織部殿子後に鍋島源右衛門と申し候右の節直茂公仰せに、人を持たずして事を缺ぐと御述懐にて候由、是は助右衛門殿を申乞ひ候人無之故にて候哉となり。

◎高源院様御年寄鍋倉久左衛門浪人に付、代役千住久左衛門仰付られ候。久左衛門子善右衛門（枝吉利左衛門聟）江戸にて喧嘩切死仕候に付て、跡式断絶仕居候を、光茂公久左衛門聟今泉傳兵衛に善右衛門跡式相立られ、今泉の跡は次男六郎右衛門に下され候。其の後傳兵衛を元の如く今泉名字に召成され、六郎右衛門を千住名字に仰付られ候なり。

❸諫早岩見守殿の御女　鍋島玄蕃(宗碩)室、小川前舎人室此二人へは、勝茂公より化粧田五十石宛遣はされ候。

❹納富常院殿(始の名左馬輔、家輔、或は賢景)へ直茂公の御姫様御嫁娶成され、御姫(公御料人)二人御出生、一說に息二人とあり。)の處常院殿島原にて戰死に付て、主水殿(日妙)へ御再嫁成され、此の時納富家八千石絶斷仕候。(一說に直茂公より後室と息女に新地千五百石下され候と云ふ。)其の後公御料人へ化粧田七百石遣はされ候。須古安房守殿の三男市佑殿を公御料人へ御取合、納富家七百石にて相立てられ候。市佑殿段々加増にて千四百石に成り申し候。市佑殿隱居料三百十五石差分け置かれ候を、息子(道圓)の次男十右衛門殿へ讓り申され候。鍋島庄兵衛家なり。本家は千十五石にて候を、九左衛門殿病氣に付領知召上られ息齊殿へ二百人扶持被下寛永六年六百石被下候なり。

❺成富兵庫知行千七百石にて候、實子無之故、太田殿より養子致し置候處、山城殿(崇徳院)を兵庫養子に遣はされ候。其後實子一人出生家督を養子十右衛門に千石、實子五郎兵衛に三百石、山城殿へ四百石讓り申され候、山城殿へ新地二千六百石被下三千石になる。成富家此の時より千石に成り申し十右衛門跡式を後藤の若狹殿の弟民部殿へ仰付られ候處、出入有之候て、取返され、成富家十四五年斷絶の處、山城殿御心遣にて諫早石見殿の四男十右衛門殿(獨歯)を本知千石にて相立られ候。十右衛門殿は最前諫早の證人に江戶へ相詰められ候。幼少の時分は御成にて御育立て成され候。(勝茂公の御孫にて候。)(五郎兵衛は肥前様へ御年寄相勤め候。伴左内の代に至り亂心自害仕り、斷絕仕り候。左内子藏人光茂公召出され候。)

❻近代四家よりの證人、諫早には十右衛門、須古は市兵衛(大膳)、多久は民部、武雄は十兵衛

●薩摩御和議の節人質の爲最初に小林播磨守、二番土肥出雲守弟平左衛門、三番副島長門守、右何れも五六箇月宛にて差返され、天正十四年六月半頃、彼地より納富但馬守子を質に差出され候樣にと有之候て、秀島進士左衛門主従八十四人にて罷越し、薩州化導院と申す在所に實田信濃守三百餘にて警固きびしく仕り罷在、難儀仕り候由、(是は秀島家書出にあり)進士左衛門は但馬守弟にて千石なり。薩摩へ遣はされ候節、政家樣より日足(ヒアシ)の御紋 御腰物下され候て、頓て薩摩へ取懸らるべく候間其節は自害可仕由仰付られ候、其の時但馬守より五郎川善左衛門相附け遣し候。然る處秀吉公御發向と相聞へ候に付て、此節御歸無く候はゞ、以後は手下に成べくと、五郎川勧め候て、伊集院幸侃へ書狀殘し置き罷歸られ候、途中にて政家公御先陣に參會候を、御目付衆見合ひ樣子承られ候。御歸陣の後五郎川へ御褒美の爲三十石被下、本知納富家にて四十石にて候。其の後又知行召上られ候、扨又勝茂公の御代には十五歳の世悴には親死後の知行召上られ十五歳以上の者も家督取り申さゞる内に親相果候へば、本知の内少しづゝ下され候。進士左衛門死後に悴九郎左衛門へ二百石下され候へば難有仕合と早速御請申上候。翌日百石御加增被下候。九郎左衛門子與左衛門踈行にて浪人其の後百石にて召直され候處、又浪人仕候生三の一門何某も九郎左衛門同日に親跡式の内二百石被下候處に、御請申上ず候故、召上られ、今に姉川家の家老にて罷在候由。

●御家に元來足輕は無之候。高麗にて諸家中に足輕居申し候て、相働き候に付、二男三男とも供仕り罷越候を足輕に仰付られ此の時より始まり申し候由。(大阪陣の時江戸御普請夫を、俄に足輕に召成され候由。此事に紛れ候乎、可改之)

●圖將監殿跡式二千石左京殿(觀性)へ仰付られ候、然る處神代辨之助殿御死去に付。左京殿を神代の家督に遣さ

れ候、其の節闕家の二千石も相加へられ、都合六千石になり申し候。光茂公御代右兵衛様を二歳の時左京殿へ養子に遣はされ候。左京殿御實子左近殿御出生に候を光茂公御養子に成され、右兵衛様御家督の節、闕家二千石を左近殿へ遣はされ、神代家元の如く四千石に成り申し、左京殿初は岡部名字にて候、後に鍋島飛騨殿又内記殿と申し、大物頭に仰付られ候節、四百石御加增にて候。高源院様御存の山一通左京殿へ遣はされ候も、今内記殿領内に罷成候由。

●主水殿死去の時分、御加增一萬石遣はされ候へども、御請無之候故、淡路殿へ御加增遣はさるべき內存にて、公儀御代替りの御祝儀御使者仰付られ、歸着の上御加增の筈にて候處、成富兵庫殿江戸勤の時分にて、淡路守殿當以前公儀御使者、兵庫殿相勤られ候、（此儀口達あり）夫に就て淡路殿は徒に罷下られ候、夫より病氣差出し申し、此事御袋天林様御述懐に付安藝殿高傳寺にて御法事の時分、兵庫殿を取伏せられ、證文差出申され候に付、天林様へ遣はし申され候、其の證文今に有之由、

（片田江川浪屋敷主水殿下屋敷なり。死去六七年前片田江屋敷にて妻子暇乞、直茂様御夫婦様も御立、夫より佐留志引込申され候此の川浪屋敷今の鍋島六兵衛、三上與總左衛門兩人の抱屋敷なる乎）

●吉剣付の事……永祿九年大友宗麟高良山に出張して、龍造寺を圍む、時に城を開かるべきや、否の吉凶を宗長院震龍に占はせらる、在城吉とすと占ふ、果して御利運なり。夫より今に至て、歲暮年始御規式吉剣付宗長院より進撰の由。

編者曰く此の事直茂公三德譜に依るときは、永祿十二年三月下旬（四月上旬乎）の事に

して、下の如き記事あり、記して參照に便す、「秦長院震龍を招かれ御占ありけるに、公(直茂)先づ密かに震龍を閑所に招かれ、拳を握つて齒をかまれ、やよ震龍唯今吉凶の二つを御占あらんに、城を去らざるを吉とし、去るを凶と申されよ、大事の御占ぞや、誤り給ふなと仰せ含められけり、震龍其の意を得て、公の仰せの如くに占申されしかば、隆信公を始め、衆議愈一決し、御籠城に相極まり、城中思の外靜謐す。」とあり。

●歳暮大魚の庖丁の事……天正元年十二月龍公西肥前御征伐の處、所々平均、唐津に於て御越年の節、漁人鰤を獻上す、大魚を得たりと御喜悅、則庖丁仰付られ御祝成され候。此の吉例なり。又大イヲと唱へ申し候事も御國に限り候なり。

●御鎧祝の事……元龜元年八月二十日今山夜討御利運、慶長五年十月二十日柳川一戰御利運に付、正月二十日御鎧祝と云ふ。一說に古來より天下一統に正月二十日鎧祝の由。大獻院樣御忌日に付て其の後十一日に替り候由。

●政家公御勤御斷の事……秀吉公御前にて將棊を、遊ばされ候を、大名衆拜見退出の時分、政家樣御立成され候へども御足しびれ御歩み成され候事相叶はず、御匍ひ成され候故、皆々笑ひ候由。政家樣は大兵御肥滿にて、常々膝御立成され候事、相叶はせられず候。右以後御出仕相叶はれ間敷と思召され、御斷仰せられ候由。

●土佐の御前の事……政家樣の御姬太閤樣より毛利豐前守殿(勝豐又吉政、定政とも云ふ)へ御婚禮仰付られ候。其の後太閤樣召仕なるべくと候へども、罷成さざる由、御姬樣へ仰せ切られ候。此事政家樣御差圖にて候儀と、太閤樣御憤り候て、藤八郎殿御取立成被申し候由、毛利殿は土佐にて御領地御座候故、土佐の御前と其の比申し候

由。

●山内御支配の事……勝茂公御代迄は山内の者ども、神代の遺風にて佐賀へ不順事のみ有之候に付て、誰ぞ支配の爲遣はさるべくと、人柄御選成され候へども、其の器量無之、鍋島舍人殿二十一歲にて仰付られ候。桧瀬に屋敷取立相越され候處。御目がね少しも違はず、山内の者共親しく罷成り、後に舍人殿を主人の樣に取持、夫より佐嘉へも順ひ申し候。山内に刀さし五百人仰付られ、鐵砲一挺宛用意致し罷在候。皆舍人殿存じにて候。今以て山内一通は彼家の支配にて、外に被官かけ候事新には罷成らず候。近年迄は山内本庄鍋島の代官、下代は彼家の組衆より相勤め候。初て御代替には殿樣山内又は川上迄御越し、山内の者共へ、御目見御酒拜領、獻上物御禮に又々獻上物仕り、大庄屋四人御城罷出、御酒拜領仕候。不時に山内御越の節も同前なり。委細佐保十兵衛日記寫に在り。

●勝利開背の事……小副川左衛門は神代家の者にて候を、佐嘉に奉公させ、御軍配の次第書付、高傳の儀多を傳にして勝利に通じ候故終に相知れず、毎度御手に入らず候由。

●龍造寺御城の事……御本丸は今の諫早殿屋敷、二の丸は多久殿屋敷にて候、泰長院は元は西の丸にあり、八幡宮は武雄殿の裏門の前に有之候由。御城普請慶長十九年の比今の處に直り候由なり。（本行寺北御門内より御門外に御引直の由）

●江戸御屋敷の事……家康公御城御普請の頃、勝茂公御見聞にて、櫻田、麻布、青山、龍土町、中屋敷、三島町へ六箇所御請られ御取立成され候。櫻田御屋敷前の見付、昔は無之候、今の鍋島は此御方御藏屋敷にて、中門より出入有之候。其の後見付出來候時分はくゞり門と申し後に姬門鍋島門とも云ふ。御藏屋敷町に成り其節は、江戸町數

の外にて名も無之候を錦町と唱へ来り候由御出入の御用聞き八木屋次兵衛咄申し候なり。

●小川殿家督の事……武蔵守殿の御子御両人高麗にて御病死、三男は神代殿養子に付、勝茂公の御舎弟平七郎殿（半助）を小川家督に相立られ候」然る處に平七郎殿を公儀へ證人に差上られ候に付、鍋島和泉守と御改め、小川名字絶申し候。夫に付神代伯耆殿へ武蔵殿の血筋御尋成され候處。武蔵殿の翠千布惣右衛門の子四兵衛其の子舎人罷在候由仰上られ候に付、小川名跡五百石にて相立られ候由。

●鍋島帯刀殿御中直りの事……和泉守殿（忠茂）を公儀へ證人に差上置かれ候處、首尾よく矢頭にて五千石御加増下され、御息孫平太殿御子無之に付、和泉守（紹龍）を養子に遣置かれ候然る處に孫平太殿へ御異見成され候事共にて、勝茂公度々御意見成され候へども、用ゐられず。却て存分とも申され候に付、義絶成され、和泉守殿御取返、鹿島の領地御取上、和泉守殿へ遣はされ候。光茂公御代に成り、孫平太殿の御息帯刀殿の舅大久保甚兵衛殿より、久世大和守殿御家中の時分、甚兵衛殿縁類に付、御中直りの儀頼入られ、大和守殿より光茂公へ據なく仰入られ候に付、御納得成され、孫平太事は信濃守義絶仕たる事に候へば、面談罷成らず、帯刀義は中直り仕るべき由仰られ、帯刀殿御面談成され候。其の後内匠様を帯刀殿御養子成され候なり。（今の遠州の内にて候由）

●鎌倉屋太郎左衛門事……有馬一亂に付勝茂公御下向の時分、箱根の峠鎌倉屋より、強飯酒杯を道端へ取出し、御供中に馳走仕り候。山中にて食物無之上下其日の難儀を凌ぎ候事御満悦成され、以来御本陣に成さるべき由。御詞下され候。夫より御紋下され御宿に罷成り候。鎌倉屋は元来細川の本陣にて、其の節細川と取違へ勝茂公に御馳走申上候由、今に御往來御立寄の節佳例の強飯差出し候由。

[illegible]小田原宿久保田屋七右衛門事……有馬一揆に付、細川、黑田、藤茂公小田原宿段々御通り、御本陣亭主共出會、銘々の行列を褒め申し候處、此御方の御供立不時の旅行にて候を、何れも誇り、「あれにては城攻心元なし」などと申し候。其時久保田屋立腹致し、道中の行列が、城取の盆に立ち申ものと存じ候哉、細川、黑田は旅中ばかりいかめしく、長々の道中に草臥候て、敵合には益に立ち申さず候。肥前樣は物馴れ候故、隨分道中にてくつろぎ敵合を第一に心懸罷越候に付、あの通と申し候へば、皆笑ひ申し候故、久保田屋せきあがり、さらば此度の一番乘、首賭けと申堅め候。さて落城の早打を待懸け候處、細川の飛脚罷通候に承り候へば、細川一番乘と申し候。約束の如く久保田屋首を出し候樣にと申し候。然れども一番飛脚にては實否難計、待合候處黑田飛脚罷通り、黑田一番乘と申し候。其の次此御方の飛脚罷通り、一番乘りと申し、區々にて議定仕らず候故、江戸へ罷越し、公儀御註進聞合せ候處。鍋島一番乘紛れ無き由承り屆け、久保田屋相手の首を取り可申と仕懸り候、所の者とも扱ひ候へども、納得仕らず、頭主御聞、町人として武家の批判仕り、不屆の由にて三人共に追放に逢ひ申し候、後に歸參仕り今に此御方御本陣なり。

[illegible]大阪御普請の時の役付、惣奉行（御家老衆）、四組頭、二百人頭、行合（アンガウ）奉行、下奉行、下割、副家浮奉行、横目、銀遣、大工頭。

[illegible]賢崇寺は、肥前樣御位牌堂、惠照院樣御建立成され、寺號賢崇寺と申し、新規の寺社破却の時分、芝の正亜寺を引直し、寺號御替成され、御寺に御取立成され候。寛永五年當住玄澄和尚、公儀へ寺號改元相願ひ、賢崇寺と改められ候。賢崇寺に長靈樣御石塔有之、是は傳高院樣の御石塔の由、久我御右衛門申され候。

一御出生御屋敷の事……隆信公は水ケ江の御館、直茂公は本庄千本松、勝茂公は龍造寺二の丸圖書の西、多久屋敷の東、今の御馬屋なり）千本松は賢譽様の御屋敷、堤氏代々御番勤候。（賢譽様は直茂公の御姉鍋島伊豆の御内方）

一御三人御元服の事……紀伊守元茂（三平殿）慶長十九年より在府、元和五年元服、甲斐守直澄（千熊殿加賀守）寛永十二年元服、和泉守直朝（刑部太輔茂綱）寛永十七年元服。

一高源院様御在國の事……慶長十年五月伏見にて御婚禮、六月御下國、元和八年夏御參府、御在國十八年なり。

一慈悲小屋の事……光茂公（寛文三年亥卯十月吉日奉行友田彥兵衛敬白、四方に石佛相建られ候、銘書如斯）御代初に慈悲小屋仰付られ候。其の後天和二年戌新小屋仰付られ候。吉茂公（寶永七年寅五月より七月迄に成就、）新小屋百軒仰付られ、新入の非人へ一箇月飯米下され候。

一多久圖書殿の事……多久長門殿（安順(ヤスノブ)、「天叟」）御子無之候故、後藤貴明の實子彌次郞家忠（初め晴明）の子圖書殿を養子に成され家忠の御内方は長門殿の妹にて候。左候て太田正左衛門茂連の息女を勝茂公御養子にて、圖書殿へ御取合せ候、後に父子仲悪しく圖書殿は佐留志鳥坂(トサカ)に引込まれ候。鍋島圖書と申し、圖書殿の子美作を長門殿の家督に相立られ、七歳より家来一人にて、順長老へ相付られ、勸學なり、圖書殿へ飯米料三百石上より遣はされ候圖書殿死後に末子小田藏人へ右三百石下され、跡相立られ候處藏人若死故、多久民部に仰付られ候、圖書殿萬治二年己亥六月二十六日死去、法名久山隆永、八戸龍雲寺に收められ候なり。

一本庄鍋島の百姓共、年頭御目見、御代替には御樽肴進上仕候。盆には高傳寺參詣仕候なり。毎月御先祖様方御命日毎に線香野菜差上、鍋島本庄の百姓共、五六人宛、御寺參詣仕候なり。

一 御聖靈祭の事……陽泰院様御剃髪の節、楊柳寺住持正意剃髪申され候。毎年御城の御聖靈祭に、正意罷出られ候に付、今以て楊柳寺住持相勤申され候由。

一 千本松御祭の事……本庄千本松は賢誉様御屋敷なり。清久公御代より千本松にて彦山祭遊ばされ候。御祭料の爲田地二反六畝五歩御附け成され、鍋島内記頭人にて、三年に一度二月十日前後の吉日に、御祭にて候。御神供直に御城に上り申し候。未明に徳善院に參り、三汁十菜の御料理畢て其の座より、直に彦山へ參詣仕られ候。其の次に高傳寺の僧衆殘らず御振舞、並本庄郷中僧俗男女御振舞なり。御年範御代參徳善院並鍋島名字の下士より御代參勤め候。徳善院は下向正月四日に御目見なり。

一 勝茂公御代に徳善十二坊御取立成され、其の節の入具、清き銀、清き米にて可仕候由、山本甚右衛門への御印今に有之なり。

一 中野式部分捕の事……天正七年筑後國三池の城主鎭實を御攻め成され候節、城中烈しく防ぎ、終日味方に分捕の者無之候處、式部鑓下にて首一つ討取申し候。直茂公御感にて後陣に御座候隆信公へ、御目に懸け候様に仰せられ持参仕候時分、遠所より御覧成され、分捕の者と相見え候、誰にて候はん哉と御吟味の時多分中野式部にて可有之と隆信公仰せられ候處、右首持参候に付別けて御機嫌よく今日の一番首かねての百よりも大慶の由、御賞美成され、隆信公御手にて式部の頭を御撫（サスリ）成され候由。

一 永祿六年八月十二日、後藤氏と須古の平井氏と杵島郡の内椛島（カバシマ）にて合戰の時、中野右衛門助忠明討死仕られ、世息式部（後名甚右衛門）幼少に候を、右衛門助出陣の時、陣中にて式部を抱き、成長の後武道の嗜を取り候へと囑

乞仕られ候由。（山本神右衛門は一門の子供當年子にも耳に口を寄せ「大曲者（オホクセモノ）になりて、殿の御用に立ち候へ」と申し候。未だ聞分けぬ時より耳に吹き込みたるがよしと申され候由。）

●平戸の城主松浦道可の子息は後藤左衛門太夫惟明なり。惟明の子後藤又兵衛大阪籠城となり。（不審、中國の者とも有之、如何）

●有馬陣の時、黒田殿は御城より直に御立ち、細川殿は屋殿の玄關迄御立寄、直に御立ち、勝茂公は御屋敷に御歸り成され候處、毛利長門守殿御暇乞に御出、御立際取申し候由、細川殿ははたこ食にて御通の由、勝茂公は御膳番御先に追越參り候て、御膳仕度差上候由。細川殿黒田殿へは公儀より御早船相渡り候へども、勝茂公へは相渡申さず候、御城にて御老中へ御乘船の儀仰達せられ候へども、兎角の御返答無之候由。右は有馬は御國内の儀にて、御手樣仰乞はれ、御下り候へども落城延引に付首尾宜敷からず候由、夫に付松平下總守殿御船御借成され候。此以後大阪へ請船召置かれ候由なり。

●勝茂公有馬御著の上、石井彌七左衛門差當り役儀も無之候に付て、美作殿へ申し候は、請役付に仰付られ下され候樣にと相願、萬端手元にて早く承り候。二十七日出丸仕寄に人多く相見候故、中野兵衛門遣はされ、早々引取候樣上使御下知の旨仰遣はされ候。彌七左衛門、傳右衛門申し候は榊原殿父子唯今乘込まれ候樣子に相見え候。其の節は我々一番乘可仕と見合せ罷在候由申して、引取申さず。晩七ツ時分乘入申候なり。追て一番乘御吟味の時、爭論出來申し紀州樣仰せられ候は、一番乘の者公儀へ召出され御改も可有之候。其の節一分可申者は彌七左衛門に續き候者有まじく候、無調法の儀など申しては罷成らず候間、私家來などには合點させ可申候。彌七左衛門に御極なされ

候様にと仰せられ候。勝茂公仰せられ候は、一番乗に付、争論出来候由、斯様の節は論有之ものに候。成程よき事にて候。此の上は我等見分に究め可申候條、餘の證據を正し可申候。黒羅紗の羽織に、背に紺の日の丸の切入れしたるを著申し候者が、一番乗なりと仰せられ候。其の時彌七左衛門申上候は、時節悪しく御詮議立難く候間、私羽織御取寄成され御覧候様にと申上候に付、御取寄成され、則ち此羽織なりと仰せられ候て、彌七左衛門、後右衛門に相極り申し候由。

●勝茂公御代中野杢佐を黒田長政より、御所望に候へども遣はされず候。其の後村山覺左衛門を御所望に付、筑前へ遣され、子孫今に有之なり。又黒田家中吉田太郎右衛門は大木兵部一門にて候なり。杢之佐は小々拝物書にて候段々立身仕候初は杢兵衛と申し候。）

●多賀又左衛門は光茂公（異本に勝茂公とあり）御代に召抱られ候御料人にて候なり。

●久納市右衛門大阪より黒田長政の陣屋大龜谷へ罷越、勝茂公の御斷申達すべくと仕り候へ共、家来共、出合ひ申さず候に付て、市右衛門高聲に申し候は「村山覺左衛門は腰ぬけなり。古主の恩を忘れ、此難儀の時分出合ひ申さず候」と悪口仕り候。長政風呂の内より申聞、久納市右衛門が聲なり、呼入れ候様にと御申し候に付、御目に懸り、御斷の趣申達候由なり。

●倉町も鍋島式部、太田も鍋島式部と申し候なり。（後の式部前名出雲、監物と申し候。紹龍様御末子も鍋島式部なり。）

●中野甚右衛門子供……一、女（水町円後次男内匠を聟養子す）二、中野將監（前名又右衛門、初名を内匠と將監

に二つに分け譲り申され候)。三、女(鍋島五郎左衛門內方)。四、山本神右衛門(山本助兵衛、道宗春養子)。五、村川傳右衛門(藤右衛門養子)。六、中野大學。七、中野權右衛門。八、中野又兵衛(末三人へは新に知行下され候。)

㊀中野甚右衛門高麗より童子一人連越し、後、槇忠左衛門と申し候て、足輕になし、子長右衛門御直人に成り、秀島長右衛門と申し、其の子秀島五右衛門。

㊀桑名太田總太夫來歴聞書……關ケ原御陣の時、桑名の城主氏家內膳(領三萬石)當町別當役太田惣助(當惣太夫高祖父なり)桑名御崎(ミサキ)門の番を相勤め(御崎門は桑名より西へ五丁程有之、美濃海道、伊勢海道にも通ろ門の由、今も大手の門にして警固あり)關ケ原沒落の時、勝茂公御上下十三人にて御崎門に御通の節、番人堅く固め候を、惣助へ御賴成され候由。御意に依り差通し、御道筋の事共御尋成され候に付、即惣助宿へ御は入り成され候樣にと申上、御上下に粥を進め候由。(米七升五合のかゆの由)御道筋の事桑名より南西のすみにあたりて近江越の山にちぐさ越と申す山道御通り、江州麹袋と申す鄉へ出候道有之由申上候へば、其筋御通路成さるべき由仰せられ、惣助も御供仕り罷越、六左衛門と申す百姓の所へ御着成され、御休息候事。右山越にて麹袋まで二十三里の道程なり。本筋の海道は十三里有之由なり。

㊀御參勤の節惣助を尋ね成さるべく御意なされ、翌年御參勤の節、惣助所へ御止宿、其の後唯今迄御本陣に相成候事。

㊀右在府中惣助より御機嫌伺の爲、飛脚を以て二種差上候處、御書下され候。

爲音信鯨の肉曲一、奈良漬曲一、到來、懸志の儀祝着候、頓て賞翫他事有間敷候。猶下村治左衛門可申候。

閏二月晦日　　鍋信濃守　　勝茂御判　　（鍋信濃守とあり島を省略せるものたるべし）

太田惣助どのへ

右治左衛門は右の後桑名へ遣はされ候由、其節品々拜領物等可有之と存候由、惣太夫申し候。其の儀相知れ不候由。

㊟惣助より今に至り代々別當役相勤め、桑名本町當居宅、即勝茂公御は入り成され候時の屋敷にて候由、其の後隣に小屋敷有之候を求め副申し候由、右書付は正德四年四月十八日到來、横尾氏へ相賴みに付て、惣太夫直に承り候由にて江戸より差越され候なり。

㊟藤本宗眞事、實は小倉殿の甥にて候。小堀遠州の弟子にて茶入の袋を縫ひ、渡世致し罷在候由、小倉殿の子に召成され二百石被下候、宗眞子宗吟の代に御呵り、知行減少なり。（小倉殿の爲に大實村妙金寺御建立）

㊟安田道順の事……小倉殿一門にて候故、召抱られ候なり。

㊟小少將殿は陽泰院樣御養育成され、緣付仰せ付られ候處、夫切腹に付、又御奉公に罷出られ候。娘二人あり、姉は横九郎兵衛女房、妹は石井茂左衛門へ嫁娶仰付られ、五十石下され候。小少將殿の跡に成られ候なり。

㊟横玄淸事は内匠樣八介樣の御袋の緣に付、御切米下され候。

㊟高木宿土器作御朱印の事、太閤樣名古屋御在陣の處御母堂御病氣にて御上り、又御下向の時は、佐嘉十町御通成され候。川上川の下、名護屋渡りと云は、其の時の御渡筋申し候。其の節見物仕候者の噂に太閤樣は小男にて眼大に朱をさしたる如く、顏の色手足迄赤く、花やかたる衣裝にて足半をはかれ、朱鞘金のゝし付のを差し、刀の鞘に

も是牛一足結付、馬上の御旅行にて、御供中、駕籠に乗りたる衆一人も無之候。此の節慶閣様御了簡にて、在々（田舍）より戸板を出し、竹四本立て候て戸板を据ゑ、飯を堅く握り、土器に盛ならべ尼寺通筋、道端に出置候様にと仰付られ候。太閤様御通懸（トホリガ）けに御覽成され、是は龍造寺後家が働なるべし、食物なき道筋にて、上下難儀の處に心付候事寄特なりと仰せられ、手に御取候て、武篇の家は女まで斯様に心働き候、此の堅き握り様を見よと御褒美成され候。右の土器御目に付き、名護屋御陣中毎度召寄せられ候。土器無類の物と仰らせれ、名護屋迄土器作り召寄せられ、御印下され、今に持傳へ候由。高木土器屋は次男筋なり、御印寫所持の本家は筑後にあり。

（御朱印寫）土器手際無比類於九州名護屋可爲司者也

天正二十年極月二十六日御朱印　　土器師家長彦三郎

此彦三郎元名壹岐守と云ふ、後に柳川に移住す、是本家故、右御朱印傳來なり。彦三郎弟長右衛門元名右京と云ふ、子孫今に高木村にあり。右の寫を今所持す、兩家共に代々彦三郎長衛門と申し候なり。

●江戸御屋敷の事……麻布御屋敷は元二屋敷なり。櫻田、勝茂公御繩張にて仰請られ候由。三島町（増上寺所化寮の邊）中屋敷（御成橋の內）打越（鳥森の邊）

三島町の代り、青山御屋敷（難可改之）なり。元は一屋敷にて、奥には和泉守殿の御屋敷有之、口には四家の證人の居所四屋形有之其の邊に牢屋敷（お長様御屋敷有之由）打越の代り愛宕の下なり。愛宕の下の代り櫻田の西、大田原殿屋敷なり。

元祿十年櫻田御屋敷、甲府様御殿屋敷に召上られ、代地新堀端水谷左京殿屋敷御拜領、其の後元祿十二年溜池端水

野松之丞殿屋敷御拜領、新堀端差上らる、其の後、寛永三年二月二日櫻田御屋敷返し下され、麻布御屋敷差上られ候。(溜池御屋敷は櫻田手近く、御勝手よきに付、麻布御屋敷差上られ度と御願なり)

苗木山は加賀守殿御屋敷にて候を、御所望成され候也。甲州様最前は麻布に御座成され候。北の方の御屋敷、高源院様御茶屋など有之、後に麻布兩御屋敷一つに成され候。一萬餘坪の由。

●柳川一戰の時、小野和泉手の物頭立花三太夫を後藤家より討取候由。又三太夫首を牛島監物打取候由又一説に三太夫相討申し候とも、三太夫紋所二ツ銀杏にて候由。

●主水殿陣幕の紋は、瓜と立花杏葉にて候由。安藝殿陣幕にも家の紋と立花杏葉付られ候由。瓜は太閤樣より御手次に拜領、其の後家の紋に付られ候由。一説此の儀希ならず、主水出仕の時分瓜の時節に非ず、多賀主水拜領の瓜を紋所とすとあり。此の事に紛れたり。

●今山夜討の時新庄勝樂寺へ、直茂公御入城成され候節、伊東兵部少輔寺内の林にて、旗竿を切り、紙旗を付け、御供仕候由共の後御旗竿は勝樂寺林より出候よし。

(編者曰く直茂三徳譜には「公御下知成され、新庄の勝樂寺林の竹を御伐らせ、新しく御旗竿を御用意ある、是は勝樂(カチテタノシム)と云ふ寺號の文字を以て、當齋に士卒の氣を御勵ましある謀なり。」とあり。)

●長崎御奉行供立、凡そ上下三百人馬二疋

寛永七年久松備後守殿下り三百十五人馬三疋胸本根肥後守殿上り三百五人馬二疋。御領内陸路は晴船、船中は御

馳走にて候事。

●御代々加判御家老衆

勝茂公御代…鍋島安藝…鍋島玄蕃（千葉宗碩なり）…中野數馬（兵右衛門）…久納市右衛門、

光茂公御代…鍋島彌平左衛門…（一雲）…相良求馬…生野織部…太田源右衛門…中野數馬（利明）…原田吉右衛門

綱茂公御代…鍋島志摩…成富九郎兵衛

吉茂公御代…鍋島若狹…鍋島帶刀…鍋島一學…大木兵部

●御代々御年寄役

勝茂公御代…久納市右衛門…勝屋勘右衛門…關將監…中野內匠…鍋島式部（出雲…監物なり）中野數馬…（兵右衛門）…中野杢之助

忠直公御代…成富五郎兵衛（次左衛門組）…鍋島右近（姉川なり）

光茂公御代…馬渡市之丞…副島五左衛門…中野數馬（兵右衛門）…小川前舍人…鍋嶋彌平左衛門（一雲）…大木兵部
岡部宮內…相良求馬…生野織部…山崎藏人…木下五兵衛…小川舍人…中野將監…馬場正右衛門…土肥進士之允……中野善太夫…江副彥次郎

綱茂公御代…岩村內藏之助…鍋嶋內記…中野數馬（利明）生野織部…石井修理…深堀新左衛門…原田善右衛門…鹿江伊左衛門…鍋嶋庄兵衛…武藤主馬…丹羽藏人…副嶋九太夫…大木八右衛門…本告七郎兵衛…中野數馬（是水）石井傳右衛門

吉茂公御代…副嶋五太夫…大木八右衛門…深江六左衛門…生野織部…石田兵左衛門…石井修理…小川舍人…下村八兵衛…諸岡彦右衛門…池田彌市左衛門…中野數馬(休夢)…江副忠兵衛…安住藤右衛門…竹田文右衛門…牟田權左衛門…下村安右衛門

◎御家老衆家中、御目見座位正徳年中

主水、彌平左衛門、志摩(深堀)、若狹(姉川)、帶刀(太田)

◎御代々召抱られ候衆の事

勝茂公…朝倉久左衛門、松崎彦右衛門、松崎六郎右衛門、秋山覺左衛門、遠藤惣兵衛、鍋田六右衛門、宮崎利兵衛 村松伊兵衛、大塚治部左衛門(元岡崎)

右は御前樣付並跡追ひ候人なり。

山村孫太夫、竹田權右衛門(御料理人なり、中野杢之助聟、大阪籠城後西門跡、扶持料理人)、宮島次左衛門、岡部宮内、太田與右衛門(御料理人)円谷喜左衛門(信玄の士役、學校扶助者抱られ候、隱居して養元と云ふ)生島作庵、籔内常知、小原幽閑、原次郎兵衛、安田道順、藤本宗眞、近藤安右衛門(母は高源院樣女中)玉井次左衛門(後名我孫子助之進)。

光茂公…堀田玄春(勝茂公御代か)、堀田源左衛門(玄春跡を下され候)、南部宗壽、林順庵・松永宗雲(勝茂公御代か)、矢島玄智(勝茂公御代か)、太田長悅、中川雲庵(勝茂公御代か)石川宗與、太田良庵、長束南竹、杉本道碩、坂部又右衛門、近藤作右衛門、池田作左衛門、鈴木角太夫、羽室權右衛門、大野喜内、井內小

左衛門(御料理人)、多賀文左衛門(同上)恩田次郎兵衛、中林武左衛門、下村忠兵衛(馬乘)下村忠左衛門(同上)、林次郎左衛門(御料理人)、片岡四郎兵衛(同上)田中某(同上)、疊所某以上追て可改

綱茂公御代…佐々木瑞庵、朝田宗壽、佐竹瑞雪、平本權之進、長森傳次郎、野崎四郎左衛門、湯原清右衛門、柏木武左衛門、中林新兵衛、坂部七郎右衛門、坂部團右衛門、伊津野新平、小原閑悦、田中小兵衛、高木作兵衛(正德四年長崎町奉行高島四郎兵衛養子差免さる)、岡井政之丞(儒者)溝口主馬(土屋相模守殿御頼)、岡野井玄考(天文者)、川村若元(畫家)、能役者共(此人數は御障り下され候なり)。

右の外江戸、京、大阪にて御扶持被下候者別に記之

●安藝殿追腹人(正德二年已酉二月十一日)

田代三郎左衛門、深堀權兵衛、田代幸右衛門、重松彌惣右衛門、野口杢之丞、赤司內藏之丞、西條九郎右衛門、田中與右衛門、松永德右衛門、背良田重右衛門、深堀助右衛門、石田左馬丞、北島九郎兵衛、石丸宗左衛、田代大九郎、江口孫右衛門、山田忠右衛門、大島逵右衛門、以上十八人(此內重松、野口は組にて候故、勝茂樣差免されず候處重て訴仕候に付御免し、九月二十四日追腹なり)。

田代幸右衛門の供、山田新右衛門、荒木保喜左衛門、古賀右衛門丞、犬塚久右衛門。都合二十二人なり。

●蒲原善左衛門子供の事…娘お霜、綱茂公御守なり。子權太夫次右衛門にて候。次右衛門は勝茂公の御茶道仕居候由。

●鍋島周防守殿の館は本庄靜元寺にて候事

●鍋嶋舍人殿屋敷は二ノ丸南の堺の內にて候事

◉鍋嶋舍人殿弟諸岡相左衛門後、鍋嶋孫左衛門と申し、大阪籠城致し、落城の時、御國罷歸り候。子傳右衛門代に重科にて切腹仰付られ候。傳右衛門は鍋嶋名字にて候。此の時より本家の外は御名字付申さざる樣にと仰付られ、別名字になり申し候。

勝茂公御代御懸硯方諸岡長左衛門、北島五左衛門奸謀致し差違へ候。傳右衛門も同類なり。傳右衛門子兄弟斷然和尚弟子、種福寺玉林寺先住なり。

◉鍋嶋雅樂助正儀は和泉守忠茂の三男にて候。此の末善兵衛なり

◉西目一向宗科銀の事…關ケ原以後西門跡へ御禮の爲、御領中一向宗西門跡派に仰付られ候節、罷成らざる旨申したる者、西目に數人有之候に付、御意を背き候間、死罪に仰せ付らるべき由、仰出され候に付、漸く侘り候、其の節勝茂公御立腹成され、御殺成さる筈に候へども、相助けられ、科銀毎年差出仕候樣にと仰せ付けられ候。右銀龍正寺取立て、西門跡炭料に毎歲差上られ候由。

◉柳川七騎の事…七左衛門、牛嶋監物、相浦三兵衛、秀嶋四郎左衛門（源兵衛親）、田代猪之助、田代大右衛門丸堀の橋板迦し置きたるを、勢に乘じて乘越え、對ふ所に、城中より大勢討て出づ、味方引色に成りし處に、唯此の七人一足も退かず、踏留りて戰ひけるなり。茂里軍慮には敵を橋の此方に僞り引き出し、飛離りて川に追ひはめんと思ひ、七左衛門にも申合の處、速り過ぎて橋を越えしとなり。

◉牛嶋監物へ御褒美の事（安藝殿書付に有之）

太刀、鑓、白猪卒穗、知行五十石、小輿五十、五人内、弓二十五挺、鐵炮三十挺

九州記には

立花三太夫は、武雄の士今泉軍助鐵炮下、軍助從者末藤四右衛首取る。信國甲(カブト)添。

蔦野九左衛門は、茂里從士牛嶋新右衛門討つ。內田久助は同杉町勝藏討つ。

●鍋嶋平五郎(此の時左衛門太夫と申し候)兄弟人質に差登置かれ候、太閤樣薩摩入の時先陣仰付られ、差返され候節の書狀寫

其境の者共忠節を致すべきの由申し、人質差出、爲一禮使者上着被御覽候、此節島津一類爲何御詫言申上候とも被討果、九州平均可被仰付候條各抽忠勤次第恩賞可被充行候、粉骨肝要の由、よく可申進候也

十月七日　　小早川左衛門佐

安　國　寺

黑　田　勘　解　由

(天正十四年か、御年譜には御朱印遣さるとあり)

●倉町勘左衛門亂心切腹の事…勘左衛門江戸相詰罷在候處、綱茂公より御急用の御使仰付られ罷越候處、宮に參り懸り、時切れさやに廻り候道にて、亂心致し、馬より飛下り御文箱に火を付け、自害致し候を、所の者押留め御文箱の火を消し、居込置き、江戸御國へ尾州御役人より告來り候に付、御國より中野前又兵衛遣はされ候。勘左衛門を牢輿に入れ置き、役人出會、又兵衛に面を見せ、扨牢輿に向ひ、勘左衛門殿と呼び候節答へ候上にて、聞召屆られ候哉と申し候て、引渡し申し、大阪迄連れ越し仰せ付の如く、彼地にて切腹仕らせ候。介錯は河原與右衛門にて候由、勘左衛門自害を押留られ候節、忽ち本氣に成り候由。

勘左衛門は田原次左衛門次男にて候由、又勘左衛門母死去火葬の節の事、亂心の様子與左衛門へ物語仕候由。

㊟村上源左衛門亂心自害の事…綱茂公の御代源左衛門江戸御使者仰付られ、道中急ぎ罷越、三嶋にて亂心致し、馬より飛び下り、喉に刀を立て候を、宿の者取留め、江戸御屋敷へ註進致し候に付て、留守詰の者を遣はし、源左衛門は籠輿にて御國へ差下し、御用物江戸へ取寄せ申し罷着候上、浪人仰付られ候なり。源左衛門後の咄に三島罷通候時分、向より參り候馬方、夕越はならぬぞと申し候を承り、扨は日限に合せ江戸參着相叶はず、無念の儀とせき上げ、自害可仕と致し候を、取留められ候へば、忽ち本氣になり候由、數日疲れ心せき候に付て、右の通の由なり。

㊟意安事五歳の時、主水殿御養子淡路殿、小城屋形殿（千葉殿なり）養子不變にて取返され、十四歳にて鍋平左衛門殿家督仰付られ候。主水殿御死後、意安通圓並勝左衛門三人にて、淡路殿を守立て候にと、直茂公仰付られ、一つに成り心遣有之候、有馬陣の時一雲十四歳より十五歳迄にて候由。

㊟おひがしの事…安住殿建立の天神の社御座候を、勝茂公東田代に御移し成され、其の跡に御茶屋御建成され候を御東と申し候。天神は今の安住天神なり。お東にて大八町躍、同燈籠など御覽成され候由。

㊟向陽軒の事…御社、兩大神宮、住吉、玉津島、人丸、天神、右の通光茂公御建立成され候。棟木の銘に寬文二壬寅の年社務山村外記と有之候由。萬部島に八幡、水無瀨、春日、彥山、山王、東照宮、右同時に建立成され候。右の外は其の後に光茂公段々に御勸請成され候。

㊟犇財公事の時百姓共相詰候事…堺目御見分の上使御下向に付、久保山公役相當り候へば、百人の所に三百人も罷

遠候。夫に付山中多人數相見え、十左衞門殿相尋ねられ候處、百姓共申し候は、大事の時節の公役にて候へば、餘分に罷出候由に付耕作の爲に、罷成らず候間、相當の分罷出候樣にと申され候。然れども人數相減らず、野も山も人ばかりにて候故、又々穿鑿有之候處、明後日に當り候夫丸をも今日より罷越し候。此の節の公役と承りながら内に居申儀罷成らずと申し候由。

●鍋茂公御卒去の時藝者共評判の事…御抱の藝者とも數人御國元へ罷下り居候。御卒去の時分評判仕候は、鍋島家は古き家にて手厚く候ことと平素承り及罷越し候へ共、曾て替りたる事も無之、唯窮屈なる田舍とばかり心得候處今度不慮の節思ひ知られ候。若殿は在府、當主人年盛にて大役を請取不圖死去の時分、何方ならば家中浮足立、騷動罷成る事、所々を廻ぐりよく見及び候。然るに御國中鳴を鎭めて御親類を始め、御家中殘らず御寺に相詰め、唯落涙ばかりなり、扨又江戸長崎へ人數くばり、國中萬事の仕組、少しも無レ滯、あれは誰が捌く事に候哉、去りとては厚き御家にて候と申し候由。

●牛島天神は牛島氏筑後より當國に引越の節、天滿宮を守奉り、勸請致し候由なり。牛島清右衞門屋敷其の時よりの屋敷なり、昔は館屋敷と申し候。

●城原勢伊福寺(セイフクジ)城今城跡あり、勢伊福(セイフク)寺明神ましますなり。

●高傳寺の事…本庄村に高傳庵、高楊庵と申して水上派の纔かの庵跡有之候。清久公本庄村御領知の後、高傳庵を御歸依寺に成され、直茂公御取立にて、清房公を開基に成され候。開山は箱川妙雲寺住持玄琡(異本に珍岩とあり)和尙にて候なり。本寺長州瑠璃寺に定められ候なり。

御城歳暮年始御祈禱の事…十二月十三日大般若執行、正月十一日御鏡祝前に、年始御祈禱、大般若高傳寺相勤められ候。玄珴和尚相勤められ候例にて、莫蓙一枚敷き、古机を据え候。土器に香を燒き、土瓶に樒を立て、鳥目百文の御布施にて候。天國和尚現住の時勝茂公より只今よりは國守に成り候へば、壇を飾り御布施等も改め可申と、仰せられ候へども、天國合點仕らず、斯樣の古風有之が古き御家の驗にて候。少も改め候ては宜しからざる由申され候。左候はば御布施ばかりなりとも改め可申と仰られ候へども、合點無之候を色々仰せられ、銀少しづつに成申し今以て相替らず候なり。

天國事勝茂公御歸依成され、兩親に御面談さるべき由仰せられ候へども、百姓にて御座候間、御斷申上候と申され候を、頻に仰下され候故、御寺參の時分門前に兩親罷出、天國差圖にて簑笠にて農具を持ながら、御目見仕候處、御懇の御意にて候由。

御本丸御式臺の事…唐津名護屋の御家御引移し成され候。又一說伏見御屋敷にて、太閤樣の御成され候節の御家にて候。夫故車寄せ爲有之とも申し、右に付て御家低く候へども、御改成されず候由。馬渡氏書付に御城初に慶長七年御本丸に御建成され候御家の殘り御式臺計の由、然れば此の兩說覺束なき由。又一說に龍造寺の天守を名護屋に移し、蓮池の天守を佐嘉に移す。馬渡氏書付に佐嘉の天守は蓮池に建て候由。

藤八郎樣御庫所の事…櫻田御屋敷南長屋西の方なり此の所にて御自害成され候。護摩堂の地と申すは誤にて候なり。

富士形御道具の事…勝茂公御部屋住の時より、御持たせ成され候由なり。一說に肥前樣へ安方樣より御拜領にて

癸酉しと申傳へ候は、不慥（フタシカ）に候、有馬陣前年の鋼鐵屋忠兵衛所候由なり。

●道中自分駕籠乘り候者有之に付御目付浪人の事…勝茂公終の御參府の御道中御駕立候所より、御跡を御覽成され候へば、駕籠に乘り候者數人相見え候。平素御免無くて道中駕籠乘り候儀御法度に仰付られ候處、目付共書上仕らざる儀、不屆の由にて、川浪(先)權兵衛、石井十助浪人、御年寄中野杢佑御呵にて候。翌春御死去前に差免（ユル）され、杢佑御供仕り候なり。

權兵衛・十助光茂公御代召直され候。長門殿へ御成の時十助山崎十左衛門殿長門殿へ惡口仕候事有之て兩人共に浪人仰付られ候。其の後歸參、孫の十助及び十郎兵衛兩人共に謀判先納銀一類にて追放、十郎兵衛は其の後追剝仕候に付、牢屋にて死罪一門中より請取者無之候由なり。

●小川前舍人嫡子左兵衛早世の時、若黨一人寺に駈込み、自害仕り候なり。

●勝屋孫太夫浪人の事…孫太夫事綱茂公御部屋住御近習頭相勤罷在候内に、宮部左助御仕送（オシオクリ）銀の事に付罷越し、孫太夫小屋にて夜咄の節、何事乎上の批判共仕り候末出入有之、兩人共に浪人仰付られ候。孫太夫事西目に引入り、二度人前に罷出ず、きびしく蟄居仕り、影姿見たる者も無之候。近所の永壽寺へ了意和尚罷越され候時、使を遣はし、浪人以後一向人前に罷出られず候故、御目に懸らず候。相應の御用共御座候はゞ仰聞けらるべき由申し候も、終に面談仕らず候由なり。田代(前)九兵衛綱茂公御臺所役不念にて閉門仰付られ候。三年の間茶の間の敷居を越し申さず候由。

●多久長門殿(天叟)死去の時古賀彌太右衛門日頃の懇意報じ難しとて追腹仕り候

◉直茂公下村生運へ御意成され候、段々年行（漸く老年に及びの意）世話をする事心に任せず、誰にかた打任せて置き度と仰せられ候に付、高楊庵住持得縁と申し、器量にて候間還俗仰せ付られ、御頼み成され可然の由申上候、合點仕る間敷由仰られ候に付、御使には某相勤むべくとて、數十度通ひ續く說伏せ候。要立て候儀は[illegible]候様にと申し候て、正三にて御奉公相勤められ、姉川知行下され候なり。

◉びれいの先祖梅崎作兵衛と申し、馬醫を仕り候職、政家様御判の馬醫の書作兵衛も合判仕り候が、今に相傳へ罷在候由、直茂公様御代に召立てられ、首尾にても有之候哉、知行新庄村にて拜領爲られ、墓などは無之哉と御尋に付其の頃有德に候て、能を仕習罷在候と申上候へば、御城御祝などに召出され候。光茂公御代に田地御加増下され候由。當時宗八郎左衛門組にて御留守居組内にて候なり。一說に隆信公御代中國より梅崎作兵衛罷越し候由。

◉利叟様本庄社に年越の籠（コモ）り成され候時、尼一人參籠仕り罷在候。御尋ね候へば、一生行脚仕候、在所も父母も有ぜざる由申し候に付、召連れられ、元朝の祝御振舞成され候。御不憫に思召され、五日御介抱成され候處、何事をも心懸け働き申し候に付、御約束候て御夫婦に成らせられ候。程なく男子御出生、後に清房公と申し、清房公御三歲の時母堂暇乞ひ候て、御立出に候故、追ひかけられ候へども、追ひつかれず、筑後川を越え、高良山の方へ御越し、行衛相知れず候由、御前妻は、松月妙榮（英とも）と申し候。

◉高傳寺へ直茂公より知行六十石御付成され候。勝茂公より僧祿料に三十石御加増成され候。其の後二十七石御加增成され候。扨又釋迦免五石、同燈明料五石同地にて御寄附成され候。寺中十八石七斗御免地に仰付られ候。泰盛院様三十三年御法事の時分、光茂公より御加増成され三十三石相付られ、都合百五十石に相成候、但し三十三石御

加增の內に寺中地米十八石七斗釋迦免五石御燈明料五石も相加申し候。吉茂公御代に寺中地米、釋迦免、御燈明料分は別に差出され、知行分百五十石に仰付られ候なり。扨又開山の像同堂了爲和尙建立にて候。(此段少し相違有之由如何)。

一赤司黨は元來筑後衆にて候。隆信樣の御味方仕候以後境目用心に召置かれ候由、

一吉茂公より與賀、本庄、大堂(オホドウ)三社へ常燈御上げ成され候。(慶長十五年の事なり)御隱居料月堂樣御繼ぎ成され候に付て今に小城より常燈料差上られ候。勝茂公より白山(シラヤマ)八幡、川上(カハカミ)、千栗(チリク)、櫛田、四社へ御上げ成され候。

一御一門の外御名字差免され候人數

千葉(鍋島玄蕃)、千手(鍋島六之允入道喜雲、同五郎左衞門)、後藤、須古(鍋島伯耆守代々)、諫川、深堀(鍋島安藝守代々)、倉町(鍋島式部)、山代、姉川(鍋島正三代々)伊萬里(鍋島六左衞門代々)小田(鍋島左馬之介、同彌次右衞門)、太田(鍋島式部同帶刀)、納富(鍋島市之允代々、鍋島庄兵衞)、蒲原大膳(鍋島大膳)、堤(鍋島采女)、朝倉(鍋島傳右衞門、但鍋島齊跡式、齊は高源院樣御拾子なり)、松崎(鍋島彥右衞門、采女)、嬉野(鍋島織部)、武雄(鍋島民部、同伊織)、多久(鍋島圖書引取後)。

一御國古來の受領は、寺井神通院にて爲有之由。

○御領分相減候儀、政家樣高良山御遲參故と、肥陽軍記に相見え候。一說に御禮金無之候て、筑後召上られ候共申し、馬渡氏返書に島津、大友、龍造寺九州の三大家にて候故、秀吉公削り成され候由。

一御家根元佐佐木氏の事(馬渡新七書付の寫)

一紹龍様より先年當住寺と申す出家を以て、御先祖道壽様は御俗名佐佐木長岡三郎兵衛殿と申し候由、其の身様御若年の時分泰盛院様御咄遊ばされ候を、聞召覺えられ、若し左様の書付など無之哉と仰下され候。田手石寄院古き書付の内に、一紙の系圖御座候を見當り、所持仕候を、差上申し候處、御大慶成され、本書は差上られ候。其の寫今に所持仕り候。

一小城の岩藏寺如法經の過去帳に、永德四年四月十六日鍋島宗元と御座候。御假名御實名御座なく候。

一野田家の書付には道壽様は洛陽北野の御素性と御座候。

一良本様御事中頃左近將監經房、道濟様御事中頃の御實名茂久、此の兩儀世上にしかと相知れず候。泰盛院様御代御先祖様御一門御改の御控に相見え申し候。

一松月妙英様御父、野田大隅守清忠にて候、正妙様御爲には御姪子にて御座候。

●興國院様の御靈屋の後に、塔二つあり、御局日擢殿（馬場十兵衛伯母たり）御乳人（伊藤權之助母たり）、光茂公仰出にて後年、歸依寺より夫々御靈屋後に直し候由たり。

●直茂公多布施御隱居所御取立の時分、今宮殿の社有之候を移し可申の段、相伺候處、在世の時分は、心安き間にて候へ共、今は神に崇め候へば、凡夫の居宅と一所には憚あり、然ども圖に任せ候様にと仰付られ候に付、圖を引き候へば、移し申さざる様にと有之其の儘にて差置かれ候。然ども、尚御憚り候て、道は外より行通り候様に相替られ候。今宮殿は倉町殿（左衛門太夫か）を崇め申し候社なり。

●高麗陣中深邊源左衛門、村上源太夫は幟大將なり。源左衛門幟の立て所聞き出、生三下知の時取答（口拌あり）。

頭左衛門末、平左衛門（實は中野又兵衛子）切腹にて斷絶なり。

一福地孫之允介錯、小城の蒲地仕損じ、浪人仕候由なり。

一大津肥前屋九左衛門御扶持願に罷越候に付、由緒相尋ね候處、若年にて古來の儀存ぜず、書付等も無之、御首尾有之唯御本陣とばかり相心得罷在候。泰盛院樣御本陣に召成され候時分、唐破風作りに仕り樣にと仰付られ、其の後町屋に唐破風作り御法度に相成候節、右の由緒を申上げ、大津宿中に唯一軒唐破風にて御座候。修繕仕り候時分は御代官樣へ御屆仕り候。其の節仕替候と申し候儀は罷成らず、元の唐破風を持出御目に懸け、修理仕候段申上候。夫に付泰盛院樣仰付られ候節の唐破風今に所持仕候由申し候。（正德五年桑名太田惣太夫へ十人扶持。九左衛門へ三人扶持下され候なり）。

一鍋島御紋の事…元來四ツ目結の由、直茂公御隱居以後慶長八年家康公より召させられ、御登の節の御召船の御幕には、最初の四ツ目結を御付け成され候、依之御隱居方小城の御召船並御陣具等には、四ツ目結御用ひ成され候。勝茂公江戸御在府中松平若狹守殿御料理にて御出の節、御尋ね成され候は、御手前樣御先祖は、佐佐木にて御座候由、內々承り及び候。左候はば御紋は四ツ目結にて御座あるべく候。唯今の御紋は如何樣の謂に御座候哉、御切取の樣にも承り候由に付と申され候。勝茂公御答に、如何にも其の通に候佐佐木相續の紋は四ツ目結にて候と、御會釋遊ばされ候由。

一寄懸四ツ目結は少武殿の先祖、武藤傔仗賴氏、往昔八幡太郎義家朝臣奧州征伐の刻、禁裡より傔仗（御目付なり）の爲相添られ、奧州に到り合戰、一番大城戸を打破り、戰功有之候に付、義家朝臣之を賞せられ、則其の城戸の

形を以て、子孫永々家の紋に致さるべきの由、仰せられ、其以來武藤少貳の紋にて候由。此の段少貳系圖の傳なり。

一目詰と申すは、其の形四ツ目も寄懸も同じ事にて、相紛れ申し、其の內に、よせかけとは木戶がまちの事にて御座候故、めゆひの中に繩結の形り少し御座候。

寄懸目結
少貳殿の紋



四ツ目結
佐佐木殿の紋



總領は竪に二男三男
よりは筋違たり

●佐佐木正統嫡傳の系圖は、近江國の浪人正嫡にて所持、金泥の卷と申候由、浪人ながら今に從五位下諸大夫に任ぜらるゝの由。朽木殿京極殿などは庶流の由なり。

一御番所幕の紋、鍋菱の事、天正十三年政家公御代、御城築地大堀御構、其後慶長六七年より總曲輪相增され、御家段々出來、同十三年より四十間堀御ほらせ、同十四年に天守御成就、同十六年悉皆相調候上、黑田甲斐守長政御見舞(如水の御子)前後相知さる儀の事にて、御門幕出來合不申候故、その砌の執權鍋島生三、取敢ず自分の鍋菱の幕を打遣れ候。そのゝち幕替候刻も其儘にて鍋菱相付られ候よし。生三老は姉川殿の遺地、御相續候故、鍋菱の紋用られ候を姉川氏元來菊池の分れにて、本紋は鷹の羽なり。從征西將軍、菊の御紋下され、其略紋形似る爲めを以て、鍋菱にて御座候。執行新助種直內方は中路少輔息女にて、諸道具皆菊の紋を付られ候由。

一杏葉御紋の儀、元龜元年直茂公今山に於て、大友夜討に御勝利を得られ候、御吉例の御紋にて御座候。

私に云大友八郎下陣の幕、藥研（ヤゲン）の子なり。成松刑部少輔紋所に仕り候由。

右一々馬渡新七書付の内也。

一佐嘉郡の内小津郷と申すは、水ケ江邊より唯今の御城地にかけ、土地八十丁の處にて御座候。其内に龍造寺御座候故、龍造寺村と申し候。其處は唯今の御城の西北に懸り、寺の舊跡は當時鍋島能登殿屋敷の東北、楠など有レ之邊の左右にて御座候由。龍造寺八幡宮は寺の西脇に勸請あり、龍造寺村今には佐嘉と稱へ申し候。小津郷の事、舊き鄉村帳共には相見不レ申哉。

右馬渡新七書付寫なり。私に云龍造寺村の地、唯今龍造寺供日の地なるべし。

一勝茂公御上下一掲掛（カケ）小紋（上方にてはかちんと云）糊加減御好み有り、芝田道甫に仰付られ候。

一光茂公は栗梅無地召させられ候、攝州・加州・備州・帶刀殿も同樣上下召れ候に付て、江戸にては右のそめ色を鍋島樣と申し候。

一綱茂公は花色唐松小紋召させられ候。

右御代々染色小紋の手本、糊加減の書付芝田五左衛門所持仕り候なり。

一勝茂公御參勤の節は、御供御家老は御遠慮にて、召連られず候由。了關樣御物語の旨承り候。

一江上家種文祿二年二月二日、朝鮮にて卒去。知行二千七百町並に家中殘らず、その以前より伊平太樣御相續、家種隱居分物成千二百石を、此節實子兩人へ御分け遣され候。八百石江上孫太郎（後名佐野右京亮）四百石、同左近允

（後名勝山大藏）右京知行段々に上り唯今の分に相成候なり。（馬渡書付）

〇勝茂様・高源院様御腹に、萬千代様御出生、鍋島安藝守預りにて、御養育の處。三歳にて御死去。龍雲寺へ御收り成され候。御法名幼花童子、慶長十九年甲寅三月十四日御卒去なり。忠直公は慶長十八年御出生なり。

〇御紋所御本主は茗荷の丸、御部屋住御一門業は、花茗荷のわかりの事。惣て家の紋は、諸家ともに、惣領筋、庶子筋の違い有レ之龍造寺御紋なども、御本主は十六日足、其外は十二日足、八日足を付られ候、茗荷の丸御紋も、御本主は、茗荷の本體にて候。餘は茗荷を二つにわり申候形にて、内に花の様なる所有レ之候よし。馬渡氏咄なり。

〇高麗御陣中ちやわんと申所に直茂公御手前に鐵炮の玉きれ申し候。堤雅樂其邊の在家を見廻り候處、唐銅の大はんどふ有レ之候を無理に買取り、切わり候て、鐵炮の玉に仕り候、切り玉の始りにて候由、同人はなしなり。

但戰功書出には、堺織部切玉を仕出、此節御用に立ち候由、相見候。馬渡氏覺書

〇辨財公事の時、山内の者ども襟に少き切れ縫ひ付居申し候。普周へ深堀新左衛門尋ね候處に、子細ある事なり、先祖鍋島六左衛門八十石下され、山内住居の時分、太鼓門の番を仕居り候其時分、直茂公御目に番帳を御覽成され、何某はいくつに可レ成、是は何某子成べし、孫なるべしと仰られ、御側に御覽成され候。六左衛門番の時御覽成され召出され、其方は我死後に信濃守に異見申す事成べき哉と御意成され候に付、御意に候はゞ御異見申上べしと、御請仕り候時、能返答なり、さらば申聞べし、山内の者どもは、勝利家來たるを、其方遣し置、歸服の分にて從ひ置者共にて候。信濃守狩などに參り候時分、山内の者に酒を呑せ申され候節、後には御勝手にて呑せ可レ申と申す者も有べし、其時其方心遣致し、信濃の前にて呑せ候様可レ仕候。惣て偉敵は勝軍の時の用に立ち候、負軍に成り候時は

一言の情を懸け候者ならでは、用に不レ立と御意成され候。數年の後勝茂公山内にて、雉狩成され、日暮に御歸り御洗足成され候處へ、誰か罷出て、當所の者へ御酒拜領は勝手にて可レ仕候、御前にては恐れ候て、心よく下され候儀罷成らず候、稜々と勝手にて呑ませ可レ申と申上候得ば、其通可レ然と仰られ候。六左衛門之を承り、御前へ罷出、御酒拜領の儀は御前にて下され候樣にと申上候。其時椽に殘り居り候水を御かゝり成され、御上下召させられ、六左衛門を床脇に御据え御平伏成され候て、唯今某誤り申候。御免遊され候樣にと仰られ、六左衛門申し候義、日峯樣御意にて有べし、扨て雖レ有御事と仰られ候由。御父子樣より折節御上下、御小袖など下され候者どもの末々、少づゝ裁ちさき、御守に仕置候が、此節皆襟に縫付罷出候と、咄申され候。此事先年鍋島庄兵衛大木八右衛門へ新左衛門咄仕候得ば、庄兵衛申され候は、綱茂公樣御家督脇、山内の者共御目見・御酒拜領は、勝手にて可レ仕哉と、原田吉右衛門伺れ候處、夫は僉議に及事にて無レ之候。大事の御口傳の內也、我前にて酒を呑せ候樣にと御意の由。

●右近刑部は歷々にて候を、御約束にて町人に召成され、伊勢屋町にて旅人宿仕候樣に仰付られ候。刑部死後青龍院へ刑部菩提の爲に、勝茂樣より御知行御付成され候。拜領のなた・薙刀・太刀・御書數通持傳へ候由。又自然の時罷出候やうにと、割符下し置れ、原の城の時持出候へば、割符一方月堂樣御手まへに有レ之、御手に相付き候由。園氏も歷々にて候を、町人に召成され候共申候。江副修理は八幡、宮崎掃部は祇園の社家に召成され候よし、斯樣の子細、小城の御文庫に相知れ居り候よし。

日峯樣の御書付、皆月堂樣へ參り候由。

●萬部の事…永正二年三月剛忠樣御執行、導師天亭和尚奉行(野田右見)、天文十四年十一月御同人樣御執行、導師

水上和尚・奉行(堀江兵部)、元和三年六月勝茂公御執行、寛永九年三月御同人様御執行、導師脊振山東藏院僧正玄純(異本萬治元年九月光茂様御執行明暦四年五月御當家御一族並諸士等、寶永二年六月綱茂様御執行、導師本庄神社別當(大乘院僧正寛賢)。

◉善應庵は左内様御部屋遣され御早世の御子様方御菩提の爲、光茂様御建立、寺號御引成され候由。

◉北山筋の寺々に、薪山無レ之候間、御國家の御祈禱仕り候爲に、寺裏の山少し宛御付成され候様にと、光茂様へ鍋島内記(普周)申上られ、見計相付け候様にと仰出され、內記判形の書付を以て薪山銘々相付申し候由。

此儀北山の寺持中、今に於て光茂公御厚恩、深く難レ有奉レ存、御國家、御長久の御祈禱、抽丹誠候。

◉善應庵御建立の覺

一延寶七年己未十二月十日、寺號引地仰付られ、圓通院様御部屋、客殿に相建られ候。

一元祿二年巳巳九月十六日圓通院様御開基所に仰付られ、寺領切米十二石御寄附御印差出され候。右切米十二石の內、藏前にて十石六升九合殘米は寺內御免地に引ケ申し候。

一元祿二年己巳九月廿六日に御本丸御持佛堂、善應庵へ御移し、御早世の御子様方位牌御立成され候。御持佛堂圓明院様御部屋にて候。

一元和二年壬戌七月廿三日より御早世の御子様方御追善の爲め、法華一萬部、十七ヶ年に成就可レ仕の由仰付られ、元祿十一年戊寅七月廿三日に結願仕候。尤御塔相建られ候。

◉寛永十八年青山御屋敷御請取、此年より兩御屋敷に成り候。

●慶安三年二月江戸西丸御普請に付、諸手獻上物有、勝茂公より金箔十萬枚、同九月廿日、家綱公御移徙御祝儀登城獻上物あり。勝茂公より御廣蓋二(梨子地御繪金具)御手水鉢二御手拭掛二御手手水盥二。

●明暦三年大村のきりしたん此御方御預に付て、請取の爲大木兵部、永山十兵衛差越され、十二月朔日諫早にて出會、八十人之を請取、今泉村に新に籠屋相立られ、入置かれ候也。心遣人兵部・中野數馬・中野又兵衛・十兵衛仰付られ候。翌年七月廿七日籠屋に於て生害長崎より檢使遣され候。首は高尾にて獄門相掛られ、心遣人中野嘉右衛門(後名又兵衛)永山十兵衛・大御目付大木兵部・中野數馬仰付られ候。切手御歩行の內御選、一人にて三つ宛切り候、終の三つは三谷千左衛門功者故仰付られ、無類の手際仕り候。其外武富三之丞・三浦治郎左衛門・野副三郎兵衛・野副八太夫・鈴木安太夫・久米惣之丞・水町六之丞此外未知、死骸は船より肥後海に遣され、御沈め遊され候。

●寛文三年三月八日長崎下筑後町樋口惣右衛門亂心、自家に火を付巳の時より出火、九日巳の時迄燒失、近端より米俵差廻され候に付、此方より米三千八百四俵遣され候。右火事に付、籠屋燒失罪人御預け、邪宗門の女三十一人大村預り、同男四十人島原預り同男六十一人此御方御預り出島に召置れ、番人足輕數十人、侍三人、差越され候。且又籠屋御普請大工・人足・竹木等仰付られ候通、差遣され候。同四月出來立、四人入籠仰付られ候。

葉隱第七卷

此の一卷は武勇奉公方、御國の諸士の褒貶記し候なり。

(編者曰く、此の一卷は鍋島侍の武勇奉公に關する事實及言行を輯錄したるものなり。而して事多くは當代諸士の褒貶、毀譽に涉り、批判に屬するものなり。此の事實中、多少世に憚る處なきにしもあらず、一卷總べて五十三節あり。)

●成富兵庫が申され候は、勝と云ふは、味方に勝つ事なり。味方に勝つと云ふは、我れに勝つ事なり。我れに勝つと云ふは、氣を以つて體に勝つ事なり。平素、味方數萬の士中、我れに續く者なき樣に、我が心身を仕なして置かねば敵に勝つことはならぬなりと。

●田崎外記物具の事…原の城にて田崎外記事、光り輝く物具を着用致し候に付、勝茂公氣に入らず其の後、際立つて見ゆるものを、御覽ぜらるゝときは「外記が具足の樣にある」と御意候由、右の咄に付武具衣裳等、目に立ち申す樣に仕るは、手薄く見え強みなく、人の見すかし申す物にて候となり。

●小石小助の事…光茂公の御代に、小石小助儀(初めは御歩行)御側を相勤め居りしが、御參勤往來の御供中、御本陣にて、御寢所のあたりを、外より見廻り、無用心なる所と存じ候あたりに、莚を敷き、只一人、夜を明かし居り申し候。雨天の時などには、笠合羽を着し、終夜雨にぬれ候て遂に一夜も懈怠仕らず候由。

●天和二年十一月十一日澤邊平左衛門切腹仰せ付けられ候、十日夜內意有之候に付て介錯を、山本權之丞(當時二

十四歳）に相頼み申し候。權之允の返書に、

御覺悟あつぱれに候介錯の儀相頼まれ其の意を得候一度は御謝絕を申し上ぐべき儀に候へども明日の儀只今と相成り何角と申す場合にてこれなく候故則ち御請合ひ致し候人多き中に私へ仰せ聞かせ候段身に取つて本望に存じ候此の上は萬端御心安んぜらるべく候夜中ながら追付け御宅へまかり出で御目にかゝり委細申し譲ずべく候以上

十一月十日

右、返書平左衛門披見致し、無双の手紙なりと申し候由、昔より士の賴まれて不祥なる事は、介錯に極まり候由。申し傳へ候。其の子細は首尾よく仕廻候ても高名にならず、自然仕損じ候へば、一代の怪俄（過失、失策、名折れ）に成り候。右紙面常朝師扣置かれ候。

●徳久殿殿中にて及傷の事…徳久某、性常人と異なり、チト拔けたる風ありしが、或る時、客を招待して鯰膾（ドヂヤウナマス）と云ふをせしかば、其の頃、諸人、皆徳久殿の鯰膾とて笑ひしが、出仕の節、何某右のことを申し出で、なぶりたるを以て、拔き打に切り捨てしかば、此の事詮議の末、殿中にて、粗忽の振舞ひなれば、切腹仰せ付けられ、然るべき旨、年寄より申し上げしかば、直茂公、聞かれ、凡そ武士として、人より嬲られて、ヌラリとしてゐるは、腰拔けにて、スクタレなり。殿中なりとて場をのがす筈なく候。抑々人を嬲ぶるのは、阿呆（タワケ）者なり、切られ損なるべし、と仰せられ候由。

●神代勝利より小刀を得候川副小左衛門切腹の事……隆信公の御使として、直茂公神代勝利と、御來會成されしに其の時、熟瓜を、小性川副小左衛門に、調理せよと仰せられしかば、小性手水いたし、調理せんとせしが、小刀な

かりしを以つて、勝利小刀を出しぬ、小性これを以て調理いたし候が、勝利は、小刀を其の儘、小性に與へ候、小性押し戴き、やがて歸城せしが、後に直茂公小性を呼び出され、小柄を打碎き見よと、仰せられしが、小性不合點にて候ひしかば、重ねて御詞あらく仰せ付けて、打碎き候へば、上は赤銅にて候が、下は金にて候、かゝるべきことゝ存ずるが、若年の時分より、仕立てし其の方、不憫の至りながら、行懸り上、切腹仕らねばならぬ、と仰せられ候故。即座に切腹仕り候由。

◉永山六郎左衞門組の者へ物語の事…組の者振舞(馳走)の節六郎左衞門申し候は、秋津島と云ふ事を知りたる哉と組の者ども存ぜずと申す、日本の事なり、其の日本(秋津島)は廣き物と思ふか狹き物と思ふかと問ふ、何れも廣きものと申す、其の廣き物を六尺の棒にて打たらば打當つべきかと問ふ、皆打中て申すべしと申す、よく心得たり、確(シカ)と聞き覺えよ、今天下泰平なりと雖も、不意は今の事も不レ知、若し唯今にても素破(スハ)と云はば、三十人の其の方共を召し連れ、眞先に進で命を捨つる事、六尺棒にて日本秋津島を打ち中つるよりは慥たる事なり。此の六郎左衞門より先には一人にてもやらぬなり。心得たるかと云ふ。皆心得ましたと勇み進む。然らば飲めとて振舞候となり。

◉松浦洞雲有馬咄の事…洞雲申され候は、若年の時分、有馬陣に罷越候。今存じ候に、防戰の場にての手柄は仕合せ次第にて候。陣屋にての嗜が肝要なり。嗜と申すは、一寸なりとも敵陣の方に居りし者は、諸人間の者と見申し候。夜咄なども有レ之候が、先の陣屋へ參るはよく見え申し候。後の陣屋へ參る者は早臆病者と見え申し候。若き衆の心得置くべき事と申され候。

◉大木兵部勇氣勸の事…組中參會の節、諸用すみ候て、雜話のをりには、若き侍衆は、隨分心懸け勇氣を嗜み候て

し、勇氣は、心さへ付くれば、なる事に候。刀を打ち折られたにせよ、手にて仕合ひ、手を切り落されても、肩にてはらり倒し、肩切り離されても、口にて相手の首の、十や十五は喰ひ切るべし、と、毎度申され候由。

●生野織部教訓の事…常朝師年若き時分、御城にて寢酒の時、織部殿申され候は、奉公の心入の事申せと將監殿申され候間、心安に付て申し候、我等は何も存ぜず候、さりながら首尾よく召しつかはるゝ間は、誰も進みて、奉公をするものなり。下目な役に成るときは、氣味をくさらかすものなり。是れが即ち惡敷きことなり。勿體なき事なり。只今、結構な役を仕るものにても、水吸み、飯たけと、仰せつけられ候時、少しも、苦にせず、一段と進みてするがよろしと我は覺えたり、年若くして而も氣過に見え候間心入れ入るべしと申され候由。氣味をくさらかすべからず。何も、お家の爲めたればなり。

●同人食事半ばに被レ爲レ召候時申され候事……御城にて支度半ばに、「織部殿召しまする」と申し候に付て其の儘立つて手水使はれ候、合人申され候は、年倍(ネンバイ)(年齢(トシ))にも似合不レ申候、先づ支度御仕廻(シマイ)(相濟ますの意)候て、御出候へかしと申され候へば、夫は利發なる人の事なり、我等は「召しまする」と聞てよりは、食物の味がせぬと申して罷出られ候由。惣じて實儀第一の人なり。夫故子孫よきかと思はるゝなり。

●多久何某と云ふ人、疱瘡半ばに島原濱の城に出陣せんとす、親類共大事の病を持ちながら、彼處に到るとも、何の用にか立つべきと、頻に是を留む、彼者曰く若し途中に死せば本望なり、君の厚恩に預りながら、何ぞ今度の御用に立たぬと云ふ事あらんやと云ひて出陣す、冬陣なれば寒氣甚しけれども、衣を重ねる事もなく、夜晝共に具足ばかりの體にて、養生と云ふ事をもせず、況して不浄を忌むと云ふ事をもせざりしかども、結句速に本復して、其

の陣に忠を盡されたり、然るときは又さして不淨を嫌ふとも云はれぬ事なりと云ふ。師正言聞て曰く、君の爲に一命を捨てたる程の清淨なる事あらんや。義の爲にツンと捨切りたる人ならば、疱瘡の神は云ふに及ばす、諸天諸神も皆守護を加へ給ふらんと。（編者曰く此の事は中野又兵衛の事蹟と相似たりと雖も掲げ置けり）

●成富兵庫高麗にて船軍の事……高麗にて船軍の時、明朝相圖の太鼓を聞て、一同に乗取べき旨御下知にて、夜中船をかけ置候。兵庫碇を入ながら、終夜水主に櫓をこがせ、相圖の太鼓打出とひとしく、碇綱を切り候に付、ま一番に敵船に飛入、高名仕られ候由。

●田雜淸左衛門追腹の事……田雜大隅守子五郎右衛門を中野式部聟に約束候故、式部兄の娘を養ひ、五郎右衛門へ遣はし候。其子淸左衛門と申し候が、浪人仕候、中野内匠甥の首尾に候處、知行所におき二十五石くれ候て、介抱仕候。然處内匠死去に付、淸左衛門事、一生の厚恩忍び難き由にて、追腹仕候。淸左衛門子與助と申候て、中野數馬被官になり申し候。其孫主膳様へ召出され候、田雜事由緒有レ之ものにて候故、名跡田雜助左衛門に仰付られ候、大隅女房方の者共にて候、助左衛門子甚左衛門・兵右衛門、其外田雜の分家數多有レ之田澤・田藏・取々に書候と相見へ候由なり。

●執行越前殿討死の事……島原にて具足は陣屋にかざり置、袴・羽織にて働き、そのなりにて討死申し候由。

●與國院様御供江副金兵衛は御骨を高野に納め庵をむすび、御影をきざみ、御前に我身畏まり居り候。自影をも作り置、御一周忌に罷下られ、追腹仕り候由。右の御影追て高野より參り候。高傳寺に御座候。

●小石小助御内頭人の時分、夜中に御内女中部屋の邊に紛れ者忍び入り候に付、捕へ申すとて、上を下にかへし、

男女上下走廻り候に、小助見へず候故、老女など、方々尋候へば、御打物のさやをはづし、御次の間にすはり、默り候て居申し候。御身邊に人無レ之候故、心元なく存じ候て、守り居り申し候。氣の付く所違ひ申たる事にて候由。

右忍入り候者、成富吉兵衛なり。濱田市左衛門が一類密通事にて御仕置仰付られ候。

●同人龍造寺八幡宮へ、光茂公御社参の時、御供仕り、土足にて白洲に罷在候が、拜殿へ御通り遊され候節、社人共御札を差上候とて、我先にとあらそひ數人一度にはつと立上り候を、小助白洲より見申し候て、則かけ上り、公の御前に立ふさがり皆々退さり候て、一人宛御札差上げ候樣にと申し聞せ候由。

●副島善之丞事……勝茂公西目にて御狩の時分、何事か御立腹成され、御腰物を鞘ながら御投善之丞をさや打成され候が、取はづされ、御腰物谷へとり落され候、善之丞ひつ付て谷へころび、御腰物をとり申し候。左候て御腰物を襟にさし、岸をはひのぼり、其なりにて差上げ申し候。氣の働き遠慮等、無雙の仕形なり。

●石隈(子)五郎左衛門事中の年江戶大火事、光茂公・綱茂公麻布御屋敷に御座成され候處、御屋敷に火懸り、急にやけ詰り、御出成さるる道無レ之、御馬に召御座成され候を、御側外樣の者大力量を出し塀を切崩しそこより御出、御立退遊され候、五郎左衛門は御馬の脇に立、御轡に手をかけ始終何の働も不レ仕候。右の火鎮まり候後、いづれも御感を蒙り候に、第一石隈事、有馬にて名を取り候者の子ほど有レ之、其志御感心淺からざるよしにて、御褒美成され候。氣の付所、格別なる由なり。此事は江副彦次郎其節の儀能く存じ候由にて、咄申され候となり。

●佐野右京殿大力の事……或時右京殿高尾を通られ候に、橋かけ直し候時分にて、大橋杭一本、何と拔てもぬけず候右京殿をり立れ拔て可レ見とて、しかと抱き、ゑい聲を出しぬき上られ候得ば、秘藪者(キビシキ)をして身たけにぬけ候得共、

上り不レ申、其分にて、沈み申し候。歸宅以後病氣出、相果られ候。岐原の寺へ葬禮の時、高尾の橋を通り候得ば、棺より死骸飛出江に落入り申候、種福寺の僧の內十六歲の小僧續て飛入、骸に取付き候、人々かけ入り取上申し候。師の房感じられ、引導を右の小僧にさせ可レ申と申され候。後には名高き出家になり候由。

●島內新左衛門事……勝茂御禮日に、御目見仰付られ候時分、新左衛門計り、御禮を不レ仕、數人の中に延びあがり居申し候。御違入成され候時分、新左衛門、めでたいと御詞懸り候節、御禮仕り罷立ち候。每度斯樣に仕り候。時代の風義にて候なり。

●山本吉左衛門は、親神右衛門差圖にて、五歲にて犬をきらせ、十五歲にて御仕置ものを切らせ申され候。昔の輩は十四五歲より內にて有無に首を切らせ申し候。勝茂公御若年の時分、直茂公御差圖にて御切習ひ成され候、其內續ケ切に十人も遊され候由なり。昔は上ツ方さへ斯樣に遊され候に今時は下々の子供にも終に切らせ申さぬ事は、油斷千萬にて候。せですむ事くはりもの切りたりとて、手柄にもならず、科になるの、けがるゝと申は、口ふさげにて候。畢竟は武勇の方、疎々敷故爪惧みがき、寄麗なる事計に、心懸る故かと思はるゝなり。いやがる人の心の內を、僉議して見候へ。氣味惡き故に、利口に任せ、切らぬ樣に云なし申さるゝかと存じ候。さてならぬ事なればこそ直茂公御差圖成され候。先年嘉瀨にて切り候て、見申候が、殊の外心持になり申す物にて、氣味惡く思が臆病のきざしにて可レ有候。

●友田正左衛門切腹の事……光茂公御供立前髮御小性の內に、正左衛門召連られ候。浮は氣者にて芝居役者多門正左衛門と申立役者より、戀慕いたし、紋所も替名も正左衛門と改め申し候。野郎狂ひに衣類・諸道具拋打込、其末

手立擁き馬渡六兵衛の刀を盜み、鑓持に持せ質に置申候。此段鑓持申出で候、御究の上、正左衛門並鑓持死罪に仰付られ候。究役山本五郎左衛門にて候。披露の時聲高に、主人の上を、訴人仕候が鑓持何がしにて候と申上げ候。則座に打殺せと御意成され候。扨正左衛門へ仰渡の節、五郎左衛門も參り、最早跡の事は癈り申候、死場はたしなみ候へと申候へば、扨て扨て忝御一言にて候。其意を得候と、落着居り申し候が、誰の智恵にて候哉、介錯人を申聞せ、だまし候て御歩行直塚六右衛門、脇より切り申す仕組にて候。さて死場に直り候へば、介錯人は向に居候に、成程落着たる會釋仕り候處を、脇にて刀をぬき候を見て、そなたは誰にて候哉、其方に首はきらせ申さぬと云て立上り候が、夫より心みだれ散々未練に仕り候を、取伏引張り切落し候由。だまし不ㇾ申候はば見事に死に申事も可ㇾ有ㇾ之ものをと、五郎左衛門隱密咄のよし。

●介錯仕様野田喜左衛門咄の事……死場にて正氣なく這廻り候者を、介錯の時多分仕損じ有る物に候。左様の時は先相控へ何事にて成共力み候様に仕り。少しスックと成り候處をのがさず切り候得ば、仕濟し申すと承り候由なり。

●大木權左衛門事……山城殿御方へ、正月十一日に權左衛門參り候處、其足召され、馬上にて竹刀を持、家中衆を相手に成され、御仕合ひ候央にて候。權左衛門成まじきと御申し候得ば、さらば一鑓可ㇾ仕と申し、竹刀追取、山城殿を馬より、さかさまに突落し申し候、漸御起直り今一鑓と候を、左京殿御立某可ㇾ仕候。權左衛門突て見候へとて、馬上より御仕かけ候を、又々突おとし、正月初に馬上武者の首、二ツ取りたり、氣味よし〳〵と申て歸り候よし。時代の風と云物を、ゆるさるゝだけなり。

●牛島久次兵衛事……寒水（セウヅ）にて族芝居有ㇾ之時分、久次兵衛編笠をかぶり、見物人の中を通り候が、ケマツレ候て、

うつぶけに倒れ申し候。久次兵衛草履垣竹にかゝり、はね候に付て、側に居り候見物人の頭の上に落ち申し候。久次兵衛起上り、扨々疎早成る事仕り候。但我等も可ﾚ仕とは不ﾚ存衣装もよごし迷惑に候。御免〳〵と申て、草履を取り候時、右の見物人三四人同道と見候が、刀抔差し其の方は人の頭に草履を打懸、御免〳〵と申て済ものかと咎めかゝり候。久次兵衛立歸り笠ぬぎ捨て、扨々理不盡者かな、我れ知すにしたる事ながら、手前の履物故、断を云ふに不ﾆ聞立ﾆ、我を咎め申すか、爰は人中なり。外に出で候へ、片端より、撫で切りしてくるゝべしと申し候。其時相手色振り悪ろく相見え候。久次兵衛又引替て申し候は、早く合點致し候へ、さなければそなたの首も無し、我首も無し、默まりて狂言見候へと申て笠を被り通り申し候。右の始終だるみなく、實とはほされ者と思はれ候。

●同人殿中にて仕形の事……御本丸御式臺にて、御番衆碁打申され候、久次兵衛脇より見物いたし候、松浦加左衛門(洞雲の子なり、實は洞雲甥の由)と申す人、久次兵衛顔を見申され候得ば、澁面作り申し候。碁に一ッせき候て居申す央にてたまりかね、拔打仕候所を、有田權之丞脇よりとり申し候。その時久次兵衛少ししざり、ウヌも御城にてなくばと一言を殘し申し候。此一言をそのころ感じ、久次兵衛ほどあると申し候。松浦は切腹、權之丞は御體物拜領也。久次兵衛は筋氣の煩にて、時々目口を引張り申し候、是を澁面作ると見誤り申され候也。

●主水殿御養子の事……直茂公御男子無御座候に付て、御養子成さるべくと思召され、太郎五郎殿(後に平五郎其後主水佐)十二三歳の比、御呼寄召置れ、樣子御覧成され候。あるとき筑後舞まい召寄られ、御一門衆御寄合、御御閑成され候。羅生門にて綱鬼の手を切り、後に取返され候所をまい申し候、一段満候てより時々御舞なされ、直茂公の御後に太郎五郎殿御座候を御見返り、何と思ふぞと仰られ候へば各様御感なされ候所は某は感申さず候。唯

私とも成り申さぬ事御座候。これを感じ申し候と御申し候故。何事にて候哉申せと仰られ候へば、鬼の手を切り候事も札立に參り候事も、私はなるまじきとは存不ㇾ申候。今にても參り可ㇾ申候。鬼にまで親孝行のものと思はれ候事、又一夜になり、もの忌を母分の人の恨み候とて門を明て入れ候樣に風毛候事、是等は私どもは成申まじきと申され候故、直茂公御見返りこしやくなる奴かなと御呵成され候。此以後しかと御養子に決定せられ成され候由なり。

●志波喜左衞門（最前は福山）御小性役の時の事……勝茂公御代には、御家中の者大身小身によらず、幼少の時分より、御側に召仕はれ候。喜左衞門相勤候時分、或時御爪を御切なされ、是を捨よと仰られ候へば、手にのせ候て立不ㇾ申候に付て、何ぞと仰られ候へば、一ツ足不ㇾ申と申上候。爰に有とて御かくし召置れ候を、御渡なされ候由。

●中野數馬御小性役の時、西目にて御鷹野の時、鶴取飼御秘藏の御鷹にて候故、御脇差にて鶴を御さし成され候、數馬も有合鶴をおさへ居り申し候が、指に御脇差中り、血ながれ候得ども、何とも不ㇾ申、其處を此處を御突なされ候へ／＼と申上候由後日にあいつは大膽の童なりと、御意の由。又或時御腰を御打せなされ、頓て御寢入遊され候故、徐（ソロリ）と引取、御納戸へ糸針御用と申し候て請取針をまげ、御泉水に投入れ魚をつり申され候に、大きなる鮒かゝり候をはね申され候へば、針にはづれ御座の内にはね込み、公の御顔にあたり申し候故、御目さめなされ、御覽候へば、鮒飛廻り申し候根はあいつが仕事と思召され、御呼成され候へ共、御庭にかくれ居り申し候。どこに居り候哉と御さがしなされ候に付て、かくれ所なく候故、椽の下よりふと出でワンと申し候て迯申し候由。若輩の時分より右の通りの器量にて、廿歳の時分は楚忽手荒（ソコツテアラク）候由、御仕置者など有ㇾ之時分は參り候て、頸胴など乞ひ候て、宿元へ持せ參り、庭に据え、自分ためし、首は木の枝に懸、弓鑓にてためし申され候由。

◯金丸郡右衛門籠居御免の節申達候事、鍋島親貞殿、數年病氣にて御奉公も罷ならず候故、忠左衛門殿何とぞ御用に相立られ候樣にと、彼御內方思召立られ、御側の衆にも御頼、若輩には候得共、江戶御供仰付られ、御製に召仕られ候。然處寶永三年綱茂公長崎御越の御留守に、石井傳右衛門（年寄役）を左衛門殿部屋に招請、御發の御面談候由、此儀御耳に達し、御座の爲體猥に相聞へ候由にて傳右衛門浪人仰付られ候、親貞殿隱居、左衛門殿へ半知被下され候、內方の事は親貞殿へ相任せらるの旨にて候。右親貞殿へ仰出一通金丸郡右衛門前廉に內通仕り候と相聞、寄親彌平左衛門殿へ御預番人付、御究數度有レ之候得共、本より無實に付て段々申分仕られ候、其の內綱茂公御重病に付て、大赦成され候。郡右衛門も差免され御城へ罷出、年寄衆へ申し達候は、弘元より科少しも無レ之候を、無實の難に逢ひ、御改に罷成、一々申披仕、一ケ條も落度御座なく候。然るを今度大赦に付て大盜人多く赦など同前に、差免され候とて、難レ有とは奉存らず。然共殿樣御病氣の內、籠居にて承レ之、御機嫌伺も仕らざる儀、猶々無念に存じ罷在り候處、今日罷出御樣體相伺候事、本望至極に奉レ存候と申達し候由、郡右衛門直の咄なり。此始終色々口達あり。郡右衛門科無レ之事右一言にて晴れ申候。

◯大野千兵衛遺腹の事……千兵衛兄何某と、蓮池の鍛冶（一說他國の研とも）何がしと業道の遺恨にて双方申募り候を、一門傍輩色々扱ひ候得ども不レ治、訴出候。其比綱茂公は御在府にて御留守の儀、甲州樣御預成され候、右の段聞召され、相手向に可レ相果候一人も助太刀致間敷候。若見次候者候はゞ、御仕置可レ被レ成と仰出られ、高尾楯手に垣を結廻し、其內に討果仕組有之候。其日に成り見物人碁の子打たる如く、鍛冶は先に入大野は後に入、扨も待遠かるべし暇乞に隙入たり、いざと云て拔合せ切先より火を出し、切結びけり。諸人片唾を呑で見る、處に大野高股

を打落され、ばつたりと倒れしと見る時に、何者か垣を破て飛込、のがさぬと詞を懸け、鍛冶を只一刀に切伏たり。大野が弟千兵衛なり、大野も則座に死したり、此事言上に及び候處、堅く仰出され候助太刀、不屆者に候。御仕置成さるべくと御僉議の時分、勝茂公御下國、右一々聞召されし上、千兵衛は曲者なり。能仕たり。目の前に兄を切られ我命の惜きとて、見て歸る者かとて、則御助成され候。扨甲州樣御事は疎早なる御捌き、旅人の往還にて討果させらるゝ事は、以の外の事共とて、稠敷(キビシク)御呵にて候。右千兵衛は追て御鷹師に召仰付られ、御一代御懇に召仕はれ候。此御恩を以て、追腹仕候よし。此事千々岩長右衛門實母妙圓尼、御覺居り候。右千兵衛子千兵衛は、長右衛門姉聟にて候。

此事後年大木道貫咄に承り候趣、少々相違有、道貫咄には親兵部幼稚の時分にて、召仕ひの肩に乘り仕相を見申候由にて、語申され候由。高尾繩手ふたつきの北の方に矢來を結び構口より見候へば橋のき東に當り申し候由、扨大野は早く參り居り見物人大勢參り居候へども、相手不參に付、晩景に成り候故、最早相手不參と申し候て、見物人段々歸り申し候處に、唯今參ると申て又立歸り候。相手は唯一人、刀一本さし、編笠を被りやらいの內に入、笠をぬぎ捨、左の手を出し、立たせられいと詞を懸け候。其時大野は諸肌ぬぎ居り候を、脇より押し出し候。刀をふりかくめ打ち候時、相手ぬき合せ高くうけ、引迯し、大野が肩より脊にかけ切り申し候。如此二太刀仕り候得ども、骨て切れ不ㇾ申。皮計切れ候樣に相見候。其時弟千兵衛走り懸り、相手を大げさに一太刀に切伏せ申し候。右の段御耳に達、大野は切腹、千兵衛は御免後に御鷹師に召成され候。相手は他國の研師にて候由、刀持不申候て遲く參り候と、後の沙汰なり。其刀後日に兵部求め候て、例し習に仕り候が、鈍刀(ナマクラ)にて候由、根元衆道の遺恨の由、千兵衛は

追腹なり。

○何某京都にて刀の鎺（ハバキ）はづされ候事……御供立に何某罷登、當春御借銀御用にて、江戸より京都へ罷越候、一夕町の所へ參り歸りさまに刀を取候へば、拔けかゝり居申候。はや氣つきさらぬ體にて暇乞いたし歸り候、鎺（ハバキ）を見候得ば、突たゝらかし有レ之候由。此事心安き衆に江戸にて咄仕、是非に及ばざる次第、御家に恥をかゝせ候上、口惜候は燒付鎺にて候故、突たゝらかし候て召置候、手前ならぬ故に恥をかき候。斯樣の時分は金鎺をはづさせ候てこそ、御外聞迄取申など申候由。

○田中彌兵衛下人切候事……彌兵衛江戸詰の時分、中間不屆故、稠敷（キビシク）呵申候、其の夜半（ヨナカ）時分、階子を上り候音を、彌兵衛聞付て不審に存じそろりと起き候て、脇差をひつたて、うかゞひ居り候得ば、右の中間脇差をぬき參り候。飛かゝり一刀に拔打仕り候由。

○高木金左衛門江戸にて男立て切り候事……夜中三谷土手の中程にて、男達と見へ、金左衛門を付け參り候。はや見取候に付て人通の絶間見合、一刀に切すて罷り通り候由なり。

○中野杢之助隅田川にて男立切り候事……杢之助小船に乘り納涼に出られ候に、男立乘り込み樣々無作法を盡し、船場にて手水つかひ候處を見すまし、首を落され候。首は川に落申候。人の見付ぬ樣に、手早く船に敷物をかぶせ申され候。左候て船頭に申され候は此事沙汰仕るべからず、隅田川の上に漕登せ、死骸を埋めくれ候へ、金子を澤山にとらせ申べくと申され候に付て、右のごとく仕り候潟に埋め候處を、船頭の首切落し、直に歸られ、世上に何の沙汰も無之候由。

此時杢之助觜に、陰間若衆一人乗せ置き申候、男立を切候時、杢之助申し候に、其方も男なり、若輩にて切習ひたるがよしと申し候に付、死骸を一刀切り申し候、夫故後日口外相成らず候由。

○千住善右衛門討果候事……綱茂公御在江戸御式臺・御使・御供𥱋相勤候人の内、西二右衛門・深江六左衛門・納富九郎左衛門・石井源左衛門などは若手の器量者、其内二右衛門馬襲名人の名を取り候、不斷衣裝鏡を立て、木馬にて身形を吟味し、小袖はかまの仕立樣まで好み、江戸に隱もなく、馬乗袴と申事は二右衛門より始り申し候。其比男達と申事有之候、二右衛門事は屋敷男だての内にて候、幾人ともなく辻切をも仕り候。二右衛門・六左衛門は大身に候得共、部屋住故従者五六人にて相勤め候、善右衛門は馬上にて罷越し候、初て登り無案内にて、泰公のたち兼ね取違可相果と存極め、二月朔日御目見以後、右四人の衆今夜咄可レ申候間、私小屋へ御出候様にと善右衛門約束致し候。右の宿意はいづれも不レ存當。二右衛門・六左衛門・源左衛門可參と申合候、さて善右衛門は馳走など申付二階にて書置を認め候央、馬渡忠兵衛殿ふと參懸り候、客來有之樣子に相見、誰にて候哉と名をきゝ然らば留りて話し可申と申され候に付て、左樣に致され候へ是にちと書申物候とて、片隅にて書仕廻申候、夫ゆへ書置不埒に有之たる由に候、後御目付石井傳兵衛も參會候を、善右衛門いろ〳〵申候て歸し申て候由。これは主水殿へ心安いたし候に付て、傳兵衛難をのがし申心入なるべしと、後に沙汰有之候由（此一事は主水殿家の咄なり）二右衛門・六左衛門・九郎左衛門參り、源左衛門は障り候て不レ參候、終夜の馳走にて夜明がたに何も歸可レ申と申候を、善右衛門申候は粥をにさせ申し候間御控へ候へと申す、いや粥は望もなしと六左衛門・九郎左衛門は起上り居り申し候、二右衛門起直り候處を善右衛門居直り、覺へたりと拔打に首打落し申し候。忠兵衛飛懸り、善右衛門脇差持

候手をひしととり申し候時、そなたは構ふ人にてなしとつきはなし候得ば、忠兵衛びん口に疵付、二階より下に落ち絶入り仕り候。さて夫より直に九郎左衛門に切懸申し候故、拔合せ火花を散し切結ぶ、六左衛門は何とも不レ心得二意趣の覺はなし、双方傍輩なれば何とすべき哉と先脇差をぬき、二人が勝負を伺ひ居り候、然處に善右衛門下人兩人ぬき身をもち、階子を上り、六左衛門の脊中を二刀たて續に切付け候、六左衛門ふり返り、上よりたゝみ打に打ち申し候に付、下人どもは上り得ず、下におり候。又二人が勝負をうかゞひ居候所へ、下人ども下より上り候ゆへ。又扣き落し、幾度ともなく追下ろし申候。然處九郎左衛門打倒れ候。其時六左衛門詞をかけ候は、善右衛門是はどうかと申候得ば、其方ものがさぬと切懸り候。心得たりとて切結び、双方數ケ所の手負、時を移し候處に、九郎左衛門切伏せられながら、善右衛門が飛廻り候あたりを、寢ながら口惜ひと云て、横に拂ひ、善右衛門が高股打て落候に付て、則ち打まろび候。六左衛門乘懸り、留めをさすべきと仕候が、ふと存付候は、我に意趣の覺へなし、とゞめをさせば意趣打になる。是は是非なく切かゝられて、切捨候ものなるべしと思ひ付き、扨未だ九郎左衛門・善右衛門は息通ひ居候へば誰ぞへ引合せ置たし、三人ながら切死し、我一人生て居て、後日に曖昧たし。さらば御目付に可二申達一と存候得共、深手を負ひ氣分惡敷候を、齒嚙(ハガミ)を爲し大小さし、扨階子を下り候時に、定て下には下人ども、侍懸居るべしと存付候へども、のがれぬ所と覺悟を極め、かけおり候へば、下には一人もなし、是も幸に石井傳兵衛小屋に行き、右の次第申達候へば、始終を聞てから、我等一人承ては見分も罷り成らず候間同役へ申達るれ候へと申す、此の時の恨限りなく候由。然れども能き樣に取合、最早打たをす氣分に候得共、唯が我慢ばかりにて、福地市郎兵衛小屋に參り候得ば、老人打ち笑ひ、さて／＼若い衆に共程にあつてたらず、我等參りて見屆可。

申と則連立出申され候。此の時の嬉しさ終に忘られず候由。扨市郎兵衛高もゝ立取、血の中に踏ぬかり、二人に詞を懸け候へども物云埒なし、書置を見申され候へども不埒に候故、此分也と立出申され候へば、善右衛門は間もなく相果候。九郎左衛門は疵痛申候。右の次第言上に及、九郎左衛門、六左衛門何の事もなく相濟候。是偏にとゞめさし不申處、意趣討にて無之證據に相成候てなり。六左衛門始終の働、偏に運に叶たる事共にて候。切合候時脇差がよはき樣に思はれ、木刀がな一打に打倒してくれん物をと計り存じ候由。右の始終六左衛門直の咄の由、九郎左衛門は疵平癒以後御番を一度相勤、間もなく餘の病氣にて相果て申候由なり。扨又右の仕合に付て、親五太夫子無ㇾ之、小川舍人弟養子仕盃事の節申渡候は、二右衛門事當の太刀を不ㇾ討相果候、武運に盡たる者にて候、子々孫々に到迄二右衛門が弔仕まじく候、斯樣の者の跡をとぶらひ候得ば、冥加盡き申事に候、我等今迄弔不ㇾ仕候。此事乾度申渡候由申候となり。

武藤善兵衛へ忠兵衛緣組仕置候が、緣を切り候由なり。

●秀島二右衛門打果の事……二右衛門・高木與右衛門兩人ながら、光茂公御側衆なり、三月廿八日に與右衛門宅へ二右衛門見舞申候處、出會候へば何か御隙入相見え候由申候故、唯今灸治仕かゝり居候と申候故、さらば歸り可申と申て暇乞いたし申候。暫して又參り候に付て出會候時、唯一打に大げさに切殺し候、女房驚き走り出、與右衛門を抱立候得ば、二右衛門は庭の方へおり申し候、女房聲を立、下人共あれ切り留よ、與右衛門殿を切殺したぞと申候に付て、下人共懸付候得ば、二右衛門は早自害致し、相果候、書置には與右衛門と口論致し、我等ひけを取り申と沙汰御座候に付て打果候と有之由。終に沙汰なき事なり。亂心と相聞へ候。双方跡式潰れ申候、與右衛門屋敷は

後家に下され候。原権兵衛姉なり。右屋敷に付咄あり。

●鶴五郎右衛門打果の事……五郎右衛門御能役にて、夜中帰候節、御城にて刀見へ不ㇾ申由申候に付、穿鑿仕り候節福岡安右衛門申し候は、士の刀を失ひ候と申す事有ものかと、恥しめ申し候。刀は置處違候哉。又餘の人直し候哉脇より見出申候て、歸り申候。五郎右衛門此一言を憤り、翌朝早天安右衛門宅へ仕かけ打果申し候。子供両人出會五郎右衛門を打留申候。五郎右衛門は部屋住にて候、安右衛門跡式潰れ申し候。子供への御賞に付て咄有ㇾ之なり扨又安右衛門姉聟屋敷内に居申し候が、右切合の節は水汲に参り居、懸合不ㇾ申、事済候てより参り候由申出候、尤御構無ㇾ之候。右の者は青木八郎兵衛組の者にて大木左助與内にて候、右の様子左助承り必定逃申す爲と相見候。早朝の事にて候に、懸合不ㇾ申筈にて無ㇾ之、與内にスクタレ者置てはならず、様子を可ㇾ聞とて、潜に右の者を呼座敷にて直究仕られ候、此者申候は、此上は是非もなき事に候、有體は私驅付見申候に子供両人にては中々手に及不申様子にて候故、棒にて先五郎右衛門の刀を打折、たゝきふせ、子供にきらせ申し候。左様に候へば子供外聞悪しく候故、私は懸合はず、子供計にて仕留め候と、申出て候由申候に付て。潜に褒美仕られ候とも申し候。扨又五郎右衛門下人は、宿許へ歸り候に付て、牢舎仰付られ候由。

●牛島新助雑言申候事……御禮日に登城の面々、御式臺に集り居り候中にて、何某新助へ申され候はそなたの屋敷の林は、扨も見事の竹にて候。普請用に所望申し度と申され候。新助申し候は、其方の女房の様に、他者が屋敷の竹は商物にては無之と申し候由。

●牛島新五郎女房の事……新五郎事、綱茂公御意に召仕はれ候處、女房の兄權藤七兵衛、悪所へ参り候事顕然に付

て、江戸にて御仕置仰付られ候、綱茂公に悪事見懲の爲と思召され、一門端々迄嚴敷(キビシク)遠慮仰付られ候。新五郎義も小身の悪事に付、早速江戸より差下され、蟄居仕り候事、三年にて候其内に一門同組より申し候は、是非共女房に隙を出し候へ、其時は元々の如く召仕はるべき事に候今四石の身代にて、何をながらへ申すべきやと度々異見申し候へども、新五郎承引仕らず候、全く女房にほだされ、隙を出し申さぬにては之なく候。我身よかるべきとて、科もなき女房に隙くれ申す事は、義理なき事に候。飢死致す覺悟に極め候間御構有間敷と申され候由。

●鍋島左太夫娵の事……左太夫子、内藏助内方は小川舍人娘にて候、舍人浪人、綱茂公の思召入有レ之由にて、御世に成り候てより、左太夫へ是非々々娵を返し申され候樣にと申人有之候得共、科もなきを返し申す事は、たとひかやうに不首尾に候とても、罷成らず候と申し切て居られ候。右娵程なく死去にて候故、石井縫殿娘縁組にて候。此節も舍人近縁の事に候間、シカと無用と申人多く候得共、とかく縁柄の儀に候へば、彼一類よりとらねばならぬと申して、又々縁組仕られ候由。

●綱茂公御世悴の時、一鼎見立候事……巖有院樣薨御、綱吉公御代に成り候事、相聞候に付て、石田一鼎梅の山より岡部見理へ見廻ひ候て、新將軍は何と可レ有と御考へ候哉と申され候へば、そなたは何と思召候哉と申され候に付て、館林より一人も手元に召仕はれず候得ば、能き公方にて可二有之一候。是より外當然の考無レ之候。爰にてよしあしを見可レ申と申され候へば、見理申され候は、我等も左樣に申し候故、聞合に江戸へ遣はし候が、未返答無レ之と申され候由。

●小山平五左衞門高麗にて母衣脱候事……高麗御陣の中、高き所より直茂公下を御覧成され候へば、母衣武者共皆

母衣を脱ぎ寛ろぎ居申候。公以の外御立腹陣中にて物具を脱ぐ事不覺悟なり。何がし參て、母衣を一番に脱初め候者を承て參るべし、其分申付べしと仰られ候。御使に參り、右の如く申候へば、何も驚き何と申上べき哉と申し候時、小山平五左衛門申し候は、廿八人の母衣武者共、目と目をきつと見合、一度に母衣をはらりと取申候と申す、御使歸て申上候へば、直茂公にくい者共かな、夫に小山平五左衛門可レ申と仰られ候由。小山は龍造寺右馬大夫殿の子、武勇の人なり。

●福地吉左衛門鶴御料理の時御請の事……勝茂公御客御振廻鶴の御料理御申候に、御客人仰られ候は御亭主様は白鶴、黒鶴など上り分けらるゝと承り候、其通り候哉と御申候に付、成程たべ分け申し候と仰られ候、さらば唯今の御料理は何と上り候哉と御申し候に付て、眞鶴（マナ）にて候と仰られ候。御客方いかにしても不審に御座候。御膳方の衆御出し候へ可レ承と候に付て、福地吉左衛門參り候樣にと仰出され候。此事吉左衛門物陰より承り候て、御臺所へ參り大盃にて數盃續け酒を呑み居り候處、召させらるゝと度々申來候へども罷出ず、暫して御座に出で候へば、御客方御尋成され候吉左衛門不言になり、白黒鶴、いや眞鶴（マナ）、黒鶴などゝ埒もなく申し候に付て、公御叱り成され、たべ醉たるさふな引取候へと仰られ候由。兼て勝茂公の御意に、人は四段有と思なり、急々・急だらり・だらり急・だらりだらりなり。急々はなきものなり、福地吉左衛門などが急々に似たる者也。だらり急も少なし中野數馬其なり急だらりは多し、大形だらり〳〵計と仰られ候由。

●去方にて斧盗改の事……去方へ振廻有レ之候節、斧失ひ候人有レ之候へども、其分にて歸られ候。その樣子見取り候ものも有レ之、客人歸り候後、主人へ申達し候に付て、先表門裏門所々の外口鎖おろし詰申上下殘らず寄せ、身上

滅亡今夜限に候、客人を招て道具を失はせ、明日より人に面を合せらるものか、今僉議をして我こそ取申候とは申開敷候、此上下數人の下に取たる者有には極りたり、就ては是非なき事ながら片端より手打をし、明日より我等は引入る覺悟に極めたり。科なき者を數人殺候事不憫なり、夫にても斯樣にせねば一分立ざる所なり。いづれ死ぬ命なれば、是にて涼しく云て人を助るにては有まじきかと申聞られ候時、私盜申候と申出る、則下屋敷にて生害とも申す、又手打とも申候由。或人の噺なり。手はしかき働、今時珍敷事なり。謙信などの風義とも可レ申哉。

●岩村内藏助末期の事……内藏助は三極流の軍術を傳へ、正三の佛法をも直授せられたる由に候。病氣も無之庭を廻られ候へば、氣色惡く成り候故、座に入打臥申され候に付て、内方驚きいだき起され候へば、眼をクワット見開き齒嚙をなし、正三風の發起を出し、其の儘臨終の由なり。正三弟子に是ほどに修したる人も有べからず。一大事の所なり。

内藏之助は、姉川村庄屋の子にて候、勝茂公御鷹の時分、御供の業見立申され、忠直公の御小性物書召出され候御死去の後勝茂公より、光茂公へ相付られ候三人の内なり。岩村、百武、生野なり。

●上野利兵衛下人の事……利兵衛江戸雜務目付にて居候時分、手男に年若き者心安く使ひ申し候が、八朔の前夜御歩行目付橋本太右衛門と酒をたべ、性根もなく醉ゐ、右の手男を連、小屋へ歸候が道にねだり言をいひ、小屋の前にて手男を切可レ申と仕り候を、手男小尻返しをして、利兵衛と組合下水に利兵衛落入、手男は上よりおさへ居申し候。其時利兵衛下人かけ付、上が利兵衛樣か下が利兵衛樣かと申候時、下が利兵衛ぞと申し候に付て、手男を一刀切り申し候。手男は其儘起上り、薄手故逃申候此事御究になり、利兵衛は苗木山籠屋（ロウヤ）に入、後に縛首にて生害仰付

られ候。利兵衛事此前江戸相詰候時分、町方借屋にて下人手向候を、打すてその仕廻能く候、此度の仕廻言語道断なり、力ぬけ候様に酒を呑むは、スクタレの基なり。右下人は多久のものにて候、太右衛門は究竟に自害仕候なり

●志田吉之助一期を積申し候事……吉之助申し候は、先づ息の切るゝ程走る時は、せつなきものなり、走り付て立てゐるときは、殊の外心よく、夫より下に居(スハ)れば又よし、夫より横になれば又よし、夫より枕をして篤と寝れば又よし、人の一代も如是なるべし、若き時、随分苦労をして、段々と心安く仕成べし、老後死際には寝てゐる様に有度なり。初に寝ては後骨折なり。後迄骨折一生苦労にて終るも残念となり。此事下村六郎右衛門咄なり。

吉之助咄は人は低く成るほどよしと申し候事此の咄に似申し候なり。

●神代三左衛門御異見申上候事……忠兵衛様御年若時分は、物毎手あらく御座成され候。御側に御氣に入ざるもの居申候に、その者の女房の事を様々悪口を扇に御書成され、餘の者に是を見せ、彼者が仕やうを聞せよと仰付られ候。彼者に見せ候得ば、誰が仕たるとも存ぜず、扇を引さき申し候。此事をまつすぐに申上候得ば、主人の書きたる物を引さき、無作法者、切腹と仰出され候。その時三左衛門罷出、色々御異見申上候得共、曾て御納得遊さるべき様子に無レ之候。三左衛門申候は、こればかりにて候はゞ、仰にもしたがひ可レ申候へ共、御心御直り遊されず候はゞ、以後まで斯のごとくの事、絶申間敷候。最早能き頃迄生き申し候間、唯今御手打に合可レ申候。ながらへ候て斯様の事計り見聞候ては、生たるかひも御座なく候。私を御手打成され候はゞ、少は思召直らる事も御座あるべく平に御手打と、はいかゝり涙を流し申上候に付て、ひしと御行詰成され、扨々尤至極の事汝が志にて我心相直りたり則助けよ、以後にも死罪は申付間敷と御意成され候。しかと左様に思召直られ候哉と、御詞をかため、引取申候

由此後御慈悲心御出來成され候由。

●原田四郎左衛門蟒蛇(ウハヽ)切り候事……武雄家中原田氏十五歳の時、鷹をすへ野原を通り候處、蟒蛇鷹を目懸け候哉、尾の方を打かけあばらの邊を二卷まき申し候鷹は据ゑながら、脇差をぬぎ、ふりあげて、頭の方のより候を待懸居り候處、首をちかより候を、中に打て落し候へば、身にまき居候も、はらりと落申候。蛇の長さ三間ほど有之たる由、其後肋いたみ候を、久しく養生仕候が、今にも寒中はいたみ出申候由、直の咄承り候よし。

又武雄にて獵に參り候人、何とも知らざるもの、口を明け仕(シ)かゝり候に付て、獵脇ざし一尺二三寸候をぬぎ、飛かゝり口の中につき込み候へば、ひぢのあたり迄つき込み申し候て忽しとめ申し候。長サ一間半計の蛇にて候、面はしゝこまの様に候、胴四尺ばかりは猫の胴の様に候。鱗錢のやうにて、あぎより腹にかけ白毛はへさがり、鼠の足の様なる足八ツ有レ之、尾の方に成ほど細く候由。鹽漬にて佐嘉へ參り候由。其後右の草山震動致し、暫通路絶え申し候由。

又蛇追かけ參り候時、横に早くひらき候へば、直に行ぬけ申ものに候。身半分は立て參るものに候、立たる所を打ち候へば、折れ申し候。首みじかく切り候得ば、失申事有レ之候。隨分下より切候得ば、二三間先へとまり申し候。面にて人をつき申し候が、裏表へ通り申物にて候由。又蝮蛇(ひら口)は刄物にて切り候て頭失せ候得ば、多分仇をなし申ものに候由。

●中野内匠家來相田吉左衛門辻切仕留候事……夜中神埼長者林を通り候處、向より大の男立向ひ、通し申さず候に付て、斷り申し候へば、裸になりて通らば通すべしと云て、兩腕をひしと取り候に付て、少も働き成ず、相田きつ

と案じ付、随分はだかに成申べし、命計は御助け候へと申し候故。免じ申し候、則丸裸になり大小衣裳相渡し、すご〳〵と立別れさまに、後ろよりかたげたる刀の柄に手をかけ抜取、大げさに打て落し、神埼に参り、様子を申達し候、然處紀州様御城へ御出、私は足を一方打折申し候と仰られ候、勝茂公様子御尋候へば、秘蔵のかごかき平人の六七人前ほど働き申し候大刀量の者に候を、中野内匠家来より切殺され候、相手早々切腹仰付られ下され候様にと、仰上られ候故、早速切腹仰付られ、残念の仕合なり、死場へ中野一門衆見廻に候處、余事共に候御禮に流てすき申候仕舞を仕り御目にかくべくと子どもを寄せ、介錯致させ其身仕舞を仕、頓て首を打せ申候介錯は甥相田儀兵衛仕り候なり。

葉隱　第八卷

（編者曰此の一卷、第七に同じ、御國諸士の褒貶なり、輯なる所八十六節。）

御歩行荒木九左衛門喧嘩の事…九月十三日夜、御歩行中山茂助道祖元(サヤノセト)の宅にて、御館役中間(ナカマ)十人、月見仕候。荒木事小男にて候を、直塚市左衛門を初め、いづれも嬲り申候。荒木腹を立て、市左衛門を切殺し、殘人數へ切かゝり申候。松本六左衛門片手を打落されながら、荒木庭におり候處を、うしろより片手にひつゝかみ、うねし斯樣なるものは、片手にても首ねぢ切てくれんと、刀もぎとり敷居におしあて、ひざにておさえ、首をつかみ候へども、最後は氣分惡しくなり、其まゝ打伏相果候。それより荒木はねかへし、又切て廻り候節、早田（改名次郎左衛門）最前暇乞いたし、早めにかへり候處、跡にて喧嘩これある由、途中にて聞付、取て返し候へば、玄關口に、何の八太夫切伏せられ居り申候。九左衛門はぬき身をもち、庭に立ち居申候。勝手より袖まくりを持入候を、次郎左衛門取候て、九左衛門へ言葉をかけまきとめ、其後數人取寄せとらえ申候。追て荒木は切腹、一座不働のものは殘らず浪人、早田は後にさし免され候。委細は不覺の由追て承合す可なり。

小石又之丞喧嘩の事…又之丞は倉永利兵衛聟にて、利兵衛加增の祝に客來の節、又之丞取り持利兵衛子市太夫も取持にて、座中亂酒に成り、市太夫事又之丞へ樣々雜言を申候に付て、小身ながら左樣に申候はば物見せてくるゝべしと申候。市太夫聞て夫は我を切るべしと云事か、ならば切候へとて首をさし出し申候、又之丞こらへず切候へば、市太夫が耳を切落す、其時江口市郎左衛門又之丞が腕首を取り申し候手には屆き申さず候故、袖口に指をかけ、

引さけ取申候由なり。左候て一座の衆立會取おさへ、又之丞は宿許へ連歸り申され候。市太夫浪人、又之丞切腹、利兵衛は別條なく、一座之衆は閉門仰付られ候。仰渡の趣口達有。一兩年過候て、利兵浪人仰付られ候。是は右喧嘩の節宿元より御城へ申遣し候を利兵衛承り、當番を明け申物にてこれなしと存じ、終に罷歸らず候處、様子存ぜざるの由申出候に付て、御咎もこれなく候。然る所に其節早速罷歸り候道にて、又之丞に行き合ひ申し候。又之丞申し候は、利兵衛殿にて候や、唯今遁れぬ事にて市太夫を切り申し候。切留め申さざる事殘念に候。定めて遺恨に思召べくと申し候付て、又之丞同道の人おしへだて、通り申され候。此の事世間に隠なく候故、一兩年過ぎ候てより、御改めこれあり、利兵衛浪人也。追て委細承合べきなり。

此事江口市郎右衛門へ尋候へば、晝より客人諸岡金右衛門、山領善兵衛、伊香賀武右衛門、杉町彦左衛門にて候晩方の客伊東勘左衛門、杉町傳介、市郎左衛門にて候。初は座にて又之丞市太夫取持にて、後は夜に入茶の間にて酒出申候。晝よりの大酒にて金右衛門善兵衛武右衛門は暇乞なしに歸られ候。殘人數もたべ醉候故座と茶の間をかけ、あちこちと酒を廻し候。市太夫と又之丞打向居申候が、又之丞何共申さず切申候と見申候に付、市郎左衛門を走りかゝり候得ば、又之丞は立上り申候。大男にて、手に屆申さず候故、袖口に手をかけ、引さげ候故、脇差ぶらりと引をとし、即取申候。初太刀の時と存候へば、初太刀に市太夫が耳を切り、二太刀目を取り申し候と後に知れ申候。市郎左衛門行燈を蹴返申候、次の間に居候家來、燈を持出候時、みな／＼打寄引さゝへ又之丞、座敷へ引立、勘左衛門彦左衛門兩人相付、宿元へ送り屆候。傳介市郎左衛門も暫らく跡に居候得共、市太夫血留何角に騒ぎ、取合申べき様もこれなき故罷歸候。御究の節又之丞申し候は、勘左衛門酒に醉、又之丞膝枕を仕候事

市太夫見候て無作法なりと申、勘左衛門立腹申すべきやと存候に付て、御側衆の子とて、氣儘に申されまじく候。刀の立ぬものにては有まじと申候へば切て見よと申候故。切申候と申出られ候由、市太夫申分は何事もこれなき處に、又之丞酒狂にて切申候と申出候。一座の人數御究なされ候へば、大酒にてあちこち仕候故、何事も覺申さずと申出候。勘左衛門申分も覺申さず由夫故相客六人ながら閉門仰付られ候。御究の節座中の事を覺申さずとある事、不埒に候。又何の意趣にて切候哉、其場にても承り分けざる儀、ゆるがせの仕形と御叱候。さりながら大酒醉故、有體覺え申さず候。尤其場にて市太夫何事も申さゞる樣子にて候。平素は卑屈ながら不覺と聞え申し候。仔細は軍平と利兵衛、元は同役にて候處、利兵衛段々立身致し、又之丞は卑ながらをし下げ候事、意恨に存込み候故と相聞え候由なり。私に曰くすべて酒宴の座にては、不意の覺悟仕べき事勿論なり。正體もなく醉伏し、不働の惡名取り候ては、是非に及ざる事に候。大酒の節必定不覺の事有べきなりと、きつと覺悟をすべし大酒仕まじき事なり。所謂有て其座を早く立ち、跡にて喧嘩これある節、さて後日沙汰不出來の物なり。尤も其樣の時は聞付と早速かけ付け、一言が大事なるべし、又何方も同傍輩なれば其座に有からは、後難を思はず、恥をかゝさぬ樣に事をさせ、樣子により打果され然べき事なり。大かた喧嘩と曰へば、とむる合點ばかりなり、とかく我身にもせよ、人の上にもせよ、武士の仕事は、聞いてもいさぎよき樣にするばかりなり。

●田村源左衛門（異本野村）切腹の事…源左衛門は小城家中にて候。器量勝れたる者にて、藝能抔は何事も人に劣らぬ者にて候。博奕は西國一と申し候。他國へ參り博奕仕り候、此事紀州へ日付共書上にて付て、源左衛門を暫らく側役に召仕はれ候。御惜み候故にて候。其後往來札を持ち長崎へ參り博奕金銀を取、唐物抔を求め、不斷丸山へ

参り、遣興致し候。此事相聞候故、小城より取手差越され、召取られ越し候。御國法背き候間、切腹申付べき由にて、検使参り候に付て、介錯人へ申し候は、存分腹を切り、篤と仕廻ひ候て、首を討てと申す時切べし、若聲をかけざる内に切りたらば、うぬし七代迄祟り殺すべしと、きつと睨み付け候、介錯人安心かれ、存分に任すべしと云ふ、扨腹を木綿にてまき、十文字に切り前に腹わた出て候時少し色青くなり候が、暫く眼をふさぎ居り候て、小鏡を取出し、面色を見、硯紙を乞ひ候時、脇よりもはやよろしくはなきかと申し候得ば、眼をくはつと見開き、いやいや未だ仕廻はずと云て「腰ぬけといふた伯父めくそくらへ、死んだる跡で思ひしろべし」、と書きこれを伯父に見せよと、家来に渡し、サア能イぞと云つて首を打せ候よしなり。又切腹前に番人に物語申し候は、先年與賀の馬場に三人斬り倒して有たるは、博奕の意趣にて、我れ切りたり。終に切手知れず、夜明の事にて、通りて見たる者も有りたるが、今に人の知らぬ事、不審なりと申し候由。又先年博奕に打負、氣草臥にて、責て氣晴しに辻切すべきと思ひ、多布施に行て待つ處に、北より一人来る、是ぞと思ひ、切かゝり候へば、此者申し候は我れ意趣の覺なし、若人違か、我は御道具方何某と云者なり。御城に番代りに行くが、何たる仔細かと申し候へ共、聞も入れず、切かかり候故、此者申し候は、扨は辻切と見へたり、さらば目に物見せてくれんとて、端高に切かゝる、少時さすり合ひ候得共、次第に請太刀になり。殊の外あふなくなり候故。土井を東に少つゝをり候得ば、猶々手元強く切懸り候故是非に及ばずながら、逸足出して神野の方へ迯退き候跡より聲をかけ、比興者〳〵と申し候得共、曾て取合はず、宿元へ歸り候との所存候や、餘り追ひ来らず候、追付られ候はゞ二ツ取と存じ候へ共、聲をかけ候迄にて候と咄候由。又嘉瀬にて車座に居て、博奕にとんじ入り候處に、亭主の二ツ子、後ろより這かゝり候を膝にて突のけ候得

ば、急所にあたり忽相果て候。母親聲を立泣出し、一座の者あきれ果て候。其時母を取ておさへ、申聞せ候は、其方聲を立歎き候へば、隣り近所に聞へ、此座中の者も、殘らず御仕置に逢事なり。堪忍いたし候はゞ、座中の金銀殘らず取らすべし、命にかへ物なければ、惜む者獨もなし、歸らぬ子の上歎き、人の命をとりたりとて、益なし。若此事聞分なくば、先其方を手にかけ、亭主を切伏せ、我等自害すべしと申し候故、女夫ながら得心申し候。金銀拂ひ寄せ、皆くれ候て、扱醫師に人を遣し、世息急病と申遣す、醫者半分道參り候頃、又人をやり、唯今相果て候、御出に及はずと申遣はし、隣近所へも、病死に仕做し、事濟み候由なり。

●三谷千左衛門異見の事…千左衛門は、勝茂公御歩行十人衆の隨一にて候。段々御取立成され候。常々の物語に人は氣持が大事なり。重病にて相果て候時も、今日死んではならぬ事有る間、二三日は生て可ㇾ居と思ふたらば、氣を引上げ三日計の命は、慥に生延べしと覺へ候と申し候。

勝茂公江戸にて御卒去の時、追腹の外、御側衆何れも髮を剃り、本結拂申され候。其内石井六郎左衛門・大隈加兵衛此兩人は、御骨の御供仰付られ候に付て、髮を剃申さず罷下、高傳寺へ御骨を送上兩人共に涙にむせび罷在り候。千左衛門は白洲に罷在り候が、旅支度の儀にて懸上り、兩人の本取を脇差ぬきて切拂申し候。其場ぬけ申さゞる様にと存じ候故卒忽ながら右の通仕り候由なり。光茂公御代、假に御能思召立たれ候へ共能心得の者無之、尋探促の處、安住權右衛門養子源七と申す者藤島清右衛門弟子にて、能を仕り候。其比御臺所役を仕罷在り候。明暮出され、御相手に罷成り候に付、侍に召成され、日々夜々御前に罷出て候。別て氣遣仕罷在り候。千左衛門申し候は、そなたは定て氣遣に存ぜらるべく候、心持を申すべく候。一度立身仰付られ候に付て、生來の本望は早や遂し

候此上にて浪人切腹仰付られ候ても、少も殘念の所は有まじく候。一度の立身にて、侍の浪人と成り候は面目にて候と申し候。此一言にて源七は胸すはり、心安く成り候と申し候由。

●安住道古物語の事…道古は石見守の末也。小城に相付られ候。道古咄に、人の身に大切なる物は氣味合なり、命などは散て行ものなり。又日本に佛法弘まり、近年は俗人も佛法に心懸るなど〻云て、取はやし候が、後々スクタレ者に成るべく候。仔細は、佛道にては、生死事大生死切斷生死を離など〻云て、生死を重く沙汰するなり。誠に大切の事と思ひ付、座禪工夫など致し候が、悟にて死の輕く成者は稀に可レ有候、末レ悟内に死ぬ事出來たらば、大事に思ふ儲付て居る故、死兼、スクタレ可申候、死ほど輕き物はなし、恥しりたる兒女などは、屁一ツにて命を捨て申す也。然は屁よりも輕きものなり。又今時の者、呑食（ノミイヒ）の參會を致すは、不レ及ニ沙汰ニ益體なしなり、少し心有者共は主人家老の非義を語て笑止なることなど〻云者も有り、是は少しは能樣にあれども、歎きたる計にて詮なきなり。主人家老に非義有る時は、譜代の士は、再興門を心得て居べき事なり。再興門と云は若御國の仕置惡くして、他の領地と成り候時、鍋島家に取返す仕樣なり、其仕樣と云は、先兼て御主人の御末子を一人出家になして置なり、御家中の士も嫡子の外は、百姓出家になし置なり。扨新領主入替の儀、出家・百姓寄合、領主の非義をつくり立、さま〲世上に沙汰をさせ、國を失はするなり。其後の領主もまた崩させ〲して其上にて百姓出家公儀へ出、肥前は譜代の國にて候故、舊主をしたひ御領主を一圓受がひ不レ申候、以後とても長久仕間敷く候、就ては舊主の末の者、出來にて罷在り候を、一國中御憐愍の爲に、還俗仰付られ、國主に仰付られ下され候樣、左候はゞ國治り申べしと申上べく候。其時御家再興するなりと申し候。道古次男出家三男百姓に致置き候由。又鍋島の鑓先一

寸五分折れ申し候。仔細は先づ直茂公・勝茂公の御軍功・御物語等を覺へ候者、次第になくなり、鍋島家の骨を不存者はびこり、昔風などゝて、昔咄などは嫌ひ申し候、是にて五分折れ申し候。又昔は黒米飯に干葉汁にて、朝夕暮申し候。左候て身上柄の者は、馬を立飼、米豆を喰せ隨分秘藏仕り候、是弓箭の爲なり、近代は食物に樣々の仕出をし、妻子共をかごに乘せ、縫箔の着物をきせ申し候。左候て馬は持不申候、是にて五分おれ申し候。又近年江戸上方往來繁く上下共に餘所風を見習ひ、肥前風を見さげ申し候に付て、昔よはくなり申し候。是にて五分折れ申し候と申し候由。

⑬木塚久左衞門被官の事…先年、川上御經會の際、紺屋町田代邊の者、五六人參詣致し、途中にて酒をたべ、時を移し居り申し候、其の時久左衞門被官某、宿許へ早く歸る用有レ之、同道人にも此の旨を告げ、歸宅候處、其の跡にて同道人は餘人と喧嘩致し、相手切り殺し罷歸り候由、夜更けて久左衞門被官某聞き付け、早速同道人の處へ參り、樣子逐一承り、頓て口書取り申さるべく候節は、我等も一所に居り候て、相手同前切殺し候由、其の方などよりも申出らるべく、我等も歸りて久左衞門へ其の通り可レ申、喧嘩は相手向候事なれば、其方など同前に我等も御仕置に逢ひ可レ申候、其の段本望にて候、其の仔細は、我等早々歸り候と、主人へ申し候ても、連れ衆害とは存ずまじく候、久左衞門兼てキビシキ人に候へば、御上より御助け候ても、スクタレ者とて手討仕らるべき事、眼前に候、其の時は其の場逃げたりとの惡名にて、死す事無念千萬にて候、死す命に同じ事なれば、人を切りたる科にて死し度く候故、斯樣に申し候、萬一其の方など合點無レ之候はゞ、此の處にて腹を切るべしと申し候故、同道の者共力及ばず、其の通り申出候、やがて評定所にて御究の節も、同じ樣に申出候へども、先に歸り候事相知れ候に付て、

前類の事實申出て、孰れも感じ入り候となり。

●生野織部申され候に、奉公は、今日一日するとさへ思へば、如何様なることにても、せらるゝなり。一日の仕事ならば、如何なる事も堪へ忍ぶべし。翌日も亦、一日と思ひ、其の翌日も亦、一日と思ひ、同様に、常に、一日一日と心得べし。

●山野又兵衛有馬出陣の事…島原に「きりしたん」教信者、亂を起しゝ時分は、又兵衛無足にて西目代官なりしが、其の時廿一歳になられ候。彼處にて疱瘡に罹り居りしが、程無く有馬表へ、御國元より出陣の時、又兵衛一門衆より、段々使參り、其の口上に只今陣立いたし候。疱瘡養生いたし、快氣の上罷り越され候へなどゝ、いづれも同じ口上にて候。又兵衛姉聟鍋島五郎左衛門より使參りて、口上に、時もこそあれ、陣立の時、煩ひしこと、武運盡きたる者とこそ存候へとばかり申し越されければ、又兵衛此の口上を聞いて、則ち起上り、尤の事、扨々無念の仕合せ、其の儘發向せんとて走り出で申し候。病に罹りしより、十二日目なりしを以て、看病人共取り留め、亂氣と心得、氣違ひ仕り候。又兵衛申し候は、亂氣にて之れなく候、五郎左衛門口上尤至極に候、武士たるものは、煩ひたりとて、此の度の戦場に赴かずしては、武士の一分立つべきや。若し途中にて死にたらば、討死なり。是れ武士の本意なり。是非に發足致さんと申し候故に、さらば湯をかけ申す可しと、白らみせし疱瘡に、狼狽てゝ、誤つて取り違へ、水をかけ申し候間、氣分以ての外に悪敷く、絶え入るべき様に候へど、齒嚙み致し、氣色取り直し、佐賀へ參り中野内匠同道にて、則ち打ち立たれ候、カラ尻馬に乗り候に付いて、其の夜足はれ候を、終夜ニゴシ（米の磨汁）にてたで（たでらせの約か）候へば、腫れ減少して、何の事もなく、有馬に着き、始終相働き候。五郎左衛

門一言にて、氣を引き立て仕課せ候。疱瘡等は氣情一つにて、何事もたき者なり。と直の咄承候由なり。

鍋島五郎左衛門跡小境の千手外記にて候。五郎左衛門親は喜雲と申し。劍術者にて候。草履取角藏と申す者、取手一流仕出し申し、五郎左衛門息女は、石井八右衛門女房にて、老後に孫共參り候へば、莫蓙の下より、長脇差を出し、嗜は斯樣に仕たるものなりと、大ねたば付け置かれ候を、見せ候て、孫共の器量の者に記念に可遣、精を出して、此の脇差を取りて見よと申され候由。

●安藝殿追腹人の事…安藝殿死去の時は、家中十八人追腹仕候に付て、御家老衆より殿樣を差し置き奇觀の仕仕る事不可然の由、頻に差し止められ候、組中の衆申し候は、先年八院一戰の時、主水殿組の內選取に付、我々を安藝殿選り出され、八院にて同じ枕に死し可申と申盟候、其の時は安藝殿討死なく候故、我々唯今まで生長らへ候武士たる者が、同じ枕にと申盟ひ、一日も跡に殘り可申哉と申し候て、追腹仕候由。十八人又供四人の位牌妙玉寺にあり、名書別に記之。

●中野將監浪人の時、山本甚右衛門一言の事…將監は光茂公御小性に召仕はれ、後年寄役仰せ付置かれ候處に、浪人仰せ付られ、先祖忠義の家にて候間、跡式無相違相立らるべく候、一門中より相願候樣にと、仰せ出され、前方御究とても無之不意の行懸に付、一家一門途方なき體にて罷在られ候處、山本前神右衛門參り、仰せ渡の樣子尋ね申され候に付て、右の趣咄申され候、神右衛門之を承り、涙を流し、扨々難有事哉、何も御城の方を拜み申し候へとて、手を合せ、御主人の事なれば御氣に背き候時は、浪人はさておき切腹にも相掛らるべき事を、先祖の忠を思召出され、跡式御立て下され候儀、御厚恩の次第何にたとへ可申哉、斯樣の難有事を存じ付かず、持之衆遠慮

の様に相見え候、則呑出し候へ、祝ひ可申と申され候に付て、數人集居候衆、家内の女童まで浮き上り、競ひ申し候由、老功の一言他事無きものなり。

其の時將監知行に中野市左衛門へ被下、將監順庵仰付られ候てより、市左衛門御斷申上候に付、將監に四百石、市左衛門に百石被下候事。

●石井權之助西牟田三之允口論の事…權之助は神代殿家來にて候、有馬にて右の手を討落され手切れ權之助と申して、口に利きたる曲者にて、或る時綾部市郎左衛門所にて、數人參會咄の節、三之允申し候は、有馬にて伯耆殿は不出來の由申し候、權之助承り起ち上り、唯今の咄承り屆け候、何を證據に有馬咄仕られ候哉、伯耆供として有馬にて、如レ斯片手を打落され手切れ權之助と云はれ、各様方の前にても口を利き申す者が、主人に悪名を云ひ付けられ、其の方立て置ては一分立たず去りながら手なければ業はならず此の腹を突て腹を切り、主人の爲に捨つる命本望なり、斯様に言はれて此の座を立てば其の方も一分は立つまじ、此處に寄り候へと押肌ぬき仕かゝり申し候、一座の衆様々に宥め申され候へば堪忍不レ仕筈の儀なれども漸く相すみ候由なり。

●中野内匠遺言の事…内匠末期に、一門共を相集め、奉公人の覺悟は、三次第と相心得べく候、御意次第・情次第・死次第にて候と申候置き候由。

●永山六郎左衛門道中にて浪人者へ取合候事…東海道濱松を通り候時、宿はづれにて、物貰ひのもの居りしが、六郎左衛門の駕籠に向ひ、拙者は越後の浪人にて候が、路錢に詰まり、難儀仕り候、武士は相身互見と申し候へば、路用少見次下され候へと申ししかば、六郎左衛門立腹致し、士は相身互見とは、推參なること、我れ等など若し其

の體になりなば、腹を切つて、果て申し候。いかでか路用なくて耻をさらすべき、其の許にも、腹を切りてはいかに、と申し候に付て、立去申し候由。

㊀青松寺住持、光茂公へ御禮の事…先年青松寺住持御國僧にて候。公御参詣なされ候へば、寺の格式にて、御導師の御會釋申上られ候。御歸りの節、裏門よりふと罷出で、土に頭を付け、自分の御禮を申し上候と、申され候由。

㊀中野甚右衛門桃川居住の時分、誰か佐嘉より見廻申され候。甚右衛門申し候は、佐嘉表替る事もこれなきや、江戸邊無事にて候やと尋ね候へば、江戸は別けて御靜謐、佐嘉表何事もこれなきと申され候。客人歸りの後、甚右衛門子供へ申し候は、今日の客人遠所参られ候故隨分馳走申すべきと存候處、取合惡しく、不氣味に候故大形にして歸し候。總べて斯樣の御國端に参り、子供家來共承り候處にて、あの樣に申さぬものに候。佐嘉表は相替これなく候へ共、不意は唯今も相知れず候故士共片時も油斷は仕らず候」などゝ申すものにて候と申し候由。山本甚右衛門咄申され候由。又山本甚右衛門、老後見廻り候人に、世上替る事はこれなきやと尋ね候に、無事に御座候と取合候へば、無事の由心もとなしと申され候由。

㊀鍋島安藝殿隣牛に、客人急に御目に懸り度由に付て、其まゝ出會はれ候。其跡にて、後家來何某安藝殿の膳にすはり、燒き肴をたべ申し候處に、安藝殿御見合せ候、うろたへ走り立ち候へば、あいつ人の喰ひものをくらうて、憎い奴と申して、其まゝ膳にすはり、喰ひかけをまいり候由。山本神右衛門咄の由なり右の家來直腹仕り候由。

㊀鍋島七左衛門十二三歳の時分、僉役何某無調法候故志摩より叱にて、小屋に引き入れ居申し候。一兩日過ぎて夜中に、七左衛門小僧一人連れ候て、潜に小屋に参られ候。役人驚き早々御歸りなされ候へ、如何に咎され罷出づる

く候、其故深堀へも遣されず、小屋遠慮仰付られ候。斯様に夜中など御出の儀、志摩様聞し召され候はゞ、私は深堀へ遣さるべく候。早々御歸りなされ、暫御待なされ候へと、涙に暮れ申し候故、歸られ候。翌晩祖父壽峯隱居所へ參られ候故、能く參られ候とて菓子など色々馳走、しばらく候て七左衞門は何ぞ用ある様子なり、申され候へと候時、何某差免され候様に、志摩様へ仰られ下され候へと、申され候。壽峯頻に落涙深堀の家先きは知らず、七左衞門までは慥に連續なりとて、大慶不二大形一、翌朝右の人、赦免の由なり。此事後、家出入の人より承り候なり。

◎有馬陣夜籠の時、安藝殿了簡の事…敵城より夜懸候時分、勝茂公へ安藝殿申し上られ候は、能時分にて候間、付入仕り夜中城を乘落し申べく候。左様に思召され候へと、申上られ候へば、我も左様に存じ候へ共、上使の衆すき申されず候差圖を持ち候へと、御留なされ候由。

◎安藝殿石見殿見立候事…安藝殿事我儘にて、よろしからざる義ども二十三ケ條書立、御意見ありたき由、組内年寄の衆諫早石見殿へ申され候。石見殿申され候は、安藝事は拔群の事あり、仔細あり、使者抔に出會の者、安藝に續くものなし。又自然他方に弓矢出來候節、加勢など遣され候時分の大將に安藝ならではこれなく候。さて又當時僉議事これある節、奧の間にて老功の人出座、次の間にては若手の者共稽古の爲僉議仕らるゝ事候が、奧にては長門申し分に極り申し候。次の間にては安藝申し分に落ち申し候。左候て兩所の僉議事くらべ申し候へば、多分安藝申し分極り申す事に候。此の三ケ條にて、惡事二十三ケ條は皆消えて行程の事にて候。誰にてもならぬ事にて候間、意見は無用と差留られ候由。（此の事彼の家の說には子息志摩殿事の由なり）

右安藝殿知行の内、毎歳法花料として、永々差分置かれ候。今以て懈怠これなく、何萬部にて候や、不斷妙玉寺

にて讀誦のよしなり。

[illegible]石井源左衛門働の事…源左衛門は一番乘彌七左衛門次男にて候。養ての覺悟親の名をくだすまじきと、力み申たる者にて候。綱茂公御供にて、苗木山御屋敷へ參り候、途中より、御歩み成され。源左衛門と御呼び成され、其方の刀の差樣柳生流などより嫌ふ事なり、加賀守傳授にて我等は斯樣に差候。おとしさしはぬけかね候由御意の下より源左衛門すはとぬき、ぬけ申候を鞘におさめ申候。扨々麁忽者哉とばかり仰られ、相濟候。又或時綱茂公の御供にて罷在候が、御駕籠の先にて他方の使者と見へ申候者、御行列近く乘り懸り候故御步行何某鐙を取てはね候得ば、さかさまに落申候。此者片膝を折り、刀に手を懸け候時、源左衛門果眼にて走り懸り、「苦しからませぬぞや、やはれ召て通らしられよ」と申候。案外の取合にて、此人領掌し、馬に乘り罷通り候。其の時源左衛門小者其の者を付け、屋敷名、名字聞屆、御歸宅以後年寄中へ申達候は、今日如斯の仕合にて候、重て御駕籠に向ひ、意外もあるべく候。餘の衆は右の者の顏、見知申されまじく候、某能く覺居申候間、明日より定御供仰付られ候樣にと相願、其御在府中定御供相勤め候、左候て右の人の屋敷出入の町人と近付、入魂に成り樣子を聞積申候也。又先年青海和尚、御暇なしに發足の時分、呼返しに源左衛門仰付られ、大里海道内野驛にて追ひ付、立歸られ候樣にと申候時、上方弟子どもたゝきたて理窟を申候得共、曾て取合申さず、青海へ申候は、もし御立歸なくば御手に障り申可く候。むなしく歸り候ては源左衛門一分立申さず候と、申候に付て、忽青海納得上方弟子にいとま遣し、立歸り申され候由。

[illegible]富岡覺之進時宜の事…光茂公御能思召立たれ、覺之進急に召寄られ、御能御用にて御前へ召出さるゝ旨申せられ

候へば、終に御前に罷出候儀無之きもの、御直に御請など無調法に申上、御機にもさかひ可申候、御取次にて仰下され候様にと、重畳御斷申上候へども、早速御聞、則御書院に召出され、一々に御問題仰聞され候。その時覺之進すり入り、御目見仕、御尋の一箇條を奏者中島善太夫の方へ、にじり向ひ、唯今御意成され候は、これこれの様と承落候が、彌々其の通にて御座候やと申候時、御前より成ほど其通と御意成され候、則ち間を置き右一通は斯様々々と申候、その時御前御尤の事、夫にて合點したり、扨これ〳〵はと御意成され候時は、また御前の方へ向き御請申候時は善太夫かたへ向ひ、御取合申上候。其末にて立て舞ひ候へと之れ有り候時、次の間の扇を取り仕舞仕候。

此始終、時宜、作法残る所無之よし。

右覺之進は、江德院殿御能相手にて候、都て加州御仕候人は、時宜すぐれ申候。常住その身の前へ出候ものの、時宜・物言をこまかに御吟味なされ候、不格合のときは直り候迄、幾度も云なをし仕直し候様に成され候、又御国侍の恰好は、諸事田舎風にて候へども上下（カミシモ）つきはかりは、勝れ申候由。是は加州御仕出の由、又加州仰に、よりのきが成りにくきものなり。責て茶湯をさするより外なしと、御申候由。

●後藤家相模殿家督の時騒動の事：若狹殿は民部に分地仕可くと存立たれ候、相模殿惣領の事に候故、家中また一門葉二つに分れ、以の外騒動の時分、山城殿宅にて寄合の節、美作申され候は、當時の急用を捨て、餘の僉議は無用、急なる事には、武雄亂れにて候と申され候へば、何れもそれは何共納め難く候、御手前事何と思召さる可き哉との時、美作殿申され候は、我等に御任せ候はゞ、おさめ申可く候。民部へ参り、合點させ申候迄にて候、分地の事、一圖に拙者罷り成らず、と申切候様に申聞く可と申され候、其時皆の衆、夫にても民部合點申間敷と申され

候美作申され候は、合點申さず候時は、仕樣あり、いざ只今參て申開く可くと刀を取り、立あがられ候時、大木兵部申候は、似合はぬ成され方にて候、家老たるものが、民部位を相手になされ候事、不相應にて候。民部は某が相果にも足り申さず候得ども、某參る可くと、則罷立候。其跡にて、兵部が風情ただならず、おれを死なすものにては有まじ、呼返せとて、成松將十はだしにて追付、無理に引返し候。其とき中務一雲、近緣にて候が、美作殿申され、則罷越し、申開され、無事に納り候となり。夫より多久家と大木入魂の由なり。

●山本前神右衛門は、家來共に逢て博奕を打て、虚言をいへ、一町の內にて、七度虚言いはねば、男は立ぬぞとのみ申され候。其比は、唯武扁の心懸のみにて候故、まとう（正直）者は大業ならぬと存じ、右の通りに申され候。不行跡の者も、知らぬ分にてゆろし置き、能き事をしたりと申され候。相良求馬なども盜、寄懷仕候家來とも、免し置かれ段々仕立申され候。右樣の者ならで、用に立者は出來ずと申され候由也。

●中野內匠年役廻れ候事…內匠義、勝茂公御年寄役相勤罷在候が、御手元の役儀をしては大働はならずと存立、ふつと出仕仕らず候。召させられ候ても、罷出ず候に付て、浪人仰付られ候。その後御加增にて召出され候、同人子數馬（前名兵右衛門）御年寄役仰付られ、部屋住にて候故、別に五百石にて候。內匠申候は、御膝元の奉公などをして、能き奉公と思ふか、夫では大仕事はならずと申候よし。

●安藝殿人目利（メキキ）の儀、申上られ候節、中野內匠咎め候事…勝茂公御鷹を御居（ス）え遊され、安藝殿へ仰付られ候は、此鷹は我等目利にて候が、無類の逸物也。鷹の目利は妙を得たる覺ありと御意成され候。安藝申上られ候は、左樣にて御座候、不思議の御目利にて候、私は人の目利に妙を得候と申され候。中野內匠居合候て申候は、左樣の慮外の

事を御前にて申もの數、人の目利は其方に我等とても少も劣るまじと申候由。

○羽室權右衛門目安讀(メヤスヨミ)の物語の事…權右衛門は、公儀與力にて候を、女房お春様へ乳を上げ申候に付て、御出入仕り、其後相頼御家來に罷成候。權右衛門咄に、公儀御評定衆にて目安の讀様、節調子なしにぬらりと讀申候。調子能く讀候へば、御役人方能く聞取られ候に付て、依怙出來申との吟味のよし。

○石井九郎右衛門口上得方の事…一年綱茂公九郎右衛門召出され、妹共川上遊山に參候に付て、其方供致よし、女中大勢の事に候得ば、亂(ラン)に之れなき仕組可レ仕事、何と仕組候哉と御尋ね成され候、九郎右衛門則座にて、右の仕組一々少も滯無く委細申上候に付て尤もの仕様也、入念候へと御意成され候。其後九郎右衛門と云ふ者は珍敷者なり、重寶なりと殊の外の御褒美の由。是一藝なり、御前などにて取りあへず、容に委細申上候事、大切の事なり。

○石井五郎右衛門口上の事…綱茂公より大久保加賀守殿へ、仰達らるゝ事之れ有りて、御家老・御年寄・御近習頭・留主居召出され、色々御僉議之れ有りて、一通り相極り候、扨誰を御使に仰付らる可きやと仰られ候へ共、人柄の儀誰も申上候者も之れ無く候處、五郎右衛門御留守居役にて其座に罷在候に付て五郎右衛門に申付く可く候、口上は今迄僉議の通り心得居事に候へば、云聞するに及ばず候。直に聞かる可く候間、そこにて申して見よと仰せられ候、一座の衆中も、扨も云にくき場哉と傍より汗を握り居候。五郎右衛門畏り候とて御口上共に申候に付、さうこそあらふと思ふて、其方へ申付けると、御意成され候よし。

○山本五郎右衛門江戸詰の時分、潮音和尚へ仕懸り候事…綱茂公御部屋住の時分、黒瀧山潮音和尚へ歸依なされ、佛道を聞し召され候。悟道なされ候に付て、和尚より印可差出申されし由、御屋敷内沙汰致候。其時分五郎右衛門

は、綱茂公御供立、御目付役に當分仰付置かれ候。右の沙汰承り是非に及ばざる義と存じ、潮音へ一分申達し納得無くば、打捨申す覺悟にて、江戸の宅へ參り候て申入れ得候ば、和尚御拜みに參り候人と心得、法談正敷出合はれ候、五郎右衞門申候は、御面に申達する密事御座候。伴僧を被ㇾ除候様にと申候て膝元に居寄り、信濃守佛道無用に候故。近々褒美被成候段、沙汰仕候。御手前に肥前素生にて候得ば、龍造寺・鍋島の家風も大概は御存ぜらるべく候。他家に替り、譜代相傳の家に候故、上下和熟を以て國を治むる事に候、前々より國主の佛道の褒美御座候儀、此方家に無之事に候。唯今御手前より印可差出さるべく候はゞ、其身は悟り候と存ぜられ、家中の者の申事などは蟲の様に存ぜらるべく候。然る時は、上下阻り家の悪事と申ものに候。いとゞさへ大人に自慢仕ものに候、しかと褒美めさるまじく候、若御承引無くば拙者存入有之と、思ひ切て申候。和尚色を變じ被居候が、扨々頼母敷御心底にて候、御家の儀はなるほど心得申候。御自分は忠臣にて候と被申候。五郎右衞門申候ば、いや其の中も合點にて候、吾等褒られには參らず候、何かはゝ不申候。印可相止めらる可き哉否、承り切るべしと申し候に付て決して褒美仕るまじく請合申され候に付て言葉をかため罷歸り候由、直の咄承り候由也。

◉大島外記追腹の事…勝茂公御逝去の段、御飛脚にて申來候。其日外記は、屋敷前の畠に居申候に女房參り侍從様御死去の御飛脚參候と申人の有之由申候得ば、即歸り、行水を湧かし候へ、帷子を出し候へ、吾等は追腹仕候よし申し候て、身仕舞いたし候。いづれも打寄、下々の相似合はざる儀無用のよし差留め候時、外記申候は、先年西目御狩の時御目通にて大猪を一刀にきり申候、即御前に召出され、何某組にて候やと御尋に付て、臨[illegible]右衞門組のものにて候と申上候。扨々曲者かな、よき被官なり、何がなと仰られ、御巾着の御銀一つかみ（數十二、十三個拜

領させられ候、御供仕るべくと存じこみ候。誰よりとめられても、とまり申さずと申候て違腹仕候由、外記係御歩行善助話に、其時九歳に罷成り覺居候と咄申候由なり。

金丸氏咄に、つねに苧がら一まろかし、櫃の底に白帷子一つ直し置候を取出し、あさがらにて行水沸かし、拜領の銀を出し酒を整へ隣に居り候人を介錯賴申候となり。

●石井八郎左衛門鮒進上の事…勝茂公御鷹夜居に御出遊され、方々成らせられ候處に、網を引き申す所に御立寄り、入り申すかと仰られ候へば、誰とも存ぜず、今夜はよく入り申し候と申し候て、網をあげ候へば、大鮒入り申し候。扨々大きなる鮒にて候と仰られ候へば、先にも此の樣な鮒を二つ取り申し候、付て明日は御賞翫候はゞ浦山敷と仰られ候へば、いやながんちゆうと申す旦那を持て居り申候。鮒すきにて候故、何時も頭鮒を旦那殿に喰せ申し候。此方は小鮒斗の賞翫にて候故、頭鮒を我等料理候ては心よくこれなく候と申し候。結構なる御心入と仰られ、御歸りなされ、翌朝御膳圖伺申され候へば、暫待候へ、鮒が參る筈なりと仰られ候處、石井八郎左衛門より昨夜取り申候鮒にて候故進上仕り候と申候て差上候由。

勝茂公の時分は、以下以下の者にても、物の初穗に御城へ差上申候。接木の初生などゝ申して、在々より木實一つ二つにても進上仕候由なり。

●小川舍人役替の事…光茂公の御時、小川氏御近習頭役仰付置かれ候。知行五百石也。或時諫早豊前（水月院）年寄中へ申達られ候は、舍人事拙者肯尾有之候に付て、申すにては無之候。家柄身上から御手前樣の下に召仕はるゝ儀、宜しからず候。外樣に召なさるゝ歟、さなくば年寄役に召使はれ候樣申上げらるべくとなり。光茂公聞し召さ

れ、尤に思召さるゝの由にて、舎人事年寄座上に仰付られ候。（廿七歳の時歟）

●江戸火事の時、相良求馬働き候事…（酉の年歟）…光茂公御在府之時分大火事出來、御機嫌伺ひの爲、御登城遊ばされ候はては有間敷哉と御玄關に御招き御座なされ、留守居共に御詮議なされ候。求馬申上候は、私見繕ひ申すべしと申捨、騎馬にて駈出申候處途中にて輪乘なされ候御大名御座候に付、求馬飛下、御供の處へ尋ね候へば、松平安藝守（長門守か）にて候と申候。求馬申候は、松平丹後守使申付候、是程の大火にて登城仕らでは之あるまじくや、御相談の爲、使者を以て申承り候由、申達候。御返答に、此方も並を見合是に相待居申候、早々御出なさるべく候。御同道にて登城仕るべくと仰聞けられ即ち罷歸り申上候に付て。御登城なされ候。此時求馬乘出し候體にて、光茂公御意に、求馬程なるものを今一人ほしく候。但疵が有者と田中九左衞門へ仰られ候。九左衞門御請あの由は年若に候條直り申すべくと申上候由。

●中野勘右衞門妻殺害之事…勘右衞門妻は、枝吉利左衞門養子の娘にて候。一端、離別致し其の後呼戻し、若黨と密通の事申聞かせ、下女共に三人殺害仕られ候御僉議の上、下女前方隙をくれ候を、用事之由にて呼寄、打擲致候無調法の由にて浪人仰付られ候由。

●石井内藏允究之事…中野將監切腹の後内藏允、楢村清兵衞兩人に將監付役にて候故仕形一々御尋有之節内藏允へ此事如何樣にて候やと一ケ條問ひ懸け候へば、夫は曾て將監殿御存無き事、私無調法にて候、又一ケ條御尋候得者夫も私仕たる事にて候、將監殿は御前の御用隙無之候に付て、我々了簡にて何事をも相濟、其内少々は聞かせ申す事も候へども、何事も御存なき御方にて、我々次第とばかり申候。皆以て拙者無調法にて候と申候に付て、左樣に

ばかり有間敷候將監了簡にて仕りたる事も之有るべく候間、有體に申出候様にと有之候時、内藏允申候は將監殿存生に候はば、少々はあなたの御申付候と申す筋條も有之るべく候、今無き人に科をおはせ、我身を遁れ申す事は侍の本意にて無之候と申候に付て御詮議の案、何れも感じ入れられ、何の科も無之候。清兵衞は色々申譯など仕り候に付て、不埒の儀共出來、隱居仰付られ候。其後辨才嶽公事の時、人柄御詮議に一人は内藏允と最初に極り申候よしなり。

●辨才嶽公事の時鍋島普周評判の事：普周は北原に罷在られ候、辨才嶽公事公儀に成り候に付て、役人江戸罷登らるゝの由取り沙汰之れ有る時分、永明寺住持海音和尚へ普周申され候は、今度の役人に大木左助仰付られ候へかし、其仔細は、今度の公事、萬一負に成り候節は、江戸にて腹をきらねば成らぬ事なり。左助は其の心得之れ有る者にて候、と申され候由、海音御噺にて候。

●同時石田五左衞門本結拂の事：辨才嶽公事、肥前の利運になり、同姓左左衞門、内藏之丞歸國の節、道中にて左左衞門本結を拂申候。役人中其仔細尋候處、今度の公事に一命捨置かれ候。利運に成候上は、何も世に望之れ無く候。是より、遁世の所存に候と申候何も押留沙汰なしに御國元罷着候上、兩人共に御加增下され候也。

或云ふ五左衞門所存潸聞候得共無事罷着候がまし也と。

●村川傳右衞門下人仕立の事：傳右衞門家來は、口上能く申候と、其頃世上にも沙汰有レ之候。先づ頭立ち候者に、能く口上の指南仕らせ置き、中間•小倚共迄に指南をさせ、每度聞次き口上申候時。引直し申され候。時宜、作法本より能く仕込申され候。傳右衞門は月堂様兵法の打太刀にて、柳生殿弟子にて、返誓詞の時傳右衞門罷越し但

馬守殿精氣にて、判形罷成らず候故、傳右衛門筆を持ち但馬守殿へ筆取らせ判取申候由。

◉淺草喧嘩之事…船遊山の爲め、小森榮順・大坪甚右衛門・武藤六右衛門・鹿江茂左衛門・吉井與一右衛門・江副甚兵衛・牟田六之丞・丹羽喜左衛門など同道にて罷出られ候。榮順・甚右衛門兩人、淺草觀音前邊山茶屋へ參り、茶屋の男どもと、口論仕出し打ちひしがれ候。此由船に聞へ候に付て、六右衛門打返し仕るべくと申候。與一右衛門・甚兵衛同意と申候。さりながら餘の衆、御家の御難に候と、差留罷歸られ候。御屋敷にても、六右衛門は是非打返し仕るべくと申候得共、差留られ候。榮順・甚右衛門手足叶はず、其まゝ切捨、餘の衆御呵也。委細申候儀追而承合申べき也。是に付或人云、打返しなどは仕課するに及ばず、切殺さるゝが曲者也。斯樣の者は、多分仕課する事之有るなり。

◉成富久米之助兄の敵討の事…藏人惣領忠兵衛、十四歳の時、古賀の橋の上にて所の者共盗人を打擲いたすを、見物致し、後には忠兵衛一人になり、打擲いたし候。其時盗人走りかゝり、忠兵衛が脇差を拔取り、一刀に突殺し、南を差して逃げ申候。此事鷹師小路の宿元へ相知れ候に付て、弟久米之助十三歳に罷成り候が、かけ付候へば、忠兵衛は早や息絶え申候故、羽織をぬぎてかぶせ置き盗人に聲をかけ、追かけ申候。此事藏人在府承りて、家來の刀を持出し、下人關左衛門に渡し、忠兵衛が敵と云ふ、久米之助幼少の者なれば、いつく迄も追付き、敵を取て見せ候へと申付候、關左衛門走出候へば、南里村の方へ參り候と申者候故、急ぎ切て追付候處、所の者共盗人を尋居候。關左衛門飛びかゝり言葉をかけ一打に切落し候。久米之助は田のあぜを走り、度々ころび土にまぶれかけ來り候に付て、兄の敵に候間、とゞめをさし候へと、關左衛門働きにて仕舞し罷り歸り候。三月四日の事なり。久米之

助は今の次左衛門にて候、母は荒木雲八妹にて候。其日山本權之丞遠所へ參り、夜に入り歸り候處、途中へ下人提灯を持ち出向ひ、右の次第しらせ候に付て、直に見廻申候由なり。

●下村生運の事…或時、直茂公、早朝鷹野に御出で、下村にて寺へ御走入り、湯を御所望成され候。住僧いろりにて火を焚き居申候が、沸湯を少し茶碗に入れ、水を多くさし差上候。一口に召上られ今一つと仰せられ候時に、湯の加減あつく致し差上候、靜に召上られ候て、彼の僧の氣轉を御感じ成され候、後に召出され、生運と申し候由。泰岩記に僧芳叔と之れ有るなり。

●多久長門殿隱居の事…長門殿隱居は、ちと樣子之れ有り候由、口達有り、夫に付、多久家中屋敷へ參り、則多久へ御引取り御隱居候へ、御迎ひに參り候田中候。長門殿返答、何れも申所尤にて候。去りながら我等隱居は、心入之れ有る事に候間、一生佐嘉をはなれ候事、叶はず候間堪忍いたし候へと申され候由。口達有り。

御參勤御供の留守、御城内屋敷に火事出來、御目付山本五郎兵衛言上に付、早速差下され、隱居仰付られ候。大久保加州より。光茂公へ御内意之れ有る時分なり、口達あり、又、五郎兵衛へ多久家中意恨之れ有り候事。

●中野甚右衛門家來大河内勘解由事…甚右衛門濱松にて、小川右馬之丞打果し、多久長門殿憤られ候へ共、甚右衛門事色々樣子共候て、浪人にて相濟、其年の暮に召直され候節、まづ長門殿へ禮に參り候に付て、面談有る可しとて、奧の間に罷通候節、家來勘解由刀さしながら罷通候に付て、家來衆とがめ候へば、某は主の傍を片時も離れ申儀罷り成らざる生付にて候。前々より如睦、甲冑共に斯の如くに候。御免成され候へと申候て、次の間迄參居る由。實に一人當千なり。

●北島甚左衛門御上下拝領の事…甚左衛門大阪御屋敷雑務目付相勤候中、詰中上下不行跡の段、御國元へ相聞へ、追て佐嘉にて甚左衛門へ、目付中より言上延引の儀究之れ有り候。甚左衛門答に詰中上下ともに一人も残らず悪所へ罷越候儀共紛れ御座なく、慥に見届申し候。言上仕候はゞ一人も残らず御仕置仰付らる可き事に候、其節は大人数の事に候得ば、御名立候儀何とも笑止に存候て、差控申候。然ば目付役として見届候儀言上仕らざる科には切腹仰付らる可と覚悟仕り罷在候。以来の締りにも數人御仕置成され候よりは、某切腹仰付られ候はゞ、諸人相嗜申可くと存候。御名立候替物に腹仕候儀、本望に存奉り候段申出候。其の以後兎角の儀之れ無く、追て役方神妙に相勤め候由にて、御上下拝領なされ候由。

●杉野德太夫・長森傳次郎御究の事…山村造酒御究の時分、德太夫召出され、造酒悪事一々申出づ可き由、相聞はせられ候得共、一向存ぜざるよし申し候て、其の座にては藤懸松と云題にて歌を案じ居申候、其後の御究に一門と申し不斷一所に立合罷在候者に候へば僞らせ申間敷と、きび敷相究められ候。德太夫申候は、某は神職の者にて朝夕の勤に、人の安穏をこそ祈申候へ、たとひ造酒悪事存候得共、神慮に違ひ、人の非を申出で候儀身命に替候ても罷成らず候と申候。其後は御改めも是れなく候由。

武藤主馬御究の時分、長森傳次郎罷出られ、主馬より林家へ内通の取次仕らず候やと相究られ候、傳次郎申候は某儀儒者のまねを仕候に付て、其道にて御家に召出され、御厚恩身に餘りたる義に候、但又主馬殿に年來某懇意淺からず、今以て忘却仕らず候、然れども不忠の聞へ御座候に付、遺恨に存じ罷在候、御厚恩御主人に對し、儒門の法に對し、不忠の聞へ御座候人より、たとひ頼まれ候とも、全く取次仕る所存にて御座無く候、と申候由なり。

一川上喧嘩の事…上山茂右衛門、東彌一右衛門、大木次太夫、石井伊左衛門同道にてお經參仕られ候處、川上宿、鐵々ヶ長右衛門と申す手取、弟子數人召連參詣致候に參り合ひ、弟子共と口論仕出申され候を、大勢にて打ひしぎ、茂右衛門・彌一右衛門には棒疵付申候。此事御究め罷成り、四人ながら一つ一つに相預けられ候。茂右衛門・次太夫は大木兵部預りにて候が、兩人申合ぬけ出、長右衛門所へ仕懸り聲を立候に付て、長右衛門裏の口より出候處を、茂右衛門待請切留申候。其上にて最初の相手數人の事に候へば、何れとも相知れず候。川上宿中殘らずなで切と呼りかけ候に付て悉く逃散申候。其場仕廻罷歸り候。伊左衛門被官勘六噺しの趣なり。追て茂右衛門、彌一右衛門切腹、次太夫浪人、治右衛門閉門にて候。茂右衛門は手腹の願仕り、左の片腹に突立候時、森門兵衛向に居り、深く立て候へば、腸出見苦敷候。淺く立られ候へと申候。茂右衛門承り其方は物得功者にて候へ共復切候事は有まじく候と、わらひ申候。介錯、中島七左衛門にて候。右に引廻し候時、廻り兼候を、七左衛門エイ聲をかけ候勢にて引廻し候由。又一說仰出の內にお經參り候時分、四人ながら脇差計にて候事。士の本意を取違へ候と有之由、四人共に春日北原邊住居の時分なり。且又兵部差引の事、口達、

或云九月廿六日供日振廻に、川上櫻馬場社家に參終日大酒其內伊左衛門・次太夫は下戶、茂右衛門・彌一右衛門正體なく醉ひ、夜に入歸り候節、茂右衛門よろめき候を、櫻馬場に居候若手の者ども笑候て、左樣に呑得ぬ酒ならば呑まぬがまし抔と申候。茂右衛門腹を立て、うぬし共の樣なる者にはこを喰はせ申すべくと申候に付て、數人取懸候を、殘三人押隔て候て、中河原迄參り候。茂右衛門尻をまくり、うぬし共には、これを喰せ申すべくと申候に付て、又々大勢取懸り茂右衛門を散々打擲踏倒し、殘三人は一人に二人三人づゝいだきとめ、働かせ申さず、茂右

衛門を踏倒し候上にて、十四五人の者共、一度に逃げ失申候。相手知れざるに付て、力及ばず、茂右衛門は籠を取寄せ、乘せ候て、四人ながら罷歸り、銘々申出候に付、茂右衛門は一門土山與惣兵衛預り、伊左衛門は一門綾部備之丞預り、次太夫は大木兵部・彌一右衛門は寄親預り相成候。十日夜次太夫より茂右衛門へ手紙にて、此分にては一分立たず候間明朝夜の中に打返し致すべく候間、忍び出候樣にと申遣候。翌朝主從宛にて兩人、都戸城へ參り候都戸城の宿中程に、テッタク長右衛門と申し千人餘の弟子を取、名高き指南者居申候。川上にて喧嘩の相手の内に長右衛門子兄弟罷在候由、相知候に付、長右衛門宅に參り、外より土山茂右衛門・大木次太夫打返しに參り候、出合候樣にと呼ばり申候。子供兩人有合申さず、拙者出合申すべくと答へ候、表の口は次太夫、裏の口は茂右衛門・待懸候處長右衛門、裏の口より出候を一間程やりのばし、大げさに茂右衛門切落し、とゞめさし別に出合候もの之無く候故川上光明院へ參り、付屆いたし罷歸り候。伊左衛門には兩人より知せ申さゞる處、宿元に右の樣子相知れ伊左衛門へ申し候に付て、則駈出、其日暮に川上に參り着き、都戸城、川上の宿を二度走り廻り、石井伊左衛門唯今駈付候、長右衛門子供其外相手に罷成る者出合候へと、高聲に呼ばり候得共、一人も出合者之なく候故、光明院へ付屆致し、罷歸候由。

●福地孫之丞介錯人之事…孫之丞、向井茂左衛門、池田善次郎、大隈新之丞、中野久助申合、休助實の兄、福地平左衛門宅の塀にて賭之的を射申候、其末博奕になり、休助に向ひ、孫之丞過言申候に付、取伏せ申候と、即隔申候此頃世上の沙汰に、孫之丞踏れ候と申拔候。是は紛れ候事之れ有為の由也、其上にて御究なされ、孫之丞・休助切腹、平左衛門は亭主にて候故、是も切腹、茂左衛門新之丞は浪人仰付られ候。善次郎御究の時分同斷にて博奕同類

の由申出候處、嫌の人數より善次郎加はり申さざる段、申出候に付て、重て御究候得ば、某儀上手にて御座候故、右の衆加へ申さず、實は見物仕り罷在り候、去り乍ら一座の儀に候得へば、のがれ申すべき様之なくと存じ、同様と申出候よし申候に付て、申分能候由にて閉門仰付られ候。孫之丞介錯小城の菊地氏仕候が、程近き所より刀を拔初太刀切損じ、たゝき切仕り候由。

●古川三太左衛門追腹之事…三太左衛門は　柳線院様に此御方より御附なされ候御料理人にて候、病を煩ひ食事絶十死一生の氣色にて候を、御前様聞し召され、坂部の局を以て、御懇の御意にて、御膳御すべり品々拜領なされ候、有難く存奉り無理に粥を一口給、夫より食に付、本服仕候。此時追腹の覺悟仕り罷在候、然處御前様御他界御葬禮の時分、三太左衛門御供仕り、道具を持せ參り候得共、差留られ候に付、力及ばず罷下、翌年二月十五日追腹仕り候。上杉殿より相付られ候家老衆へ、御寺にて三太左衛門追腹仕候、御自分も御供成さるべく候間、申合はすべくと申候處、素より覺悟之なき事にて、當座の取合之なく、無興に候追而御在所にて改易との沙汰にて候由。

●橋野將監追腹請合之事…隆信公の御姫様、唐津の波多三河守殿へ御緣組、御迎に八並武藏守罷越候處、御姫御病氣、十死一生の體にて候、武藏守申候は、御姫様の御供罷越候事に候へば、若し御本腹無之候はゞ、追腹仕るべき由申候、頻に御差留候得共、一途に存にまり候、御家中御僉議に此方よりも又追腹之なく候ては然る可らず候、御姫様の追腹申付候ても、請合申すべく者之なく候。橋野將監御請合申すべく事も之有るべくと、則呼出し斯様の事候條、太儀ながら腹を切り申さるべく由、相達せられ候、將監申候は、存掛なき事に候、但御家の御外聞に懸り候事を、私しなどは似合申さず、日比大身にて榮耀に餘りたる各様、御切なされ然るべくと申候て、但畏入候と請合

申候、左候て直に武藏守の旅宿へ參り、某儀姫の重恩の者にて候。追腹申すべく候と申候由、然共御本腹にて御祝言相濟候也。

●廣橋一遊軒仕立之事…一遊軒は御臺所の手男にて候。相撲の意趣、相手七八人切り殺し候處、牢舍に極り候を隆信公聞召され、當時亂國の折、勇者太切に候、此者は勇者たるべしと御免じなされ申候て、姉川御働きの時分、召連られ候處。比類なき高名、毎度御先に進み、分捕仕り候。高木にて御一戰の時、一遊軒あまり深入仕り候處、御惜みなされ、御呼返し、御馬の脇に召置かれ候得共先手進み兼ね候得ば、駈出〳〵仕候故、鎧の袖を御捕へ御座なされ候。其時頭は數ケ所切わられ、夫に青草を押込、鉢卷仕居り申候由。其比一遊軒の黑藥と申て、骨繼を合せ申され候。下料(シタレウ)など當國に之なき時分にて、腫物出來候者は、黑藥を付申候。其の黑藥にへそへに申すくなり。出來物の頭を切割り、藥を押込申され候故、大形の者は絶入痛み候よし、直茂公御腕に、御腫物御出來しなされ候を見候て、是非共御見せなされ候樣にと申候故、御見せなされ候處、針を隱し置かれ、不圖切割申し候、直茂公是はと仰られ候得ば、是程の瘡痛候やと申され候。直茂公鍼を御取、一遊軒の頬を切るかれ候、御間よかるさる由たり。天正二年須古の平井責の時討死。

●有馬にて鶴田彌七兵衞使者を勤候事…原の城、元日乘の時、美作殿より大木兵部、彌七兵衞使に參り、口上申達候半に城中より打懸り候、鐵砲彌七が腰を打通し、忽うつぶしに伏たり、彌七又起上り、申殘候口上を申終て、打臥相果申候。死骸を平千兵衞にて送らせ候、千兵衞兵部陣に歸候處、鐵砲に中り相果候由也。

●赤司茂右衞門御究の事…茂右衞門儀難務役仕候處、勘定方違却の儀之有り候て、石井彌右衞門・千葉利左衞門仰付

られ相究められ候。口上披露の處、勝茂公御心に叶ざる所御座候由にて、山野大學幷保作右衛門へ究直し仰付られ、傳右衛門利左衛門も立合候樣に仰出され候、其比評定所は水ケ江にて候。神代殿屋敷也、茂右衛門呼出し、一口申出候得ば、傳右衛門利左衛門かぶせかけ申し、言はせず候、其時大學申候は、最初各御究の所、御心に叶ひ申さず候に付て、此度は我々に仰付られ候。各々は御聞有る可く候、扨て篤と承るべく候間、能く落着き候て申され候樣にと申候得ば、茂右衛門畏まり候と申候て差うつむき候が、つぶり（頭）われ血飛申候、其後始終究濟み、四人一同御前に罷出、口書披露の處、最前の口書と雲泥の相違にて候。左候て引取候節、大學申候は傳右衛門・利左衛門申分は、唯今御前にて申さるべく候、後には言はせ申さずと申し候へども、兩人共に一言も申さず引取申候此科にて利左衛門は浪人、傳右衛門は有馬の軍功に對せられ、閉門仰付られ候由。

○枝吉利左衛門米兜羅屛風打破申され候事…勝茂公御參勤前、長崎へ米兜羅屛風初て持渡り候に付て、御求なされ珍敷物に候間、御獻上なさるべき由にて、江戸御持越なさる、損じ安きものに候間隨分入念候樣にと度々仰出され候、箱拵出來、御進物役鍋島釆女請取、小屋に持歸り申され候、然る處枝吉利左衛門參り候て、米兜羅屛風と申すもの噂の爲に見置申度候得共、箱に入置き候間、見申され間敷由申され候、然れ共是非見申すべき由にて、取出し見申され候が、取落し打破申され候、利左衛門其儘にて差置き、人の運命は知れぬ者にて候と、申捨て罷立候、其樣子心元なく候故呼返會て苦しからず候、能と致されたる事には之なく、御前には申上樣候間、少しも氣にかけられまじく候、尤も沙汰仕られまじき由釆女申され候、利左衛門承り、大切の御道具打破り候に付て、腹切申す覺悟にて候と申候に付、扨々小氣なる事にて候、何程の寶にても人に御替なさるべきやと申し候て、即御前へ罷出、御

獻上の米兜羅屛風、尙々大事に心得、小屋にて入組を改め申候處、取落し打破り申候、此役人を以て申上る者も御座なく候に付て、御直に申上候と申捨、罷立れ候、其風情御心元なく思召され、御呼返し少も苦しからず候、氣に懸申すまじき由、御意なされ候て、相濟申候、此役利左衛門も采女も終に沙汰仕られず候、利左衛門は此の一體を何時ぞ申べきものをと存じ罷在候、然る處勝茂公御逝去、采女追腹に付て、利左衛門より進物に浴衣一つ、大毛氈一枚二階一間にひろがり候樣にこしらへ、送り申され候、采女別て過分の由にて浴衣着致し追腹仕られ候（介錯は三谷千左衛門の由）右の話に付大切の道具などを、むざと取扱申間敷義なり。

●石井縫殿助放討の事…縫殿助組內に、石井與左衛門と申人、奸謀事の有り候に付て、勝茂公縫殿助に放打仰付られ候、與左衛門方へ洩聞へざる樣に、此事家內にも沙汰致さず、家來彥右衛門と申す者一人に潜に申聞せ、直に打與左衛門宅へ參り候、與左衛門は火鉢に埋火をたき居り申候、縫殿助申候は、此間より御自身身上の事、承合候へば科仰付らるゝに相極り候由に候、若し申披ひなどはこれなきや、相談の爲參り候由申され候得ば、與左衛門承り緩々忝き事に候、先づ御酒を上げ申べくと申し候て、勝手へ參り候に付て、裾を取りのばし候ては成る間敷と飛びかゝり、組合ひ申され候處、火鉢を踏返し暗闇に成申候。縫殿助家來彥右衛門は內證の通に刀を拔き闇打に切候得ば、主人上になり居り候を大腰切落し申候、其時我は縫殿助なるぞと申され候に付て、彥右衛門狼狽へ駈出て、後に自害仕候、扨縫殿助は腰切落されながら、與右衛門が首をかき落し、共に相果て申候、放打仰付られ候儀迄て聞付、石井六郞兵衛（三郞太夫祖父歟）一番に駈付け候處、一家の者銘々長刀持出し、向ひ候、同組衆段々集り、一家殘らず打捨申候、右の段御聞に達し候に付て、縫殿助悴、當時十三歲に罷成り候を召し出され、家督相違なく仰付られ

候段、御家を中御渡され候、鹽童御請に有難く存じ奉り候へ共、家督の儀に付てに御斷り申上度候、某儀は養子にて御座候、實子倉法師出生仕候、縫殿助内存にも、倉法師に家督を讓り度存じ居り申べくと存じ候、實子の儀に御座候得ば倉法師に家督仰付られ、某儀は無束にて召仕ひ下され候樣に、願奉り候由申上候、勝茂公聞召れ、若輩者神妙の申分にて候、左候はば倉法師に六百石、鹽童に百石下さるべき由仰渡され候處、鹽童又申上候は、重畳有難く存じ奉り候へ共縫殿助仕落も御座なく候處、一跡の知行相減じ候儀殘念に存じ奉り候、只某は無束にて御奉行申上べくと申候に付て、倉法師に家督相違なく仰付られ、鹽童へは内證にて合力仕り候樣にと仰付られ候、夫故七十石遣はし置き候由、鹽童は高麗人林榮休嫡子にて候、次男刑左衛門儀榮休家督を繼忠直公御供仕候、三男藤竹源右衛門小城御家來にて候、鹽童段々御用に相立ち石井彌七左衛門と申候、倉法師後に兵庫助と申候、役人を勤申され候、光茂公龍造寺八幡宮御參詣の時分、兵庫助屋敷内の垜にて的を射申候、それ矢御駕籠の前に參り候、此時浪人仰付られ候、兵庫子修理、歸參五百石下され候也、此咄に付弓鐵砲など稽古の時、能く矢落を吟味仕るべき事候也。

○石井茂右衛門切込の事……茂右衛門は三郎太夫實子にて候、亂心致し乘物を二挺くさり合せ、隔を取放し女房も乘せ早津江の百姓家に入れ、戸口を締め、大小を拔ぎ罷在候、女房は中野將監娘にて候、右の段勝茂公上聞に達し、中野一門へ下され候て、茂右衛門は打捨、女房を何卒安穩に取返され候樣にと仰付られ候、扨又他領境にて候間、見物人もこれあるべく候、警固の爲め足輕物頭二組遣され候、之に依て中野一門中色々吟味致し、早津江に罷越され候、其比山本神右衛門は隱居入道にて有馬の手疵滯候て、歩行叶ず候へ共一門衆同前に罷越べき由申され候。

一門衆よりは御老體の御越の儀、入らざる事の由差留申され候へ共、殊外立腹致し其方共は何を知て左様に申候哉、手足は叶ず共、差引は我等仕るべく候無調法の儀仕り候て、一門に恥をかゝせ候ては罷成らず候と申候て、乗物より罷越、袖まくり一本持せ、家來の者に申含め參り候、前方よりの仕組にて、家の兩方を一度に打破り申候、茂右衛門双方に心を移し候處を取手の者飛入申候、茂右衛門刀を振上打懸り候處を手棒にて受留、捕伏せ、叔父伸右衛門家來申付の如く壁打破り候と、ひとしく女房を袖まくりに引懸け、刎ね出し申候を其まゝ伸右衛門乗物に乗せ、吾等は此用事計りに參り候、跡は何れも心遣之れ有るべく候、上より女房を恙なく取返し候樣にと仰出され候處、少も疵を付ては罷成らず候故老人は罷越候と申候て、罷歸られ候、即座にて茂右衛門打捨申候、介錯成富矢左衛門（前名五郎兵衛後名藏人）其比は中野數馬小性分にて候、房付候纒手助懸、家低く候故小膝を折りて首を打落し、片手に提げ間に刀をかへ檢使に見せ申し候由。

◉山本五郎左衛門喧嘩の事……五郎左衛門二十歳計りの頃（萬治三年也）七月十七日母方伯父大塚勝右衛門同備之助へ見舞の爲、田代の宅へ暮前に參られ候、途中にて綱引候者行違に、手竹の泥を五郎左衛門白帷子の肩に摺付申候、草履取立留り、無作法者と、咎め候へば、此者申し候は、よけ申したる者に突かゝり申され候に、推參なる事を申すと、双方申論候、五郎左衛門立歸り、苦しからず候間、草履取構はず參り候樣にと申候へ共、互に申論募綱引手棒を振上、草履取を打申すべくと仕り候、夫故五郎左衛門走かゝり相手の髻を摑み引倒し候て無作法を仕り候て、一言の斷をも申さず剰へ棒抔を見せ候て不屈者なりと申捨、小者にも構はず參り候得と申候て、先に歸り申候、相手の子宿元の座敷にて謡うたひ居り候が、門外の事にて聞付、刀を持、駈出、何事にて候哉と申し候間申し

候は、先に參り候乃、狼藉仕り候と申候て、草履取りと組合居り申候、右の悴刀を拔持、五郎左衛門の跡より付害、拜み打に打候へば、右の肩より乳の邊り迄立わり仕り候、五郎左衛門振返りさまに、拔合候處を、又左の肩より二刀斬る腕二ケ所都合五ケ所の手負申候、夫故左右の手揍へ候へ共、暫く切合ひ相手をも數ケ所手を負せ、手しげく切かゝり候故、此者次第に跡に引申候が其の者の門の脇にて打伏せ申候、五郎左衛門乘懸り留め差し申すべくと仕り候へ共、相手打伏せ候てより、張合ぬけ、腕揍へ申候故、吭に刀をあて、足の指に刀を挾み、吭を蹴切り申候、夫より元氣たゆみ候故、刀を杖につき草履取を尋ね候得ば、堀の內にころび入、最前の相手と組合ひ、是に居申候と申候故其者のがさぬと詞をかけ切かゝり候時、切りはなされ候肩の疵、元の樣に付申候、相手は瑞龍庵の馬場へ逃込申候を、追かけ候へば卵塔の方へ小堀を飛越申候處をなぐり打に打候得ば、切先にて頭より足迄わり付申候、此者は後に生き申候、左候て五郎左衛門は小者の肩にかゝり候時、此邊りに雪駄をぬぎ置き候、さがし候へと申し候へば、小者は只御捨なされ候へと申し候、五郎左衛門申候は、履物を捨て立退候と、後日の評判を案じ候間、是非さがし候樣申付、見出候を履き候て、大塚權之助處迄參候、右之段五郎左衛門親吉左衛門宿元にて承り、大塚左太夫との喧嘩と心得長刀を持ち大塚一家なで切すると申し、駈付申され候由、追付祖父神右衛門參り、外科に逢候て、疵調り自身腹切り候樣に仕り度候間、偏に療治賴申由申され候段々疵調り申候、見廻の人數多く參り候內鍋島監物殿へ神右衛門申され候は、扨々人の上は量り難き者にて候、吾等老後隱居の身にて、皺腹を切るべしとは存じ寄らぬ事に候が、不慮の仕合と申され候。夫は如何樣の儀に候やと申され候得ば、世息吉左衛門病者にて御奉公なりかね候を、色々養生致し、家督を讓り候得共、確かとも之なく、五郎左衛門並に生立ち候へば、月星とも賴

み居り申し候處、此度の行かゝりにて、相手は主水殿御家來にて候。五郎左衞門頓て切腹仰付らるべき事に候、其を見候て、ながらへ居り申す事相成らず候、九萬軍神彼者より先に切腹仕り御目にかく可と申され候由、然る處に主水殿(睡雲)より仰上られ候は、山本五郎左衞門事、先祖御用に罷り立ち、某家にも謂れ共御座候者に候、相手は某家來にて候間、此度五郎左衞門御仕置差免され候樣御斷り申上候段、申宅はれ候に依て、別條なく相濟申候。

五郎左衞門咄に、出宅の時分、二尺八寸の刀を差し候て出で申し候が、計らず短き刀をさしたく心付き候て立歸り、二尺三寸の刀を差し候て出で申し候、是にて仕濟まし申し候、兩の肩切離され、腕叶ひ申さず候處、長き刀にてはなかなか拔合も罷りならざる筈にて候。二刀遣ひにて候へ共、兩手にて漸く一刀を振ひ申候、初めに相手を一刀にても切り候はゞ、勝負相の理も見へ申すべきがだしぬけにて、たゝみかけ、切込候故、眞黑に成り、相手の體少し白く見へ候を目當に、只一刀に鍔元にて切申度き志より外之なく候、切られ候時は鞭拆にて打ち候樣ばかり覺へ候由、雪駄踏居り候がすべり候故、踏拔き申候、此後一家に雪駄ふませ申さず候由也。

❸龍雲寺傳湖和尚敵打の事……傳湖は多久桑生にて、兄次郎兵衞弟何某母一人あり、九月の比、母、談儀に參り候て次郎兵衞子を召連れ申し、歸り候時草履を見申すとて、傍の者の足を次郎兵衞子踏み申し候、其をとがめ候末にて、云募り候か、此者脇差を拔き次郎兵衞子を突殺し申候、次郎兵衞母驚き其者にすがり付き候處を是も突伏せ申候左候て此者は宿許へ罷歸り候、右の者は中島茂庵と申す浪人者の子五郎右衞門と申す者に有之候。弟は山伏中藏坊と申候、茂庵事美作殿話相手にて五郎左衞門へ知行とらせ置かれ候、右の樣子次郎兵衞宿元へ相聞へ、次郎兵衞弟五郎左衞門所へ仕かけ候へども、内より戸を締め、出合申すべくに付て見舞り候樣に、作り聲いたし候故、戸を

明け候所を名乗かけ切結び候が、掃溜(ハキダメ)に二人ながら落入申候て五郎左衛門を突き殺し申候、然處に中藏坊かけ付、次郎兵衛弟を切ふせ申候、右の次第傳湖承り付け早速次郎兵衛かたへ参り、相手は一人此方は三人切殺され無念千萬に候間、中藏坊を討候樣にと次郎兵衛に、勸め候へ共、請合申さず候、傳湖口惜く存じ出家ながら、母弟甥の敵を討べくと存じ立たれ候夫れに付平僧の分にては、美作殿より手ごめに會ひ申儀も之あるべくと存じ、頓て出世致し龍雲寺住持になり申され候、左候て伊豫の樣に大小を鍛たせ、手習子に與(ク)れ候と申候て拵迄(コシラヘマデ)出來させ、翌年九月廿三日に出立せられ候、折節客來有レ之に付て馳走など申付、方丈より潜に忍び出て、俗の身拵(ミコシラヘ)に出立多久へ参り、山伏中藏坊を尋ねられ候へば、月待に参り合ひ、大勢集り居り、中々手に及ばざる樣子に候、去りながら、かさねてと、取延ばし候事は相ならず候間、親茂庵を討て本望を遂ぐべしと存じ茂庵宅へ仕かけ寢間に駈込、名乘りかゝり、起上り候處をひた突に突き候て、突殺し申され候、近所の者駈付け取卷き候に付樣子申し聞され、大小を投捨て罷在られ候、此事追々佐嘉へ相聞へ、檀那共數十人駈參り、同道にて罷歸り候、美作殿以ての外立腹候へ共御立寺住持にて候へば手に及ばせられず、鍋島舍人(普周)を以て高傳寺湛然和尚へ申入られ候は、人を殺し候出家に候へば、死罪に仰付らるべき由に申遣され候、湛然返答、一派の仕置は高傳寺心のまゝにて候、御構あるまじき由に候、美作殿彌々立腹にて如何樣の御仕置に、なされ候やと尋ねられ候、湛然承り、御聞き候て無益に候へ共、強て御尋ね候間、申遣し候、破戒の出家は脫衣追放仕る作法にて候由、左候て高傳寺にて傳湖脫衣候て、追放の時分弟子共大小差檀那とも數十人守護致し轟木迄送り申候、道筋に獵師の樣なる者、數人相見え候、多久より、參り候なりと申候由、其後筑前に居住、諸人に取持、江州澤山士などよりも、懇意にて候、右の樣子聞き傳へ候、所々に

て取持有レ之候由也。

◎江戸御藏番侍堀江三右衛門事……三右衛門事御藏の金銀盗み取、缺落致し候を捕へ、白狀の上重罪に候間責殺し候樣にと仰付られ中野大學檢使に罷越し候。先づ身內の毛を燒き、爪をはなし、筋を切るなど、樣々に責め候得ども少も動き申さず、色も變り申さず、終に脊を截ち割り、醬油を沸し懸け候時、身をそらし候て相果て候由也。

◎福地六郎左衛門殺害人留め候事……六郎左衛門御城より退出の時分、多久殿屋敷の前にて、歷々と相見へ女中乘物通り候に、何者か禮を致し罷在り候、長刀持通りさまに頭が高いと申して、長刀の柄にて頭を打申し候、此者頭を拭ひ候得ば、血付申候、其まゝ立上り、禮を致して罷在候に法外の仕形、戒からざる仕合と詞をかけ、長刀持を一刀に切伏せ申し候、乘物は何方へか通り過ぎ候、六郎右衛門參りかゝり、鑓の鞘を迦し立向ひ、刀を鞘に納め候へ、御城內の儀に候へば拔身を持せ通すまじきと申候。此者承り、唯今遁がれざる行懸り、定めて御宽あるべく候、刀を納め申し度候へ共今の御一言にては納めがたく候、迷惑ながら、御相手に相成るべしと申候に付て、六郎左衛門忽ち鑓を捨て御尤に候、福地六郎左衛門にて候、天晴見事の御仕廻、拙者證據に立ち一命を捨、御後ろ見仕るべく候、刀を納め候へと禮義正しく申し候に付、心得申候と申候て、刀をおさめ申し候、扨何方の衆にて候やと尋ね候へば、多久長門の家來と申候、即六郎右衛門同道致し、右の次第申上候右女中歷々の御內方と相しれ、長門殿より家來切腹申付べきよし申上られ候、其時六郎右衛門罷出、侍の申しかはしたる儀に候間、右の人切腹仰付られ候はゞ、六郎左衛門は眞先に切腹仕るべく候と申候に付て、別條なく相濟み候由。

六郎右衛門は大身に候へ共、宿許にては不斷蘆を打申され候由、家來共は彼々不似合の事と、つぶやき申候を六

郎右衛門承り或時使者出合に罷出候が、門前にて馬に乗り家來共へ我等肩衣に蘆は付き居り申さず候や、能く見候へと申候由、又六右衛門は主水殿組にて候寄親の役人を仕られ候、主水殿所に參り居、臺所にて蘆を打居り申候由、時代の風儀寄親組子他事なき事に候由也。

●鍋島安藝殿より志摩殿へ意見の事……志摩殿より安藝殿へ使を以て、京都愛宕へ參詣仕り度の由にて候、安藝殿夫は何の爲めに候やと申され候、使申し候は弓矢神にて候へば御武運の爲めに思召立たれ候由申候。安藝殿立腹にてシカと無用に候、鍋島の先手が愛宕など頼みて成るべきや、向に愛宕大權現立向はれ候はゞ、眞甲二ツに切りわりて、先手をつとむべくと存じ候へと返答の由。

●深江助右衛門缺込者圍候事……助右衛門は柳原御前樣へ、御付なされ候、或時土井大炊頭殿御家老の中間（チユウゲン）、傍輩を刄傷致し、助右衛門長屋へ缺込相頼候、助右衛門請合圍置候此事相知れ家老共より使を以て懸合候へ共、差出されず候、後には大炊頭より御使參り候、助右衛門申候は、主人丹後守兼て申付に奧樣に相付候者の儀何事に依らず、表の下知に從ひ御家中同前に仕るべき由申付に候萬事共通り相守り候、然ながら此度の缺込者の義は、鍋島の家にかゝり申事に候、助右衛門を人と存じ相頼候を、我身難義に及び候とて、差出し候ては、侍の一分立申さず候。某一命にかへ申覺悟にて候、大炊頭樣御意と候ても、此儀はシカと承引仕らざる由申切り候、夫れに付御前樣へ仰入れられ、曾て死罪などに仰付らるゝ事にて之なき間、差出候樣にと重々御斷に付、後々の儀まで得と承届、別條無きに相極候故、差出候由也。

●同人相良求馬へ意見の事…助右衛門御目付役仕り、御供立に罷登候時分、求馬年寄役にて惡所狂仕られ候、數人

意見仕られ候得共、聞入れ申さず候、或時助右衛門参り求馬へ申候は、御自分惡所狂の様迄に見届罷在候、即刻言上仕るべく候處、當時御手前一人にて御用相濟候事に候、言上仕り候ほど御仕置たるべく候、其時は御國家の御用相濟ざる儀と存じ、國家に對し言上差控罷在候、然共いつ迄も思召留まられず候はゞ、是非なく言上仕るべく候言上仕るからは年寄とはいわせ申さず、忽ち御仕置にあわせ申候、何と御國家の御爲に、思召留まられ間敷やと申候に付て、求馬涙を流し、過分至極と請合相止候由なり。

助右衛門儀、綠樹院様御死去の時、御意をも相傳へず江戸にて出家仕り、高野へ御骨收罷下り高傳寺御法事過、草場の百姓の家を口無にしつらひ、ごき穴より食を通はせ、御七年迄籠居にて御寺へ参り、直に北山に庵を立引入申され候。

先年野田八兵衛座籠の番深江平八土肥藏人兩人不念の時、藏人は浪人平八儀は長清の忠を思し召され閉門仰付られ候由なり、綱茂公御代也、平八儀實は大塚平次兵衛子にて候平次兵衛女房は、助右衛門娘なり助右衛門、千八左衛門、八左衛門跡平八にて候也。

●中島十右衛門母敵討の事……十右衛門親何某、寢入罷在候を何者とも知れず忍入、打果し迯出候。女房起合何者に候や、やらぬぞと詞をかけ臺所にて追付、後よりむつといだき、少しも動かし申さず、倅久次郎（十一歳後十右衛門）を呼候へ共寺に夜手習に参り居合申さず候に付、家來共呼寄、打留め候由なり（十右衛門二度浪人、後に博奕宿致し切腹なり）

●鍋島十太夫家來、黑川小右衛門女房討返の事…小右衛門女房は山城殿家來出原喜兵衛娘にて候、小右衛門身上二

石にて、ちい／＼敷體にて、芦刈に居申候、隣に德永三左衛門と申者罷在候、三左衛門に、十太夫家老分にて、有德の者に候、八月十五日喜兵衛宅大町の祭禮にて候故、小右衛門夫婦ながら、供日參り存立候か、喜兵衛より蚊屋を借置候を三右衛門へ質に遣置申候、供日參りに客人も候間持越申度存じ、三右衛門所へ參り、二十日借申度由申候三右衛門合點仕らず、剰へ惡口など仕り、數多の借銀少も相拂はず、其上質物を返され候樣と申す儀、理不盡の儀に候、以來此方出入仕まじく候、若參り候はゞ打捨候樣に手形仕候へと申候、小右衛門もはや遁れぬ所と覺悟いたし、則手形判形いたし罷歸り候、右の通り相きまり候に付て、供日參も仕らず、八月二十七日迄に諸事を潛に取仕舞ひ、廿八日に田の初尾の餅をつき、夜に入り、子供二人の枕元にならべ置、女房にも申聞さず、三右衛門所へ參り窓より右の意趣を申達、打果申可候間、出合候樣にと呼り候得共、內より戶を締め、答申さず候。三右衛門は裏小屋に居申候。弟與左衛門と申す者へ娘お七を遣し、右の段申知らせ候に付て、與左衛門裏へ廻り、後より小右衛門を切付候得ば、頭を打ぺヅリ申候、小右衛門振返り暫し切合候處、與左衛門藁に足をまとはれ、倒れ申し候。小右衛門も同じく倒れ申し候が、倒れながら橫に拂ひ候に付て與左衛門腹を切破り申候。兩人共に起上り、又々切合申候に、與左衛門引色に成り次第に外へ出申候か、暫切むすび候が小右衛門切殺され申し候。近所の新助と申者馳付け、與左衛門を肩にかけ歸り申し候。小右衛門女房聞付、鎌を持馳出小右衛門死骸を見、鎌にて石をたゝき、無念なりと淘嘯致し、小右衛門の脇差を取、三右衛門所の窓に立かゝり、聲をかけ候へ共、出合申さず、內より薙刀にて切拂ひ申候。小右衛門女房長刀に取付、引合申候へば、窓崩れ申候、則內にかけ入、三右衛門に數多手負はせ申し候。其時下人共出合、女房を切殺し申候。與左衛門は九月朔日に相果、三右衛門は同四日に切腹仕候。いづれ

も光明寺に收り申候由なり。

○鍋島左太夫家來道白手疵の事……道白は黑土原に居申候。悴を五郎兵衛と申候。或時五郎兵衛稻を荷ひ通候處、向より神代左京殿浪人岩村久內と申者參りかゝり申し候、前方意恨之れ有りて、久內へ稻を突きかけ、口論仕かけ久內を打擲致し、堀につき込候て五郎兵衛は罷歸り候。久內詞を殘し、宿に歸り、兄源右衛門に申聞、兄弟連にて五郎兵衛所に討返しに參り候處、戶をほそめに明け五郎兵衛拔身を持、待かけ居り候を存ぜず候て、源右衛門入り候を、横に拂申し候、深手にて、刀を杖につき外に立居申し候。其時久內駈け入り、道白が聟勝右衛門と申者囲爐裏に居申し候を、切候へば、自在に當り、勝右衛門が顏半分切割り申し候、道白夫婦にて、久內が刀をもぎとり申し候。其時久內申候は、最早本望達申候、兄を召連れ歸り申可く候間、刀を御渡候樣にと色々斷申候に付相渡候得ば、刀を取道白が脊二ケ所、首半分切り申候、夫より五郎兵衛と切合外に出で、暫く勝負なく候處、五郎兵衛胸を切落申候夫れに久內も數ケ所手負、兄源右衛門を肩にかけ歸り候處に、道にて源右衛門は相果て候。五郎兵衛血留など仕候處、水を給申し候に付、相果申候。數ケ所の手疵にて候。道白が女房も指を斬られ申候。道白手疵は首の骨切落ち、吭ばかり殘りて、首は前にさがり申し候、道白自身の手にて、首を押上居申し候。外科參り候て、先膠にくす手を付け、夫に苧をかけ上に繩を付梁に釣り疵を縫ひ、惣身を米にて埋め、動き申さざる樣に致し療治仕候。後には骨つぎ別條無く癒へ申し候。道白事終に氣分を取失ひ申さず、皆終平生に替り申たる儀之れ無く候。人參も呑申さず候、三日目に血走り申候節、獨參湯少し用ひ申し候までのよし。

右岩村に親久兵衛と、大黑舞を仕り拍子方舞方の拍子の論にて、久兵衛頭を切申候。夫に付浪人の由なり。

●成富藏人御城にて亂心者捕候事……西牟田三之丞御式臺番仕罷在候處、臨上下着致し、書き物を懷に入候者、御式臺より上り候に付、三之丞とがめ候得ば、晋成七郎兵衛と申者にて候、殿樣に御用御座候て罷出候由申し候。亂心者と相見へ候故、御臺所へ連れ行き諸人取寄せ居申し候。藏人承り付人を押のけ飛かゝり取て伏せ、繩をかけ申し候由、右の者は浪人者にて候か、亂心仕り候由なり。

●西牟田三之丞自害の事……三之丞大阪納戸役相勤罷下候處、勘定方遣拂之有り候に付て、御究に罷成り候。評定所へ罷出一通申開き罷り歸り、大分の人の損し申す儀有之、其身も何れ遁れ申ざる義に付、一人の科に引請け、自害仕り候由。沙汰仕り候なり。三之丞は玄智の兄なり、兼々粗忽者にて候。大野市郎兵衛と兩人、不寢番仕り罷り在候か、相撲を取り申し候、三之丞負け申し候に付て大野が額を喰こかし申し候血ながれ候に付て、三之丞に拭ひ候へと申し候。三之丞褌の端を出し、拭ものなくば是にて拭ひ候へと申し候由。

●中島二右衛門大木兵部を討果し申可と仕候事……先年長崎へヱケレス船來着の時分、神代左京殿罷り越され候に付、大木兵部相談人に相添へられ候。船中にて兵部咄に有馬にて伯耆殿不出來に候と申され候、二右衛門物陰より承り、左京殿を呼立て、唯今兵部咄を承り候。立て置く者にて御座なく候、兵部を海に切込、某は亂心者に相成り切腹仕可く候間、左樣御心得成さる可しと、左京殿御聞き、尤もの儀其方志感じ入り候。去り乍ら今度長崎へ罷越候儀は、御家に懸りたる大事の場にて候。殿樣に對し、我等に對し、堪忍仕候樣にと、重畳御斷候故、堪忍仕候由也。右二右衛門實子之れなく候故、弟源左衛門を養子仕り候。源左衛門事一切器用者にて候。藝能細工致さゞろ事無之候學問など能く仕り、默傳、寂堪と申す、出家二人呼寄せ、佛法を承り、後には劍術に佛道を取り交せ女中に

組術など致させ、其外事々數儀共にて、浪人仕候とも、又荒く御異見仕り候て、浪人仕候共申し候、源左衛門後には入道致し、一水と申候。高傳寺龍西堂の親父なり。兄二右衛門は、無藝無能に候得共、一生家老役相勤申候よしなり。

●志田吉之助事…吉之助は政家様の御小性にて候。勝茂公の御代に成り候節、石田豐存を二度に吉之助弟と云、養子致し、家督を讓り、隱居樂人と罷り成り候。多久美作殿懇意にて、心安く出入仕り候。吉之助事、抜群の器量者に候故、美作殿潜に萬事を相談致され候。後には大知を下され、御用に立ち候様に致す可と美作殿存じ入られ候。其事を吉之助見取り候に付て、馬鹿を拵（コシラ）へ慾深き者に仕成し、眼藥を賣り、錢を取て、錢をきせ、人喰犬の傍は裾をからげ、足の疵は癒る事あり、着物の疵は不癒などゝ申候。然共、美作殿は彼者作り馬鹿に成り候事をば察し、譜々奉公させ申す可き心入にて候。其事を又吉之助見取り候に付て、其後は大臆病者に仕成し鳥居の下を走りて通り、御堀端は塀の下を通り、後には御堀の端を通り候て、切害人參り候時、御堀に飛入て命を助かると申し、打首よりは磔が增なり、少成共遲く死ぬるがよきと云ひ、生ても死ても殘らぬ時は、生たが增などゝ申拵へ候て、終に奉公仕らず候。或時筑後へ目藥賣に參り候節、山立（山賊）に逢ひ、三人切伏せ、二人に手負はせ、追放申し候。此事深くかくし居り候得共、段々あらはれ、天晴の手柄なり、くせものにて候と、諸人申し候へば、吉之助取合には、曾て曲者にてなし臆病故也。仔細は油斷したらば切殺されさうに有之故、命が惜さにかせぎて、相手を早く切たりと申し候。斯様の事度々也。金銀を集め、壜に隱し、柱の節穴に込め、壁に釣り拵致し、老後に龍泰寺山門を建、政家様御靈屋脇に庵を結び、相果申し候、一生を、欲深と、スクタレに隱れ申候、光茂公御初に、美作殿吉之

助に相談候は、代初の仕置が大事の物也、夫に付勝茂公御仕置の趣を以て、御書付を致し置き候、其方了簡通り、承可き由にて、二三ケ條讀ませられ候時、吉之助退屈致候間、罷歸る可しと申し候。美作殿立腹にて、仔細を尋ねられ候。吉之助申し候は、御手前は人並に家老と存じ候處、何の益にも立たざる家老にて候、其謂は家老と云ふものは、主人に家中の者思ひ付く樣にする物にて候、唯今の書付を家中に見せられ候はゞ、勝茂公の御事有り難く存じ其方の事を褒め申す許にて候。勝茂公御死去間もなく、家中馴染の士、未だ涙も乾き申さざる處、斯樣の御遺言とあらば、彌慕ひ奉り、當殿樣の事は、素より馴染はなし江戸育立の主人如何と存候時分なれば、一人も思付く者有る間敷候。忠節の家老の仕形ならば、其書付の通を悉く、當殿樣の思召寄にして、我存立などと、努々人に知せず書き物を差出候時、扨は勝茂公にも増り候主人にて候と、代初に思ひ付樣に仕ものにて候と申候に付、美作殿、尤も至極、夫故其方には見せ候とて、則書き物破り捨てられ候よし。

○生島作庵御忠の事……光茂公上の關にて御疱瘡成され候時、作庵御藥差上候。別て太切の御疱瘡にて候故、御供上下氣を詰め罷在候然る處、俄に御瘡黑く相成り候、御看病人力を落し、作庵に潜に申達し候處、則罷り出で伺ひ奉り、扨々目出度事にて候。御瘡直り申し候。最早御別條なく、追付御快復にて候、作庵請合申候。上下御祝ひ成さる樣にと申し候。御側の衆承り、扨は作庵氣亂たると相見へ候、彌賴なき事なりと存居り申され候。作庵は屏風を立廻し、暫くして罷出、御藥一貼差上候處、忽ち御瘡直り、御本復遊ばされ候。後に作庵申され候は、御大人の御療治を一人にて請取申候得ば、若御本復遊ばされざる節は、則座に腹かき破り、御供仕る可しと、覺悟を極め一貼の御藥調合仕差上候と潜に噺し申され候由。

●小島作兵衛御仕置きの事……作兵衛儀御側に相勤め候、或時光茂公召させられ候處、緋縮緬の下帯仕居、出で候御穿鑿成され候處宜しからざる謂れ之れ有り、切腹仰せ付られ候。其節大石小助に、歹引刀にて切候様にと仰付られ候。畏奉り候由御請け申上げ直に寺へ参り、常の刀にて介錯仕候。其時小島名字召し遣され、田原と改申候由。

●田崎外記御仕置の事……外記事小々性目付仰付られ候、誰か御小性衆に戯れ申候を見申し候て、其方左様に仕候はゞ、言上仕る可しと申候。此者役は遁れざる所と心得、勝茂公御前に罷出で、外記事御小性衆に戯れ申し候條を申上候。則外記は引入候様にと仰出だされ、中野數馬に仰渡の書付を御書せたされ、數馬引取候處に、外記事右の様子承て御前に罷り出づ可しと、御次迄參り候に行逢申候取あゑず數馬申候は、御手前に仰渡唯今相濟申し候、即小屋へ御歸有之べく、よき所にて參り合ひ候と、打笑候て申候に付、外記は小屋へ罷歸り候。追付仰渡之れあり、切腹仰付られ候。妻子ともに御殺成さる可きの由、數馬機轉にて外記が氣を奪申候と、其の比取沙汰のよし。

●石尾何某仕置の事……石尾又兵衛弟何某御茶道にて候。坂部又右衛門小小性の時分、喧嘩いたし、打果申す可きなどと申す儀、顯然いたし切腹仰付られ候。其時何某暇乞仕候が頻りに落涙仕候。石尾切腹の場に涙を見せ候儀臆氣の仕形、腰ぬけなりと取沙汰仕候。武士の仕方は、少しの事も大事にて候由なり。

●中野數馬組內科人の時僉議の事……數馬組內に、御究に罷出候者之れ有る時は、萬方組中名誉申分吟味仕り、自然不埒に有之か又は申落の儀も之れ有りては、組內の恥に候間、何れも粉骨思ひ寄り吟味仕候様にと申され候よし。

●中野甚右衛門浪人の事……光茂公の御代、神右衛門は御近習頭仰付られ、其時分は其身様に兩隣軒に御座成らせられ諸役人は御本丸に相詰申し候、何事か甚右衛門より申上候様にと仰付置かせられ候儀、早々書付差上候様にと、

倉永利兵衛に仰出され候故、御本丸へ申遣し候得共、書付參り申さず、御前よりは間もなく御急ぎ遊ばされ候時分、甚右衛門より利兵衛に當り候樣書て、手紙參り候火急の時分にて、利兵衛不念にて直に差上申候。御覧遊ばされ候處に、其書付中自分事にて、此書付を惣べて持參仕る筈に候間、御前へは持參仕候分に、仰せ上げられ下さる可しなどゝザレ事など書載之有り候。以の外御立腹、則相究候樣にと御意成され候。將監申上候は、御改に申し及び申す義にて御座なく候。即ち科仰付られ候樣にと申上候に付て、浪人仰付られ候。利兵衛痛入、引取申す可と申し候得共、將監より差留、甚右衛門に憎しみ有りて致されたる事にては之れ無く、彼者運盡き申候故にて候と申され候に付て、利兵衛は別條なく相勤申候由。利兵衛申分、甚右衛門自分の筆談仕候を、私大形にて御前に差上、甚右衛門科仰付られ候へば、私縫害仕候同前にて候。諸人に面目も御座無く候。甚右衛門同前の無調法にて御座候間御奉公相勤申ものにて御座無く候。則引取申候此段御耳に達せられ候樣にと申達し候が、斯樣の時、智恵をつけてくれ候傍輩一門、兼て申談じ置く可き事なり。

○久納市右衛門御加増の事……市右衛門儀別に御用に相立ち候に付て、御加増下され度思召され候へども、主水殿市右衛門と中惡しく候故、御遠慮にて、御加増等をも仰付られず候處、市右衛門宅へ御成遊ばされ候筈に候段、主水殿之を承はられ、勝茂公へ市右衛門御用に罷立申し候間、此節御加増下され然る可き由申上られ候。御太慶大形ならず、則市右衛門召出され。御加増下され、主水心入直り、安堵至極に候。御禮に參り候へと御意なされ候。市右衛門悦び直ちに主水殿へ參候て、御加増の御取成の御禮、且又御成に付て薄縁(ウスベリ)三百枚下し置かれ忝なく存奉り候よし、深々禮謝申し達せられ候。聞次の者主水殿へ申達し候處、則面談にて、其方奉公に精出し候故御加増の儀申

上候殿御成に付、薄緣遣はされ候。曾て其方と申なをり候儀は罷り成らず候。則罷り歸らる可く候。重て此方へ參られ間敷候、薄緣は取かへし候樣にと申付られ、則取返され申し候。其後主水殿死去の前に市右衛門を招き、其方事御用に立申す人にて候へども、自慢・奢の心之れ有り、夫故我等一生中悪く致し、其方を押へ置き申候。我死後に其方を押へ申す人之れ無く候。隨分謙り候て、御用立申され候樣にと申され、市右衛門感涙を流し、罷り歸り候よし。

◎内田正右衛門と介錯仕樣問答の事……或人御本丸御式臺にて、數人の中に正右衛門へ申され候は、御手前は國御指南の由、平生の氣質に候へばさぞあらき指南にて有る可く候。介錯など頼候はゞ、天窓などにべつこでしと申され候。正右衛門取合候は、左樣に致たるものにて之れ無く候、御自分の首に墨を引き候へ、一分も違はず切て見せ申可しと申候由。

◎永山六郎左衛門行列わりを投げ候事……光茂公御在府、何方御出の時、六郎左衛門御乘物棒先に立、御供仕候節、何方の侍、聞らず參りかゝり、御行列に步を込み候。六郎左衛門走りかゝり、右の侍をとらへ下水に投込み申し候。左候て、そのまゝに傍に控へ、御跡行列に向ひ、永山六郎左衛門家來護り候へと申し候て、右の侍に申分之れ無き哉と候得ば、御免成され候へと申し候て罷り通り候。御歸以後、今日御供のもの方々御出成され、太儀仕り候間、御酒拜領仰付られ候由に付、何れも罷出で候處、御出成され候ていづれも太儀仕り候、御酒下され候樣に、六郎左衛門も御酒下され候へと計り御意成され、右の一通始終兎角之れ無く候由。

◎野副次郎左衛門介錯請合の事……主水殿組內、內田吉左衛門切腹に付、主水殿方にて組中集り、介錯人僉議の時

誰にても一言も申さず、時うつり申し候。其節次郎左衛門末座より罷出て斯樣の儀は身上の高下人柄にもより申間敷候。致手之れ無く候はゞ、某仕可く候と申候て、別條なく相仕舞申し候よし。

●樋口興兵衛介錯の事……興兵衛一生數人の介錯仕り候。金原何の某切腹に刀を立て引廻し候處に、廻り兼ね申し候、興兵衛側により、エイ聲をかけ地踏み仕り候。其の勢にて一文字に引廻し申し候を、介錯相しまひ候上にて、扨て他事なく寄合ひ候者と話申し候て、落涙仕り候由。

●何某介錯の時皮少しかゝり候事……何某切腹の時、介錯人首討落し候へば皮少しくかゝり申し候、御目付衆、かゝり候と申され候介錯人立腹いたし、首を摑み切落し、目より高く差上げ、御覧成され候やと申し候て、無興に相見え候よし。

古來の定議にて、首飛び申す事も之れ有るものに候。檢使の方へなど飛申さゞる樣にと候て、皮少し切り殘し申たるが能く候と申候よし。然共當時は打落たるが能く候也、又首五十切たる者の咄に、首によりて一つの胴ほどに手ごたへ致すも之れ有り候初め首三つ計り切り候迄は、手に覺申さず、よくきれ申候、四つ五つに成候ては、餘程手ごたへいたす物に候、とかく大事の物に候間、いつにても平士迄もと思召候はゞ、仕損じ有まじくと申候なり。

●主水殿末期安藝殿へ咄の事……佐留志にて、主水殿病氣差詰められ候時分、安藝殿申され候に仰置かるゝ儀も御座候はゞ、承はる可き由申され候。主水殿返答に申置き度事候へども、益に立まじくと申され候に付て、是非承置可しと安藝殿申され候、主水殿申され候は、今五年過候はゞ大阪に一亂出來申可く候、當時の樣子を考へ候に、其

時は天下の弓箭の仕廻にて之れ有る可く候。然らば我人かせき申す時節にて候。我存命たらば、一番乗をして殿に加増させ申可くと存じ居り候へども、本望遂げず殘念の事に候。大阪の城は名城なれば、乗り落す事成りがたし、我數年伺ひ考へて、唯一所見付置たりと申され候。安藝殿之を承られ、御心安く候へ、御死後に是非乗落申可く候。乗所は何方にて候や御教召置かれ候樣にと申され候。主水殿申され候は、弓矢の事は其方とても我等にかわる事なし、それにて成る事にあらず、功をつんで、人にゆるされねばならぬ事なり。殿を自由に扱ふ事、其方は我等が樣にならず、今こそ城の乗しほと思ふとき、その儘乗らねば、人もかせきて其口を早くのる也。其方乗り落す可と申し候ても、殿を初め、人が請合申間敷、例のねば口十右衛門などが、大事でござる／＼と云て、御評議を仰たらば、其の間に人が乗り取る可き也。我等存生候へば、殿にも人にも構はず、其まゝ乗落す也。右乗所は備後が島唯一所也。日本にて此所を知て乗込可き者は、蜂須賀一人なり。多分蜂須賀が手柄に成る可きと申され候。併大阪一亂の年數少しも違はず、安藝殿態と罷登られ候へども相叶はず、主水殿申分少も相違之れなく候。安藝殿は此事別て殘念と存ぜられ居り候處、原ノ城一亂出來候に付、此節一番乗致し、討死と存はきられ候。主水殿末期迄、召し候夜着を、形見に貰ひ置き申され候を、陣中にても着致し罷在り候由也、右夜着のきれ、深堀新左衛門所に之れ有る也。

●岩村内藏助御意見申上候事……綱茂公御幼少の時分、内藏助を年寄役に仰付られ候。或時御前に判金之れ有るを、内藏助見候て、是はいか樣の儀にて御前に出し候やと、御側の者に申され候へば、唯今御進物に參り候よし聞召され、終に御覽遊ばされずと、御意成され候に付、御目にかけ候よし申候。内藏助承り、御大人に斯樣のいやしきもの、御目にかけ候儀、無調法千萬の儀に候。御前にも御覽遊ばさるゝものにて之れ無くと異見申上る可く候。御側

の業相たしなみ候様にときび敷呵り申され候由。又綱茂公御廿年の頃苗木山御屋敷へ御慰に御越成され、御屋敷近になり、御杖を御乞遊ばされ候。御草履取三浦治部左衛門御杖をつくり差上申す可と、持通り候を、内藏助見候て則ち取押へ折り申され候。左候て、治部左衛門を叱り大事の若殿を腰なへに仕なすか、たとひ御意と候ても、御杖上げ申さゞる筈に候。御側の者ども無調法のよし、以の外呵り申され候由。

右治部左衛門後は、手明鑓迄立身仕候。治部左衛門直の咄の由なり。

◉杉本道碩酔狂人へ取合の事……長崎御越の節、道碩所持の煙草盆を、中臺所小屋に持参り召させられ候に付て、煙草盆は跡に置罷出候。何某右煙草盆を取、二階に持上り置申し候處、道碩参りたば粉盆を尋申し候、何某酔狂の上にて、二階より申候は、爰へ持上置き候。侍に盗人の沙汰をかけ候哉、不屆の由申し候。其時道碩はしごを二三段上り、上を見候てヤレヤレ強みを出しをるなと申捨て、御屋形へ罷出候よし。

◉石井甚左衛門中分の事……甚左衛門儀、江戸御留主詰の時分御屋形にて博奕仕り、相手石井李之助が大小を取り申し候。此事顯然にて、兩人切腹、御居間番松野喜兵衛江戸にて、死罪に仰付られ候也。

親十郎太夫浪人仰付られ候。十郎太夫江戸詰に付て、悴を召連れ罷越居申し候、甚左衛門御國許召寄せられ、御究の上揚屋(アガリヤ)へ入れ置かれ候。御家老中引合の節、甚左衛門博奕の一通詳に申出て候上にて申候は、私仕出候悪事にて當時揚屋に入置かれ、追付御仕置仰付らる可と相待罷在る迄に候へば、少も存殘し候事、素より御座無く候。然共唯一事無念の儀御座候と、晝夜惜く存じ候。其仔細は揚屋の樋の口の上錠鈿にて御座候。侍も斯様に成り候ては、樋の下をも潜り逃げ申す可き物と相聞え候儀無念千萬に存じ候と申候由。扨又御仕置の時分、藤井加平次寺を見廻候へ

ば、暇乞の盃事仕り肴に田竿（田螺か）を取り、半分噛割り小聲にて申候は、是は出申間敷やと申候に付て、何し
に出申可きやと加平次申し候へば、いや胸つまり、中々呑込め申物にてなし、切口に有て見苦しかるべしと申し候
て、捨申し候。左候て加平次に潜に申し候は、我等は口を利たる者に候かと思ふに、スクタレにて候。死場にて若
這廻り候はゞ、平素の事候間、早く仕廻くれ申さる可く候。子細は曲者は死場平生に替ざるものと承り候。昨夜迄
相替らず候。寺に候てより相替り、無念に候と申し候。介錯大塚貞助にて候。別て死場能く候由。加平次直の咄に
承り候也。

●石井三郎太夫安藝の使者取合の事……三郎太夫江戸留主詰の時、御使者に罷出、山下町の廻り角東側にて候節、何
方の使者番の挟箱持、馬の跡に突當て候時、跡反（ハネ）いたし、忽反殺（ハネコロシ）申し候。右の主人、馬より下り、拙者は松平安藝
守家來何某と申者にて候。唯今の通御覧御届候やと申し候。三郎太夫馬より下り候て、成程見届申し候、去りなが
ら御斷申分けにても之無く、其元御ひけに成り候事にても之無く候。前足にて踏み候はゞ無調法に候へ共、跡の儀
にて殊に障申さず候へば反申さゞる物に候。御不仕合と申物に候先々御難儀に之れ有る可く候。此方用聞所へ御出
御養生御用事をも仰付らるゝ可く候。拙者は急用にて何方へ罷越し候由申し候て、組屋善右衛門所へ引付け候へば、
右の人申し候は、仰聞され候儀御尤に承落ち候。拙者儀頃日迄小性役相勤、近日前髪取、使者番申付け今日始て相
勤め候。日頃より傍輩共へ、江戸表の儀稽古仕候へ共、斯様の儀了簡御座無く候。罷歸り傍輩共へ申聞せ萬一私ひ
けに相成る事に候はゞ、追て御意を得可く候間、御名・御屋敷・御長屋迄御書下され候様にと申し候。三郎太夫之
れを承り、御ひけに罷り成る儀候はゞ、何時も御相手に相成る可く候と申候て書付け相渡罷り歸り候。翌朝右の人

三郎太夫長屋へ参り、傍輩共へ承り候へば、少しも別條之れ無き儀に候。其の場の御介抱忝けなき仕合に候、早々御禮に参り候へと申候に付て罷出て候由候て、罷り歸り候。廿餘りに相見へ候由也。

葉隱　第九卷

（編者曰此の一卷第七・第八に同じ御國の諸侍の實記なり、輯むる處四十一節。）

一寛永十四年　勝茂公御參勤の節、長門殿（安順）申上られ候は、私孫美作年若にては候得共、習ひ致し候間、御留守の請役、仰付られ候樣にと申され候に付て、美作殿へ仰付られ候、二十餘りにて候由。然る處有馬原の城一揆起り、御領境迄人數差出さるゝ筈に付、美作殿纖紙を取り、則座に自筆にて諸仕組浦々の仕組迄、片時の間に相定られ候。江戸にて勝茂公御心元なく思し召され、鍋島市佑を以て、御仕組の御云付遣ばし遣はされ候處、美作殿仕組に少も相違之れ無き由なり。

一鍋島生三上方土産差上候事……生三參宮仕り居り下り候て、直茂公御夫婦樣へ土產進上仕り候よし申し候に付、御覽遊ばされ候へば陽意樣華溪樣の御位牌にて候、能く心付き候て過分也、高傳寺の御位牌座造に候と、內々思し召され候よし、又位牌二つ出し候夫はと仰られ候へば、是は御夫婦樣御死去の節の用に候とて、差上申され候由。今の御位牌是れなり。

一下村生運登城仕候へば、直茂公御咄に、伊平太は年よりはたくましく、力量も有りて、大慶の事に候、側の者共相撲を取り候が、年上の者にも勝ち候由仰られ候。生運承り、年より候得共座相撲一番取申す可と申候て、伊平太樣を引寄御痛め遊ばされ候程に、投げ申し候。左候て申候には、未だ骨も定り申さざる處、力自慢など召され候はゞ、人中にてはぢ御かき有る可く候。見かけよりはよわく候と申し候て、罷立ち候由。

●永山六郎左衛門火事場御供仕り候事……光茂公御在府中（中藪）大火事出来御登城の時分、御側外様残らず御供に出立申し候。年寄中残り候様にと申され候得共、曾て承り立ず候、此段御耳に達し候、御馬に召し候てより、當番の者共供仕り、非番の者残り候様にと御意成され、御一言にて靜り申し候、其の時六郎左衛門、年寄役山崎勘解由の手を取り、永山六郎左衛門當番にて御供仕り候と申し候て御供仕り候よし。

●松浦源左衛門御使者勤の事……寛永十一年、家光公御上洛の時、勝茂公御供遊ばされ候。御旅宿へ若年寄永井信濃守殿より御状參り候に付、御返書御使松浦源左衛門仰付られ候。信濃守殿御旅宿へ持參候處、御登城の由、取次申し候。源左衛門儀初て御供に罷り登り。公儀勤不案内にて二條御城へ持ち通り、御玄關前迄參り候。御番衆見咎め、うろたへ者と相見へ候、捕へ候にと候に付て、棒突立上り、棒を當て申す可きと仕り候。源左衛門壁を後ろに當て蹲り、御状を取り出し御靜まり成され候へ、申し上ぐ可き子細御座候と申し候。其風情尋常ならず候に付て、棒突も猶豫仕り候時分、岡部丹波守殿（外山）奥より御出で、御玄關騷ぎ候に付て、御見分候へば、源右衛門申し候は、是は鍋島信濃守家來にて御座候、永井信濃守様へ書状持參仕り候と申し候、丹波守殿御聞き、鍋島家來にて候はゞ、我等を見知申し候やと仰せられ候。曾て見知り申さゞる由申し候、丹波守殿も無興なされ、此人初て勤めの無案内者と相見へ候。鍋島家來にて我等を見知申さざるが證據にて候。御番衆御靜り成さる可く候。我等請取申候と御申候に付て、御番衆源左衛門をにくげに見て、齒嚙し、睨み／＼立退たり。扨其書状此方へ相渡し候へ、返書を取遣す可しと御申し候。源左衛門承り、私此場の難儀、一命にかけ候。書状を見知申さゞる御方に相渡し候儀、罷り成らざる由申し候。丹波守殿御聞き尤にて候。去りながら其方こそ見知申さず候。我等は信濃守殿妻室の弟、岡部

丹波守なり、苦しからず候間、書狀遣し候へと御申し候に付、相渡し候處、追付け返書御持出相渡され候を請取り罷歸り候。晩方に丹波守殿此御方御旅宿へ御出で、右の次第御物語り、源左衛門働き比類なき器量者にて、御目にかけられ召仕はれ候樣にと、御褒美にて候故、御呵も之れなく、其後段々立身仰付られ候由。

○諸岡加右衛門使者取次の事……御在府中、御式臺にて何方の使者承次ぎ候處に、光茂公何方へ御出にて、御通かゝられ候。加右衛門御前に打向ひ、使者御取合を仕り、御口上を申上げ候。又同人綱茂公江戸御通の節、御供仕、光茂公御下國御行合の節、途中より急に御使者遣はされ候節、加右衛門仰付られ候。上下着仕り候樣にと御意なされ候に付て、挾箱明け申す可しと仕り候處、鑰相見え申さゞる由、宗來申し候故、御目通にて挾箱踏わり、上下取出し候。追て其仕形の繪を御筆に遊ばされ拜領させられ候由なり。

○大木權左衛門山城殿と組打始の事……山城殿御方へ、年禮の爲め權左衛門罷り出で候へば、前にて參り候。只だ組打初を致さず候、其方取子に成り候樣と申され候。權左衛門之を承り、取子にばかり成り候事は罷り成る間敷候。私にも御取らせ候はゞ、御相手に相成る可しと申候に付て、成程其方にも取せ申可き由申され候。扉を堅め置てより、權左衛門取子に成り候、山城殿力一ぱいに御取伏せ御仕舞ひ候て、御立有る可しとめされ候を、權左衛門引留め、侍の言ひ替はしたる事を、御變有る可きやと申し候に付て、さらばさつと仕り候へと御申し候て、取子に御成り候を、權左衛門力を出し取伏せ、痛め申し候に付て、山城殿力量は增り候に付て、憎い奴と候て、御起返し有可とめされ候時、權左衛門脇差を拔き、山城殿の首に押し當て、鎧武者の首の取樣は斯樣に仕り候と申て少も働かせ申さず候よし。

一松田與兵衛喧嘩の事……石井甚九（後名利左衛門）與兵衛と知音仕居り候處、野副甚兵衛に意恨出來、與兵衛より甚兵衛に打果す可く候間、參り候樣にと申し候て、同道致し、木原の山伏屋敷へ參り、一ッ橋之れ有り候を取り除き、意恨の趣きを申達し、双方詰め開き仕り候處に、何の子細も之れなく候。さらば打果し申す儀にて之れなく罷り歸る可しと仕り候處。橋之れ無く、此節堀を越し候儀は然る可からず、いかゞ仕る可きやと申し候處兩人打果しに參り候事を承り付き候ものども、見物に參り居り申し、是を見付け、もはや遁れざる所にて候、後日の惡名に候間、打果し申す可しと申し合せ、良久（ヤヤ）しく切合申候。與兵衛深手を負ひ、畠の間に打ふし申し候。甚兵衛も深手負ひ眼に血入、與兵衛見付け申さず、さがし候處を、與兵衛伏ながら横に拂ひ、切とめ申し候。留めさし申可と仕り候へども、手力之れ無く、足にて刀をふまへ、とゞめをさし申し候。然處傍輩どもかけ付、與兵衛を連れ歸り、疵平愈後に、切腹仰付られ候。此節甚九を呼び、暇乞盃仕り候よし。

一多久兵庫火消の時の事……長瀬町火事の時、兵庫一手火消にて取消し罷歸られ候處、西寶院裏の北道にて、大島何某行合ひ、踏よけ居り候を、供の者共無禮なりと云て、堀に突込め申し候。跡より子市太夫前髮立の時分參り候か、とがめかゝり、數十人を若輩一人にて切立、無類の働仕り候へども、大勢相手、力及ばず、打臥せられ候。翌年の盆に市太夫燈籠を持ち、寺參り仕り候が、多布施土井にて、鑓疵にて突き殺され、相手終に知れ申さず候。世上には兵庫仕業歟と申扱ひ候。就中口利候衆中其沙汰仕られ候。然る處に兵庫より口利達（クチギキタチ）十人計り夜會仕る可くと廻章參り候。扨は件の取沙汰をねだり申可きにて候はと存じながら、參られ候へば何の事もなく夜明迄取持にて候此以後右の沙汰止申候よし。

◉吉島五郎左衛門水風呂桶に乗り候事……御參勤の時分、御供に召し連れられ候處、庭築の名人の儀、相知れ、御老中より相招かれ候其時風呂桶に乗り參り候、是は馬上に仰付られざる儀を是非なく存じ候て仕り候由。又長門殿を招請仕り候時分、前日に成り、長門殿用と申し候て夫丸數人山々に遣はし、ふり能き木を切らせ庭に突立、一夜に庭を仕替申し候。或時長門殿御方にて、紡銀僉議の時五郎左衛門五德を持ち出で、一足は殿様、一足は御家中、一足は百姓、三足にて立居り申し候。紡銀にて一足折り候はゞ、御家は立ち申間敷と申し候付て、長門殿尤の由にて、紡銀相止候よし。

五郎左衛門跡、兄弟に讓り候處、論出來候て斷絶いたし候。同人に世物語を書き申され候、其内の歌「老ぬればさらぬ入めの有といへば、彌(イヨイヨ)見まく、ほしき錢かね」。また、「彌陀如來、とても助くる、願たらば、此のまゝ爰に留給へかし」

◉須古八兵衛大下馬にて働の事……勝茂公御登城の御供番の内、八兵衛罷出で候、大下馬より龍ノ口へ廻り候上ニ棒突候。後を通り候處、棒突前の者を打申すとて、棒を振り上げ候が、八兵衛眉間に當り、血出申し候。八兵衛血を拭き、飛びかゝり棒突を取て伏せ候へば、同列の者棒ふり上げ取り廻し候。其時御供番の中間、一所に集り、刀を押くつろげ申し候。御頭衆參られ、樣子聞屆、同心誤りにて候。此方にも咎め申す可き由にて、請取られ事濟申し候よし。

◉大久保勘之助敵討の事……鹽田大久保藤右衛門は、鍋島監物被官、酒屋にて候。甲州様鍋子大藏殿不具にて御引取、美濃と申所に御座候、相撲取を拘へ、奴子好にて候、相撲取共歡々近村へ參り、狼藉仕り候。或時藤右衛門所

へ參り、酒をたべ、理不盡を申し候故、藤右衛門口論の上、長刀にて切合ひ候へども、相手兩人にて藤右衛門切殺され申候。予勘之助十五歳にて、常在寺に手習に參り居り候處、右の段相知れ候に付て、驅來り、一尺三寸の脇差にて、大男二人を相手にして切むすび二人ともに則座に討とめ申し候。勘之助十三ケ所手負候へ共、平癒仕候、後には道古と申し候て、按摩の妙術を得申し候ものにて候也。

●多久家の茶道酒狂の事……伊豆殿の茶道、何方にて大酒致し、夜半過ぎ罷り歸り候節、太田彈右衛門殿屋敷に入り、書院に通り、掛物・疊・障子・庭木迄切散し罷出候。見合せ候者之無く候。夜明方に多久殿西の橋の上にて、拔身を振廻し居候を、神代殿御屋敷番、神代三左衛門いつも夜明には、屋敷内外見分仕り候が見合せ、則捕へ連れ歸り、醉を醒させ潜に御返し申し候。太田殿にて翌朝跡を見付、不審晴れず、色々僉議仕り候處、右の樣子知れ候多久家へも相知れ、糺明の處、茶道白狀仕り候に付き、仕置き仕る可きよし家來ども申し候。伊豆殿御聞き、先相控へ申可く候。我等兼ての願に、元山樣御七年迄は、自分の仕置に人を殺す間敷とはまり候。彈右衛門は兄弟に候間、談合申す可しと御申し候て、御城にて此事を彈右衛門殿へ御相談候へば、曾て御呵も成され間敷候。其御方仰付次第、私家來數人科申し付けず候て相叶はず、其時は御奉公も罷成らず候と御申し候故。差し免るされ候由。

伊豆殿後に伊豫殿と改められ候、慈悲深く候故、家中百姓迄名染(なじみ)候て、死去の時分、庄屋共村々よりの願書を捧げ罷出、今に雄山講と申し候て弔仕り候よし。

●徳永(前)吉右衛門越後述懐之事……吉右衛門申候は、今陣立と云ひても、年老ひたれば働く事ならず、去りながら敵の中に駈入て、突殺されて死度なり。頓て寢蓙(ネゴザ)の上にて死べきが殘念と、呉々述懷の由、行寂和尚小僧の時分

承り候由也。行寂和尚の師父、要門和尚は吉右衛門末子にて候也。

●中野數馬娵の死骸を葬候事……數馬惣領三太夫に岩村内藏助娘緣組仕り置き候、五六歳の時、疱瘡にて相果て候を、一度披露申たる娵にて候へば、此方の寺に葬申さず候て叶はずと云て、死體を取寄せ、葬申し候。其外數馬家内に、疱瘡前の幼子三人之れ有り、一人はやみ付き居申し候時分にて候。岩村色々斷り候へ共、聞入申さず候由。

●片田江金左衛門猛虎と討死の事……高麗御陣の時、虎狩あり、猛虎一疋出で、岩を立木に取り威をふるひ居り候に、近付く者なし、金左衛門刀引そばめ、數萬の中より唯一人進み出で、虎に向ひ飛ちかへ、走せ合せ、精々たゝかひ候が、虎の首に刀を立突き立て、頓て首を搔き落候時、虎怒て金左衛門頭上に爪を立て、二つに引さき申候。諸軍感動時を移し申し候。加藤主計殿、あれ〳〵と覺えず、鐙をたゝかれ十ノ指より血出で候よし。金左衛門は諫早家中なり、勝茂公より子供には知行下され候由。(金左衛門孫惠丁長老なり)

●鍋島平左衛門家來高瀨治部左衛門事……相良求馬御家老に仰付られ候時分、平左衛門へ申され候は某儀役々結構に召仕はれ、大身に仰付られ候處、用に立つ家來を持ち申さず、事を缺き申し候。御手前家來治部左衛門所望申し度き由に付、平左衛門承て、拙者家來御目に付き候儀、本望に存じ候間進し申可と請合、治部左衛門へ右の段申聞され候處。治部左衛門申し候は、此返答求馬殿へ直に申可き由にて、求馬所へ參り、面談致し、私を人と思召御所望の儀、忝なき仕合せに存じ奉り候。去りながら奉公人は主人を持替申さぬものにて御座候、御手前樣は御大身にて候へば、御家來に罷成候はゞ、一生活計仕可く候へども、其活計は苦しく御座候、平左衛門は小身貧窮故、我々には雜水など給(タベ)候て暮申し候へども甘く御座候。思召分けられ下さる可と申候に付、求馬一入感じられ候由。「治部左

衛門は、人請有馬働の節供仕候者也。〕

○何某密夫切り候事……何某何方へ参り、夜更に罷り歸候處、何方の者忍入、女房と密通仕り候を見合せ、密夫を切伏せ申し候。左候て壁を破り、米一俵立かけ置、筋々へ盜人を切留め候由申出で、見分の上別條無く相濟み申し候。程過ぎ候てより、女房に隙差出し始終仕課せ申し候也。

○何某女房を切殺候事……何某何方歸り候處、女房と家來寢間にて密通仕り候を見合候に付て、座の方へ參り候へば、家來は臺所へ廻し申し候、其時寢間に入り、女房を切殺し、下女を呼此段申聞せ、子共の恥に成事に候故、病死に取成す可く候間、隨分働申可若難澁申し候はゞ、則討捨申可しと申し候に付て、命御助下され候はゞ、隨分相知れざる樣に働申ㇾ可と申し候て取仕廻ひ、夜着を着せ置き申し、左候て醫師の所へ急病の由二三度人を遣り候上にて、埒明き候間御出に及ずと留め使を遣はし、女房の伯父を呼寄せ右の段申聞せ候に付、納得いたし、始終病死仕成し外に相知らず候。後日に右の家來に隙差出し候由、右は江戸にての事の由。

○何某打果候節、或人異見の事……御在府中、何某出頭の時分、御用に事寄せ、何某を樣々惡口致し叱り申候へども、一言も申さず罷立候。其樣子、打果し申可き覺悟と相見え候。或人脇小屋に相招き、先刻の行きがゝりにて、意恨を發し申さる可く存ぜらるべき事、尤の儀に候。去りながら兼て奉公の眼の付所違ひ候故、意恨出來候やと、推參乍ら存ずる事に候。その謂は、殿の思召にて各我等などは、自然の時一鑓御賴有事と候故、兼ては隔心に召仕はるゝ事に候。彼者などは、不斷の尻拭役に召仕はるゝに付、御心安く成さる事に候。夫を存ぜるに付、御懇に召仕はれ、出頭するなどゝ存じ、人に慮外をも申す、大たわけ者にて候。大たわけ故御心安く召仕らるゝ事に候。蠅

の頭に上ると同然と存ずる事に候。左樣の者を相手にして、大事の場を御頼み召置かれたる者の、討果申す事はかつたいと棒打にて候。其上主に事缺かせ申事も不忠にて候。此道理(コトハリ)を御聞分け思召留まられ候へば、詈の上にて候此上は御心次第に成さる可く候。思寄候故、御知せ申し候。全く無理に留申にても之れ無くと申され候故留り申し候也。

●中野又兵衛に同數馬教訓の事……又兵衛奉公初に、數馬（兵右衛門）申され候は、昔人幼少の時いろはを習ひ、其後段々手本を習ひ候へば、よしあしは有れども、物かゝぬ者なし、奉公も手本を置て習ひ候はゞ、奉公人に成申べく候。諸人氣が付申さず候故、奉公方無調方に候と申され候に付、手本には誰を仕べき哉と又兵衛尋ね候得ば、山崎三郎兵衛（後名勘解由）藏人などにて有ゝ之べく候と申され、夫より萬事三郎兵衛を見きね仕り候。其後勝茂公御供立に三郎兵衛・又兵衛毎年御供仰付られ御駕籠の左右に兩人相勤べき由に候、又兵衛老後に、此事を申し候て、數馬手本の事を申され候に付、今に其心失はず、萬事の上に付て、心に意識仕る由、申され候となり。

●多久美作殿小城へ見廻りに罷越され候事……紀州樣へ美作殿見廻に罷越され、咄の序に申され候は、末の代に至り御家は何事にて崩れ申可と思召され候やと申され候。紀州樣暫く御案じ成され多分我等共が子孫より崩申可と御申し候に付、餘の咄に取成し、罷歸られ候。跡にて紀州樣仰られ候は、美作は無雙の家老也。今日の見舞は右の一言にて、我に心付可き爲なりと、御褒美成され候よし。

●中野神右衛門高麗にて、直茂公へ申上候事……慶長十三年正月蔚山にて漢南人、人數十萬打出申し候時、日本勢らあきれ果て、かたづを呑み居り申し候時、直茂公御意成され候は扨々夥敷人數にて候、あれは何十萬と共申哉に

て有る可きやと御申し候節、神右衛門申上候に、日本にて數の知ぬ事を三歳牛の毛の數と申し候。是が則三歳牛の毛の數にて候と申し候時、諸人笑出し力を得申し候由、此段は勝茂公白石山御狩の時、中野又兵衛へ御咄成され候其方親神右衛門ならでは、其節一言申出たる者之れ無く候ひつる由、御意なされ候。

●同人靈夢の事……神右衛門桃ノ川居住の時分、或夜黑髮山權現より夢想に、神右衛門家貧に候て、不憫に思召され候間、寶の錢かめを御あたへ成さる可候、何處々々に御座候間、早々山へ登り候て取り候樣にと、三夜つゞけ同夢を見申し候に付て、扨は神の御告と存じ奉り、黑髮山へ上り、御神前に申上げ候は、某家内逼迫仕り候を不憫に思召され、寶を御授け成さる可き由、有難く存じ奉り候。去ながら錢かめは望御座無く候。左樣に不憫に思召され候はゞ、中野一門子孫繁昌仕り候樣に御守下さる可く候。右にかへ錢かめは則返上仕り候段、祈念仕り下向致候。其神慮故にや、子共殘らず御知行拜領せられ、末々端々の者迄、御取立成され、段々繁昌仕り候。但錢かめ返上故歟、中野一門は誰も誰も貧乏にて候と、笑ひ申され候由。

●田代利右衛門女房へ下人密通仕かけ候節捌の事……利右衛門留守に、女房へ下人申し候は御主人に不義を仕かけ候儀、以の外の儀と存じ候て、數度存じ留り候へ共業因と相見へ、最早一圖に存はまり申し候由申し候に付て、女房立腹致し褻敷(きせ)呵り候へども、聞わけ申可き樣子に之れ無く候に付、女房申し候は、左樣に存じ込み候はゞ、我等も力に及び申さゞる事に候、奥の物置に參り候樣、執心を叶へ申可き由申し候に付て、下人悅び奥へ參り候を、物置に引入れ、表を取直し參る可き由にて立出、外より物置の戶鍵をおろし利右衛門の歸りを待居り候處、頓て歸り候に付て、右の次第申聞せ、下人引出し、聞屆け候上打捨て候由也。

◎何某を何某取持の上詞の誤の事……何某事、綱茂公の御年寄役仰付られ候時分、何某長屋へ招請に付て、何某取持に參り、酒を給申し夜ふけに付て、銚子御納め候樣にと申され候。何某餘り取持過ぎ候て、是非今一つ御請け候樣にと申し候得共、斷申し候付て左樣に我儘に候はゞ、堀田殿風仕可く候と申し候。何某立腹いたし以の外叱り申し候。暫くして何某申し候は、今晩の御取持に參り何卒御酒を進じ申可くと一篇に存じ候故圖らず疎早を申し候。私不調法にて候御免之れ有る可く候と申し候。一座の衆取つくろひ別條なく相濟し申し候よし。

或云ふ誤を云出し、早速斷申し候は見事にて候。立腹いたし候は、おとなしからずと、堀田殿風とは、我等の腹を挟り申可しと申す事に候や。夫は當が違ひ申可く候。殿の御爲に成る腹に候へばめつたに挟らせ申事にてなく候。其方は酒が過ぎ候と相見へ候。まづ勝手にて茶など參り候やうにと申候はゞ猶見事にて之有る可し、事に依て命を捨るは安く候。死たるよりも見事なる一言あるものにて候、心掛く可き事のよし。

◎山崎藏人御前にて申上候儀を小川舍人へ申され候事……光茂公御前へ、藏人召出され、相良求馬相果て候に付、代役の事を御工夫成され候に、小川舍人然る可く思召され候由、御意成され候。藏人申上げ候は、御意の通り舍人より外には、求馬の代に御家老仕る可き者御座無く候。去りながら舍人儀いまだ年若く候へばのり氣さし候て御用に相立ち申間敷候。器量者に御座候間、今少し年を重ね候てより、仰付られ然る可しと申上げ候に付、尤の由御意成され御前罷立候てより、舍人へ藏人申し候は、唯今御前にて斯のごとく申上げ候。左樣心得申され候樣にと申され候由。

◎山本神右衛門末期のこと……神右衛門八十歳にて、病中のとき、呻吟きさうなる氣色と申し候に付、右病のもの

の云ふに、呻吟き候へば氣分もよくなる樣にこれあるものにて候。呻吟き申され候樣に、と申したるに、神右衛門云ふに、左樣にては無之候、山本神右衛門と、諸人に名を知られ一代口きゝたるものが、いかでか、最期にうめき聲を、人に聞かせ候べき、と云ひて、終に呻吟聲出し不申候由。

◯大久保道古名花の評判の事……道古申し候は、末世に成りて名人無レ之と皆人申し候が、某は心得申さぬ儀と存じ候、子細は牡丹、芍藥、つつじ、椿などの花末世ほど名花出來申し候、然ば時節次第にては出來申ものと相見え候今にても名人流行り申し候はば、諸道の名人出來申す可く、世が末になりたるとて、人々思ひくだし、精を出さぬは無念の事に候、世に咎は無之候と申し候由。

◯高木何某相果の時女房働の事……高木何某近所の百姓三人相手にて口論仕出し、田の中にて打ひしがれ罷歸り候女房申し候は、御手前は死ぬ事を御忘れ候ては御座なく候哉と申し候に付て、曾て忘れ不レ申由申し候、女房申し候は、何れ人は一度死し申すものにて病死、切死、切腹、縛首樣々有レ之、內に見苦敷死をめされては無念の事に候と申しすて、外に出で追付罷り歸り、子供兩人有之候を、よく寢させ候て、明松をこしらへ、暮過ぎに身拵(ミコシラ)へ致し、先程見積候處、三人一所に集り、僉議致す樣子に候、よき時分に候、則御出で候へと、夫の先に立ち、松明(タイマツ)を燈し脇差をさし相手の所へ蹈みかけ、夫婦にて切り立て、兩人を切り伏せ一人手負はせ追散し申し候由、夫は切腹仰付けられたり。

◯中野甚右衛門敎訓のこと……御主人より、御懇にめされ候時、する奉公は、まことの奉公にてはなし。主人より御情なく、御無理千萬になさるゝ時、する奉公がまことの奉公にて候、よく〳〵合點仕り候樣にと、平素申され候。

由。

●森門兵衛悴打捨て候事……門兵衛嫡子某、喧嘩いたし、手負ひて歸りしが、門兵衛は、嫡子へ、相手を何と致し候哉と尋ね候へば、切り伏せし旨申し候、さらば留を指し候かと尋ねしに、成程留めもさし經へ申し候由申し候、其の時門兵衛が云ふには、善く仕果したるものかな。さらば此の上には思ひ置くことあるまじ。只今のがれ候ともいづれは切腹仕事に候へば、冷腹を切り人手にかゝらんよりは、今親の手にかゝり候方、武士の面目ならんと申し即時に介錯仕候よし。

●相浦源左衛門放討の事……源左衛門組の者、不屆之れ有るに付て、討捨て申可き由の切紙を、右與の者へ御家老衆より相渡され、源左衛門所へ持参申し候。源左衛門披見候て、右の者へ申し候は、其方を打捨て候樣にと申來り候東の土手にて討捨申可く候兼て緞術など仕たる事に候、是迄にて候間、其方精一ぱいはたらき候へと申し候得ば畏候よし申し候に付、其者一人召連れ立出て申し候處、十方の堀端を通り候とき、堀向に源左衛門被官居り申し候が、夫々と呼はり申し候に付、源左衛門振り返り候へは、右の者刀を打かけ申し候。引しさり候て、抜打に打とめ罷り歸り候。其時の衣裳を長持に入、封し置き、一生人に見せ申されず候。死後見候得ば、襟通り切さき有之候の由。伜源左衛門咄の由なり。

一說此時源左衛門門の內にて、跡より抜かゝり候樣子に付、源左衛門ふり歸り候へば、雪駄すべり仰に倒れさまに、大小ぬき寢ながら拂ひ候て、與の者の兩手切落し、立上り打留め申し候由也。

●南里主税・深江十兵衛喧嘩の事……田尻宮内、大名小路の屋敷にて、馬を求め披露に、諸士寄合候節相招き、夜

更け迄酒宴之有り候。然る處主税・十兵衛口論仕出し、主税を十兵衛ひつ摘み、膝の下に引敷き申し候、十兵衛は大兵・大力・弓馬・劍術の達者にて主税を少も動かせ申さず候座中の衆取ささへ盃事などさせ申し候。左候て、主税は先に歸り申し候、其後十兵衛歸り候處、主税門外に主税家來數十人、鑓長刀を持ち、待かけ居り申し候、十兵衛見候て、扨は六先を塞ぎ候や、くそ一つ六を打て見すべしと、抜合せ暫く戰ひ候處、大酒の上多勢にて十兵衛切死仕候。（ママ）主税事其場に罷在らず切腹仰付られ候。主税は大膽子にて候。十兵衛は藏人兄にて候なり。

一本村武右衛門仕立候事……武右衛門事、前髪立の時分ヱンギ僧正、小性にて江戸へ罷越、僧正氣に入り、御旗本にあり付き申すべくと內々心がけ申され候。然處御旗本次男何某、衆道の意恨にて武右衛門を討果す可と候よし。性岩院カジウ內意申され候に付、其意を得罷在り、或處にて出會候に付、先をかけられさる先にと存じ、御旗本を一刀に討果し立退き申し候。僧正以の外立腹にて、一度は身上有付くべきと、節々異見を加へ候へ共、疎行にて其の上人を殺害し、不屆者に候。則勘當し、二度顏を見るまじ今迄仕ひ候情に、書付を呉るゝと候て、異見の箇條を書たて面に投かけ、追出され候。此事三田の御前樣聞し召され、不憫に思ひ召され、打返しなどに逢はざる樣に、身を隱し候儀ども仰付られ、其後御屋敷詰故、心遣にて潜に差下申され候、其砌いづれも取持ち候て、僧正面談、金子過分に給ひ、罷下候處、主水殿御聞付手明鑓切米下され候由、前髮立の時分、辻切を致し男達を仕候よし。

一日武彦兵衛南の御堀端、亂心者捕候事……南の御堀端を、彦兵衛夜更け候て一人通り候處、向より其者御とめ下され候へと聲をかけ申し候、近寄候へば、刀を拔たる者參り候、彦兵衛に切かゝり候に付、刀を鞘ながら拔かけ、留め候へば、鞘にきり込申し候て、互に手を出し申さず候。彦兵衛申候は此方は道通りの者にて候。構ひなく御通

候へと申し候に付て、刀を引取通り申候處を行違に投倒せとらへ申し候。其時跡より數人參り、亂心者に候間、御沙汰無しに下され候へと、重疊に斷り申し候に付、相渡し候由。江戸浪人夏目隼人、日本橋にて殺害人兩人に行合跡より御留下され候へと、呼はり申し候に付手に餘り候はゞ、切捨て候ても苦しからず候やと申候得ば、苦からずと呼び候に付、先の一人切伏せ次の一人とらへ候由。

何某大阪詰の時分、町方にて向より殺害人參り候、行合跡より御留下され候へと呼はり候に付、そと脇に請よけ候へば、殺害人は直に通り申し候を、行違に拔打致し、切伏せ申し候。追手の者何角と申候へ共、とめ候へと申し候に付切とめ申し候。死骸請取候へと申し候て、相濟み候由。

㊂相良喜兵衛長大小を咎められ候事……喜兵衛、江戸御供にて罷登り、何方へ罷出で歸り候時分、御屋敷の前にて公儀御目付衆に行合ひ候處、其者御法度に背く大小に寸を當て候へと申し候て馬を留め、供の衆取調し申し候。其時喜兵衛小膝を折り高らかに申し候は、某儀當屋敷鍋島信濃守家來にて御座候。在所より用事申付られ、昨夜御當地罷着候。江戸御法度の趣、主人より兼々家中へ觸置申付け候に付て、長大小御法度の儀、能く承り置候、去りながら道中物騷の取沙汰之有るに付、若き者初ての旅にて候故、寸延申たる大小をさし罷り越し候。然共御當地にては御法の通の大小差申可と、今日大小調の爲めに町方に罷出、唯今罷歸り申す時節にて御座候。然共某一命は遁れ申さず行きかゝりに候へば覺悟を極申し候、主人より御法度の趣觸申聞け候處を、聞召届けられ下され候樣にと申し候て、刀に手をかけ勢ひを顯し、罷在候。扨は苦しからずと申捨、御目付衆通られ候由。此節長屋より見付候て、御屋敷中の上下、御門の内に詰かけ、スハと云はゞ打出す可き支度にて候。御前にもはや聞召され喜兵衛を

程に、家に恥はかゝさじと繰言に仰られ、御歯がみ成され御前の衆を間もなく見分に遣はされ候。事済候てより、喜兵衛名出され、御褒美にて御羽織下され候由。

●深堀孫六を家來怪俄矢仕候事……（後名鍋島七左衛門志摩）

孫六次男にて罷在られ候時分、深堀にて狩仕られ候處、家來木葉ごしに猪を見誤り、鐵砲を放し候得ば、孫六膝をすり、高き所より落申され候、其時家來驚きをし肌ぬぎ、腹を切候を、孫六申され候は腹は後にきり申可し、氣分悪しく候間、水を呑ませ候へと申付られまつ走り廻り、水をすくひ呑せ申し候て、正氣付申され候。その後家來切腹仕可と致し候を、孫六無體に差留め、罷歸り、番を付置き、父官左衛門（壽峯）へ差免され候樣にと申達せられ候へば、思はざる誤り少も苦しからず、遠慮に及ばず、相詰候樣にと申付られ候よし。

●齋藤權右衛門追腹の事……權右衛門は用之助次男にて候、大男にて候故、勝茂公御乘物副仰付られ御懸に召仕はれ候、權右衛門近所に溝田市郎左衛門と申者罷在り候が、大兵強力のものにて、常に大小もさし申さず、手ごめに人をこなし申す者にて候。或時權右衛門出會候處、理不盡を申かけ權右衛門を取伏せ申可と仕り候故、拔打に切付申候を、居合候者とも押阻て、雙方宿元へ歸し申し候、權右衛門は定て打返しに參る可と覺悟いたし候が、手に覺へ候間、市郎左衛門は定て相果申可候。老父兼々荒ものに候へば、打返しに參可候。我等はいづれ切腹仕可き事候へば、老人を打捨申す事は不似合に候間、首をさし出し切せ申可とはまり罷在候、市郎左衛門宿へ歸り、打返仕可と刀を取り候が、疵いたみ追付相果申し候。右の段御僉議にて、權右衛門切腹に相極り、御耳に達し候處、御ころし成さる儀相叶はせられざるよしにて、御助成され候。御卒去の時分は、御國元へ罷在、御左右承り候て、四月七

日に追腹仕候よし。權右衛門孫社家齋藤佐渡咄にて候也。

㊃満岡十兵衛と山中立閑口論の事……綱茂公御部屋住、麻布御屋敷御式臺、御帳付十蔵存の一間に御道具長持之有り候を、坊主立閑に直し候様にと度々申候へども、拙者存のものにても之れなく候間、尋ね候て直し申可と申候ておし移り候。或時内匠様付池田彌市左衛門參り、御酒拜領仕候に付、立閑かよひ仕り候處、十蔵參り用事候間、則參り候樣にと無體に申かけ、胸ぐらとりつめ、樣々惡口仕、引立候に付て、遁れがたく存じ、足を薙候得ば、十蔵倒れ申し候。其儘乘かゝり衣紋を詰め候處、彌市左衛門參り、其外集り、取さゝへ申し候。右長持は五日以前直し置き候を、十藏存ぜず候て、右の通仕り候。それに付、十藏より斷りを申し候相濟む筈に候處、彌市左衛門・十藏同組内の儀、追て承付、扨々是非に及ばずそのせつ立閑を立置候儀、組内のひけにて候と申出で候に付、十藏は牢居浪人立閑浪人仕り候。その後立閑召直され、段々立身御茶道に罷成り候也。

㊃神代右兵衛殿（鍋島左近後名神代大和又左京直長）御母堂（高源院様）御見舞の爲、江戸罷越され、下國の時（夏初也）道中、原と吉原の間の茶屋にて、二條御番鈴木又左衛門殿・眞與惣兵衛殿罷越され候に、右兵衛殿の草履取叙之助茶屋に入り、馬柄杓にて水を呑み申し候、挟箱持吉右衛門、我等も水呑申可く候條持參候様にと申し候故、馬柄杓に水を汲茶屋より走出候節、鈴木又左衛門殿乘かけに行當り、水をかけ申し候。又左衛門殿立腹夫れのかすなと申され候に付、鑓持小尻に突きとゞめつけ〱と申され候處、叙之助走りかゝり、又左衛門殿左の腕をしたゝか切付申し候。彼家來手向申者之無く候故、右兵衛殿供に走り付申し候。又左衛門殿乘馬より下り、帶にて腕を結び、首にかけ申され候。右兵衛殿家來松島六左衛門・福田善兵衛走り歸り、取合申し候、扨又首古八兵衛江戸御

使者に罷登り候。歸國仕候を御前樣より右兵衛殿へ相付られ、差下され候に付て、八兵衛も駈付、三人にて色々相斷候へども、御兩人以の外御せき候風情にて候、六左衛門申し候は是非を申上可樣之れ無く候、無調法にて候、先づ宿の本陣へ御入成さる可候。御斷は幾重にも申上可候。往還の支に罷成候よし、禮儀正敷申し候に付て、尤の由にて各々宿へ御入り候。右兵衛殿供の衆は、追付打返の用心仕られ候。宿の亭主罷出、不慮の御仕合、則御味方仕ると申して張弓廿挺差出し候。又左衛門殿宿にては右兵衛殿を相手に取可との僉議なるよし、聞合せ知らせ申し候。然處青山大膳殿當宿泊にて候。此方の亭主罷越し知らせ申し候に付て、大膳殿則又左衛門殿へ御越色々御扱にて全ひけに成らずと申のべられ、鍬之助生害、首を折敷にのせ、六左衛門持參候て、相濟申し候也。追て勝茂公より御使者御音物にて、大膳殿へ御禮仰述られ候。返答に公方の御爲めに扱ひ申し候、御禮に及ばざる由にて音物は返進なり。

葉隱第十卷

此の一卷、他家の噂並由緒等記レ之。

（編者曰く本卷輯錄する所百六十四節、他藩人士の言行、事蹟等なり所謂他山の石以て研くに資したるもの乎）

●甲斐の武田信玄の家中の士、口論を仕出し、對手を取つて伏せ、散々に打擲し、踏み付け候を、傍輩かけ付け、引き分けたりしが、家老共詮議の末、踏まれたる士を、仕置き仕る樣仰せ付けられ候へ、と信玄に申しゝ處、信玄聞こし召され、勝負は末なり。武道を忘れ、刀の束（ツカ）を用ひざりしこと、武士の冥加に盡きたるものどもなり。以來家中の見せしめの爲めに、兩人とも磔にかくべし。引き分けたる傍輩共は追放なり。

●由井正雪が三極流の兵法傳受に、因緣性と云ふ事あり、大勇小勇十八卷書等の口傳を受け、書留むる事もなく、疊留むる事もなく、相傳の一通を皆忘るゝなり、扨事に臨んで心の儘に働く事なり、此の時習ひ置きたる事が、我が智慧と成りて出るなり、是を因緣性と云ふなりと。

●鄭子産の末期に、國家の治め樣を問ふ人ありければ、子産答へて、仁政に及ぶものなし、然れども國家の治まるほどに、仁道を行ふ事はならぬものなり。なまじひにすれば、忽諸（ユルガセ）になりて、しまらぬことあり。仁政成りがたくば、嚴格（キビシク）に政をするがよし、きびしくといふは、事の出來ぬ以前をきびしくして、惡事の出來ぬ樣にすることなり。惡事の出來てよりきびしくするは、ワナをかけたるが如し。火は皮膚を破るものなることを知れる故に、火あやまち

をするものは少し、水は心やすく思ふ故に、溺死するもの多しと答へられたるよし。

●或る人、理と非との、形體を知りたりと云ふ、依つて其の形體はいかにと問へば、理は角なるもの、位定まりて動くことなし、非は丸き物なり、善惡正邪をきらはず、位置定まらず、轉々ころぶものなりと。

●禮儀の大意に、始と終りとは早く、中は靜かに仕候由。三谷千左衛門是を取りて介錯も如斯仕り候と申し候なり。

●島原キリシタン蜂起の節、板倉右膳差下され候へども、落城の到來延引に付て、酒井備後守仰せ付けられ候、然る處御前へ松平伊豆守一人罷出、今度備後守を島原へ仰せ付けられ候へども、御心に叶候儀有レ之間敷候、其の子細は出陣の仕組にて屋敷へ罷歸られ、未だ發足仕らず候、爰元にて早御心に叶ひ申さゞる仕形にて候、其仰せ付られ候はゞ御城より直に罷走せ有馬參著の上、即時に踏み潰し御心に叶ひ候樣可レ仕と申上られ候に付、即伊豆守に仰せ付られ、直に罷立れ候、備後守方へは有馬下向に不レ及旨申し來り候、備後守之を承り、伊豆守が所爲と見えたり、討手の先を越され人前に面を向べき樣なし、追付て伊豆守を討ち果すべく、馬を引出候へと申付走り出られ候、父讃岐守承り付け、暫しと押留め、早まつて仕損ずるな、先心を鎭め承り候へ、土井大炊頭死去の時分我等に一言を殘され候、伊豆守に油斷すべからずとなり、箇樣の働有之事は兼て存知の前なり、扨又追付て討果され候はゞ、其の方は本望、外聞も可レ然候、されど忠節の所は少もなし、彼の體の伊豆守なれども、一器量ある者にて、公方の御用に立つ事多し、其の伊豆守を討たるとき、公方樣に事を缺かせ申し、次には公方の下知略々敷故、備後守欝憤を散じ候と、日本國中に沙汰有レ之ときは、主君に惡名を取らせ申す事重疊の不忠なり、又其方今堪忍して

存命するは難儀なるべし、我身は難儀恥辱を堪忍し、主君の恥をあらはさず、主君の用の缺けぬ樣にするこそ、忠臣とは云ふなれ、何ぞ一身の潔き事を好まんやと、制せられければ、備後守忽ち得心致し、其の上にて讃岐守申され候は、さらば奉公を引くべし、諸人の嘲ありとて備後守は引取申され候、二男修理大夫家督を申され候由。

●丁山法師、隆信公の御弓矢、大概文に書立てられ候、或僧是を見て、難じ申候は、武將の上を出家として、文などに書き申し候事、然るべからず候、如何程文法を得意に仕候ても、武勇の道不案内に候へば、名將の御心入相違可レ有レ之候、末の代に至つて名將に誤りを付け申す事、勿體なしと申され候。

●大久保彥左衛門は武勇の人にて、兼て氣儘に惡口ばかり申され、御老中方に見舞たるも無レ之候、或時一門衆より、御手前はお上の思召御懇にて御歷々も御崇敬成され候へば、唯今の通にて御一代は相濟み可レ申候へども、子孫の爲を思召、老中方にも折節は御見舞なされ、時代の風に御會釋をも御座候へかしと申され候、彥左衛門尤の儀なりとて其の翌朝、御老中へ相廻られ候、取次役も御主人も、日比のミセカタギを存じ、早々御出合ありて御用と御挨拶候へば、彥左衛門取合に、當世は各々へ追從不仕候へば、子孫の爲に相成らず候由、一門共申聞候に付て、子共孫共不便に存じ、追從の爲罷出候と申され候由。

●大谷刑部最期の事……金吾中納言秀秋卿、關ケ原裏切に付、西方敗軍の折、大谷刑部宮內、金吾殿に一言申度事あり、病氣にて眼見えず候間、近くへ引參候へとて、頓て近くに成り候時、金吾殿に向ひ高聲に申し候は、元來自分無二心元一存候故、昨夜其許へ參り不レ殘申し候處、此の期に及び面目敷心底かな、我れ全く異心無しと申され候故、迚も一事に神文を成され候樣にと申し候へば、易き事とて神文を給はり候、昨夜の儀今日變改裏切の事、何よ

是が人たる者の仕方に候哉、よし畜生と思ふ上は、何事を申すも無益なり、今度の褒美に定めて國の二三箇國も御貰ひ、仕合せよく可レ有レ之候が、待て御覧候へ、三年の内に思ひ知せ可レ申、我が死様を見よとハッタと睨み、太刀を啣へて飛び下り、突貫かれて死したり。其の後金吾殿には、備前美作を下され候。扨も刑部が末期の顔面、中納言殿の目を離れず、夜晝恐ろしく思召され、關ケ原第三年慶長七年子九月十五日邪病侵し二十二にして死去なり。秀秋は太閤政所の甥なり。筑前の領主小早川隆景の家督、筑前一國並筑後二郡東肥前二郡被下候也。

●幽齋は天下藝七ツ持たれたりと云ふ、或時鯉の庖丁ありエセ者ありて、火箸を通し置きたり、幽齋庖丁を押かけられ、火箸にこたへ候時、九寸五分にて抜き打に俎切り落され候、名人は難に臨みてナヅミなきものなり。

●松平相模守殿御家來何某、京都へ借銀役に罷越、町屋敷に致二借宅一罷在候、或時人通見物に、表通りに出居候處、通行の者申し候は、唯今の喧嘩は松平相模様衆にて候由、嘲して通り申し候、右の人之を承り、此方の朋輩要元にて喧嘩致候と申儀無二心元一候、頃日江戸詰の者爲二見物一致二逗留一候、多分此者共にて可レ有レ之と存じ、通行の者へ所を尋ね、息を切て走け付け候へば、朋輩討留められ相手留めさし申す時分にて候、則詞をかけ、相手兩人打捨て罷歸り候、此の段御奉行所へ相聞え、右の人呼出され、其の方は朋輩の喧嘩に荷擔致し御法を相背かれ候、愈々其の通にて候哉と仰せ聞けられ候、右の人承り、拙者は田舍者にて、各様の御物語其の理承り分け難く候、今一度仰せ聞けられ候様にと申し候、御奉行衆御立腹にて、耳聞えざるにや、喧嘩の方人致し、人を殺傷候は法度を背き、掟を破りたるにては無之哉、と仰せられ候。其の時御請申し候は、御意の通り漸く承り落ち候、御法を背き破り候と仰せ聞けられ候へども、全く法を相背かず、掟を破り申さず候、其の謂は人間は申すに及ばず、一

切の生類に命を惜み申さぬ者は無二御座一候、私も別して命は惜く御座候。さりながら朋輩の喧嘩致し候と申す沙汰を、空しく聞ざるまねして罷在候ては、武士道を取失ひ候儀と存じ、其の場に馳け付け候、朋輩討たれ候を見候て、オメオメ罷歸候はゞ、命は生き延び可申候へども、武士道は廢(スタ)り申し候、武士道を相守候て大切の一命を捨て申すは、武士の法を守り武士の掟を背き申さゞる爲に候。一命の儀は早其の場にて捨て置き申し候、早々御仕置仰せ付られ候樣奉願候と申し候。奉行衆御感心淺からず、其の後何の御構も無レ之相模守殿御方へよき士を御持ちなされ候。御秘藏成され候樣にと仰せ越され候由。

●灼艾吟

只惜二一分膚一、何忘二五尺身一

艾煙不レ須レ斷　豈是覺爲レ薪

元　政

●相良殿の系圖をチケンマロカシと云ひ、日本一の系圖なり。一年屋敷不圖燒失の時、相良殿御申し候は、家屋も器財も又追付作りて出來るものなれば、殘らず燒ても不レ苦候。然れ共當家第一の重寶の系圖を取出さゞる事、殘念なりと御申候、お供仕候侍の中一人拙者罷出可レ申由申し候、相良殿始め朋輩共も、最早家に殘らず火かゝり候へば、何として可二取出一哉と笑ひ申し候、此人兼ねて不敏の人にて、さして用にも立たず候へども、首尾有レ之人に候處、此の者申し候は、日比は無調法(ブチャウハウ)者にて御用にも不二相立一候へども、何時かは一命を御用に立つべくと覺悟致し罷在候、此の節にて可レ有レ之と、火の中に飛び入り申し候、扨火鎭まり候てより右の者の死骸なりとも見出し候樣に、不憫の事と御申付候故、方々探し候處、居の間の庭に燒死居申し候、引取り候へば、腹より血流れ居申し候腹の内に系圖を入置き、少しも損じ不申候。夫より血系圖と申し候由。

●客人の取持（接待）には座敷器物まで新らしく、態と用意して、初めて其の客にひらくが馳走なり。其の畢竟にて、段々の次第にあるなり。其の客の爲に障子を張り替へ、手拭柄杓抔新らしきを出し枕を包み、煙管を改め、灰吹を新竹に拵らへなどするなり。料理の内にも其の人の爲に態と用意したる物を出すべきなり。當座漬、香物などなり。數寄者の唱なり。

●板垣信方、外樣に罷在候時、何とぞ信玄の侍に近寄り、諫を申し非義をさせ不レ申樣に仕度存じ候へども、御前疎く候て、不レ任二所存一候處、信玄詩歌に寄せられ候と承りて、信方學問を勤め詩歌を仕習（シナラ）ひ、或時御前にて詩作詠歌を仕り、御氣に入り、其の後如二所存一諫言を申し、忠節を盡し申し候由。

●信玄家中、甘梨備前守討死、子藤藏十八歳、與力元の如くに付き、組内何某深手負ひ、血とまらず、藤藏下知にて芦毛馬の糞を水に溶（タ）て呑ませ候處、命惜くて馬の糞を可レ呑哉と申す、藤藏聞て天晴勇士哉、尤なり、されども大事の戦場なれば、命を全くして主君に勝を取らせてこそ忠臣の本意なれ。イザ我呑みて遣すべきとて自身呑かけゝ、付差されければ、恭しとて服用し、本復せしとなり。

●大阪の鐵舟和尚の許へ、深江安元昵近のものを同道にてまゐられ、まづ内證（內密）にて此の者志これありて、御坊を請じ度き由申し候、此の者は成程よきものにて候と、申され候、然るにやがて面談の上にて、和尚申され候は、安元は人をそこなふ人なり。此の人をよき人と申され候が、どこがよく候や、鐵舟が目には、善きところは見え申さず候、凡そ濫に人を譽めぬものにて候、譽められては智者も愚人も、自慢するものにて、ほむるはそこなふと云ふものなり、と申され候由。

◎或人の云ふに、城渡しの時、城を持つべしと思ひ立ちし者、一兩人ありて、總勢不殘終に城を持ちたる例なし。城の持様は、城請取の業、城間近く來りしとき、城を持つべしと思ひ立ちたる者一兩人、物蔭より弓鐵砲を、少々射かけなば、請取の業は騷ぎ立ち、弓矢に仕なすなり。其の時に、他の業も、いやながら、持たでならぬなり。向より城を持たせらるゝと云ふものなり。

◎盤珪和尚の云はく、他力を借らず、自力を賴まず、前念後念を截斷して、當念に任さるれば大道顯然すと。

◎易經相傳に、占は中る（的中）ものと思ふは、誤なり、中らぬが本來なりと。抑々易は、かはると訓む故なり。よしや占は吉なりとも、惡をすれば凶となり、占は凶なりとも、善をすれば吉となるなり。孔子の、我に數年をかして、竟に以て易を學びなば、大なるあやまちなかるべしと、仰せられしは、易經修學の事にてはなし、易の本體を學んで、數年の間、善道を行はば、あやまちあるべからずと或人の咄なり。

◎江戶鐵牛和尚へ、山本五郎左衛門面談いたし、佛道を承るべきよし申し候へば、鐵牛答へけるは佛法は、分別を取つて除くるまでなり。別に何事もなし。されば、今士の上にたとへて聞せ申すべし。今憶の字は、立心偏に意の作りなり。意は分別なり。本心に分別が付きたるとき、憶病者に成り申候、抑々武士道に、分別出來て、武勇たるべしや。是にて了簡あるべし、と申され候由。（此の分別とは大道をのがれんとする思慮の意なるべし。）

◎古老戰場にて、敵を討ち取るは、鷹の小鳥を捕ふるごとし。千羽の中に飛んでも、初に見込みたる一羽の鳥ならでは、目に付かぬものなり。又毛付けの首と云ふは、アノ何縅の鎧武者を打取るべしと云ふて、取りたる首を云ふなり。

●松浦（異本松島とあり）の雲居和尚夜半に山中を通られたるとき、山賊出でゝ劫しけり。雲居云ひけるに、拙僧は近邊のものなり、遍歴の僧にてはなし、故に金銀少しも持たず、されど、欲しくば衣類を與ふべし、命は助けよ、と申されしかば、山賊は、扨はむだ骨折りたり、着用などは不用なり、と云ひて、放ちやりぬ。さるに一町許行き過ぎて、雲居立ち歸りて、山賊を呼び、拙僧妄語戒を破りたり、銀一包、別巾着にあるを失念して、銀子なしと申せしことと、是非に及ばず、唯今遣はさん間、取られよと差出せしかば、山賊感にたへ、則ち髻を切りて、弟子となり候由。

●或る山中を、盲僧(ザトウ)共十人許つれ立ちて通りしが、崖の上を通り候とき、皆々、足をのゝき、膽を冷やし參り候とき、眞先なる盲僧、足踏みはづし、崖を落ち申し候。殘れる盲僧ども、唯徒にわい／＼と騷ぎ立て、ヤレヤレ可憐想なることとしてけり、と泣き叫び、一足も歩み得申さず、たゆたひしが、其の時落ちたる盲僧、下より申し候は、皆々心配召さるな、落ちたれども、何事もなく、却て中々に心やすきものなり。落ちぬ中は、大事と思ひ、若し落ちたらば何とすべきかなど思ひし故、氣遣限りなく候が、扨て今落著きたり、各々も心やすくなりたくば、早く落ちたまへと申し候由。

●公事双場など、取合ひ候ときは、追て了簡いたし、御返答仕るべくと、答へたるがよし、たとへ一通は申したりとも、猶又了簡致すべしと、末を殘したるがよし。扨て其の一通りを、誰にも彼にも語りて、談合評定するがよろし。さすれば智慧ある人よりは、此方に智慧を付けられ、案外の理を見出すものなり。無智の人にも聞かせ置きなば、世間の取沙汰、此方の理と成り申すものなり。又下男下女にも聞かせ置き、先方より此の如く申され候に付、

我等はかやうに申すべしと、度々、其の言ひ様などをくりかへし候へば、口馴れ詞續きもよく、理も見え申すものなり。一己の了簡にて、不斗取合ひ候へば、多分のはづれ之れ有るものなり。兎に角に、何事をも談合したるがよし、智慧ある人無之時は、妻子にも談合仕り候へば、我智慧も出來申すものにて候。斯様の事年の功にてなければならぬものなりと如水咄なり。言ふべきことは、始めに云ひかけたるをよしとす。後に云へば、言ひ譯の樣になるものなり。又間には、蹴爪を入れたるがよし（銳き理詰の意ならん）。又十分云ひたる上は、向様の爲めになる様、物教へなど仕たるが、一段上の勝なり。之が道にてもあるべしとなり。

●太閤秀吉公へ、御伽の衆たづねられけるは、當時、天下を取り申す技量ある大名、御座候かと。太閤答へたまひて、天下を取ることは大氣・勇氣・智慧なければならず。此の三つを兼ねたる大名は一人もなし、又小名には二者兼ねたるもの三人あり。上杉家の直江山城守、これは大氣・勇氣あれども智慧かげ、毛利家の小早川隆景、これは大氣・智慧あれども勇氣缺げ、龍造寺家の鍋島飛驒の守、これは勇氣・智慧あれども大氣なし。大名の中には、これほどの者見當らずと御申し候由。

●大事の場へ出で候時は、耳のびくに津を付、鼻より大息を突のべ、在合器物を打伏せ出で申し候秘事にて候也。又上氣致し候時、耳塚に津を付くれば則醒るなり。

●秀賴樣御上洛の時、內府樣より、御引物の內に、御腰物鍋藤四郎と御座候。之は正宗が作の由。

●物忘れしたる時、いろはをくりて、つめたり・引たり・はねたり、清濁にて思ひ付物なり。如水工夫なり。

●秀忠公の御時、大久保相模守を井伊兵部太輔へ御預に仰付られ候。兵部太輔拳物の前方相模守へ申され候は、御

自分事讒言にて無實の難に逢ひ、我等へ御預に仰付られ候。今其沙汰專に候、今度江戸に此旨上聞に達し、早速歸參仰付られ候樣に可ㇾ致候。右の委細御咄可ㇾ承と申され候。相模守承之、御心入忝存候。乍ㇾ去我等咎の儀は、全く無實にて無之候、御聞達にて有之べく候を、讒言の樣に御取成し候はば、以の外宜かる間敷候。依て御沙汰御無用に候と申され候。兵部承之結構の御所存にて候。拙者一人存じたるにても無ㇾ之、御自分無實の段は、證人數人有ㇾ之事に候。御政道に斯樣の邪（ヨコシマ）候ては、御爲に罷り成ざる事に候間、いづれ此度申直し歸參させ可ㇾ申由申され候。相模守承ㇾ之報は委曲御存之儀に候哉。然らば所存の通、具（ツブサ）に可ㇾ申候、我等讒言に逢候儀無念に存じ候へば遄（スミヤカ）に申譯を仕事に候。乍ㇾ去天下漸治り、日本國より將軍の仁直・作法伺申時分に、役人に讒人有ㇾ之、大久保相模守を讒言致候と沙汰有ㇾ之時は、將軍の御惡名となり、諸大名心を措き申す事に候。然ば我等無實の申譯を不ㇾ仕、配所にて相果て候が、此時節の奉公と覺悟を極め暇乞、歸參申し候共、是程の奉公は迚も有間敷と存じ候へば、少も苦に罷成らず、出世の望少も無ㇾ之候。唯爰元にて朽果申し候が一廉の御用に立ち申事に候間、御執成しかと御無用と申され候。兵部不極感入、誠に忠節の臣を埋め置き候ては、天理に不ㇾ叶事に候間、有無召返され候樣に可ㇾ仕と申され候。其時相模守立腹致し、拙者心底を不ㇾ殘申辭き候をも聞分無ㇾ之候はば、爰元にて干死（ヒジニ）可ㇾ致候と申され候付て、左候はば、其意に任せ候、天下への忠節、無二比類一事に候と、感涙を流し罷立たれ候由。

●家光公の御時、何方へか御成成さるべきの由、仰出され候。御道筋道普請仕り候處、道內に大石有ㇾ之て、一夜の內に引除け候儀相叶ず候。此段御老中へ申達し候、松平伊豆守申され候は、引のけ可ㇾ申と仕り申故、手間取申し候、堀埋て上に土を置き候はば、間に合可ㇾ申と申され候。惣て伊豆守は當座の了簡早き人にて候。此事土井大炊

頭承レ之、以の外宜からざる事に候、大人は何事にても思召の儘に成申物の様に思召され候が、悪事の基にて候、明日の御成不レ相叶一由申上らる可き由、申され御成相のび申候よし。

◎太閤秀吉奉公の始、名の字名乘を撰れ候、當時天下の鑓柱と云は、丹羽五郎左衛門長秀、柴田修理亮勝家なり。我鑓を取り兩人を手に入べし、然らば一字づゝ取て羽柴と號し、我氣に入て類もなき名なれば、藤吉郎とつくべし。古今の勇士我心に叶たるは朝比奈三郎吉秀なり。仍て秀吉と名乘べしと思立られ候なり。

◎阿字初入の文……後來只承心王命根識須緣能六塵密法口決有

◎本多佐渡守正信……元和二年六月七日卒七十九○本多上野介正純……寛永十四年三月十日。配所羽州於二由利一卒七十三　○大久保相模守忠隣……寛永五年六月於二江州一卒七十六

◎筑後久留米の城主藤四郎名字並名乘

秀包始め元綱、世々久留米藤四郎と申候。小早川隆景弟にて、毛利家なり。

◎久我勘右衛門名字替之事……綱茂公御側頭に中野勘右衛門・中野十右衛門相勤罷在候。御參勤前に御直に仰聞られ候は、同役に同名有ては、他方の衆などは、親類を同役させ候様に存ぜらる可く候へば、一人は名字を替へ可レ然候。年下の事なれば十右衛門を替度事なれ共、先祖神右衛門島原退口七人衆の内の随一、無二比類一働仕たる中野なれば、勘右衛門替り候へと御意成され候。則座に母方久我と奉レ願候由なり。

◎井伊の家には本妻無レ之候。直政の遺言に御先手の家なれば、不器量の者家を繼では御用に立不レ申、本妻と定め候時は是非共腹の子に家を繼がする物なれば、不器量の者をも家督となさで叶はぬ事なり。妾腹數多の内にて、器量を

見定て家を續がすべき由なり。然に直政の嫡子右近太夫直繼不器量なり。家老松下源左衛門申し候は、御次男御器量の勝れ候間、御家を御讓り可レ然と公儀へも申上、右近殿を引取せ申し候。其時公儀より別知三萬五千石、遠州懸川にて右近殿へ下され候。源左衛門申し候は、我等申上引取らせ候上は、右近殿御家老に罷成べくと申し候て、懸川へ罷越し候。公儀七種の御佳例には、今以て松下罷越し相勤め候由なり。

●堀田加賀守殿御小性の時、餘りしぶとき者に候間、御心見の爲め火箸を燒立御圍爐裏に御立平常向がわにて火箸をとり居り候て御挨拶候故、召させられ候處何の心なく、火箸をとり申され候へば、忽手に燒入申し候。然ども平生の通、御會釋仕り候故、則御立候て御取はなし遊され候由。

●由井正雪は紀伊國浪人にて候。江戸にて軍學の弟子を取り天下を望み申し候。先天下の人を正雪が智惠にて思ふ樣にあつかはるゝ物にて候哉、ためしにとて弟子に參宮をさせ、不思議の靈驗にて參宮いたす由申觸れ、幟(ノボリ)をさゝせ、大勢參らせ申し候。夫よりあそこ爰に奇妙の事有レ之由にて、日本國よりぬけ參りと申す事始まり候。又正雪が風俗に諸人を移し申哉と。或時は大鍔の大小を指、或時は長刀をさし申候に、江戸中一はやり、諸國迄もはりや申し候。又門弟衆を集め、講釋の場にて、終に正雪が顏を見申す者無之自然眼に見合候へば、心氣にひしと當り候程の威勢にて候。第一の弟子は丸橋忠彌にて候、此者は江戸に置、其身は江戸を立、御火藥藏に道火を仕かけ置、筥(ハコ)根を越え候時、江戸の火手上り候積りにて、江戸立候てより、此度一揆の内に兩人近年の弟子にて、覺束なきもの有り江戸にて討捨ざる事殘念なり。多分訴人に可レ出誰々罷越し討すて候へと申付候。此ものども參候得ばはや訴人に出、御火藥藏の道火取のけ、徒黨御穿鑿、忠彌は裏の口へ出で候處を待請け捕へ申し候。正雪は箱根にて、火の手

不ㇾ見候故扨は顯然なりと覺悟いたし、駿河府中へ罷着候處。爲ニ討手一駒井右京殿相越され候。宿中人改有ㇾ之候。正雪は病氣の由申し候へ共、亭主迷惑に成り候由に付て弟子共を連れ、刀を持せ、改役人に面談致し、通し申し候日明し見屆候に付て、則時に取懸らせ候處、細引にて時の間に家內（イヘウチ）を幾重もはり切り申し候に付て、駈入候儀不ㇾ相成ㇾ候。其の中に正雪首に懸候袋より、書付を出し燒捨申し候。扨正雪盃を取り、次の座の者に差し申候時、此者立上り、正雪が首を打落申し候。此次も斯様に致し、段々首を討ち申し候。末座の者自害仕る時分、轟懸入、生擒申され候。其所に獄門に懸られ候。此事討手の不覺に成り申し候。最初改の時、踏懸味方數人を切殺され候はゞ生擒可ㇾ申評判有ㇾ之候得共、正雪仕組は、人改の時若取懸候はゞ、相手に不ㇾ構我が首を討てと刀持に申付置き候由。明暦二年の事なり。

◎右正雪一揆滅亡以後、世上に餘力の大名數人爲ㇾ有ㇾ之の由、取沙汰あり。就中紀伊國樣は、正雪生國の太守にて大將に取立申仕組爲ㇾ有ㇾ之と申披、御老中方御僉議有ㇾ之時分に、紀伊樣より諸方へ被遣の廻文、見付候由にて差上候者有ㇾ之に付て、御老中色を損し、此大事如何可ㇾ仕哉と御僉議なり。其時井伊殿右廻文を御覽して、是は謀書たり、兼々天下の御大事は御三家の上に可ㇾ有ㇾ之と存候に付、能手跡判形見覺申し候と御申候に付て、座中落着申されれ候。其上にて掃部殿、各にて內僉議ばかりにては、埒明たる事なし、紀伊國殿へ直談にて樣子相糺され候へと、御申候に付て、各御同意にて、さらば此人數唯今紀伊殿へ可參よし申合され候。紀井國樣御方にて、掃部殿無ニ御出一候故、使を立られ候へば、急病の由にて、罷越されず候。扨紀伊國樣へ御老中御面談にて、當時如斯の取沙汰御座候。當將軍御幼稚に御座成され候へば、御家御連續の爲、思召立御尤に奉ㇾ存候。左様に候はゞ、御手前様を主君

取持、御家は長久の御仕組可レ仕候、權現樣思召も、御家運續の爲に御三家樣御取立の事に候、御遠慮なく御聞らる可くと申され候。紀伊樣聞召され、幼將軍各粉骨不レ殘次第、我等迚も滿足此上なく候。端守立、天下長久の仕置油斷有間敷候。我等全天下の望無レ之と仰られ候。其時右廻文を御目に懸られ候得ば、御覽候て、我等謀叛の沙汰之にて落着したり。是は謀書なり。能く似せたる物なれば、疑尤なり。我等數年召仕ひ候小性上りの者、重々不屆者に付て追放申付候。此者意恨を含、今時分種々の沙汰を申拵候由。手跡も我等に能く似せ申し候。不審に候はゞ召捕候て糺明有べしと、仰られ候に付て、御老中安堵にて、罷立られ候。扨掃部殿罷越れざる儀、不義の樣にいづれも存ぜられ、直に何(イヅレ)も參り、何故に御出なく候哉と相尋られ候得ば、各には左樣分別無之候て、天下を治る事可叶哉御噂有べし、仔細は若し紀伊殿謀叛に極り候時は、則座に相果されず候て相叶ず候、老中不殘相果され候て、幼將軍何として天下相續可レ有哉、一兩人は相殘らるべき場にて候に、不殘罷越さる樣承り候故、責て我等一人成とも將軍の御爲に生殘べくと存じ罷越さずと申され候。扨又右廻文謀書に極り候。御智惠深事感入申候。御目利(キキ)はどこにて候哉と相尋られ候。掃部殿返事に、曾て見覺無之候、其座各驚天の氣色に候、氣を沈めさせる了簡にと存じ謀書とは申し候由、御申し候よし。

○翌明暦三年酉、江戸大火事の時、正雪が餘黨ども燒立、紀伊樣大將の由取沙汰有レ之、御門々々諸大名出勢固め有レ之候。諸屋敷不レ殘燒亡なり。此時御門固めの上下、氣上りふるひ出申し候。此樣子を掃部殿御覽候て、御壕の御櫓より大鐵炮二筒放され候。此音にて上下落付、氣沈り申し候。夫より掃部殿只一人、紀伊國樣屋敷へ參られ、御面談上樣當御屋敷へ成さるべく由に候、見分の爲め罷越し候由なり。御屋形中見廻り候て、追付罷歸られ候。御城

にも火かゝり申し候。此時三日の間、將軍の御在所相知れず候由又一説に此火事最中、藤堂殿は上野宿坊にて始終酒宴にて候よしなり。

●小野能圓は。源氏物語鍛錬の者なり。次男能貨器量にて、傳を續、首書を仕出し候。光茂公召寄られ、講釋聞召され候。夫より御宿坊に成申し候。

能圖─┬─能朝──常圓
　　　└─能貨──能貨

●寛文七年島原の城主、高力左近大輔遠島なり。前方仕置宜からず、諫言の家老志賀玄蕃（千石）手討にて、段々悪政に付て沒落なり。城渡の時、井上牛之助（三百石）城を可持と申し候得共、同意の人無レ之城渡の時は、行列にて肥後へ立退、追付大錄にて身上在付き候由なり。右城請取の業下向に付て付廻りとして朝倉傳左衛門仰付られ罷越し、小倉にて上使御晝休の間、町中立廻待合せ候内、水望にて裏棚に立入、水所望候得ば老人一人居申し候が、御入候て御汲み召上られ下れ候へと申し候。下人に申付水を呑み候得ば、老人申し候は、どなたの衆にて候哉、御腰かけられ、煙草上り候へと申し候。肥前の者にて候。今度島原への上使、付廻り仕ると申し候へば、扨は肥前の御方と承り候へば、御床敷（ユカシク）候誰々様は御存命に候哉、などゝ尋ね候は、扨今度島原の城は持申との沙汰にて候哉と申候。傳左衛門答に、取々の沙汰にてと申し候。老人承り御年若く候間、後學の御爲に可レ申レ仕候。拙方もはげ轄に腰を懸たる者にて候。能く世上の事を見聞致し罷在り候。先城を持事は成にくきものにて候。公儀より御無理の仰付の時に、奉レ恨事も候得ども、理の前にての御仕置に、弓を引き候事は成レ間レ候。是一つにて候又城を持ち候時は

遠島の主人御仕置有レ之筈に候。家來として主人の首の落る樣に仕事は難レ成候。是二つにて候。又有無に城を持つ行懸の時は、必死の覺悟に候得ば、妻子を切捨籠城いたす筈に候。妻子安穩にては城を持事は難レ成候。是三つにて候如レ斯の時は、今度の島原も、持不レ申筈の處、持と沙汰有レ之候に、仔細有事に候。其家中に智惠の有者進み出で、是非にも城を持可レ申と、一端申募る物にて、是は後の在付(アリツキ)を考へて申す事に候。天下に弓を引からは、可レ遁樣無之に付て、妻子を切らぬ内は無二別條一、城は渡と思召さるべくと申し候由。

●公儀御城にて、御老中方御僉議の事、早世上に洩聞え候。取沙汰有レ之に付て、或時御參會の時分衆座の衆中より、洩し申さぬ事を、世上に風聞仕るは、不審の事に候爲め、稠(キビ)しく御穿鑿可レ有由、いづれも同前に評議有り、土井大炊頭殿御申し候は、曾て各御僉議を聞き候者を洩し申すでは無レ之候。世上に智惠有衆寄合で、此事にはいか樣に仰付らるべき事と、評判致し、其事が流布仕事に候。世上の評判に各の僉議が合ひ申す事は、此上もなき難き事にて候。御穿鑿御無用と御申し候由。

◎石田軍記の内

●太閤秀吉公は尾張國愛智(エナノ)郡中村に出生、松下加兵衛に仕(ツカ)へ候。名は猿と云、自ら羽柴藤吉郎秀吉と改、信長公に仕(ツカ)へ候。筑前守に任じ、後に從一位關白と成り、居城を京・伏見・大阪に構へ候。甥三好秀次を養ひ、關白を讓り、京聚樂城に搆え、其身伏見大阪に隱居太閤と稱す。

●太閤の妾、江州淺井備前守長政の女、文祿元年冬より懷胎、同二年八月廿日安産祈禱、於二大阪城中一連歌花下紹巴發句

大般若、はらみ女の祈禱哉　脇　一二は過て產の紐とく　昌叱

此百韻未滿に、若君誕生、秀賴公と申せしなり。

○文祿四年七月八日石田登城、秀次逆心の由讒言す、秀次高野に入り、出家道意と號す。同七月十五日自害（三十一歲）、上使福島左衛門太夫・福原左馬介・池田伊豫守なり。惣勢一萬餘騎なり、御小性山本主殿（十九歲）同三十郎（同年）不破萬作（十七歲）まづ切腹す、笹部淡路守秀次の介錯して追腹、立西堂（伽坊主）追腹なり。木村常陸・千志摩助・熊谷大膳・白井備後・阿波圭所々にて追腹なり。

○同八月二日三條河原にて、秀次の若君仙千代丸（五歲）百丸（四歲）お十丸・十丸・御姫一人誅之。上臈一ノ臺ノ御局・小上臈お妻御前、お龜ノ前、お和子ノ前、山口將監女、おチマノ前、お佐子ノ前、お萬ノ前、お與めノ前、お阿子ノ前・お伊滿ノ前、お世智ノ前、小少將ノ前、左衛門ノ後殿、右衛門ノ後殿、妙心尼、お宮ノ前、お菊ノ前、お喝食ノ前、お松ノ前、お伊佐ノ前、お左保ノ前、お假名ノ前、お竹ノ前、お愛ノ前、お藤ノ前、お牧ノ前、お國ノ前、お杉ノ前、お杉、東お三（サン）、津ぼ昇、お知母、右卅四人誅ㇾ之。

○慶長三年八月十八日太閤薨去、六十三歲、東山に葬る、號豐國大明神。

○同四年秀賴（七歲）六月十六日家康公大阪發足、關東下向、上杉景勝爲退治也、御供一萬餘騎也。

○大津ノ城主京極宰相高欣、秀忠公御婿也、松丸殿と申す。

○石田治部少輔三成は、江州石田村地士作左衛門子、佐吉と號す。近里の觀音寺の小性と成、太閤御小性に被召仕ひ、江州佐和山廿萬石なり。

●關東下向の大名、惣勢五萬八千餘騎なり。

●大阪着陣十二萬三千八百餘騎、七月十九日參着。

●兩公野州小山より江戸御歸府なり。是大阪叛逆相聞え候故なり。

●七月十七日細川越中守忠興の妻、大阪にて自害、女子（十歲）男子（八歲）殺害、小笠原正、弟、河見・石見三人自害す。乳母二人女中四人火に入て死す。是は爲ニ人質ニ城内に入れんと有に依てなり。

●若狹少將勝俊は伏見御加番なれ共、諸將不和にて京へ退、隱遁す、（長嘯と號す）太閤政所の舍兄木下肥後守家定の子にて、筑前金吾中納言秀秋の弟なり。家定の庶弟木下佐渡守は兄と不和にして加藤清正を賴り、肥後熊本に在り、太閤逝去の後、肥前寺井に住み鍋島家中となる。

●細川幽齋高麗陣の時、名護屋に在り候に付て、古今の箱を烏丸光廣卿に預けらるゝ時の歌

人の國、ひくや八島も、治りて、二度かへす、和歌の浦波。

藻しほ草、かきあつめつつ、跡とめて、むかしにかへす、和歌の浦波

光廣卿返歌

萬代と、誓し龜の、鑑（カヾミ）しれ、いかてかあけん、浦島がはこ、

幽齋歸陣の時、箱を返されけるとき、　光廣卿

あけてみぬ、かひもありける、玉手筥、ふたゝび歸る、浦島が波

御返し　幽齋

浦島が、光を添て、玉手筥、あけてだに見ず、かへす波哉。

いかにかく、心へだてて、玉手筥、あけてを見ぬも、うらしまの波（異本にあり）

●田邊籠城の時、三條實條（香雲院、烏丸光廣卿（幽齊の孫婿なり）、長岡佐渡の婿なり）加茂松の下被ㇾ遣、勅命に任せ實條卿へ古今傳授、源氏物語奥儀、二十一代集口決の切紙、和歌の三神人丸の正體、八雲の大事傳授あり、其の時齊菊

古も、今もかはらぬ、世の中に、こゝろの種を、のこす言の葉

●尊氏十二代の後胤、義晴の四男藤孝なり。母は還翠軒義貞の息女にて、飯川妙佐の妹なり。母後に三淵伊賀守に嫁す。藤孝も三淵が子となる。其頃泉州岸和田城主細川右馬頭元常、藤孝を養子にす、長岡は昔藤孝・京南勝龍寺の軍に戰功有し故信長公より長岡の庄を拜領し名字とす。

私に曰細川を改長岡と稱せられしを、家康公より大忠節の名字たる間、細川と可ㇾ改故ㇾと御掟今に松平を下されずとなり。

●岐阜中納言秀信は、信長公の御孫信忠公の御子なり、三十萬石なり。

●眞田安房守昌幸は、宇多下野守が婿なり、石田と相婿なり。眞田次男左衛門佐幸村は、大谷刑部少輔が婿なり。

●德永式部卿法印壽昌。

●關ヶ原先陣福島左衛門太夫正則・池田三左衛門輝政なり。

●備前中納言秀家は、宇喜多和泉守直家息なり、備前美作切順（キリシタガ）へ五十萬石領す。直家死去の時、秀吉の吹擧にて、

秀家連續。

●立花左近上方へ召されて、當分奥州棚倉にて一萬石下され、法體、道伯と申す。四年の後本知柳川を下さる。

●關ヶ原落去、九月十五日なり。今度闕國を給ひ候面々。

安藝・備後福島左衛門太夫正則○播磨池田三左衛門輝政○紀伊淺野左京太夫幸長○筑前黑田甲斐守長政○筑後田中兵部太夫吉政○豊後細川越中守忠興○出雲・隱岐・越前府中堀尾帶刀吉晴○備前美作金吾中納言秀秋○土佐山内對馬守○伯耆中村一學一忠○若狹京極宰相高次○丹後京極修理亮高知（異本政）○豫州松山加藤左馬介嘉明○豫州今治藤堂佐渡守高虎○因州鳥取池田備中守長吉○飛驒金森出雲守重賴（異本法印長近）○丹後福知山有馬玄蕃頭豊武

●濃州高須德永左馬介（異本法印昌時）○伊勢神邊一柳監物有末（直盛とも）○能登・加賀前田肥前守利長○肥後加藤主計頭清政（正か）○越前秀康卿○尾張忠吉卿

同六年二月御譜代所領を賜

江州佐和山井伊兵部少輔直政○勢州桑名本多中務太輔忠勝○濃州加納奥平美作守信昌○濃州大垣石川長門守康通○三州岡崎本多豊後守康重○三州西尾本多縫殿介康俊（異本吉良）○三州吉田松平玄蕃允宗清○遠州濱松松平大膳正宗廣○遠州懸川松平隱岐守定勝○遠州横須賀大須賀出羽守忠政○駿州田中坂井備後守忠利○駿州府中内藤三左衛門信成○駿州興國寺天野三郎兵衛康景○駿州沼津（異本三枚橋）大久保治右衛門忠佐○上總大多喜本多内記（異本出雲守）忠朝○此外城地不替は不ㇾ記ㇾ之

●小西攝津守行長、肥後半國八代の城主なり。

㊟安國寺惠瓊(ケイ)は藝州沼川郡金山の城主武田刑部少輔信重末子なり。竹若丸出家して頓藏主と云、東福寺の住侶業衣の僧なり。十二萬石に替て還俗す。

㊟大野道賢火あぶりの事……慶長十九年大阪冬陣和談になり。大阪の御城廻り、外堀を埋め候様にと御約束にて、家康公駿府に御歸城され候、其跡にて外堀を總堀と取成し、悉埋申し候。秀頼公の御内大野修理弟道賢入道、此様子を見、家康全和談の心底に非ず、來年は和談を破り大阪を可レ責支度なり、味方の者其心を悟らず、要害を失ひ候事是非に及ざる次第なり。家康手配を致す工夫候へば來年の滿(ミテ)には、堺の町に隠勢を可レ仕と仕組置申さるべく候。責ての無念晴しに、堺の町を燒放べしと思案致し、風を見立致レ放火候。道賢放火とある事、自然と世上に唱へ、家康公に聞召、御心底を考、如レ右仕り候儀、御察成され、深く御悪み遊され候。夏陣の折、仰出に今度常一番の戰功は道賢を生捕候者に相極られ候由。御觸成され候。依て、諸人道賢一人を目懸け、取卷き候て、無二比類一働致し終に生取られ候。此段申上候に付、白洲に引出し候様にと仰付られ、則御出座にて高聲に御意成され候は、汝は天下に名を知られたる勇士なり。今千筋の繩を懸り、諸大名の前に恥を曝す事面目なくは思はぬかと仰られ候。賢道は首をうなだれ居り候が、此詞を承り屹とのび上り眼を活(クワツ)と見開き、其方を如斯致さんと存じ候へども運盡きぬれば力及ばず。今生捕と成る事古今の勇士に有る習ひ、何ぞ恥とせんや、夫にては天下心元なし大たわけなりと廣言申し候に付て、愛相盡き御詞もなし。其時堺の町人罷出て此者の放火故、我々難儀此上御座なく候、則の燃跡にて火あぶり可レ仕候間、町人どもへ下され候様にと奉レ願候。家康公聞召され、則下され候間、随分辛目を見せ可レ申由仰付られ候。頓て檢使罷越し遠あぶりにて苦み候様に拵へ候へ共、少も動き申さず、遂死候に付て

火を取直し候得ば、眞黒に骸計見へ候が、其儘檢使に飛かゝり、檢使の脇差を拔取唯一突に突殺し骸は忽灰に成候由。

❶顏面の皮の剝様の事……顏を堅横に切裁ち、小便を仕懸、草鞋にて踏むくり候得ば、はげ申し候由、行寂和尚關東にて承り候との咄なり。秘藏の事なり。

❶細川玄旨死去中陰の時、靈前に觀世黒雪燒香致し、引しざり「をし立て候も、かへらぬはもとの水、流れはよも盡し、絶せぬぞ手向なりける」と諷ひおさめ、落涙致し罷立候由。

❶永井傳八郎初陣の事……駒木山城主池田勝入と家康公御合戰の時、傳八郎十五歳にて初陣働申され候。父何某安藤彦兵衞に、傳八郎初陣の手引を賴申され候、勝入方打負、駒木山本陣に取詰め候、勝入打て出で候處、彦兵衞渡合ひ鎗付、傳八郎を呼で首捕候へと云、傳八郎乘懸りかぶとを取て、初首に坊主首はいやなりと云て立退く、其時勝入見返り天晴器量の若者哉、日本に隱なき武勇の大將池田勝入斎なるぞ、首取て末代迄の高名にせよと云、傳八郎立歸り首搔落し家康公見參に入れたり。安藤鎗付たる事を申さず。傳八郎手柄にせられしなり。其後勝入息三左衞門和議に成り、家康公の婿に御取成され候。聟入の永井に面談可レ致由に候。公を初何れも氣遣に候處、永井聞付、三左衞門殿親の敵なれば、今日の御肴に、我等の首を御望有べき事必定なり。此節罷出ざるは瑕瑾なりと云て、則御座に出候處、三左衞門盃をさゝれ、我等父勝入が首を其方十五歳にて打取、比類なき高名、日本が日本たる間は、其隱れ有べからず。知行何程下され候哉と尋られ候。七萬石の由家康公御會釋成され候へ得ば、斯様の大剛の者には不足に候。御加増下され度と有之、即座に十五萬石に召成され候。永井家信濃守增上寺にて討果され

候。

〇東福寺の書記正徹は、歌道の名人或時五條邊へ齋(トキ)に參り候折節、大雪降りたり、途中にて鷺の飛かへるを見て、飛かへるくも井の鷺の羽風より、わが色こぼす、雪の曙」扨其家に罷申され候へば、亭主出會今曉の夢に、定家卿御來臨、飛かへる云々と御詠歌候と見申し候由申候へば、夫は唯今途中にて我等讀申候と申され候。扨は定家卿の御再來にて候と申し候て、世上に其沙汰有之由徹書記戀の歌に「千早振、神の御鉾の、露もらし、玉とたらすば君を見ましや」又畠山匠作亭十二月の歌の內に「ちらせただ(異本なほ)見ぬもろこしの、鳥もねす(異本こし)桐の葉わけの(異本わくる)秋の三日月」讀申され候に付て、遠島に仰付られ候由、一說に遠島と候は、京都御構の由、曾し山崎に居申され候由、配所にて、中々に、なきたまたらば、古鄉へ歸らんものを、けふの夕暮、是に赦の歌なり。此歌にて歸參仰付られ候由。家集を草根集と申し候由

〇ひとたまひのおくにをしやらるゝ車を給はる時、乘車・副車とて二輛給はるを一たまひと云なり副車の數に押すらるるとなり。

〇有馬中務太輔殿、京都の屋敷留守居山田角右衛門と申し候、或時角右衛門長屋へ、衣類に血付候者駈込み家來へ申次候は、某は何年以前何方にて角右衛門殿へ、御近付に成申たるものにて候。火急の御用にて唯今御目に懸り度く候間、玄關へ少の間御出會下され候樣にと申し候、家來承り角右衛門へ申聞け候へば、成ほど左樣の人近付に成り候事これあり候、何の用事成可きかと、案じ居り候、家來申候は、着物に血付居申し候と申し候に付て、扨は喧嘩也と申し候て、則大小さし出會候處、右の人申候は、唯今難儀事候て、人を殺害致し候、理非切腹仕候覺悟に存

する子細候故、御自分を可二相頼一と存じ走込み候、あとより追手かゝり候、御かこひ下さるべきやと、角右衛門之を承り、御仕まひは何と成され候やと尋申し候。右の人申し候は、両人はとゞめ迄さし申候、一人は手負せ逃延申し候に付て、力及ばずと申し候。角右衛門得と承り届、無二残所一御仕廻にて候、奥に御通り候へと、家來に手水・茶・煙草など出させ、角右衛門は直に門番所へ參り、番人に成り居申し候。然處大勢押し懸け此御屋敷に殺害人懸込み候を付届け候。差出され候へと申し候。角右衛門承り何事を申され候哉、所違にて有レ之べしとのめづらに取合ひ候へども、慥に付込み候上は僞らせ申間敷と申し候。角右衛門申し候は、夫は證據が候哉と申し候。追手共見屆候が證據にて候、御屋敷に御入れ成されずと申す證據候哉と申し候。角右衛門申し候は、中務兼ての申付に、缺込者入不レ申様にと候に付て、主命に替て入れ立申す儀にて無レ之、是が證據にて候と申し候。さらば御屋敷を捜し可申し候。其時角右衛門立向ひ、有馬が屋敷を其方などに捜させ候て、番人の一分可レ立哉。子細を聞分ず。大名の屋敷に蹈込べくと申す狼藉者、一人もあますまじきぞとて、刀を拔て番人共も一同に拔連、切懸り申し候に付、追手の者共迷惑いたし、色々斷り申し候て歸り申し候。然れども駈込の儀は見屆け候者慥に有レ之に付て右之段御奉行所へ申上げ候、夫に付て角右衛門召出され、右の段仰聞られ候。角右衛門承り、曾て此方へ參り申さずと申上候。御奉行衆仰られ候は、其方何と隱し候ても、其紛無レ之由、訴出申し候上は、最早かこひ候儀、罷成らざる事に候、物が六ヶ敷成る事に候間、早々出し候様にと仰聞られ候、角右衛門申し候は扨は是非も御座なく候、有體に申上べく候、私儀數年の留守役、年罷寄り候者にて、各様方にも御懇に仰下され、諸人に名を知れ候ものにて候が、此事にて外聞を失ひ候儀面目なく候て、唯今迄僞罷在り候、成程此方へ缺込、拙者を偏に賴申す由申し候。然共中

務太輔奚元屋敷の掟書に、懸込者隱置申す間敷由、書載相渡置き候主命難ㇾ背候て、近來不義理の事に候得ども、右之譯申聞、裏門より潜に出し申し候と、申候に付て、御奉行衆尤なりと御感じ、訴訟人共へ、有馬屋敷御穿議成され候とも、隱置き不ㇾ申に相極まり候、外を探促仕り候樣にと仰付られ候。角右衛門罷歸り、殺害人抔など留生仕らせ、暫致し候て路銀などくれ、差出候よし。（其脇四條河原にて狂言に仕候）

●正三は鈴木九太夫と申たる御旗本にて候、委細は駿河橋に見へ候。要門和尚隨仕の內髮を剃申し候處、剃毛を火鉢にくべて見候得ばもはや臭氣はあるまじと申され候に付て、剃刀に付き候毛を、火にくべ候へども、何の香も仕らず候。その時正三申され候は匂はなき筈なり、我覺有執行は斯のごとく仕屆ねば成らずと申され候由。要門和尚直の咄なり。

●平野權平殿は、賤ケ嶽先登七本鎗の內なり。後に家康公御旗本に召成れ候。或時細川殿へ振廻に參り候。御亭主御申し候は、權平殿の武篇は日本に隱もなき事にて候。斯樣の大勇士を唯今の通りの小身にて召置れ候儀、捨介にて候、さては御不如意に有ㇾ之べく候。我等家中になど成され候はゞ、領知半分は遣可申由御申し候。權平殿兎角の返事なく、不圖座を立ち、椽に出、正面に立はたかり、小便を致ながら、申され候は御手前の家中に成ては、椽から小便する事がならぬと申され候由。

●關ケ原御一戰の時、秀忠公木曾路御登り候處、眞田安房守支へ申に付、御遲參成され候。家康公御立腹にて佐渡大明神も、御照覽候得、汝が顏を二度と仰られ候時、本多佐渡守御口に手を當、まづ、先はいはせ申さず候。其御短氣ゆへ、三郎殿御失ひ未だ御懲成らず候哉と申され候に付て、其儘座を御立成れ候由。秀忠公は關ケ原御遲參、

御一生御後悔の由、佐渡守殿老後には、御前にて安座頭巾御免成れ候由。

●家康公御内、成瀬小吉を、太閤より御所望候得共、小吉罷出られざる儀は、松永軍書に相見え候、其時太閤仰に、家康の家來は格別に相見え候。いか樣人の仕立樣有レ之と見へたり。是非共御傳授可レ有由仰られ候、家康公聞召れ、曾て何の仕樣も存申さず候由。仰られ候得共强て御尋に付、別に替りたる儀も御座なく候、私心持に百石以上の者は犬の樣に仕申し候、其下は猿の樣に仕申し候と仰られ候得ば、太閤暫く御口を塞がれ候が、篤と合點致したり。今日より人の仕樣、そなたの弟子に成り候と、仰られ候。その時御小性衆笑ひ申され候。家康公御歸以後、御呵成され、何事を笑ひ候哉と仰られ候へば、御小性衆申され候は、家康の家來は、皆畜生にて候哉と、申され候。太閤の仰に、犬猿のわかり、仔細ある事一々御講釋成され候よし。

●今州の大融和尚、或病家へ見廻られ候處、唯今相果て候と申候に付て、今抔斯樣に有筈にては無之候が、養生不足にては無く候哉。殘念の儀に候と申され候。醫師共の家に居候が、障子越に承り以の外立腹致し、則出合、養生不足にて、相果候と仰られ候を承り候、乍下手醫師にて候へば、左樣にも可レ有レ之候、出家に法力有レ之と承り傳へ候、此死人祈り活され候得、其事無レ之ば佛法は益に不立物にて候と申候。大融も迷惑に及び候得共、さすが佛法に疵を付け候事、不二私事一と存、隨分祈活せ可レ申候、暫御待候へ身拵（ミゴシラヘ）仕と申て、寺に歸り、押付參り、死人の傍にて座禪仕られ候、暫くして死人活つき出、蘇生仕り候、半年程ながらへ申し候由。此事湛然和尚直に尋られ候處、相違無レ之候。扨其の祈樣相傳可レ申由にて、咄申され候は、宗旨に用ざる事なれば、本より祈禱のすべ存せず候へども、唯法の爲と、はまり候に付て、寺に歸り、上り物の九寸五分を研き候て、懷中致し、死人に向ひ、

若法力有物ならば、忽よみがへれと念じ申候。若蘇生不レ仕候はゞ云かゝりたる事候へば、腹かき破り死人にいだき付て、相果んと覺悟を極め候迄にて候と申し候由。

大融和尙は、水野監物殿歸依にて、常に出入仕られ候物を貰可申と候へば、手をつかね崇敬仕着物などを乞申され候。又ふくべに酒を入不斷腰にさげ居申され候が、酒きれ候時は、監物殿へ參り、御銚子酒を拜領可レ仕と申てふくべに入申され候。歸りには、監物殿送り出られ候に、大融手を出し、監物はいりやれと、申され候由、或時は大融蒸籠に候故、監物殿より方々探促の處、非人の內に見へ候と申者あり。監物殿工夫にて、施行を行はれ候。非人共集り居候に、奉公人此施行を垣の內に入申して取り候へと申し候。其時非人の內より、叟にたけい、取ふと申し候。則取込候へば、大融にて候よし。

○梁重和尙、上方在留の時分、越後浪人に懇意の者あり。娘一人持候が、企の野狐付て、祈禱數を盡し候得共、放れ申さず候。梁重和尙へ御賴可レ仕由申し候。宗旨に無レ之事と、斷申され候と共、是迄にて果し可レ申候間、是非御加持成し下され候樣にと、無レ據申し候に付て、さらば理趣分をくりて、經にて叩離して可レ見とて机の向に娘をすへ、理趣分を繰て、經にて扣き申され候。一晝夜座も去らず祈申され候得共、曾て驗も無レ之候に付て、後には鞭を以て叩き伏せ申され候。夜明に娘相果申し候。親申し候は、扨々本望の儀に候。存生にても畜生にて候。御驗の功力にて來世助り可レ申と申し候。梁重も是非なき宿業と觀念、出家として人を打殺、ながらへこ無二面目一候間、自害致べくと覺悟を極、寺に歸取仕舞申され候處、使參り則御出下され候樣に、宮內に寓何由とたて入込申し候と申來候故、差替りたる事も有哉と參られ候得ば、狐は皆退申し候。不思議成る事にて、娘の死骸を見られ候

得ば、息を突出(ツキダシ)申し候。水藥などあたへ、段々覺付蘇生致し、本氣に相成り候。惜に打殺たる物に候得ば、狐は死申べく候。屋敷内改候様にと申され候て、捜し候處、最前祈禱致され候床の下に、古狐死に申し候。則二十五丈の袈裟にて包み葬禮、丁寧に引導致、葬申され候由。直の咄の旨なり。

◎中院通村公（通茂公の祖父なり）後水尾院様の御時、勅使として江戸御下向、御登城の時分、下乘有間敷由仰らる。御番衆、先例の由申され候。通村公仰に、法を知らぬ者の例を取て、下乘する事有べき哉、勅使の下乘する法なしと仰られ候。然ども御番衆合點不仕に付、さらば勅諚違す間敷由仰られ、御引返成され候。夫に付て、傳奏屋敷にて、三年蟄居成され候。此時、御製五首有レ之由（御製集にあり）通村公の御子、道純卿御早世にて候。道純公の御子、從一位内大臣通茂公にて候。仙洞様、御在位の時分、松ノ木殿の御姫御寵愛、此御腹に御出生、五ノ宮様を御位に付らるべき由。一ノ宮様は、蝕の日御出生に付、王位相成らず候。公卿僉議仕るべきの旨、勅使にて候。何れも御同意の由、申上られ候。通茂公、御一人御得心無レ之、左様に遊され候ては、天下に道、御絶申べき由、仰上られ候。又一ノ宮様の外叔、小倉殿は、當座に蝕の日出生の、帝王聖主の例、和漢を引て申上られ候。然ども五ノ宮様御位に被レ爲レ付候。其節通茂公は、七年蟄居成され候。小倉殿は、伊豆に遠島にて候。かゝる無道の世に、ながらへて詮無とて、絶食廿一日めに、相果られ候。御子歸參仰付られ候。其時、流人の内より餞別仕り候。みかくれし、芦間のひかりあらはれて、雲の上まで飛ぶ螢かな。」

◎眼療治の事……目は人の眼なりと心得べし、一身の内にて、尊き物は眼なり、天に日月有が如し。仍て汚を忌なり。假にも汚たる物を、近づくべからず。若いろふ事あらば、大指の中の節にていらふべし。不レ汚所なり。如レ斯

心得たる時、眼に感出來て、病の去る秘藏の事なり。若頻に病時は、清き水を清き器に入て、湯に沸かし、新き大目に入れ、新き布を浸し、鹽を入、湯の内にとし入て新きもみの切にて、眼の廻りを洗ふべし。湯の加減は、眼に覺て能ほどにすべし。忽ち癒るなり。努々（ユメユメ）薬を用ゆべからず。（是朝倉傳なり）

●出家出入の眞言に「珠數・掛格・手巾に跡見よソワカ」旅などにて、就中、物を落さぬ爲めに能きなり。

●嚴有院様十一歳にて、將軍に成らせられ候。其時分、御三家は在府、御後見保科肥後守、御守酒井栄印たり。

●南光坊御申候は（權現様御若年の時御夢合せ參河の星寺の住持申され候共）松平ノ御家、五ノ階をふせて、六代目の起る時が大事の由に候。夫に付、家宣公は元に御返り、家康公の御子様分にて、御一字を御取成され候由。御尊骸も、臺徳院様の通、增上寺へ御收まり成され候由なり。

●便乘坊は、日本に丈六の留遮那佛を建立し、末世の衆生を救んとの、誓願を發され候。夫に付、三國の人民、結緣のため、三國勸化の志有といへども、餘命なし。依て伊勢に參詣し、衆生濟度の爲に、我に長命を賜し給はれと祈られ候。如願三國勸進し、大佛建立成就して、御禮の爲め伊勢へ參詣致し、下向の道にて遷化なり。（多賀に御跡あり）

●蠟燭のしん切様の事……立筋違に切べきなり。消様（ケシヤウ）、しんを切て、吹き消してさかさまに成すべきなり。付様（ツケヤウ）、本火のしんを突懸て付くべきなり。公界仕事なり。能々嗜べき事なり。燈は掻立て、消すべし、臭なく又用方なり。

●題線香　　絲頭亂ノ緒白雲香レ　變態百興（タビ）終（ツヒ）ニ不レ常（ツネナラ）

清話濃時尺還短　安禪倦處寸猶長　元政

○井伊萬千代殿御小性の時、園爐裏にて、御料理物遊され、萬千代殿に蓋を遣され、鹽梅はと御尋なされ候。御請にあつく御座候と申上られ候。又或時家康公御軍破れ、あら〳〵にて、御主從五六人にて御退遊され候。皆飢に疲れ、傍の社頭に御立寄り候へば、神供赤飯の備はり居り候。是こそ軍神の御與へと何れも頂戴候處、萬千代殿一人手に取申されず候に付て、家康公御呵なされ、時にこそよれ、飢を凌がぬ馬鹿者と仰られ候時、私至たしなみにては御座なく候。御敵跡を慕申し候に付て頓て爰許へ取かけ申べく候。其時某一人は蹈留り、討死仕べく候。其間に御退遊さるべく候。死後飢に疲れ、上下赤の飯を給候事を顯はし候儀、無念に存じ候と申上られ候。無雙の勇士にて後に御先手を仰付られ、或時の戰場にて餘り手ひどく働き候を、康公家御覽成され、御氣遣の餘り、御采配の柄を御噛遊され候。其時の金の御采配即時に御預けなされ、彼家に傳り候由なり。

○權現樣一枚紙の事……或る時家康公御佛參のみぎり、御前に諸大名伺候の節、御鼻紙を一枚御取出しなされ、御膝にはさまれ、御手水つかはれしをり、風吹きて、御鼻紙を吹き散らし、椽の方へ落ち候を、御走り付き候て、紙を取り上げ、手を拭かれ候。伺候の衆、見候てひそかに笑ひければ、家康公大音聲にて、何れもは今の仕方（行爲の意）を見て、をかしく候哉。我れ等が天下は、是にて取りたり、と申され、濡紙を、座中に御投げ捨て、奥へ御入なされけりと

月舟和尚、板倉周防守殿の菩提所參河長遠寺の住持になられ、周防殿參詣の時は、自餘の咄一事もこれなく、權現樣御咄ばかりにて候、周防守殿幼年にて御小性相勤候時分の事の由にて、右一枚紙の咄をめされ候處、月舟忽

當機いたし、しきりに落涙、三日寝食をわすれ、胸をつき通し候様にこれあり候由、夫より權現様御位牌を建て、一生の內、每朝每晚禮拜いたされ候由。周防守殿は御小性より段々立身の由也。此時月舟の喝、別紙に記之、月舟一派一枚紙の工夫と云。）

◉或人問て曰く、聖廟の御歌「心だに誠の道にかなひなば祈らずとても神や守らむ」此の誠の道とは、如何樣の事にて候哉となり。或人答へて、其の許は歌すきなれば、歌にて答ふべし「何事も皆僞りの世の中に死ぬるばかりぞまことなりける」と。常住死身となりたるを、まことの道にかなひたると云ふなり。

◉展徹教訓狀の中に、神佛詣も其の坊、其の神主、或は其のわたりの人の、さまたげに成る樣すまじきなり。人の隙を伺ふこと第一なり。家內のもの使ふにも、其心持肝要なり。其の思ひわけをせぬ人には、人使はれがたし、又使はでは叶はぬことに、心いたき事とて差し置く心あれば、一度が數度に成つて、使はるゝ人は、自然と隨意をするものなり。善きことにはなりがたし。惡しき方へは心ひかれ易し。されば少しの事とて違ひたることを宥恕せば次第々々に增長して、法にもかげ理にもはづるゝものなり。されば針ほども違ふことなり難しと、嚴しく申し付くべきことなり。大なる事は、事により、物に依つては、咎を宥恕することありとも、少々の事を宥恕すべからず。大なることはまれなり。少なることは甚だ多し、家內の者を折檻するには、先づ我が心をよくさはむべし。かねぐもれなく言ひふくめ、惡事を嫌ひ、非を除け、理を立て、常の分別違はざれば、凡そ上を學ぶ下々の者なれば、家內のものも、其の心あるべし。夫に違ふことあらば、折檻すべし。又矢の佢は、歪めるものなりとも、人の矯めようによりては、直ぐに成るものなり。人にもよく意見（忠告）して、教訓を爲し、諸藝を教へ、我は孤陋を言ひ含む

べし。人を使ふは、番匠の木を使用するにおなじく、又下々は、まづ一日々々の身體をつなぐことをつとめ、中流の人は、一月の事をいとなみ、其の上は一年を送らんことを勵む、其の上は、一世のことを思ひ、其の上は、未來のことを歎じ、上品の人は、末世末代までも、名をのこさんことをいのる。又幼きものを取り立て、物を教へ、召しつかへば、人にも事かゝず。よき内のものを、ほしがれども、幼き時より召仕はぬ者には、心をかれて惡し、幼時より召仕はで、容儀體裁あしければ、人中〳〵直らず、廿四五までも用にたゝざるものは扶持をはなすべし。されども、若き時用に立たる者か、又親の時用に立たる者か一度用に立たる事あらば、その恩を送るとおもひて召仕ふべし。しかれば、さやうのものを抱置くは、何某は今用に立ねども、いつ比用にたちたるものにてある間、その恩を報ぜんとてふちするなどゝ何度も申聞すべし。扨は年よりたるとも、今の奉公のかげにて、心安あらんとおもひて、能く奉公をするなり、左樣の趣をしらざるものは、用に立ざる者にふちし、今用に立ものにふちをせられざるは、忠不忠を知らざる主人には奉公してもよしなしなどゝ云て、空病などし、出仕をするもの有がたし、又昔は分際〳〵に、知行三分一を寺社に付てなり。さやうにありては餘なりとて、嵯峨天皇の御時より、十分一に定るなり。千貫の分限より百貫、寺社にほどこす分に於ては災難有がたし、夫を惜みて、不慮の事にて過分に損をし、物を入るなり。又武士たるものは、就中足手の爪を揃へ、爪際などへ、垢のなき樣にして髮を結、小袖・布子・帷子なども襟をすき〳〵と巻て着、肩衣袴は破れたるとも、腰よりきぬ樣に着て、頭の廻りにあかもなく、額はへぬ樣にぬき、ふけ生ぬ樣にすり、假にも人事を惡樣に云はず。人にはひた〳〵としてさすが尾籠緩怠もせぬやうに嗜、表裏なきが人の本なり。諸事の中に力の入事をするは下なり。力も入て足手を働かすは中なり。心計働かして事をな

すは上の人なり。

●了爲和尚咄に今時の出家引込みて、鼻の先を守りて居るを能事と思ひて、みな、ウンネマリて居るなり。當體なし、逆尻腰ぬけと云ふものなり。我は今年寄りても、今こそより請待あらば、可二馳出一と思ふなり。大乘寺隱居以後、直に關東に下り、三ケ寺に驅廻り入魂をして責て少しばかりも落着せ度と思ひしか共、雜用心に任せず。嫌念の事に候。昔の侍は、寢莚の上にて死ぬる事を無念がり、戰場にて死に度しとのみ嘆きしたり。出家も此の心を持たねば、道を成就する事ならず。人中をよけて引込たがるは臆病なり。引込みて何事ぞよき事をするかと思へば惡念ばかりなり。たとへ引込みてよき事をするとも、宗風を振ひ興して、道を修く事を成べからざるなり。

●中院通村公へ關白殿の御子、御指南御賴に付て、御出の後、附置れ候御家臣を、通村公召出され最早御幼年と申御讓にても無レ之候處、御物言上臈の格式にちがひ、下臈のまねを成され候事、是非に及ばざる次第に候。是は附置れ候人々、大形にて、今日の濟座にも障子をあけい、燈をかゝげい、料紙を持ていと御申候。障子を、燈を、料紙を、にて聞え申し、あげ、かゝげ持てまいるは、下臈の業にて候、かやうの事無之樣、相心得べき旨仰られ候由。

●燒香持參の時包樣の事



杉原にて二重に折て、作之、折めは裏の左の方に成樣にすべし。

紙の程二重に折たる處、四寸五六分角にして

●江戸御城御類燒の時、松平伊豆守殿殿中の通路一筋、疊を裏がへしになし、女の道に定られ、即座に男女の別立候よし。

●大猷院樣、島津家の犬追物上覽の時、島津飛驒守落馬仕り候。此時の作法、御感成され重て、落馬御所望の由。

●慶長五年家康公、景勝御退治の爲、關東御下向、野州小山にて伏見落城の到來聞召れ、下向の諸大名召出され、今度秀賴公の御下知と稱し、石田叛逆の山に付て、是より上方へ引返事に候。各所存次第石田方にもならるべく候、少も遺恨に不ㇾ存仰られ候、其時長岡越中守忠興一番に進出、石田謀計たる上は則御味方と申され候、次に福島左衛門太夫正則、石田謀計ならば御味方、秀賴公上意ならば御敵に罷成べく候。上方にて實否承り候上、相極べくと申され候。餘は皆御味方と申され候、爰に眞田安房守昌幸、石田謀計たるべきは推量にて候、秀賴公上意と有ㇾ之上は、御敵に罷成べく候。然共家康公日來の御芳志難ㇾ忍候得ば、嫡子伊豆守信幸を御味方に進じ可ㇾ申候次男左衛門佐幸村は、某老身の介副に仕べくと、申切て座を立、父子兄弟、敵味方と成たる驗に、信幸に一矢射よと下知し、暫し戰て引分れ、居城信州上田へ引籠、秀忠公、木曾路御通路を遮り昌幸義を立て家を立たり、智謀の義士と云べし。

●甲陽軍鑑に何某、敵に向ひたる時は、くらやみに入り候樣に覺候。夫故か手疵を數多負ひ候、御自分は數度の高名に、疵を負はぬ事何とめされ候哉と尋申し候。何某返答に、敵にむかひたる時は成ほど闇になり申し候、其時少し心をしづめ候へば薄月夜の樣になり申し候。それより切かゝり候へば、疵などは負はぬと覺へ申し候、時に眞の位有べき事なり。(此返答馬場美濃守なり、委しく古老物語に見へたり)

○江戸火消の業立付の着様は、先尻をからげて、その上に立付を着申され候。直に立付を着候得ば、足重く働き悪ゐく候由なり。又頭巾を火事場にては手に持て、煙を拂ひ、頭には鉢卷したるがよしと、革頭巾をかぶり候へば、物音大きに聞候。働にくき物に候由。

○鐵炮の玉は水に當りて野打申し候。玉に小刀目か歯形か付け候へば、水をくゞり申し候由。又御狩などの時は玉に印を切り付け候へば、自然の用に立事有之よし。

○月舟和尚は、板倉周防守殿菩提所、參州長遠寺住持勤られ候。入院の節、隱居當住を周防守殿請待有り、御亭主唐筆の卷物を御持出、久敷持傳へ候得共、文字讀め申さず候。御慰に御覽候て、御讀候様にと御申候て、隱居の前に差置かれ候。唐様の草文字にて、殊外讀兼申す墨跡にて候。隱居も覽候得共、よめ不レ申、是は月舟に讀せ可レ申と申候て、月舟の前に遣申され候。月舟一篇見候て、殘らず讀め申候得共、讀兼候ふぜいにて、成程不審に少しよみ懸け、隱居に向ひ、此字は何にて可レ有御座候哉。斯様にも讀み申べき哉と、たづね伺候て、又少しよみかけ、右の通仕。つゞりよみに讀み仕舞申され候。左候て、月舟座見物に參られ候跡にて防州御申候は、月舟は、いかうよふござると褒美にて候よし。此事月舟、直の咄、了意和尚承り候由なり。その比は、未、年若に候得共、拔群の器量にて候となり。

○關ケ原一戰の時、毛利一族參會して、家康に參るべき哉、石田に參るべきやと評議あり、甲斐守秀元、家康の味方可レ然、我に任せられよと申され候處、吉川進出、石田方參るべくと早速言に及たりと云、秀元聞て、扨は不レ及レ力士の一言、金鐵よりも堅し、此期に望て、我同意せざるとて、致ニ變替一は己れ弓箭の恥たりと云て、一家の

軍勢を、秀元引具し、關ヶ原にて家康公の御陣近く備を立、堅く守てにらみたり。家康公の御旗本より、此備を見付て、まづ毛利一備を討べしと云、家康公聞召秀元は無雙の勇士也、此の方の手を出すを待て、死狂ひすべき様子なり、構て手向ふべからずと、深く制し給ふ、扨石田方一戦に討負、四角八方へ逃失せぬ。家康公御陣を全し、押道堅固にて、京都へ赴かせ給ふ、秀元は猶も備を堅ふして、家康公の御引別の跡に喰付たり、御旗元業、すは毛利勢したひ候間、討散じ可ㇾ申由、申上候を、公聞召され、全く手差すべからずと再三御とゞめ、京都着遊され候、秀元京都までしたひて引退く、その勇勢無雙の大將と、その比批判したりといへり、またはやり歌に「吉川味噌に、毛利豆腐、つけて幸は宰相」と諷ひ候由。（秀元は宰相なり）

●尾張様、紀伊様、水戸様御十歳前後の時分、家康公御庭に御同道成され、大きな蜂の巣を御落し成され候。蜂あまた飛出し候に付て、尾張様、紀伊様は御驚き御逃成され候、水戸様は御顔に付き候蜂を、御取片端より、御投捨終に御退不ㇾ被ㇾ成候。又或時家康公、大圍爐裏に、栗あまた御くべ候て召置かれ、御三人様御呼成され候、栗に火廻り、一度にはね申候、御兩人は御驚き、御立退成され候、水戸様ははね出候栗を、御取、御いろりに御投入、少も御驚き成されず候由。

●權現様、御神號は御存生内の御願にて候、御遺言に任せ、御陰骸甲冑御帶し御棺に入らせられ、久野山へ御收後日光山御移遊され候。又御病中四月十三日に、御陣刀にて罪人御切らせ、血付候儘にて久野御宮御神體に成され候東國は皆手に入、死後にも別條有間敷候。西國心元なく候間、切先を西國の方へ向け込置候様に仰付られ候由。

●筑後久留米の侍從、有馬中務太輔頼元は、賢君の由取沙汰あり、或時、家中の士、奸謀の僉議有ㇾ之候處、全私

欲不レ仕由申候、家老共吟味にて、拷問可レ仕由、披露を遂ぐ、中務申され候は、前々より、侍を拷問したる例無レ之候間、無用の由候、然共家老中合點仕らず候に付て、不レ被レ及レ力拷問致候處、奸謀の旨申出仕置申付られ候、其翌年中務、小鳥好を致され、小倉に九州無雙の鶯有レ之由に候間、價に構はず求め候にと申付られ、莫大の金子にて乞取候。別て寵愛候て、士一人付置かれ、餘人は見申事も相成らず候。或時茶道小僧に申付、右の鶯を潛に庭に放させ申され候。左候て小僧は宿元に歸し置、他言仕らず様に申付られ候。右鶯心遣の士、暇詞仕るべくと、隨[illegible]見候得ば、鶯失申し候に付て、早速達置候處不屆のもの多分盗取他所へ賣申たるにて有レ之べく候。嚴敷(きびしく)詮議仕猶いつわり候はゞ、拷問仕候様にと家老共に申付られ候。既に拷問に及候とき、此士は有體申出べく候。隣國へ遣り賣申し候由申出候。家老共披露の時、右の小僧呼出され、初の次第を申させ候。士たる者は拷問に及では死後迄の恥と存、なき科をも引請申事、歷然に候以來士の拷問無用と申付られ候由、又或時、盗人を死罪申付べき由、家老共披露致候處、下々の者は、一端不義をも仕るものに候、死罪には及間敷候よしと申付られ候、家老共承り以後の〆(シマ)り罷成らず候間、是非死罪仰付られ候樣にと申し候に付、左候はゞ隨分此者殺申べく候間、此者以後の〆(シマ)りになり、重て盗賊出來仕間敷候、若盗賊出來候はゞ家老共無調法に罷成べき由、證文差出申べきやと候に付て、罪に伏し盗人助け申され候由。

●江口東庵醫學の爲、江戸番丁吉田一庵老の所へ罷在候時分、近所に劍術の指南者有レ之故、折々稽古に參り候。浪人弟子居申候が東庵方へ參り、某儀數年の本望唯今相叶申す事候。兼て御心安仕り候故、御知せ仕る由申候。臨歸り候。東庵心元なく存じ、追付參り候處、向より編笠をかぶり候者參り候。劍術の師匠四五間先に立、行違にした

たかに精當仕り候、此者見歸り候時、右の浪人笠をぬぎ捨、敵打の由、高聲に名乘懸け申候。前後に氣をとられ候を、何の手もなく討果せ申し候。其近邊の屋敷々々町家より祝儀を申し候儀夥敷候。銚子なども持出申候由。東庵唱の旨なり。

●江戸通町を馬四郎罷通り候處、馬狂ひ候て、見世棚をふみ崩し候に、何とも申さず罷通り候に付て、家主咎め候へば、其見世棚の分は、公儀の道の内なりと申し候て罷り通り候よし。

●猪犬のキワ見様の詞「目か油か尾か棹か毛か針か日本國か尻のすか」又傳受に口脇の小髭一筋あるは氣過、二筋は上、三筋は氣弱なり。又犬子にて猪を喰せて能く喰は、逸物に成なり。又生れ候時、懸け候て、其内に重きが逸物なり。打呵る事なく、撫さする事なく、食物少づゝ度々に喰せ候なり。

●御老中井上主計頭殿を戸田異本豊島刑部殿中にて討果され候事……主計頭殿末の娘を、太田備中守子息に縁組有度通、兼て出入心安候て、刑部へ相頼れ候。刑部取持、備中守と相談相濟し、其返答申達べくと、主計頭殿方へ節々刑部參られ候得共、面談無之候。備中守より催促有之、後には刑部近從に不埒の義を被爲申樣に相成候に付て、討果され候由、此時、水野監物殿は主計頭殿の婿にて早速登城候て、先刑部が死骸の、かぶせ物を取のけ、口に手を當息を聞、腰の物に手を懸け、暫して主計頭殿死骸見屆られ候由、功者の武士はぬかぬ太刀の功名と申擣へ候なり。

●延寶八年五月廿四日於二增上寺一嚴有院樣御法事央、永井信濃守を内藤和泉守討果され候事……讀經央御役人大勢列座の前を、和泉守通られ候が、信濃守前に成り、信濃守覺へたるかと詞を掛、首討落され候。信濃守も小さ刀

に手を懸、少し抜懸けられ候由。其時傍に居り候人（遠山主殿）抜打に和泉守の腕を峯打候て、脇差を打落され候。また一人は（伊奈谷右衛門）立上り、二の目を仕ろと聲を懸け、和泉守の後に廻り、腰に手を懸け引立て捻伏せ、長袴のすそを引てうつぶけに引倒候とも）懐中縄にて搦め勝手に引立られ候。其節見向たる仲、一人も無之経奉行の出家、屏風持出其處を立ち切、役人参集とり替、死骸裏門より差出、御法事少も懈怠無之候由。又一人は（遠山主殿直に山門へ走出候共）山門へ走出、御番衆に此次第申達、兩人の供の者居込、少も騒申さず候。即刻諱（一間）其夜青松寺にて和泉守切腹なり。（落書、むかしより、和泉守は切れもので、ながい命を、たつた一うち）

此時永井伊賀守十三四歳、増上寺参詣、此様子見て遙の所より駈付られ候を、御番所無用と申て、押留候由（永井一家なり）

◉貞享元年八月廿八日御城に於て、御老中堀田筑前守を（御老中上席）若年寄稲葉石見守討果され候事。……石見守脇差にて筑前守の腹を突通しくり廻し申され候。大事の敵は如斯くとなり。此時老中残らず立向ひ、石見守を切伏られ候。大久保加賀守初刀の由なり。

◉元禄十四年三月十四日殿中に於て、吉良上野介を浅野内匠頭討果され候事……吉良は高家役、浅野は公家衆御馳走役なり。上野介手疵二ヶ所浅手なり。梶川與惣兵衛（御留守居番）浅野を抱とめ候。吉良を平川口より宿元へ遣し。浅野も平川口より差出し。田村右京太夫（御奏者番）へ御預、則晩切腹、此事天下四へ相知れざる内、兩人の屋敷々々へ御目付罷越、家中を靜め、供の者どもは事済候てより承り付、罷歸り候よし。同十五年十二月十五日淺野浪人四十七人、吉良本庄の宅へ夜討、同十六年二年四日何も死罪

㊀常照院様御法事之、上野宿坊にて前田釆女正、織田監物討果され候事……此始末追て之を尋べし。

㊁慶長四年石田反逆の時、關東下向の大名の妻子を人質と爲し、伏見御城に入らるべく、まづ長岡宅御城より一番目の屋敷に付て、妻子罷上るべき旨、上使を遣され、忠興妻子御請に男の留守に、女の身として登城仕儀迷惑に候間、差免され候樣にと御斷申上候。重て上使の節も、同前に申上候。三度目の上使、若異議候はゞ手込に仕り召連れ候樣にと、上意の旨申達し候。忠興妻室承ㇾ之、此上は力及ばず、登城仕るべく候、女の儀に候得ば、身拵隙入申べく候。御苦勞ながら上使暫御待下され候樣にと申達、留守家老小笠原正弟川北何某石見何某を呼出申聞られ候は、我等越中守殿と夫婦に成り候後、父明智日向守殿不義の行跡に付越中守殿異見召され候得共、承引無ㇾ之候故不義の人と緣を結び置き候事叶はずと候て、我等を離別され候。然處父日向守殿程なく滅亡に付て、我等身の置所無ㇾ之候。此節越中守殿より、使を給り昔は日向守不義に付て離別せし處に、今流浪の難儀不便なり、其上道路に恥を曝し、越中守が妻女なりと云れては、一分立ず、呼取申べくと候て、又々立歸、男女の子二人出生候。此厚恩生前に難ㇾ報事と兼々思込み候。然に此度御城へ召させられ力及ばず罷上り候節、越中守殿への一分立ず、且は家康公の御味方にて候處、妻子人質に取られ候と聞召候はゞ、恩愛の道にて心も替り候時は、不義の名を取らせ申にて候。然ば越中守殿へ恩報に唯今我等自害を致なり。妻子相果候と聞召候はゞ、憤り深く成、無二の忠節を召さるべく候。時刻移てはならず、居の間に早く燒草を積、我等自害を見て、火を懸け候へ、召仕の男女は心々に落行て、越中守殿へ面談候はゞ、此趣委く語り候へと云て、居の間に入、十歲の女子に此趣を申聞、引寄て差殺し、八歲の男子に向ひ武家に生れたる印に腹をきれと申され候に付て、心得申候と押肌ぬぎ、小脇差を腹に突立候間、愛目を

見せんよりはと、頓て首を打落し、其身自害候得ば、焼草に火を付思ひ〳〵に働き、火の中に飛入て死するもの多かりしとなり。七月十七日の事なり。此後妻子籠城相止め候なり。

●大勢込合候場へ参り候時は、持草履懐中致たるがよし。御供の時分などは、御草履の爲に相成候なり。

●蘭奢待は東大寺勅封の御藏に有、鎌足の大臣、流れ木を拾ひ上給ひし名香なり。御即位の時分、一寸四方を召され、八重垣と名を替られ候。跡は滿合候由なり。

●御國醫師何某在江戸の時分、御旗本何の源兵衛殿父子同道にて罷通られ候處に、踏行列わり候者を、家來打擲申し候。源兵衛殿見返り申されず、家來に樣子問害しからずと申て罷通られ候、然處に跡より辻番人付來候に付、家來源兵衛殿に知せ申候。源兵衛殿申され候は、棒を持參り候哉と尋られ候。成程棒を持參り候由申候に付、申付られ候は、何某と申者にて候。行列わりを切捨候に付送り候は、尤にて候。棒を持候儀は、無用と申べき由申付られ候。左候て源兵衛殿宿元へ歸られ候得ば、臺所にて家來共寄合、何と御仕廻候哉、とゝめ御さし候哉と申候得ば、右の人申候は、旗本奉公する者が、ふせんさくの義を申候、留めは意趣切の事に候、主人の難に成り申し候、無體を咎むる端的の一刀は、御掟に候、かやうの類は一刀切の者の由申候を、右醫師承り候由。山本五郎左衛門へ咄の由なり。

●薩摩の家來百人番所の前を、眠て通り申し候を、同心見つけ候て眠らせらるたど云て、棒のさきにて突申し候處顏にあたりて血出申し候。此士血を拭ひさらぬ體にて罷通り候、晩景に大勢を連、騎馬にて同心歸りを待詰、乘かかり飛をり、詞をかけ、切伏せ、其外追ちらし罷歸り候。追付屆有之候へども、此方の者にて無之と取合候

て相濟候由。

●大猷院樣御園にて、堀田殿若年の砌、柳生殿相伴にて、御手自御茶下され、捨子（捨子御壺なり、名物の御茶入なるべし）の御茶入を堀田に拜領せられ、若輩にて茶入の重寶なる事を存まじく候、日本にかくられなき名物、價などは親甚十郎が身上、いくつ合せても償はぬ物ぞと上意なされ候。堀田茶入をいたゞき居り候が、忽はしらに當て、打割り投げ捨申し候。暫して申上候は、我等式とは申ながら、悴を立候ものに、價の上意は御なさけなき義を一筋にせき上り、神前をも憚らず、慮外を働重罪難遁由申上候なり。

●太閤樣太田三樂に仰られ候は、そなたは智仁勇を兼たる良將なり。されども小身なり。吾は一德もなし、天下をとる事が得方なりと。

●幽齋隱居の以後、在京なり、肥後にて家中異議出來、暇を乞候もの數人の由、相聞き、幽齋短册二枚送られ、忽しづまり申候。

越中守へ　眞菰草、つのくむ程の、澤邊には、つながぬ駒も、放れざりけり。

家中へ　相坂の、嵐の風は、寒むけれど、行衞しらねば、わびつゝぞぬる。

●家康公御意に、濱松より西は、將軍の居所にあらず、都ちかくして、風俗よはしと仰られ候よし。

●天海僧正出生の時、產湯の爲、桶に水を汲入れ候得ば、鯉入たり、料理べしと云者もあれども、此悦にと云て放したり、博士參りて、此人天下の主也。然ども鯉を放したる故、果報失たり。出家にならば、將軍に劣ぬ果報あるべしと申す。親共悦び、出家に成し申し候（畿內の百姓なり）。十七八歲の比、執行に出行、暮て宿を借、夜半に物

荷して、男一人来り、天海を引起して、櫃を荷せ、女一人付き来り、山中にて天海に穴をほらせしが、淺く候とて男入て堀たり、其時櫃に副たる脇差を抜、男を突殺し、女を殺さんと致し候得ば、女手を合せ、命を御助け候へと申し候。已は密夫に本の夫を殺させ候と見へたり、家内一職を我にあたへ候はゞ、助くべしと申し候に付て、請合申し候故。財寶殘らずとり、右の女は尼になし、其身は京都へ出、信長に謁し、其後家康公にたより御祈禱を修し、御政道の御助言をも申上られ候。秀忠公・家光公・家綱公四代の御祈禱、御心のまゝに修し、御壽百有十餘にて遷化なり。死去の時、御城へきこへ、家光公則御成成され候處、はや事切れ候。御落涙にて、御遺言は無之候やと御尋の時一封の内差上申し候、御覧成され候得ば、鑰二つあり、秘筐あるべしと御たづねに付、二箱差上御ひらき成され候得ば、天海僧正の綸旨、慈眼大師の綸旨なり、寢間には袈裟と酒樽一つあり、外には何もなし南光坊の事なり。

●家康公尊骸日光へ駿河の久野より御越の時、南光坊御棺にむかひ、御引導「あればある、なければなきに、するがなる、くのなき神の宮うつりかな」此一首なり家光公御老後に、初て御子御懐胎に付て、天海へ變生男子の御祈禱御頼成され候處、元三大師自筆の像叡山に有之候を、信長一戦の後、轉傳して今伊勢國に有レ之候、これを本尊に仕候はゞ、祈禱を可レ申よしに付、則上使立、その寺に寺領御つけ御所望に付差上候、やがて家綱公御出生なりまた目黒行嚴院再興の訴訟相叶ひ候やうにと江島參籠の旨、天海聞召し、則呼返し、生辨財の法を修し見すべし、護摩を焼き候樣にと御申付け、御城へ使僧を遣はし、御老中招かれ候處、御前より急ぎ罷越し候樣にと上意にて、早速相越されし由、その時行嚴院訴訟の儀を、天海御申し候得ば、寺々よりの訴へた分の義故、吟味相濟まするよ

し候、然共此寺は格別なり、則申付らるべき由にて、奉行を呼寄せ、則座に御申付け、住持歸られ候へば、はや普請始り居り候由なり。

上野寺々へ、元三大師引移のときも、慈眼大師同座なり、是遺言にて候。物尤〆有も慈眼大師なり。

○權現樣御臨終の時分、半弓を御取成され、御平臥ながら矢を御つかひ、天井をはつしと御射返し、そのまゝ御息絶候由。天下取に成れ候事は、末期の一箭に有と申し傳へ候由なり。

○關山國師はちんばにて、座禪も半跏坐なり。末期に斧を持て、自身足を切折り、結跏座を組、辭世を書き候、截ニ斷佛祖一吹毛常磨。機輪轉處。と書て息絶え、筆を投捨て、牙を嚙み、相果られ候。鐵堂和尙側に居られ候が、忽末句を次申され候。「虛空嚙レ牙」と。

○日光は三社也、賴朝・家康・天海（日光の山家嘂の由、丹羽藏人嘂なり）

○小幡上總介妻は、小幡駿河守娘にて候。駿河守追放の後、上總介妻を離別可レ仕旨、家老とも存寄にして申聞べき由、信玄申付られ候。依レ之上總介を召寄せ、屋敷を圍み、此旨申し達し候處、上總介申し候は、上のちなみはよき時ばかりにてなし、此場に及で科なき妻をさり、路頭に立たせ候ては、上總介が一分立ず、士は不義を以て耻とす、それともに主命は力に及ばず。御內意の分にては相成らず候。又主を妻に思ひかへ逆意あるべき上總介と思召さば、此座にて切腹すべしと申し候に付、一座理に詰り、信玄に披露候得ば、我等あやまりなり、彼が心を引見ん爲に申し候とて、殊の外褒美の由。

○信玄家中にて、誓言には、山を越へ可レ申と申し候由。是は追放の時領境の山を越え申故にて候。然るに追放の

ものへ、暇乞として因みの者、彼山にて名残を惜み、酒宴など仕り候。此事宜からず候間、停止すべし、もし相背き候者は、曲事たるべしと御申渡し候へ共、相止ず候。此事披露候得ば、信玄申渡さるゝは、曲事を顧ず酒宴の別れをしたふ志、感じ入たるとて一倍加増あり。此以後送り酒宴相止候由。是を不決の法と云ふ。

●江戸にて御旗本衆四五人夜會碁を打申され候央、一人雪隠に參られ候。其跡にて口論出來、相手一人切ふせ、燈消え、騷動仕り候に付、雪隠よりかけ出、皆々御しづまり候へ、何の事もなく候。某請取申し候。燈出し候へと申し候に付て、灯を出し、皆々鎭まり候時、相手の首打落し候て、申し候は、我等武運につき、喧嘩の座に在合せず、臆病者なりとて切腹は極りたる事に候。さなく候とも、雪隠へ逃申し候などゝ云れては、我分立ず、腹を切らで叶ざる場に成たり、獨恥かきて死なんよりは相手を切殺してなりとも死べしと思ひ、如ㇾ此仕り候と申候。此事上聞に達し、御褒美の由。

●北見若狭守殿御預りにて、桑名へ罷り越され候節、宿々にて方角を尋、江戸の方を跡になし申されず候。夫より本陣に、方角の張紙仕り候由、配所にても毎朝上下を着し、江戸の方を拜み罷在られ候由。

●北條安房守殿軍法の弟子共集られ、其比江戸に時行（ハヤリ）たる人相見を呼、剛臆の相を見せられ候。剛は彌勵むべし、臆は命を捨て勵むべし。生れ來る處恥辱にあらずとて、一々伺を顯かけられ候、その時渡邊源左衛門十二歳に罷り成り候が、相人の向に座り、聲をあらゝげ、己臆病の相ありと云はゞ、唯一刀に切捨べしと申し候由。

●月舟に法意を問人有ㇾ之時は、先詞出棄、不埒の返答ともにて、附合居り候出家など、無興致す事のみ有ㇾ之候由、是は内心に何も無ㇾ之位にて候故に候、盤珪に律僧參りて、佛法を尋ね候得ば、其方殺生戒を破りたり。佛性

を殺し居るなり。佛性を殺さぬ道理申し候へと申され候に付、則珠數を引きり弟子になり申し候由。殊外手はじかき事どもにて候。佛と祖師との違めにて候よし。

●伊達正宗屋敷へ、御旗本狄松又七見廻ひ咄の後、又七走り懸り、扇を以て正宗の頬をしたゝか打ち申し候。正宗少もさはぎ申さず、日本に無レ隱伊達正宗が頬先をなで成とも、さすりなりともするもの覺なし。其方は曲者に似たる者なり。後には御用に立べき者ぞと褒美にて候。又七歸宅以後、正宗の側に居候小性を呼出、主人の面を打ち候ものを見ながら、差置き候は、腰ぬけなりとて切腹申付られ候由なり。

●足取の高きものには、着物を長くして着すべし、扨足取直りてより常の尺になすべし。

●貴人の御方へ煙草入持参は尾籠成べし。

●茶越とは、汁喰て汁喰す、茶喰て茶くはずと云。

●諸越とは、右の物を左の手にて取事なり、右は右、左は左なり。

●墨繼は口上の息繼の如くなり。

●介錯の時刀ならば、膝より壹尺四五寸に、右足を踏懸べし。脇差ならば、壹尺ばかりなり膝の通に踏べし。又向直に手心にて懸べし、手元を下げて打べし。

●切花入寸法の事（堯海坊傳）



廻り一尺節より上五寸節より下二寸五分



長筒返しなり。

節上四分節下四分合八分なり、但大竹のときは格合次第なり。下の節は有次第なり。切欠の間上の寸と。同上八分なれば、切欠も八分なり。後ろの殘し、廻の三分一なり。欠め直にするなり。□是吉▢是悪△○釘穴は三角かたて飯櫃よし、丸角悪し。

穴明所高サ

右兩様共に鋸目のまゝなり、下のすわり直にきる仕様の傳、直に釣て、小桶に水を入尺の所迄ひたし、水際に墨を付て引べし右何も秘事なり。

●生ケ花の事、投入とは茶の湯にて禁の詞なり。出船・入船・泊船・此三通なり。朝より晝までながしを外口の方にする、これ出船なり。晝より晩迄はながしを内の方にするこれ入船なり。夜中風雨などには左右ろくにする、これ泊船なり、草木ともに生來の通なり。床に有花懸繪押繪に有、花立べからず。堯海坊傳なり。花こしらへの仕様、秀伊をときて、紙に浸し切口をまきて立るなり。針金をつかふ時は針金にぬりて、下は右の如くすべし。廿四時こたへ候なり。朝顔の葉の湯といふは未明の茶入れなり。前晩に生くれば、朝ひらくなり。

●成瀬隼人正を、尾張様御家老に召成され候節の誓紙に、尾張殿若謀叛を企られ候はゞ、早速江戸へ言上仕るべきよし、書載せられ候、隼人申され候は、この誓紙は罷成らず候。其の子細は某を尾張殿家來に召成され候上は、今

日より尾張殿が主人にて候。主人の上を言上仕べき謂はれ無レ之候。もし逆心企られ候はゞ、某同意仕り、江戸に向て弓を引可レ申候間左樣に思召上られ候へと申され、誓詞相止め候よし。

一今の肩衣袴は（素袍の略なり）太閤秀吉公御仕初のよし。小出兵太夫の咄なり。（人食二合半、又太刀を止て腰當を用る事は太閤仕初なり。當時又腰當を止て鞘革を用るなり。）

一此もちゐけんちゆうの御祝ひ御いきかけのもれたるにて候。

武富市郎右衛門母子、禁裡おやつのまへよりの文のうちに有、玄猪をげんぢゆうと唱へ候哉。御いきがけとは、御息懸りたる事なり。

一武富市郎右衛門上京の節、小倉殿へ參上、音曲あり罷歸り候節、一丁程參り候處、笛の音高く聞え候。人を遣り承り候處、小倉殿御宅なり。送別の故實かとなり。

一水戸黄門光圀家老何某、黄門を押込申さんと企る通聞召、或夜能興行を催し、其紛れに、居間に右の家老を呼寄、近くへより候へと有レ之時、脇差を抜て參らんと仕り候を、差ながら參り候へとて、膝元に引寄せ汝が惡事如レ此也と書付を以て、讀聞せられ依レ之今手打するほどに覺悟致し候へとて、抜打にめされ側の者を呼び、仕廻ひ候樣にと申付られ、能見物ありと聞及び候由、了意和尚はなしなり。或僧扨々きつい事をめされ候と申され候時、和尚何がきつい事成べき、我も安く致すべしとなり。

一安藝の侍、勢州關の宿にて、馬を繼替へ候時分、馬形理不盡を申し候を、其分にて差置き、向の家に入、茶を乞出し、寢咄し候内に彼馬形やからを申し候事を、亭主は定て聞居可レ有レ之、にくき奴にて候と、何もなげに咄し申

され候。亭主も只御堪忍と申し候。其後立出、馬形を打捨、向の家に行、先刻明候は此節の爲なり。證據に立らるべき哉と申され候得ば、亭主請合所の役人へ相屆け罷通り候由。

●紀新太夫刀ノ銘、鬼來て合鎚を打し後は、鬼神太夫と切り申し候由。

●中院通茂公、有栖川宮樣へ御振廻に御出の處、御詠歌御咄し成され候を、其儘吟入、御膳出で候をも御覺なく、數十返御吟聲御膳冷め申し候に付、御相伴衆先づ御膳上り候樣にと仰られ候時、御箸御取上の由。

●關ケ原御陣の時、伊奈圖書請取の番所を通り候者見咎め、番人共討捨て申し候。然處福島正則より、家康公へ使を以て、我等家人科なく候を伊奈圖書討捨て候間、圖書を切腹仰付られ候樣にと申上られ候。御秘藏の圖書にて候故、御惜み成され、元より圖書存ぜざる事に候間、番人を切腹仰付らるべき由仰られ遣はされ候得共、圖書の首を見申さず候て、相成ずと申上られ候。圖書を御殺成され候事は、相叶ずと仰せ渡され候得ども、唯今大事の場に、福島遺恨候ては相成らず、兼日の氣質に候得ば、押付御陣へ仕懸申べき義も有之べしと、重々何も申上られ候故、圖書切腹仰付られ首を差送られ候。其御使參り候半途に、福島押出罷在、聞召れずば御陣へ伺ひ可レ仕と存候得共圖書首を見候て、引取り候と御請申上候由。

●大阪落去の時、家康公御下知に、御軍勢朝の支度を仕らず。米を噛候て、早々罷出べく候、朝の間に攻落さるべく候。米を水に漬候て噛申べく候、臓腑を損せざる由也。

●村山長古袖はじき候事、綱茂公御客の御馳走に、長古罷出で候、御客樣御盃御請成され候て、長古は袖はじき候事、無類の上手と兼々承り候、所望可仕と仰られ候へ共、辭退仕り候に付、左候はゞ酒を上げ申間敷と、頻に御所

望、綱茂公も御所望の義に候間、仕様にと重畳仰聞られ候に付て、左様に御座候はゞ、乍レ憚差上申べくと、手水に立手を拭ながら、御座に罷出で候。手水つかひ候義を、御知せ仕ろしかたにて、左候て袖をへぎ、小刀にのせ、つかひ〳〵と參り候に付、御座中御小性役なども、色めき見物仕り候處、何の事もなく、御盃の内に浮べ候て、御禮仕り引取り候由。

◐秋元但馬守喬朝は、綱吉公・家宣公・家繼公御三代御老中相勤られ、唯一人の御家老と、御三代共に日本國より稱美し。上よりも御代々御賴みに思召され候由。但馬守平生の覺悟、先將軍の御意に入て近寄り、力を竭し御政道を糺し候となり。御寵愛の品々を其時代々々に隨て獻上有之候得共、誰にても難じ申上無レ之候也。

◐井伊備中守殿へ、御一門衆より御家の通名に候間、掃部頭に改られ候樣にと有レ之候得共、此名は日本に隱もなき名にて候、公儀へ御外聞に懸り申す事候得ば、自分に願申名にて無レ之由、返答にて候。然處に正德五年四月八日權現樣御百年忌、日光山御祭御名代に仰付られ、其上にて家柄の名、時節到來に付、掃部頭に召成され候由なり。

◐承應四年（明曆改元）正月廿五日松平右衞門佐光之家督相續、長崎見廻の爲御領内通路、白山武富の所にて、勝茂公御面談御料理あり、元祿元年十二月右衞門佐隱居、肥前守綱政家督相續、次男伊勢守へ新田五萬石分知、同廿一日御禮、同廿二日右衞門佐へ御鷹の鶴拜領、同廿五日肥前守侍從に任ぜらる。廿七日御鷹の雁拜領、同廿八日長崎御番仰付らる。

長崎爲見廻、御領内通路、四月廿日於ニ願正寺一光茂公御面談。

○家康公御隱居の時、上意に、日本國と土井大炊頭を御讓り成され候由なり。

◉寛永十一年九月長崎奉行竹中采女、切腹仰付られ、其の仔細は、境より長崎へ參り候町人、原野屋三郎右衛門日懸女なかを、無理に押取り候故、公儀へ訴レ之、且又仕置宜からず、金銀を貪り、殊に前代未聞の柄鮫觀音十七丸りにらみ次第、不レ亂を隱置其上村正の刀、脇差廿四腰求め置き候科なり。

◉寛永十六年八月十一日、江戸御城御臺所より出火、御天守は無二別條一候なり。

◉家光公御辭世「歎かしな、悦びもせじ、とにかくに、きのふはけふのむかしなりけり」、追腹堀田加賀守正盛・阿部對馬守重次・三枝土佐守、廿二日追腹奥山茂右衛門（御勘氣中なり）内田信濃守正信なり。

◉元和元年六月廿一日松平越後守永見大藏・萩田主馬・小栗美作・同子大六御城に於て、綱吉公御前に御究遊され越後守殿は松平隱岐守殿へ御預、御子息三河守殿は水野美作守殿へ御預、永見萩田は八丈へ流罪、小栗父子切腹、小栗兵部・同十藏・安藤次右衛門は伊豆大島へ流罪・其外追放の侍多し。

葉隱　第十一卷

編者曰　此の一卷、前十冊の內に不ㇾ載事共の外、取集め記ㇾ之。輯錄する處總べて百六十七節。

㊀軍法聞書の內…始勝後戰は兼勝の二字に極る、治世の智謀は亂世の武備、味方左右の勢を以て、十萬の敵に勝事口傳。敵城へ押寄人數上候時は、本の道を不ㇾ退、脇道を可ㇾ通事口傳。味方の手負死人は、敵の方へ頭を向て、うつむけに可置事口傳。敵陣へ押候時、木陰抔を見立、あの土手橋より何間程ぞと能く目印をして可ㇾ通、扨味方退候時、件の木陰抔に立寄人數を通し、殿(シンガリ)をすべし、上る勢に向て、其殿(ソレゲニシンガリ)とするなり、同志の人は留り給へと、一々言葉を懸べく口傳。尤武士の心懸に、懸る時は眞先。退時は跡になるべし。

㊀物前にて遠慮すべからざる事…譬ば何がしあの塀を可ㇾ乘、あの黃口の先をすべしなどゝ、いわれたる時、いかゞあるべきと云べからず。心得たり、乘べし、寄べし、其方得としあんをめぐらし、分別を居き給へといふべし。心持口傳。是のみならず、何事を云付られたる時も、そのまゝ提るべし、總て武士の前提は、臆病の本と知るべし。

㊀やさしき武士は古今實盛一人なり、討死の時は七十餘なり。木村長門守、長髮に香をとめ討死仕られ候。武士は嗜深くあるべき事なり。香の留樣、まづ湯氣にうたせて、後に香を留むれば、よく留るなり。下帶に香を留べき事、水風呂行水に燒物入候事、扇に香を留候は、ひらきて湯氣にうたせ、その後香の上にて、一間づゝ揉み置て留置申し候。又扇の木口に、丁子油を引き候事、火繩にて伽羅を燒は、火より下に伽羅をはさみ置く也。

●口論の時心持の事…己れは、随分尤と折れて見せ、對手に詞を盡くさせ、對手をして、勝に乘つて、過言せしめ、其の過言の弱みを捉へて、思ふ程云ふべし。

●討手など仰せ付けられ候時の事…何方へまゐり居るとも、自宅へは一足も歸らず、直に馳せ向ふべし。又平日にても、主君より「御用」との、御呼び出しを蒙りしときも同樣なり。されば武士は前廉（マヘカド）（前以て平案の意）の覺悟嗜入り申すべき事なり。

●忠節の事…一番乘（敵城の一番乘）や、一番槍を幾度も仕るよりは主君の御心入れを直し、御國御家を安固になさんと、心掛け申すが大忠節なり。一番乘、一番槍などは、命を捨てゝ懸るまでなり。即ち、其の場ばかりの仕事なり。さるに、御心入れを直す事は、命を捨てゝもならず、一生、骨を折るものなり。先づ諸朋輩も請取、主君も御請取候ものになりて、御心易く御懇意を請け、年寄家老役に成りたる上にてなければ、諫言申す事不ニ相叶一、此の間の苦勞難レ量事に候、我爲の私欲の立身さへ骨折ことなり、これは主君の御爲ばかりに立身する事なれば、中々精氣續き難き事なり、然ども此の當りに眼を付けずしては、忠臣とは云ふべからず。

●直茂公の御物語の事…若き武士どもの嗜むべきことあり。如睦の時武篇咄にそは事に臨んで、如何あるべきなどゝ云はぬものなり。かく云ふは、沙汰の限りの事なり。座敷の上にてさへ疑はしき者が、何として手柄をなし得べきや。されば、是非共、有無勝つべく、一番槍つくべしと云ふべきものなり。身命限りにはまりても時に到つて、思ふまゝになきは、これ力及ばざることとなり。と御意なされ候由。

●後悔の事…後悔ほど心苦しきはなし。されば我れ人共に、後悔なき樣にありたきものなり。されども、我が身の

仕合せよきときは、氣乗さし、又常にうかと氣乗して、氣ぬけせしときなどは、大かた願違せずして、事をなし、行き當つて、後悔するものなり。よく〳〵氣をぬかさぬ様、目つは仕合せよき時分氣を詰つめ可申事なり。

●山本前神右衛門平素教訓のこと

一、若き者共歌草紙繪上の様なる氣のぬくることを仕るべからず。中野一門は樫木の柄を握つて武篇する役なり。

一、内は犬の皮外は虎の皮　　一、萬能一心

一、恐惶に筆つえず（潰えず）禮に腰をれず　　一、走る馬にも鞭

一、袴の下に手を入るべからず、無用心成る事なり

一、人の前にて大口をあけ欠伸仕るべからず、扇を當つるか、衣紋の下にてすべし

一、面問ひに科なし（面責の意陰言の反對にて淡白のことなり）

一、金銀は、求むればあるものなり。人はなきものなり

一、虚笑（ソラワラヒ）するものは臆病なり。女はへらはるものなり

一、知つて問ふは禮なり。知らずして問ふは法なり

一、一を以て萬をさとる（異本一を知つて…とあり）

一、人は一代名は末代　　一、一方見れば八方見ゆる

一、死病の時ウメキ度く思へども、神右衛門と云はれたる者が、死際にウメキたりとあつては、口惜と、終に

ウメキ聲は仕らず候

一、志は松の葉につゝめ

一、頼母敷ものは曲者なり

一、中野神右衛門は下人共へおろめけ、虚言云へ、賭博（バクチ）うてと申し候由

一、笠と甲は前下りにかぶろべし

●長濱猪之助物語の事…兵法の要は唯身を捨てゝ、敵を討つべし、對手も身を捨てゝ討つとき、此の時はじめて、對(互角)になるなり。其の時、勝つは、信心運命にあるなり。又寢所を人に見すべからず、寢靜まる時と、明けはなるゝ時が大事なり。是を心に懸くべしとなり。

●生死を離るべき事…凡そ武士たるものは、生死を離れざれば、何事も役に立たず。萬能一心と云ふも、有心の樣に聞ゆれども、實は生死を離れたることとなり。こゝに至つて、始めて、如何樣なる手柄も、なさるゝなり。藝能などは道に引入るゝ緣迄なり。

●中野神右衛門申し候は、兵法などは、習ふ事無益なり、唯敵前にては、目を塞ぎ、一足なりとも踏み込みて、敵を討たねば、役に立たざるものと心得べし。と彌永左助も同前に申し候。

●主君御大事の時、家來として、御命代に立たざるものは、一人もあるべからず。されども、平素覺悟したるものはまれなり。平素覺悟したるものは、危急の場合に及ばゞ、眞先に進み出で候、續く者あるべからず、佐藤繼信は奥州に罷在候時、妻子に向ひ、我君今度大軍に向はせ給はゞ、御命危き事なり、其の時我等御身代りに立つべくと聞かせ、最後の暇乞して罷立候由なり。八島に於て義經御大事のとき、末代迄名を殘す、歴々の郎徒命を惜む者ある

べからずといへども、兼ねての覺悟仕たる繼信に、先を越したる一人もなし。兼ての覺悟仕たるもの、一人も無之候ては危き事なり。然ば兼て覺悟を極め、御側近く相勤むべき儀なり。繼信は義しき士なり。

●外見悧潑なるものは、よく他にぬけ出でたることをなしたりとも、さまで目立たず。人たみのことをなしては、不足の様に見ゆるものなり。さるに、平素は柔和なるものゝ、少し振よきことをなさば、諸人ほめたゝふるものなり。

●志摩守家來何某に、あるとき浪人の申し渡しありければ、浪人とは何事に候哉、山中仕ひのことにて候か、拙者は山中仕る儀は罷成らず、さればもし不屆ものと思し召さば、御殺しなされよと申しければ、構ひなくて赦され候。又其の後家來貧困の餘り、藏米を盜みしかば、死罪に極り候時分、日頃、汝が得意なる狂歌、詠み置けと命ぜられければ、

ほのぼのと、あかしかねたる、世の中に、しまかくれざる、米ほしぞおもふ。

とよみて、やがてゆるされ候由。

●物言ひの肝要は、言はざる事なり。言はずして濟ますべしと思へば、一言も云はずしてすむものなり。言はで叶はざる事を、言葉寡く、道理よく聞ゆる様、云ふべきなり。ウカと口を利きなば、恥を顯し、見限らるゝ事多きなりと。

●念佛の行者は、出入息に、佛を忘れざる爲めに、名號を唱ふるなり、奉公人も主君を思ふこと、斯くの如くなるべし。主君を忘れぬ當介（アテガヒとよみ俗語のアテガヒなり）の肝要とするなり。

◉諸人、主君へ思ひ付き、諸朋輩思ひ合ふこと、肝要なり。かく仕なす様あるなり。是れ大忠節なり。たとへ御主人、朋輩の中に悪しきことありとも、夫に理を付けて、褒め置くまでなり。斯様々々によろしからざることありと聞きては、其の儘隔たるものなり。然れども、人の心はやさしきものなる故、移り易きものなり。善き事ありと聞きては、其の儘思ひ付くものなり。諸人、主君に思ひ付き、諸朋輩思ひ合ふ様するは、及ばざる事の様なれど、一人の力にて儘になるものなりと。

◉必死の觀念、一日仕切り(一日限りとし一日一日に新に其翌日は更になす意)なるべし。毎朝心をしづめ、弓・鐵砲・鑓・太刀先にて、スタ〱に成り、大浪にかきさらはれ、大火の中に飛び入り雷電に打ちひしがれ、大地震にてゆりこまれ、數千丈の崖に飛び込み、病死・頓死等、死期の心を觀念し、朝毎に懈怠なく、死して置くべし。古老の書に、軒を出づれば死人の中、門を出づれば敵を見る、となり。これ用心の事にあらず、前方に死を覺悟し置く事なりと。

◉主君に忠節、朋輩に懇切など不期(不覺悟の意か)にしてすれば、却て仇になることあり。この心を、信玄の壁書に、(忠節述懐、述懐謀叛、謀叛沒落)と書き記されたり。一廉の忠節を盡すと思ひて骨を折りたる時、主君より、褒美もなく、上下行き違ひどもにて、却つて無調法になど成るとき、頓て述懐、氣すさみして、逆意出來申すものなり。本來忠節も存ぜざるものは、終に逆意これなきものなれば、これには劣るなり。朋輩への頼母しきものも、これと同じく、さして恭くとも申さぬとき、頓て不氣味出來て、物しらず抔と見限り、後には仲ちがひになることあるものなれば、頼母しくせざるにも、却つて劣るものなり。されば、最初のおこりが大事なり。御褒美之れなき

とき、少しも恨み奉らず、彌忠節を盡すべく、賴母しくして、禮謝なく、かへつて取り違へ、意恨など存する人ありとも、少しも不氣味に存ぜず、彌賴母しくして、人の爲めになるべく覺悟すべし。凡べて人の爲めに成ことは、我がせしことゝ知れざる樣に、主君へは陰の奉公が、眞の奉公なり。其の返報之れ有るときは、志減じ、箇樣に心得て、仇を恩にて報じ、陰德を心がけ、陽報を存ずまじきなりと。

●人は、立ちあがるところなければ、物にならず。人より頭を踏まれ、グズ／＼として、一生を果すは、口惜しき事なり。まこと夢の間なる世なれば、ハツキリとして、死に度きことぞかし、此の點に眼の付く人は稀なり。世に時めき、飛ぶ鳥を落とす勢のある人とて、天魔鬼神にてはあるまじく、彼も人なり、我れも人なり。されば、少しも劣り申すべきか、若し誰々に乘越さずんば、腹掻き切つて死ぬべしと、ツツ立ち上れば、即座に上手になるものなり。功を積みてよりなどゝは、まだるし。一念發起すれば、則ち上がることなり。斯樣にツツ切つて、踏み破ること成がたく、志は有つても、何やかや取付きて、埒明きがたき時もあり。左樣のときは、手に唾ㇾ吹ニ毛劍ニ所ニ隔着ー無ㇾ不ニ剋却ーと云ふ句等を力にすべしと。

●朋輩などに敎訓のことは、よく氣をつくべきものなり。其の人の生れ付きを考へ、其のたけ／＼に合はざることは、云ひ聞かせても、得心之れ無きものなれば、其のたけ／＼應相にて、害にならざる分、了簡して申し聞かすべきことなりと。梁山上方登の事口達。

●男子の育て樣は、先づ勇氣をすゝめ、幼稚のときより、親を主君に準じ、平素、時宜・作法・給仕口上、堪忍、道歩みなどに至るまで、仕習らふ樣にいたすべし、古老如斯致し被申、無精なるときは叩りて、一日食も喰はせず

ろなど、これも奉公の稽古にて、女子は幼少より、第一貞心を教へ、男と六尺間より内に居り合せず、眼を見合せず、手次に物を取らず、物見、寺まゐりなど仕らすまじく、家内にてきびしく申し付け、雑儀にあひたるが、緣付きて後、退屈なし。下人の仕様は賞罰あるべく申し付け、見屆けなど不念にては、下人私を構へ、後には科になり候、念を入るべき事となり。

●大行は細瑾をかへりみずと云ふことあり、奉公無二の忠節を盡しなば、餘のこと疎にしても、たまには我が儘、いたづらも苦しからず、何もかも落度なく揃ひなば、却つて見にくき處あり、多分肝要のものが薄くなるものなり、大業をするものは餘裕がなければならざるものなり、身に大節あるときは小過ありといへども、不孝とせずともこれあるなり。

●矢違守の事…敵の矢向に中る間敷と思ふ者には、加護(神佛の)なし。雑人輩の矢に中らず、名ある者の矢向にかゝるべしと思ふ者には、守護願の如く有之由なり。

●立花攻の時、大家太郎左衛門御使仰せ付られ候事…矢合の前日、仰入候爲、柳川へ御使者太郎左衛門遣はさるべき由、直茂公仰せ出され候、太郎左衛門儀不男吶(フォトコトナリ)にて宜しかるまじき由、孰れも申上候へども、今度の使は男振口上を要する事なし、骨一つにて濟なり。太郎左衛門骨の事は、見抜き置候と仰せられ候て、柳川へ遣され候。扨彼方にて御口上に、今度御下知に依りて、明日其元へ發向仕る事に候、何卒御斷り(コトリ)可レ被レ仰と思召候はば、早々兩御検使へ仰せ入られ可レ然と、吶り(ド)通りにて申達し候、返事無レ之間に、襖一重彼方にて、柳川士ども申し候は、手ぬるき口上の趣かな立花と云はるゝ者が、此の期に成り斷(コトワリ)(謝罪)を可レ申と存ぜられ候か、又彼の使の者は、扨て

扨て見苦敷男振口上も碌に申し得ず、ヨクヨク鍋島は人を持たれぬと見えたり抔と、様々悪口仕候、左候て、其事相濟、太郎左衞門罷立候節、高聲に申し候は、唯今其の許にて御評判の趣、此方へ相聞え、其の後に悪しく承り居候、手ぬるき鍋島の鑓にて候哉、明日各へ可レ掛二御目一候、疊の上の御批判とはナト違ひ可レ申候、扨又拙者不男不口上との非難、尤と存候、武士は男振口上の役に立つものと思召候哉、拙者が虎口の働をも篤と御目に掛くべく候、此の不男に出合ひて御覧候へ、若又唯今手練御覧有り度く候はば、是へ御出候へ、手練御目に掛くべしと申し暫く相控へ罷り歸り候由。

●安藝殿子孫軍法不レ承樣にと申され候事…戰場に臨んでは、分別が出來て何としてもとめられぬものなり。分別ありては突破る事ならず、無分別が虎口前の肝要なり。夫に軍法などを聞込んで居たらば、疑多く成り、なかなかに埒明き申すまじく候、我子孫軍法稽古仕まじくと被レ申候由。

●或る大將の云ふに、物頭外の士共、具足をタメサバ前ばかり試すべき由。又具足の結構は、用あるべからず、甲はよくよく吟味すべし。首に添へて敵方に持行くものなり。

●死際のよき者は曲者なり。例し多し。日頃口を利きたる者の、死場にて取亂すは、眞の勇士にてなき事知られたりと。

●太閤秀吉公、下賤の時、諸朋輩寢靜まりて後に日本の主に成つてよりの、天下の仕置、諸人への知行割、毎夜書立仕組なされ候由。

●鹽山法語に、少年より一つの疑起て候ひし、抑此の身を成敗して、誰と云はば我と云ふ物は是何物ぞと、一念

疑ひ初るよりして、年の重る儘に、疑深くなるによりて、出家せんと思立候ひし時一つの大願力起て候ひし、迚も出家するとならば、獨一身の爲に道を求めじ、諸佛の大法を悟りて、一切衆生を度し盡して後に正覺をなすべし。又若此の疑を明めざらん中に、佛法を學びはせじ、又僧家の禮を學びはせじ、人間に交らば善智識の下と山とより外に身を置かじとなり。出來の後殊に疑も深くなるに隨て、此の願も深く起て候ひしは、前佛已に涅槃し、後佛未世に出給はざる中間に、佛法の絶えん時に於て、無佛世界の衆生を度せんに、障なき程の大道心を起さばや、縱令此の愛見の罪に依つて、無間地獄に墮つるとも、衆生の苦にだに代り得ば、少しも退屈する事なくして生々世々未來際を盡すまで、此の願を失はじ、又修行に於て、生死相見に滯らじ、又小善根を修して寸の暇を費さじ、又自分其力到らざらんに、人を利益して人の眼を潰さじと、此願心の僻となりて工夫の障と成り候ひしかども、やむ事を得ずして、諸佛に對しても、常々此の願を達し候ほどに、一切の善惡の緣に對する時も、唯此の願を行し、諸天の眼を友として、今に至りて候なり。奉公人の大願も斯くの如くなるべし。

●人のたけは、九分十分と申候へども、何段ほど有レ之物に候哉、無量のものなり。是までと思ひ、一所に滯り自慢などする事、なか／＼低き位なり。「いづくにも、心とまらば、住みかへよ。ながらへば、又、もとの古鄕」斯くの如くに、又住みかへせずしては、人並にもなる事なるまじく候、我だけ少し上り候ときならでは、無レ量事は不レ存物なりと。

●千布因幡殿、元朝に相果てられ候、隣家に中野神右衛門住居候が、此の事承り、大勢出入にて、朝の支度出來兼可レ申候、此の節にて候間、此方の節(セチ)の膳、一通隣家に遣候樣にと申付候へども家來ども不吉の由にて、迷惑がり申

し候、神右衛門以の外呵り、士は難儀の時貢が義理なり。此方の節は遅く候ても不ㇾ苦候と、出来立居候料理、殘らず遣はし申され候由。

●野合軍次第の事

一番鐵炮・二番弓・三番長柄鑓、世足輕のものどもは心懸うすき故うろたゆるものなり。鐵炮は空を討、弓は地を射、鑓は眼をふさぎて、無性にたゝき合ものなり。大將・物頭是を能く心得て下知すべし。最前のごとくなる時、騎馬の士志を一にして駈け立て候時、右足輕の兵具何の役にも不ㇾ立、持あつかふものなり。惣勢浮足に成時は、勝利必定。

●忍緒上帯の事…忍緒は布一幅を、引すごきにしたるが能く締るなり。上帯も緩たるは悪し、引すごきて、四重廻りにすべし。兩劔は常のごとく落しざしにすべし。城乘などの時、脇に障らざる德あり。一際と出立時は、帯二重に脇差をさし、殘る二重に刀を差べし、是を龍虎の爪と云。

●甲の事…常は重かるべしと思はるゝ物なれ共、城乘などの時、弓・鐵炮・大石・大木など討懸る時は、少も重からざるものとなり。

●月堂様劔術の勝利、御書立差上られ候事…家光公兵法御稽古被二思召立一御師匠を紀伊様御内の助九郎か鍋島紀伊守かと、御心當にて兩人へ兵道の勝利書立を以て、申上べき旨仰出され候時、助九郎よりは奉書三枚に書立差上候。月堂様よりは「善ト思フ惡シ。惡ト思フ惡シ。善惡トモニ惡シ。不ㇾ思ハ善シ。」と遣され差上られ候處、御感有て、やがて御稽古に極り候處。御他界無二其儀一候。

●劔術聞書の內品々の事…皮を切せて骨を切事…無分別にならずば勝利なき事。

●御生殿御前にて不意の働の事…御用にて、御前に召出され候處に、天井より竹刀數本落申し候。其の時頭の上に左右の手を合せ申され候に付て、中り申さず候。又或時圖らず召出され、物陰より竹刀にて、御突成さるべしと遊され候時。高聲に御兵法にて候。御覧あるまじくと申され候に付て御見返り候。其間に御竹刀を取り申され候由。

●白刃持たる者に行逢候時の事…向より物を云はずば、此方よりも物を云はず、向より詞を懸け候はゞ、此方何のかまいなし、通らるべしと云て、通違ひさまにそのまゝ詞をかくべし。行懸りたる事なれば、拔身を以て通り候はゞ、其分にては置がたしと云て跡より追懸べし德有り口傳。さて最前も道の眞中を可レ通、脇より見てよし。又行向ひ、其儘さらすべし、若手向はゞ運次第なり。

●刀の打込の事…附、柄木ツメの事…コミ穴と柄木と相違なき樣に、穴を明べし。打込は俁竹の少し古きに、紫革を添たるがよし。一說に二所目釘、一つは鐵に紫革を付、一つは竹に紫革を付べし、又替目釘拵置べし。又柄木には、堅木に仕べし。柚の木別てよし。二所胴かねを廻し、其上に鮫をかくべし。柄頭鐵の引通しよし。私に牛島兵太夫切死の時の大小を見申し候に、柄木くだけ目釘ゆがみ、糸ほどけ、中心(ナカゴ)外に出居申し候。此心持にて拵へ申べきなり。又柄の內には、摩利支天・氏神の尊號を書付べきなり。又ツメは、紫革を鐔の刄の方に、鞘口に能加減に張付、加減惡候はゞ、仕直可レ申候。一說伽羅をツメに仕たるがよしとなり。
又ツメには黃柏(キワダ)よし、刀拭紙寒の內に黃柏煎汁數返浸して、干たるがよし。大小袋の裏黃柏染用べし。

●敵の前口有無北山筋の事…多布施御隱居所、唐人町合滿組屋敷、山內刀差五百人、舍人支配等何れ手當なり。新

町口番所、最前は東の内に有、北に窓有レ之候近年町迴れに立直り北の窓無レ之候。
一袋火繩の事…山中などにて、火繩きらし候はゞ、檉木を削りない候て、火繩に用べし。常の火繩は竹をとうすない二口ねり合せ、わせの藥のあくを引きよりかけて能く揉申候。常々仕習可レ申なり。
一風鈴の事…軍中にて用るものなり。何方風としる爲なり。夜討する時も風上に火をかけ、風上より切て入べし。味方にも此の用心すべし。常にも風をしる爲に風鈴を懸べし。
一馬の尺の事…地より四尺定木なり。其上を一寸・二寸・三寸と云ひ、四寸より上を一キ二キと云ふ、タケに餘などは前足の爪下より取り、髮の所を尺にとるなり。
一馬目利の事…向より轡をきる時、前にかゝるはカン强也。跡へしさるは中氣也、又轡をきる拍子に、口を噛は、中氣馬に燒酎を呑せて置故也。穴先に白み有は、穴白と云て人の癲病の樣成ものなり。血切折目とも云有る馬は、ガンヂウならず、鞍に乘ざるものなり。首肉を見るべし。足の樋の間に節有馬有レ嫌ものなり。爪裏を見るべし。又爪われたるを繕ひたる馬有なり。心しらぬ馬は尾筒をもみこなして可レ乘、尾筒こわき時曲をするなり。
一關ケ原前家康公伏見御移の事…その比家康公に、まづ大阪御在留に、御人數御つぼみ成られ御座候を、直茂公御出、早々伏見御城へ御入成され候樣にと仰上られ候に付て、御移遊され候。夫に付石田も力及ばず、在所へ引取り候也。其時分直茂公御供には中野甚右衛門召連られ、節々（折々の意）家康公へ潛に御見舞遊され候由。將又關東御陣の節、御用聞の爲葉次郎右衛門付成され候なり。
一秀賴公・家康公御和談の時の事…加藤主計頭清正、御乘物の脇高股立にて、京より伏見迄步行御供仕られ候。御

而談申し候時清正御座にも罷出で候跡にて、家康公御意成され候は、清正は必死の覺悟と見へたり。座中にて愛宕山の方をにらみ候。多分願書を籠置べしと仰られ、社僧へ尋に遣され候處、一通の願文こめ置候由、右の節九寸五分懐中の由。扨又秀頼公へ清正より御馳走、川御座にて、御供中へ三汁十菜の料理、道筋にて仕組、淀川の左右を堀り、炭を入焼立のかまぼこ差出、川端左右金屛にて張切り候由。

●大阪陣の時、加藤肥後守の人質取返し候事…加藤妻子城中へ取入られ候。家老大木土佐、八十計の老體にて、毎日見舞に罷り越し御門番衆と心安く成り、極老行歩相成らざる由にて、駕籠にて出入致し、或時かごの内に加藤殿の妻子を入れ置、我身も乘候て、門番衆へいつものごとく時宜致し罷り通り候由。

●柳川陣の時主水殿組衆へ氣を付られ候事…今度小野和泉裏切の内意有り、何れも心安く存じ候へと申し候て、陣屋の奥にて七左衛門へ、今日限の命なり。隨分働き候へと暇乞の盃事有レ之候由。

●柳川横矢の事…後藤殿十八歳なり、刀を拔き聲振上げ、我は一足も引かず討死すべしと有ける。右軍兵一筋にはまりたる由。扨鞍がさに立上り、鶴田何某を呼び、味方の鐵炮矢向高く、皆敵の着物に當るぞ、小膝を折て敵の足を射よと下知有りし故、即時に勝利を得られしなり。種が島三百挺也。此時須古殿横矢同前なり。此人無口に候由なり。

●山縣三郎兵衛が鑓を安藝殿批判の事…安藝殿申され候は、柳川に於て初て手いだき鑓を突き候が、最早廿間も先へ可レ行と思て見れば、元の所に居り十間も進たると思へば、二三間もしざりて居たるなり。然るに三郎兵衛、家康公と對の鑓の、毎度五六間先にて突留め候と云ふは、無双の事、今初て思當りし由なり。

家康公信玄御取合の時は、いつも山縣出合ひ候、一度も負鑓不レ仕、對の鑓の時は、五六間先にて突留め候、三郎兵衛欠唇（イクチ）にて候、家康公御家中に、三つ口の者出生仕り候段、聞召され、扨々嬉敷事かな、山縣が再來なるべし。よく育立候にと仰られ候由。

●原城にて鶴田傳右衛門同弟左衛門働の事…兄弟一同に、一番に石垣に上り、差物を立て申し候が、頓て下り申し候。此事後日に御吟味の時、一番乘仕り候得共、城中の矢向におそれ下り申し候得ば、臆病ものにて候由の處、其場の樣子中野内匠證人に相立甲州樣より御所望成され子孫蓮池に有之由。

●大阪御陣の時家康公物見に御出成され候事…御堀端に床几に御懸り御座候處を、城中より見付け、弓・鐵炮雨の如く打懸申し候。すはだにて御座成され候故、御供の何某御面頰を押當て候處に、鐵炮中り申し候。臆病神が付たると仰られ御面頰御投捨て成され候、又何某が江口の方に敵打出で申し候間。御見分成され候樣にと申し上げ候に付て御立退遊され候由。

●武田信玄家來十三歳より、家康公をねらひ候事…家康を討取り候はゞ、過分の褒美可レ申と信玄被レ申候。何某十三歳より家康公へ奉公仕、或夜御寢み入られ候處を、一刀差通申候。家康公は襖一重外に看經成され候が、則御捕へ御穿鑿成され候得ば、有體に申出で候。究竟の者と見及び、心安く仕ひ候が、猶々感じ入候と仰られ、信玄へ御送り成され候由。

●北畠殿喧嘩の事…唐津待夜會に、圍棋を打ち候を、北畠殿見物候て、助言致され候故、扨打仕り候。その時側より押留申し候時分、北畠殿燭臺を振消申され候、左候て申され候は、拙者無調法、此上御斷申し候、此方すてても

氣付申さず候、碁筒に當り申し候と申され候に付、則燈を出し中直りの盃事に差寄り候處を、拔打に首打落申され候、跡にて申され候は、拙者股を打落され、手向難ㇾ成、羽織にて引つゝみ、碁盤に寄かゝり、如ㇾ斯仕り候より左候て追付相果られ候也。

●軍中防様の事…菱など一袋蒔ても、敵疑をおこすものなり、落穴其外も同前なり。計策も知れたる時分も、度々すれば、疑出來るなり、

●用心座敷の事…肴などとり候時、主君の御前は格別、其外にては左を出すべし、用心の時右を可ㇾ嗜なり。

●中野神右衞門物語の事

一、一代夜も不ㇾ寢にかせぐべく、其時漸人並に有べし。

一、神右衞門身内に手疵十七ヶ所なり。

一、神右衞門三夜夢中に、黑髮山不動より、錢かめを下され候、御禮に參詣致し、子孫繁昌御守下され候樣に、錢かめは返上仕り候と申上げ候事。

一、高麗にて漢南人積際（ツモリトハカギリ）限なく打出、其間一町程に見へ、何も肝を潰し候砌、直茂公あの勢は幾萬騎と云物成べきやと仰られ候へ共、物申す者無ㇾ之、神右衞門、日本にて三歲牛の毛の數と申すが、あれにて候はんと申上げ候よし。

●鑒連（アキツラ）御征伐の時、百武志摩守不ㇾ罷出一候事、付、女房働の事…辻ノ堂邊にて鑒連（アキツラ）御成敗の由騷立候處、志摩起ち上り不ㇾ申候に付て、女房物具を投懸、是ほどの騷に御出無之ば、御をくれ候やと申し候。志摩申され候は、今

度隆連御成敗、御家御運の末に成たると存じ候得ば、頻に落涙し、打向べき氣色無レ之と申し候て、終に出合申されず候。又或時女房悋氣にて、一家朝食を喰せ申さず候處御出陣と申來り、早速駈出で候跡にて、女房後悔いたし飯を燒(タ)き、水樽に入、男出立にて自身荷ひ、下女どもにも持たせ、陣所に持越申し候由。又島原御一戰以後、筑後へ薩摩方懸り候時分、蒲池城に志摩女房罷在り候が、小勢と見られ候へば成べからずとて、俄に旗指物を數多こしらへ立並べ堅固に城を持堅め、敵を追散し後日旗指物は諸用事に遣ひ申し候由。志摩初の屋敷内の丸中子の傳右衛屋敷の由なり。女房は大力にて候なり。

㊀肥後落去後森本儀太夫へ安藝見廻の事……儀太夫出合差付申し候は、今度城を持つ覺悟に相極め候處、臆病神に引かされ、存命にて御目に懸り候儀、腰拔と思召さるべき儀、面目無レ之次第に候。夫を思召捨られ、昔の御若衆に御尋返々(カヘスガヘス)も忝存じ候。扨々力及ばざるものにてこそ候へと申候由。〔一說に儀太夫は此以前病死致候由〕

㊀立花宗茂働の事…島原一戰以後、薩摩は筑後肥前肥後を手に入られ、筑前寶滿の城主戸次道雪を討取たり、其時の立花は戸次實子なるを柳川へ養子に遣けるが、此由聞付け、則刻七百の人數にて、夜驅に押寄者合戰を遂げ、薩摩五萬の勢を切崩し、筑後川を追越し高良山迄追登せたり。依レ之將軍より立花へ九州の氣一物と御感狀下さる。

㊀立花本領安堵の事…關ケ原一戰の以後、家康公將棊の御相手に成られ候。其時分本領柳川九萬石か奥州の内十二萬石を望み次第下さるべき由に候處、望にて本領安堵仕られ候。

㊀中野神右衛門子供へ申聞け候事…子孫末代に到る迄、子いかほど多く持ち候共、捨申間敷候。御草履取・御馬取

にても其者器量次第奉公に出べしとなり。御草履取り候事は、侍の末子を差出し度き事なり。

一 鳥居強右衛門事…家康公御持城へ、敵取かけ御城番難義の由聞召され、明日後詰成さるべく候間、其間持拵へ候様にと、御使強右衛門遣され候。城へ忍入候處を、敵見合せとらへ、懐中の一通に右の趣相見え候。強右衛門命を助可ㇾ申候間、城に向て家康公後詰、近日中の中たるべきとの御使に、參り候由申し候へと申聞候に付、畏り候と申して、繩下にて、木戸口へ引向ひ候時、高聲に申候は、家康公の御使に鳥居強右衛門不運にして虜と成たり。明日後詰成さるべき由に候間、隨分持こたへ候へと申し候に付、忽切殺し候由。

一 道を通候時、我左の方を通るべき事。

松平伊豆守殿、阿部豊後守殿家中、道中の喧嘩、道の左右にて左の方勝に相濟候事。

一 夏目舍人物語の事…出陣には米を袋に入て持べし、肌着はむじなの皮にすべし。虱出來ぬものなり。長陣には虱出來て難儀するものなり。鑓合の時敵の強弱見様、うつむきてかゝるは、黒く見へ強きなり。あふのきてかゝるは、白く見へ弱きなり。

一 何某祖父馬鹿者に二千石下置れ候事…勝茂公へ御家老衆より、斯様の馬鹿者に二千石下置れ候義、不聞に御座候由申上候。其身様も左様に思召され候得共、直茂公思召入いかゞと仰られ候に付、其段申上げ候得ば、扨々あらぬ事かな、彼者が今よりもたわけ出仕も不ㇾ成體に候はゞ、千石加增すべきなれども、自然は出仕など致し、番所の差次なりともいたす故、今の分なり。あの者にくれたるにてはなし親何某何ほど辛勞して血がわになつて我に家をつがせたり、親にくれ置たる知行なりと仰られ候。其人頬の時分、直茂公より仰られ、勝茂公一日替に御見舞成され候、

差詰候段聞召され、今生の思ひ出に何かと願ものをいたし候樣にと仰下され候、其時彼人起上り、御屋形の方を拜し、先頃多布施にて一見仕り候赤生（アカフ）の御鷹を拜領仕り、拳に据え相果度よし申し候、此段御感成され則下され候。難レ有由申上、其日相果て申され候。

◉雜役馬の事…加藤淸正朝鮮にて、雜役馬に乘られ候、がんぢうなる故なり。駿の馬さへ二毛といふて嫌ひ申し候。又竹束の結目女といふ字になるとて、淸正は嫌はれたり、時に依て用ゐる事有たり。

◉不明御門火消御番衆の事…江戶大火事の時分、不明御門御火消衆薜まり返りて居られ候を、道通り候もの申し候は、あの衆は御門に火懸り候得ば立退かず其の儘、燒死申さるゝ仰付にて候由申し候を、中野數馬（利明）承り候由なり。

◉御火消衆御褒美の事…何某殿火事場働きの時、上使を以て召させられ、御目見召仕の者へ鷹拜領仰付られ、無歸られ候刻、又火事出來、直に駈付鷹を馬の脇にもたせ、相働き消留め申され候、此段上聞に達し、一倍の御加增にて火消御免成され候由なり。

◉心を沈むる事。唾呑（ツノミ）なり、秘事なり。立腹の時も同前なり。額に唾（ツバ）つくるもよし。吉田流の弓に唾呑（ツノミ）とあるも、極意は是なり。

◉石井彌七左衛門御式臺番の時、毛利殿見舞はれ御歸の節、勝茂公御打送り御禮の砌、毛利殿脇ざしはしり申し候を、下に落付ぬ內に、彌七左衛門柄をさゝへ、禮もくづさず罷在候よし、また同人御供の時、道中にて直訴の者有レ之候を、其儘蹴倒し三尺繩にて搦め候よし。

〇首を捕たらば、小刀を以て首の髪の結節の下に、十字を引べし、昔或士首を取て、印に奥歯三枚かぎて置たり、然るを或士奥ばの透間より手形を口に入て置、對決に及び手形の方勝に成り候由。

〇家康公御他界の時分、秀忠公へ我死後の仕置、書立見せられ候樣にと仰られ候に付て、御書立御目に懸られ候。此一ヶ條聞召され、天和ヶ條諸大名永々在府、御病中打つめ太儀に候間、早速暇を遣し休息申付べしと遊され候。此一ヶ條聞召され、天下泰平目出度事なり。末は聞に及ばず候と、仰られ候由。

〇首帳の執筆、一番首を持來時書付ず、二番首來てより書付け候。私に或書に首は遠近によつて遲速あり。之を記すべきためなりと、又一つ首を嫌ふ故なりと、又其日一つ取たるは一つ首とて、嫌故に髪を二つに分二所に結ふて出すと。

〇成富兵庫、上杉殿家中何の兵部と參會の時、兵部申し候は、鍋島家は松平家の御重恩大形に思召さる間敷事なり。關ヶ原の時は毅々危き事なりと申し候。兵庫返答仰の通御重恩にて候、似たる事が有物なり。權現樣關東御陣は、誰がした事ぞと申し候由。

〇太閤樣名護屋御越の節、主水殿御謀叛進められ候。其時直茂公御意成され候は、討つ事は安き事なり。然ども末がつゞかぬなり。又三國領するも安き事なれども、十代と治むる事迚も成まじ。一國計は長久すべしと仰られ候由。

〇先年大火事の時、光茂公・綱茂公・御登城、內櫻田御門迄御出、御番衆に仰られ、直ぐ御歸成され候。其時加賀守殿も御同前に御出成され候が、御屋敷にて御父子樣御出、御待ち候間に、書付御認置き、右御門番衆に相渡され

候由。山崎藏人は綱茂公御若輩故同姓左衛門も同前に罷出候と高聲に申し候由。

●前大火事の時、光茂公・求馬・小介・宗信ばかりを召連られ、御城下燒跡、御見分成され候由。

●夏目舍人軍物語に、近代の軍を見よ、長陣にても血くさき事は一度歟二度かならでなき物なり。油斷すべからざる由。舍人は上方浪人なり。

●黑田三左衛門十八歳にて如水人數を召連れ、關東罷越し候節、關にて差留申し候に付、是は黑田家老三左衛門と申者にて候。若輩には候得共、誰々樣も御存の儀に候曾て胡亂（ウロン）の者にて御座なく候。御通し下さるべく候。若斷り差通されず候はゞ、乍レ憚御番所を汚し、上下の人數一同に腹を切べくと申候に付て、差通し候由。

●右衛門佐殿鷹野へ御出の跡に、黑田三左衛門登城、御門を固罷在候處、夜更に御歸り候得共、明申さず候。御自身御尤め候得ば三左衛門申し候は、大名の御身にて今時分御歸の筈にて無レ之候。いづれ夜明申さず候得ば、御門明け候儀相成らず、御門番は三左衛門仕り候由申し候て、待たせ夜明け候てより門を開き、直に奧に通り候、御傍用人杉原平助無調法にて候。惣て御大名我儘に御座成さるものにて候。左樣の儀心遣の爲付置き候者が、御覺悟計相止遊され、夜中御往來成さる樣に仕り候義不屆者に候。則其科申譯け候由にて、切腹仕らせられ候由。

●生害場の事、旅人往還の所には無用の儀なり。江戸上方の御仕置は日本の見懲しの爲たり。一國の仕置は一國の見懲らし迄なり。惡事多きは國の恥なり。他方の聞へ如何に候。科人程過ては其詞も相知れず、凡脇其所にて仕置有レ之べき儀の由。

一 勝茂公御褒美成され候節は、御手の裏の御指の筋に、いつの働一、いつの忠節一つと數を御取り成され候由。

一 使者に行き、口上相違の時、迷惑仕間敷候、不レ苦事にて候。又申違ひ候とも、歸て他言せぬがよし、後に不手爾葉の時、人の云違にする事も有なり。

一 原口作右衛門道中にて、刀はしり、馬の首に疵付き申し候。馬方ねだり懸、申し候に付、其邊に居成し宜き家に立入、不案内に候間、宜様偏に賴み候と申し候故、此亭主畏り候と相働き何の事もなく相濟し申し候。馬方へ金子百疋か呉れ申し候。亭主に禮申し候て罷り通り候由。（一說に新居御番所の前にての事の由、番人出會馬方をしかり、無別儀返候由、是は御往來に、番人へ被下物有レ之故にて候由）

一 慶雲院先住冷室咄に、今年八十に成り、隆信様御代の事共聞覺居り候、物前にてその多少に依らず、究竟の士五六人心を合せ鑓を入るれば、一方撞崩す(ツキクヅ)ものなりとの、沙汰有之候由。

一 御子様遲く御出生も能き事なり、歳更け迄御部屋住に御座成され候得ば、御述懐の事有物なりと。

一 本多豊前守殿・松平伊豆守殿へ判形物を差出、挨拶に御慰に是に御判成され候様にと申され候得ば、慰にならば仕申間敷と申て座を御立ち候。豊前守高聲に、公方様の御用にて候が、判形成され間敷かと、屹と申され候に付、立留り判形めされ候由。

一 水野監物殿へ松平伊豆守殿申され候は、御自分は御用に立人に候が、惜き事は、勢がちいさく候と申され候。監物返詞にその通に候。世の中が思様になきものに候。御自分の首を切て、我等が足の下につき候得ば、勢が高く可レ成候得共、力及ばざる事に候と申され候由。

一江戸御城中は火鉢煙草御法度にて候。又御老中初め何れもの勝手折敷にて候。或時御目付三宅備前守へ、或人これへ煙草の煙が匂い來候、御僉議成され候様にと申され候。備前守取合に、御目付役を仰付置れ候、鼻きく役は仕らず候と申され候由。

一板倉周防守殿江戸罷越され候時分、御老中仰られ候は、頃日盗賊探堤に屬托を立置き候得共、訴人無之候。御功者にて候間、御指南候様にと御申し候に付て、則札を取寄せ、一覧候處に、何々の事訴人出で候はゞ、金三百兩下さるべき由書載有之候。其奥に防州副書に、三百兩にては罷成らず候。五百兩下され候はゞ申出べく候と書付られ是を建られ候様にと申され候。翌日訴人に出申し候由。（周防守は出家にて候を御斷にて還俗の由）

一八戸宿を或者罷通候時分、俄に腹痛き、裏借屋へ走り込、雪隱を尋ね候得ば、若き女一人罷在り候が、雪隱は奥に在レ之由致へ申候に付、其所に袴をねぎ置き、雪隱に參り居り候處、亭主罷歸り密懐の沙汰を申掛け候。その末公事に成り直茂公聞召され、密通にて無之候とも、女一人罷在り候處に、無遠慮に袴をぬぎ置き女も夫の留守に袴をぬがせ候儀、密懐同前にて候よしにて兩人ともに死罪に仰付られ候由。

一松平新太郎殿參勤の時分。大阪にて一向門跡より、使僧罷出御領内に建置き候末寺數ヶ所召潰され候儀、いか樣の仔細に候哉承るべきよし申達し候に付、返答にあぐまれ候節、家老池田大學若年ながら、我等に御まかせ候得と申し、出合右の一通新太郎存ずる儀にて無レ之某親仕らする儀に候。在所より御取合可仕由申達し、使僧を返し申し候由。

（此大學二十歲の時、禁裏炎上、御普請頭人罷登られ日本一の利發者と名を揚候。其節の働とも數多有之。）

一島原陥、直茂公薩摩と既に御合戦に及ばるべく候處、水町丹後時節を考へ、倉町大隅と申合せ、喧嘩を仕出申し候。老功の兩人右の通に付思召し止られ候よし。

一書物器物等一切の貸し借り、月の六齊に可相改事。

一美濃國郷戸川にて先陣細川なり。黒田先に乗入れられ候を、長岡佐渡立寄、咄を仕懸、其間に細川先陣のよし。

一方運の事…迷悟の文也…不落馬文金剛經の四句の文也…一切爲法…

一堀田加賀守殿御追腹の時、御蓙(ゴザ)をも直し申たるものに候間、肌を見せ申間敷由にて、はだぬぎ申されず由。

一大石八郎の刀備前兼光二尺九寸なり、直茂公樣の仰付られ候處、切れ不レ申候。成富十右衞門茂安に下され、二尺五寸にあげ直し候得ば、無類のきれ物なり。故實に大將の刄物、敵の手に渡りて、其儘にては切れ不レ申、改め用ゐ候時は、本に不レ替由。右の刀江戸にて火事に燒、少火氣有レ之故、銀千枚に賣申され候。後は長政判金五百枚に兼光を求られ候由。右刀にて有レ之べき由、獨幽咄なり。

一勝茂公宗種に御養子の時、義弘の刀切物の由にて之を讓られ候。後に大猷院樣へ御獻上、その後甲府樣へ之を遣され候由、今は天下の御道具と可レ成由。

一鍋島舍人弟は諸岡相左衞門、大阪籠城いたし落城の後、御國罷歸り、鍋島孫右衞門と申し候。孫右衞門子鍋島傳右衞門なり。

一敵城の强弱見樣…「煙霞如見春山雨後如見晴天」といへり。澄わたりたるは弱也。

一高麗にて番乗船の時、此方より切取の船無レ之節、平五郎點まわりその邊の船二艘取り候て、御奉行衆へ罷出で

鍋島より手某、二艘切取申し候よし御申候得ば、はや書上の判形も相濟候、遅く承り候に付力及ばざる由、仰聞られ候。平五郎申し候は、日本への御註進に落ち候ては、加賀守油斷の様に罷成り、某手柄も隠れ罷歸り、加賀守へ面談可仕様御座なく候。相違なく仰上られてこそ御註進にて御座候。何とも迷惑の儀に候得共、此分にては罷立難き由、思切申され候に付て、御註進書直され候由。

○名將の御一言裏(ウラ)を仰らる事も有レ之ものなり、うかと承る間敷事なり

○禁裡御普請御手傳、松平伊豫守殿仰付られ候に付、家老池田大學十九歳にて罷り越、萬事の働、京中の褒者たり。御移徙の時分回祿、京の者共見物に參り候を、大學御門を開き不レ苦與に罷通り見物仕り候様にと申し候に付大勢込入申し候。其跡にて御門を堅め、禁裏への御奉公に候間、命を限り取消し候様に、一人も歸し不レ申と申し候に付て、大半消留申し候。扨又御退避され候道筋、燒塞り候所には、新に橋を懸け何事なく御退避され候橋の仕組、兼て仕置き候由、此節御感にて、女院様より御巾着拜領なされ候由。又御普請場へ京人參り[illegible]を望み申す旨、大學承り、新參相成らざる旨申切り候得ば、此上は力及ばず、腹を可レ仕と申し候。心次第と申し候に付腰差に手を懸け候節、御普請場をけがす狼藉者、搦め候へと下知し、則繩下になし、町宿にて切捨て申候由。

○武雄皿山に細工の爲、木島形右衛門三男治兵衛罷越居り、正德五年六月十七日晩、宿主の娘と物語仕罷在候處、須古の者細工に罷越居候が、其の軒下にかゞみ居り候に付、治兵衛咎め候得ば、山宿を致出申し候得共、立聞仕不届の由にて打擲致し候を、亭主罷出引きさへ申し候。翌日治兵衛寢仕居候處を須古の者參り、本刀にて扣き捨罷歸り候。治兵衛追懸可レ申と仕り候得ども、近所の者居込留き候。此段宿許へ相聞へ見廻助福越候に付て、組頭官

大勢相付令り、宿主へ斷り、治兵衛を召連れ、須古の者の宿へ押懸け候得ば、傍輩數人罷在候が、相手を押出し候に付、二刀に切伏治兵衛も罷歸り候由。

●山公事の上使下向の時分、左太夫山内心遣罷越され候節、何某、兵具など持越され候樣に、大勢仕懸申す沙汰有レ之由申し候節、答に、此沙汰は謀たるべく候。御治世の時分騷動仕り候と、最前あなたより申事に候、自然此方兵具など相見へ候はゞ、夫を證據に上使へ可二申達一爲と存じ候。常々は小島筒など持越候得共、物に紛れ候故。此節は持越さず候。隨分無用心にて罷越、若取懸り候はゞ踏殺され申所存に候、跡にて何も手柄など可レ有候。我等踏殺され申す段に成り候はゞ、所の者佐嘉の衆の手に渡申間敷と申され候。

●何某不首尾の時、某を招御憤の儀、是々の無實にて候、唯今面目なく候て存命可レ仕樣無レ之候。聞召分られず候はゞ、腹可レ仕候と、謀略を以て申達し候に付首尾仕直し候事。

●若殿御器量に候へば、諸人褒立、御大名御旗本も御褒、御出入の衆中、殿へ追從にも褒め申し候に付て、多分申隔り出來申し候。若殿は隨分引取善惡の沙汰なき樣に、入めなるが順熟にて、家長久の基にて候事。

●正德五年九月八日庵にての事。

●自火の仕組、公私共に兼て可二仕置一事也歷々御大名方にても、自火の時外聞惡敷き事有レ之候、肝要は諸道具一色も直し不レ申燒捨候覺悟にて、粉骨火を消し、手及ばざる時、丸燒仕り候得ば、仕損有まじく候。いかやうの急火にても、うろたへ不レ申候はゞ身拵(コシラヘ)の間無レ之事はあるまじく候。兼々家内の男女ともに、能く申聞せ召置べき事に候。江戸御屋敷にての仕組、兼々能可レ有事なり。大事の物仕分、可二直置一事なり。

一成松新兵衛深堀番に三男新十・四男某召連れ罷越し相勤め候内、いけすの魚盜み候ものを、召仕とも捕らへ、打擲いたし候へば相果て申し候。此もの志摩殿被官にて候。志摩殿より慍意を申上られ、新兵衛切腹仰付られ申候で は御奉公罷成さる由に付、色々扱ひ相叶はず、新兵衛切腹仰付られ候。跡式嫡子新右衛門・次男貞右衛門兩人に下され候。新右衛門奸謀事顯にて切腹なり。（此時評判の事口傳）

一山崎十左衛門・同三郎兵衛兄弟、年頭隣國御使者可ニ相勤一と申合、年内時宜をならし申し候。縣茂公は元日すり入の時宜能く候を御口利成され、隣國御使者仰付られ候。十左衛門・三郎兵衛宿衆共へ用意申し付、登城仕り候が、如レ案兩人共隣國御使者仰付られ候由。

（五百石）山崎四郎左衛門─同權左衛門（百石）─┬十左衛門（十郎兵衛）（後十左衛門）─平左衛─三郎兵衛（後十郎兵衛 追放後斬罪）
└三郎兵衛（後勘左衛門勘ケ由藏人と申候）

一中野内匠組手明鑓（テアキヤリ）・足輕・御門番等相勤候節、先内匠所へ參居申し候。番上りの時分、直に參相居り候其節御番は安火事のものに候。太儀仕り候間、酒を呑せ可レ申由にて、早天に德利の冷酒を茶碗にて呑ませ申され候番明きたる者は、以の外呵り、左樣に手を汚さずしては、如幹・甲冑御用に立つ間敷候。見たる所も美艶に候。呑み候へと申され候。又手足あれ候者には、扨々一段の事先以男らしく左樣にかせぎ候はゞ、如幹・甲冑御用に可ニ相立一候と、酒を強ひ候て、呑せ申され候。家内の住居居間より外の道迄見通し候樣に仕り、居間の脇に竈を作り、日夜にて何事も被レ爲レ仕候。不斷脇に酒を置、出入の者は直取合酒を呑せ申され候。又作兵右衛門御年寄役相勤め候に

罷歸り候節は夜中曉にても直に參り面談仕られ候に付、內匠も休み不レ申相待ち候、その中の噺に、若し殿中の事など不レ計申出で候得ば、以の外叫り、殿の膝元の奉公仕り候者は、親子兄弟にも殿中の沙汰を仕るものにて無レ之と稠敷申聞け候由。

○多久圖書殿病中に、嬉野十左衞門見廻申され候へば、奉行中に御用に立人有レ之哉と尋に付、御子息美作殿御器量にて候と申され候得ば、器量にても未だ功が不レ入候、我等は若輩の時分、日峯樣より奉行中への中使仰付られ取次仕候が、今存ると段々功に成る事共にて候。いづれ功を積み候までは、御用に立がたく候と御申し候由。

○一鼎批判に、御家は中腰にて持ち申し候。昔より歷々には器量有り乍、成富兵庫・久納市右衞門・關將監・鍋島舍人、中野內匠・同兵右衞門、大木兵部などにて候と、申され候、又勝茂公へ舍人・內匠・兵部三人は外樣にても、御居間にて御目見仕り候由。

○正德三年七月十四日御聖靈祭役、御料理人等二の御丸中臺所にて支度仕り候央、相良源太左衞門を原十郎右衞門拔打に首打落し申し候。馬渡六右衞門・相浦太郎兵衞・古賀金兵衞・秭原利右衞門居合ひ、金兵衞を目懸け、十郎右衞門追懸中候處、御步行屯にて御鷹籠副田中竹右衞門立合、十郎右衞拔身を取り申し候。右丸三右衞門は十郎右衞門を追懸、御步行屯に竹右衞門に手傳仕り候、同年十一月廿九日御仕置、十郎右衞門縲下生害、六右衞門・太郎兵衞・金兵衞・利右衞門追放、三右衞門隱居仰付られ候。竹右衞門へ御褒美白銀三枚下され候。竹右衞門其節搦不レ申儀手延に相聞え候由。

○正德五年七月橋本近江、何方へ出立、手拭取に道より立歸り候得ば、女房罷在らず候を尋ね候處、番子小屋に屛

風を立て、伊賀守と中屋鍛冶と、二人罷在り候に付、詞をかけ、抜打仕り候へば、窓鴨居に切込み候時、伊賀守心得たりと申し候て、刀を取立向ひ候處を、一刀に切伏申し候。女房逃申し候を追つめ候得ば、身こしらへ仕度と申候へども、其儘切り捨て申し候由。

●寶永七年相良市左衛門甥川崎貞兵衛不行跡に候故、異見仕候へば、手向ひ候に付、打捨申し候。貞兵衛は川崎藤左衛門子にて候藤左衛門浪人死去に付、市左衛門介抱。屋敷內に召置き候。貞兵衛母市左衛門妹にて候由なり。

●正德四年加賀守殿初て御目見、獻上物の事、銀馬代に御肴一種三例にて用意候由、甲斐守殿より池田彌市左衛門へ仰聞られ候に付、和泉守殿の例、御肴一種にて候故、御國許へ申上置き候趣申達し候へども、其節は物荒、前々の段々例有レ之由、達(タツ)て御申し候。彌市左衛門相はまり、一命御助け成され候と思召、泉州様の例御用ゐ下され候様にと、甲州へ申上げ候に付、御納得候て、御肴計相極られ候。此間數度の取合にて候。右の趣御禮前着し、間に合ひ候儀も哉と、御國元へ早飛脚を以て言上候處 御禮相延、右返答參り候に銀馬代獻上の儀、先例も有之候間、差上られ候様にと申來り、早速彌市衛門罷越、甲州へ申達し、御太慶にて候、然處に御月番阿部豐後守殿より、彌市左衛門召寄られ、加賀守殿獻上物御並の通、金馬代差上られ可然存候、此段御國許へ可二申上一由御取次にて、仰聞られ候。彌左衛門申し候は奉レ畏候、早速國元申遣すべく候。御取次へ自分に御聞可レ仕儀。右の段丹後守承り候はば、家の威光に相成儀に候得ば、別て有難可レ奉レ存候。然れ共何方の御分地たりとは相成、此方家の格式、諸事古來より相定り居申し候を、此節より相替へ候儀、何とも迷惑の儀に御座候。右御內意承レ之丹後守より御聞は申上難く候。格式違は迷惑にて何共難レ仕候はんと存じ候、若し御上向相障らざる儀に候はば、自分には相構はず、

舊例の通差上候樣に、遊ばし下さる儀は相成間敷候哉と申候に付、取次則豐後守殿へ申達し申す所存に候。左候はば先規の通可レ仕由仰聞られ候由。

●納富九郎兵衛道具持萬右衛門、傍輩ども木挽町芝居にて牛蒡賣より手込に逢ひ候儀を承、之を無念に存じ、白身ねた刄を付、芝居へ參り、數十人相手にして悉く切ちらし、手向者一人も無レ之に付、外に出で候へば、木戸を打申し候故、江湖を渡り、向へ越申し候。木挽町より聲を立、狼藉者は足よごれ居申し候間、捕へ候へと呼り候に付、豆腐屋に駈込半切（盥と同じ）にて足を洗ひ、亭主に金子をくれ、裏道よりぬけ、缺落す、方々流浪、奧州にて猿廻の袋持に成居り候處に、無レ情使ひ申候故切殺し、猿廻の金子を取、江戸へ罷越し御屋敷へ立歸り申し候、長門殿御聞付多久の者故遣下され、扶持方給はり候由、木挽町喧嘩の脇は、子供おどしに萬右衛門來るぞと申し候由。

●小刀屋半助先祖は、大阪の者にて候。關原の時分御用に相立候に付、安藝殿心遣にて御扶持下さるべき由に候得共、御斷申上刄物商賣相願候に付、召寄られ候由。

（向可尋之、一說美作殿懇意にて、有馬陣の時美作殿へ相付罷越し候由、今多久家來なり、刄物一通御用相調候なり。）

●諫早豐前殿末期に、主水殿を養子相願はるべき由にて、此段枝吉三郞右衛門・高木勘右衛門を以て、お初樣へ御相談候得共御合點無レ之、歷々方御取持にて、お松樣へ聟養子に竹松殿御越し候得ば、御兄弟結構の御仕合の由に候、お初樣仰られ候は諫早の家小身に候はば、義理に懸り主水遣す事も可レ有レ之、大身に候とて、我家を捨 參るべき樣無レ之候、お松事は女の事にて候得ば緣次第にて候。主水緣組お福へ仕置候に付、左樣に申さるべく候、

則縁を切り候間誰にても聟養子可然よし。一途に仰切られ候に付て、竹松殿養子に相濟み大和殿御次男にて候なり。

●志波甚兵衛申候は、悪事究の内に、無ニ落度一申のがれ候者を、聞召分られ候分にて、召留れ候儀等の事に候。悪事の内に、一人無落度仕退け候は、十年廿年一役勤め候よりは手柄にて候。加増立身仰付られ度の由。

●澁谷源五左衛門中間大津にて、馬形を投け候處、打殺し申し候、其時肥前屋九左衛門罷出で某請取申し候間、御構なく御通り候様にと申し候。九左衛門働にて相濟申し候由。

●普周大目付役の内、御前へ罷出で書き物讀み申され候へば、以の外の御立腹にて候得共、相止めず讀申され主水殿・相良求馬兩人にて引立申され、罷歸り、仰付を相待居申され候處、召出され、役に精に入り候由にて、御小袖拜領の由。

●武雄家中兩人衆道の意恨にて、與賀社内に罷越、申合せ相果、雙方一度に首落ち候由。

●御兩殿様の時は、年寄役立兼ね申し候、下にても世悴成長候得ば中悪事有り心持可レ有レ之事と也。

●武雄の立野甚五太夫は、川原勘左衛門妹聟にて候、甚五太夫娘は、中村平六兵衛嫁にて候、先年出入の節、勘左衛門より甚五太夫女房を取返し、平六兵衛娘に申遣し候は、平六兵衛父子不忠に候間、見捨分にて此方へ参り候様、介抱可レ仕旨にて候。其返答に女として、主人に忠を盡し候事は相叶はず候。不忠の人を捨て今其の元へ参り候とて、何程の忠節有レ之べき哉、何方へぞ参り候て、食を絶き中外有間敷候。一度男と頼み夫と頼み候人を、今身上危く候とて、見捨候ては女の道立不レ申候。殊更父親甚五太夫女房に捨られ、軈て流浪の時分なたからも、貴て我

等介拘不レ仕候て、誰を頼り申さるべき哉、某男子にて候へば、存る旨も御座候。各の御分別を借問敷と申切り、終に不レ参候。追付甚左太夫・平六兵衛浪人、配所にて鄭も同前に、浪々の體にて罷在り候由。

●南光坊へ春日局見廻ひ、人を退け、直談候て、懐劔を拔突殺可レ申と仕られ候に付、様子を尋られ候處、當時天下の事御思召の儘に相成り候。然るに竹千代様を差置き、國松様へ御代を讓られ候様に御成され候儀、不屆千萬に候。則差殺申由に付、全不レ存事に候。隨分心遣ひ可レ仕由にて、家康公へ御内意申上られ候由。

●信玄の家中は、無雙の勇士にて候へども、勝頼天目山にて討死の時、皆逃失せ申し候。數年勘氣にて罷在り候、土屋惣藏一人罷出日來の口を叩き申され候業は、何方へ參られ候哉、御主の恩報にとて、一人討死致し候由。

●山村十左衛門長崎聞番の時、長崎中燒失せ、町人共飢申し候に付て、十左衛門一存にて、置米藏より不レ殘米を差出し呉れ申し候。此儀追て言上の處、御褒美として廿石御加增小左衛門へ分け申され候なり。

●鍋島村市郎左衛門噺に、當村元は長岡村と申し候。長岡伊勢守様二百町の御領知にて御住居の由、其村の百姓共廿五人に一人も竈を倒し不レ申、今に到り當村居住、富貴にて罷在り候。若し無力仕り候者は、村中より見次普請等迄仕、病氣の時は村中より田地を作り立呉れ申し候。二百年以來子孫相續仕り候。市左衛門も廿五人の中にて候。擾又古來より當村の者盜仕たる事無レ之候。且又殺生不レ仕候。放生場御座候に、此前制札御座候。廿年以前札を失訴訟仕候とも、元の札無レ之候故いまだ相叶申さず候。御先祖様御建立の天滿宮、御修復訴訟相叶申候。勝茂公より公役御免の御判物、市左衛門所にて、毎月廿四日に村中相集まり拜み仕り、茶講仕り候由なり。又御先祖様御銘日毎に、鍋島村より線香進上、御寺參詣仕り候。盆には燈籠差上申し候。彌平左衛門殿へ、元日に御祝儀に參上仕り

候。殿様御代々年倍（年輩）のもの入道仕り候。御代替には酒肴進上仕候由。（年中出島川来初の初穂、村中より取集高傳寺へ差上候）

●太閤様吉野御花見の御供、勝茂公御勤成され候。直茂公御浦山しく思召され候由にや、多布施の御隠居所に、吉野の景を葉山仁助に御かゝせ成され候由。近年宗智寺普請の時、御居間も吉野の繪も替り申し候。又御門前に往来の者、下馬不レ仕候様にと思召され、二重土手御築せ成され候由。先年悉く開きに相成り候由。

●山本（前）神右衛門申され候、女の手跡よく、草紙見るものは密懐いたし候。味噌乞とて親の所へ、味噌乞に遣し候分の埒明ケは手跡は不レ入ものなりと。

●寢曲（クセ）わろきを直候事男は左を下になして、手足の置様吉祥臥口傳の通りにして、手の大指を手の内に握り込て伏すべし。氣のもれぬ仕様なり。

●内田正右衛門は山本一門の娘を、（前）神右衛門養子にして、遣し置き候處、正右衛門離別致し候。翌朝神右衛門より正右衛門を召寄。よく隙を出し候。地來悪しき生付にて候。名字の端にて候故、仕付申し候。その方氣に入ざる事尤に候。左様にも候得ば斯様の事にて、多分疎くなるものにて候。其方御親父懇意を得候末にて今又其方と入魂致す事に候間、猶以來少も相變らず寄合ひ可レ申候。其の爲め今朝申請け候。振廻可レ仕由にて、引留申され候。相變らず懇意を得候由。親しき間の緣組は了簡有るべき事なり。

●仕立の奉公人、系圖を仕立、紋所を改めなどする事、はや人に見透さるゝものなり。先祖の事を、大切に存ずる心入ならば潜に書付て直し置く筈なり。紋所替、名の字、判形、手跡其外萬事は宜しからざるものなり。何にて

もすませば濟ものなり。或人へ異見口達あり。

●柳生殿極意に、大剛に兵法なしと其證據、但馬殿へ御旗本何某殿参られ、弟子に罷成べき由に付但馬殿申され候は、御自分は何事ぞ一流成就の人と相見へ候、有體承り候上、師弟の契約可レ仕由に候へば、武藝一事も稽古仕たる儀無レ之由申され候、扨は但馬守をなぶりに御出候哉、公方様の御師匠を仕ものに候、目がねはづれ申間敷と申され候に付て、誓言を立申され候。左候はゞ何事ぞ、御得心の事は無レ之哉と尋られ候に付、幼少の時分、武士は命を惜まぬに極りたりと、不レ圖存じ付候て、數年の間心にかゝり、得心いたし、今には死ぬる事を何とも不レ存候。此外に得心申たる事無レ之と申され候。但馬殿感心。拙者目がね、少も違ひ不レ申候。拙者兵法極意はその一事にて候。唯今迄數百人の弟子に、極意を免し申す人一人も無レ之候、木刀は取候に及ばず候。則一流附屬仕由にて印可卷物即座に相渡され候由。村川宗傳咄の旨なり。

●太閤秀吉公下賤の時、諸傍輩寢靜まりて後に、日本の主になつてよりの、天下の仕置、諸人への知行わり、毎夜書立仕組成されしよしなり

●主君の御供の時は、草履を紙に包み、潜に懐中すべし。不計公私の用に立事あり。扇は面の左のはし計切て差べし、主君自然扇御落し候時、右の端を切て可ニ差上一候

●物には相應不相應有り、或人、間もなく一倍の御加増下され候時、味方の衆より餘り結構過、障の方も候儘、御斷申上られ可レ然と内意申され候に付、此人申され候は、御尤の儀、相似合ざる儀、落次切り申間敷とも存じ候得ども、主人の御褒美を返上仕るは、老功大役などは相應可レ仕が、我々通には、似合不レ申處外に罷成べく候。初

心の某に候得ば、唯奉ㇾ畏べきと申され候。又或人不念にて閉門仰付られ候時、同役何某少々その引懸り候得ども、御構無ㇾ之候處、某も同前の不念にて御座候御構なく差置れ候時は、最負の様に相聞へ可ㇾ申候、引入可申と申達せられ候に付、御耳に達、了簡次第と仰出され、一日遠慮仕られ候。若し引入不ㇾ申候はゞ、我身の難をよけ候様に、諸人可ㇾ存候得ば、其圖に當りたる様に候得共、年倍 年輩 身上を考へ候へば、能く過可ㇾ申候、斯様の節の相應は、中達様に存細可ㇾ有ㇾ之候。尤智有る人に相談可ㇾ有事也と。

●松平伊豆守殿家來奥村權之丞義、正雪一味にて候が、弓屋藤四郎申合訴へに出大分の御褒美を取申し候由。原の城にて鍋島大膳働の證文差出し候人也。

●須古家中池田平五左衛門悪事露顯、須古百助所へ呼寄、大小を取、侍五人・足輕五人番相付、宿元へ歸し、押付究有之筈に候、その夜平五左衛門申し候は、用所へ參度く候、慮外ながら行燈御持下さるべくと申し候に付て、侍何某參り候を、湯殿に最前隱し置き候脇差にて、片腹より右半に、筋違に十文字に切、引返しに自身咽を掻落し、相果て候。家内見分有之候處に、敷合せ所の下などにも、刄物の類あまた隱置き候由なり。正徳五年十月の事なり。

老師傳云、大事の敵は逆に切べし。討洩さぬ爲め也と。權太夫は突べしと申され候。

●病氣永引候へば、氣草臥(クタビレ)大病に成ものなり。斯様の病人は、氣を引立て候事肝要なり。祈禱願力にて命期など有ㇾ之時、氣おひ出來申し候。常に法義讀經など唱させ候得ば、氣轉に病氣を忘るゝものなり。又軍書の内勇動の所書抜きなど、きほひ候て、讀聞せ候へば、ふと心にのり引上る氣精出來、本復するものなりと。

○丹羽殿家來の士、江戸詰の中、妾を召仕ひ、男子出生仕候を、妾に付け江戸へ在付け置き候、此子成長の後、主取いたし主を殺し候に付て、公儀より從類御成敗成され候、親類御吟味の節、一々申出で候に付、彼士父子江戸召寄られ、御仕置仰付られ候よし。

○山本神右衛門家來山本權左衛門、西目にて鶴をかけ鳥に射申し候て、神右衛門へ持參いたし、兼て御法度の儀は心得罷在候へども、間近く飛び候故、不圖鐵砲にて射申し候由申し候。神右衛門儀、西目筋心遣役にて候處、家頼御法度を背候儀、遁ざる行懸に候。則權左衛門に鶴を持せ、此者御法度相背き候間、御仕置仰付られ候樣にと、手紙を副へ、御城へ遣はし候、勝茂公聞召され、沙汰仕間敷由にて、權左衛門へ鳥目壹貫文下され候よし。

○吉野櫻本坊に高麗御陣の時、御祈禱御賴成され候。その首尾を以て御代替には、御國許へ御祝儀に代々罷越し候。先年上野の宮樣と公事仕り追放に逢ひ、其後此方通用無レ之由。（梁山和尚咄なり）

○古老の士。上ハ髭さがり捻ぢ候事は、陣中にて首を取り候印に鼻耳をそぎ候節、男女の紛れ之なきため、髭さがりを加へそぎ候なり。其時髭さがり無レ之首は、女に紛れ候故、打捨て候。死後に、首を捨られざる樣にとの、嗜なり。

（常住、毎朝水にて顏を洗ひ候へば、討死の時顏色變ぜずといへり）

○北の方と申すは、西枕にして男は南の方に北向に臥し、女は北の方に南向に臥候事、本式躾法の傳なり。

○旅宿にてはまづ裏通・詰り／＼・後架等見屆、火事の時の退場、方角、心當致し、家の住居・壁・天井・床・戸障子・椽鼻等迄氣を付べし。二重壁・床板取はなしに拵へ候。又は掛物の下の壁を明け、夜更てより盗賊入込む事

有べし。就中御本陣に、心を付べし休み候時、跡に成ざる樣可ㇾ仕也。

○松平丹波守殿鷹野にて、供の若者共の腰帶種々成を見て申されけるは、三尺五寸の腰帶花色故實なりと、夫より家中の腰帶は皆紺布に致し候由。人を切り候刀の血を拭き手負の時卷き候て、血の色見へず。又血留にも成り候由、丹後守殿は大阪御陣の時高名殊に武功の人なり。桂岸和尙の伯父なり。

○勝茂公御代、知行御書付、大形（大概）倍高にて候。百石の知行は二百石と書遣され候なり。（公儀御知行高都て如ㇾ斯となり）

○忠直公御異見役に澤邊後の源左衛門仰付られ候由。

○鍋島舍人助高麗御陣の時十三歲なり。十五以上召連られ候由に付、十五歲と申出で、御供致され候。高麗にて淸正見合、此者は鍋島一門成べし、究竟の士に成べしと褒美候て、近くへ呼び片手にて十度さし〔高く差揚げる意〕申され候。舍人助帶〆り、腹痛み候へども、何共申さず罷在り候と咄の由。

○松平大和守殿へ綱茂公其外御客夜會、御旗本老人北見久太夫殿相越され、古戰咄有ㇾ之、夜更け候てより、給仕の小姓銚子を持ちつまづき候て、久太夫殿膝に酒を打懸、無興にて赤面致罷立ち候。餘の小姓罷出で、久太夫殿を次の間へ引立て、衣裳着せ替、跡取仕廻候、後に吟味有ㇾ之候處。極老人の長座にて、居ながら小用に混り、御座に流れ居申し候故。態と酒を打懸紛らし候由に付。小姓に褒美有ㇾ之候由。

○先年御老中御招請の節、御給仕村川隼人眞先に御膳を持罷り居り候て、立上り候處に、長袴のすそを後の御給仕踏み候に付て、隼人跌き候へども、則居下り、片膝を突き、御膳少もこぼさず、又立上り持出て候。近年は半袴に

成り候なり。

●或御方へ御客の時、霙酒御成望にて、御小性釣瓶を持出て候。尻を振り候へと御座候へども、御小性心得ず赤面にて罷在り候。御城坊主など、頻に申し候故、後ろ向尻をふり罷立候由。霙酒は御座にも瓶に入、御酌の時振立候。男小性の役成べし。

●秀頼公・家康公御和談の節、秀頼公より、御誓詞請取に木村長門守遣され、其働御感成され候。長門守年若者に候故、家康公よりも年若者御吟味にて、板倉内膳正殿を遣され候。内膳正殿御式臺にて、足袋の裏をしめし罷上られ候由。公界にて足袋の裏をしめす事、故實のよし、能役者なども傳受に致し候由。

●光茂公四月朔日御登城の節、大久保加賀守殿御内意にて、御足袋御脱遊され候。公儀の禮服、足袋は布子に付き候。九月九日より三月晦日迄となり、追て可ㇾ尋ㇾ之。

●主君より仰付候ものは、そのまゝにて差上べきなり。少の物にて、不圖御見限の事あるものとなり。大形に存すべからざる事に候なり。

●定家卿傳受に歌道の至極は、身養生に極候よし。端的の善行は朝起に可ㇾ極候。古老は夜内に起き一日の所作を日の出前にしまひ候。子に伏し寅に起るとも、「鷄已鳴忠臣待ㇾ朝」とも、頂ㇾ星とも、一日の計は在二鷄鳴一とも いへり。

●北條安房守殿へ大猷院様より、軍法御稽古成さるべき由に付、士鑑用法一冊書立差上げられ、御師匠に罷成られ數多弟子を取立られ候。御老中井上河内守殿見廻、弟子は一子を育つる如く大切にて、器量の者には大事を相傳の

事に候へば弟子は大恩を受け候事に候、其の弟子の大事相傳の事を御忘れ無之哉と申され候へば、大切の傳受など仕り候へば、尤忘れ候事は無之候と返答に付、さらば公方様の御師匠には罷成らず候。下として忠節を竭し、其忠節を忘ざる時は、其報なき時に仇を含みて、大亂を起す基にて候と申され候處、言下に得心の由に付、然ば御師匠苦からずと申され候由。

●月堂様御留守に、江戸御屋敷に火事出來候を、其儘取消可申と騒立ち候時分、御内方様仰付られ、御庭にて鼓・太鼓・打立囃子仕候。隣屋敷邊より、火消に參り候へども、皆罷り歸り候其間に火鎭り候よし。

正徳六年元日火事に、何某請取場にて自分の屋敷風下に成り候間、引取可ㇾ申哉と候處に、御目付衆より御宅に火懸り不ㇾ申内は、御差圖難ㇾ成と候故、罷居られ候處、風替り別條なく候。此上は縦ひ居宅燒き候て成とも、請取場に捨、一言可ㇾ有ㇾ之事の由。

先年大名小路杉町甚五左衛門宅より出火の節、中野作右衛門(十六七歳の比)御城火消請取場に罷出候處、作右衛門松原小路の居宅に、火懸り候由相聞、御目付より作右衛門歸り候樣にと申され候得共、縦居宅燒失せ候ても請取場を明申ものにて有ㇾ之間敷候。居宅燒け候は不ㇾ苦候と申て、罷歸らず候故、御目付より請役所へ右の段申達し候に付て、則作右衛門を請役所に呼、早速罷歸らるべく候。代人何某申付け候由申渡され候故、左候はゞ代人に請取場引渡し候て罷歸るべき由申達、漸く相待、代りに相渡し罷歸り候處、居宅不殘燒失致し候此事久我勘右衛門より作右衛門親父久閑へ殿中沙汰宜候て、御面目の事に候段褒美手紙遣し候由。

先年主水殿(直朗)屋敷火事の節、其身は請取の持場、東の御門へ罷出られ候由。

●天下國家を治むると云ふは、及ばざる事、大總(タイソウ)の事の様なれども、今天下の老中、御國の家老年寄中の仕事も、此の庵にて、咄し候事より外は無レ之ものなり。是にて成ほど治めてゆける事なり。結句あの衆は、無二心元一事あり。國學不レ知邪正の吟味をす、生れ付の利發まかせにて、諸人這ひ廻り、おぢ恐れ、御尤とばかり申すに付き、自慢私欲出來るものぞとなり。

葉隱 終

拾遺

○長崎喧嘩の顛末に就て

編者曰く本文第一卷第五十九節（第二十五頁參照）に記述の長崎喧嘩は又深堀騷動とも云ふ、一代の鴻儒香海副島種臣先生の談に依れば、彼の赤穗義士大石義雄一黨の義擧は、全く此の深堀騷動即ち長崎喧嘩に發憤の動機を得たりと、如何に長崎喧嘩が當時の耳目を聳動せしめしかを知るに足る、今玆に當時の記錄に據りて、其の顛末を本書に輯錄し、以て參考に資すと云ふ。

元祿十三年十二月十九日長崎町年寄高木彥右衞門一家、氏神諏訪明神へ參詣し、神主方へ振る舞ひあり、召使共濱町へ歸り候處、本博多町坂中にて鍋島官左衞門家來芝原武右衞門・深堀三右衞門行逢ふ折しも、雪解けて路次惡しく三右衞門杖のはね土彥右衞門召仕(メシツカヒ)惣內といふ者の合羽にかゝる、惣內咎め候故、一應斷り(コトワリ)候へども、承引なく、口論に及び、其所の檜物屋宅へ皆々集り、何かと爭論の上、兩人を亭主へ預け置き候と申し候て彥右衞門召仕(メシツカヒ)共は罷歸る、其の跡にて亭主は是非御歸り下さるべし、彼の者ども參り候はゞ、宜しく申し譯す可しと斷り候へども、七つ過まで居り候へども參らず候、亭主又々是非歸り候へ、爰元に居られ候ては町中むつかしく候と、色々申し候故、五島町屋敷へ參り候、若し跡にて彼の者ども參り候はゞ、早速知らせ候樣にと申し置き候、然るに暮頃、五島町屋敷へ彥右衞門が者ども二十人餘り押しかけ、今晝喧嘩の相手出で候樣にと呼ばゝり、室內に踏み込み候、則ち武右衞門拔きかけ、一人に手負はせ、又切りかけ候處梶木(カヂキ)へ切り込み候ても、棒にてたゝき落し候、

三右衛門續て出て候へば、小石につまづき候處を、大勢取り寄せ、兩人の大小を奪ひ取り歸り候、兩人は、氣つかれ骨碎けて働き得ず、乃ち召使源六・貞助二人を深堀へ大小取りに遣し候、三右衛門悴嘉右衛門（十六歳）之を聞き、即ち身仕度致し出て立ち候とき、母申し候は、源六申し聞け候通りに候はゞ、三右衛門殿は定めて手足も不自由なるべし、其方先に立ち敵を討ち果し候へ、必ず生きて歸ると思ふべからずと、暇乞の盃致し、構えて未練致すべからずと追ひ立てたり、嘉右衛門は武右衛門の大小共持たせ、長崎へと馳せ參り候、右の次第、近所の一類ども承け付け、偕は一期の浮沈、爰に極まれりと、十人許申し合せ、皆々生涯の別と妻子共へ暇乞ひ致し、死出の支度にて馳せ參り候、嘉右衛門は海上風浪にて通船相叶はず、山路三里、七曲の小徑を分けて歩行し、漸く夜七つ時、長崎に着し、濱町を見やりければ人音もせざれば、さては大小を待たれけるよと、五島町に走り行く、三右衛門・武右衛門は大小延引に及び候とて、途中まで罷り出づべしと致し候へども、町中より出し申さず候故、塀を乘越し出で行き候處に、嘉右衛門並に武右衛門召仕に行き逢ひたり、即ち大小を請け取り、直に彥右衛門宅へ仕掛け候、門を閉ぢたれば外より、今晝喧嘩の相手差出し候樣にと呼ばゝりけれども答へもなし、時に近所に居り候福田傳左衛門參り、色々なだめ、其宅に引込み、酒など出し候處に、鍋島藏屋敷平石利兵衛、古賀左衛門呼び寄せ相賴み、傳左衛門に罷り出で候、同夜七つ半時頃、彥右衛門家來小島園藏・福田傳左衛門藏屋敷へ罷出で、聞番伊香賀利右衛門に面談、夜前の儀に付きては彥右衛門召仕共不屆に候、兼て御存じの彥右衛門に候へば、此節御宥免下され度候、仕置等の儀は何分にも仕るべく、御差し圖下され度候、惣しては彥右衛門罷り出で、御相談を得べく候ども、御用筋憚り入り候に付、略儀ながら兩人を以て相斷り候由申し候、利右衛門申し候は惣して召仕共、江戸表にて出入事

出来候節は、時々参り掛に依りて相應に申し付くる儀に候、此節も同然たるべしと存じ候、其許了簡次第に候と、念を入れ申し聞かされ候趣は、佐賀へ申し越し、取り合はすべく候と、三右衛門・武右衛門は同夜明に、傳左衛門宅より風と罷り立ち候を、利兵衛引き留め候へども、振り切り、馳せ出で、彦右衛門宅へ仕懸け候處に、先立ち十人の者參會候故、龍の水を得たるが如く、勇み進み馳せ入るべしと存じ候へども、猶々きびしく門を閉ぢて入れず案内を乞ひけれども答へず候故、喜多佐左衛門塀を乗り越へ、門を開かんと致し候へば、門番兩人高口を持ち出し候を、抜懸け候へば、迯し候を、跡より追打に肩先に切り付けたり、偖て門を開き皆々込入り、式臺に參り、案内を乞ひければ、四五人の火鉢に寄り居候者ども、はらはらと引き込み候と等しく、家内男女の聲騒がしく、僧床の上に鑓數十本・張弓等之れあり候を、鑓は束ね、弓は弦を切りて外へ投け出し、火鉢は白洲に伏せ置き、襖・戸・障子取り拂ひ一面になし、三右衛門・武右衛門並に一族など、縁に出で合ひ候へと呼ばはりけれども、一人も出で合はず候、さらば奥へ切り入る可し、立具の蔭に隠れて切り出づへければ、戸・障子皆々蹴倒し、内へ通るべしと下知をなし、二手に分けて切り入りたり、深堀三右衛門・同嘉右衛門・喜多佐左衛門・高濱嘉右衛門は式臺より、直に座の方へ向ひ、多比良與右衛門・深堀庄左衛門・宇都宮只之允は庭より奥座へと志したり、又柴原武右衛門・同清右衛門・宇都宮五右衛門・荒木權内・高濱助右衛門は勝手口に向ふ、雑人等には目を掛けず、内座へ切り入り候斯くて三右衛門・嘉右衛門・佐左衛門は、通り椽より、三人鑓を抜きつれ横合に突きかけたり、三人立ち向ひしか一人手負ひければ、三人共に迯げ去りたり、其の奥にひしと戸を閉ぢたる所あり、刀にてめつたに突き抜き候時、二三人後へ退き候足音しければ、刀のきつ先にて戸をあけ、佐左衛門それより入らんとせしを、内より切りかけた

れば、嘉右衛門力を合せて內に入る、時に庭より廻り候三人馳せつけ候、上間四間四面の座へ十人許立ち並び、彦右衛門は長刀を構へたり、兩脇に井上權之進・關彌兵衛は鑓を持ちたり、佐左衛門・嘉右衛門は雨戸際より切り入り候處に、戸の陰に隱れ居候者切り掛け候ゆゑ、數ケ所手を負ひたり、さて五人は中に切り入り、互に火花を散したり、三右衛門・嘉右衛門は最前より彦右衛門を目懸けけれども、長刀にて受け流しつゝさゝへ候時、三右衛門數ケ所手を負ひ候、權之進手利にて與左衛門と切り結び、彌兵衛は庄左衛門に渡り合ひ候所に、只之允踏み込み、彌兵衛の高股を切りたり、さて又嘉右衛門は戸際の敵を引き廻しさまに、彦右衛門の脇に立ちたる者を横に薙ぎければ、腕より横腹に切り付け候故、即ち倒れたり、是にて彦右衛門少し撓み候所を、嘉右衛門踏み込み左の小腕を半過ぎ切り付けたり、其の處にて彦右衛門薙刀しどろになりて外に出でんとしけるを、佐左衛門追つかけ、椽かはに大袈裟に切り伏せたり、時に彌兵衛手負ひ候へども、最早手詰の勝負なりとて、鑓投げ捨て、刀拔き持ち、權之進も數ケ所手負ひ候へども、彦右衛門切り伏せられたるを見て、流るゝ血を押し拭ひ、兩人一所になりて差しひかへたり、其の外も同前きりかけ候時、跡立ち候九人の內、城島治部右衛門・樋口市郎兵衛・田代次八・向井彌兵衛・志波原羽右衛門馳せ付け、大勢になり切り懸け候を見て、四五人は奥へ逃げ込み候、然れども權之進、彌兵衛は少しも退かず候を、前後より取り巻き、終に討ち伏せ候、彦右衛門一人は留を差すべしとて、三右衛門留を差したり、嘉右衛門は親の敵とて頭を切り割きたり、又勝手口より五人切り入り候處に、廣間に十人許立ち並び、西太兵衛は鑓、加藤半三郎は長刀にて、兩脇に立ちたり、半三郎へ木下與三兵衛掛け合ひ一刀に切り倒す、太兵衛には荒木權內渡り合ひ、其の外鳶口・刀持ちたる者共とたゝき合ふ內、一人共方は喧嘩の相手武右衛門ではなきかと進み出で、

我こそは惣内なりとて、武右衛門に向ひけるを、武右衛門より先に進み居ける左右衛門引き迦しに、惣内が足を薙ぎたり、則ち倒れたるを透かさず武右衛門切り伏せたり、其の時跡立ち九人の内三四人入り込みけるにより、はらはらと迯げ去る、太兵衛も取り卷き切り伏せたり、多々良久左衛門・同源太夫裏へ廻り候處、三人立ち並び、中一人は刀を構へ、脇二人は袖まくりを持ち候に、兩人立ち向ひ候へば、袖まくりにて久左衛門の袖を卷き、引き倒さんとするを、袖を切り、突き込み切り付けたれば、殘る二人も迯げ去る、さて家の上に十人餘登り、瓦石を雨の如く投げかけければ鑓を投げ突き致し候へば、一人腹を突かれて、轉び落ちんとするを引き上げ迯げ去る、夫より彦右衛門悴彦八探索に駈け廻り候處、女ども十餘人膳立て場に隱れ居たり、田代次八・同萬助刀を拔き持ち、彦八の居所を申し候へと責問すれば、何方へか存じ申さず、我々は助け候へと泣き叫ぶ、兩人申し候は、女には手はかけぬぞと二階に登り候へば、爰にも女數人集り居りて、泣き悲む、兩人は其方共には用なし、周章(アワテ)落ちてけがするなと言ひすて、奥座へと馳せ行く、田代喜左衛門は數十間の長屋を馳せ廻り「隱れ居り候者ども、今日御出なくば、後日男は立つまじきぞ」と呼び廻りけれども、潜まりて聲もなく、彦八は最前より迯げ隱れ、更に身を置く所なく大水桶に飛び入りて、命ばかりは助かりたり。十二人一所に打寄り、息を入れて味方を改むるに、一人も討死せず、喜多・高濱・深堀手負ひたる外には、うす手をも蒙らず、家内を見るに、火鉢を踏返し、釜の火焼き立て其の焔散亂したり、各此火を消すべし、火災に成らば、公領を恐れず、火掛けて出でたりと云はれん、又所の騒動なれはとて、手に手に下り立ち、火を鎮めて立ち出づる所に、城島治部右衛門・向井彌兵衛・樋口市郎兵衛・田代次八・同名件助・多々良久左衛門・志波原羽右衛門・木下與三兵衛・多々良源太夫等追々に馳せ來り手に合はざると存念

なりとて、四方へ別れ、小屋をさがし、床の下まで求むれども、一人もなければ、力なく、柴原武右衛門云ふやう、本望是までなり、此供本は二人なり、爰を去るは死を忘れたるに似るべし、いざさらば腹切るべし、三右衛門は深き手なれば爰にて死すべし、某は門外に出て、彦右衛門を討つて本意を遂げたりと、見物の諸人に名乘つて聞かせ、目ざましく腹切らんは如何といへば、尤もと同じ、三右衛門拭ひ板に居直り、一文字に腹切りたるを、多比良差し寄りて介錯し、首を取つてかい包みたり、何れも白砂に飛び下り、最前拔き捨てたる羽織を着し、一所に集り、彦八討ち洩したる事殘念なりといへば、喜左衛門申し候は、親の殺害に隱れたるスクタレ者、切りたらば刀けがれんとて、二十人を押し立て、門を開きて靜々と出でたれば、見物人夥し、武右衛門、究竟の死場所爰なりと、橋の眞中に立ち上り、是は柴原武右衛門と云ふ者なり、夜打に寄つて彦右衛門を打ち取り、家來どもを切り捨て、本望を遂げたれば、只今腹切つて諸人の見參に入れんと、押肌ぬき、左の脇腹に刀を立て、矢聲かけて引き廻すを是も介錯して頭を取り、持ちて五島町に引き取る。

（編者曰く古老傳へ云ふ、此の時武右衛門腹を切り、兩手を以て自ら腸を摑み出し、欄干の葱法師に卷きつけ、諸人を驚嘆せしめたりと、其の壯烈想ふべし。）

武士道用鑑抄

我國六道の中には人道を宗とし、四民の中には士を貴とす。我れ等愚蒙なりと雖も士の家に生れ、六根具足の身となれり。又、幸ならずや。殊更我が國は神國なり。天竺、震旦に勝れて神力靈々新なり。佛法流布し、儒道行はる。志を致さば、何事か成らざらん。即佛神の前に於て誓願を發し、士の本懐を達すべし。

天地の間を見るに、物各々職分あり。雞は時を告ぐる職あり。犬は盜人に吠ゆる職あり。一物として、職あらずと云ふことなし。百姓は田を耕し、細工人は種々の器を作り、商人は交易して用所を調ふ。士は何の職ありや。農、工、商の三民を安んじ、兼ねて萬物を化育する職分なり。若し其の職分を勤めざるときは、雞が時を告げず、犬が盜人に吠えざるに異らず。只その役に立たざるのみにあらず、天道の責を蒙り、佛神の御罰遁れがたきものなり。士に五法あり。五法成就せざれば、其の職分を勤むること能はず。例へば四方と中との如し。一つを缺いても、全きものにあらず。一つには主人。下知なくしての作業は皆私となる、故に主人を天道と心得て我が身を擲つべし。二つには父母。草木の根あるが如し、根を疎忽にすれば其の木榮ゆることなし、故に孝行を專一とす。三つには師友の道を知らずば人の皮を蒙りたる畜生なり、故に師を求めて是を學び、友を選びて吟味すべし。四には妻子、眷屬。家内不知なれば奉公の障りとなる、故に妻子をよく導き、眷屬を憐愍すべし。五には身を修む、行儀正しくして名利を思はざるときは四方よく和す、其の身正しからずば何事もなることなし、故に身を修むるを本とす。五の

五法成就してより、よく三民を安んずべし。熟々我が身の程を按ずるに、なまじひに奉公すれども當介を知らず、身の爲と思ふに似たれども抑つて禍となることを知らず。一日の自由を好みて永き害を設け、差し當りたる死を恐れて萬代の名を汚す。加之念々の思惟、日々の所作、恰も狐の化けたるが如く、又狂人に異らず。斯かる心身を以て知行切米を拜領す。是れ盗人にあらずや。此の心身を改めずんば、爭でか主君の恩を報ずるを得んや。今日より志を勵まして信心を致し、三寶神祇の加護を蒙り、忠孝の學を勤むべし。即守佛・氏神に向つて誓願を發す。願に曰く

一、武士道に於て未練を不レ可レ取

一、先祖の名字を斷絶すべからず(原)

一、畢竟主君の御用に可レ立

右三ケ條の所願を成就せんが爲に、毎朝法號を唱へ、禮拜等永く懈怠すべからず。誓つて此の事の爲めに身命を惜まじ、誓つて他事の爲に身命を捨てじ、南無三寶神祇哀憐み納受したまへ。敬白

武士道

道に二致なしといへども、守る所は眞俗、各々異るなり、武士道を論ずるに三段あり。一には士の意地、二には如睦、二には甲冑なり。まづこの士の意地と云ふは、本來生死にあつからざるを地盤とし、忠孝を以て意とす。此の意地なき者は、士の面目を失ふ事古來少からず。太田道灌の鎗下の歌に

かゝるとき、さこそ命の、惜しからめ、かねて無き身と、思ひ知らずば。

此の歌の心を、工夫して見よ。かねてなき身と詠したるは、なき身の詠せるか、ある身の詠せるか、ある身にあらず、なき身にあらず、工夫順熟して、はじめて生死にあつからざることを知るべし。唯忠孝を盡さんが爲ばかりに形を現はす。若し此の理を辨へずして、利用を心とするものは、商人にして士にあらず。何をか忠と云ふ、己をつくすなり。世間には、自然のとき御馬のうめ草になるべき、ときとりたるを忠と思へり、大なる誤りなり。たとへ扶持を受けざる男も、人が力を抜きたるとき、其の所を外づしたらば、男とは云ふべからず。況んや知行切米を拜領し妻子、眷屬を養ひ、かねて臂を張りたる者が、戰場に望んで命を惜まば、人と云ふべけんや。此の時に至つて命を惜まざるは男役なり、忠にはあらず。それ忠と云ふは己が私を盡くして、よく其の役を勤むる類なり。天子は一人の樂を忘れて、萬民の爲に行儀を正しくし、國主は天子の命を受けて、一國の民を安んじ、我が身の榮華を忘る。家老は君主の過を補し、國家長久の仕置を致し、一身の苦勞を省みず、士は我が身を捨て御用を辨ず。是を忠の用と云ふなり。忠の體と云ふは、天地萬物一體にして、更に生死なし、是を己を盡すとは云ふなり。何をか孝と云ふ曰く、本に報するなり、世間には親を養ふを孝と思へり、是れ惡逆の輩の親を凍餒せしむるに比せば、稍々よろしき様なれども、家内の犬猫にても養はでは叶はざる道なり、親を犬猫と同しくせば、孝とは云ふべからず、夫孝と云ふは本來生死なけれども、恩を報ぜんが爲に形を顯はす、行儀正しく才能ありて、國家の御用に立ち、先祖の名字を連續し、親の名を擧ぐるは孝の用なり。體を論ずるときは忠と一體なり、故に忠孝本は一つなり。此の理を忘れざるをば、忠孝を以て心とすと云ふ。次に如睦と云ふは、太平の御代に於て士の意地を現すなり。凡そ我を

して士の意地を失はしむるものは、皆敵なり。その敵に六種あり。一には睡眠、二には酒食、三には好色、四には利慾、五には高貴、六には功名なり。此の六種は外の敵なれば、防ぎ易し。內に一人あつて、よく外の敵を引入る故にまづ內の敵を亡ぼすを以て、武篇の始めとす、其の用意なくしては叶ふべからず。文武の學問、弓馬の稽古、乃至算用等までよく心得て、入用次第に取出すを用意と云ふなり。外の敵を見るとき內の敵おこり、內の敵おこるとき、誓願の劍を以て直下に是を截ち、每度かくのごとく截斷すれば、內の敵起ることなし。內の敵おこらざれば頓て外の敵をも退治す。內外敵なければ、よく主人の御用に立つなり、君臣和合し、父子親み、傍輩順熟し、妻子眷屬和順なるを如睦とは云ふなり。終りに甲冑と云ふは、亂世に於て士の意地を現すなり。軍法には城取を以て本とす、城取とは堀を掘り、櫓を構へたるばかりを云ふにあらず。天下は天下を城とし、一國は一國を城とす、一己の者は身を城とす。五體五臟あり、仁、義、禮、智、信の五常を以て是を行ふときは、一身の城治まる。此の理を以て一城を治むるときは、堀を掘り、築地を築き、本丸、二ノ丸、三ノ丸五體備はれり。五常を以て行ふ時は、諸人一體にして一城堅固なり。一國の險阻を用ゐ、天下の太平を用ゐるも、亦かく如し、五法相應せされば、天下國家も治ることとなし、道押し、陣取り備へ等に至るまで、五法成就せずと云ふことなし。其の中に於て陰陽五行の相生相尅あり、修學して詳に知るべし。五法成就すれば天道の冥加を蒙り、運命强くなつて內外の敵に破られず、堅固なること身に甲冑を帶するがごとし、是を甲冑と云ふなり。

先祖名字

先祖を論ずるに二重あり。一には一生の先祖、二には生々の先祖なり。先づ一生の祖と云ふは、親祖父より先、曾祖父、高祖父代々、此の名は何某より始りたると云ふ人を先祖とす、若し其の先を論ぜば天地を祖とすべし。次に生々の先祖を云ふは、一念迷ひし始めより、六道四生に輪廻して親となり子となる、是を以て是を見れば、一切衆生皆これ親なり、皆これ子なり。我より上たるを親として是を敬ひ、我より下たるを子としてこれを愛すべし。若し其の先を論ぜば、衆生の輪廻一念を初めとす、一念は心より起る、一心を萬化の本源とす、一心の中に三寶あり、神祇あり、天道あり、聖賢あり、本これ一體にして衆生の爲に神用を異にす、天地も是により開け、人物も是によりて生ず、實に天地萬物の始めなり、然れば則一生の先祖に、名字を始めたる人を先祖とすることも天道の冥加に叶ひ、よく一生の役を勤むるに依つて、或は其の在所の名、或は其の官の名、名乘等を以て名字と號し、子孫の首に預戴せしむ、則冥加のあるところなり。若し名字を疎にするものは、冥加なくして天罰を蒙るべし、但し主命ならば名字をかふるとも科なかるべきか、天罰を蒙るべきとて主命に背かば、忠とは云ひ難し。然らば主人とても疎忽に家中の者の名字を斷絶すべからざることなり。況んや一旦の利潤の爲に、名字を退轉せしめたらんには、其の罪遁るべからず、愼まさるべけんや。

畢竟御用

譜代の士は尋常の覺悟然るべからず。其の故は、代々、主君の御恩の内より生れて、父母妻子を育ひ、衣食家居に至るまで御蔭を以て自由を調ふれば、身體髮膚、皆これ主君の物にして己が有にあらず。然らば主君が人を扶持す

る事、何の用ぞや、そは家老、物頭、公儀、使者、雜務方其の外軍法、武藝等、其の器量に隨つて、其の用を達せんが爲なり。其の用に立たんと思ふ者は先づ自が心を明かにすべし、一心明かならざれば何事も無益なり、世話にも萬能一心と云へり。故に如睦、甲冑、畢竟の御用と云ふは、自が心を明かにするを始めとし、諸藝に達し、身を惜まざるを云ふなり。

或問

或人問ふて曰く、士は武勇を以て道とす、誓願を發すは弱きに似たりと。對へて曰く、それ武勇の士と云ふは一心の本源に達し、未練の事なきを第一とす。未練と云ふは臆病の義にあらず、理非の鍛錬なきを云ふなり。我意の堅固なるは剛に似て剛にあらず血氣の勇なり。我意の非なる事を知つて、佛神三寶に歸命誓願を以て、我意に奪はれざるを德義の勇と云ふ。德義の勇を以て佛神三寶の加護を蒙り、主君を堯舜たらしむ、是れ士の本懷なり。何ぞ弱きと云はんや。或は又問ふて曰はん、佛神の正體を知らざれば實に信じ難しと。對へて曰く、佛神の正體は不思議なり、見聞覺知の及ぶ所にあらず。若し正體を知つて後に是を信ぜんとならば終ひに之を信ずることを得べからず世話にも「かゝる方なくばはぬ木にかゝれ」と云へり、よく我が意の非なることを知つては、何ぞ佛神の正體を知るときをまたんや、早く信心を發して冥加を蒙るべし、信あるときは感あり、感あるときは信あり、信心の人にあらざれば佛神の正體を知ることとなしと。或は問て曰はん、我意の非を知ることはいかんと。對て曰く、是れ人に問ふべきことに非ず、自ら省みて是を知るべし、爲すまじきことを爲し、云ふまじきことを云ひ、思ふまじきことを思

ひ、善事は勤むれとも〳〵成りがたく、悪事は止むれとも〳〵起りやすし、かねて思ひつることと一つも調ふる事なし、其のほか心の内の黠さは言語同斷なり、是を省るもの誰か其の非を知らざらん。或は問ふて曰はん、何をか本心と云ふやと。對て曰く、言者は本心にあらず、聞者は本心にあらず。倶に是れ我意なり、我意全く非なる事を知つて、而して後に本心現前すべし、本心は火の如く我意は煙の如し、唯煙のみを知つて火を知らざるが故に、迷の根源となるなり。或は問ふて曰はん、我意の非なるを知ると云ふとも之を除くことを難かるべし、いかんと。對へて曰く、非を知れば則除く、其の故は我が心に實義なきを以て非と云ふ、實義なきは僞なり。僞と知らざる故に實義あるに似るといへども、僞と知るときは其の價なし、無き事を有る樣に云ふをば僞とす、我意は僞なり、故に我意を以て忠孝を勤むるときは忠孝も僞となる、是を以て忠孝の士は佛神三寶の誓願を信じ、少しなりとも誓願を起す時は、即佛神三寶の誓願海に入つて無量の功德を得、故に我意は自らなきなり。或は問ふて曰はん、誓願を發して破りたるものは、忽ち御罰を蒙るべし。發さざるに劣るに非ずや。對へて曰く、是れ世間の誤りなり、誓願を發して破りたる者は御罰を蒙ると云ふと雖も、猶神佛三寶の惠みを離れず、誓願を發せざる者は終に神佛三寶の惠みに預ることなし、たとへば奉公人が御法度を破つて、浪人仰せ付けられたるは（又御奉公に出づるの字を脫す）時節あり、奉公せざるものは終に士の數に入ることなし、かくのごとしと。或は問ふて曰はん、本來生死なきとは聞けども、命の惜しきは如何すべきやと。對へて曰く、命を惜む者は我意なり、我意を名けて臆病とす、臆病にして士の名を汚すものは諸士の立て置かざる罪（罪惡か）なり、天道の責を蒙つて天地の間に容れられず、然らば臆病を治するの法は誓願にしくはなし、誓願を發して冥慮に叶ひたらば、自ら本來生死なきことを知るべし何ぞ命を惜しと云

ふことあらんやと、或は問ふて曰はん、我意の分別なくしては奉公もなるべからずと。對て曰はく、是れ世間の病なり、たとへば鳥に何の分別かあるされどもみな能く空を翔り、魚に何の分別かあるされどもみな能く水を泳ぐ、若し本心現前せば分別なくして忠孝行はるべしと或は問ふて曰はん、日本にも本心現前したる人ありやと。對へて曰く、神代のことは測られず、人皇より以來明君良臣記錄に載する所、其の數少からず、然れども本心を明らめたる人にあらざれば其の人を知り難し、其の故は本心現前したる人、其の行跡一純ならず、時に隨つて異ることあり或は位に在て政を施し、或は世を遁れて道を樂しむ、其の外、士の品に依つて各々守る所あり、其の人にあらずんば知るべからずと。或は問ふて曰はん、出家と儒者と互に法理を諍ふ、其の義各々別なるに似たり、何れか士の道に相應するやと。對へて曰く、外には仁義を行ひ內には三寶に歸す、是れ神國の掟なり、神國に生れたる者何ぞ神の掟を背かんや、神道は不思議を以て宗とす、佛法の三界を出離するは不思議の體を示す、儒道の天下を平治するは不思議の要を顯はす、體用異りと雖も其の不思議一つなり、天竺震旦の人も更に二心なし、何ぞ二法あらん、皆是れ武士道の相應なり二法相諍ふ是を心病とすと、或は問ふて曰はん、神道は何を以てか修行とするやと、對へて曰く、前に言はずや、不思議を以て宗とす、故に冥加に叶へる者は修行せざれども道に達し、冥加に叶はざる者は修行すれども至りがたし、皆是れ不思議なり。然れども豐葦原の中津國は善惡の中間なれば三種の神器を以て是を治む、又是れ不思議なり。此の寶は唯王者のみこれあるにあらず、神國の民悉く是を賜はる、印判と鏡と兩腰の刀となり、此の三種の寶を疎略にするときは即神を疎にするなり、其の故は神に三德あり、慈悲を神璽とし、正直を神鏡とし、智慧を神劍とす、道器不二なるを以て天子の寶とす、神明の德に背くものは己が心なり、己が心を截斷す

るに誓願を以てし、本性を明むるに正直を以てし、萬民を養ふに慈悲を以てす、天子は是を以て天下を治め、大名は是を以て國家を治め、士は是を以て忠孝を盡くし農工商の三民を安んず、此の寶を疎略にするもの豈神罰を蒙らざらんや、己が心と云ふは我意なり、誓願すと云ふとも善根成就せざれば我意起る事あり、愈々信心するを神道の修行とはいふなりと、或は問ふて曰はん、人々三種の寶器を賜はる事を聞きて、誠に愚蒙の我等も神德の信ずべきを知る、願くば其の儀の詳なる事を聞いて彌々信心を發さんと對へて曰く、神道の奥儀其深きこと不思議なり、言語の及ぶ所にあらず、暫らく淺近に一義を語らん、世間に印判をつきたる證文をば實正とするが如く、人々の胸に神の印判あり、是れ神の慈悲を以つて生ぜしむる證文なり、然れば慈悲を以て體とすること疑ひなし、若し是を疑はば神罰遁るべからず、人間の印判をつきたる證文さへも實正とす、況んや神の印判を信ぜざらんや、人々の本心即神體なり、則慈悲なり、直に本心を見んとすれば、眼は眼を見ること能はざるが如く、更に見ゆることなし、若し見ゆるものあらば眼にあらず、眼を見んと欲するものは鏡を用ゐるが如く、神明を鏡として本心を見るなり、神明の正體は高天原にありと雖も、衆生の爲に跡を垂れ給ふ、社壇とそ一切衆生の神鏡なれ、神前に向ふ時己が心の穢きこと現はるゝなり、黒き(キタナ)心を以て清めんとするは泥を以て泥を洗ふが如く、更に清きことなし、誓願を發す時劍の兩斷するが如く、發す心も發さるゝ心も共になくなりて、もとより神德現はるゝなり、是を本心現前と云ふ。

士藝

本心現前するときは天地萬物皆是れ心の所現なり。況んや一身の藝能、心の所現にあらずといふことなし、一々藝

能の其の理を窮むるに皆一致なり、更に捨つべき藝能なし。然れども一藝に滯るものは藝者に成つて士にあらず。其の道を達して是を心に納め、用に隨つて出すべし。第一には物書くこと、第二には口上、第三には仕付方、第四には文字、第五には武藝、第六には算用、第七には亂舞方、第八には狩漁、第九には雜藝、第十には普請、第十一には能容なり、故に士といふ字は十の下に一を加へたるは即此の心なり、能容とは我に諸藝なくして一藝ある人をも用ゐ、一々の藝者をそろへて、主人の用に達せしむるを最上の士藝と云ふなり。古の學問と云ふに詩を作り文を書くを云ふにはあらず、心を治めて仕置の仕樣を習ふなり。今時も軍法を習ふ人はあれども、仕置を習ふ人を聞くこと稀なり。如睦の仕置惡しくして必勝の軍法ありと云はんも、かゝる道理あることなし。是を以て文武趣異りといへども、其の理一なり、上としては其の身に藝あらんよりは、よく人の藝を用ゐるべし、下としては諸藝を習ひ得ることとなるべからず、其の身の器量を考へて一藝を成就すべし。

奉公之故實

一、主人は無理なもの、下人は無理なもの。

眞實の志には理はなきものなり、主人は無理に人を可愛（かあい）がり、下人は無理に主人の用に立つべし。理非を分別するときは必す上下不和なるものなり。

一、朋輩は主君の用人、我れは其の手傳ひ。

一人粉骨の奉公するを當介（あてがい）と思ふは、誠の當介にあらず。諸人一味して御用に立つを當介と云ふなり。然れば

少のことにても、相役の仲悪しきこと不當介の始まりなり、諸傍輩に使はるゝと思はゞ、仲あしきことあるべからず。

一、苦勞は身の藥、自由は心の虫。

樂を好む故に苦は重り、却つて身の毒となる。身の爲を思はゞ十分苦勞すべし。若し自由を好む心出來なば、虫の起りたると心得て彌々苦勞すべし。苦勞したることならでは後の藥となることなし。

一、人間は堪忍堪忍は願力。

堪忍の情なき者は人にあらず。我が力にては堪忍なり難し。佛神に誓願して堪忍をなすべし。

一、成らぬ事こて打措くな、成る事こて油斷するな。

雨雫が石を穿ち、木が石となる。何事も功を積まばならずと云ふことなし。唯易々と思ふことに油斷すれば仕合になすこと多し。

一、心は身持から直る、身は心持から直る。

身と心とはもとより二つに非らず。身持が直しにくきときは、心持を直せ。心持が直しにくきときは、身持を直せ。何れにしても只今の身持心持にては然るべからずと、思ひ定めて直すべきと心さすがめでたきことなり。

一、馴るればくせ（習慣の意）になる、曲は馴るれば直る。

直しにくき物は曲なり。然れども曲は自性にあらず、よそよりのつき物なり、漸々と直らずと云ふことなし。

一、善き眞似は眞似ぬが耻、悪しき眞似は眞似るが耻。

人のまねはせられぬとおもふは、世間のならひなれども、取違へあるべし。物狂ひのまねとて篠を肩にして走らば、則物狂ひなり。盗人のまねとて物を盗まば何とか云はんや、士は士のまねを致すべし。

一、利を好むは商人、義を好むは士。

今時の士は皆商人なり、利徳のことばかりかしこくして、義と云ふことを知らず。其の本を尋ぬれば物の費を知らず、自由の爲に金銀を遣ふて、奉公の續かぬ士多き故に、利徳をせねばならぬと思へるなり。若し義を知つては、何ぞ徒に知行切米を遣ひ捨てんや。

一、すかぬことに理をつけよ、すきの道に用心せよ。

我がすいたる事は多分悪事なり。すかぬ事は必吉事なるべしと思ひて、其の理を求めよ。すかぬ事の内に面白き道理はあるものなり。人々身を崩すことはすきの道より起る、眼前のことなり。

一、辛苦しても氣はへらぬ、心から氣はへる。

あまり氣をつめて辛苦したらば、病者になるべしと思ふは、不用の心より出づるなり。人の氣は天地の氣と通用する故に、減ると云ふことなし。苦痛のために溜息（タメイキ）をつくとき氣の道ふさがる、苦しみに逢つてまけぬ心になれば、氣力強るものなり。

一、當介は分別のかね、同しここに分別は入る。

諸人、分別は持ちたき物なれども、生れ付かねばならぬことと思へり。分別とて別にあるものにあらず、當介さへつよければ物ごとに當介を推し當てみるとき、す可きこととすまじきことと其の當介るなり。さし立たたることは其の紛（註）れなし、爲てもせでも同じ事と思ふとき、よく〳〵吟味して、爲べきか爲まじきかを分別すべきなり。輕きことより大事は起るべし。

一、志に時宜（遠慮容赦又は辭退）はなし、所作は人に讓れ。

我れ我れ式（我れ我れ位なと謙遜せし意）とても志は人に劣るべからず、隨分人に勝れて當介を強くすべし、當介の強きとて鼻のさきに見たるは惡し、何事も小輩人を先にしたるがよきなり。

一、躾知らで物するな、機嫌はからで物云ふな。

躾方を知らねば、行き當つて耻をかく。人にものを云ふ時、顏つきを見ず我が用ばかりを云ひ出すゆゑに、調ふべきことも儘ならざるなり。

一、稽古の寄合は亭主になれ、雜談の寄合は客になれ。

夜咄などを爲ること、世間にある習ひなれども好ましからぬ事なり。何事にても稽古事を企て、人と寄り合ふべきなり。客になり亭主になる心得口傳あり。

一、人を欺くは身を欺く、ざれ事に志は見ゆ。

かりそめにも人をだます事然るべからず。士の武略と云ふは、人をだますことにはあらず。當假の案外に出つ

ゐを武略とす。され事に好きたる人は、其の心定まらぬ人と見ゆ。

一、口柄は云はぬが口柄、手柄は誇らぬが手柄。

口柄を云ひたかる人は、實儀が薄くなる。手柄をしても威驗（誇り威張る意乎）すればせぬに劣るべし。

一、推量は推して捨てよ、云ふ所は云ふて捨てよ。

推量はあはぬもの（事實にあはぬもの丶意）無益のことなれども又うか〳〵として居ても惡し。只推量して捨てたるがよきなり、是れは云ふ所ぞと思へども、斯程の事は云ばずとも、合點あるべきこと丶思ふは惡し。何時も云ふて捨てたるがよきなり。

一、欺されては欺れ、うかされてはうくな。

欺さるまじとすればするほど、人はいよ〳〵欺すものなり。欺り易き人をばだますことなし。只何事もうくまじと覺悟すべき事なり。

一、遊山は人にすゝめられ、役儀は人を進めよ。

慰をふつつりとすまじと思へば其の内に慰あるなり。引立つてすること惡し、奉公方のことは、進みて人を引き立つるがよきなり。

一、酒に醉ひては早く臥せよ、腹の立ては延引せよ。

酒を飲みたるとき、未だ醉はざると思へども、必醉ひて居るものなり、用所をば後日に濟ますべし。腹の立つ

ときは、云ふこともすることも皆すぐるものなり。腹立ちやみてより分別すべし。

一、追從嫌へば無禮になる、埒明けたがれば迦がある。

人が追從するのが見苦しとて、無沙汰する人多し。家老・頭人を敬ふは禮なり。人の埒を明けぬが腹の立つとて、さばき立てするは必はづれ有るものなり。よく〳〵心得べし

一、聞いたことは違ふもの、見た事も時による。

人の云ふた事とて、うか〳〵といへば空言になる。ちよつと見たことは違ふ事多し。兎角聞いた事、見た事はうつかりとは云はぬものと心得べきなり。

一、こちが肝煎れば、人も肝煎る。

我が勝手のよき様にはからへば、人も亦自分の勝手のよき様にする。是によつて萬事支(つか)へ所多し、何事も人の仕よき様に、はからふが士の道なり。

一、異見は云ひ手、内證は聞き手。

人に異見(忠告)すれば、必腹を立つるものなり。さればたとひ不合點のことを云はるゝとも、深く忝ながり。人が己に云ひよき様にすべきなり。人に内證事を聞かすれば、夫は誰が申したるかを穿鑿されて、詮議するものなり、然様の人には聞かせぬがよきなり。

一、誹(そし)らるゝは譽められ、譽(ほ)めらるゝは誹らる。

世間の譽めそしりは、人々が口にまかせて云ふものなれば定め難し。そしられて其の人の覺悟が知るゝこともあり、譽められて惡しき事もあり。兎角當介を強くして、譽めらるゝにも譏らるゝにもかまふべからず。

一、述懐は身頼み、遺恨は人頼み。

仕合せのよきとき誇るものが、仕合せのあしき時述懐するものなり。當介を本とする人に述懐あるべからず。深く物を頼む故に遺恨は出來るなり。世間には一つも頼むべきことなし、人を頼まぬは當介の本なり。

一、人を使ふものは人に使はる、人に使はるゝものは人を使ふ。

一人使ふものにも、使はるゝと思はねば使はれぬ者なり。國主は一國のものに使はれ、家持は一家のものに使はるゝ役なり。

一、物覺えは物忘れ、物忘れは物覺え。

是ほどのことは覺ゆべきと思ひて居れば、頓がて忘るゝなり。却つて少しの事が覺えてゐるは不思議の事なり忘れてならぬことは書付け置き、人にも聞せて置くべし。

一、智慧を捨てぬを愚痴と云ひ、愚痴を捨てぬを智慧と云ふ。

いろ〳〵の事を知るは、世智とて誠の智に非らず。我が身は愚痴の打ちまろめぞと、慥に知つて相應に勤むるが智慧なり。此の上に深き心得もあるべし。善智識に是を問へ。

一、知らぬ事に大事はある、知つたことにけがはある。

心に知るほどのことは少のことなり、知らぬことこそ廣大なれ。知つたることも、時により所により其の作法かはるべし、功者に尋ねて萬事を調ふべし。

一、士の意地は士が知る、信心の德は信心の者が知る。

其の人にあらずして、脇よりの推量は當るべからず、士の意地に心掛け、信心して初めて知るべし。

一、世間はよき方に付き、修行は惡しき方に付く。

誰も人の上を分別するときは、惡しき事が見え、我が身の上を分別するときは、よきことが覺はるゝものなり然れども修行と云ふは別の事にあらず、我が身の惡しきことを知り習ふたり、惡しき方に落着して分別する時は、必はづれなし。人の上ならば何時もよき方に分別すべし。

一、詮もなきことに詮があり、用もなきものが用に立つ。

我が當介弱きときは、隨分詮なきことをせず、用に立つものばかり求むべし。當介堅固ならば詮なき事とて打置くべからず。用なきものとて捨つべからず。

一、迷ひは悟りに迷ひ、悟りは迷ひに悟る。

人ごとに悟りたく思へども、悟りを求むるが迷ひなることを知らず、迷ひをばいやと思へども、迷ひを知るより外に悟りなき事を知らず。

一、偏氣は天罰、情識は人罰。

何事にても偏氣をすることは、天の道に背けり。天地の間を見るに、一偏に片落ちたるもの生達（シャウタツ）ことなし。利と云ふ物は、人々の見解によつて變るものなり、鏡を座中に置いて十人して是を見れば、鏡の面の影十様にかはるなり。道理と思ひて情識をたたば、必人罸を受けて世間の交り叶ふべからず。何時も君父の指圖に從ふべし、これ分別なくして冥加に叶ふ道理なり。

右三十六ケ條は見聞親證のことなり。覺えやすき樣に平話（平易か）を以て是を記す。久しく之を玩はば、言外の味ひあるべきものなり。

寛文十二壬子歳中秋於下田草堂書也

忠敬目録

一、好善者可達上之本懷事
一、知乎非者可蒙神佛之罸事
一、才覺者失實義事
一、利口者非正直事
一、好利德者不可爲士事
一、不知費者可失本意事
一、專酒婬者可斷奉公之源事

一、慾多者災難多事

一、嗜深者頼母敷事

一、禮義正敷者心正敷事

一、一門不和成者大分之働可難成事

一、眷屬不親者過多事

一、不憐百姓冥加有間敷事

一、不顧傍輩者不可立御用事

一、進過者早草臥之事

一、家內之仕切難成者大事不可成事

一、理に重々有一偏不可存事

一、覺悟に有天地之義事

一、自利之心有者可爲不忠事

君子之道　譬如上京　晨昏匪懈　所至維精

君子之道　譬如操船　捍頭一定　所向無礙

君子修身　譬如御馬　不揮厭鞭　所進皆合

君子先人　時々克己　意如白雪　無此無彼

君子應物　念々知非　義之所在　無所不歸

武士道用鑑抄（終）

山本秘書

奉公根本

忠　孝

奉公人は忠孝を盡すためばかりに生れ出でたると云ふことを、眞實に知るべし。忠孝と云へば二ツの樣なれども主に忠節を盡すが則親にも孝行なり。然らば忠一ツに極りたり。御譜代・御影（御恩の意）の下より生れ、御知行を拜領したる者が忠節を盡さずんば、何としてか御恩を報じ奉らんや、此の段は珍らしきことにあらず。諸人皆知れることなれども、眞實に知れる人は稀なるべし。其の子細は人來りて「如何是れ奉公人の大意」と問ひ、又「如何是れ武士の大意」と問ひたるとき、分別無しに端的返答を拔合する人は、多くはあるまじく、是れ平素胸の明かぬ證據なり。さりとては苦々しく、油斷千萬なる事なり。人生僅かに五十年六十年の間なり。況んや老少不定なれば延々にしては、間にあはず、今日より奉公を可抽と、思ひつむるが忠臣の地盤なり。さて如何樣奉公するが忠節かと云ふに、奉公の二字にて埒のあくことなり。奉公とは公に奉ると書きたり。則、今身命を殿樣に奉りて見よ、早私と云ふものが一物もなくなるなり。身命主君の物なれば、主人を心の王と崇め奉りて、御下知を受けて萬事をなせ、十二時中行住・座臥・飲食・談笑・擧手・動足忠節ならずと云ふことなし。御城に出で、御前に出で、役義を勤むるばかりを奉公と云ふにはあらず、則事大切の御被官一人出來せるたり。是を名付て忠臣

と云ふ。則奉公の根本なり。

忠の肝要は諫に極る。治國平天下の根本なれば、最他事なき事なり。然れども節に臨みて、一命を捨つる者は多けれども。主人に御異見（諫言）を申す者は昔より稀なり。畢竟罪を恐れ、身を思ふ故なり。前に言へるごとく身命を主君に捧げ置きたるもの、何ぞ諫むるに難からん。最御異見を申し上ぐるは種々あるべし。朋輩に異見（忠告）を云ふさへ、言ひ樣あしければ却て腹を立つるぞかし。よくよく了簡あるべきことなり。又其の位にあらずして諫むるときは害となるべし、其の役にあたらぬものは遠慮すべきことなり。

我れ等若年の砌常治居士の物語に、名利を思ふ奉公人は奉公人にあらず、又名利を思はぬ奉公人は奉公人にあらずと、昔より申しならはし候、おもしろきことの由申され候。若輩心に菻と疑ひ起り、不打置（さしおかずの意）工夫申し候て存じ當り候は、名利を思ふ奉公人は奉公人にあらずと申すは、もとより知れたることに候。名の爲、利の爲、かへ物に奉公するはそは私慾の商奉公（アキナヒホウコウ）なればなり。又名利を思はぬ奉公人は奉公人にあらずと申すは、抑ゝ忠節の肝要は君に諫を申すことに候。奉公を仕るからは肝要の忠節を盡さでは甲斐もなし、然れど諫を可申と思ひても、其の位にいたらねば諫めごとならず、然らば家老の座に直りて諫るより外なし。小身より家老職になること、よくよく諸人に譽められ、地行を大分（多くの意）申し請ねばならず、然る時は名利を思ふに似たれども、全く私慾にあらず、君の爲に名を取り、君の爲に利を取るべしと、思ひ定むべきことなり。此の意地なくしては、大分（多くの意）の御用に立つことはなるまじきことなり。是を以て名利を思はぬ奉公人は奉公人にあらずと云ふなるべしと、篤と胸に落ちたり。此の儀なるまじきことにてはこれなく、小身より家老の座

席になりたる衆、目前にあることにて、此方とても劣るべきにあらず。但し年若にしてはたらず、六十有餘歳まで存命候て、奉公するならば、聢と一度成就すべくと、二十歳の内無定の時分より、慥に存じきめて候。扨て立身の仕様年若き内に、俄かに出頭など致し候ては、落度これある物なれば、四十歳までの内はなるべく引取り居り候て、四十歳以後段々立身をして本意を遂ぐべくと存じ候ひぬ。されども四十二歳にて乘輪院様御逝去あそばされ候に付、一途に御供と觀念いたし、出家遁世いたし候、誠に益なき囈語ながら、或は心持にも成るべきかと申にまかせ候、いづれ奉公人は五十歳過ぎ候はでは、分別も落ちつき申すまじく候。

石田一鼎の申されしには、奉公人の立身の仕様は、半桟敷で芝居見物するがごとし。其の謂はれは我れよりさきに、大勢見物人入り込み居る故、狂言さだかに見へず、立ちて見むとすれば、他の見物人に障はる故氣の毒なり無理に押し分けて前へ行かんとすれば、つふりに刀のさやのあたりたるの、草履が障りたるのなどゝとがめられ後に口論になり、つまりは無作法ものとて引出され、終には見物もならず。是は無功なる見物人（巧みならざる見物人の意）なり。又功者の見物と云ふは、まへかたより湯水も多く飲まず、小用などにも立たぬ樣に、なる可く身をたしなみ、狂言は得て見えぬとも、いかさま後には時節あるべしと、心ながく、氣力强く堪忍して居ればさきのもの小用に立ち、又は歸りなどして色々變りあるに付け、少しづゝさきへにじり寄り／＼する内に、〆り（終にの意）正面ににじりつき、切狂言の面白きところを、思ふまゝ見てしまふたりなり。奉公人もまたかくのごとし無功者（巧みならざるもの）は急にさきを望む故、此處彼處につかへ、仕損ずるなり。又功者は其の身をたゞしくして物を急がず、心ながく氣力つよく、我が役を尖（乎）に勤めて居れば（我が役を專心一意に勤むるの意）我が

上日の出頭人或は役替、又は死ぬるとか、病氣するとか、牢人するとかなどと、色々變轉する内に、少しづゝ上へにじり上り、終に時節到來して思ふ圖にいたりて、奉公の本意を遂ぐる物なりと申され候、もつともなることに候。

奉公人の次第を見るに、主人の御爲ばかりを思ひ、我が身を忘れ果てたる人は上々の奉公人なり。又主人の御爲を第一に、次には我が身の爲もよき樣にと思ふ人あり。又主人の御爲も、我が身の爲も、同前によき樣にと思ふ人あり。又我が身の爲を第一に、次に主人の御爲もよき樣にと思ふ人あり。又我が身の爲ばかりを思ひ、主人の御爲を思はざる人もあり。まづおよそ此の次第かと思はるゝなり。是を曲尺にして見れば、人々のたけぶん（人の眞價値）、まぎれなく見ゆるなり。尤も人の上ばかりを量りては益なし、我が身に當てて見るべし。

主人の非を云ひたがる者多し。以の外のひが事なり。其の人の口くせに、御爲を思ふ故、餘り迷惑さに佗言すると云ふ。さて／＼取り違ひなり。眞實笑止に思ふならば、密に諫言申すべきなり。夫がならぬ位ならば神佛にも祈り、主君の惡事は何卒して人の知らぬやうにと、隱密する筈なり。たとへ公儀に召し出され、主人の惡事を申し述ぶべしと、拷問にあふとても、命にかへて云ふまじき事ぞかし。然るに人も問はぬに、ひたすら主人の非を云ふこと勿體なきことなり。總べて内證の事は、外よりは知れぬものなり。惡事は皆内より云ひあらはすなり。一人が口走れば二人三人知り、五人十人知れば、終に日本國中にも知るゝなり。然れば一人の口より。〆り（終に）國家を云ひ崩す道理なり。是に過ぎたる不忠なし。たしなむべきことなり。畢竟主君に惡數ことあるは、家老年寄など、其の役の者諫めざる故なれば、人のなきことを歎くはさも有るべし。

今時奉公人を見るに、仕合せのよきときは進み、仕合のあしき時は草臥て述懐する人多し、是非に及ばざることと
なり。最初より主君に奉り置きたる此の身なれば、全く我がものにあらず。進み退きあるは将私なり。たとへ御
無理に、浪人・切腹仰せ付けられ候とも、毛頭上を恨み奉るべからず。淨通居士の御遺言にも、御主人様より御
懇に召しつかはるゝとき爲る奉公は、奉公にあらず。御情もなく、御無理千萬なるとき爲る奉公が、眞の奉公に
て候由、尤の儀に候。すべて理非を分別する故、上下不和になるなり。眞實の道に理はなき物なり。主人は無理
に下人を可愛がり、下人は無理に主人に用立つべしと一點の金言なり。

或人、子供への意見、構へて利發にあるべからず、たはけたるがよし、利發なれば必身上を崩すなり、と申され
き。そは金言なりとて面白がる人多し。小慾にして望なき人は、大形（十中八九の意）右の合點にて引込すきにな
り、そろ／＼病氣を作り、大役などあたらぬ様にして、次第に子供にゆづり、其の身は北山（佐賀市より北の方
山内を云ふ）に屋敷を求め、引き取りたる衆多し。大慾人の物のほしさに、精を出し、勤め過ぐるに較ぶれば、
よろしき様なれども、畢竟身上崩すことの恐ろしさに、引取りたるが所存なれば、是は身を思ふにげ尻なり。す
べて人に勝れてよき者は、時にはあはずして、浪人すると覺えたる人多し。是を案ずるに、さて／＼取り違ひたる
合點なり。善きものが浪人する道理はあらず。おほかた天罰を蒙りたるものが、浪人すると思ふなり。其の譯は
れは、人間に生れ、天道の憐を蒙る第一よきことは、何事ぞと云ふに、我が非を知ることなり。又天道より憎ま
るゝ第一のあしきことは、何事ぞと云ふに、我れはよきものぞと自慢することとなり。是を以て見るに、浪人など
する衆は、十人に勝れ、目心きき、世智かしこく、小理屈せず、又ひ取廻しよく奉公する故、重役も當たるなり

夫に乗り（氣乗りの意）我がする事、我が云ふことは、皆よきことゝ覺え、はや慢心出來、人の事は、蟲・螻蛄の樣に見こなし奢つて一ぱいに帆をもたする故、〆り（終に）天道より蹴たほされて、浪人するなり。是は是れ我が科なり。然るを浪人しても我が非を思ひ知らず、上を恨み、人を恨み、今時の世上には、我等はあはぬなりと、賢人かの樣に覺りて居る人多し。苦々しき事なり。然ればよき人の浪人するにあらず、惡しき人が浪人する道理なり。或人曰くこの段一理聞えたり。されどたゞ不審なることあり。右の者どもは非を知らぬ故、御罰を蒙りたれども、身上相應よりも骨を折り、日夜奉公を勤めたる者どもなり。又たはけたる者共、大分（多くの意）の知行を代々拜領し、何の奉公もせず、徒に祿を費し、然も身上恙なく暮す人多し。是も天道より、ちと御咎めありたきものなり。此の儀いかにと云ふ、これに答へて曰く、まへに云はずや、非を知るものは天道の憐を蒙ると、たはけたる者は大概我が身の非を知り、大分の御知行を費し、相應の御奉公も勤め得ず、御罰もおそろしと、かねて思ふ故、少分の役（大役の反對）をも大事に思ひ、適々公界などに出づることある時は、御主人の外聞失はざる樣にと、神佛に願をかけ、内などの者（家内などの者）どもまでも、氣遣ひ（心配）のあまり、思ひ〳〵の立願をかけ、首尾よく勤められ候樣にと、念ずるなり。是を利發者の目よりはかばかりの事に大たはけと、端々笑ひの種とすれども、天道よりは少しも憎くし思しめされず、一入不便に思し召す故、家連續するなり。偏に非を知る故なり。まして器量の人（技倆ある人）非を知つて勤むるならば、少も誤りあるべからず、然るときは子供にたはけよと云ひ、引取りたがる道理なき筈なり。利發自慢の人々、我が心に心を付けて御覽ぜよ、朝より暮に至るまで、名利の妄念ばかりにて、取りどころあるべからず。此れ非を知らずして自慢するは、大罪人にて天罰を蒙らねばなら

ぬ筈、謹て念々非を知るべし。

奉公人の打留めメり（終結）は、浪人・切腹此の二ヶ條に極りたり。其の身一代は恙なく勤めたりとも、子孫の代
に何れのがれざることゝ覺悟すべし。其の謂は主人の御恩は日に増し重く、これを報じ奉ることは不足なれば、
何としても荷負ひきらず（荷負ひ盡くさずの意）、御罰を蒙るより外なし。此の儀を得心してよく／＼當介を思
べきことなり。崩す期に到つて、少しも驚くべからず。元來奉り置きたる此の身なれば、これ奉公人のならひた
りと觀念すべし。有爲轉變の世の中、天下も、國家も、一度は亡ぶる時節あるものなり。崩して御知行を取上申
すも、亦御奉公なり。但し崩し樣には品（種々）あるべし。卑怯なることにて崩すは無念なり。後來名も耻かしく
先祖にも面目なきことなれば、きれいなることにて崩し度きものなり。日峯樣御咄に、人は上下にかゝはらず、
國を崩し、家を崩すこと出來たるとき、多分（多くは）崩すまじとする故、しかもきたなき崩をするものなり。崩
すべき時期に到つては、潔く崩すべし。然らば結局崩さぬこともあるものなりと、仰せられ候由。さて／＼丸な
る金言なり。

日峯樣常々御意なされ候は、我れ等死後にあることにてはなけれども、若萬一國替・所替などあるときは、鍋島
にて渡すべく、其の節同じ枕に腹切る事、家中の面々、皆以てなじみの衆たれば、一人も無心に思ふ人あるまじ
けれども、彌々心願なりと折々仰せられ候由。是れ家中の侍への御遺言を申すものなりと、直茂居士御物語り
にて候。此の儀大形（疎略）に思ふべきことにあらず、御家の士は、此の仰せ置きを、毎朝一度づゝなりとも唱
度きことなり。是に付愚存一分の決定これあり候（口傳）

高傳寺（鍋島家の歸依寺）へ御無沙汰すべからず。御先祖様（鍋島家の先祖）御存生にて御座なさるゝと同前に存じ奉るべし。

先祖祭をよくすべし。木の根に土かうが如し。根を疎にすれば、其の木榮ゆることなし。子供の上の祈禱、これにましたることあるべからず。立願・祈禱は第二のことなり。

武勇

武士は天下の守護人、非道を禁じ、非義を討ち、忠を盡す役人なり。武勇を天下に顯はし、先祖の名を擧げ、名を後代に殘す可しと、眞實に決定すれば、則今日より究竟（屈竟）の武士一人出來るなり。かりそめの參會にも、牛口一言微塵毛頭も後れを取つては、先祖の名をくだし、一類の面をよごし、武士道の瑕瑾なれば、片時も油斷（油斷）すべからざるなり。

善忠居士曰く、武士は曲者（クセモノ）にてさへあれば、夫一つにてすむなり。別に何事も入らぬなり。藝能も、智慧も、分別も揃つてこそよけれ。されども何もかもよくせんとすれば、肝要のところ脇（疎略の意）になるなりと、常々の咄にて候。いかにも是にて埒明くことなり。又くせものの見樣のこと、賴母しき者は曲者なり、曲者は賴母しきものなりと、物語にて候。さりとては金言にて候。

大變に動轉せざる樣に、常々覺悟すべし。かねて大變の箇條を擧げ、只今事に遭ひたるときの工夫肝要なり。畢竟一命を捨つるより外に、大なることはなし。これ太儀（至難）なることにてはなし。人間、老少不定なり。明日

の事も知られず、然れば今日〳〵と覺悟して、毎朝死を習ふべし。數萬の敵陣に一人駈け入り、弓・鐵砲・鑓・刀にて射られ、突かれ、切られても少も屈せず、大將の頸（首）を取つて出づる氣を用ゐるべし。縦令首を討ち落されても働くべし。死後は怨靈ともなるべし。又大火中に飛び込み、大海を駈廻り、數千丈の谷底に飛んで下り大地震・大神鳴り（大雷鳴）のときの工夫をなし、大勇の氣象を探し出すべし。毎朝かくのごとく觀念し、軍神に運を祈るべし。摩利支天は必ず守らんとのたまふ由、ありがたしとも頼もし。武士は素より修羅道なれば、修羅道を樂しみ、獄にも落ちよ、奈落にも沈め、鬼神を數多相手にしても、片はしより礑で切りにする氣象肝要なり。眼をすゑ、牙をかみ拳を握り、脊骨を押し立て、躍つて出づる氣を斷えず用ゐ習ふべし。眼の立つ時の氣は、恐るゝ事もなく、命のすたる事も思はず、此の時の氣が即ち勇氣なり是を常に用ゐるべし。

人の咄を聞くに、剛臆は事に遭はねば知れず。御靜謐の時分なれば、知るべき樣なし。知れぬも仕合せなり、など云ふ人多し。さて〳〵不せんさくなる云ひ分、其の人の心底、見すかさるゝことたり、戰場とて、只今の座敷の上とて、異るべきことなし。目のあきたるものゝ見れば、明白に見ゆるなり。覺悟と云ふは、如睹と、甲冑と二つにならぬ樣に、しなすことなり。「武勇」と天下に顯はれ、日本一と云はるゝ事も、なるまじきことにてはなし、と思ひしなり。その子細は一國一人と云ふもの、藝にても、何にてもあれ、天下に押し出したるとき、五番とは下らぬ國なり（肥前國を日本全國に押し出したるとき全國に於て五番とは下らぬ國との意）。大方多分一二を爭ふ筈なり。然れば一國にて一人と云はるゝ者は、日本一と云ふに近し。一國一人の曲者と云はるゝことは易きことなれば、日本一のくせ者と云はるゝことと、難きことにあらず。目近き道理なり。鍋島の御家より士一人

公儀に罷出で、是々の儀を申上げ、即座に腹を切らねばならぬ事出來たり、御家に掛りたる大事の場なれば、分別もせず、畏りもせず、深く進み出づるものを仰せ付けらるべく、誰にてあるべきかと、只今惣著到を披見候て御詮議なされ候へば、知るゝことなり。恐らくは我等より外に有るまじくと、眞實に決定いたし居ることかくのごとし。即ち我れ等に御繰當なさるゝ證據なり。日本の神祇、縱令無之も、かねて諸人の目當にのり選び出さるるが、定の箭を射ると申すものにて、如睦にても、武勇を顯はすと云ふはこれなり。この段は、數年骨を折りたること候。乘輪院様御逝去の時、御傍に侍ひ、追腹は御法度(國禁)故、即出家を爲たるものこれあるよし、未だ誰とは知れずと、御領中ぱつと申しこしらへ候とき、此處にても、彼處にても、一人は山本神右衛門にてあるべくと、諸人申し候由、其の節沙汰これありたることに候。誠に我れ等、數にも足らぬ不肖の身ながら、主君の爲に身命を抛ち、武勇を天下に顯はすべしと、佛神に祈りし御加護により、冥加に叶ひたると存じ奉るなり。日本一の剛の者、熊谷次郎直實と毎度我を名乘り候、是れよき手本と存じ入り候より、力を得たることにて、小笠原作雲の武士道功者書に「功者の武士」と云はせたる武篇に名をとる道ありと書かれしものあり。これまた若年の時より、氣付け申したることに候。さて又日峯様御咄に、横座の鑓はつくるものなりと、仰せられ候儀、肝に銘じ候てより、はげみと成り候。又武道に師匠なしと御意なされ候よし。この段もつともなりと申したることに候兎角名人の御詞などは、はからず徹底申すものに候。ありがたきことに候。何とやらん自讃がましきことの様にて、如何とも存じ候へども、又此の段感通の因緣ともなるべくやと、憚らず筆にまかせ候。

往昔飛鳥川と云ふ草紙と見候、武士の嗜むべきことあり、熊谷平山が一二のかけ、佐々木梶原が宇治川の先陣な

ど、武勇の勝れたる咄の時、誰も然様にありたし羨ましなどと云ふはよけれども、さてもなるまじき事かと云ふ人あり。是は聢となならぬと極りたり。かりそめの言葉も、心より出づることなれば、聞いてさへなるまじと思ふ人が、實の時なるべきにあらず、耻づかしきことなりとありき。調つきは個様にてはなけれども、肝に銘して覺えたる故、心はかくのごとし。誠に武士の慎むべきは第一に言葉なり軍歌に

〽九つの、心を知れや、武士の、多くはおちも、言ふべくぞかし。

とあり尤もなり。

日峯様御咄に、武篇の嗜は、先づ相當々々の武具油斷なく所持し、さ候て朋輩といかにも心よく寄合ひ、親子兄弟のごとくなるべし。互に眞實にあれば、自然の時互に見捨てず、一人が二人になり、二人が五人になるものなり。然らば一虎口（虎口は務め前自己の職責の意小口に同じ）すべしと仰せられ候由、さりとては感心し奉り候事に候。

人をもたねば大分の働きせられぬ筈なり。家來・被官（昔の所謂役人）組の者ども、成程懇に育ふべし。自然の時は、此の方に對し一命を捨つるものどもたれば、平素疎略にすべきことにあらず。科は軽く、少しのことは見のがし、少しの忠は取立て褒美すべし。金銀米錢を取らするばかりにかぎらず、一言の情に百年の命を捨つるは、人の義理なり。執行越前守殿内方、賢女にて、組被官の者見廻の時は、何時にても面談候て、茶・煙草も多分手づからふるまい候故、あまり御熟懇なり候ことと勿體なしなど、何れも申し候へば、然様にて無之、各は自然の時越前殿の御用に立ち、同じ枕に討死する衆なれば、一入大切に存じ個様致し候、偏々越前殿を頼むぞやと、毎度の

會釋なり。されば何れも泪を流し、其の段は我々に御まかせ候て、かねて御心安く思し召し候へと、折々挨拶申し候由。後島原に於て、隆信様御戰死の時、越前殿も討死せられたりしが、打殘されたる組被官ども、主人なければ戰ふべき様もなし。此の上は敗軍勢同様、歸るより外なしと詮議するに、否や〳〵生きて歸つては、おかみさまに（越前守の奥方）お目に掛るべき面目なし。常々お賴みとは此の時のことなり。さらば潔よく討死すべし。執行一手は自餘に勝れ、死後にも紛れなき様にと申合ひ、紅の糸にて、銘々（各自）小指を括りあひ、一つ沼にと定め、一足も退かず、同様に討死したる由、殊勝なるばかりに候。女たりとも、武士の所存は格別なるものなり

慈悲

武士は武勇一つにて、忠節も事すむ様に思ふけれども、昔より武勇一篇の家は、運が續かぬ故、上下共に滅亡するなり。然れば運の強き様には何とするぞと云ふに、慈悲に極まるなり。慈悲心が即運をつゞくるなり。されば武士は大勇氣を表にして、内心は大慈悲心を持つべきなり。其の時は武運強く、子孫も繁昌し、家も連續する由湛然和尚我等若年の砌、折々仰せ聞かせられ候趣、得心申し候。

人間一生、何事をする物ぞと云ふに、人の爲よき様にするより外はなし。善き事は人にゆづり、人の科は我が身に引かぶる程に心を持つべし。必親疎を分くるべからず。此のごとく思ひ入れば、朋輩に中あしき人、一人もなきものなり。此の心を以て、百姓以下畜類に迄推しひろむべし。目付役・究め役などする人は、猶以て心得有るべし。慈悲なき人は必人罰を蒙るべし。

神の御心も、佛の御心も、聖人の御心も、慈悲心より外はなし。天照太神の御歌に

　慈悲の目に憎しと思ふ人あらじ、科のあるをばなほもあはれめ。

佛の一切衆生こと〴〵く一子の如く思し召し、抜苦與樂の慈悲の根元、善知識に尋ね問ふべし。

剛忠樣利叟樣、御慈悲・御善根の餘慶にて、目出度御家御相續遊ばさるゝこと、是にて慈悲の有り難きこと顯
候なり。

佛神を信敬し、寺社へ善根をなし、沙門社家を敬ふべし。たとへ無德の出家たりとも、衣を肩に掛けたるは、佛弟子なれば疎にすべからず。今時は在家も、佛法の理究屈平を云ひたらひ、出家の上を批判し、無學の沙
などは見こなし、疎略にする人多し。よからぬ事なり。

智　慧

智慧を以て、忠孝も、武勇も、慈悲も行ひ、不慮の大變大難も違はず、事として備へずと云ふことなし。見え
らぬ向ふの事をも見通し、五十年百年後迄も、考へ知るは智慧なり。我れ人火はあつく、水は冷めたきを知り
善きことはよきと知り、悪しきことはあしきと知らぬ者はなし。然れば元來持つて知たる智慧は、有るにきま
たり。育て樣を知らぬ故、行き當つて物に迷ひ恥をかくこと多し。但し世智のかしこ過ぎたる人に、結局害に
り、なか〴〵に無智なるには劣りて見ゆるなり。

常に古老の人の物語を聞くが、何よりも智慧になるなり。元來發明なる人に、不意の事出來ても、臨時・即座

は差當り一了簡して間に合すれども、夫は下手(ヘタ)はならぬことなり。然れば事の出來ぬ前に、箇樣なる事出來た
時は此の如くすべし、如レ此云ふべしと、かねて工夫して置き、一存にて埒の明きかぬる事は、功者の衆に常々尋
ねて置くべきことなり。

一大事のことは、一存にて埒を明けねばならず、常式の事(平素の事)は、功者の衆に問ひ尋ね談合するに極りた
り。然らば豫ねて、智慧のある人と會合(コリア)ふ可きことなり。智慧にくらきものは、人に談合することも知らぬ故、
ひたはづれする者なり。相談人なきときは、誓願の曲尺を以て當つて見るべし。分らぬと云ふことはなき筈なり
日峯樣二十一ケ條の內、大事の思案は輕くすべしと遊ばされ候。人々工夫すべきことなり。

人より思ひ掛けなき用事など、云ひかけられたるとき、即座に返答する故、多分後悔すること多し。必以て即座
に返答すべからず。篤と了簡致し候てより御返答申すべしと取り合べし。然候て心のどかに、枕をわりて分別
あとむきのことまでよく／＼工夫して、斯の如く答ふるときは、鬪所(ツカヘドコロ)なしと決定して、さて常々寄合ふ人の
中、智慧のある衆に密談して、この返答如何すべきや、我が身の上は見え兼ねるも、脇よりは見ゆるものなれば
御了簡候て給はれと賴むべし。其の人の理究を聞いてより、此の方の一存にて、決定し置きたる理究を取出して
較らべ、兩人して吟味し、勝ちたる方に一決し、其の上にて最前の人に逢ひ、仰せ聞かせられ候趣、篤と了簡申
し候に、箇樣々々と云ふべし。如此すれば大はづれなし。たとひはづれありても、後悔はなきものなりと、一門
より教へられ申し候。さて／＼面白きこと、又用に立つことなり。

右忠孝の爲に身命を抛ち、勇・仁・智の三つを兼ね備えたるを、畢竟の武士と云ふなり。是れ奉公の根本なるべ

奉公枝葉

風體

奉公人はまづ風體取出し容儀對話にて、心を推し量り知らるゝものなれば、たしなむべきことなり。先づ常
義を正しくすべし、打見るより奧深く、しかも重々しく、何よりも美事に見ゆるものは、律義なり。我が身よ
りも引き下りて、おれ〳〵しく手をさげ、腰をかゞめ、下々にまで、慇懃にすべし。さて取出しは、月額のすり
髮の結ひ様、歩み様、膝の立て様、手の突き様、禮の仕様、顔持の様子、眼の使ひ様、物の言ひ様、着物の着
帶の結び様、袴の着様、大小のさし様、さて又衣裝・染色・腰差の誂様に至るまで、氣をつけ吟味すべきこと
り。畢竟若き者は伊達にはすは（蓮葉）に見えぬ様に、なるだけ年更けて色々と見え、物々しく重みのある様
出したるがよし。老人は花々しくきれいに、伽羅などこめ、年若く見ゆる様に、取出したるがよきなり。凡そ
人は恭々しく威のある様に見え、只今家老職にあつても、疎忽なき様にしてなすべきことと肝要なり。夫とて必
も面高くそんきに見えぬ様に、禮儀を深くすべし。人別つかはれたる時ばかりと思ひては内外二になりてよろ
からず、宿に居る時も、行住座臥、一つ〳〵氣をつけてたしなむが奉公人なり。

藝能

劔術・鐵砲・弓・馬・軍法・躾方其の外のこと、恥かしからぬ様に、豫ねてたしなむべし。諸藝あながち上手ならでもよし。萬能一心なり。上手に成り、一藝に滯る者は、多分藝者になるなり。何某は兵法つかひ、或はつかひ、或は馬乘りなどと、藝の名を云はれて、結句士の名は脇になるなり。只何某は士なりと、云はるゝこと本意なれ。これが眼のつけどころなり。努めて藝能によることにてもなし。師匠取つて稽古することにてもなし。此の工夫何より以ていそがしきことなり。是を一國一人と云はるゝ様に修め得候が最上なり。

奉公人の藝能は第一は口上なり。如睦・甲冑共に、口上を詳に云はねばならず。端的(目前の意)當用なり。昔より一に口上、二に物書、と云ひ傳へたりと。時の人餘(他)の藝は、精を出し稽古すれども、口上のことは目落になり油斷して居ると見えたり。口上と云ふもの、さりとてはむつかしきものにて、十分に云ひとなすことは中々なりさうにもなく思はれしなり。何と合點して云ひ習ふべきかと、工夫して見候に、音聲・吟響・色・拍子・調子箇様の事、あるべしと思ふなり。功者の衆に尋ぬべし。口上を心掛くる人は、謡をうたへと申し傳たり。まづ耳近く、今茲に口上の云ひ様を申すならば、口上は靜に押し靜づめ、理を正しく、手短かく、無理事一言も言はざる様、たしなむべし。口上と云ふは、使者の取合(應對の意)か、披露事の時かなどゝ覺えてゐる人多し。されど只今平素の物云ひのことなれば、よく詮議すべし。次に物書くことなり。是亦一口に云ふ時は口上と同じ。物を書くには、靜におししづめ、理を正しく、手短かく、無益の字一字を書かざる様に、たしなむべし。書札と云へば他方の衆の取合か、言上・御請の時など、文書も吟味することの様に、覺えて居る人多し。只今不斷(平素)心やすき衆と、手紙の取やりのときたしなむことなり。書かで濟むことならば、何とぞ口上に

濟ますべし。書きたるものは末々まで殘る者なり。證據にもなることなり。無調法なることを書き出し、恥

後悔すること多し。愼しむべし。

可愼

婬酒

婬亂好色より天下國家も亡び。下々まで悪事絶えず。第一病の根、短命の本なり。上下共に病者になり、短
しては、道は成就せざるなり。婬事を嗜む人（愼む人）は病少なく、一向（全くの意）婬事を行はざれば、一向病
發長命なり。愼むべきことなり。

酒は悪事の根元、病も亦發る。常々おとなしき人（正直柔和なる人上人物の意）酒過ぎぬれば、取亂し過言を
ひ、口論も出來、心の奧の恥まで云ひあらはし、淺ましき者なり。酒に醉ひたる時は、一向理究をすべからず
又酒に醉ひたる人に取り合ふべからず。云はずして叶はざる時は、當座を堪忍して、後日其の人の醉醒めたる
云ふべし。又醉ひたる時、下人を折檻すべからず。又下人醉ひてゐる時、しかることなかれ。其の者醒めたる
教訓すべし。何れ醉ひたるときは早く寢たるがよきなり。これ肝要なることなり。我が酒のたけ（酒量）をよく
め、何程飲むまでは醉はず、夫より後醉ひくさると云ふ限を、篤と合點して常々心に分量を定め置いて飲むべ
嗜み深き（愼み深き）奉公人は、酒を好む人も一代下戸（酒すかぬ人）を作り、諸人より許さるゝ程にして、酒に

（自宅）養生に飲みて通りたる人、數多見覺えたり。尤もなる嗜み（愼しみ）なり。然らば最初入かたのしたし。要なるべし。

過　言

言葉多ければ悪事多し。第一愼むべきは言葉なり。無益のことを語り出す可らず。ものを云はざれば其人の拙ことも知れず、奥深く見ゆるなり。無言實に功ありと云ふべし。愚詠に

口はたゞ悪事の出入門なれば、主人（あるじ）に問ひてあけたてをせよ。

遊　興

遊山・博奕・盤・將・無益の夜咄など停止すべし。一鼎の申されし「遊山は若きときせねばならぬ」と諸人思へ以ての外の取違ひなり。遊山は年老いてよりしたるがよし。年老いたりとて慰のならぬ者にてなし。猶面白きのなり。若き時はなるだけ堪忍して、慰をせぬものなりと敎へられ候。尤なることなり。

かくの如く書き續くれば、むづかしき樣なれども、人間の要は實一つなり。士・農・工・商・出家・社家・老若女推しなべて、實一つにて濟むなり。是を得て落ち着けば、別に忙しきこともなく、千變萬化にも騷がぬなり。

昔直茂樣・勝茂樣・御父子樣御同前本莊の社へ御參詣遊ばされ、御禮拜相濟み候て、加州樣（直茂）仰せられ候「信濃守（勝茂）其の方は神佛に詣でては何事を祈るぞ」と御尋ねなされ候。信州樣仰せられ候は「武運長久子孫

昌國家安全と祈り申し候、御手前様はいか樣に御祈りなされ候か、定めて是より外には御事あるまじく」と申さ
候へば、加州樣御意なされ候には「我れ等は終に然樣のこと祈りたる事なし」と仰せられ候に付き、信州樣御不
立てられ「何事を御祈りなされ候か」と御尋ねなされ候へば「面の心おこり候に御守り候へと此分祈るなり別に何
も祈らず即大明神の御照覽なり」と仰せられ候由、さて／＼有り難き思召し入れ、其れ故段々御家長久、今が世
でも日峯樣と申し奉り、以下／＼の婢嫗まで、神佛の樣に存じ奉る御事に候なり。

右條々書記し候事、殿樣追付御暇御拜領、日出度く御入國遊ばさるべく候へば、書殿事似合の御番等をも相勤
次第に役義等仰せ付けらるべき事、然らば只今の間に、奉公人の大意を落ち着きの爲にもなるべきやと存じ、
閑草庵の燈下に漫筆候へば、覺えずなが／＼しくなり行き、無益のことも候はんなれども、再見も害になり候故
初一念のまゝかくのごとくに候、筆外の意味は段々と自得これある可く候、ゆめ／＼是れ至極と存ぜらるまじ
候、凡べて言に出だし筆に顯はす事は皆初心の道引なるよし、至極の道と云ふ言葉の及ぶところにあらず、我
／＼いたりいたらぬはならぬこと候由、聊他見あるまじきものなり。

寶永五年戊子二月吉日

旭　山　常　朝

山　本　吉　三　郞　殿

餞　別

一、家督相續珍らしからず。我れ等所存相續が第一孝行に候。將軍の御幕下日本の武士輩なれば、御家の外聞を取り、名を天下に顯はすことも、時に臨めば易し。江戸より

一、初陣に手柄をするを、武篇の本意とす。此の度諸人に勝れて、奉公の本意を心掛くべし。

一、御主人樣へ身命を抛ち、十二時中出息入息無二無三奉公三昧になり、生きながら死にてゐるは、一人當千の御被官なり。

御譜代の士は、一生中に御恩を報じ奉ること能はず、されば七生まで鍋島の御家に生を享け、家老職をとめ、御長久の御仕置を仕り、御家を守護し奉る可しと決定せよ。

一、武勇專一の武士は、曲者一つにて濟むなり。善忠居士の金言忘るべからず。

自己の修行は年々（念々乎）非を知り、武篇を修行するは我慢廣言、無事太平の時節、即座にて勇氣を顯すこと必定。

一、大慈悲を以て上下萬民の爲になるべし。

第一召使ひ候ものを憐愍み、一椀の食を分けて喰はせ、一杯の酒を呑ませ、一味同心して、時々に物の道理を教訓すべし。叱りたるよりは、可愛がりたるがよし。又他方にては下人の無調法にても、御國の名を引き出す事候へば、かねて心がけ肝要。刀脇差にねたばつけさせ、懐中細一筋。

慈悲の目に、憎しと思ふ、人あらじ、科のあるをば、なほもあはれめ。

一、智慧を磨く學問は、功者の衆とよりあひ、話聞くが肝要。

萬事相談に極るなり。かねて人をよく見立て入魂にするが秘藏。

一、風體・口上・手跡にて、端的人の上は手取なり。

風體は上中下に對し禮義厚く、拍子調子をよく覺え、腹を張り出し、腰を据え、飲茶・談笑、手を握り動足物強にかみかけ恥られずばおぢらるゝ様に、後來諸人の手本となるべき口上は、拍子調子をよく覺え、腹を張り出し、腰を据え、音聲物強く、威勢ありて言葉少く、理を正し、物を讀むも亦同斷、後來諸人の手本となるべし。

手跡は拍子調子を覺え、腹を張り出し、腰を据え、道理正しく、手短かく、文章に勢を含み、筆勢一廉（一向の意乎）強みある様に、後來諸人の手本になるべし。

一、人眞似に極ること。

善智院數馬殿より前又兵衛殿へ傳受人石田一鼎見立口傳

一、話中餘事をさし置き、公儀前御奉公一行三昧になり、晝夜精を出し候はば、餘人(他人)拾年の遍參をも一年に追ひ越すべし。居付に留守居役を仰せ付けら候ほどに、呑込み候はでは面白からず候。長詰は入らざること、此の一限りと相期り、萬事手に入る樣に勵むべし。別役ふり來候はば格別なり。

一、朝起き第一、諸事手取早にすべし。兵法に一倍かゝりと云ふは。たとへば明朝六つ時に罷り出づる筈の時、一時早く七つ時に出づることなり。

淨通居士善忠居士へ御異見に、夜寢るべからず。然れば人に劣ることなし、と御申し候由にて、善忠樣は一代七つ前より朝起きにて、諸人存じの前に候。

一、養生肝要、根氣強く、雨露嫌はず、無病になくては御奉公成就なりがたし。是れかねての身持・心持次第にてなることなり。

一、酒を愼むこと第一の用心、透間は酒より出づるなり。心がけ深き奉公人一代下戶(酒すかぬ人)作りにて過ぎ候人多く見覺え候。就中身に相應

せざるご見および候。

一、愚痴を離るべし。愚痴は心のせばき所より出す。

不案内のときは事ごと初々しく、少しづゝの無調法はあるものなり。夫を氣に掛くるべからず。過つて改むるこそ奉公人の修行なれ。奉公人の肝要は、逆の時、逆境の際の喜、歡喜踊躍

一、奉公人昇進次第口傳

一、人を目當のこと

一、與力のこと

一、書置きのこと

一、記錄のこと

一、御奉公方に儉約なし、遊山活計等を儉約して、御奉公方に用ゐるが儉約なり。

一、閑暇の砌は馬・弓・茶の湯・躾方などなすべし。詩・歌・碁・將棊等までなるきことは四十の內一向停止。

一、萬事熟したりとも自慢すへからず。心に問はば何と答へん可顧々々。

右皆四誓願の小割を以て年來申し古したることながら、このせつ老の繰言葉萬吉〳〵

正德未、卯月吉日

常朝

山本權之丞殿

山本秘書（終）

直茂公御壁書二十一箇條

一、利發は分別の花、花咲き實らざる類多し。

時運の盛衰は人君の心による。上行ひ、下これに倣ふ事、影響よりも速なり。風俗の惡敷くなるを、下
して改むる事成りがたき故、君を諫め、家中を勸むるを、國老の任とす。其の實儀を論ずるに、國君は國
の民を安んずる役者の頭人なり。國家の爲に身を捨て給ふを、能く役儀を勤むといふ。家老諸臣は君の命
受けて萬事を調ふるに、身を惜まざるを義とす。然るに其の道を知らず、我が爲に樂を專らにする故、上
共に我が儘の風俗となり　其の實皆落て、其の花獨り榮ゆと、古今の序に、紀の貫之が書たる心に尊し、利
とは氣質の敏便なるを言ふ。分別とは智德を指す。人に天性の智德あるは、道を知て我を離れしめんが爲
り。根本智は木の根の如く、後得智は花の如し。其の役儀を能く調ふるは、實の熟するが如し。我が爲め
智を用ふる時は利發の花ばかりにて、國家を治る實はみのらず。此の類の人、世に多くなるは、上たる人
我が樂を求むる微なり。子曰。苗而不レ秀者有乎。秀而不レ實者有矣。

一、諸藝は獨り達しがたし、分別を不レ加時は却て身の難となる事多分。

國家の用ゐるは皆諸藝なり。氣質才幹なる者は諸藝の上手となる故、我れに優れる者はなしと、執着を增
て自慢するなり。自慢の心、則ち魔の眷屬なれば、身を亡ぼし、國家の妨げとなるを、身の種となると仰

らる智德の分別ある者は、我が身の迷ひを知る故、諸藝の上手になりても、藝を表に取出さず、身に藏し置き御用の時ばかり出すなり。藝を以て身を立つるは藝者なり。人の藝を取り立て、御用に立つるは侍の藝たり。子曰志ㇾ於ㇾ道、據ㇾ於ㇾ德、依ㇾ於ㇾ仁、遊ㇾ於ㇾ藝、と。藝を我が爲に用ゐれば、則ち災難となる。諺にも「萬能一心」と言へり。

一、已下の心をよく斗り、其の旨を以て上に至て校量(クラベハカリ)候はゞ、迦れ有がたく候。

人々の心は天地の心なり。然るを我が心と執着する故、上下の思はく相違して、悪事も出來す。我が心と認てからは、人々各別にして、面貌の異るが如く、千萬人の中にも同じ物はなきなり。人々天より與へられたる曲尺あり。此の曲尺を以て下に當つれば、上に到ての仕樣あらはる。上に當つれば、下に到ての仕樣顯はる。前後左右皆此の曲尺を用ゐる。君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友の眞中に、天地の身を立て、十方に曲尺をあつる時、道、其の中に行はるゝなり。是れ所謂「絜矩之道」なり。

一、憲法は下輩の批判、道理の外に理あり。

憲法とは世の鏡なり。あきらかなるのりと讀む。諺に云はく「理を押す法はあれども、法を押す理はなし」と。今の人、法と理との差別を知らず。假令ば燧石を打ち火を出し、火口(ホクチ)につけ其の用を達するは法なり。石の内に火あるは理なり。田舍にては、政に私なきを憲法と云ふ。理の外に憲法なしと思へり。政をする人

も、贔負・偏頗なく、理非を糺すをよき仕置とす。是れ風俗衰へたる徴なり。憲法を以て理非を糺す批判は、下輩の民を導かんが爲なり。上たる人、是れを至極とすれば、人罰を受く。道理の外の理を以て、下を助け上に奉ずるを仁心と云ふ。太子曰。自有二理外之理一以君子住レ之。

一、下輩の言葉は助けて聞け、金は土中にある事分明。

訟を聞いて理非を裁斷するは、下輩に非を知らせて、向後の締りを仕置きにするなり。然れば訟を聞く人、訟なきやうにと思ふて、誠を盡くすべし。人情は先聞に偏する物なり。内證を以て聞くべからず。上と下との訟は、其の罪上にあり。緣に便する訟は、必ず非あり。貧と富との訟は其の誠貧にあり。下輩は上にをされて其の言葉正しからず。理も非に言ひ掠めらるゝこと多し。沙をゆりて金を作くるが如し。下に理をつけて詮議すべし。金は誠の譬なり。上たる人道に志し給へば、自ら誠が下に通じて、漸々に訟なくなるなり。太子曰。頃治レ訟者、得レ利爲レ常、見レ賄聽レ讞、便有財之訟如二石投一レ水、乏者之訟似二水投一レ石。是以貧民不レ知レ所レ由、臣道亦闕と云へり。

一、子孫の祈禱は先祖の祭りなり。

心地を明らめて見れば、先祖は木の根の如く、子孫は枝葉の如し。根を疎にして、枝葉の盛事あるべからず。今時儒學者は、人死して何もなくなるといふ。もとより邪見の人、是を聞きて尤の理と思ひ、先祖を尊る事たゞ儀式ばかりになり、祖父より先は名も知らず、祭る事なければ、子孫衰微し、斷滅するなり。子孫の祈禱に金銀抛たんよりは、先祖の祭りを調ふべし。子曰。鬼神爲レ徳也、盛矣。視而不レ見、聽而不レ聞、體物而

不レ可レ遺也。

一、先祖の善惡は子孫の請取手次第。

天地も唯今の一念に依て改まる事、鏡に影の浮ぶが如し。我れに迷うて、先祖の善をほこる心あれば、其の善却つて惡となる。先祖の惡を口惜思うて、學問修行し、心地を明むれば、其の惡却つて善となる。若し又先祖の善を恃みて、我が儘を致し、惡を歎きて何事も思ひ絶ゆるならば、善惡共に惡となる。是れ子孫たるものゝ請取樣に依つて、善惡互に替はる。是れを肝に銘じて、先祖を惡道に墮す事なかれ。

一、信心は心の掃除、人の心を破らざる樣に、祈禱は花の籬ぞ。

我が心は我が心にあらず、天地の心なりと知つて、疑なきは信心の本なり。我が迷の風習はなれ難き故、聖神の德を歸徹して、疑はざるは信心の末なり。當世の人、信心すれば、何事も神佛の助け給ふと打任せて、今日の勤を疎にする者もあり。信心せざれば、神佛もなきものに思ひなす者もあり。迷ひの塵を掃除するを信心と云ふ事を知るべし。我が信心を立てんとすれば、他の心を破る事あり。人の心を破るは、神の心を破る科あり。又人の心を破らざるを至極と思ふて、世間の邪見に同意すれば、祈禱立願をいらざる事として、因果を撥無(ハネナク)する者もあり。祈禱は花の籬なり。立願は種を求むる花なり。花の種を求めて、是れを庭に植ゑ置き、籬とすること、理疑ふべからず。儒・釋・神の三道、信を以て入る事、符節を合はせたるが如し。人は神の物なり。心の神を破る事なかれ。神慮は正直を以て本とし、冥加の祈禱を以て先とす。是れ神託の旨にあらずや。

一、身上の屆けは升橋（ハシゴ）上る樣に。

我が身は我が身にあらず、天地の身なり、天地の身に成て見れば、天の仰付けあり。其の仰付に任せて身を立つるを、身上の屆とのたまふ。天の仰付を知らざるものは、主君の命を以て天命とすべし。此の身の物を調ふる功德に依つて、其の位に進むものなれば、仕合よしとて俄に身上をあぐる事、やがて身を亡すべき因相なり。第一の下段より、役儀を勤めて、段々に勤めて上る時は、諸人も其の德を信じ、國家の棟梁とも成るなり。升橋とは梯の事なり、孟子曰。國君進レ賢如レ不レ得レ已と云へり。

一、人間の一生は若きに極る、一座の人にもあかれぬ樣に。

我に逢ふ故、命を惜み、先祖の遺骨を辱しむ、生れ出でたる例に、死に終りて恩を報ずべき思ばかりに形を留置ゆゑ、若き内に死すべき時節に逢ふを、幸ひと思へば、老いて死せざるを恥とす。人間の交り樓の年數たれば、一座の人にもあかれざる樣に、引嗜む事易きなり。子曰志士仁人無レ求レ生以害レ仁、有レ殺レ身以成レ仁。

一、理非を糺すものは人罰に落つるなり。

身を立て名を揚げんと思ふて、人の理非を糺すものは、我れをよきものとし、人を惡しきものと見る是れ根本の取違なり。理非を糺して仕置をする時は、下に全き人なく、皆以て罪に行はる。天罰にあたる者は遲し早く人罰に落るなり、これ仁心なき故也。

一、大事の思案は輕くすべし。

身を惜む故、大事に臨む時、魂散り、肝潰れて周章ふためくなり。是れ平日修業の力なき故、一生の恥をかく、口惜き事にあらずや。我が身は我が身にあらずといふは、此の節の爲めなり。平素我が身の迷ひを、思ひ切つて置いたらば、何のうろたふる事かあらん。平日我が儘の事なき樣に氣遣して、少しの事にてもよく愼む時は、大事の時輕かるべし。命を捨つるより外はなき故なり。曾子曰。臨二大節一不レ可レ奪者、君子人也。

一、諸事人より先にはかるべし。

心地を明らめざれば、十方黑闇にして無常變易の境なる故、何事を量りても事なし。心地を明むれば、十方古今大圓鏡の中にあらはれて、少しも違ふ事なし。然れば心地を明らむること、第一先にすべし。諸事について、人よりの先に調ふる事段々あるべし。古人の曰く「一日の計は朝にあり、一年の計は春にあり、一生の計は若き時にあり」と、世の人は物ごと油斷して、前廣く調へ置く事なく、行き當りて物を急ぐ故、仕損ずる事多し。諸事人より先に調べ置き、今日は人を先にして已を後にするがよきなり。大學曰。知レ所二先後一則近レ道矣。

一、諸事堪忍の事。

人は忍なりとて、堪忍する故人と名づく、堪忍せざれば人にあらず。天下國家の爲めに、身を捨て事を調ふるが人の役なり。神託に人は神の物なりと。然るを我れと思ふ故、堪忍もならず、只身を亡ぼすのみにあら

ず、父母先祖にも恥をかゝするは、無念の至りなり。堪忍する時、天神地祇の守りたまふと知りて、一座の交りにも我が儘を致すべからず。

一、毎物(物ごと)書道は迦れ候事。

書は言を盡さず。言は意を盡さずとて、意の如く口にいふ事ならず。口にいふ如く筆に書く事ならざる者なり。四書五經に記し置きたる金言も、文字の儘に心得る時は迦れ有り。理學の人は理を以て至極とする故、毎物(物ごと)逃れとなる。書道と仰せらるゝは理學の事なり。前に言ふ處の、理非を糺すものは人習に落るを、引合せて知るべし。太子の調にも、政をして、知らざる人の書を見て理を取りたらば、皆違ふべしと仰らる。儒釋の經典に載せたる事と雖も、天下國家の政に、差し合ひたる事をば用ゐるべからず。心地を明らめ、人を治むる法は、學問を貴しとす。師傳なき故錯り有りと知るべし。然れば書道の自見を嫌はせ給ふなり。學者是を鏡とせよ。近代の學者多くは身を亡ぼす。太守君の明察掌を指すが如し。

一、鬮占は運につき候間、差立用ゐ候はゞ大に迯あるべし。

鬮占は天道を貴ぶ指南なり。疎かにすべからず。世間には心地を明らめずして、運命を知らず。闇の夜に鬮をとりて、道を行かんとするが如くなり。運命つきたる時に至て、天道を貴びたりとて益あるべからず。悪事を仕出してより、助けたまへと頼むが如し。運命盡くる時大事の思案に至ては、是れを輕くして必死を究め鬮占に及ぶべからず。平生無事の時、輕き義は天道に任せて、鬮占を用ゐるべし。人の意識を定めたる事は占をせざるものなり。子曰。不占而已。鬮占を用ゐる口傳あり。運命の知り樣も口傳を受くべし。

一、萬事しだるき事十に七。

物を氣遣ひ過ごして、果敢行はざるをしだるきといふ。何事も過ぎて吉事なし。過ぎたるは及ばざるが如し其の中に我が迷ひを思ひ切る斗りは、過ぎたるを吉とす。餘の事は輕くすべし。萬事しだるきは、執着深きしるしなれば、多分惡敷(ワロシ)と知るべきなり。

一、軍は敵の案に不入樣に覺悟すべし、透間をはかる時は勝利必定。

我が爲にする軍は天罸を招く、天地之を惡むが故なり。天下國家の爲にする軍は、已む事を得ざる事なれば敵の案に不入を良將とす。敵は我が爲にす。此方は我が爲にあらず。是れ敵の案に不レ入本なり。敵の助かる樣に斗るは、透間なり。勝利を手柄にせんとする時は、敵の案に入る。

一、武邊は疎忽ぞ、不斷あるべからず。

己に克つを文道とし、敵に克つを武邊とす。前を思ひ後を量りては、武邊立ちがたし。時に當つて疎忽なるが、武士の面目なり。平日是を用ゐる時は身を亡ぼす媒と成る。武邊を心に治めて、禮讓を專らにするを作法とす。

一、上下に依らず一度身命を捨てざる者には不恥候。

身命を捨て、露塵とも思はざるが武士なり。命を惜むを第一の恥とす。我が身は我が身にあらず、天地の身なれば、日々に身を捨て、天命に任すれば、死生に拘る事なし。一度思ひ切つて能く捨つれば、萬事輕く成つ

て、天命を樂む。是れ太守君の恥させ給ふ人なり、上として我なければ國民治まり、下として我なければ御用に立つ。

一、人は下程骨折候事能く知るべし。

此の條を見れば

太守君の金言は、皆上の爲に戒めさせたまふ。自贊めて、家中の諸士を同じ心に、是を守らしめたまへり。誠に天地の心なり。理を以て論ずれば、天命に上下の分あり。上たる人には心を勞せしめ、身を勞せしめず下たるものには身を勞せしめ、心を勞せしめず。下程骨折ることを知つて上程心使ひをなさるゝ故、上下和睦して、民の父母とならせ給ふ。詩曰、有斐君子終不可諠と言へり。（了）

（編者曰　釋義は元祿五年顧溪法師の筆に成れり）

葉隱評論

福本日南

殘炎未だ衰へず、苦熱燬くが如くなるまゝに、架上の一卷を抽き來りて榻に仰臥して之を繙けば今より二百餘年の前、寶永の昔、佐賀の武士に其人ありと知られたる山本常朝が語草に成れる『葉隱れ』なり。是れなん佐賀の藩士が『肥前論語』と尊崇せし武士道の經卷なり、仰々武士道は神道より出でゝ、神道は亦惟神の大道より發したり。恰も是れ忠義下りて氣節となり、氣節下りて遊俠となりしに似たり、然れば道を談ずれば惟神の大道の萬々川々之を古今に通じて謬らず、之を中外に施して悖らざるに如かず。我は日頃より神道者流に從ひて神道を說かず、但武士に聽きて、武士道を口にせざる者なり。

兎はいへど、其神道なり、武士道なり、倶に我日本國民が自發（オリジナル）の教養にして、惟神の大道の一端たることを失はざれば、吾人日本國民が人たり國民たるが上に、精神の修養に資す可きもの、亦啻に尠からず。近年我國民が清國に克ち、露國に勝ちて良々面を起しゝにつれ、忘れかゝりし武士道を憶ひ出で、盛に之を唱導するは好し、果して其武士道の神髓をだに能く知覺しつるや否や。此に『葉隱れ』を讀みゆくまに／＼。常朝が發揮せる斯道の大端を書きつくるも、無用の事に非じかし。第一に『葉隱れ』が教ふる武士道の四大綱は、

一、武士道に於ては後れを取り申間敷事。

二、主君の御用に立つ可き事。
三、親へ孝行仕る可き事。
四、大慈悲を起し人の爲に成る可き事。

即ち是れなり。後れを取らぬは義なり、勇なり。御用に立つは忠なり。親への孝行は讀みて字の如し人の爲に成るは仁なり。仁義忠孝、若くは仁勇忠孝、是れ武士道の本願なり、常朝はいふ「此四誓願を毎朝神佛に念じ候得ば、二人力に成りて、跡へはしさらぬものなり。尺取蟲の様に少し宛先へにじり申ものにて、神佛もまづ誓願を起し給ふなり」と。

茲に此四大綱に就き、常朝が用意の在る所を述べん乎。

武士道に於ては後れを取り申間敷事

是れ武士道の眞諦第一義、儒教に發せず、佛教に源せず、我が日本國民の天性即ち國民性より湧出せし教義なり「葉隱れ」之れを述ぶること丁寧反覆、之れを用ゐて一國の士氣を提撕せり、其一に曰く

「古人の詞に七息思案と云ふ事あり。隆信公（龍造寺）は分別も久しくすればねまると仰せられ候。直茂公（鍋島）は萬事しだるき事十に七つ、悪し。武士は物毎手取早にするものぞと仰せられ候由心氣うろ〳〵としたる時は分別も埒明かず。泥みなく爽かに、凛としたる氣にて、七息に分別するものなり」と。

昔は季文子三たび思ひて而る後行ひけり。孔子之を聞きて「再びすれば可なり」と宣ひしとぞ、拿巴崙一世は「凡

そ兵を行ふには、勇氣を三分の二と爲し、思慮を三分の一と爲す。勇氣之に過ぐれば其弊や暴なり。思慮之に過ぐれば其弊や不斷なり』といへり。昔龍造寺隆信の言に符合せり。孔子に示たまはらず、卒破當をも待たずして、錬りに錬り出だしゝ所に、貴き直は則ち存せり。

當朝は此後れを取らぬ道に於て、人々の心がけを訓へいふ。

『大難大變に逢ふても動轉せぬといふは、まだしきなり。大變に逢ふては、歡喜踊躍して、勇み進む可きなり。一關越したるなり。水增れば舟高しと言ふが如し』と。

又曰く。

『軍陣にては武功の人に乘越ゆ可き心掛け、強敵を討取る可しと晝夜望みを懸れば、心猛く、草臥も無く、武勇を顯す由、老士の物語なり。平生にも此の心得これある可きたり』と。

又曰く。

『武士道は死狂ひなり。一人の殺害を數十人して仕かぬるものなりと、直茂公も仰られ候。本氣にては大業は成らず。氣違ひになりて、死狂ひなり。此内に忠孝は自ら籠る可し』と。

是に至りて語には弊あり。極西の人々に聞かしめなば『ファナチスム』とや評す可く、若し、儒士の聖者等が立言の萬古に亙りて動かす可からざるが如くならず。然れども其意を究極すれば孔子の風に宣ひつる『自ら反りて縮くんば、千萬人と雖も吾れ往かん』との精神なり。此精神こそ吾人國民が祖先以來傳へし日本魂の一たるなれ。日本國民は如何なる大難に遭遇するも『何歟！』といふ。或人は此『何歟！』を斯拉夫民族が口癖の『ニチエウォー』

に比せり。

『ニエット！』とは『何んでも無い！』といふ意なり。彼得（ペートル）は加爾（カール）十二世に追捲くられても『ニエット』拿破崙（ナポレオン）一世打破られても『ニエット！』にて、終に斯くの如き大帝國を形成せり。我に在りても亦た然り。我國民も亦三百年來積威の幕府に對するも『何糞！』世界の六分一を包有する露國に對しても『何糞！』と叫びて、以て今日の帝國の現位地は贏ち得たり。大きくいへば斯くの如し。若し其れ小さく一人に取れば『王公相將彼れ何人ぞ……何糞！』といひて奮起する、其『何糞！』の口癖の裏に武士道は即ち托宿せり。是れ此氣象や愈々益々國民の想界に磅礴せしむ可し。若し其れ否らず。進みて取り、難きに克つの勇氣なく、人の成功發達を羨み猜み、若くは燒けのやん八となりて、扨『何糞！』に訴ふる者は、其れこそ全く犬の糞、武士道、神道、惟神の大道、何れの道にも遣失することを容せざる所の糞なるなれ。

常朝は終に武士の決心にいひ及べり。曰く、

『何某は喧嘩の打返しをせぬ故恥になりたり。打返しの仕樣は踏込んで切殺さるる迄なり。是にて恥に成らぬなり。仕課す可きと思ふ故間に合はず。向は大勢抔と云ふて、時を移し、〆り止めに成る相談に極るなり。相手何人もあれ、片端より撫切りと思ひ定めて、立向ふ迄にて候が成就なり。多分仕濟すものなり』と。

是れ自ら反りて縮しと確信せる時の決心を一層明白に說示したるものなり。正理既に我に在れば、敵の多數何かあらん。場合の不可何かあらん。成敗利鈍は取つて除け、遣れる處まで遣つて見るが、即ち眞誠の武士道なり。千萬人と雖も吾れ往かんと孔子の宣ひしも、鞠躬盡瘁斃れて後ち已まんと諸葛孔明の言ひたるも、亦此處なり。明治

の四十年史に前の三大難を乗切りたるも、大木の此に在りしを思はば、人々此覺悟なかる可けんや。

此山本常朝は大石良雄等の赤穗義士と時代を同くせる人なるが、此人が良雄等復讐の擧を評したる別に一見地あり。其言に曰く、

『淺野殿浪人夜討……主を討せて、敵討つ事延々なり。若し其中に吉良殿病死の時は、殘念千萬なり。上方衆は智慧かしこき故、褒めらるゝ仕樣は上手なれども、長崎喧嘩の樣に無分別する事はならぬなり』と。

顧ふに良雄等には良雄等の分別これある可く、彼が如き稀代の壯擧を無下に常朝の論もて律せんは酷なれど總じていへば、喜怒色に見はさずなどいふは、唐樣の道なり、日本自發の道に於ては、怒れば雷霆霹靂の如く、喜べば春風和氣となるこそ日本男兒の本意なれ。常朝が深謀遠慮などいふことを斥けて、直情徑行を尚ぶることも自らなる武士道には合せり。

唐人ながらも磊落不覊なる李白が詩に、

『周公恐懼流言日。王莽恭謙下士時。假使當時身便死。一生眞僞有誰知』

と歌ひしは、即ち其中に吉良殿病死の時は殘念千萬なりといふものと同一意。

流石に維新革命の原動力となりし久阪玄瑞は常朝と同見の人なりけん、李白の詩意を俗謠に翻へして、

『祇園、島原、撞木町、傾城狂ひの其中に、病氣何ぞで死なしやんしたら、忠臣不忠臣分りやせぬぞいな』

といへり。心ありての放歌行とは見えたり。因みに思ひ出づることこそあれ。長州が天下に先だちて尊攘の大義を唱へ、幕府の所謂征長の兵を四境に受けし時、一時恭順を裝ひ、幕府と和議を講ぜし事あり。此際長州の藩中に鬼

來島と呼ばれたる來島又兵衛は、一隊を率ゐて三田尻にありしが、解隊の命あるも三田尻を引揚げず、長藩、幕府の物議を氣遣ひ、高杉晋作を撰拔して、侯命を來島に傳へしめたるに、日頃來島と高杉とは無二の同志なりけるが其高杉が媾和に同意するのみか、今上使となりて侯命を傳へに來ると聞き、烈火の如く憤り、我爲ん樣を見よやと待ち居たり。乃て高杉入來りして一時幕府に油斷させ、寛々後圖を運らさんも一策なり、暫く兵を解く可しといへば、來島目を瞋らして『平生貴樣が青表紙を捻くりて、而して後ちなどいふ有らぬ事を學べるが爲に、大事に臨みて引けを取る。後圖も糞もある可きや、來島は一切而うして後ちを容れず』といひしとぞ。元治元年の秋七月久阪來島等各々一隊を率ゐ場處もあらんに、京都の御所に取りかけて、君側の姦を掃はんと試みたる事無分別といはば天下の無分別これに過ぎたるもの無けん。之が爲に一代の好漢俱に朝敵の汚名を被りて、身は戰場の露と消えたり如何に視るも智慧のかしこき業には非ず。然も此大無分別は國民忠義の士氣を激勵し、是より僅かに三年を隔て、討幕の鳳詔は九重の上より降り、錦の御旗は函根の山の朝東風に飜りて、江戸の將軍政權を奉還するに至りたる。畢竟是れ常朝の所謂『長崎喧嘩の無分別』之が動機を與へしに由れり。今の武士道を口にする輩に此無分別の意義が分るや否や。

主君の御用に立つ可き事

是れ武士道の第二綱領なり。『葉隱れ』は訓へて曰く、

『御家來としては國學心掛く可き事なり。今時國學落目に相成候。大意は御家の根本を落着け、御先祖樣方の御

苦勞御慈悲を以て御長久の事を本づけ申す爲に候。剛忠樣御仁心御武勇、利貞樣の御善根御信心にて、隆信樣日峰樣、御出現御威力にて御家御長久今が世まで無雙の御家にて候。今時の衆箇樣の儀は唱へ失ひ、餘所の佛を尊び候事、我等は一圓落着き申さず。釋迦も孔子も楠も信玄も終に龍造寺鍋島に被官掛けられ候儀これ無く候得ば當家の家風に叶ひ申さざる事に候』と。

末句に至りて、武士道の精神躍如として大に見はる。釋迦と孔子とは大聖なり。正成と信玄とは當時の軍神として一世の仰ぎし所、されどそれよりも大切なるは龍造寺鍋島の御家なりといふ。山崎闇齋が『孔子大將軍となり孟子副將軍となりて御國を來り侵すに於ては、容赦なく討攘ふ可し。是れ即孔孟の道なり』と申されたること、其意相似たり。

今の世に於てルーズヴェルトは珍らしき大人物なり。是迄其人の言行は尊信するに足るものあり。されど其人にして、一朝人道を蔑し、正義を忘れ條約を忘れ、條約を無視して、日米の國際に對したらば、何の假借かある可きや。迎頭一擊を喫はして、其非を悔悟せしむ可きのみ。是れ亦闇齋の謂ふ所の孔孟の道なり。言ひもてゆけば即ちルーズヴェルトの道なるのみ。然るに今日の政府を視れば、日頃分別らしき顏せる人々にして、此際の向背に惑ひ、着々後れを取りつゝあり。武士道にして知るあらば、嗚呼我頭腐まる歟と嘆ずるならん。

偶々『葉隱れ』の此訓を讀みて、思ひ起しつゝことあり。封建の世代に雄強四隣を睥睨せし方は、特心を心としたりしなり。嘗て薩摩の人に聞けり。薩摩に於て楠公を尊敬するに至りしは、齊彬公が勤王を唱へ始められたる以來なり。それまでは正成は御家の御先祖に手向ひしたる不屆の輩なり』といひあへりしとぞ。是は島津の祖先某が

足利尊氏に語らはれ、西上の軍に加はりて湊河の一戰に楠公と兵を交へしに由りてなり。左程に主家を思へばこそ天下の精強海内の雄藩とは稱へられたるなれ。島津維新父子日隅薩に據り、加藤清正肥後に在りて、兩雄互に對峙したる時三州の健兒は歌ひていへり。

「肥後の加藤が來るならば、煙硝肴に彈丸（たま）交ぜて、それでも懲りずに來るならば、首に刀の引出物」

異日頼山陽が健兒歌は此俚謠を譯せしのみ、常朝は最後に斷案していへり。

「御家を一人して荷ひ申志出來申迄に候。同じ人間に誰に劣り申す可哉修行は大高慢にてなければ益にたゝず候。我一人して御家を動かさぬとかゝらねば、修行は物に成らざるなり。藥罐道心にてはさめるも易く候」と。

是れ此心なり。唯其輪廓を一範圍推擴げ、之を皇室に、之を帝國に他意たく捧げまつらんのみ。

親へ孝行仕る可き事

是れ武士道の第三綱領なり。斯道や人の天倫に根ざしゝ所。說明を待ちて後ち知る可きに非ず。此には單に武士道に沈潜せし常朝が如何に孝道に立ちしかを概見せん。

「何某が養子鈍に候故、氣に入らず。殊に親長病にて、氣短く相成り、斷えず折檻仕り、惡口を申候に付て、居こたへ候義成り難く、近々引取り申す可き樣子に相見え候。此事を養母參り候て、何とも迷惑に候間、病氣乍ら諸事忍堪候樣に親へ御異見賴み候由申候。斷り申候共、賴み申すと淚を流し申候故、力に及ばず受合申候。親に意見は逆にて候。殊に病中也。忰を此方へ遣はし候らへと申す。持落付かず候て罷歸り候、忰參り候に付、

申候は、總て人間に生れ出づるも、生々の大幸と存ず可き事に候。其上御當家の士と成る事、生前の本望なり百姓町人を見て思ひ知る可し。實父の遺領を取るさへ有り難き事なるに、末子に生れ出て、他の家を繼ぎ、御被官の一人と成る事は、優曇華の仕合せなり。是を取逃して無息人に成る事は不忠、親の氣に入らぬは不孝なり、忠孝に背きたる者は置き所なし。能く案じ見られ候へ。今其方の忠孝は只親の氣に入るまでなり。氣に入りたくても、親の氣向きがわるきとのみ存ぜらる可く候。親の氣直し樣を敎へ申す可し、私の面つき外物待に親の氣に入り申樣にと、血の涙を流し氏神に祈らる可し。是れ私の事に非ず忠孝の爲なり。此一念起す親の心に感應あるものなり。歸りて見られよ。早親の心直り居る可し。天地人感通する不思議の道なり。殊に長病なれば、久しかる可からず。纔の間の孝行逆立（さかだち）するとも安き事なりと申候得ば、悉しと申て歸り申候。後に承り候へば、歸り掛に親申候は異見に逢ひたりと見えて、先づ見掛が能く成りたりと、其儘氣嫌直り候由。誠に不思議の道理人智の及ばぬ所なり。其時の異見ゆゑ。忠孝ともに立ち候て忝き由、禮に參られ候節の頭を剃りて叶はぬ事なし。天地も思ひほかすものなり。紅涙の出る程に徹する所、即ち神に通ずるかと存候」と。

忠厚の言、至妙の理、常朝其の人の道を體せしこと尋常たらざりしを想見するに餘りあり。殊に神人感應の理を說示せらるゝ所、至人に非ざれば、發する能はざる言語なり。此理嘗て故樗庵先生より一再承はりしことあり。先生は我等の世代に見まゐらせたる第一の偉人にておはしつれば、此底の至理自らにして感得せられけんとも思へども、亦夙に『葉隱れ』の著者より聞き給ひし所もあらん歟。我は恥かしながら不孝の子、三來の一つをだに爲たし得ず。鳥滸がましくも孝道などを說く可き者にあらず。されど愚者も千慮の一得、兩親の生前より一つ自得した

る事あり。時ありて親に不足の情起り、あらぬ事など思ふ時『我若し人に生れずして、獸に生れなば如何なりけん幸にして人に生れたり。扨て此人たる我を造りしは誰なる歟。又身に繋れる種々の辛苦は如何にも怨めしきも、此生なければ其辛苦すら嘗むるを得ず』と念ひ出れば兩親の有り難さを今更の如く感ぜられ、前のあらぬ妄念の容畏ろしく、呼勿體なしと悔悟しにき。常朝の訓ふる所も、亦此に在り、我と同じき小器の人々は、此邊よりして工夫を凝す可し。

大慈悲を起し人の爲に成る可き事

是れ武士道の第四綱領なり。孔子の仁を說き、釋迦の慈悲を敎へ、基督の博愛を唱へたる。要は大慈悲を起して人の爲になるに在り。是れこれを人道といふ。武士道の尊ぶ可きは、實に此に在り。是故に武士道には常に人に忍びざるの心あり。此に第四綱領の働一つ二つを示す可し。

「人に意見をして疵を直すといふは、大切の事、大慈悲御奉公の第一にて候。異見の仕樣大に骨を折る事なり人の上の善悪を見出すは、安き事なり。夫を異見するもの安き事なり。大かたは人のすかぬ言ひにくき事も言ふが深切の樣に思ひ夫を請けねば力に及ばざる事といふ、何の益にも立たず人に恥をかゝせ、悪口すると同じ事なり。我胸はらしにいふ迄なり。異見といふは、先其人の受けるか受けぬかの氣を能く見分け、入魂に成り、此方の言葉を兼々信仰ある樣に仕成してより、好きの道抔より引入れ、言ひ樣種々に工夫し、時節を考へ、或は文通或は暇乞抔の折にて我身の上に悪事を申出し、言はずしても思ひ當る樣にか、先の能所を褒立て、氣を

引立て、工夫を碎き、渴く時水を呑む樣に受合せ、強直すが意見なり。殊の外仕にくき者なり、年來の曲なれば、大體にては直らず。我身にも覺あり。諸傍輩役々入魂をし、曲を直し、一味同心に御用心に御用に立つ所なれば御奉公大慈悲なり。然るに恥を與へては、何しに直り申す可き哉」と。

寔に仁厚の言、譬へば清泉の巖間より湧き出るが如し。見るさへいとどすが〳〵し。之を掬ひて飮みなんには身を潤すこと如何ならん。「葉隱れ」の訓示者常朝の家は世々斯道を體し來りし家柄にもや、常朝の言に「山本前神右衞門召仕の者に不行跡の者あれば、一年の内何となく召仕ひ、暮に成候て、無事に暇をくれ申され候由」といへり此心ありて始めて我　皇上の『博愛衆に及ぼせ』と戒め給ひし勅語の聖旨を體す可きなり。「葉隱れ」訓ふる所の武士道に綱領として示せる所は、以上の四箇條なれど、全篇に亙りて、訓示の本旨をしぼれば、それと箇條をこそ設けざれ、尙ほ綱領に入る可きものに、左の三意義の存するを認めたり。

信義を守る可き事

品格を重んず可き事

萬事に注意す可き事

即ち是なり。此に之を紹述して武士道の在る所を明にせん。

信義を守る可き事

常朝は敎へて曰く、

「人の心を見んと思はば煩へと云ふ事あり。日頃に心安く寄合ひ、病氣又は難儀の時大かたにする者は腰拔なり。却て人の不仕合の時別けて立入り、見廻附け屆仕可きなり。恩を受け候人には、一生の内疎遠に有る間敷なり。個様の事より人の心入は見ゆるものなり。多分我難儀の時に人を賴み、後には思ひも出さぬ人多し」と。

讀みて信義ある人の例に到れば、

「諸岡彦左衞門に用事これある由にて召寄せられ、申聞けられ候一通の事に、神文と申され候得ども、侍の一言金鐵より堅く候。自身決定の上は、佛神も及ばれ間敷と申候て神文相止め候。二十六歳の事なり」と。

是れ人の最も難んずる所、唯これあれば、其人は智愚と賢不肖に關らず、「可レ託二六尺之孤一、可レ寄二百里之命一」に足るものなり。人の人たる土臺は實に此に在り。武士道即ち生民の道、吾人倶に是をこれ思ふ可きのみ。

品格を重ずる事

禮儀を重んずる事も自ら此裏に在り。之を武士道の第六綱と爲す。

常朝の父神右衞門の常言に、

『すら笑ひする者は、男はすくたれ、女はへらはる』

『士は喰はねども空楊枝、內は犬の皮、外は虎の皮』

其言は諧謔なるも、其意は凜烈たり。

常朝はいふ。

『兎角武士は鹽たれたるは蜮なり。勇み進みて物に勝ち、浮ぶ心なければ用に立たざるなり』

今のルーズヴェルトをして之を聞かしめば是れある哉と嘆稱すらん。武士道の膽勇にして且つ有爲なるを尚ぶや斯の如し。坐作進退を論ずれば、

『士たる者は、先づ禮儀正しきこそ美くしけれ』

『禮に腰折れず、恐惶に筆潰へずと、親神右衛門申候』

宛然たる文明世界の辭氣、其妙實に言ふ可からず。其出言に言ひ及ぶや、

『歌の讀方に、續けがら、てにはが大事なりといへり。是れを思ふに、常々の物言ふ事、心付くべき事なり』

又曰く、

『武士は當座の一言が大事なり……此一言が心持あるなり、口には言はれぬものなり』

近世にても三田の福澤翁は、町人氣質のうちに武士道を存せし人なりき。此與奪方にて翁が物したる一幅有たりしが、筆太に『士曰女曰一言最重』と書けり。例の福澤流の漢語にて士の曰くでも、女の曰くでも、一言が最も重きものなりと敎へしなり。常朝の言へる所と符節を合せたるが如きも亦妙なり。

節儉も亦訓戒の一なることは、前の内は犬の皮とあるにても知らる可し。然れど他の耶らに節儉といふに異なるものは、外は虎の皮といふ所に在り。常朝之を解して『内は費なき樣にして、外めを嗜むなり』といへり。味は實に此に在り。されば、

『何某當時儉約を細かに仕る由申候は、宜しからざる事なり。水至て清ければ、魚住まずといふ事あり。藻から

などの有る故に其陰に魚は隱れて成長するなり、少しは見のがしのある故に、下々は安穩なり、人の身持抔も此心得ある可き事なり」と。

奢侈をこそ戒むれ、其の屑々たらざるところ自ら大人の意氣を見る。人には此餘裕ありたきもの也。『葉隱れ』傳道者の言、時に優にやさしきのあり。左の一節を讀め

『風體の執行には不斷鏡を立見候て直したるが好し。(自分若き時理發なる顏といはるゝが心苦しく)此顏仕直し申す可しと存じ立ち、不斷鏡にて仕直し候。理發を面に出し候樣にては、諸人請取り申さず候。搖り座りてしかとしたる所のなくては、風體宜しからず候』と。

善い哉古武士の心を用ゐしことや。之に就きて想ひ起しゝことあり。久阪玄瑞は常に懷中鏡を懷に收めし由なりしが、元治元年の秋、京都の御所に討入りて當時の所謂會姦薩賊を相手に火出づるばかり終日戰ひ、今は是までなりといふ時。御築地の内に立ちながら、例の鏡を取出でて之に向ひ、つくづく自家の顏を看居たりしが、莞爾と打笑み、物靜かに腹搔切て失せたりしとぞ。其の今はの意を忖度すれば「孔曰取レ仁。孟曰成レ義。唯其義盡。所二以仁至一。讀二聖賢書一所レ學何事。自今以往。庶二幾無一レ恥」とほゝゑみたるならん、大丈夫たらんとする者斯くこそあらま欲しけれ。

萬事注意す可き事

是れ武士道の第七綱なり、其方法として示せる所の一端を擧げん乎、

『手跡の行儀正しく疏異なきより上はあるまじけれども、其分にては堅く賤しく見ゆるなり、此上に格を離れたる姿ある可し。諸事に此理あるなり』と。

常朝は之が實例を示して曰く、

『彌三郎へ色紙を書せ、紙一ぱいに一字書くと思ひ、紙を書き破り候と思ふて書く可し。善悪はそれ者の仕事なり。武士はあぐまぬ一種にて濟むなりと染筆也』

妙は自然に志す所に在り。

『武藝に執着して、弟子抔取つて、武士を立つると思ふ人多し。骨を折て漸く藝者にならるゝは、惜き事なり』

我幼少の頃、福岡に有名なる武藝者あり、刀槍拳法皆其奥妙を極め、數百の門人を有し、自ら豪傑を以て居りたるが、一日ある心得ある士を訪ひ、酒打酌みて四方山の話せる中、客が得意の武藝談となり、主人の武藝に拙なきを侮慢しける時、主人は屹と形を改め、側の脇差押取つて過言をなし給ひそ拙者やはか貴殿に劣る可き、未來勝負仕らん、貴殿に其座は去らせ申まじと氣色ばみて中腰になれば、武藝者は忽ち度を失ひ、低頭して謬言を謝したり。其時主人は打寛ろぎ、武士に武藝は缺ぐ可からざる事なれど、其れより上に尚ほ一の肝要の事あり、魂の緊要なり心得ある可しと諭されたりとぞ。『葉隠れ』の眞諦第一義に達したる人の言動なりと謂ふ可し。

『人中に欠伸(あくび)仕候事、不嗜なる事に候。ふと欠出候時は、額を撫であげ候得ば止り申候。左なくば舌にて唇を甜り、口を開かず、又は襟の内、袖を掛け、手を當てなどして知れぬ樣に仕る可く事に候、くさめも同前なり。此外も心をつけて嗜む可き事なり』と。

注意は此處まで到る可し。

『酒盛の樣子はいかう有る可き事なり、心をつけて見るに、大かた呑むばかりなり、酒といふものは打上り奇麗にしてこそ酒にてあれ。氣につかねば賤く見ゆるなり。大かた人の心入れたけ〳〵も見ゆるものなり公界物なり』と。

至言と謂ふ可し。

自覺者の言とて、時には可笑き事少からず。されど妙味は此中に在り。左の一節の如きは其一つなり。

『大雨の感といふ事あり。途中にて俄雨に逢ふて、濡れじとて道を急ぎ走り、軒下などを通りても濡るゝ事は替らざるなり。初より思ひ切りて濡るゝ時、心に苦なし。濡るゝ事は同じ、是れ萬にわたる心なり』と。

我靑襟の時、司法省の法科に在り。或日曜に校外に散歩し、乃て歸途に就きしに、驟雨颯と到りければ、帽子傾けて、ひたり走りけるに、我より先に一人の校友の雨中ゆたかにのそり〳〵と歸り行く者あり。後より追縋りて之を覩れば、日頃親しき仲間の一人櫻井一久なり。我校の鍔帽(キャップ)は庇(ひさし)狹かりければ、雫は流れて額より胸へと傳はり。ずぶ濡れとなり居れるも、蛙の面に水といふ樣にて、いよ〳〵平然たり。我れ其肩を搖り。オイ走らうぢや無い乎と促がせば、櫻井は徐手を掉して『ムム前きも降つとる』といへり。我れ此に至りて、我の天禀遙かに櫻井に及ばざることを自覺したり。當時の校友百餘名、今日之を稽ふれば、大臣となれるものあり、公使となれるものあり、或は次官、或は局長、或は博士、或は代議士、狂簡斐然として皆章を成しつれど、其器度を論ずれば、終に一人として神戸の一辯護士櫻井一久に及ぶ者あらず。其際より之を覩れば、九州の頭山、畿内の櫻井ならん。隅々『葉隱集』

を讀みて、大雨の感殊に深きを覺ゆ。

最後に常朝が一句を擧げん。

「四十より內は强みたるが好し、五十に及ぶ頃より、大人しく成るが相應也」

我れ今にして相應の分を思ふ可きのみ。（中央公論明治四十年十月一日發行第二十二年第十號所載）

葉隱集御贈與被下難有御禮申上候之に關しては昨年七月中八篇ほど評論を草し九州日報に連載致し又東京なる中央公論にも揭け置き候へば小生の愚見はそれにて御承知被下度候右拜復旁如斯御座候

四月五日　　橋本　誠

中村郁一殿貴下

葉隱集と大隈侯

黑頭巾

其一

●今朝夜來の雨晴れて、樹々の新芽、青紅、滋潤、吾が心目を一新す。書樓に登り、遠近の林木を望み、靜に葉隱を讀む。海軍の飛行機來る。暫らくして陸軍の飛行機來る。吾が書樓の空を舞ふて雄鳴を發し、西際に向つて還り去る。

●葉隱集は佐賀の武士道の聖典なり、二百年前、隱士山本常朝の口授するところ。常朝の先、石田一鼎あり。戰國を去ること未だ遠からず。龍造寺、鍋島の士風を祖述し、これを常朝に傳ふ。此の書、一たび出でゝ佐賀の士風養成の標準定まる。葉隱集は佐賀武士の理想なり。佐賀に在つては、葉隱集は四書五經よりも尊し、葉隱集の中には、孔子必ずしも貴ぶに足らず。孔子は鍋島家に臣事したること無ければなりと言へり。以て、此の書の一班を知るべし。

●葉隱集には機軸あり。識見あり。信仰あり。絕大なる反抗の氣力の高潮に達せるものあり。劍術的の靈氣あり。悟名あり、而して民族的氣焔あり。戰國策的の機略あり。此の書を見れば、侯大隈といふ異材を出したる意味を知るを得る。

●侯大隈は、口を開けば閑叟公を語る。閑叟公を語るは葉隱集を語る所以なり。先年、伯副島も屢葉隱集を口にせり。此の二人者は、全然、反對の色彩を鮮かに映發せる人格を具す。然れども此の二人者は、維新以來、佐賀人物の巨擘たる者なり。而して葉隱集は、佐賀の人物を淘冶し鑄出せる坩堝ならずんばあらず。

●葉隱集を讀めば、忽然として侯大隈を懷ふ。彼は、恐らくは佐賀人の最大なるもの也。而して彼は、必ずしも葉隱集の全豹を得たるものには非ず。彼よりも、より多く、葉隱集の面目を傳へたる者は、猶ほ他に有るやも知れず然れども其の葉隱集と共鳴する部分を尤も鮮やかに發揮しつゝあるものは、即ち彼を推さずんばあらず。

●五百羅漢を精見すれば、父祖の面貌、皆、其の中に在りといへり。葉隱集を讀めば、侯大隈の人格風貌、一々其の中に指點する事を得可し。吾輩は謂ふ。侯大隈の人物を闡明せんとする者は必ずや葉隱集を見ざる可らず。未だ彼を識らざる者も、葉隱集を讀めば、則ち彼の人物を想像するを得可し。

●世間、有用の書にして多く識られざるもの少からず。葉隱集の如きは其の一也、此の書は、啻に佐賀と侯大隈を說明す可きのみならず。また以て、吾が武士道に於ける一大傑作として推稱す可きなり。

●葉隱集は浩瀚たる大部にして、專ら寫本を以て傳はり、今に於ては全本甚だ稀にして、或は湮滅の患あり。實は當年佐賀藩士と雖も、概ね其の抄本を藏したるにて、侯大隈と雖も、少年時、恐らく全本を通讀したるには非ざるべし。八年前佐賀の中村郁一、其の抄本を活刷して刊行す。一臠の肉、美ならざるに非ずとするも、吾輩は、葉隱集の全本を江湖に傳へん事を希ふ。

●侯大隈は早大を經營し、且つ多年出版にも趣味を有し、國民讀本の如きは、到る處、自から演說して之を賣吿し

つゝあり。而して彼が今日に至るまで、未だ葉隱集の刊行を企てざりしは何ぞや、或は、彼は、此の書刊行の事、久しく胸中に往來したるも、實行の好機を待てるなる乎。

●彼が暫肯相たるの今日に於て、天下の青年に對して爲す可き事少しと爲さず。而して出版に於て爲す可きものは葉隱集全本の刊行是なり。彼は此の書を以て、到る處に青年に向つて鼓吹すること國民讀本に於けるが如くせよ。葉隱集は彼が人格の背景なり。彼は、此の背景の前に立ちて長廣舌を揮ひ來る時、彼の雄論に向つて、聽衆をして一段の精華と興味とを感得せしむ可きなり。

●號外來る。朝の飛行機、所澤に墜落し、中尉兩校職に殉ずと聞く、今朝の爆音、尚ほ吾等の耳底に在り。吾侯乃ち恭しく葉隱集の一句を以て、離魂に手向けとす。葉隱集にいはく、命などは散りて行くものなり、生死を重く沙汰するようにては、航空に、大功を立つる事能ふまじき也。風動かす、夕陽、靜かに[illegible]を射る。

其　二

●演壇に立てる侯大隈を見るに、必ずしも辯に巧たりとは思はれず。或は、寧ろ、巧みならずと見ゆ。然れども彼が人を驚かすものは、其の元氣也。

●近來、吾が國の第一流の人物、人を魅する所以のもの、各人各樣の特徴あり。公伊藤の八方美人、公桂の十六方美人公大山の淵默滑脫など、皆他人不可及の妙處を見す。ひとり侯大隈のは元氣を以て人を魅す。鬱屈せる者も侯に接すれば、忽ち心胸を洞開し、[illegible]神爽るを感ず。

●彼の元氣は彼の愛嬌なり。然れども一面に於ては元氣は即ち彼の武器ならずんばあらず。而も元氣は彼の本領な

り。彼が多年の浪人生活に屈託せざりしも、喜壽にして首相たるも皆彼の元氣然らしむるなり。

◉彼の元氣といふは種々の意味を含む。彼は兎も角、强がりなり、弱味を見せる事を嫌ふ。彼は失敗を苦します。彼は政戰五十年、瘡痍の前額に滿つるを誇る。彼は所謂『向疵自慢』なる者也。

◉彼は、啻に『向疵自慢』たるに留まらず。すべて大高慢なるところあり。大高慢といふは、事々尊大なりといふにはあらず。葉隱集に『武勇といふことは我は日本一と、大高慢にてなければならず』といへる大高慢の心をいふ。

◉彼は、屢、甲に聞ける事を乙に語る。或は、時に、甲に向つて逆輸入し來る事もあり。此の如きは、必ずしも彼に、道聽塗說の癖ありといふに非ず。彼が大高慢の心事、他の說を取つて悉く自說とするに依るものなるべし。

◉佐賀の士風は、すべて强がりなり。今日の佐賀の青年に徵しても知るべし。葉隱集に曰く、武士は假にも弱氣の事を、云ふまじ、すまじと、平素心掛く可きなり。又たいはく、人は元氣魂性が第一也と、元氣第一の信條は二百年來、佐賀の武士に磅礴す。而して之を代表する者は侯大隈なり。

◉彼は極めて樂天的なり。而して彼の樂觀は彼の元氣より來る。

◉葉隱集に曰く、大難大變に遭遇しても、毫も動ぜぬといふは、まだしき事なり。大難大變に遭つて、周章狼狽せざるは勿論、却つて歡喜雀躍して、進み勇むが武士なりと。彼が果して、葉隱集の權化なりとするに足るやは、吾輩之を保證せず。然れども維新以來、彼は、喜び勇んで大難大變に當り、他人の回避するところを、彼は歡喜雀躍して進む。此の如きは、彼が樂天的にして無鐵砲なるに由ると雖も、また以て彼が大難大變を恐れざるの氣風を見るべし。

◎小理窟を並べて、所謂高慢なる者は甚だ厭ふべし。大高慢なる者は、人に好かる。また以て天下の雄となることあり。所謂無鐵砲なる者は、人に笑はるれども、甚だしく無鐵砲なる者は、また大難大變に遭遇し得る。

◎葉隱集にいはく、しをたれたる氣風にては用に立たざるなりと。又いはく、古來の勇士には、大概ソケものなりと勇士はソケものゝ一話甚だ味あり沈着怜悧なる者より見れば侯大隈の如きは固よりソケ者たり。而して彼がソケ者たる彼が樂觀して、大難大變に當り得る所以ならずんばあらず。

◎彼は、此の如くにして、維新以來、外交に、財政に、早大の創立に、遂に、高壽にして、却つて時局の收拾に當る。彼が名を成し地歩を占めたるも、這般の元氣に在り、屢、失敗、頹落して『向陵』を貫へるも此に在り。

◎大難大變に遭遇して逡巡する者は、失敗顚落を恐るればなり。彼は勇進を好むの元氣と共に、顚落を恐れざるの樂觀あり。彼、嘗て、吾輩と其の舊事を語りて、予が成功談は言ふに足らず。失敗談こそ面白けれと言ふ。葉隱集にいふ山中の盲僧。或は以て、失敗後の大隈に譬ふべし。

◎葉隱集にいふ、盲僧十人、相伴ひて或山中を過ぐ。時、足おのゝき膽を冷す。先登の盲僧、足踏みはづして崖より落つ。殘僧、空しく泣き叫びて一歩も進む能はず。崖下の落僧大聲を發して『諸君心配すること勿れ。落ちて見れば、存外に落ちつきて心安きもの也。諸君、心安くなりたくば、早く落ち玉へ』といふ。

其三

◎葉隱集に、古の大元氣者の事を載す。其の事、頗る侯大隈と相似たり。古の大元氣者は大木兵部といふ。彼は言へり、刀を打ち折られたにせよ、手にて仕合ひ、手を切り落されても、肩にてはらり倒し、肩切り離されても、口

にて相手の首の、十や二十は喰ひ切るべしと。今の侯大隈は、既に一脚を奪はれたり雖も、倘ほ、口にて、敵の首の十や二十は愚の事、千百たりとも喰ひ切るの大元氣を有する者ならずんばあらず。

◉葉隱集に、「武勇の爲には怨靈惡鬼ともならんとの、大惡念を起しなば、首の落ちたらん時とて、死ぬ筈にては無し」といひ、首の落ちて死せざりし大野道賢の話を載す。侯大隈は、今に於て道賢ほどの所謂大惡念を包藏しつゝありや否やを知らず。然れども吾輩を以て見れば、彼の百廿五歲說なるものは、或は以て、死して猶ほ已まざる可きの大惡念に似たるもの無くんばあらず。

◉大野道賢は堺町人の恨を受く。道賢死刑の時、町人共、家康に乞ひて、火刑に處し、見て以て快となす。道賢焚殺せらるゝや、其の骸骨、火中より躍り出で、傍人の佩刀を奪ひて、町人數名を斬殺して仆る。町人ども恐る〳〵熟視すれば、骸骨は既に炭と變じ居たる也。

◉葉隱集に、更に、遺叡の意義を擴充していはく、武士は首が飛んでから一仕事するものと思へと強勇不敵の氣質に森然として人を襲ふものあり。

◉彼の老來、忽ち、百廿五歲說を提唱するや、或は以て、彼の法螺となし、或は以て、彼の樂觀以て聊か自强するものと爲す。此の如きは共に恐らくは未だ彼を盡さゞるなり。彼の不老强健と雖も確然として百廿五歲を自期するを得じ。彼に一大念願あり。其の念願を達するに非ずんば彼は百廿五歲と雖も死せざるの意氣を標榜するものなるべし。

◉彼の百廿五歲說は、葉隱集にいへる『蝮蛇は七度燒きても本體に返る』の意氣を示すものなり。彼に大願あり。

昔なりせば、彼は、首が飛んでもといひしなるべし。今の時世、彼は、暫らく百廿五歳説を借りて、自から其の意氣を象徴す。則ち侯大隈の百廿五歳説は、葉隱集の、彼に依つて現代化せられたる新發表たらずんばあらず。

◎彼の態度は如何にも元氣潑溂たり。口を堅く結び、顔を擧げ、身を反らして、不自由なる脚を渡行たせつゝ、其の眼は昂々然として、つねに前方を遠く視る。彼の百廿五歳説は遺憾なく彼の態度に表現せらる。吾輩は、彼の智勇如何を評論するを要せず。唯だ、元氣といふものを人格化したるものは、則ち彼なる事を信ずるなり。

◎彼が舊藩主の藩祖直茂、嘗て慨嘆す。いはく「肥前の鑓先」は最早、弱くなれりと見ゆ。凡は往來人を見るにいづれも上瞼を垂れ、地を見て通行するが故なり。凡そ勇むところ無ければ鑓は突かれぬものよ。肥前には大音をも言ひ、肩肱を張る位の氣持が、武士の役に立つなりと。直茂にして今の侯大隈を見るを得ば「肥前の鑓先」なほ衰らざるを喜ぶなる可し。

◎肥前人にして、政權を執る者は侯大隈に始まる。此の一事、彼の藩祖と雖も、猶ほ節くせざりしところなり。彼が上瞼を擧げ、遠を視、肩肱を張り、大音壯語しつゝ、首を擧げて進むは、肥前の鑓先の雄たる所以なり

◎或はいふ、頃日來、彼が新首相となるや、自から百廿五歳説の自信を減ずと。此の事、果して眞なりせば、彼が百廿五歳を求むるの大願は首相たるにありし也。

◎彼の大願は、彼が首相たるに出つて滿足されたりとするも、新首相にして失敗、顚落することあらんには、彼は更に、百卅五歳説を提唱するに至るやも知れず。時局は艱難にして、彼の抱負は猶ほ遠し、健在なれ、「肥前の鑓先」。

其 四

●侯大隈の筆蹟は、極めて稀にして、之を見るは、恰も鎭守森の白狐を探見するよりも難し、彼は極めて多く語る人なれども、極めて少く書く人にして、彼の筆蹟といふものは世間に存ぜず。唯だ法律上自署の不得已の時に書けるものと、宮中に於けるものとの外には無し。古來、第一流の人物にして、筆蹟の傳はらざる事、彼の如く稀なるは、恐くは未曾有の人なるべし。而して彼が、此の如く書かざるの點にも、葉隱の武士道の面影を存するを見る。

●侯大隈は必ずしも惡筆に非ず。能書とはいふ可らざれども、確かに習字の素養を積みしこと有る人たるを疑はず其の筆蹟は、彼の人物を象徴するに足るものあり。然れども彼は斷じて書かざるが故に、無筆たるを失はず。惡筆に非ずして無筆なる者は、彼を以て嚆矢とせずんばあらず。

●彼は、惡筆に非ざるに、何故に、筆を執る事を全廢したるや。維新前、彼の少年時よりして、彼は多く書かざりし人なりと聞く。然れども彼は全く書かざりしに非ざるを以て、彼が少年時の書柬筆蹟等は、天地間に存するもの無しといふ可らず。當時、彼、未だ名を成さゞりしを以て、彼の筆蹟を、特に珍重、保藏したる人は甚だ稀なるべし。

●維新後、彼が名を成すの後は、彼また斷じて筆を執る事無し、政府の文書の、廢藩置縣の前後に渉るものと雖も唯だ大隈の印を捺するのみ、大隈の自署せるものを見ず。則ち彼が筆を捨てたるの年月は、詳ならずと雖も、維新初年にあるを知るべし。而して當時、大隈の認印といふは、木彫の丸印にして、楷書を以て、大隈と記し、所謂三文印判の列を脱せざるものなり。

●天下の人となれる大隈は長崎より京都の中央政府に召出さるゝに當り、三寸不爛の舌一枚を携へて來り、唯だ一枚の筆をも携へざりき。彼の辯は一々文章を爲す。彼は舌を以て文章を書く人にして筆を執つて書く人に非ず。而して彼は必ずしも筆を捨てたりと言ふを得ず。極めて稀也とはいへ、尚ほ書くことあればなり。實は、彼は筆を怯じたる人也。世上に、禁酒、禁烟の人は有り。「禁筆の人」は侯大隈に始まる。

●吾輩は未だ彼が、禁筆の動機を懺悔したるを聞かず。然れども吾輩を以て見れば、彼が禁筆は、到底彼が能筆に非ざるを自覺したる事、其の第一因たらずんばあらず。

●葉隱に、善き手本を見て、之に模して習ふ人は、悪筆といへども、大體は可なりの手跡になるなりと云へり、彼は「可也の手蹟」となれる人也。然れども西郷、木戸、大久保の三傑を、始め政友伊藤、山縣及び同藩の先輩副島等に比して、對等たり、若くは一段の上に出るの能筆たるを得ず。強がりて、負け嫌の彼に在つては、是等の諸人と對抗して、筆蹟に於て、其の下に出でん事を忍耐し得る人に非ず。

●佐賀の人物の目標と爲りしは伯副島也。副島と筆の上に競爭したる者、前後二人あり。中林梧竹は人物に於て、副島に勝つ能はざるを知りて、書道を以て彼の上に出でんと志し、遂に彼ほどの書家となれり。侯大隈は自ら副島以上たるを期し、而して書に於て其の下に出るを以て、爲めに聲價を割引せらるゝを嫌ひ、斷然、禁筆の舉に出でたるといふ實情もあるなるべし。

●若し維新以來の錚々たる人物を以て見るに、第一の惡筆は公桂なり。彼が生前、全盛の人たりし時だにも、彼の揮毫を求むる者多からず。彼の書は、彼の聲價に適應するに足らざればなり。第二の惡筆は則ち侯大隈たるべし。

若し、彼をして筆を執らしめんとも、之を三條及び伊藤、山縣の諸人に對照して展観することあらば、或は北も見劣するを免かれず。

其　五

●葉隱は曰く、「書き物は殘るものなれば、手紙一通も則ち向ふ樣にては、掛物になると思ふて嗜みて、書く可きなり、然らざれば耻を書き置くばかりなり」と侯大隈が書かざるは、此の明文の精神に依るものなりや。

●彼は、嘗て此の明文を讀みしやは知らず。然れども彼は、其の筆蹟が掛物となるに足らざるを自覺する上は、好んで書くことを爲さゞる可き人なり。

●侯大隈が、禁筆の動機は、果して吾輩の所說の如くならざるありとするも、彼の禁筆は、今より見れば、頗る賢明の態度たるを失はず、徒らに自家不滿足の惡筆を世間に流布するを免かるゝのみにあらず、時間と勢力との節約及び善用の上に於て利するところの少からざるを見るなり。

●侯大隈、一旦、禁筆の禁を破りて、筆を執ることありとせん乎、彼が書を請ふの客は、門前、市を爲すべし。則ち、絖、絹の、彼の書齋に充棟すること、楠風、廣業を十倍すと雖も、彼に及ばざる可し。而して彼の精力を以て一氣呵成に揮毫し去るとせば、彼の筆蹟は旬月にして江湖に充滿せん。

●侯大隈の序文を冠するの書籍は、今に於て甚だ多し、是等の書籍に、將來、彼の序文を罷めて、題字を請ふに至る可く、彼が游說の到る處、旗亭、旅館、地方富豪の堂々たる大床の間、悉く無器用なる彼の筆蹟を以て飾られん。

●彼は、天下の客を接見するに、維れ日も足らず。若し彼にして筆を執らば、彼は應接室以外にも統に對して、間接に依賴者に面會することゝなる可く、彼は語り且つ書き、彼は發揮の時間ばかりとなりて、全く、蘊蓄の時間を失はん。

●彼は、由來、發揮の人たると共に、また蘊蓄の人たり。彼は應接室に於て、長廣舌を揮はんが爲には、つねに書齋に於て、營々として讀書す。彼が禁筆は、彼が書齋に於ける時間を浪費せしめざるにおいて大功あり。彼は、他事を廢して、蘊蓄の時間を長くし、睡眠を十分にして、精力の蓄養を計りつゝあり。故に、彼は、蘊蓄と蓄養とを妨ぐべき總べてのものを恐れつゝあるなり。如上は、彼が生活の內容なり。

●或る一面より見れば、禁筆は、彼の人物及び能力に、種々興味ある觀測を下すを得せしむ。元來、彼は豪快活潑の氣質あり、筆を執るをば懶しとす、必ずしも惡筆なるが故に、禁筆したりとばかりは言はれず。而して彼が筆を執つて文章、或は備忘錄をも書かざるは則ち今日に於て、彼をして、純ら「記憶の人」たらしむる所以ならずんばあらず。

●侯大隈は、今世に於ては、大記憶家の一人たるを失はず。近來の政客、學者を通じて、強記なる者、吾輩の見るところを以てすれば、公伊藤と侯大隈とを推して第一流と爲す。彼は、天賦、強記の人なるべし。然れども彼の強記を涵養するものは、彼の禁筆ならずんばあらず。

●彼の強記は、著しく數字の上に現はる。男澁澤の如きも、強記の老人を以て稱せらる。然れども、彼は青年の財政を語りて、數字の統計に及ぶ時、往々、數字の位を誤記す。千萬圓の位を誤らざるも、百萬圓の位を記憶せず。

侯大隈は則ち、百萬、十萬、或は單に萬圓の位に至るまで、精細に之を諳記することあり。卒然として聞けば、出鱈目なる可き乎と思はるれども、實は、事實に合し整然として誤らず。彼が才能の人を驚かすものゝ一は則ち這般の强記なり。而して彼は歴史の事實を叙述し、數字を列擧し、數時間に渉りて談論すと雖ども、嘗て、一枚の原稿を有するに非ず。一時間の講議にも、必らず原稿に據る教育家を愧死せしむるに足るものは侯大隈なり。

其　六

●侯大隈は、一面に於て、廣告の雄たり。廣告術の眞諦は、身を以て廣告するに在り。彼は身を以て廣告しつゝあり。彼の一擧一動、彼自ら廣告するものに非ざるは無し。而して彼の廣告法は專ら辯論を事とし、筆を事とせず。

●名士の揮毫は、究竟、一の廣告術といふを得べし。彼は一切、這般の廣告法を用ひざる丈け、其れを補塡するに辯論を以てす。

●筆蹟は、人格風采を象徴するを以て謦咳に接せざる者と雖も、筆蹟を見れば、或は景仰憧憬の念を慰するを得べし。然れども侯大隈は更に一片の筆蹟を江湖に散ぜざるを以て、彼の名聲の高きを以てして、彼を想望する者は、必らず彼の演説を聞かざるを得ず。

●侯大隈が、筆を禁じて、專ら舌耕を事とするは、一面に、揮毫の勞を省き、一面又、演説行脚の機會を增加するの利益あり。今日の彼に在つては、彼が當年、豫想せざりし多々の利點を占めつゝあるならん。

●彼は、元氣に任せて到る處に辯ず。樹下石上に傳道せし大聖釋迦と雖も、侯大隈が、プラツトホームに、公園に汽車の車窓より演説したるほどの、變化に富める演壇を、恐らくは有せざりしなり。

●彼は眞に口舌の雄なり、殊に、昨年來、北國に、四國に、一回旅行の演說、百二三十回を越え、殆んど鐵車萬里舌を戟として、戰ふの槪を發揮す。また以て舌戰に於ける古今の壯觀たるを失はず。

●蓋し古來、演說に富める一生を有する者は、大聖釋迦に過ぐるはあらず。釋迦は、三十にして、山を出でし以來八十餘歲に至るまで、五十年の長き歲月を、獅子吼して暮らしたり。侯大隈は、維新前後より既に舌の人たりと雖も、其の專ら演壇に獅子吼を試みて政戰するは、明治十四年の辭職に始まる。此の時を以て、或は釋迦の出山に擬ふべし。若し維新以來を算すれば既に釋迦の五十年に近く、十四年以來を以てすれば、未だ五十年に遠し。彼の元氣、老健なるを以てして、十四年以後を算するも、五十年に達するの日は、遠きに非ざる可く、此の如くにして、彼は、釋迦以後、五十年演說の第一人たるに至らん。

●今日に於ては、彼は、決して禁筆の信條を捨つ可らず。一個、彼の商標となれり。彼は此の商標を、國民の間に登錄し畢りたれば、斷じて此の商標を尊重せずんばある可らず。

●「禁筆」は侯大隈の登錄商標たるに留まらず、吾輩を以て見れば、彼に許すに『專賣特許』を以てせずんばあらず。此の商標も特許も、特許局に交渉あるに非ず。社會的に行はるゝが故に、尤も彼の專賣として推稱するに足る此の商標や、不文の商標にして、此の特許や太だ奇異なり。專賣特許を多く有する者は、古來、米國のエヂソンに過ぐるは無し。然りと雖も、エヂソンと雖も、未だ禁筆の新發明に想到したる事あらざるなり。

●何を以て、禁筆を專賣特許といふ。今の世に於て、禁筆を斷行し、これを以て特色と爲し得る人物ある事無し。唯侯大隈一人あり。而して禁筆は、彼の特權に屬し、他人、全然、これを侵害するを得ず。若し世上、禁筆を事と

する者出でん乎、世人は、直ちに、之を目するに、侯大隈の亞流と爲す事を躊躇せず、禁筆は、略して之を大隈式といふべし。

◉禁筆は、日本のみならず、歐米の名士に至つても、侯大隈の外に有ること無し。故に、這般の禁筆は、之を彼の特權といはんよりも、彼の專賣特許といふを可とす。專賣特許の權利は、古今、東西に通ずるものなり。

◉侯大隈は舌の人なりと雖も、母の胎内を脱して、產聲を發するの刹那、直ちに演壇に向つて、おぎやと啼きたるには非ず。辯は彼の天禀といふと雖も、本能には非ず。他年太甚しく衰老するの時、流石の舌も疲るゝ事無きを保せず、其の時こそ、彼は突然禁筆の禁を破つて、悠々として筆を揮つて、筆の人の一點張を以て、更に世間を驚かすを要す。然れども、吾輩は、彼の舌の疲るゝは或は百二十五歲の後に在る可きを恐るゝなり。

其七

◉吾輩既に、侯大隈の禁筆を論じて、其の記憶力との關係に及ぼし、稍〻延いて、葉隱集の範圍を脫出せんとせり然れども議論は極致に到らざる可からず。彼が禁筆と記憶力との關係に就いては、吾輩猶ほ一の附言せざる可らざるものあるを思ふ。

◉彼の強記力を助長するものは、彼の性癖ならずんばあらず。彼は隱忍、默藏する能はず。彼は思ふ事を悉く發表し、知れる丈けを說明す。彼が此の性癖は彼をして、不知不識の間に、好辯の人たらしむ。而して彼が好辯の人たるは、則ち彼が強記の大家たるを致す所以なり。

◉學校に於ける老練なる教師といふは多年、同一學科、或は同一教科書を擔當、教授して、教科書無しと雖も、殆

んど教科書を諳練し、恰も嚢中の物を探るが如くに、教科書を教へ得る人たり。彼等、幾十回、乃至幾百回と言はず、同一點を、繰返し辯說したるは、則ち彼等をして、一見、非常の強記家にして、教科書を記憶する如くに見えしむる所以ならずんばあらず。

◎浪花節語りが浪花節を語り、講談師が講談を讀み、義太夫語りが淨瑠璃を語るは、非常の長文を易々として諳誦し、素人をして、其の非常の強記なるかを驚嘆せしむるに足るものあり。然れども彼等は、其の實、必ずしも非常の強記家なるには非ず。彼等は、浪花節、講談、淨瑠璃以外、百般の事に對して、此の如くに強記なるには非ざるなり。唯だ幾十百回となく、同一讀物を繰返し〳〵口にするを以て、自ら強記と見ゆるまでに到れるのみなり。

◎教科書の著者は、老練なる教師の如くに、自家の文章を記憶せず。浪花節、講談、義太夫の作者も亦た悉く然らざるは無し。作る者、必ずしも強記せず。語る者、則ち強記するを得るなり。

◎日光、或は嚴島の案内者が、其の故事來歷を諳誦し得て、滔々、懸河の辯を揮ひ來るは、參拜者を驚かしつゝあり。彼等は、必ずしも強記家に非ず。同一事項を、屢、講說するに依つて、自ら強記を致せる也。

◎日光や嚴島の案内者は、禁筆者には非ず。禁筆は愚な事、彼等は無筆なり。未だ曾て禁筆といふ事を夢想したることも無き者多し。若し彼等に禁筆といふ事を語り聞かせなば、彼等は、世間、非常の贅澤者あるに驚くなるべし。禁筆は、實に、一種の贅澤ならずんばあらず。

◎彼等、案内者をして、學問あり、良書を讀破して、案内記を辯ぜしめば、定めて好個の指南者たるべしと思はれざるにあらず。或は、眞に然るべし。然れども案内者をして學問あらしめば、案内者としての興味を減ず。而して

案内者は書を讀まざるが故に、更に、能く强記者たるを得る。

●吾輩、嘗て聞く、石山寺の案内者が、山門の仁王を指して「右は運慶。左は湛慶、いづれも左甚五郎の作で御座ります」と言へり。何等の詩趣ぞや。彼等は、無筆者なるが故に、此の天籟に似たるの語を爲す。

●侯大隈は、實に、大讀書家なり。然れども彼は、ひとり書齋に書を讀みて、師授無きが故に、往々にして、固有名詞を太甚しく誤讀して、偶然に、天眞爛漫の滑稽を演出する事無きに非ず。彼に這般の愛嬌あるは、偶々以て、彼が耳學問に非ずして、獨學の讀書家たる事を證明せずんばあらず。

●彼は、隱忍包容すること無くして、且つ、臆面無き人たるを以て、彼の見聞せる事實、彼の閱歷失敗を公開して厭はず。また之を繰返すこと幾回なるを知らず。恰も老練なる敎師、浪花節語りの如くに、長文の事實を繰返し、辯說するを以て、彼は、極めて能く舊事を諳誦するを致すなり。

●耳より入るの智識は記憶し易きは、人の自然なり。屢、讀むよりも、屢、語るは、則ち强記の眞諦なり。彼が、一たび聞き、或は讀みたる事を、到る處に繰返し語るは、彼の强記を確かむる所以とす。

●今の歷史家は、上古の歷史家よりも、記憶力に於て遜色あり。上古の歷史家は、歷史を讀まずして語りたればなり。太安麿の如きは、古事記だけの事を暗記せり。彼は書を讀みしとは雖も讀むといふ事割合に少く、聞き且つ語ること割合に多かりしかば、此の如く强記なる史家とはなれり。

●侯大隈の强記を示すものは、歷史なり。歷史は、彼の趣味の一なり。若し、彼に向つて、彼の生涯、維新前後、明治の歷史、日本の歷史を聞け。彼が即座に、滔々一瀉千里の勢を以て、黃河の水を決する如くに、彼一流の識見

ある歴史談を試むを見るべし。彼を一種の歴史家なりとせば、彼は太安麿以來の强記なる歴史家ならずんばあらざるなり。

●今日、今日以後に於ても、歴史を讀む歴史家は多し。彼の如く、歴史を語り得る歴史家は極めて稀とすべし。侯大隈は、近世に於ける太安麿なり。

其八

●侯大隈をして、再び新首相たる事無からしめば、彼は維新後に於ける一大浪人たる可かりしなり。これほどの大浪人は、古は勿論の事、近來と雖も、彼の外、また比肩するを得る者無く、將來と雖ども、此の如き堂々たる大浪人の出現を期待するを得可らず。實に、早稻田浪人としての侯大隈は新日本史の一壯觀たらずんばあらざりし也。

●吾輩も亦浪人たるが故に、古來、浪人の傳記に興味を有す。明治浪人を草して、其の劈頭に、侯大隈を推す可く期せしに、彼が、再び雲上人と爲れるは、吾輩をして、稍、失望せしめたり。

●彼をして、大浪人たるを得せしめたるは、葉隱集の力なり。佐賀の人物、廟堂に立てる者にして浪人生活を送りたる者は彼の外に無し。副島、江藤、大木、佐野の諸人をして、浪人たらしめば、能く大隈の如くなるを得しやは知らず。然れども大隈に依りて、葉隱集の浪人道を發揮するを得たるは、佐賀武士の面目にして、天下後世に讃揚せらるものにして、斯道の宣傳者として、葉隱集の爲にも、斯人を記念せざる可らず。

●葉隱の作者は、蓋し由井正雪、山鹿素行等の事を見聞したるべし、就中正雪の如きは三百年稀見の大浪人なり。

それとても大名の生活とはいふ可らず。葉隱の作者に早稻田に割據して、王侯の生活態度を爲し、在朝に同じき在野の品位、威嚴を維持すること侯大隈の如きものを想像したることあらざる可きなり。葉隱の浪人道を恢弘したる者は侯大隈ならずんばあらず。

●葉隱に曰く、何某が云ひけるは、凡そ浪人などゝいふは、難儀千萬、此の上も無きものゝ樣に、皆人思ひて、浪人などする折は、殊の外、落膽して失望するものなり。されども一旦、浪人して後は左程には無きものなり。所謂案ずるより產むが易きなりと。

●侯大隈の十四年失敗以前の全盛は、人を驚かせり。其の外務卿官邸に在りし時、珊瑚樹を壁に塗り込みたりといふ世評あり。其の實は珊瑚の屑を、極めて安價に買入れたるものに過ぎざりしも、彼の豪奢の噂は、伊藤の風流と共に、新聞紙を占領したり。是程の生活を爲したる人が、九地の下に墜落して、一介の素浪人となりたれば、當座は流石の彼も、中心、必迫を感じたるや必せり。然れども案ずるよりも產むは易きにや、彼の氣習の然らしむるにや、彼は、遂に、浪人として取り亂だすこと無く、速に陣形を立て直ほして、浪人を以て、在朝諸公に對陣し、浪人の爲に氣を吐けり。

●葉隱に、又いはく、浪人などして取り亂るゝは沙汰の限り也。勝茂公の御代の人は、七度浪人せざれば、眞の奉公人にて無し。七顚八起といふ事あれば、よしや一度二度の浪人に、君を恨み、世を狹むる心ある可らずと、葉隱の此の一節は、侯大隈の氣習を鑄出せるものならずんばあらず。

●侯大隈は一度二度の浪人に閉口する男に非ず。彼は、恐らくは七度浪人すと雖も、其の態度は一回毎に、ます

〱振ひ來るべし。十四年に失敗し。松隈內閣に再び浪人し、憲政內閣に三度浪人して、嘗て屈託したる顏を見せず。平然、泰然として早稻田浪人の氣焰と人氣は愈加はりつゝあり。彼は、假令、新閣に失敗して、浪人となるとも、彼は毫も挫折すること無かるべし。葉隱に曰く、『奉公人の打留は、浪人か、さも無くば、切腹と定まりたる事と、平素心得覺悟し置くべし』彼は、つねに浪人と覺悟し居るなるべし。

◉彼は、今、宰相としては「歸り新參」なり。葉隱に曰く、歸り新參などは、さても錆になりたると見ゆる位なるが可し、確つかりと落ち付いて、動かぬ位があるなり。御譜代の忝さ、有り難き御國なる事に氣の付くほど、御恩が重くなるなり。斯樣に行き當りて見れば、浪人などは何氣も無き事なりと、猶般の浪人は、佐賀浪人に就いて之を言ふ。佐賀浪人は特色あり。秩祿を奪はると雖も、國境を出でゝ他に仕ふるを得ず。斯の大義を擴充すれば、皇室に對する天下浪人と異なる事無き也。

其　九

◉葉隱は、以て、侯大隈の特色を說明するを得べし。彼は葉隱武士なればなり。葉隱に見えたる山本神右衛門は、名譽の武士なり。彼は『士は喰はねど空楊枝、內は犬の皮、外は虎の皮』の名言を吐けり。當は八十餘歲にして、難病を得たるが一聲の呻吟をも出さゞりき。

◉侯大隈の浪人三十年、內は犬皮にして外は虎皮なるもの無くんばあらず。彼は依然第一流の體面を保持せんには虎皮を飾らざるを得ず。虎皮を飾らんが爲には、彼は、非常の苦痛を嘗め來たるらし。彼は葉隱派に非ず。唯々長者に非ず。而して彼が嘗て難澁の顏色を示さゞるは大隈たる所以たり。

◉葉隱に、古來大酒にて不覺を取りたる人多し、甚だ殘念の事なりと言へり。明治以來、元勳政治家の大酒家に候大隈なり。彼の酒量は、公山縣と旗鼓相當り、彼は、或は、其の上に出づ。彼は斗酒、嘗て亂れず、毫も醉容を見せたる事あらず。唯だ斷脚後の彼は、太甚だしく謹愼攝生を事とせり。斷脚前の彼は、大酒して不覺を取らざる葉隱武士なり。當年、築地、梁山泊に於ける彼の酒量氣焰、想見するに餘ある也。

◉侯大隈の博識多聞は、すべて廣大なる常識力を以て材料を消化しつゝあるなり。彼は、各種の學問に涉りて、時に通を示すことあるも、彼の談鋒、すべて常識の刄を附し、敢て、專門家の臭味を帶ぶるを見ず。

◉葉隱に「學問をなすは、善き事なれども、動もすれば弊害の伴ふものなり。」といへり。玆に、學問の弊害といふは、專門の弊害をいふ。學問を爲して專門の弊害に陷らず。常識を涵養し得て、其の大を致さん事は、啻に葉隱の理想たるのみに非ざるなり。

◉彼は、大なる常識家たると共に、大なる樂天家なり。彼は、隨時、隨處に樂觀しつゝあり。而して彼の樂天家たるは、葉隱式の樂觀なり。

◉彼ほど、新聞記者に、多く逢ふ政治家は有らず。彼は訪客に接して、彼の意見を發表するを以て毫も大儀と爲さず。彼は、易々樂々として、つねに自ら語りつゝあり。彼の意見なるものは、概ね宿構に非ず。客の問に應じて、薀蓄を披瀝するのみ。或は、之を、出鱈目なりといふものあるも、其は酷評ならざれば、凡評のみ、彼は一擧動、一演說、端的、當意の一念を以て立つ人なり。

◉葉隱に曰く 端的、唯今の一念より外は、之無く、一念々々と重ねて一生なり。此の所に覺え付けば、外に委し

き事も無く、求むることも無く、唯だ此の一念を守つて暮すまでなり」と。候大隈は、端的一念の覺悟を以て立つ人なり。彼は端的一念を重ねて、今の彼を造り出だせり。今後の彼も亦た此の如くなるべし。

●端的一念は、彼の樂觀を涵養するものならずんばあらず。彼の端的一念は、當意即妙とも見ゆるなり。端的一念なるが故に、彼は、豫め分外の心思を過勞すること無し。彼は、一刻々々に滿腹の精神を傾注す。既に彼を忘れ、また前を杞憂せず。葉隱に「災難は、前方より杞憂したる程には無きものなり。然るを、先づ以て、如何あらんなど〻杞憂して苦むは、愚なる事なり」といへるは、まさに彼の樂觀說なり。

●追懷と杞憂とに耽る者は樂觀者に非ず。樂觀者に非ざれば、奮つて艱難に當たるを得ず。樂觀者に非ざれば、首領たるを得ず。候大隈が能く今日の位地を保持するを得たるは、彼が大なる樂觀者たればなり。葉隱にいふ「本分人の肝要は、逆の時、歡喜踊躍」と。逆の時は逆境を意味す。逆境に歡喜踊躍する者は輝世の武士たらずんばあらず。

其　十

●吾輩の書齋の隣家に、日々、樓に上つて琴を彈くなあり。早朝より歌ひ且つ彈じて午後二時に至る。若し曉鷄と共に始むれば、琴聲、三更落月の時に及ぶ。琴聲、淙々、つねに吾輩の卓上に在々來る。本篇の述稿は、すべて此れが園中の花彩と隣樓の琴聲を帶ぶるものなり。吾輩は二八の少女にも未だ此の如く彈琴に勉強する者を見ず。彼女に、芳紀既に五十を過ぎたるらし。婦妍の姿、三十年前に褪せて、窈窕の氣韻ば其の心に存するや。彼女は彈琴に若やぎつ〻あるなるべし。

●男爵澁澤は、侯大隈を評して、既に七十七といへば、其の爆發力の大といふと雖も、倚ほ推して知る可きのみといへりと聞く、此の如きは、或は世人の賛同するところなるやも知れず。然れども彼大隈は、恐らくは一笑に付し去る可し。彼は、男爵澁澤とは、其の氣習、素質を異にし、随つて老健の勢ひを異にす。彼は、堂々、葉隱武士を以て、自から任ずる者なり。

●侯大隈は老を知らざる人也、吾輩は世間の若き者にも、彼の如く若やける者を見る事稀なり。彼の舊藩祖、直茂公の壁書といふものに「人間の一生は若きに極る、一坐の人にも飽かれぬやうに」と云へり。今日に於て、此の壁書の理想を實現したる者は、大隈ならずんばあらず。

●去年、桂内閣の瓦解し、憲政擁護運動の勃興せし頃、吾輩同人、侯大隈と語りし事あり。當時、元老、後繼首相の推選に奔走し、屢、物議を招く。彼昂然として元老を笑ふ。彼は曰く、「諸老、年寄の冷水を以て、營々として柄に無き事に苦心し、爲めに、壽を縮むる事幾干なるやを知らず。吾輩の如きは、悠游、世變を達觀し、身閑にして心靜なり。御蔭を以て健强長壽を致すべし」と。葉隱にいへる「人間一生は、誠に纔の事なり。好いた事をして暮らす可きなり」の態度あり。今年、則ち、彼、突如として起つて局に當る。彼は、必ずしも諸元老より年少ならず。彼、果して年寄の冷水たらざるを得るの覺悟あるか。如何。

●彼は、自から葉隱武士たるを以て、年寄の冷水に非ずと確信せるならずんばあらず。葉隱に曰く、「古老の覺悟は深き事なり。十三歳以上六十歳以下、出陣といふ事あり、其故に、古老は年齢を隱くすといへり。」彼の齡、既に出陣の年を過ぐること十有七。彼の覺悟は十有七を刪除して、出陣の齡を以て任ず。彼は年を隱さずと雖も、老を隱

くせり。喜壽の新首相といふを以て彼を揶揄する如きは、彼には禁物なり。

●葉隱にいふ『やさしき武士は、古今に、實盛一人なり。討死の時七十餘なり』と大隈の齡、既に實盛以上なり。彼は、實盛以上の「やさしき武士」なるべし。然れども實盛といへば何となく悲壯に聞ゆ。彼には悲壯の氣無し、彼は、樂觀せる實盛ならずんばあらず。

●彼が、此の如き高齡を以て、時局收拾に從事するの精神は、葉隱、尤も能く、之を說明せり。葉隱に曰く『役儀を險吞に思ふは、スクタレ者なり。其の事に備へたる身なれば、其の事にて仕損ずるは、當然の事なり。但し、私の事にてず仕損ずるこそ、辱にてあるなれ。されど無調法にて、何と相働きる可きやとの心遣ひは有る可きなり』と現時の新首相は大難役なり。彼が年老を以て奮起して、此の難局に當る所以は、此の一節の精神に適せり。彼は難局の首相を以て任ずる葉隱武士たるが故に、役儀を險吞と思ふ事斷じてあるなし。

●新首相たる彼は、非政友三派を結果し、早晚第二の臨時議會を開きて、政友會と戰ふべし。彼が自黨を結束するの態度は如何、試みに葉隱を見よ。

●葉隱に曰く「城渡しの折に、城を枕に討死を思ひ立ちし者、よし一兩人ありとも、伸が吟、不同意なれば、總勢揃はずして、城を持ちたる例無し。然るに城の持樣に、城請取の役人、城間近く來りし時、城を持たんと思ひ立ちたる者、一兩人、物陰より、弓鐵砲を、少々射かけなば、請取の衆は騷ぎ立ち、弓矢に仕たすなり。其の時は、他の衆も、心ならずながら、城に籠るものなり。萬事度胸が第一なり」と。

●如上の意、究竟、背水の陣といふ一語に歸着す。然れども說き得て太だ詳明、以て、大隈內閣に適用すべし。故

が縣知事を更迭し、延いて郡長に及ぼし、着々、政友會に向つて彈丸を發射しつゝあるは、啻に敵を壓迫するのみに非ず。併せて自黨を結束する所以ならずんばあらず。次ぎには、彼は議會を解散して以て、信任を國民に問ふの順序を取らざる可らず。是れ大隈内閣自衛の正當手段なり。桂内閣は、此の如くせざるが故に、不覺の敗を取れり而して此の如くする事は、葉隱集が葉隱武士に教へし所ならずんばあらざるなり。

『本稿は大正三年大阪毎日新聞に連載したるものに、多少の訂正を加へたるものなり。抑、葉隱集全部の刊行は吾輩の理想にして、又た江湖に向つて力說したるところなり、今、本篇の刊行に臨み、中村君の志を多とし、併せて吾輩の喜を記す。』

大正五年九月

黑頭巾再記

乃木將軍と鍋島論語葉隱

乃木會副會頭　陸軍中將　堀内文次郞

編者曰く左の一編は大正六年五月二十三日佐賀市に於て開催されたる乃木會に於て乃木會副會頭堀内陸軍中將が演說せられたる大要にして、西肥日報に掲載せられたるものなり。乃木將軍と葉隱との關係を知悉するに足るものありと信じ、輯錄し以て參考に資す。

○無量の感慨

既往六ケ年の間生活を共にせし諸君と本席に會し、故乃木閣下の事に就て、談話するは閣下と佐賀と或る因緣を結べるものありと觀じ、無限の感に堪へざるを覺ゆ。予は乃木會の副會長を托せられて又無量の感を起せり。予曩に旅團長として來任したる時、先づ佐賀を研究せんと欲し所謂「葉隱集」一名「鍋島論語」を閲讀したり。而して予は之を我が部隊の教育の根底となせり。鍋島論語と乃木閣下との關係如何と云ふに、乃木閣下は葉隱集を閲讀したる人なり。同書の始めを見れば閣下の謝意を同書の寄贈者に表明せるものあり、曰く

「葉隱集を得て一讀したるに今更良師父を得たるの思に存候（寫眞參照）」

とあり、虛飾の世辭を用ゐざる乃木閣下、既に鍋島論語を稱して「良師父」と云ふを見れば、乃木閣下と同書との

深き結合あるを知らるべし。

○古川と乃木

當銅像園内に於て源泉滾々不舍晝夜と云ふ噴水池の傍に、威風嚴然たる鍋島閑叟公の銅像あり。而して其傍に鞠躬如たる銅像あるは誰れぞ、是れ閑叟公に殉死せる古川松根（楢園）君其人ならずや、又小城の清水の瀑を見れば其昔瀑下に於て主君の病氣平癒を祈りし倉永氏を追想せずんばあらず。古川氏及び倉永氏の事跡は是れ諸君眼前の生きたる教育ならずや、二氏の事跡は鍋島論語の權化にして、而して又乃木式なり。乃木大將は一死以て國に報ふるの精神を發揮せり。乃木閣下は古川、倉永兩氏を混化したるものと確信す。

○同一の憤慨

佐賀論語の編輯者山本常朝氏は左の如き俳句を物し居れり、

みな人は江戸へ行くらん秋の暮（卷頭參照）

是れ山本先生が當年鍋島藩人の墮落を憤慨したる句なり。乃木閣下も歐洲行を爲せし時、獨乙國伯林に於てゴルツ元帥等と饗宴の席に會せしが、兩將軍の談話は此の俳句の意味を說明し居れるを見る。乃木閣下歸朝せられた時予は新橋驛に出迎て佐賀に赴任する旨をも告げ、更に一席の御面會を得たき事を請ひ、閣下を學習院に訪問すべきを申出でたるに、閣下は却つて自から予を訪ふべしと云はれたり。乃木閣下にお世辭なきを察せる予は、敢て辭退

せず翌早朝四時に起床して閣下を俟ちしが、聊か予の豫期に違ひ八時に來訪せられぬ。仍て予は旅團長としての教育方針などを問しが、閣下は在伯林中に於けるゴルツ將軍との談話を語られき。

「ゴルツ曰く、伯林は市街大に擴がり、住民非常に增加せしが、其の住民は日々に虛榮に向ひ利己に趨せつゝありて、田舍的堅實の氣象は年々に墮落し前途憂慮に堪へずと、君之に答へて曰く、我が東京も同一にして都府の發達を見れども人心の墮落は吾亦大に憂慮しつゝあり」と。

思ふに兩將軍の意は人心の墮落は一國の衰亡を徵證せられ、都會の發展は田舍の質樸なる良風を破壞すと云ふにあり。是に於てや知る彼の『みな人は……』の俳句と、其の趣旨を同一にする事を、鍋島論語は武士たる者が利己を專らとし、虛飾に馳するを戒め居れるが、大隈侯爵の言はれし如く、ヨシ劍術を學ぶも乘馬を練るも只虛飾的にして精神なきものは墮落なり、佐賀には有名なる先輩大隈、副島、大木、佐野等の諸侯伯あり、倣ふて以て、武士的精神を練るに餘りあり。

○和魂漢才

葉隱集即ち鍋島論語は、人の精神を同化する力を有するものなり。菅公は『人の和魂漢才を懷くべし』と唱へたるが、鍋島論語も此の意味を包含し乃木閣下の日常の修養も之れに一致し居るを覺ゆ。乃木閣下殉死の當時歐米の諸新聞は種々に論評せしが、佛國の某新聞は閣下の性格を明白に道破し居れるを見る。

『乃木は東洋人の圓き頭中に西洋文明の思想を蓄へ居れり云々』

由來西洋人は東洋人の性格を眞正に知悉せざる傾きあれども、少くも佛紙は乃木閣下の性格を了解せるが如し。

○外貌と內心

東洋頭に西洋思想を有すと云ふ佛紙の評語は、乃木閣下の性格一班を盡せるもの丶如し。乃木閣下は鬚髯を剃ることなし。唯だ宮中に參內する時の外は剃らずして鋏刈るを例とせり。露皇戴冠式に列せし時は、剃られたるも漫遊中他の場合には決して剃られざりし。墺國の參謀總長に乃木閣下と其の性行を一にする者あり。乃木閣下墺帝の晝餐會に出席せし時、同國參謀總長もあり、總長兩手にカフスを着け居らざるにぞ、墺帝之を怪しみ問ふ。總長曰く、軍人規則に必ずカフスを着けよとの規定は有りませぬと、此時乃木閣下もカフスを着け居らざりし由。乃木式の蠻風は同國總長の蠻風と一對として傳稱せられしと云ふ。外貌は斯く蠻風なれども、其の應接の態度其の交換する言語等は閑雅優美皆な赤誠に出づるが故に威ありて猛からず眞に得難き武官又外交官として感心したりとか。

○葉隱武士

其形は蠻的にして、其心は文明なる乃木閣下は、能く葉隱の精神を躬行し居れり。葉隱集は鍋島男子を造り出したるが、葉隱の鎖國主義を執つて江戶風を排斥し、然かも世界的智識を得るに力めたり。故に乃木閣下の日本魂は鍋島魂と同一歸趨を有し居ること勿論なり。又葉隱集を見るに山本先生は石田先生に向て

「鍋島家は私一人にて脊負つて立つべし」

と傲語し流石に石田先生を驚ろかしたるが、能く之を實行したる事は歷史の證明する所なり。彼の乃木將軍は露國今日の政變を日露戰爭の當時に豫言し居れるが、將軍の大宇宙觀は此の明察を生ずる所以なるべし。而して乃木閣下の殉死は世の軟弱に流るゝこと滔々たるを見て『吾一死以て之を抑止めん』と云ふ大抱負心に基くものゝ如く、彼の山本の傲語と符節を合するものあるを覺ゆ。

○大慈悲心

將來の佐賀は如何と云ふに、既往の佐賀よりも現今の佐賀大に進步し居るが故に、其の將來の進步亦限定すべからざるものあらん。而して世進む時は、大隈侯の言の如く、慈悲心を發揮するに至るべし。葉隱集にも『人の爲めに大慈悲心を盡すべし』と云ふは、即ち之を達觀したるの言なり。其の大慈悲心を發揮せし者は、乃木閣下御夫婦なるべし。明治三十八年頃愛國婦人會に向て『百圓の無名寄附』を爲せる者ありしが、之を穿鑿したる結果乃木夫人の寄附に相違あるまじと決した。同夫人は淺草其他の貧民にも金錢を施與したる事幾度なるを知らずと聞く。殊に乃木將軍の俸給の大部分が何に遣はるゝか、其の副官達も更に分らざりしとの事なるが、多分慈善的に支出せられしものと察せられき。乃木閣下夫婦は實に葉隱の精神を實行したるものと斷言す。

○御靈の國歌

玆に乃木閣下の御靈を詠じたる一首の歌あり（とて一幅漢字のみにて記するを示す）

たぐひなき君の心は萬世に　國の教へとなりて殘らむ」

是れ乃木神社築造に大關係ある村野山人氏の物せし歌にして、閣下の御靈として銀鏡に錄せるものなり。而して其御靈は桃山々下乃木神社の一隅奧の院に埋伏せるが、此の一首の歌能く乃木閣下を言盡せりと謂ふべし。乃木神社は阿里山の檜と木曾の檜とを以て造りたるが、乃木閣下の母堂は臺灣にて逝き、其の守護神たるより特に阿里山檜をも用ゐしならん、斯くて神社の奧の院の高き所は幾千萬年も鎭まり玉ふ。此の御鏡の靈とはするなり。

○乃木と村野

鍋島論語葉隱は石田、山本、田代諸氏の手に成りしが、石田の博聞旁捜、山本の記述あるも田代の編纂なかりせば恐らく今日に傳はらざりしならん。乃木閣下を後世に傳ふる者は村野山人なり。而して前記「たぐひなき……」の歌を書ける此の一幅は、村野山人の肉筆なるが、山人は之を百枚だけ認めて各方面に頒ち、然かも是れ乃木閣下を祀りし精神の存する所なり。此の御靈鏡を奉納せしは、昨年九月十二日の眞夜半なりしが、當時予も參列せしに其の神々しさ言語に盡し難く、而して其の感覺は參列したる者に非ずんば解き難くぞ思はる。閣下先帝に殉死の當時靜子夫人も夫に殉せしが、夫人は夫の死を見屆けて後三回まで其胸を刺して逝ける天晴れの夫人なり。斯く忠勇義烈の夫婦なるが故に、共に之を葬り墓下には其の略傳と銘とを棺蓋に錄せり」とて其文を朗讀す」要するに、此の一大事業は村野山人の熱心に依て成れるものなり。

○乃木閣下の遺物

乃木閣下には多くの遺物あることなし。八升入の大瓢と早苗の乾苗にて自から造りし座布團とあるのみ、明治二

十五年頃、其の大瓢を得られたるにや之れに「壽則の長からん事を恐る」と書かれたり。世間一般長壽を欲するに閣下は長壽を恐ると云はるゝ當時既に一死を決心し居られたるものならんと察せらる。乾山製の座布團は是れなりと（會衆に示し）閣下は人の之れに銘せんことを請ひしかば直ちに筆執りて

客有問曰

世の中に、爲すべき事も、多かるに　斯んなところで、何を那須のか

答

爲す事も、なくて那須野に、住む吾は　ナス唐ナスを、食て屁をこく

二首の狂歌は滑稽中に諷刺を含み、座布團の如きも廢物を利用して、緞子の座布團よりも敷心地よきものを造り出さるゝなど、閣下には世に超然たる一種の主義精神の宿れるを思ふべし。古より、孔子、孟子、老子若くは耶蘇等各々主義精神あり。世界的の閣下に乃木式の主義あり。蟹的の文明と云へる如きは、特に葉隱主義と一致せるを覺ゆ。予は茲に乃木大將閣下を紹介したりと雖も敢て之を盡せるに非ず。然かも佐賀には此の公園と彼の清水の瀑とに葉隱の精神充實するものあり。然かも乃木式と相一致するを以て、諸君自から遊覽の際若くは青年學生の來遊する時を以て、此の主義精神の修養に努められんことを望む。（大正六年五月二十五日乃至同二十七日附發行の西肥日報より轉載）

悲壯鬼神も哭し、遺烈千秋に薫る

あゝ空閑少佐

葉隱は誨ふ

「案ずるより生むがやすきなり、死の道も同樣なり、平生に、死を覺悟して心のどかに死すべきことなり」

（此の一節は、少佐が生前精讀せる遺品描稿鍋島論語葉隱の一節にして、少佐が會心の句として特に朱點を施せるものに依る）

と、少佐の死、何ぞ夫れのどかなりしことよ。

少佐が江灣鎭に於て惡戰苦鬪數晝夜、終に重傷の爲に仆れ、武運拙くして不幸敵軍に收容せられ、後歸還せしが、虜はれの事情詳かとなり、帝國武人の面目上何等恥づべき所爲なしと判定せられしも、少佐は自の道德律に則りて、創痍未だ癒えざるの病軀を驅り、戰鬪詳報、陣中日誌、其の他公私一切の措置、殘るところなく整然と之を處理し、曾て苦鬪の思出深き戰跡を訪ねて、

上官林聯隊長並幾多部下の英靈に對し、自らの責を詫び、且つ懇ろに回向して其の冥福を祈り、而して後、悠容自若として自決し、以て父祖傳來の武士道に殉す、聞道（キクナラク）少佐は微笑を湛えて瞑れりと、さもありしならん、げにさもありしならん、何ぞ其の死ののどかなりしことよ。

余、曾て、戰場生殘りの勇士に聞く、戰鬪正に酣にして彈丸雨と飛び交ひ劍戟秋の芒と亂れて、戰機の絶頂に達し、興奮勇躍、無我の境地に在りて、只々敵を屠り仆さんてふ一念の外なく、無二無三に敵陣に突進して身命を捨つるは難からず。然れども一旦戰收まり平靜に歸しての後、徐に死に處せん事は蓋し難中の至難事なりと、然れども少佐は能く之を爲ししのみならず、其の死は洵にのどかなりき。

又葉隱は誨ふ「當座の腹は切るれども、冷腹は切れぬものぞ」と、少佐は到底尋常人の夢想だもせざる冷腹を切りたり、而も其の切るや實に美事なりしなり、爲すべき事の一切を爲し果てて、從容として笑つて死に就き、實に

のごかにしてほがらかに死せり、豈に驚嘆せざらんと欲するも能はざらんや。少佐は、實に葉隱の誨を如實に躬行したる一人者にして、而も葉隱の誨を超越したりと謂はずんばあるべからず、あゝ偉なる哉、あゝ壯なる哉、悲壯何物かよく之に加かん、歎嗟の感、讃美の情交々胸に迫りて筆を呵するに由なきをいかにせん。

少佐自決の報一度傳はるや、世を擧つて驚嘆し、「日本固有の武士道は仍ほ嚴として異彩を放つ」と、中外齊しく其の壯烈悲絶を讃嘆景仰すると共に少佐に對する同情翕然として集まり、恩賞、進級、靖國神社合祀等、國家が少佐をして名譽の戰死者と同等以上の恩典に浴せしめられんことを希圖するの熱誠、期せずして國民の間に澎湃として漲り興りしも、國家は尙未だ其の恩典に浴せしめず。然れども退いて考ふるとき、國には夫々の法あり規ありて、之を遇する事能はざるに因るならんか、夫れ或は然らん。之れ亦實に已むを得ざる所なるべし。

仍て吾人をして忌憚なく之を言はしむれば、啻に形而下の恩典、必ずしも少佐の遺烈を飾る絶對のものならざるべく、又、必ずしも少佐の亡靈を慰めて剩りあるものにもあらざるを信ず、即ち恩典に浴するも將又浴せざるも、少佐の遺烈は、千秋に赫々として國民精神の上に、陸離たる光彩を放つべく我大和民族の心靈上の一大指針として、千古に不言の教訓を垂れてありあるべければなり。

要は、須らく少佐の心事を後人の心として、吾人及吾人の孫子をして、精神的に永遠に之を肝銘し、之を感憤し、之を偲び、之を龜鑑として承繼し、心靈界の一大指針たらしむる事こそ、眞に少佐の英靈を慰め、少佐の心事を悠久に生命あらしむる所以ならんを信ず、人爵夫れ何すれぞ、よく崇高にして奕々乎たる靈界劫久の照爛たるに加くものあらんや。仍ち少佐の心事を我帝國と共に無限に繼承するの道を講ぜざるべからず、之れ少佐を景仰し、少佐を慰むる所以なるべし、少佐は之れによりて　必ずや地下に微笑む事を得べ

けん。

余は少佐と郷を同くし、且つ本書鍋島論語葉隠の精讀躬行を忝す、茲に本書の改版に際し、其の事績の概要を輯錄し、以て之を後昆に傳へ、併せて敬弔敬頌の至誠を捧く。

昭和九年一月二日筆硯を清くして中村郁一謹て之を記す

空閑少佐略傳

陸軍歩兵少佐空閑昇君は明治二十年十二月十八日を以て佐賀縣佐賀市水ケ江町空閑正倚翁の家に生る、陸軍士官學校を第二十二期に卒業し、明治四十三年十一月二十六日初めて陸軍歩兵少尉に任官、累進して少佐に任せられ、上海事變に際し金澤第〇師團歩兵第〇聯隊の大隊長として出征し、昭和七年二月十四日呉淞に上陸爾後各地に轉戰して功あり、同二十日午後四時三十分支那軍中驍勇を以て鳴る第十九路軍の扼守せる強壘江灣鎭の西端附近を攻撃すべしとの旅團命令を受け、直に夜襲を企て、悲壯なる決意を以て、葉隱の一節（此の一節も少佐の遺品袖珍鍋島論語葉隱に特に朱點を施しあり）を織り込みたる。

大隊訓示

我等男子は戰場に於て勇猛果敢に行動し、例令、後日、他人より某は其の期を早まり過ぎたりと批判を受くるとも、彼は臆病なり、未練なりし等の批判を受くるは、古來日本男子の大なる耻辱とせし所なり、夫れ人の死期を適當に選ぶは極めて困難なるものなり、死機を逸する事なかれ、國軍の名譽の爲、大隊長と一つ心になり奮勵努力せよ、今や時は正に午後七時二十分なり、愈々之より夜襲の途に就かんとす。

と訓示し、直に進撃し、惡戰苦鬪數晝夜に亘りて終に重傷の爲仆れしが、敵陣に收容せられて蘇生し、かりの世をから國人のなさけにて今日も空しく暮しつるかな」と、無念の涙を呑んで、あるに甲斐なき日を送ること二旬餘、再び我軍に歸還することを得、公私一切の後事を處理し

たらちねの親の教を守りてぞ、弓矢の道を我は行くなり
あた花の稔る日もなく淋しくも、散り行く今日ぞあはれなりけり
武運拙負傷爲虜　武人不名譽過之　惜名是則武士道　我不忘武士本領

の辭世と心事を披瀝せる遺書十餘通を留めて、同二十八日午後二時十五分戰跡を訪ね、故聯隊長其の他戰友の靈を懇ろに弔ひて後、思出深き奮戰の地、即ち少佐が曾て死すべかりし地點に於て、從容として自決し、空閑家傳來の武士道に殉し、日本武人の精華を發揚して範を永く後世に垂れたり、あゝ悲壯なる哉、少佐の死、蓋し遺烈は千秋に輝きて剩ありと謂ふべし。

余年齒徒に君に長ずれども、氣魄遙かに後輩なり、茲に滿腔甚深の敬意を表し、再び謹弔敬頌の誠を捧ぐ、

本節中訓示に關する部分は昭和七年五月六日附佐賀日報所載堂島中佐の講演に依るものなり。尚當時の文獻の中なるもの二三を左に輯錄して、少佐の全貌を偲ぶ資料とし、之を後昆に傳へんとす、而して其隊誌の卷末に故人は斯く念記せるものあり曰く「（上略）且つ好事の人ありて斯かる事共書き加へなば猶々然るべき事なるべし」と、仍ち余が少佐の事蹟を輯錄して後世に貽す事、敢て必しも僭越にあらざるを信ずるなり、請ふ幸に微衷を諒とせられん事を。

◎上海派遣軍司令部發表　昭和七年三月二十九日附

故歩兵第○聯隊大隊長陸軍歩兵少佐空閑昇は昨二十八日午後二時十五分江灣鎭西北側舊戰場において自殺せり、事のこゝに至りし顛末を發表すること左の如し。

◇

一、二月二十日空閑少佐の指揮する歩兵第○聯隊第○隊は、第九師團第一線大隊として江灣鎭附近の敵を攻撃しありしが、同夕刻歩兵第○團命令に基づき江灣鎭東端に兵力を集結し、爾後江灣鎭西北方の敵を攻撃すべく前進中、九時頃嚴家樁（江灣鎭西端より北方三百メートルの小部落）東方約二百メートルの地點に達せし時、俄然江灣鎭の敵陣地より射撃を受けて對戰し、爾來二日間死傷相次で續出せるも奮戰力闘以て戰闘を繼續し、數次にわたる敵の逆襲と銃砲火集中射撃とにより幹部以下ほとんど死傷し、大隊長もまた胸部に貫通銃創並に手榴彈の爆撃を受けて瀕死の重傷を負ひ人事不省に陥り二十二日拂曉遂に敵の爲め收容せられ、爾後南京に收容中我官憲の斡旋により三月十六日上海に歸還せるものなり。

◇

二、軍においては少佐歸來後嚴密なる調査を行ひたるに以上の事實明白にして、事情眞に止むを得ざるものと判定し、爾後上海兵站病院に收容し傷部の加療中なりしが本月二十八日はたま／＼林聯隊長の四七日忌戰歿部下將校以下の五七日忌に相當せるを以て親しく林聯隊長の墓前に詣で多數の部下を失ひたる罪を謝し、舊戰場に前記戰

殘存部下勇士の靈を弔ひ、その冥福を祈り、かつて自ら奮戰力鬪せる思出深き地點において從容として自決せり。

◇

三、少佐俘虜となりし事情前述の如く全く武運に恵まれざるものにして、狀況眞に止むを得ざるものあり、而も敵手にある間自殺せんとすること數次に及びしも、常に監視嚴重にして其の目的を達せず、其の忍ぶべからざるを忍びて歸來せる所以のものは實に國軍を思ひ、部下を思ひ一切の事情を明白にし、全責任を一身に負はんがためにして、その自決は少佐の胸中既に決しありしなり。

是れ蓋し少佐が歸來後陳述せる當時の戰況、戰鬪詳報及び功績調査の完成後任大隊長に對する申送り等一糸亂れず一切の後事を清算せる結果に徵するも明かなり。

◇

四、少佐は性豪毅にして氣節あり一朝俘虜の身となるもつひに武士道を忘れず、その遺書中の一節に「自決するに武士の禮に從ひ腹十文字に切腹致し度候も御承知の通り少佐の軍刀は奮鬪の結果刀尖折れ刀身鋸の如く鞘に收申候處拔けざるやうに相成申候、拳銃を使用する事に致し度く候間その邊御含み取被下度候」とあるに徵しても明なり、また戰場において彈丸雨飛の間死所を選ぶは比較的容易なるも、少佐の如く平時冷靜時において分秒一切を處理し、從容自若死を見る事歸するが如き行爲は眞に武士道を解し修養を積める士にあらざれば難しとする處少佐の遺績中、上官、先輩に致せる十四通の遺書に理路整然一糸亂れず、筆跡書體に平常と異ならざるものあ

り、以てその覺悟と修養の尋常一樣にあらずして、その死は國軍のため、はたまた國民精神作興のため、寄與する事大なるものあり、武士道いまだ亡びずと謂ふべし。

◎調書に脈打つ温情

軍法會議に提出されたる空閑少佐の調書は前原旅團長自ら三十數枚の原稿に詳細にわたつて認めたるものなりと云ふ、その手記たる結論文を擧ぐれば左の如し

空閑少佐はつとにその責任を痛感せるもので去る三月十一日捕虜として和橋鎭滞在中に一度自殺を企圖せしも機會を失して成らず、すでに三月十六日上海歸還後も内心深く決するところありしが前述の如く未整理に屬せし業務を逐次入念に整理しそれを完成せしむるとともに二十七日夜は終夜一睡もせず別紙の如く遺書十通（植田師團長、前原旅團長、○團參謀長、○○聯隊將校團、後任大隊長小川少佐、辻中尉、瀧谷主計正、嚴父、妻、子弟、外に頭髮と爪を入れた箱も一個）を墨痕鮮やかに認め、二十八日午前は自己の所持品軍用行李居室等一切叮嚀に整理し、同日午後欣然として元の戰場に走りまづ故林聯隊長戰死の木標前にぬかづき自己の不覺を陳謝するとともに懇ろにその冥福を祈つた、つゞいて自己大隊の苦戰せし現場（嚴家宅）に至り自己の不德の致すところ多數陛下の赤子を失ひあまつさへ敗戰の汚名を受けて軍規の光彩に汚點を殘し聯隊の偉名を損ぜしものとして衷心謝意を表し一死なほその罪狀を償ひ得ざることを念出した、かつて直立された「空閑大隊奮戰の跡」なる標柱の今は取去られあるその位置に至り從容自若として死についた、あゝ何ぞその最後の悲壯なる、吾人相共に武人の末

席に列しこゝに空閑少佐の心中を洞察して一掬同情の涙禁ずる能はざるなり、それ戦闘たけなはにして弾丸雨飛戦機激烈の間に疾驅して敵弾に倒るゝは易し、すでに戦機収まり今や平穏常に復した今日死を決するは蓋し難中の難にして眞に一死以てなほ償ひ得ざる責任を痛感するの勇士にしてはじめてよくなし得るものと云ふべし、しかも少佐は頑戦奮闘一度は死して死せず、不幸敵手に委ねられ捕はれの身として今日にやみその間なすべき事務はことごとくこれを果し處理すべきはあまねく處理し、毫も取亂した風なく實に從容として逝けり、それ正に武人の龜鑑にあらずして何ぞや。（原文の儘）

◎閑院參謀總長宮殿下の弔詞

故陸軍歩兵少佐空閑昇君夙に徳望を負ひ世の欽慕する所となる其の出でゝ上海の變に赴くや江灣鎮に戦ふこと數晝夜天君に幸せず而も善く苦境に處して苦節に殉ず、夫の劍電彈雨の裡に散るの花々しきものなしと雖士道を全くするに於て敢て異るなし誰か君の死を聞いて涙なからん『即ち君は善く其の死所を選むで過たず』永へに芳を千古に傳ふべし亦何をか憾まん英靈知るあらば來り饗けよ。（昭和七年六月十四日附佐賀日報より轉載）

◎荒木陸軍大臣の弔詞

誰か云ふ死は難しと死の難きに非ず唯死所を得るを難しとなす其の義を知て死所を得る者空閑少佐に於て亦之を見る君の大隊を提げて上海郊外の江灣鎮に戦ふや孤立無援の勢を以て折衝日に加はるの際に當り奮闘すること數晝夜身に重傷を蒙るも屈せず力竭て斃る其死せざるも命たり其救はるゝも命なり已に囚はれて後從容死に就き節義に殉ずる

に至つては軍人の本領にして眞に古武士に恥ぢざるなり其悲痛壯絶に萬衆を泣かしむべく英風以て千古に傳ふべし君以て安んして瞑すべきか今其歸葬に臨み哀悼の誠を捧げ英靈を慰む何くは享けよ。（昭和七年五月十四日附佐賀日報より轉載）

◎仰ぎ見る大和魂の眞價

空閑少佐が去る二十八日（三月）江灣西北側舊戰場において自刃したことは誠に氣の毒至極と存じてゐる、上海軍司令部からの報告によれば江灣鎭西北方の敵を攻撃し前進をつゞけ奮戰力鬪中胸部貫通銃創を受け瀕死の重傷を負ひ人事不省に陷り遂に敵のために捕虜となつたことは全く武運に惠まれざるもので眞に同情禁ずる能はざるものがある、しかして一朝俘虜の身となつたがわが皇軍の光輝ある名譽を重んじ武士道の眞精神を守りその責任を痛感して一切の清算を明白にせんため自決せられたものと信ずるがその心事は極めて崇高なるものがあり、苟くも日本軍の本領は退却といふことは斷じて許さぬ、城を守れば城を枕に討ち死し、艦もて戰へば海底の藻屑となるの決心でなければならぬ、戰鬪の心得は戰勝か死かたゞこれあるのみ、また最も勇敢なる將士を見殺しにするな、決死を以て助けよ、この信條を堅く守るところに大和魂の眞價が躍動してゐるのである、思ひをこゝに起して空閑少佐が自決に先だち聯隊長林少將の墓前に額づき多數の部下を失ひたる罪を謝し併せて戰歿した部下勇士の靈を弔ふてから冷靜に公私一切を處理し從容自若として自決したことに對してわれ〳〵は戰死者と同じ氣持を以て見なければならぬと深く信ずるものである。（荒木陸相談、正義人道の師、上海戰鬪史春日靖軒氏著に依る）

◎空閑少佐

（上略）

甘介瀾　實に然うです。その點は……………考へさせられます。

少佐　捕虜の身分で、こりや少し長廣舌にわたつたね。はゝゝはゝ。何分にも僕の出生地が、大隈侯の生れた佐賀だ。勘辨したまへ。はゝはゝ。

甘「いえ、私こそ……多大に利益するところが有ります。

少佐　續いて聞きたいが……君は今一人の誤つたる道徳は、人類全體の爲に破らねばならぬと云つたがあれは何ういふ意味だつたらう。僕の固守せんとする軍人信條が誤つてゐる……とでも云ふのかね。

甘　然うです誤つて居ると云ふよりは囚はれてゐるのでせう。

少佐　囚はれてゐると云ふのは、日本の武士道精神に囚はれてゐると云ふのだらうが……然うかねえ。然う見えるかねえ……

甘　わたくしは日本に留學中多少日本の武士道に就て研究したつもりです。そして其の特長や美點は無論認めてゐますが、同時にその缺點をも指摘し得ます。先生は、日本武士道精神のうちでも、最も頑固な最も嚴重な佐賀の葉かくれ論語の教育をうけられた人であるから、或はわたくしの説など一笑に附せらるゝかも知りませんが、日本武士道には或る甚だ性急で、偏狹で、そし

ご甚だ見得坊なために、冷靜なる論理的考察をさへ忘却してゐられる點が有るやうに考へられます。

少佐　と云ふ點は――？

甘　先生は捕虜であると云ふことを極端に恥辱としてゐます。その恥辱をすゝぐ爲には、あなたは自殺より外に救はるゝ道がない様に考へてゐられます。

少佐　然うです。死にたいと思います。こゝで君等にさまだげられて死に得ざれば、わたくしは何處かに自分の死場所を求めなければなりません。

（中略）

磯部　然し査問會が君の潔白を認めた以上、君はその結果を公表して、自己の潔白を世間に主張する必要があると思ふ。いや責任が有り、義務があると思ふ。

少佐　繰返して云ふが世間は世間自分は自分だよ。

磯部　君は、金澤の留守宅にゐられるお父さんの話を聞かんか。

少佐　（愕然として）磯部父はもう……遣つたのか。

磯部　え…………？

少佐　いや僕實は……父がやつた夢を二度程見たのだ。

磯部　君も葉がくれ論語に養はれた佐賀藩士ぢやないか。理由なく加へられる恥辱と侮蔑はこれを取拂つたら何うだ。君が沈默を守り辯解をせん限り、世間の誤解は益々解けないと思ふ。家族や御親父の身になつて見いよ。堪

らんぞ。

少佐　君は今葉がくれといふ言葉を出したがねえ、いま最も深刻なる意味においての本を讀んでゐるものは、恐らく僕だらう。葉がくれの表面に從ふは易く、あの本の眞意を捉へるのは難かしい。僕は單純なる葉がくれ讀者にはなりたくないのだ。

磯部　ちよつと、誤解が有つちや困る。葉がくれ集には武士は他人の疑惑をうけたる際には、理非を問はず先づ死ねと教へてゐる。今の君に、僕はそれを勸めるのではない。正當なる手段をもつて、君の汚辱を拂へ、君の家族を安心させろと云ふ意味だ。

少佐　兎に角ねえ君、僕の今しみじみ考へてゐる事は、僕は僕の自由意思をもつて、自分の行動を支配して行きたいといふこの一事だ。云ひ換へれば、人生を行當りバッタリに送りたくない、自分の行動には、自分自身で作つた設計圖がなくてはならぬといふことだ。が、それがなかなか難かしいのだ。少くとも、それには二段の準備がある。第一には、その完全なる誤りなき設計圖を作ることだ。

第二には、その作りたる設計圖によつて、誤りなき行動をつゞけて行くと云ふことなのだ。僕は今其の設計圖によつて、誤りなく自分の義務を果しつゝあるのだ。（下略）

（以上昭和七年七月號「キング」掲載、眞山青果氏作「空閑少佐」より摘錄）

◎葉がくれ論語

空閑少佐

（上略）

あゝ、遂に少佐は日本の武人として最もいやしむべき辱めをうけねばならなかつた。

少佐は舊佐賀藩士として、父正尙翁から葉がくれの教育をうけて居る。

葉がくれとは何だ？武士道の經典だ！寶永年中鍋島家中の田代陣基が石田一鼎の言葉を書き連らねて（編者曰く石田先生の教へを受けた山本常朝先生の談話の誤り）『葉がくれ集』と名付けた。丁度孔子の弟子が孔子の言葉をまとめて『論語』を編んだやうなもので一名『佐賀論語』とも云はれて居る。葉がくれは、少佐に何を教へてゐるか——

『二つ一つの場合は早々死んでのけろ、それでもう仔細はない、圖に當らぬと、人は犬死たなどと云ふがそんな計義立ては後になつての世迷ひ言だ。

二つ一つの場合、圖に當るかどうか、そんな事が分るものぢやない。我れ人ともにひとしく死ぬよりも生きる方が望ましいので、その好む處に理がつくのである、もしも圖にはづれて死んで犬死だ、狂人だと呼ばれてもこれを腰ぬけに比べれば少しも恥辱にはならぬ、是が武道に於ては、先づ間違のないところである………』

簡單だ、率直だ、明白だ、そこが日本の武士道の眞髓だ。

少佐は明治四十三年十二月始めて步兵少尉に任官して富山の第六十九聯隊附になつた時からふかく心に刻みつけ

である。

（臆病者！）

捕虜となつたら最後一圖にさう見られる、それが何としても彼の我慢の出來ない點である。

（死ね、死ね、早く死ね！）

葉がくれは、かれを一時も早く死の世界へ導かうとしてゐる。

だが自分で自分の身を自由にうごかすことの出來ぬ重傷の少佐は、死なうとしても死ぬことが出來なかつた。

昂奮のあまり、少佐は又意識が朦朧となつた……（下略）

（屹度少佐は自殺するであらうさうなつては折角自分が助け出したのが水の泡となる）

參謀はひたすら少佐を助けたさの一念、それ以外に何もなかつた。南京衞戍病院に送りとどけてからもただ一すら少佐の身邊を警衞させて少佐に自決の機會を與へなかつた。

三月十日、陸軍記念日！

この日少佐は愈々自決しようと覺悟した。彼が出陣の際ふところにして來た「葉がくれ集」は今朝も彼の手にあつてくりひろげられた。

その誓願の言葉に、彼の視線は落ちてゆく――

一、武士道においておくれを取り申すまじきこと。

一、主君の御用に立つべきこと。

一、親に孝行仕るべきこと。

一、大慈悲をおこし人の爲になるべきこと。

此の四誓願を毎朝神佛に念じ候へば、二人力になつて、あとには戻らぬものなり。しやくとり蟲のやうに少しづつ先きへ先きへとにじり申すものにて神佛も先づ誓願を起し給ふなり。

少佐はこの誓願を口の中で默誦してゐたが、この刹那、とりわけて彼の頭にひらめいたのは最後の一齣である。

[1](自分は江灣鎭攻撃の激戰に於て斷じておくれをとつたとは思はぬ。武運拙くして死所を得ずして敵の手に收容されたが力盡るまで戰つて、戰つて、戰いぬいた、

[2]天皇陛下に對し奉り御用にたつべき樣に心がけて參つたのは申す迄もなく親[3]に對しても不孝をした覺えもない……そうだ大慈悲心[4]を起して人の爲になる樣にと、平生心がけては來たが今はどうだ、大事な部下の爲に、自分は生きねばならん、萬事休す、此く永らへて居る以上、早急に一命を捨てることはならん、自分には指揮官として戰闘の眞相を明にし、君國の爲に戰つた勇敢なる部下の公平なる勳功の審査をせねばならぬ重大な責任がある……これを果さなかつたら 陛下の軍人が、いかに勇敢に、いかに壯烈に、戰闘に從事したが、空しく闇にうずもれ果てる。後世に傳はらぬであらう、自分は、こゝはどうしても死なねばならぬ處だが、忍び難きを忍んでも一度本隊へ引返して、而して後、果すべき責務を果し終つて死に就かう！可愛い部下の爲めだ、自分の指揮通りに手足のやうになつて働いてくれた兵隊の爲だ、生きよう！涙をのんで鐵のマスクをかぶつてそれ迄は生きよう)

雪のやうな純白なベツトの上に打伏になつた少佐は……泣いてゐた。引きちぎれそうな心臓をぐつと押しつけて

眼をつぶつて泣いてゐた。

枕もとの花瓶の寒椿の花が萎れてガツクリなつてゐる。

人氣のないまこと物しづかな病室の朝である――。

（中略）

さびしかつた奥の座敷には、故少佐の肖像が安置されて香煙るゝと、糸のように立昇つて居る。

茶の間では正倚翁が、今折角二合半酒を傾けて輕い醉がほんのりと眼蓋をあかくした。

『電報！』

門前に聲あり。翁がやをら立つてこれをうけとると、福岡の知人栗木武三氏より翁にあてたる弔電であつた。

ツヽシンデハガクレブシノセイカヲハツキシタルレイソククガセウサノサイゴヲトモセウ

（以上昭和七年六月號富士掲載空月紫峰氏の「爆たり武士道空閑少佐」より轉載）

嗚呼肉彈の三勇士

本全集改撰の校正中、上海事件の爲に出動せる久留米第〇〇師團の工兵一等兵佐賀縣神埼郡出身江下武二氏、長崎縣北松浦郡出身北川丞氏及同郡出身作江伊之助氏が、廟行鎭攻撃に從ひ壯烈なる戰死を遂くるの報を傳ふ。曰く三氏は共に點火したる爆彈を身に纏ひて躍進し、所謂眞の肉彈となりて敵の鐵條網を擊破すと、蓋し日本陸軍戰史は勿論全世界の陸戰史上空前未曾有の事に屬すと云ふ，何ぞ其の最期の忠烈悲壯なる。洵に鬼神を泣かしむるものあり。之れ實に葉隱の訓ゆる所にして、其の精神と合致し、其の眞髓を如實に實行したるものと謂ふべし，而して此の事象を地方的に見るときは、三人者亦孰れも葉隱思想を傳統的に享受せる肥前の產にして、特に江下氏の如きは、編者は年齒をこそ異にすれ、同鄕の譽を忝うす。事偶然なりとは云へ、葉隱の改撰中に此の事績あり、編者實に感慨無量、筆を投して嗟嘆せざるを得ず，幸に本書活刷中なりしに由り、此の事績を輯錄して、其の精神氣魄を後昆に傳へ以て永く懦夫奮起の龜鑑と爲し、併せて三氏の英靈忠魂を敬弔すと云ふ。

昭和七年二月二十五日

中村郁一謹識

因に當時の實況を知悉する資料として左に指揮官松下大尉の手記を轉載す。

○○第○○團は二月廿二日午前五時半を期し廟行鎭附近の敵陣地を奪取するに決した。廿一日午後四時四十分○兵中隊の一部は左翼方面を、森田○隊主力は中央主力方面を、碇○隊は正面の敵陣地鐵條網に突擊路の開設を命ぜられた。午後五時突擊路開設の命をうけた松下大尉は麥家宅において第○小隊長大島少尉、第○小隊長東島少尉及び機械係を集め、急造破壞筒により第○小隊（○分隊缺）をして森田○隊の正面に三筋、第○小隊（○分隊缺）をして碇○隊の正面の五筋の突擊路開設を命じた、すぐに準備は初められた。午後六時○隊長は兩小隊長以下補助隊員全部を集め中隊命令を下し訓示を與へ、陣中で漸く手に入れた支那酒を酌み交して訣別だ。背嚢入組品の整理をして後事を戰友に託していよ／＼出發だ。兩小隊は第一線兩○兵隊の突擊陣地に分進し當面の○隊と協定を終り拂曉午前五時前後未完成の突擊陣地または破壞起點に達し待機する、この夜は陰曆十七日、月は時々雲に覆はれ勝ちだが數十メートルは明かに透視し得る程度だ。敵陣地は十日餘りを要して構築せられ鐵條網をもつて圍まれ殊に碇○隊方面

廟行鎭陣地　はこの方面の支撑點らしく外壕まで備へ、陣地前は濃密なる側防の火網を編成し殊に昨夜來の準備は嚴重を加へ側防火をもつて間隙なく制壓してゐる。第○小隊

方面には午前五時ごろ敵は依然猛射をつゞけてゐたが、發覺されることなく遂に突撃陣地前方約數十メートルの鐵條網に達した。まもなく第〇、第〇の二組が交代すると見るや戰場を震駭する爆音とともに鐵條網の飛散するを認めた。未だ點火を終らぬ中央の第二組は一度は風力で打ち倒され土砂を浴びせられたが再び起上りて點火した。かくてこゝも數秒遲れて一大爆音とゝもに爆破し、こゝに完全に約十メートルの突撃路を開設することが出來た。思はず歡喜のあまり萬歳の絶叫だ。續いて待ちかまへた森田〇隊は突撃を敢行、つひに廟行鎭南方の敵陣地を奪取することが出來た。一方第〇小隊方面においては午前五時小隊長は第一班長馬田軍曹の指揮する第一、第二、第三組をして煙幕を構成して出發せしめたが、この煙幕は最初はその前進を掩護したが次第に稀薄となつた。敵前數十メートルの地點だから忽ち敵にさとられるところとなり敵の猛烈なる銃砲火が浴びせられた。こゝにおいてわが兵は悲壯な敵前强行破壞を初めた。第一組は三名中濱川上等兵まづ倒れ、川崎一等兵ついで負傷し、殘る持田一等兵は

單身破壞筒を携へ突進したがこれまた傷き倒れる。第二組は發進とともに中場一等兵倒れ、山崎一等兵も彈丸を身に受けつゝ破壞途上に打ち倒れ、第三組はこれまた發進まもなく林田一等兵倒れ、野口、阪井兩一等兵は重傷といふ有樣で三組ともこの壯圖むな

しく挫折するに至つたが、幸ひこの時朝霧やゝ濃く閉せるをもつて好機逸すべからずとたし、小隊長は最後の手段として障害破壊を命じ忽ち三組が編成され、宮崎上等兵の第一組内田伍長の第二組、吉森伍長の第三組は各々卅メートルの間隔をもつて匍伏して前進を初めた。まづ小隊長は豫備班長内田伍長に作江伊之助一等兵の指揮する第一組および北村一等兵の指揮する第二組に強行破壊を命ず。命をうけた内田伍長は、この情勢では到底破壊筒を鐵條網に挿入した後點火するひまなきを見、最後の手段たる爆薬を點火したまゝ抱へて鐵條網とともに粉砕するの

悲壯極まる

覺悟をきめ各自破壊筒に點火し敢然鐵條網に突入することとした。この時第一組の三名、江下武二、北川丞、作江伊之助各一等兵は率先して自己の抱ける破壊筒に點火するやそれを自身が抱いたまゝ勇躍鐵條網に突撃し、點火せる破壊筒は突入とともに爆破しこの三名は遂に鐵條網とともにわが身も木つ葉みぢんに粉砕されてしまつたのだ。しかしこの尊い犠牲のため幅十メートルの突撃路二條を開設し得たのだ。また第一班長たる馬田軍曹は、指揮する三組ともが破壊に失敗したのを遺憾とし、自ら手榴弾數個を投擲し敵のひるむひまに單身鐵條鋏をもつて突入、鐵條網を破壊し突撃路を開き、もつて三突撃路を開設し我〇〇隊の突撃を促し遂に堅牢廟行鎭の一角を占領した（昭和七年二月貳拾八日附大阪毎日新聞より轉載）

苟しくも戰場にたつ以上、何時、敵彈にやられぬとはいへぬが、殊に日露役の旅順口の惡戰苦闘は周知のこと▼突撃また突撃、出るもの悉く死傷し、未曾有の犠牲を拂つたが、それでも九死に一生を得て櫻井少將に「肉彈」の著あり▼爆藥を身につけて點火しながら敵の鐵條網へとびこんだのは、元より九死に一生なく、前後を通じかゝる異例は恐らくあるまい。一切の觀念はこの行動に對して雲散霧消す。忠烈とも壯絶とも形容いたすべき文句がない▼たゞ「絶」の一字が、せめてはこれを現はすの外ない▼一切の戰死者を通じて捧げる弔意に輕重はあるべきでないが、三勇士の爆死は特に一段と深厚な弔意を捧げるだけでは濟まぬ氣がする。まさしく軍神として祀るべきだ（中略）「九州男子の膽ッ玉」と一括していへば、ソレまでぢやが、分類すれば種々な地方色がある。然れ共、三勇士は最も明白に佐賀色を體現した▼佐賀色の近き淵源は鍋島藩の「葉隱れ教育」にありとみるが▼葉隱れ主義の祖述するところ甚だ疎豪ではあるが、今時の軍隊でいふ攻撃的精神をハチ切れるほど盛りあげた內容を所有し▼たとへば戰場で首を討たれ候時は、わが首は敵の咽喉へ嚙みつき候へ、といつた調子であり▼況んや爆死三勇士は葉隱れ主義の露堂々、もつて地方の異色となすより全日本がもつ強き誇りだ▼「一落椿惜む心に繫ぎけり」。（昭和七年二月二十五日附大阪朝日新聞天聲人語）

難句略解

本文中に表はれたる、方言・難句の類にして、簡單なるものは本文中に、割註・略解を施したるも、稍複雜なる註釋を要するものは、特に本欄に收輯し、註解を加ふることゝせり。

（四字イロハ別順）

罰こき…こきは接尾語に類し罰あたり…罰を蒙る…等に同じ。語勢を強めて言ふ場合の方言なり。

はまる…るはらりるれと四段に活らき、決心…決定…物に熱中する…努力する…等の場合に言ふ方言なり。

逃げ尻…臆病にして半ば逃げ出したるかたち…逃げ足たちし場合等に、語を強めて言ふ方言なり。

ほがす…貫徹する…貫き通す…穴を穿つ場合等に等しく言ふ語なり。

ほしめかす…そゝのかす…教唆…煽動…けしかける場合等に言ふ方言なり。

へらはり…淫亂なる女の稱にして俗に言ふ助平女に同じ、今時佐賀には此の方言存せず。然れども鹿兒島の或地方には現に存すと云ふ。

どうなり共…孰れにか…どんなにか…孰れになりともの意。

研きはしらかす…研きすます…水もたまらぬ樣に研きなすの意。

どしめく…ぶたぴしと騷ぎ廻る…轟めく…等の語に類し適譯を見當らず。

ぬらり…滑りにてひき締りたることなきを云ふ、轉じて氣概なく又意氣地なきを云ふ。

思ひこなす…思ひなす…一緒に思ひ込む…等の意に類す。

押したくり…押し下りの意？…押したくりと清音の場合も同じ、又人を押し倒さんとする場合等にも用ゆ。

◉わるさ…悪作(ワルサ)にして悪戯…戯：いたづら…悪洒落等の場合に言ふ。

◉わる雑談(ザツダン)…悪雑談…筋のよくなき雑談…駄洒落…わるき戯等を云ふ。

◉かろう…かるひは、はひふへと四段に活用し、背に負ふことを云ふ方言なり。

◉堅(カタ)くれ賤(イヤ)しく…かたくなにして賤し…頑固（頑冥）にして賤劣の意。

◉からかふ…本來はあらそふ又はあらがふの意なれども轉じて幼年の子供などを長者が面白半分に戯にあらそふ場合、いぢめて爭ふ場合等に言ふ。

◉がたつく…どしめくに相似たり、…犇めく、…がらめく……。騒ぐの意。

◉合點(ガッテン)…がつてんと訓む、ゑとく…心にうけとる事。

◉かまち…框より出でたるものにて、かまちなしなどゝ云ふは、引きしまりたるところなき人に云ふ。

◉がたひし…差障り多くして、此方にも彼方にも、當り障りのみなるを云ふ。

◉よくよくの場合…萬已むを得ざる場合の意。

◉だゞを踏む…駄々をこねる…我儘我意を通す意。

◉反的(タンテキ)…たんてきと訓む…まのあたり…さしあたり…さしせまつての意。

◉そげ廻(マハ)る…あばれ廻る…亂暴をする意。

◉そゝめく…耳語…さゝめく等の意、又騒しくす、そよ〱とひゞくこと。

◉ねまる…腐敗…酸敗…饐(スエ)る場合等に用ふる方言。

◉成(ナ)りたがる…成らんことを渇望する…成らんことをあせる…又懸望する意にも用ふ。

◉うどんげの仕合せ…僥倖、思ひがけなきこぼれ幸…此の上もなき又再びする能はざる仕合せの意。

◉うかつげに見ゆ…迂濶氣に見ゆ…迂濶らしく見ゆと云ふ意。

◉打(ウツ)ぺづる…打へづる…へぎて取る…薄くとる等の意なるも語の勢を強くする場合に言ふ。

◉うんねまる…ねまると云ふ場合に、語の勢を強くする爲にうんを加へて言ふ方言。

(參)のうぢ…效能…效果…價値…きゝめ等種々なる意に用ふ、能地(ノウヂ)の意なるべきか。

(參)のめづら…滑面(ヌメツラ)と云ふの意か…廉耻心、名譽心、氣概等なき者のつらつきを云ふ方言。

(參)のだたぬ…伸び立たぬの意…又能立(ノウタ)たぬの意か…立身出世せぬを云ひ、又子供などのよく成長發育せぬ場合などにも用ふ。

(參)ぐどつく…愚圖々々する意…はつきりとせない意…進捗せざる意…等種々言ふ。

(參)供日(クニチ)…くにち(くんちと發音)と訓む、氏神の秋の祭禮秋の實りの新穀を供へて、祭りをなす日と云ふ意なり。

(參)風毛者(フウケモノ)…ふうけものと訓む、馬鹿者、…たわけ者…間抜けたる者と云ふに同じ。

(參)浮立(フリウ)…ふりうと訓む、一種の催にして、數十人多くは數百人、隊を組み、神前に舞樂す。午頭牛頭等の假面を被るもあり、甲冑を纏ふもあり、揃の衣裳著け、或は假裝をなす等、所々にて其の趣を異にす。鉦、大太鼓、小太鼓、笛其の他の鳴らし、面白く囃し立て、其の調子につれて、身振面白く身を踊し練り歩く、身振や囃の調子も亦差異あり。肥前國獨特の風習演技なり。

(參)筆(フデ)つえず…筆潰えずの意…筆つかひが潰裂せずの意。

(參)虎口(コクチ)…こぐちと訓む、自己の責任、…一人前の盡し前等の意にして虎口前と云ふは一人の責任負擔額と云ふに等し、小口前の意か。

こなす…強き者が弱き者をいぢめること。

(參)えせ中…僻仲…仲よくも見えぬ肚裡仲…似而非なる肚裡仲の意。

(參)えせかたき…僻堅氣…似而非なる堅氣…えせ中參照。

(參)てばしこき…手早。てばやし……することが手早しとの意。

(參)當介(アテカヒ)…あてがひと訓む、宛行にしてあてゝ行ふ…あてゝ渡す…みはからひ等の意にして、本文中當介家老たどゝあるは、家老職をあて行はしめらるゝ人を云ふが如し。

酒だらけ…だらけとは…ばかりのみと云ふ意、酒ばかり…酒のみ…酒ならざるはなしの意なり。

さびしき人…嚴格なる人…又苛酷なる人…慘酷なる人等の意に用ふ。

きたな崩し…見苦しき崩し方…醜體を現はして崩すこと。

ぎすとも…ぎすとも動かぬなどゝ云ふは、物の堅牢嚴重にして、些の搖ぎもせぬ場合に言ふ方言なり。

しかしか…碌々…碌に…思ふ存分にの意。

しほたれくたびれる…しほたれば、思ひにしづむかたちにして、くたびれは、疲勞の意なり、意氣消沈…顏色憔悴…等の意に近し。

仕廻口（シマヒクチ）…しまひ口と訓む…最終…物事の終了間際…成就間際…竣工振等の意に用ふ。

ひようすかす…なだむる…おだてる…御機嫌をとる等の意に用ふ。

せく…せきせくと活用し、焦（アセ）る、せき込む意。

すら笑ひ…そら笑ひ…虚笑。

すくたれ…意氣なし…無氣力者…自重心に乏しき者……氣慨なき者…怯懦なる者…臆病にして廉耻心なき者等を指して云ふ方言。

ずめく…靈感…さむけだつ…ぞつとする…みの氣いよだつ…膚に粟を生ず…等の意に近き方言なり。

鍋島論語

葉隠 大尾

鍋島論語葉隱全集奥付

明治三十九年三月二十三日　抄錄出版
明治四十四年二月十五日　同第二版
大正五年十月三十一日　全集印刷
大正五年十一月三日　出版
大正六年三月三十一日　同再版
大正七年三月五日　同三版
昭和七年三月二十五日　改撰四版
昭和九年一月三十日　改撰五版

並製定價金貳圓
特製定價金四圓

著作者印



著作者 發行者　朝鮮京城府東四軒町三八番地　中村郁一
印刷者　京城府太平通二丁目　番地　播本恒太郎
印刷所　京城府太平通二丁目　番地　大海堂印刷株式會社
發行所　佐賀市楠公社東通一六番地　佐賀郷友社（振替口座福岡八二三三番）
發行所 發賣所　佐賀市呉服町　大坪惇信堂（振替口座福岡六〇一番）

故關東軍司令官
陸軍大將元帥　武藤信義閣下題字

故　槐堂　中島吉郎遺稿

中村郁一修補

武士道の經典
葉隱の祖述者

山本常朝先生　全

發行所
佐賀市楠公通
佐賀鄉友社
振替福岡八二三三番

四六版　百六十頁
定價　三十錢
郵稅　四錢

内容

1 緒言　2 師父の教訓　3 時勢に對する憤慨　4 鍋島武士の本領
5 四誓願　6 武士と學藝　7 處世　8 修養
9 先生の歌學　10 先生の生涯　11 葉隱の祖述と其の感化

中村郁一著

鍋島閑叟

菊版　六百頁
定價　三圓

殘本僅少（乞直接申込）

櫨園　中村郁一著

鍋島直茂公

四六版　三百頁
定價　八十五錢

殘本僅少（乞直接申込）